

令和八年二月定例会

佐賀県議会

常任、佐賀空港・有明海・新幹線・
地域交通・高等教育機関問題対策等特別

委員会会議録

佐賀県議会事務局

令和八年二月定例佐賀県議会 目次

常任、佐賀空港・有明海・新幹線
地域交通・高等教育機関問題対策等特別

委員会会議録

月 日 摘 要 頁

三月四日（水） 総務常任委員会 一

中村委員長 五

会議録署名者指名 五

前田政策部長（予算案等に対する概要説明） 五

志波総務部長（予算案等に対する概要説明） 五

福田警察本部長（予算案等に対する概要説明） 六

木村雄一君（公明党） 七

（マリンアクティビティの創出7）

納富政策企画監 七

土井敏行君（自由民主党ネクストさが） 一五

（肥前鹿島駅周辺整備事業15 県立大学20 Society

y5・0推進事業25 DNA型鑑定不正問題28）

副島政策企画監 一六

前田政策部長 一九

日野政策総括監 二〇

松永政策企画監 二五

中嶋警務部長 二九

福田警察本部長 三〇

休憩 三一

開議 三二

中村委員長 三二

坂口祐樹君（自由民主党） 三三

（財政の健全性32 マイナンバーやマイナンバーカードの

活用37 高等専門学校42 県立大学45）

内田財政課長 三三

志波総務部長 三七

土井行政デジタル推進課長 三八

日野政策総括監 四二

林政策総括監 四七

徳光清孝君（県民ネットワーク） 四八

（佐賀県公安委員会会議録48）

高森警察本部総務課長 四八

岸川公安委員長 四九

中嶋警務部長 五三

福田警察本部長 五五

休憩 五七

開議 五八

中村委員長 五八

徳光清孝君（県民ネットワーク） 五八

（県職員の勤務環境58）

黒木人材育成・行政マネジメント室長 五八

堤人事課長 六〇

志波総務部長 六三

休憩 六四

開議 六五

徳光副委員長……………六五
中村圭一君（自由民主党）……………六五

（フェムケア休暇65 県立大学67）

黒木人材育成・行政マネジメント室長……………六五

中島政策企画監……………六七

休 憩……………七〇

開 議……………七一

中村委員長……………七一

三月五日（木）総務常任委員会……………七三

中村委員長……………七七

（現地視察）

中村委員長……………七七

採 決……………七七

継 続 審 査……………七七

三月四日（水）文教厚生常任委員会……………八一

古川委員長……………八五

会議録署名者指名……………八五

三月五日（木）文教厚生常任委員会……………八七

古川委員長……………九一

藤崎輝樹君（県民ネットワーク）……………九一

（いじめ91 不登校97 児童虐待100）

高山生徒支援室長……………九二

千綿こども未来課長……………九五

野田こども家庭課長……………一〇〇

原田寿雄君（自由民主党ネクストさが）……………一〇二

（司書県さが推進事業102 保健人材の確保108 周産期医療113）

高井まなび課長……………一〇三

野口教職員課長……………一〇五

山口学校教育課長……………一〇五

諸岡県民環境部長……………一〇八

内田健康福祉政策課長……………一〇九

野田医療統括監……………一二二

前山医務課長……………一二三

休 憩……………一二七

開 議……………一二八

池田副委員長……………一二八

中本正一君（公明党）……………一二八

（「心のサポーター」養成事業118 オストメイトへの支援

122 佐賀県産業廃棄物等の適正な処理に関する条例（案）

128）

田中障害福祉課長……………一二八

種村健康福祉部長……………一二二

佐々木循環型社会推進課長……………一二八

諸岡県民環境部長……………一三一

猪村利恵子君（自由民主党）……………一三一

（結婚支援131 幼児が健やかに育つ環境づくり136 未来に

つながる高校教育140）

千綿こども未来課長……………一三二

枕島教育振興課長……………一四一

古川委員長	一四五
休 憩	一四五
開 議	一四六
古川委員長	一四六
採 決	一四六
継 続 審 査	一四六
三月四日(水) 農林水産商工常任委員会	一四九
弘川委員長	一五三
会議録署名者指名	一五三
三月五日(木) 農林水産商工常任委員会	一五五
弘川委員長	一五九
下田 寛 君(県民ネットワーク)	一五九
(県内大学生の県内就職159 新規就農者に対する支援164 これからの企業誘致の取組169)	
野崎産業人材課長	一五九
井手産業労働部長	一六四
莊山農業経営課長	一六五
田川園芸農産課長	一六七
島内農林水産部長	一六八
田中企業立地課長	一六九
武藤 明 美 君(日本共産党)	一七二
(筑後川下流土地改良事業172 新基本計画実装・農業構造 転換支援事業176 さが園芸888運動の推進180)	
江口農山村課長	一七二
田川園芸農産課長	一七六

莊山農業経営課長	一八一
島内農林水産部長	一八七
休 憩	一八八
開 議	一八九
桃崎副委員長	一八九
定松 一生 君(自由民主党ネクストさが)	一八九
(プレミアム商品券発行支援事業189 農業者の減少への対 応192 施設園芸農業の振興対策197)	
横町産業政策課長	一八九
井手産業労働部長	一九一
莊山農業経営課長	一九三
田川園芸農産課長	一九七
島内農林水産部長	一九九
宮 原 真 一 君(自由民主党)	一九九
(コスメ国際カンファレンスの開催200 産福連携プロジェ クト事業203 産業人材確保プロジェクト事業206 大豆の 生産振興210)	
東コスメティック産業推進室長	二〇〇
川原ものづくり産業課長	二〇四
野崎産業人材課長	二〇六
井手産業労働部長	二〇九
田川園芸農産課長	二一〇
弘川委員長	二二三
休 憩	二二三
開 議	二一四

弘川委員長	二二四
宮原真一君(自由民主党)	二二四

(農地の集約214 飼料価格高騰対策215 林業の振興217)

莊山農業経営課長	二二四
石松畜産課長	二二五
吉良林業課長	二二八
吉良農林水産部副部長	二二九

休憩	二二〇

開議	二二一

弘川委員長	二二一

採決	二二一

継続審査	二二一

三月四日(水) 地域交流・県土整備常任委員会	二二三

富田委員長	二二七

会議録署名者指名	二二七

三月五日(木) 地域交流・県土整備常任委員会	二二九

富田委員長	二三三

石井秀夫君(自由民主党)	二三三

(佐賀県の移住施策233 国道四九八号久間地区の交通安全

対策238)

椿原移住支援室長	二三三
寺田地域交流部長	二三七
江口道路安全推進室長	二三八
横尾県土整備部長	二三九
八谷克幸君(自由民主党ネクストさが)	二四〇

(城原川ダム建設に伴う水没地域住民の生活再建と周辺道

路の整備240 福岡県との設計労務単価の差244 住民に身

近な道路や河川などの維持管理246 吉野ヶ里歴史公園の

今後の展望と「魅せる収蔵庫」の整備250)

前山城原川ダム等対策室長	二四一

天本道路課長	二四一

江口道路安全推進室長	二四二

横尾県土整備部長	二四三

川崎建設・技術課長	二四四

野口県土企画課長	二四七

小寺まちづくり課長	二五一

古川文化財保護・活用室長	二五三

丸尾文化・観光局長	二五五

休憩	二五六

開議	二五七

古賀和浩副委員長	二五七

野田勝人君(県民ネットワーク)	二五七

(SAGA2024そのあと257 厳木多久道路の無料化265

山を大切にする取組271)

尾鷲アスリート育成支援チームリーダー	二五七
田久保SAGASポーツピラミッド推進チームリーダー	二五八
日野SSP総括監	二六二
天本道路課長	二六五
横尾県土整備部長	二七〇
永田さが創生推進課長	二七二

富田委員長	二七六
休 憩	二七六
開 議	二七七
富田委員長	二七七
採 決	二七七
継 続 審 査	二七七
三月十一日(水) 佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会	二七九
石倉委員長	二八三
会議録署名者指名	二八三
(現地視察)	
石倉委員長	二八三
黙 禱	二八三
武藤明美君(日本共産党)	二八三
(九州佐賀国際空港283 佐賀駐屯地289)	
青山空港課長	二八三
古賀有明海再生・環境課長	二八五
寺田地域交流部長	二八九
山崎駐屯地調整室長	二八九
定松一生君(自由民主党ネクストさが)	二九一
(九州佐賀国際空港の平行誘導路の整備291 有明海の環境変化に対応したノリの安定生産の取組294)	
青山空港課長	二九一
横尾水産課長	二九五
青木一功君(自由民主党)	二九八
(佐賀空港の自衛隊使用298)	

山崎駐屯地調整室長	二九九
野田勝人君(県民ネットワーク)	三〇一
(有明海の漁業振興301)	
横尾水産課長	三〇一
古賀有明海再生・環境課長	三〇四
継 続 審 査	三〇六
三月十日(火) 新幹線・地域交通問題対策等特別委員会	三〇九
指山委員長	三一三
議 席 指 定	三一三
会議録署名者指名	三一三
参考人の出席について	三一三
休 憩	三一三
開 議	三一五
指山委員長	三一五
松下参考人(意見陳述)	三一五
徳光清孝君(県民ネットワーク)	三二二
松下参考人	三二二
桃崎祐介君(自由民主党)	三二八
松下参考人	三二八
休 憩	三四一
開 議	三四二
指山委員長	三四二
中本正一君(公明党)	三四二
松下参考人	三四二
弘川貴紀君(自由民主党ネクストさが)	三五一

松下 参 考 人	三五一
西久保弘克君(自由民主党)	三五七
松下 参 考 人	三五八
木原奉文君(自由民主党)	三六〇
松下 参 考 人	三六一
継 続 審 査	三六二
三月十二日(木) 高等教育機関問題対策等特別委員会	四〇九
一ノ瀬委員長	四一三
議 席 指 定	四一三
会議録署名者指名	四一三
参考人の出席について	四一三
休 憩	四一三
開 議	四一五
一ノ瀬委員長	四一五
山口 参 考 人(意見陳述)	四一五
中村圭一君(自由民主党)	四二四
山口 参 考 人	四二四
藤木卓一郎君(自由民主党)	四二八
山口 参 考 人	四二八
土井敏行君(自由民主党ネクストさが)	四三〇
山口 参 考 人	四三〇
原田寿雄君(自由民主党ネクストさが)	四三一
山口 参 考 人	四三二
下田 寛君(県民ネットワーク)	四三二
山口 参 考 人	四三三

古川 裕 紀 君(自由民主党)	四三四
山口 参 考 人	四三四
猪村利恵子君(自由民主党)	四三六
山口 参 考 人	四三六
休 憩	四三七
開 議	四三八
猪村副委員長	四三八
一ノ瀬裕子君(自由民主党ネクストさが)	四三八
山口 参 考 人	四三八
休 憩	四三九
開 議	四四〇
一ノ瀬委員長	四四〇
休 憩	四四〇
開 議	四四一
一ノ瀬委員長	四四一
土井 敏 行 君(自由民主党ネクストさが)	四四一
中島政策企画監	四四一
猪村利恵子君(自由民主党)	四四二
中島政策企画監	四四二
徳安私立中高・専修学校支援室長	四四三
久保政策企画監	四四三
中村圭一君(自由民主党)	四四五
山口学校教育課長	四四五
中島政策企画監	四四六
藤木卓一郎君(自由民主党)	四四七

中島政策企画監	四四七
日野政策総括監	四四七
前田政策部長	四五一
古川裕紀君(自由民主党)	四五三
中島政策企画監	四五四
日野政策総括監	四五四
久保政策企画監	四五五
下田寛君(県民ネットワーク)	四五六
日野政策総括監	四五六
甲斐教育長	四五七
山口学校教育課長	四五八
原田寿雄君(自由民主党ネクストさが)	四五八
日野政策総括監	四五九
継続審査	四六〇

令和八年三月四日（水）

総務常任委員会会議録

於 第二委員会室

総務常任委員会

〃	〃	〃	〃	委員	〃	〃	理事	副委員長	委員長
木村雄一	一ノ瀬裕子	青木一功	坂口祐樹	大場芳博	江口善紀	土井敏行	木原奉文	徳光清孝	中村圭一

総務常任委員会質問者順序

	月 日	順 序
三月五日（木）	三月四日（水）	
（現地視察）	木村雄一 5頁	1
	土井敏行 15頁	2
	坂口祐樹 32頁	3
	徳光清孝 48頁	4
	中村圭一 65頁	5

午前十時 開会

○中村委員長Ⅱおはようございます。ただいまから総務常任委員会を開催いたします。

○ 会議録署名者指名

○中村委員長Ⅱ会議録署名者として、青木一功委員、一ノ瀬裕子委員、江口善紀委員、木村雄一委員、以上の四人を指名させていただきます。

次に、二月二十七日の本会議におきまして本委員会に付託されました全議案、及び継続審査中の事件を一括して議題といたします。

本日の審議に当たり、お手元に本委員会に付託された全議案一覧及び執行部提出による議案の説明要旨と「請願・陳情に対する現状と対策」を配付いたしております。

まず、本委員会に付託された議案につきまして、各部長及び警察本部長の説明を求めます。

○前田政策部長Ⅱ今回の定例県議会に提案しております政策部関係の予算議案及び予算外議案について、その概要を御説明申し上げます。

まず、予算議案について申し上げます。

補正予算の主なものとして有明海漁業振興事業費補助につきましては、有明海漁業振興・補償基金を活用し、有明海漁業の振興を図るため、佐賀市が実施する漁港舗装事業等における県有明海漁業協同組合の負担金に対し補助するものです。

地域防災緊急整備事業費につきましては、災害対策力強化のために必要な避難所資機材の整備や関係団体が実施する災害時の支援に必要な経費を補助するものです。

次に、当初予算の主なものです。

「さがSociety5・0推進事業費」につきましては、最新の映像、音

響技術を活用したプロスポーツの新たな楽しみ方の実証や、県、市町における行政デジタル化のモデル事例の創出に取り組むものです。

「連携企画推進事業費（宙^{そら}への扉プロジェクト）」につきましては、JAXAの衛星データと民間企業のドライブレコーダーデータの情報をAIで解析した道路インフラ管理モデルの構築に向けた実証や、県内企業の宇宙ビジネスへの参入を促進するためのスタートアップ支援を行うものです。

肥前鹿島駅エリアプロデュース事業費につきましては、国内外からの人の流れを創出するための肥前鹿島駅周辺のエリアづくりや新駅舎を整備するものです。

アウトドアアクティビティ創出事業費につきましては、唐津・玄海が誇る自然を活用したアクティビティを創出して、交流人口の拡大や地域振興につなげるため、「KMAP」、唐津マリンスパークの運営やアクティビティの充実、イベント開催などを行うものです。

県立大学設置「具体化プログラム」推進事業費及び佐賀県立大学整備事業費につきましては、令和十一年四月の開学を目指す佐賀県立大学の設置に取り組むための経費です。

次に、予算外議案の主なものについて申し上げます。

乙第三十四号議案「請負契約については、仮称でございますが、肥前鹿島駅新駅舎の建築工事につきまして、予定価格が一件五億円以上の工事請負契約であるため、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第二条の規定により、あらかじめ議会の議決を得るものです。

以上が今回提案いたしております政策部関係の議案の概要であります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○志波総務部長Ⅱ今回の定例県議会に提案いたしました総務部の議案の概要を御説明いたします。

まず、予算議（案）について申し上げます。

補正予算の主なものといたしまして、修学旅行支援事業費につきましては、物価高騰対策のため、県内の私立高等学校等で今年度実施された修学旅行に係る経費を支援するものです。

次に、当初予算の主なものです。

学校給食費等支援事業費補助につきましては、物価高騰対策のため、県内の私立高等学校等に対し、寮の食事の材料費等を補助するものです。

高校一年生スタートサポート事業費につきましては、物価高騰対策のため、県内の私立高等学校等への入学に必要な経費を支援するものです。また、先ほどの修学旅行支援事業費につきましては、当初予算のほうでも計上しております。

土地取得特別会計への繰出金につきましては、令和八年度の地方財政計画に対応して土地開発基金に積み立てをするためのものです。

次に、予算外議案の主なものについて申し上げます。

乙第二号議案「佐賀県職員定数条例の一部を改正する条例（案）」につきましては、警察の職員のうち、その他の職員及び地方公営企業の職員を増員するものです。

乙第三号議案「佐賀県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）」につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の改正等を踏まえまして、旅費の支給額を出張及び赴任の実態により即したものとするため、見直すものでございます。

乙第四号議案「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）」につきましては、生理の際の休暇を取得しやすいよう休暇の名称を変更するものです。

第六号議案「地域経済牽引事業の促進区域における県税の課税免除に関する

条例（案）」につきましては、地域未来投資促進法に基づき、県が承認した事業計画の県内投資について課税免除を行うものです。

乙第二十七号議案「包括外部監査契約の締結について」につきましては、地方自治法に基づき、包括外部監査契約を締結するものです。

乙第三十七号議案「人事委員会委員の選任について」につきましては、委員の任期満了に伴い、新たに委員を選任するものです。

以上、今回提案いたしました総務部の議案の概要であります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○福田警察本部長Ⅱおはようございます。本議会に上程しております警察関係の令和七年度二月補正予算議案について、その概要を御説明申し上げます。

二月補正予算におきます警察本部の主な事項として、防犯対策強化事業費の増額や職員給与費、警察庁舎改修費の減額など各事業の年間必要額を踏まえ、総額八億三千三百六十七万三千円の減額をお願いしております。また、繰越事業として防犯対策強化事業費一千八百八十四万円を令和八年度に繰り越すこととしております。

以上が令和七年度二月補正における警察関係の予算議案の概要であります。

続きまして、令和八年度当初予算関係の予算議案及び予算外議案について、その概要を御説明申し上げます。

予算議案について申し上げます。

令和八年度当初予算における警察本部の主な事項として、職員給与費、警察庁舎の維持管理、犯罪捜査の関連経費、交通安全施設の整備など、総額二百四十七億九百五十九万五千円の当初予算をお願いしております。

そのほか、警察用航空機の点検整備に係る請負契約のため、一億二千百十九万九千円を限度額とする債務負担行為を、また、運転免許試験場の技能試験車両の購入のため、三千五百二十五万二千円を限度額とする債務負担行為の設定

をそれぞれお願いしております。

予算外議案について申し上げます。

科学捜査研究所におけるDNA型鑑定及びサイバー犯罪対策課におけるデジタルフォレンジックに関する技術的専門職員を増員することにより科学捜査力及びサイバー事案対処能力を強化し、県民の安全で安心な暮らしを守るための体制を確立するため、「佐賀県職員定数条例の一部を改正する条例（案）」の upper程をお願いしております。

以上が令和八年度当初予算における警察関係の予算議案及び予算外議案の概要であります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○中村委員長Ⅱありがとうございます。

それでは、これより質疑に入ります。

通告に従い、順次発言を許可します。

○木村委員Ⅱ皆さんおはようございます。公明党の木村でございます。

今回、私は一項目のみ質問をさせていただきます。

マリンアクティビティの創出についてということで、何点かお尋ねをしています。

この佐賀県におきまして、静かなる危機と言われている問題、それが人口減少の問題でございます。このところ、人口動向に関する報道に接する機会が増えておりまして、厚生労働省が二月二十六日に発表した二〇二五年人口動態統計速報値では、佐賀県の出生数は前年と比べ二百十五人減少の四千八百七十人となりました、これは十三年連続の減少ということであり、この減少傾向に歯止めはかかっていないということでもあります。一方、総務省が二月三日に発表した、これも二〇二五年度の住基台帳人口移動報告によりますと、陸上自衛隊佐賀駐屯地の開設によりまして転入者が増えたこともあって、二年ぶりの転入超過という報道でありました。

このように、自然動態、社会動態という見方によりまして、それぞれの状況に違いはございますが、二月二十七日に県が発表した推計人口というものがございまして。本年二月一日現在では七十七万九千六百九人となり、七十八万人を切っております。定住人口が減少していく中におきまして、観光やスポーツなどで地域を訪れてくださる交流人口を拡大していくことは、地域経済の維持と活性化の重要なキーポイントとなっています。いかにして地域へ人を呼び込むか、各地域がしのぎを削る中にありまして、佐賀県におきましても、地域資源の磨き上げによりまして付加価値を高め、来訪者を増やす取組が様々に行われているものと認識をいたしております。

今回、そのような取組の一つであります、唐津市の海の持つポテンシャルを生かしたマリンアクティビティ創出事業についてお尋ねをいたします。

御案内のとおり、唐津市はヨット競技におきましてオリンピックの銀メダリストを輩出するなどマリンスポーツがもと盛んな土地柄であり、唐津市の湊地区の立神岩周辺におきましては、九州でも有数のサーフィンスポットとして知られております。しかし、昨今では、そうした高い技術を要するものだけではなくて、SUPやシーカヤック、ビーチヨガなど気軽に楽しめる海辺のレクリエーションを楽しむ方を見かけるようになってまいりまして、唐津の海の楽しみ方というのは少しずつ変化をしてくているという印象を持っています。

そのような中で佐賀県では、こうした唐津の海でマリンアクティビティを通して盛り上げていく事業、「KMAP」事業に取り組まれておりますが、改めてこの事業目的について、まず確認をさせていただきたいと思えます。答弁を求めます。

○納富政策企画監Ⅱおはようございます。委員会最初のトップバッターになりますので、木村委員からの御質問に少しだけ前置きをさせていただきたいと思えます。

私はこの二年間、「KMAP」事業を担当させていただき、唐津の関係者と意見交換をしながら、人間関係等をつくりながら事業を進めてまいりました。皆さん唐津の海を愛し、活用していくことについて、すぐ前向きで強い思いを持っていらっしゃると思います。もともと唐津の海を活用して頑張っている方もたくさんいらっしゃると思います。そういった思いに応えるべく、海を生かしながら盛り上げの大きな波をつくっていきたいと考えております。

前置きが長くなりましたが、マリンアクティビティの創出についてお答えさせていただきます。

まず、事業の目的についてになります。

唐津・玄海エリアは、世界に誇る美しい海、そして、その海に隣接する形で国内唯一の国指定特別名勝の松原である虹の松原をはじめ、七ツ釜、波戸岬、鏡山などの自然景観、唐津城をはじめとした城下町の歴史的建造物など、自然や歴史、文化などが集まった、圧倒的なポテンシャルを持つ誇るべき資源にあふれているエリアになります。その中でも、唐津の海につきましましては、その価値をさらに磨き上げることにしまして、もつと輝きを増すのではないかと考えたところになります。

そのようなことから、唐津・玄海が誇る自然を活用し、エリアの付加価値を高め、交流人口の拡大を図ることで地域の活性化につなげていくことを目的としまして、オープンエアで楽しめる新しいコンテンツとしまして、マリンアクティビティの創出に取り組むこととしたところです。

以上になります。

○木村委員Ⅱ個人的な思いも添えていただきありがとうございました。

もともとポテンシャルはあるわけですが、今回、そこにこのマリンアクティビティというものが加わることによって地域ブランドの価値も本当に高まっていて、注目をしていただく方が増えて、交流人口の拡大につながるこ

とが本当に期待をされるなと思っております。

本事業の目的について御答弁いただきましたが、目指す姿についてお伺いをしておきたいと思います。

交流人口の拡大を進めるに当たりまして、具体的な目標を持ちながら取り組んでいただいているものと思います。どのような考えで進めておられるかお伺いをいたします。

○納富政策企画監Ⅱ唐津・玄海エリアのマリンアクティビティの充実を図り発信していくために、エリア全体を「唐津マリンアクティビティパーク」と称し、その頭文字をとりまして「KMAP」事業と呼びまして事業を進めてまいっております。

この「KMAP」事業におきましては、将来を見据えながら段階的にステージをステップアップさせていくこととしておりまして、令和五年度から令和七年度をフェーズ1の種まき期、令和八年から令和十年をフェーズ2の盛り上げ期、令和十一年からフェーズ3の発展期の三つのフェーズで事業を展開させていただきます。

もともと唐津には全国レベルのセーリングの選手や指導者が多く、この方たちがマリンアクティビティ事業の担い手となりまして、将来的にはその指導者たちが次世代のアスリートを育てるという好循環をつくり出すことを目指しております。また、ビーチに日常的に人が集うことで、唐津市街地への周遊など地域の盛り上がりにもつながっていくと考えているところです。

なお、事業を持続させていくことを考えますと、事業の収益化についても必要だと考えているところです。

目標という話がありました。実際の数値目標ということではございませんが、収益化に向けた試算を私どもが行ったところ、マリンアクティビティの年間での利用者数が約千五百人になりますと、利用料金だけで運営費を賄うこと

ができることとなっております。

以上になります。

○木村委員Ⅱ具体的な数字も触れていただきました。にぎわいだけではなく、先ほど御答弁いただいた中に特に注目したのが、いわゆるスポーツメンターの方かと思いますが、アスリートの方の活躍の場、雇用の場にもつながっていく要素があるということで、幾重にも意義のある取組だということで理解をいたしました。

ただ、その根底にありますのがやっぱり収益性というところで、後でまた議論をさせていただきますが、年間約千五百名が来訪してくだされれば、めどが立つというお話でございましたので、そこをしっかりと担保していくことが必要だというふうに思っております。

ただ、最初の立ち上げのところは県でやっていただくわけですが、やがては民間事業者に担っていただきまして、雇用の問題とか、スポーツメンターの方が活躍していくという継続性というものもしっかり地元で運営をしていただくことが必要だというふうに思っています。

高い理念の下で展開をされている「KM A P」事業でございますが、令和五年度から取組を行っていたいているものと認識をいたしております。

そこで、事業成果についてはどのように評価をしておられるのか伺いをいたします。

○納富政策企画監Ⅱこれまでの取組について御説明をさせていただきます。

これまでの令和五年度から令和七年度の事業、フェーズ1、種まき期の段階の事業を進めておるところでございます。

取組としましては、初年度となる令和五年度につきましては、「KM A P」事業の基本構想の策定、ホームページの制作、S U P等の機材の購入などを行っております。

令和六年度につきましては、S U Pやシーカヤックなどのマリンアクティビティ体験をスタートさせるとともに、西の浜でのビーチイベント「Grand Blue」を初開催しております。また、地元の関係者とのネットワーク構築なども行っているところです。

今年度、令和七年度につきましては、令和六年度の取組に加えまして、令和八年度からのパラセーリングの運航に向けた準備などを行っているところです。

実績を見えますと、マリンアクティビティ体験者数につきましては、令和六年度は二百四十四人、令和七年度は現時点で前年の二倍近い四百三十四人となっております。

ビーチイベント「Grand Blue」の来場者数につきましては、令和六年度は四千八百人、令和七年度は前年度の二倍を超える一万一千四百人と着実に増えているところです。

イベントの開催につきまして地元の方にお話を伺いましたところ、「西の浜にこんなに多くの人が集うとは思っていなかった、とてもうれしい」、「こんなに人が集まるのであれば、来年度はぜひ出店したい」など、うれしい声もいただいております。また、イベント終了後には、唐津駅周辺の飲食店への人の流れが見られたり、近隣の宿泊施設にも多くの方が宿泊されたりしていると聞いているところがございます。

このように、令和五年度からの三年間の種まき期のフェーズとしては一定の手応えを感じております。

一方、将来に向けた運営体制づくりにつきましては、今後、強化していく必要があると考えているところです。

以上になります。

○木村委員Ⅱフェーズ1を中心に事業成果について御答弁をいただいたと認識

をしております。

来場者も増えていますし、体験イベントも増えているということで、少しずつではありますけれども、唐津はマリンアクティビティができるとか、何かあそこに行けばいろいろやっているというような認知度というものが上がっているのではないかというふうに思っています。

課題についても少し触れていただいておりますが、令和八年度事業について今回提案をいただいているわけでございます。当然ながら、これまでの取組とか課題を踏まえまして展開をされていくものと思いますが、どのようなことに実際に取り組んでいくのかお伺いをいたします。

○納富政策企画監Ⅱ来年度、令和八年度につきましては、令和八年から令和十年のフェーズ2、盛り上げ期の初年度となります。「KMAP」事業の目指す姿の実現に向けまして、その取組を加速させていく時期と位置づけております。そのため来年度につきましては、集客の起爆剤として、非日常感を味わえる人気のアクティビティであるパラセーリングを導入することにしております。

パラセーリングについて少し御説明をさせていただきますと、パラセーリングは、専用のパラシュートを装着いたしまして、船に引っ張られることで空へ舞い上がり、空から虹の松原や唐津城の絶景を楽しむことができます。体力的なものや技術的なものが不要であることから、子供から大人まで幅広い年齢層が気軽に楽しめること、水にぬれることがないため、夏以外のシーズンも運航できる期待のアクティビティとなっております。

また、夏のビーチイベント「Grand Blue」につきましては、地元と連携して事業を進めていくために、県、唐津市、商工団体、漁業団体などで実行委員会をつくって開催することを予定しております。それぞれの団体が持つ強みをしっかりと生かしながら、集客や出店、周遊などで相乗効果を生み出してビーチイベントを一緒に盛り上げていきたいと考えているところです。

○木村委員Ⅱ大きく二点御答弁いただいたかと思えます。

昨年、私、ビーチイベントのほうは、実際は足を運んでいないんですけれども、聞くところによりますと、夜の時間帯に行われたバブルパフォーマンスショーというのが大変好評だったと伺っております。今年もやられるか分かりますけれども、もし実施されるようであれば、ぜひ見てみたいと思っておりますし、先ほど御紹介いただいたパラセーリング、大変興味を持っております。質問する前にとりまして、昨日夕方、改めて西の浜のほうに行ってみました。かなりの強風が吹き荒れておりまして、誰も人はいませんでしたけれども、この空間で実際に唐津城をバックにパラセーリングが上がっていく光景を想像しております。

このパラセーリング、今少し御説明をいただきましたが、調べてみますと、大体旅行サイトの上位に出てくる有名スポットは沖縄県がかなり出てまいります。そして、九州本土内でどこかやっているんだろうかと調べますと、熊本为天草市のみでありました。人気のあるアクティビティであります、他の地域でも導入をされているんだろうと思っておりますが、意外にやっているところが少なく少々驚きました。しかし、実際にはそうではないというところが高いハードルがあるのかなとも感じたところです。

そこで、今回唐津市での導入を決定するに至った経緯、そして、理由について次にお尋ねをしたいと思います。

○納富政策企画監Ⅱパラセーリングにつきましては、多くの集客により収益化の柱となることが見込めることなどから、導入について検討をまず始めました。ほかの地域でももっと実施されてもいいのではと思うというお話をいただきましたけれども、私ども、検討に当たりまして、先ほど御紹介いただきました九州で唯一パラセーリングを運航されている天草の事業者にお話を聞きましたところ、参入が進まないのは、海の環境もありますが、初期投資としての専用

の船を準備することが一定のハードルになっているのではないかと御意見がありました。さらに、ほかの関係者から意見を聞くなどの情報収集を行ったところ、唐津は福岡都市圏に近く県内を含めて集客が期待できる、唐津の海は湾内の穏やかさを表す静穏性が高く、パラセーリングに適している、虹の松原や唐津城などの絶景スポットがあるなどの好条件がそろっておりました。

また、近隣では、福岡市につきましては、博多湾が九州一の商業港であり、航路が混み合っただけでなく、また、糸島市につきましては、漁業者の協力が得られないことであつたり、ハーバーなどの拠点がいないなどの事情もありまして、実際の導入は難しく、近くに競合エリアがないことも利点の一つと考えたところです。

加えまして、担い手としてセーリングの指導者などを雇用する場となり、SSPの推進という効果も期待できるという理由などから、導入のほうを進めるようにしたところです。

以上になります。

○木村委員Ⅱほかの地域に比べ、かなり唐津は優位性があるということで理解をいたしました。ということは競合するところが今後現れないという理解もするんですけども、そういった意味で、だからこそしっかり収益を上げていかなくてはならないなとも思ったところであります。

このパラセーリングを唐津で展開するに当たりまして、他の地域よりも優位性はあるという御答弁でありました。広くアピールすることも大事でありますけれども、どのような方が利用なさると想定をされておられるのか、収益性を高めていく上でターゲットを絞った上での広報が重要だと考えておりますが、どのようにお考えなのか伺いたします。

○納富政策企画監Ⅱパラセーリングの利用者について実際に営業されている沖縄の事業者と話聞いたところ、若いカップルや友人が約六割、ファミリー層

が約三割、シニア世代が約一割ということでございました。

沖縄とは実際には利用者層が若干違ってくると思いますが、メインの利用者は若者、ファミリー層と考えており、その層に届きやすいSNSなどを中心にした広報が効果的ではないかと考えております。

また、シニア世代にも楽しんでもらえるコンテンツになっておりますので、近隣のホテルとの連携を中心に情報の展開をしていきたいと考えております。いずれにしても、パラセーリングは幅広い世代が楽しめるコンテンツでありますことから、多くの人に御利用いただけるように、各種媒体を活用しながら効果的な集客を行っていきたいと考えているところです。

以上になります。

○木村委員Ⅱ若者、ファミリー層への効果的なアピールということでございますが、やはり最初に御説明をいただいたように、このアクティビティは海に入ることなく楽しめるというところがいいのかなというふうに思っています。どちらかというと、マリンスポーツを敬遠しがちだった方たちにとっかかりとアピールをしていく必要があるのではないかなというふうに思います。

実際にこのパラセーリングを周知によって知り得て体験したいと思った方、こうした方々のアプローチの方法、予約のことですけれども、どのような手法を考えたのか伺いをいたします。

○納富政策企画監Ⅱパラセーリングの予約の方法についてになりますけれども、まずは観光関係の予約サイトについて検討をしておりますが、観光関係の予約サイトにつきましては、情報が広く届きやすくなるほか、予約の対応や支払いの面ではメリットがございます。一方で、サイトのシステム利用料として手数料を支払う仕組みになっております。

このようなことから、現在の稼働状況を考え、現時点では、SUPであったり、シーカヤックなどのマリンアクティビティの予約は「KMAP」のホーム

ページから直接行っているところです。

しかしながら、パラセーリングとなると、これまで以上の予約が想定され、予約サイト利用のメリットが大きくなると考えられることから、大手の予約サイトを活用することを考えております。具体的には、サイトによって手数料や対応の違いがあることから、利用のしやすさなどを比較検討した上で準備を進めてまいりたいと考えております。

以上になります。

○木村委員Ⅱあえて大手旅行サイトを活用することで認知度も上がるというふうに思いますので、よく研究をして進めていただければというふうに思います。

その予約サイトを通じて、今後、多くの方が御利用いただけるものと期待をするところではありますが、先ほどターゲットを絞ってアプローチをしていく上で、気になりますのは利用価格であります。非日常体験ができるということではございますが、しっかりと事業の採算性を見据えた設定が必要になってくるかと思えます。年間通して楽しめるものでもないかなと。悪天候もございまして、稼働日数、あと、付け焼き刃の知識ですけれども、大体一名から三名ぐらいが乗れるのかなという認識を持っています。人数によっても価格帯は変わると思いますし、小さいお子さんですと六歳ぐらいから、シニア世代でも限度あるかもしれませんが、様々な価格帯があるのかなというふうに思っています。

先ほど申し上げましたが、この事業の採算性を見据えた価格設定についてはどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○納富政策企画監Ⅱ価格設定についてお答えさせていただきます。

パラセーリングの導入につきましては、県で行いますが、いずれ地元の事業者などに引き継いでいきたいと考えておりますので、価格につきましては、採算性を考え、当初からサービスの価値に見合うものにする必要があると考えて

おります。

他県の事例を御紹介いたしますと、パラシュートにつながるロープの長さで金額が変わってくる事例が多くございます。一番人気であるロープ二百メートルのコンテンツになりますが、沖縄では平均して一万円から一万二千元、天草では一万円となっているところです。価格につきましては、採算性をベースに他県の事例も参考にしながら決めていきたいと考えております。

以上になります。

○木村委員Ⅱロープの長さで変わるんですね、そういう認識がなかったものですから。

大体相場が一万円ということで、海に入らなくても上空からこの景色が堪能できるという非日常体験と、先ほどの価格設定がどのように受け入れられているか、このターゲット層に対して、今後も注視してまいりたいというふうに個人的に思っています。

このパラセーリングの運営について質問いたしますが、何回も紹介していますけれども、熊本の日南市におきましては、民間の方が大変御苦労なさって、長年休止となっていたものをクラウドファンディングで資金を募り、ようやく再開にこぎ着けたと、民間の動きとして展開をされていると伺っております。

佐賀県の場合には、行政の施策としてスタートを切ることになりますが、運営に当たりますのは、インストラクターであったり、ボートの運転など、雇用も発生してまいります。そして、当然ながら、予約の管理なども重要になってまいります。どのような形で運営をしていくのかお伺いいたします。

○納富政策企画監Ⅱパラセーリングの運航や予約の管理などは、現在の「KM AP」事業の委託先である佐賀県ヨットハーバーの指定管理者でもあります「SAGA MIRAIプロジェクトJV」、こちらは株式会社城ヶ島、昭和自動車株式会社、合同会社コンパウンドのJVになりますが、そちらのほうが行うこ

とを考えております。

また、運航に当たって従事するインストラクターにはセーリングの指導者を中心に現在調整を進めております。

このほか、ボートの操縦につきましては、海域での船の運航にたけております地元の玄海漁協の漁業者の皆様にはできないかということで調整をさせていただいているところです。

運航に当たるスタッフにつきましては、パラセーリングの仕組みや気象条件、安全対策、法規制等についての学習の機会を設けるとともに、ボートの操作技術、パラシュートの取り扱いなどの実技トレーニングを沖縄から運航スタッフを招いて行うなどしまして、安全対策をしつかりと行った上でスタートさせたいと考えているところです。

以上になります。

○木村委員Ⅱ指定管理者の方が担っていただく上で、雇用も発生いたしますし、何よりボートの操縦のところに特に注目いたしました。やはり西の浜の海をよく形状を御理解なさっておられる方が担っていただくということが非常に重要だと、そしてこの漁業者の方の収入にもつながっていくところが大変意義のあるところだなというふうに思っております。

こうしたパラセーリングについては、本当に期待値が高まっております。価格設定についても御答弁いただいておりますが、観光商品としての組み合わせとか、様々なことでセット販売とか、いろんなことも加わってくるのかなと、大変期待が高まるところであります。

そうしたことも含めて、やる意義とか唐津で展開する意義、こうしたことについて地元の皆様に説明を続けてこられたと思います。どのように行ってきたのかということ、また説明会に来られた方の受け止めについても、あわせて御答弁をいただきたいと思います。

○納富政策企画監Ⅱパラセーリングで使用するボートは、大型で高出力のエンジンを搭載しております。航行中に発生するエンジン音やパラセーリング体験中の参加者の声、インストラクターの指示の声が周囲に響くことも考えられます。そのため、運航エリアにつきましては、住宅地から離れた場所を選定した上で、早朝であったり、深夜の航行は避けるようにしているところです。このことについて、事前に地元住民の代表の方に説明を行い、地元の住民の方からは、御理解をいただいているところです。

また、海沿いのホテルにつきましても個別に説明を行わせていただいております。ホテルからは、宿泊者への御案内のほか、先ほどお話ありましたけど、宿泊プランとのセットで組み込みながら販売していく方法について、一緒に考えていきたいと思います。ということで好意的な御意見をいただいているところです。

このほか、唐津市や地元団体、商工団体など、連携しながら事業を進める関係者にもしっかりと情報共有を行いながら準備を進めているところになっております。

以上になります。

○木村委員Ⅱ西の浜周辺、昨日、改めて行って気づきましたけれども、幾つかのホテル、小規模ですけど、開業が続いております。結構なお客さんもいらっしやっていました。観光事業者の皆さんが積極的に受け止めていただいていることは非常にすばらしいことだなというふうに思っています。

地元でぜひお金が落ちていくような展開になればと期待をするところでもございます。夏に限らず、このパラセーリングというものを目当てに宿泊してくださる方が増えてくることも期待をしたいというふうに、あわせて思っているところでございます。

今後のことなんですけれども、このマリンアクティビティ創出事業の進め方

についてであります。

行政が主導して、民間を取り込みながらやっていく動きにつきましては、一過性のものではならないというふうに思っています。しっかりと定着をさせていくことによりまして、そのためにも県や市、そして関係団体がしっかりと連携を重ねていくことが大変重要だというふうに思っています。

そこで、地元との連携についてどのように考えておられるのか伺いをいたします。

○納富政策企画監Ⅱ「KMAP」事業の効果をエリア内で広域的に波及させるとともに、将来的に地元に着を着をさせていくためには、地元の皆様としっかりと共通認識を持ちながら事業を進めていくことが何より大切と考えております。

そのため、唐津市をはじめ、地元で海辺の利活用に関する活動を行う団体が集まりました「唐津里浜づくり推進協議会」とも連携いたしまして、西の浜の活用について意見を行う場として、私どもコネクトミーティングと呼んでるミーティングがあるんですけど、このコネクトミーティングを定期的に開催しているところです。

また、地域としての盛り上がりとなるよう、地域貢献活動に取り組むNPOや地域住民の方にも参画いただきまして、ワークショップなども開催していります。

こういうことを行いながら、西の浜の未来を共に描く仲間づくりや地域全体で盛り上がっていくための体制づくりを進めてまいりました。そのような動きもありまして、先ほど御答弁させていただいたように、地元関係者との実行委員会を設立するということにもなりました。

また、繰り返しになりますが、パラセーリングの運航に当たりましては、セーリング指導者や地元の漁業者の皆様としっかり協力してやっていきたいと思っ

ております。

今後、地元の皆様の意見を聞きながら、多くの人を巻き込み、事業を推進していきたいと考えているところです。

以上になります。

○木村委員Ⅱビーチイベントの開催につきまして、実行委員会に地元の方を巻き込んでいくという御答弁もいただいておりますので、そうしたところが核となつて、NPOの方々も含めて、推進力となつていくような連携をぜひ深めていただきたいというふうに思っています。

本日、私の最後の質問に移らせていただきますが、このマリンアクティビティ創出事業につきましては、御答弁いただきましたように、フェーズ2の盛り上げ期にございます。これからさらに盛り上げていった上で、令和十一年からはフェーズ3、発展期という御答弁でございました。

掲げていただいております将来像の実現を図っていくためには、この唐津のみが持っているポテンシャルをさらに引き出すための磨き上げが重要になってくるかと思ひます。

今後どのように取り組んでいかれるのかお尋ねをいたします。

○納富政策企画監Ⅱ今後の取組についてでございますが、まずは四月下旬からスタートするパラセーリングをしつかりと軌道に乗せることに注力をしていきたいと思っております。その後、七月下旬に開催いたします、三回目となるビーチイベント「Grand Blue 2026」につきましては、実行委員会のメンバーと共に準備を行い、前回以上の盛り上がりを目指し、このビーチイベントが地元で愛されるものになるように育てていきたいと思っております。

また、「KMAP」事業が盛り上がりを見せる中、次なる取組といたしましては、「KMAP」のフラッグシップエリアとなる西の浜につきまして、西の浜を日頃から人が集えるような場所に変えていくために、遊歩道やトイレ、シャ

ワー、日除けとなるパーゴラ、イベント広場などの整備にも着手していきたいと考えているところです。

このような取組を通して、唐津の海の新たな風景をつくり出していき、フェーズ3、令和十一年からの発展期での目指す姿の実現に向けまして、令和五年度から積み重ねてきた県の動きが波紋のようにエリア全体に広がり、それが大きな波となっていくよう、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

以上になります。

○木村委員Ⅱありがとうございます。

知事答弁でも今議会冒頭でありましたけれども、こういった唐津の海のすばらしさが海外の方にもぜひ伝わっていくように期待をしたいというふうに思っています。

実際昨日また現地に行ってみましたけれども、唐津ヨットハーバー付近で駐車場もありますけれども、あの西の浜エリアにアクセスする道路とか駐車場、そういったところも含めて、入りやすいとか、なかなか道路沿いから見えないエリアにもなっていますので、少し工夫をしながら進めていただきたいなということをおもっています。

いずれにいたしましても、地元経済が潤うような施策となりますことを期待しておりますので、しっかり取り組んでいただきたいことを申し上げます。

○土井委員Ⅱ皆さんおはようございます。「自由民主党ネクストさが」会派の土井敏行でございます。

委員長に発言の許可を得ましたので、本日の総務委員会、大きく四項目にわたって質問させていただきます。

早速質問に入ります。

問いの一は、肥前鹿島駅周辺整備事業についてであります。

肥前鹿島駅周辺整備事業につきましては、単なる駅舎の改修ではなく、県、地元自治体であります鹿島市、太良町、そして地元住民が一体となって取り組む地域づくりの事業として大変期待をしているところであります。

令和五年十一月に鹿島市内に開設されたKATAラボに常駐する職員が、日頃から地域の中に入り込み、地域をよくしたいという思いを聞き、人と人をつなぐことで様々な取組が生まれてきています。大変ありがたく思っているところであります。

また、去る二月十一日に開催されました「かしたら未来フェス」には私も参加をしました。多くの地元住民が参加し、地域の食の魅力や体験型の観光資源と結びついたスローツーリズムの具体的なイメージを共有する場となりました。地元の食を絡めたイベントというのはなかなかいいですね。効果的だというふうに思います。

こうした動きから地域づくりに向けた機運が着実に高まりつつあることを実感したところであります。

ところが一方で、地域全体を見渡せば、地域づくりの事業であるにもかかわらず、いまだ駅舎の改修だけを行う事業と受け止められている住民もおられますなど、事業の趣旨が十分に浸透しているとは言えない状況も残っており、今後の課題であると考えています。

私は、新しい肥前鹿島駅は、鹿島、太良の様々な取組や地域資源といったスローツーリズムの要素をつなぐ、いわば地方創生の基地のような存在だと思っています。そのような場をつくるためには、地元の観光協会や商工団体、さらには農業者や漁業者、若い世代を含めた多様な人をつなぎ、地域一体で取り組むことが大切だと思います。別の言い方をすれば、力と力をつなぐ場で、より大きな力を生むところ、また、思いと思いをつないで、より強い思いをつ

くる場だというふうに思います。

つきましては、肥前鹿島駅周辺整備の現在の状況と、今後どのように地域と連携しながら進めていくのか、次の点についてお伺いしたいと思います。

まず、一項目ですが、事業の目的についてであります。

肥前鹿島駅周辺整備事業の目的はどのようなものか、改めてお伺いしたいというふうに思います。

○副島政策企画監Ⅱお答えいたします。

事業の目的についてでございますが、委員からありましたとおり、肥前鹿島駅周辺整備事業は、単なる駅の整備ではなく、自発の地域づくりと一体的に、「むしろこれから鹿島・太良プロジェクト」として展開するものでございます。

このプロジェクトの目的は、地域づくりです。鹿島・太良地域の本物の地域資源をゆつくり、じっくりと味わうスローツーリズムを楽しめるエリアをつくっていくこととしております。

スローツーリズムは、観光スポットを団体で訪問する、いわゆる従来型の旅行ではなく、旅行者が、地元の方々がふだん使っている飲食店や商店に立ち寄りながら地域を巡り、その地域の日常や生活文化、地元の人との出会いを楽しむ新しい旅のスタイルです。

スローツーリズムの資源は、地域そのものです。地域づくりの動きを加速させ、地域の価値そのものを向上させることを目指すこととしております。

以上です。

○土井委員Ⅱありがとうございます。常に目的を忘れないように、きちっと広く伝えていかなければいけないというふうに思っています。

二項目ですが、肥前鹿島駅エリアに設ける機能と事業の進捗についてお伺いします。少し細かく分けて、分かりやすく質問したいと思います。

一点目は、新駅舎についてです。

新駅舎に設ける機能といいますが、果たす役割はどのようなものかお伺いします。

○副島政策企画監Ⅱまず、肥前鹿島駅エリアはスローツーリズムのフロントとなるよう整備を進めております。改札、駅務室などの駅機能に加えて、鹿島・太良地域の各地を回遊してもらうための様々な仕掛けを設けることとしております。

新駅舎につきましては、肥前鹿島駅をフロントに、鹿島・太良地域全体で「沿線えきやど」という仕掛けづくりにチャレンジをしていくこととしております。

「沿線えきやど」については、鹿島・太良地域全体を面的なホテルと捉える新しい概念でございます。旅行者が肥前鹿島駅をフロントに、鉄道などを使って鹿島、太良の各地の宿に滞在しながら、宿を起点に、地域の自然や食文化などをゆつくり、じっくりと味わう旅を楽しむものとしております。

この「沿線えきやど」を具現化するため、新駅舎の中にも七室の客室を備える「沿線えきやど」を設けることとしております。あわせて、鹿島、太良各地の多様な宿泊施設と連携するなどして、地域全体で「沿線えきやど」をつくりていきたいと考えております。

さらに新駅舎には、地域の案内役を務めるコンシェルジュや地元食材を使った飲食スペース、地場産品を扱うショップなどを設けることとしております。宿泊客や立ち寄られる方に地域の食文化などを発信し、鹿島、太良のすばらしい地域資源を知っていただくきっかけになる場としていきます。

また、旅行者や地域の人にとっても自然と集いなくなる場所として、旅行者がゆつくりと旅の計画を練ったり、学生が友達と学習をしたり、地域団体の方々がイベントをしたりといった多様な使い方ができるように、ホテルのラウンジのような心地よく、大人から子供まで思い思いに過ごせる場所となるよう、空間づくりを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○土井委員Ⅱありがとうございます。私の家の近所にも空き家が宿になったりして、いつも外国人の方で満杯になっておりますので、今、そういう需要がかなりあるんだなということを強く感じているところであります。この機能をぜひしっかりと果たすようにしていただきたいなと思います。

二点目は、復原駅舎についてですが、古い駅舎があります。この古い駅舎の利活用をするということで、復原駅舎に設ける機能というのはどのようなのかお伺いします。

○副島政策企画監Ⅱ現在の駅舎につきましては、昭和五年の肥前鹿島駅舎開業時から、地域の象徴として愛されている駅舎であります。この駅舎を大事にしたいという地域の思いをつなぎ、開業当初の駅舎の形に復原し、検証をしながら、新しい広域観光案内の拠点としていきたいと考えております。あわせて、バス、タクシー、レンタサイクルなどの公共交通の案内機能、待合室の機能を設けることとしております。

以上です。

○土井委員Ⅱありがとうございます。復原駅舎もぜひ大いに活用できるようにしていただきたいというふうに思います。

三点目ですが、駅前広場についてお伺いします。

駅前広場に設ける機能、働きというのはどのようなのかお伺いします。

○副島政策企画監Ⅱ鹿島市が整備を行います駅前広場については、マルシェやイベントができるスペースや、日常的に気軽に立ち寄り、憩える芝生広場などを設けることとしております。

駅と中心市街地を結ぶ結節点に位置するこの駅前広場が、旅行者や学生など多様な人々が行き交い、思い思いの時間を過ごせる場となることで、町なかを歩いて楽しみたいくなる町なか周遊の拠点となることを目指しております。

以上です。

○土井委員Ⅱありがとうございます。

続いて四点目ですが、事業の進捗についてであります。駅舎、駅前広場の整備状況や運営体制づくりの進捗は、今どのようなになっているのかお伺いします。

○副島政策企画監Ⅱまずは、整備状況について御説明いたします。

現在、整備計画に基づいて段階的に事業を進めております。その第一弾となる新駅舎の整備に現在着手しているところでございます。

新駅舎につきましては、現在の駅舎に隣接する市営駐車場の敷地の一部に新しく建設することとしております。昨年八月には造成工事に着手し、現在、市営駐車場スロープの付け替えや擁壁の設置工事などを進めているところでございます。

また、新駅舎の建築工事につきましては、今議会に新駅舎新築工事に係る請負議案を提出しております。今年夏頃から着手する予定でございます。整備計画に沿いまして順調に進捗しているところでございます。

また、復原駅舎につきましては、現在、実施設計を行っております。今年度末、この実施設計が完了する予定でございます。

また、鹿島市が整備を行います駅前広場につきましては、来年度実施設計を予定していると聞いております。

全体の整備スケジュールとしては、令和九年度中の新駅舎の完成を予定しております。その後、復原駅舎、駅前広場などの整備を進めていく予定でございます。

次に、運営体制について御説明いたします。

新駅舎につきましては、新駅舎に設けます「沿線えきやど」や飲食スペース、ショップの運営を担う事業者を、昨年、令和七年一月に決定したところでござ

います。整備に先立ちまして運営事業者を決定したことで、オープンまでの間、運営事業者と連携しながら、綿密に運営内容を計画していくこととしております。

今年度は「沿線えきやど」の客室デザイン、飲食スペース、ショップで提供する商品やサービスの方針、オープン後の運営体制などについて具体的な検討を進めてまいりました。

復原駅舎につきましては、広域観光案内機能や交通案内機能の具体化に向けてまして、運営の方法や体制などの検討を進めているところでございます。

今年度につきましては、観光・交通案内窓口の在り方、運営体制、レンタカーやレンタサイクルなどの二次交通との接続の在り方などにつきまして、地元の観光団体や交通事業者などと幅広く意見交換をしたところでございます。今後、復原駅舎につきましては、本格的な運営体制づくりを行っていくこととしております。

以上でございます。

○土井委員Ⅱありがとうございます。立派なハードができて、ソフトがしっかりしないと、この機能が有効に発揮できないというふうに思いますので、運営体制づくりもよろしくお願いしたいと思います。

三項目めは、地域への波及について伺います。

鹿島・太良地域一帯でスローストリズムや「沿線えきやど」を推進するためには、地域の様々な取組や地域資源をつなぐことが大切だと思います。このつながり機能がここにあると思うんですね。

地域との連携や担い手づくりをどのように進めているのかお伺いします。

○副島政策企画監Ⅱこのプロジェクトを契機としまして、鹿島、太良の各地域で自発的な地域づくりの動きが芽生え、つながり、広がり始めていると感じております。

具体的な地域の動きとしましては、鹿島市では県外から移住された方が地域のミカン農家と連携し、ミカンの木オーナー制度を始められました。県内外の方に木のオーナーとなっていたくことで、地域に何度でも来ていただく関係性づくりを目指しております。

肥前鹿島駅に近い酒蔵では、地元のまちづくり団体と連携して、地元で収穫したお米を使った日本酒の仕込みを体験できる酒造りツアーを開催されました。

こうじ屋を営まれている御夫婦が、お店に訪れたお客様に発酵の魅力やこだわりを丁寧に伝えることで、発酵文化やその文化を育んできた地域への愛着が生まれ、リピーターにもつながっております。

また、太良町におきましては、地域の若手グループが、多様な人が集まることのできる居場所づくりを目指しまして、旧写真館の建物を利用して、大人の公民館「TARA COMMONS」を開催されました。音楽イベントには地域内外から三十名程度が参加し、新しい交流が生まれています。

さらに、鹿島、太良各地で「沿線えきやど」に関心があり、新たに民泊などを始めたいと考える方も出てきております。こうした方々を支援するため、県では「かしたらみらいかいぎ」と題しまして、地域で持続可能な活動を行う際に必要となるマーケティングや情報発信などのノウハウを学ぶためのセミナーを鹿島・太良地域で定期的に開催いたしました。このセミナーに関しましては四回開催したところで、各回三十人から四十人参加をいただいていたところで、セミナーとあわせまして、参加者同士の交流会も開催し、知識を得ただけでなく、地域で活動していくための仲間づくりにも役に立ったといった声が寄せられました。

また、先ほど委員からも御参加いただいたというお話を伺いましたが、今年二月十一日には、鹿島市民文化ホール「SAKURAS」におきまして、これ

らの取組を地域で共有し、地域の価値を再発見する場としまして「かしたら未来フェス」を開催し、地域内外から約三百五十人が参加されました。このフェスにおきましては、鹿島、太良の地域資源のすばらしさを外部の視点から再発見するための著名人による基調講演、地域で活動する若手の方々による未来の可能性を語り合うトークセッション、地元の鹿島高校生からは、地元の偉人、田澤義輔氏の精神を受け継ぎ、地域づくりに主体的に関わり、学びながら自走する仕組みについてのプレゼンテーションがありました。

鹿島、太良の豊かな地域資源を五感で感じてもらうと、来場者が気軽に楽しめる新しい食体験ブースを設置しまして、地元のノリと白米をベースに、シバエビやカキ、地元産の放牧牛などを使った総菜や果物など、多様な食材を重ねて包み味わう、一口サイズの地元食材メニューを「かしたらフィーユ」として試作販売などを行いました。

参加いただいた方からは、鹿島、太良で進めようとしているスローツーリズムが何を目指しているのか具体的に分かった、地域の知り合いにも知ってもらいたい、地域を盛り上げようとしてくれる方々の話を伺え、明るい未来が開けた、自分も何かやってみたくなった、改めて地域にいろいろな生産者や店舗があることが分かったなどの声がありました。

私もこのフェスに参加しまして、こうした生の声を直接聞くことができましたし、こうしたフェスをはじめとしました、これまでの取組を通じて、地域の皆さんの中で、このプロジェクトへの関心や地域づくりの意識が徐々に高まっていることを感じているところです。

鹿島・太良地域には創意と熱意で地域づくりに取り組まれてきた文化があり、新しい取組の芽が広がりつつある中、こうした地域づくりの輪を鹿島・太良全域に広げていきたいと考えております。

以上です。

○土井委員Ⅱありがとうございます。

では、問いの内の四項目め、最後の質問であります、今後の展開についてであります。

冒頭申し上げましたように、本事業の内容については十分な周知を図る等の課題も残っております。それは我々もやっていかなければいけないと思っておりますが、今後この事業をどのように進めていくのか、政策部長に最後にお伺いしたいと思います。

○前田政策部長Ⅱ今後の展開についてお答えするに当たりまして、改めてこの事業に取り組むことになった経緯を申し上げますと、鹿島、太良などの長崎本線沿線地域におきましては、九州新幹線西九州ルートの開業によりまして特急本数が大幅に減便されるなど、通勤通学をはじめ、沿線住民の日常生活や事業所の企業活動に大きな影響を受けております。

こうした中でも、前を向いて地域を盛り上げようとしてくれる鹿島・太良地域の皆さんを県として全力で応援しなければならぬと考えております。

今回のプロジェクトにつきましては、単に駅舎を新しくするものではなく、地域づくりが目的であるということを先ほど副島政策企画監から申し上げます。このことは大変重要なポイントでありまして、地元の皆さんにきちんとお伝えをして、このプロジェクトの趣旨を理解していただく努力、こういったものを我々はしていかなければならないと認識しております。

スローツーリズムを楽しめるエリアというものを目指す中で、鹿島、太良のここにしかない真の豊かさ、それから本物の価値、こういったものを際立たせるための取組を力強く進めてまいりたいと思っております。

このプロジェクトを進めるに当たりましては、何よりも地域の皆さんの熱意が大切だと考えております。地域の価値に気づいていただいて、多くの方に地域づくりの主人公になっていただく、このことでプロジェクトの効果は幾重に

も重なっていくものと考えております。

先ほど答弁がありましたように、各地域で自発的な動きが徐々に広がってきております。今後さらにエリア全体に波及していき、それぞれの点ではなく面的な取組に発展していくことが重要だと思っています。

これまで培われてきた地域の本物の価値、それから人と人とのつながり、こういったものを継承しながら、これに新たな人の交流が掛け合わされることで、世界に向けて新しい価値を生み出していく地域として光り輝いていくものと思います。

新駅舎のオープンまで残すところ約二年となりました。新駅舎の建築工事につきましてもスケジュールに遅れが出ないよう、そして、多くの方が利用される鉄道駅での施工となりますので、安全対策には十分留意しながら工事を進めてまいります。

そして、今後とも地域の皆さんをはじめ、地元鹿島市、それから太良町と一体となって、地域づくりの機運、こういったものを一層高めながら、鹿島、太良ならではの唯一無二の仕掛けづくりに取り組んでまいりたいと思います。

私からは以上です。

○土井委員Ⅱありがとうございます。

新幹線西九州ルートが開業して上下分離になって、市民の皆さん、あるいは太良も含めてですけれども、やっぱり何となくみんな元気がなくなつて少し気持ちが塞ぎがちなどところに、こういう新しい方向へ行くということで、今何とか元気づくりをやるということをやっておりますし、県からもそういう御支援をいただいて大変ありがたく思っています。この地域全体が元気が出るように事業が進んでいくことを祈っております。願っているところであります。

それでは問いの二、県立大学について伺いをします。

今議会で説明がありましたカリキュラム体系により、県立大学の学びの内容

がよりイメージしやすくなってきました。大学の中身を示すカリキュラムの内容が県立大学の根幹であります。これからの時代に求められる内容にしてほしいし、また、学生にとって興味が湧くものでなければならぬと思います。

AIによる技術革新が著しい中で、自分の頭で考え判断する力は、さらに重要度を増しています。また、単なる知識を事象に当てはめても課題解決にはなりません。県立大学の学生には、その地域の実情、歴史、特性を大いに学んでほしいと思います。

佐賀の地域を知り、愛着を持つために、佐賀学がカリキュラムの中に含まれていることに私は大変期待をしております。

そこで、次の点について伺いをしたいと思います。

まず一項目めは、カリキュラムについてであります。

幾つかに分けて伺います。

一点目は、カリキュラムの考え方についてであります。

今回示されたカリキュラム体系は、どのような考えに基づいて整理しているのかお伺いします。

○日野政策総括監Ⅱまず、佐賀県立大学は「チェンジ・メーカー」を育成する大学でございます。したがって、その育成に向けて、教育においてどういったことを大事にしたいかということをお私どもは議論してまいりました。

大きく二つございます。一つは、データサイエンスとマネジメントの双方の素養を身につける理文融合型の学びであります。いま一つは、県全体をフィールドとした課題解決型学習、いわゆるPBLというふうに呼んでいますけれども、これを展開いたします理論と実践の循環型の学び、この二つが教育の柱でございます。

したがって、この二つの教育の柱、これをどういうふうに実現していくのか、どうやって学生の皆さんに学んでいただくのかということに一番重きを

置いておりまして、どのような科目配置、あるいは学びの順番としてどうした体系が望ましいのかという観点から、専門家チームと私どもで議論を重ねております。

今回お示した体系というのは、その取りまとめになるわけでございますけれども、具体的には、その理文融合型の学びに向けてまして理系のデータサイエンス科目と経営のマネジメント科目を配置すること。それから、理論と実践の循環型の学びに向けてまして、PBL系のカリキュラムやデザイン思考、システム思考といった実践科目を配置したこと。そのほか、今、委員からも御紹介がありましたリベラルアーツ科目として佐賀学など、哲学もそうですけれども、そうした科目を配置したところでございます。

以上でございます。

○土井委員Ⅱありがとうございます。

今出てきました二つですね、理文融合型と、それから課題解決型というふうなことがありましたけれども、理文融合というのは、我々は文系の時代で過去してきましたので、具体的にどういう形になるのか、なかなか難しいところがありますけれども、県立大学は理文融合の学びをうたっておりますので、カリキュラム体系の中で理文融合をどのように実現しようと考えているのか、そのポイントをお伺いしたいと思います。

○日野政策総括監Ⅱ理文融合でございますけれども、理系も文系も結構幅広いわけですね。理系の中ではどこをターゲットにしているかというところ、データサイエンスと情報系であります。それから、文系の中では経営とかマネジメント、まずここをターゲットにしています。そして、ポイントとなるのは、その素養を身につけると。つまり学部というのは四年間しかありませんので、例えば、データサイエンスや情報について、理工学部のようなレベルまでのばりばりの専門家を育成するかというところ、そうではないだろうと。

一方で、経営分野というのも非常に幅広いわけです。国際ビジネスから地域のローカルなビジネス、それから公共政策とか幅広いわけで、全ての分野について何か専門家を育てるというのも、これも恐らく四年間では無理だろうと。そういった意味で、データサイエンスや情報や経営マネジメント系について、分野の土地勘といましようか、そういう一般的なことは広くちゃんと理解しているんだと。そういう素養を身につけるといことが非常に大切なんだろうと思っています。

少し具体的に申し上げますと、理系のデータサイエンスやAIに関する科目を四科目ほど設定しようと思っています。これは全ての学生が必修科目としたらと思っています。本格的なAI時代をこれから迎えますので、データの読み方とか使い方、あるいはAIをどうやってうまく使っていくのか、そして、それを社会にどうやって活用していくのかということは、どのような職業を選んでも非常に大事な素養だと思いますので、これを全ての学生に学んでいただきたいと思っています。

また、文系の経営科目につきましては、経営学とか経済学とか会計学、こういった一般的なことについては入門科目を設定します。これも全学生必修科目としたいと思います。

ただ、その上で、先ほちょっと申し上げましたけど、経営というのは非常に幅広い概念です。民間企業の経営を将来やりたいという学生もいらっしゃるでしょうし、それから、公共経営という形で、例えば自治体に就職したい、あるいは民間のNPOとかCSOといった形で地域づくりで活躍したいという方もいらっしゃると思います。

それから、自分で会社を興したいという起業ですね、最近、学生のときから起業する方も増えております。そういうふうに経営というのは非常に幅広い概念でありますので、学生の興味に応じまして、民間向けだとか公共政策向けだ

とか、いろんな自分の将来に向かってどういったものを履修したほうがいいだろうという、これは選択科目という形で広く用意したいと思っております。

これからの時代、データサイエンス、情報系、先ほど申し上げましたように非常に汎用性の高い一般的な能力として求められています。それを、とにかく全員が履修して素養を身につけて、そのベースを持ちながら、自分の将来に向かってマネジメント系を選んでいくと。そういった形で理文融合の人材育成というものを目指してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○土井委員Ⅱありがとうございます。

我々の頃も、マーケティングやマネジメントというのを習って、いわゆるマネジメントというのは単に管理じゃなくて経営を含めたところの概念で考えなければいけないと。それを実効性を高くするためには、やっぱりデータをどう読むか、それによってどう理解するかということが非常に重要であるということとは習ってきましたけど、そこをより数学的に、理系の学問的に教えていただけるのは大変ありがたいなと思っていますので、大変期待をいたしております。

もう一方の柱でありました理論と実践の循環型の学びについてですが、県立大学は理論と実践の循環型の学びをうたっています。カリキュラム体系の中で理論と実践の循環型の学びをどのように実現していくのか、このポイントについてまたお伺いしたいと思います。

○日野政策総括監Ⅱ理論と実践の循環型の学びの大きなポイントは、とにかくPBL系のカリキュラム、これを大きな柱にしています。先ほど申し上げましたようなキャンパスで学ぶ理文融合の、いわゆる座学での講義を中心としたような学びと、学生が県全体をフィールドとする、いろんな企業であるとか、地域の現場に出ていってそこで学ぶという、これをとにかく繰り返しやっていきたいなと思っています。繰り返し学ぶことによって、自分が今勉強している

この意味というのが本当に理解できるようになって、それが深い理解につながっていくんだろうと。その後、実社会でも使えるような力に結びついていくんだろうというふうに思っております。

現場に出ていくこのPBL系の科目ですけれども、現時点では五つの段階に分けて実施しようと思っています。あえて言う、最初の一年生のうちは入門とか初級というような形で、社会との付き合い方だとか、課題というのはどうやって見つけていくんだろうかといったところを学んだらどうか。それから、次の段階ではデータサイエンス実践のような形で、座学で学んだデータサイエンスをどう現場で応用して使っていくか。そして最後には、テーマ別プロジェクトというような形で、具体的に企業に採用してもらえるような、そういった提案ができるような熟度まで高めていきたいと。入門、初級、データサイエンス実践、それからテーマ別プロジェクトの二つぐらい、一、二という形で合計五段階ぐらいを予定しています。そして、これを一年生のときからやっていきたいと思っています。全学年でとにかくPBLの授業があるんだという形にしていきたいと思っています。これは全て必修科目、全学生が学ぶ科目としたいと思います。

私も一つのポイントと思っているのは、いつからこのPBLを始めるのかということでありまして。そのタイミングが学びの上では大変重要だと思っています。

先ほど申し上げましたように、一年生からやるということを県立大学は予定しておるわけですが、けれども、例えば、キャンパスである程度時間をかけて座学でいろいろ学んで、二年生の後半から現場に行きましょうとなったときに、今度そこで得た経験というのを次の学びに生かす機会というのが今度少なくなってしまうんですね。そうすると、理論と実践の循環型の学びにならなくて、何か理論で学んでからちょっと実践をやりましたみたいな話になると。

そこはちょっと我々、どうかという中を議論して、やっぱり理論と実践の循環型の学びをやるためには、一年生、まだ社会にいろんな出方として慣れていないかもしれないけれども、でも、PBLとはこういうことなんだよということをしちんと一年生にも全員に分かってもらう。その上で、一年生のときに配置されたカリキュラムを学ぶということで、いろんな学びの意味というものが深まっていくんじゃないのかなというふうに思っています。

一年生から四年生までの間で、段階的にこのPBLの熟度が上がっていく、学生のスキルが上がっていくんだろうと思っています。

それから、そういったことを、社会の現場できちんと御提案したりだとか、現場に行ったら周りは、皆さん社会人がほとんどですので、学生ばかりではありませんから、そういったときにどうやって自分たちが思っていることを理解してもらおうかということで、重要な要素として、ファシリテーションのスキルでありますとか、あるいはデザイン思考やシステム思考といったようなコミュニケーションや、物の考え方に関する科目というものの、これも全員必修にしたいと思っています。

こういったことで、学んだ理論、そして、それを現場で実践したときにきちんと生かせるような、そういう授業科目というものを設けているところでございます。

以上でございます。

○土井委員Ⅱありがとうございます。今まさに説明されたようなことが、今の時代、またこれからの時代に求められているというふうに思いますので、そういう意味ではニーズは非常に高いと思います。これはしっかりとそのポイントがかなうようにしていただきたいと思います。

そのためには、大学で実際教える人がどういう人かというのが非常に大事になってくると思いますので、二項目めは教員の公募についてお伺いをしたいと思います。

思います。

①はスケジュールについてですけれども、教員公募が四月から行われると承知しておりますが、教員の内定を出すのはいつ頃なのか。また、八月にも二度目の公募を行うと聞いていますが、二回行うのは一体なぜなのか。選考の大まかなスケジュールについてもお伺いしたいと思います。

○日野政策総括監Ⅱまず、教員公募ですけれども、四月から実施したいと思っております。

公募要領を研究者の求人サイトがございます。大体大学で職を求めようとか、いろんな研究機関で職を求めようとした人がそこを検索するような情報があるんですけれども、「JREC-IN」というのがあります。そこに公募要領を掲載して、こういうことに関心のある方に広く周知したいと思っています。

現時点で予定しているスケジュールでございますけれども、四月に公募を開始した場合、六月中旬を応募書類の提出期限としたいと思っています。応募される方は、研究や教育の実績などを示した書類を提出していただきます。そして、その書類が提出された後は、専門家チームを中心に、学術的、教育的観点から、その書類を審査いたします。その中で、県立大学の理念とは合わない、そういった方はこの段階で不合格になりますし、業績的に大学の教員として適切ではないと、実績がちよっとやや物足りない、こういった方もこの段階で不合格となります。

書類審査を通った方には、八月に模擬授業を実施していただきたいと思えます。あわせて面接を行います。こういった選考を経て、九月に、この人に県立大学に来ていただきたいと思う方には、採用内定という形で出したいと思えます。

今申し上げましたように、四月から九月というのが一つの流れになるわけでございますけれども、委員から八月にも二度目の公募という御指摘がございます。

した。これはやっぱり選考過程の中で、適任者が見つからなかった科目というのがどうしても出てまいります。こうした場合には、八月にも二度目の公募を実施したいと思います。

ほかの大学の例を見ても、一つの枠に對しまして十人程度応募があつてという例がございます。ただ、書類選考やいろんな面接を経て、全員が不適格だと。全員に不合格を出して、やっぱり二度目の公募をやるというケースも結構見られます。そういったことが業界的に通例でございますし、十分予想されますので、私どもも一度目の公募で適任者がいない科目については、速やかに二度目の公募というのをやりたいと思っております。

以上でございます。

○土井委員Ⅱありがとうございます。

それでは、この教員公募について二点目ですが、選考体制、選考の考え方について伺います。

どのような体制で教員選考を行うのか。教員は県立大学を支える重要な存在であるの言うまでもありません。

さきの一般質問でも、一ノ瀬議員が教員公募を始めるに当たって知事の思いをお尋ねしたところでもあります。改めて教員の選考に当たって求める資質は何かお尋ねをしたいと思います。

○日野政策総括監Ⅱまず、教員選考の体制でございますけれども、これは山口学長予定者の下、専門家チームと私ども政策部で行いたいと思っております。

教員選考のポイントでございますけれども、やはり熱量が大切だと思います。新しい大学でございますので、これを一緒につくる気概がある方に来ていただきたいと思っています。

少しポイントを申し上げますと三点ほど申し上げますが、一つはやはり次世代の教育を大切にする方、学生の学習意欲を引き出せる方に来ていただきたい

と思います。

二つ目には、ファシリテーターの役割もちゃんとできる方に来ていただきたい。一方的に教えるだけじゃなくて、学生の成長を支援できるような方に来ていただきたい。

それから三点目には、県立大学というのは、先ほど言いましたPBLでよく外に出ていく、地域とのつながりも非常に大事にする大学にしたいと思っておりますので、多様な主体と積極的に連携できる方、協働する意欲を持つ方に来ていただきたいというふうに思っております。

大学教員というのは、小・中・高校までの教員と異なって、教員免許というのがないですね。教員免許がありません。したがって、研究者としての方が培われた能力や実績を生かして、学生を教育する立場でございます。ただ、ややもすると、そういう免許制度ではありませんので、研究は非常に熱心なだけで、教育はちょっと二の次だという方もやっぱり少なからずおられると。一般的に、かつて日本の大学というのはその傾向が強いんじゃないかという指摘をよく海外から受けていたというふうに聞いております。

佐賀県立大学は「チェンジ・メーカー」を育成する大学でございますので、この教員審査の中では、教育に対する熱量というのを、先ほど面接や模擬授業というふうに申し上げました。この中でしっかり確認していきたいというふうに思っております。

理文融合型の大学でございますので、データサイエンスやAIなど、理系を専門とする教員もいますし、先ほど経営もありますから、経営学とか会計学とか公共政策とか、分野によっては観光とかスポーツビジネスとか、そういったマネジメントを専門とする教員も来ると思います。

また、理論と実践の循環型の学びでございますので、大学で長年教えていたアカデミア出身の方もいらっしゃるれば、民間企業でいろんなプロジェクトを

やってこられたような実務科の教員も必要になります。専門分野と経歴バックグラウンドの観点で、非常にバラエティーに富んだ教員構成になるんじゃないかと。そういうことを目指していきたいというふうに思いますけれども、そのことそのものが、開学後も県立大学が常に社会に対して問題意識を持ちながら、成長して学生を育てていく大学になるんだらうというふうに思っております。

以上でございます。

○土井委員Ⅱありがとうございます。ぜひそういった形で、地域を盛り立ててくれるような元気のある若者が巣立っていくことを期待しております。

最近、私の周りにいる昔から知っている子供たちが大学を卒業して、いつの間にかや、名刺をもらったら社長になっている子がたくさんいるんですね。そういう意味では、今の学生のニーズがそういうところにあるんじゃないかというふうに思いますので、大変期待をしております。よろしく願います。

それでは続きまして、問いの三に移ります。

Society5・0推進事業について伺いをします。

Society5・0推進事業については、先日の当初予算の知事記者会見で説明されており、最先端の技術を活用した事業ということで関心を持ったところであります。日本全体が人口減少という大きな課題を抱える中で、佐賀県においても、人口減少による深刻な人手不足は喫緊の課題であります。

こうした社会課題に対し、AI、ロボット、自動運転などの先進的なデジタル技術を活用することは、地域課題解決のための有効な手段として期待されており、県においても様々な取組が進められています。

これらの取組が進展することで、現在の課題解決にとどまらず、未来の佐賀の姿をよりよいものにしていくと考えているところです。

他方で、DXを担う人材の不足、世代間のデジタルデバイス、AI・センサー技術に伴うセキュリティの危険性など、社会実装を進める上で解決すべき課

題も存在します。特に私たちの世代はアナログ世代ですので、デジタルデバイドをすごく心配しているところでもあります。こうした課題に対しても、県が主体的に取り組むことが必要であると考えています。

そこで、Society5・0の実現に向けた県の取組について伺いをします。

一項目めは、Society5・0についてであります。

昔、我々は狩猟社会とか農耕社会、工業社会の次は情報社会だというふうに教わってきましたけれども、Society5・0とは一体どのような社会なのか、改めて伺いをしたいと思います。

○松永政策企画監Ⅱでは、Society5・0という言葉及び概念について、まず、これは平成二十八年一月二十二日に閣議決定された第五期科学技術基本計画において定められたものでございます。

委員言われましたこの計画では、狩猟社会というのはSociety1・0、農耕社会が2・0、蒸気機関などの工業社会が3・0、インターネットによる情報社会が4・0、それに次ぐ第五の社会としてSociety5・0を位置づけ、日本語では超スマート社会と表現されているものです。

このSociety5・0は、AIやロボット、先端技術が生活を幅広く支えて、誰もが便利に利用できる環境というのを整えることで、人手不足や高齢化といった社会課題の解決を目指す社会と示されています。

また、今後、デジタル社会は、人や物が常にデジタルでつながって新たな価値を生み出すということで、人々の生活をさらに豊かにしていく社会となると考えています。

以上です。

○土井委員Ⅱありがとうございます。

では二項目めですが、Society5・0推進事業について、幾つかお伺

います。

一点目は、事業の目的についてです。Society5・0推進事業とはどのような目的で進められているのかお伺いします。

○松永政策企画監Ⅱ県では、Society5・0社会の到来を見据えて、佐賀県を持つポテンシャルや佐賀からどのような未来を形づくっていただけるのかというのを議論することを目的に、「佐賀県から始まる日本の未来」シンポジウムというものを令和四年八月に開催しています。

このシンポジウムでは、佐賀に息づく挑戦する気風というものを生かして、デジタルの力を背景に新たな社会システムを創出していく可能性を語っているというものでございます。

県では、このシンポジウムを皮切りに、県全体を「デジタル実証フィールドさが」と位置づけて、デジタル技術を活用した新たな取組への調整も進めているところです。

この「デジタル実証フィールドさが」では、最先端を走る企業、人材を呼び込み、佐賀の人材と連携して、新たな取組にチャレンジできる環境づくりを推進しているところでございます。

このSociety5・0推進事業は、こうした取組を通じまして、地域課題の解決を目的に、先進技術を活用した実証事業を進め、その社会実装を図っていくということを目的としています。

以上です。

○土井委員Ⅱそれでは二点目ですが、これまでの取組状況についてお伺いします。

これまでSociety5・0推進事業としてどのような取組が行われてきたのかお伺いします。

○松永政策企画監ⅡこのSociety5・0推進事業では、実用化実証、情

報発信、人材育成の三分野において取組を進めてきました。

まず、実用化実証分野におきましては、自動運転バスの実用化に向けた実証を行ったり、あと高速大容量の通信規格でございますローカル5Gを活用した実証など、最先端の技術を持つ企業との連携による実証事業を重ねてきました。例えば、自動運転バスの実証では、令和五年度及び六年度に県と佐賀市が連携して、SAGAサンライズストリートにおいて走行実証を行っています。このことで、レベル4自動運転の実現に向けた実用化計画の策定につながりまして、令和七年度から佐賀市の事業として実証が継続されています。

このほか、令和六年度には「SAGA2024」国スポ・全障スポの期間に、ローカル5G通信を活用しまして、選手に近接した映像を配信する実証を行っています。

この実証では、SAGAアリーナで開催された体操、新体操、バレーボール、柔道の競技において、多くの人が混雑する中でも手元のスマートフォンを操作することで競技中の近接映像を楽しむことができるといったことなど、スポーツの新たな観戦体験につながっています。

次に、情報発信分野におきましては、これまで県の取組をより多くの県民の方に知っていただくために、令和七年度は体験イベントを二回開催しています。「佐賀さいこうフェス」と県内の大型商業施設で開催しまして、延べ二千四百名が来場するなど、県の取組の理解を深めていただく機会となりました。

また、高齢者向けの情報発信としては、「ゆめさが大学」のイベントで「ゆめさが大学」学校祭」というイベントの展示会場で、市町が保有しますスーパードライの取組でございますとか、自動運転バスの最新技術の活用内容を知っていただくために、利用者目線で分かりやすく体験できる展示を県と市町が共同で出展をしたり、対応しているところでございます。

次に、人材育成の分野では、令和三年度から県と市町の職員二十一名で構成

する研究会「d x 21」を開催しています。県内の自治体職員同士がネットワークを構築しながらデジタルに関する研究を行いまして、D X推進に向けた発想や気づきを得る機会を創出しているものです。参加者からは、他の市町のD X推進の取組状況を知るよい機会となったなどの声も寄せられまして、県や市町の人材育成に寄与していると。

これまでの「d x 21」の研究会の議論の中で、実際に事業企画の実現には壁を感じるといった声もございましたので、民間のノウハウや提案を取り入れて事業企画の実現につなげるため、令和五年度からは新たに「デジタルS A G A 官民共創セミナー」というセミナーを開催しているところでございます。このセミナーにおきましては、官民共創に関する先進的な事例を共有しまして、自治体、企業団体、県民が分野・横断的に地域課題のアイデアを創出する機会となつていくものです。これまでの三年間で民間から二十五件の提案が寄せられています。

以上です。

○土井委員Ⅱありがとうございます。

三点目ですけれども、それでは、来年度の取組についてお伺いしたいと思えます。

来年度のS o c i e t y 5・0推進事業ではどのような取組を予定しているのかお伺いします。

○松永政策企画監Ⅱ来年度ですが、これまで「デジタル実証フィールド」の取組が県内外の企業に広く認知されまして、佐賀県で新たに実証に取り組みたいという声が寄せられている状況を踏まえまして、民間企業と連携して新たな実用化実証に取り組むものでございます。

まず、実用化実証の分野では、県がこれまで進めてきたローカル5 G事業の取組をきっかけとして、スポーツ・エンタメ分野でローカル5 Gの活用を主軸

に事業展開している企業から実証事業の提案を受けたものでございます。この実証事業では、S A G Aアリーナのローカル5 Gと8 K・3 Dの映像、高品質音声を組み合わせたプレミアムイマーシブシアターの実証を予定しているところでございます。ここで言うイマーシブというのは没入感を意味しておりまして、バスケットボールやバレーボールのプロスポーツの試合におきまして、選手や審判の視点に近い臨場感というものを再現し、没入型観戦の提供について実証するものでございます。

具体的には、プロスポーツの試合の映像等を8 Kカメラや高機能マイクで撮影しまして、後日編集した映像をS A G Aアリーナに一時的に設置する体験型のイマーシブシアターで上映をします。プロスポーツの試合の開催日などに、来場者にこのシアター映像を体験してもらうことで、スポーツの新たな楽しみ方として没入型観戦の活用の可能性を探るものでございます。

次に、情報発信分野でございますが、来年度も「デジタル実証フィールド」が」を体験できるイベントを開催する予定でございます。企業向けの情報発信を強化いたしまして、実証に向けた新たな連携の促進を図っていきます。

次に、人材育成分野では、県と市町による研究会「d x 21」について、これまで行政の取組というものが中心であった研修内容を見直して、来年度は民間企業の技術の体験とか新たな要素を取り入れて、実践的な学びの機会を増やしていく予定でございます。

以上です。

○土井委員Ⅱありがとうございます。何となくS o c i e t y 4・0から5・0がきて、情報を調べたりする時代から情報が迫ってくるような時代だなというふうにちよつと感じていますが、迫ってきた場合に、自分たちできちつと判断できるというか、取捨選択できるというか、そういう能力が非常に必要だなというふうに感じます。やっぱり我々が便利な社会として使えるために

は、扱う人の立場に立つて、そういう事業をいろいろやっていただきたいなというふうに思います。よくあるんですけども、どこと言いませんけども、ある自動販売機で昔式のやつから新しいやつに変わったんですけど、すごく使いにくいんですね。使いにくいのは、デジタルデバインド、我々の世代だけかなと思つたら、みんなが使いにくいと言っていますので、やっぱり使う人の立場に立てば、もうちよつと違う考え方でできないかなというふうなことがあります。そういつた意味で、利用者の目線というのを忘れずに社会が進んでほしいなというふうに思います。

四点目、最後ですが、今後の方向性についてです。

Society 5.0の実現に向けて、県は今後どのような方向性で取り組んでいかれるのかお伺いします。

○松永政策企画監Ⅱでは、今後の方向性ということで、まず、これまで「デジタル実証フィールド」が「として進めてきた取組でございますが、県内外の企業に認知されまして、新たな実証につながる好循環が生まれてきていると感じています。

今後は、この流れをさらに発展させて、企業等が参画しやすい環境を整えながら実証の機会を増やしていきたいと思ひます。

Society 5.0社会の到来を見据えたときに、単なるテクノロジーの導入にとどまらず、どのような社会や未来を描くかという柔軟な発想や着想と構想力を持った人の育成というのも重要だと考えております。

今後とも、「デジタル実証フィールド」を一層充実させて、県、市町、企業など多様な主体が挑戦しやすい環境を県内に整備しまして、デジタル技術を活用し、新たな価値を生み出すことで、県民の生活が豊かになるように取組を進めてまいりたいと思ひます。

以上です。

○土井委員Ⅱありがとうございました。

それでは、今日最後の私の質問ですが、問いの四に移ります。DNA型鑑定不正問題についてであります。

今朝の新聞でも大きく各紙が取り上げておりましたが、このことについても後だつてお伺いしたいと思ひます。

佐賀県警察の科学捜査研究所において発生したDNA型鑑定不正問題については、全国の警察組織や科学捜査全般の信頼を損なう極めて重大かつ深刻な問題であるという事は言うまでもありません。この問題を受け、佐賀県議会では昨年九月の定例県議会において、「佐賀県警察本部DNA型鑑定不祥事の再発防止と県民への信頼回復を求める決議」を全会一致で採決し、県警察に対して、真摯に反省すること、第三者による調査を行うこと、県民への信頼回復を果たすことを強く求めたところであります。

他方で、昨年十月八日からは、県警察に対し警察庁による特別監察が始まり、現在も継続中であるものと承知をしているところであります。警察本部長は、今回の定例県議会における代表質問に対して、特別監察の終了を待つことなく、再発防止のための各種の取組を推進中であるなどと答弁をされました。

そこで、次の点についてお伺いしたいと思います。

一項目めは、この再発防止策についてであります。

一点目は、科学捜査研究所における取組についてお伺いします。

昨年十一月定例県議会において、県警察は科学捜査研究所での再発防止策として、鑑定作業の重要な各段階におけるダブルチェック、科捜研と警察署との連絡調整窓口の設置等に取り組んでいると説明されましたが、その後の取組についてお伺いしたいと思います。

また、DNA型鑑定の担当者を新たに配置予定とのことでもありましたけども、今後の予定についてお伺いをします。

○中嶋警務部長Ⅱ再発防止策につきましては、昨年十一月定例県議会でも御説明したとおり、大きく分けて科学捜査研究所に関するものと全職員に対するものがございます。

お尋ねがありました科学捜査研究所に関するものとしたしまして、昨年十一月定例県議会後の取組状況について御説明をいたします。

まず、当県の科学捜査研究所の鑑定作業をより適切なものとするため、ほかの府県からできるだけ多くを学ぶこととし、昨年中は、当県の科学捜査研究所の職員一名を、福岡県警察の科学捜査研究所に派遣し、DNA型鑑定の作業要領や手順等について研修を受けさせておりましたが、本年も科学捜査研究所の幹部職員等を大分県警察及び大阪府警察の科学捜査研究所に派遣し、同様にDNA型鑑定における業務管理等について研修を受けさせております。

また、昨年十二月には、他県において法医・鑑識部門に豊富な経験、知見を有し、警察庁から広域技能指導官として指定されている警察職員を当県に招致しまして、DNA型鑑定業務の在り方について詳細な指導をいただく機会を設けております。

さらに、昨年十月、福岡県警察科学捜査研究所の管理官を当県に招致しまして、科学捜査研究所の職員を対象に、DNA型鑑定をはじめとする科学捜査研究所の業務等について指導をいただいたところでございますが、本年一月にも追加的な指導をいただいたほか、県警察の科学捜査研究所職員の疑問や関心に対し、より詳細に指導いただくため、意見交換の場を設けるなどしたところでございます。

加えて、本年一月、全警察署の刑事課長や警察本部刑事部幹部職員による検討会を開催し、改めて警察署と警察本部事件担当課との連携による合理的、効率的な鑑定の実現の重要性につきまして認識の統一を図りました。

このほか、昨年九月以降、科学捜査研究所職員による少人数ミーティングを

順次実施し、これまでに講じてきた再発防止策が機能しているか、よりよい施策はないか、鑑定作業の各段階のダブルチェックに取り組んだ結果、期待していた効果が得られているかなどについて率直な意見交換の場を設け、さらなる改善の可能性を追求しているところでございます。

一方、再発防止策に外部の有識者の視点を取り入れることを目的といたしまして、昨年十一月、法医学分野に造詣の深い日本法医学会の前理事長である久留米大学医学部教授による教養を受講したほか、あさって三月六日になります。が、科学捜査の分野において豊富な御経験や御知見を有する元最高検察庁刑事部検事である昭和医科大学医学部教授をお招きし、警察本部長をはじめとした幹部職員らを対象に、科学捜査の重要性と配慮すべき事項について御指導をいただくこととしております。

続きまして、科学捜査研究所における体制の強化について御説明をいたします。

DNA型鑑定を担当する技術職員二名を本年四月に新たに採用することとしております。加えまして、DNA型鑑定件数が増加傾向であることから、今御説明した採用予定の二名とは別に、DNA型鑑定を担当する技術職員一名を増員したいと考えており、佐賀県職員定数条例の改正について、今回の県議会に上程をさせていただいております。

以上が科学捜査研究所における再発防止に向けた取組になります。

○土井委員Ⅱそういうふうに行っていたと思いますが、二点目ですけれども、全職員に対する取組についてお伺いします。

科学捜査研究所と同じく、昨年十一月定例県議会において県警察は全職員を対象とした再発防止策として、警察本部幹部職員に対する指導、警察署に対する巡回指導等に取り組んでいると説明されましたが、その後の取組についてお伺いします。

○中嶋警務部長Ⅱ全職員に対する取組についてお答えをいたします。

昨年八月から九月にかけまして、首席監察官等が二度にわたりまして全警察署を巡回し、幹部職員に対する指導を行ってりましたが、その後、十一月から十二月にかけて再度全警察署を巡回し、指導の浸透状況について確認を行い、改めて必要な指導を重ねるといった措置を講じております。同様に、警察本部の幹部職員に対しても、昨年八月から九月にかけてまして、私や首席監察官等が、業務管理、人事管理、公文書管理などについて指導を行い、その後、十二月にも改めて非違事案防止対策等について指導を行っております。

また、本年一月から二月にかけて、警察署や警察本部の各所属を対象に随時監察を行い、職員に対する高い倫理感の涵養、公文書の適切な取り扱いのための取組の状況、警察署の刑事課と科学捜査研究所の連携状況、各種事件捜査における証拠品の保管管理状況、幹部職員による業務管理の状況等につきまして確認し、必要な指導を行っております。

特に公文書の管理等につきましては、昨年十月、警察本部や警察署の担当者を対象に指導の場を設けておりましたが、本年二月にも前回指導後の管理状況を踏まえた上で、捜査書類をはじめとする公文書の作成や管理手続等につきまして、さらなる理解、認識を深めることを目的に、改めて指導を徹底する機会を設けております。

さらに、県警察の外部の方から指導を得るため、昨年十一月、警察本部の幹部職員や警察署長等を対象に、コーチング技法等による人事管理を専門とする社会保険労務士の方によるマネジメント研修を実施したところでございますが、本年二月にもデジタルトランスフォーメーションによる業務管理、組織管理等の分野に造詣の深い講師を日本マイクロソフト株式会社からお招きいたしました、デジタル活用等による業務の合理化、効率化、高度化のほか、組織管理に関する研修の場を設けました。

以上が昨年十一月の定例県議会後に実施しました再発防止策についての御説明となります。

県警察といたしましては、引き続きこれらの再発防止の実施状況も確認し、公安委員会からの指導を得ながら、幅広く、また、柔軟に改善、修正のための措置を講じていくことによりまして、真に実効性のある再発防止策を講じてまいります。そしてまた、その経過や状況等につきましては、引き続き、広くまた丁寧な御説明に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○土井委員Ⅱ今、様々な取組をいただいているということで、再発防止と、それから、信頼回復に努めておられるというふうに思いますが、この信頼回復に向けた取組についてお伺いをしたいと思います。

御案内のように、本件は県民に深刻な不安を与え、信頼を損ねる重大な事案であります。

二月二十七日、このDNA型鑑定の不正で科捜研の元職員が在宅起訴されたと聞きました。こうした状況の中、さらに今朝の新聞各紙で取り上げられておりましたけれども、皆さんも御存じのとおりであります。地検が起訴した内容と県警の説明が異なると報道されています。こういう報道をされると、一体どうなっているのかというふうな声もたくさん上がってくるわけであります。

この事実関係はどうなのか、このことに対して説明をいただきたいと思えますし、今後、県民の信頼回復に向けてどのように取り組んでいけるのか、最後に警察本部長にお伺いしたいと思います。

○福田警察本部長Ⅱお答えします。

まず、元職員の起訴に関してお答えします。

元職員がDNA型鑑定資料の残余を紛失した事案を隠蔽しようと考えて、令和六年二月十三日頃から令和七年二月七日頃までの間、四回にわたり、紛失し

た鑑定資料の残余に偽装したガーゼ片等を採取月日、採取場所、採取者等記載の採取袋に保管するなどし、もって他人の刑事事件に関する証拠を偽造したなどとして、先月の二月二十七日に検察庁が元職員を佐賀地方裁判所に起訴したものと承知しております。

この点、起訴状によりますと、偽造した期間は令和六年二月十三日頃から令和七年二月七日頃までの間とされておりますが、昨年九月に送致した際、県警察におきましては、元職員は令和六年十月までの間に証拠の偽造を行ったものと認定しております。

この違いにつきましては、これは捜査に関することであり詳細は控えますけれども、県警察におきましては、所要の捜査を遂げた上で、昨年の九月に検察庁に送致したものであります。

一般論ではございますけれども、警察が捜査を遂げて送致した後に検察が行う捜査において、例えば被疑者の供述が変遷するなどにより、事実認定が変わることはあり得るところでございます。

ただ、いずれにしましても、現在も警察庁による特別監察を受監中でありまして、この過程におきましては、県警察が確認した不適切な取り扱いの内容に加えて、その県警察の調査状況についても確認が行われておりますことから、県警察としてはこれに真摯に対応してまいりたいと考えております。

その上で、信頼回復に向けた取組について御説明いたします。

改めまして今回の事案につきましては、県警察に対する県民の信頼を大きく損なうものであり大変に申し訳なく思っております。

その上で、信頼回復に向けた取組についてですが、繰り返して大変恐縮ですが、現在続いております警察庁による特別監察に対し引き続き真摯に誠実に対応いたします。

そしてまた今後、その結果の取りまとめ等の連絡がありますれば、県民の皆様

様にその状況を丁寧に御説明したいと考えております。

他方で、先ほども御説明申し上げたとおり、県警察としましては、特別監察の終了を待つことなく、できることから順次、再発防止のための措置を講じてございます。

引き続き、公安委員会からの指導、警察庁からの助言や、他府県の警察からの支援も得ながら、より実効性を高めるため、追加すべきものや修正すべきものにつきまして、その都度幅広く検討し、柔軟に措置を講じ続けたいと考えております。

県警察として、信頼を回復するために取り組むべきと考えることは申し上げたとおりですが、あわせて、引き続き日々の警察活動にしっかりと取り組むと。それにより県民の期待にこたえてまいりたいと考えておりますし、私は種々の対応や措置に当たり、本部長として責任を持って対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中村委員長Ⅱ 暫時休憩をいたします。十三時をめどに委員会を再開いたします。

午前十一時五十二分 休憩

午後一時 開議

○中村委員長Ⅱそれでは、委員会を再開します。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

○坂口委員Ⅱ皆さんお疲れさまでございます。参政党ではなくて、自由民主党の坂口祐樹でございます。(笑声)

今日は、一問目に財政の健全化という御提案をさせていただきます。

今、お昼の散歩中に木原委員の御先祖様というか、よく似ていらつしやる佐賀藩の財政を再建された鍋島直正公の銅像にいい質問がきますようにとお参りをしました。皆さんも御協力をよろしくお願いいたします。

今委員会についての質疑の概略を申し上げますと、まずは金利のある世界がこれからやってくるというお話ですね。私は今、五十五歳になるんですね。若いでしょう、ありがとうございます。五十五年間を振り返ってみますと、一番高いときの金利が九・九%、一番低いときの金利が〇・九%ということを改めて再認識させられました。今を見ると約二%なんですね。それは借りるとき、貸すとき、いろいろ御事情があるんでしょうけれども、これから金利が上昇傾向にあるという中で、佐賀県の基金と言われる預金は約七百億円、一%で貸し出したとするならば約七億円の収入があるというふうに一旦喜んだ。一方で、佐賀県の起債、借金残高はというとその十倍、七千億円。約二%で借り受けをしていますので、百四十億円。私たちは今、二百億円の県立大学をつくるかどうか、かんかんがぐぐの議論をしている最中、大金ですからね。そういう中において、金利、たった一年間で百四十億円もの支払いをしています。そして、それがこれから事業を展開するに当たって上昇傾向にあるということなんです。僕は危機感を覚えました。

そういう状況の中、次は、じゃ、縮減できるとするならば何だろうということとを想像しました。義務的経費、うん、ああ、マイナンバーがあるじゃないか

と思います。まだまだ有効活用されていないあのマイナンバーを有効活用するならば、事務経費を圧倒的に縮減できるかもしれないと思いました。いやいや、そうは言っても、投資はやっぱ諦めてはならない。その象徴が教育なんだろうと思います。その教育の分野で、今一番議論しているのは大学。この大学を生かすために、私は、高等専門学校を併設、連携させたほうが県立大学が生きるのではないかという議論をしています。そして最後に、これまでの大学の前委員会の議論を聞いていると、オールジェンダーというトイレの話が出ました。私は少し危機感というか、疑問というか、難しい課題があるなと思いました。

ここで人間の尊厳についてお話をさせていただきたいと思います。目標時間は四十分です。四十分で今後の佐賀県のためになるような議論を心がけていきたいと思います。

まずは一項目め、財政の健全化についてであります。

十年一昔と言いますけれども、今から十年前、安倍政権、想像でしかありませんけれども、当時、安倍総理はデフレで苦しんでおられました。二%の物価上昇を目指す中で、金融を緩和したりして御努力をされた。たった十年前です。そして、今、真逆の課題を背負っているんだろうと思います。ここ二、三年前から物価高で、多くの県民、国民の皆さんたちが課題を背負って日々苦しんでおられると。そして、今、高市政権がその課題に対して取り組みうとされているんだろうと思います。ここ二、三年、何があつたんだろうということを想像すると、アメリカと日本の金利差、アメリカが四%前後、そして、日本が一%前後、約ですね。そういう状況の中で円が売られ、ドルが買われ、円安が進んだ。円安が進むと、自動車産業をはじめとする輸出産業はもうかった。一方で、私たちの課題は食料品にあつたんだろうと思います。米以外の多くの食料品、原材料も含めて輸入に頼っている中で、物価高で多くの皆さんたちが苦しんで

います。そして、この物価高を是正するために金利を上昇させなければならぬということ、日銀関係者の皆さんたちが御努力をされているんだろうと思います。

そして、ゼロ金利が長く続いたけれども、これは〇・五、〇・七五、そして一、そして一・二五等々な足踏みというか、急ぐ必要はないけれども、そういう状況にあるんだろうなというふうに私たちは想像するんですね。ということ、(一)、公債費についてであります。

金利の上昇による利子負担が懸念されています。このことに対してどう対処されようとしているのかお伺いをいたします。

○内田財政課長Ⅱ公債費についてお答えをいたします。

もともと公債費につきましては、低金利の環境を前提といたしまして、徐々に通減することを想定しておりました。委員のほうから御指摘がありましたとおり、足元の金利はやはり上がってきているところでございます。参考値として申し上げますと、地方債の金利状況としては、令和七年三月の時点、一年前の時点では一・五四％であったものが、直近二月でございますと二・三七二％まで上がっているという状況でございます。足元の金利がこのまま高い水準で推移をするということになりますと、元金、利子を合わせた公債費としては、今後上昇していく基調で推移すると見込んでおります。

ただ、金利の上昇による公債費の増加に対しましては、これまで先を見越して確保してきております基金がございます。県債管理基金ですとか大規模施設整備基金、こういったものを最大限活用して対応していく考えでございます。

そもそも金利負担を抑制するためにいろいろ手だてはございます。できる限り低い金利で借り入れができるように、低利の公的資金から優先して借り入れを行うということも一つの工夫でございます。また、銀行等の引受債につきましても、十年債を中心に借り入れを行ってきたところでございますけれども、

最近の金利関係は不確定でございますので、令和七年度の借り入れ分から新たに短期債、五年債を導入することで借り入れパターンを多様化して、金利リスクの分散を図ることとしております。

以上でございます。

○坂口委員Ⅱありがとうございます。

次に、社会保障関係経費と人件費についてであります。

十年ぐらい前、この社会保障関係経費については、高齢化社会の中で、そして、高度な医療の提供、要は人々が長く健康に暮らすために医療費がかかりますよね。そして当然介護も、そして年金も、そういう充実したサービスを提供する中で、佐賀県の負担だけでも毎年十五億円ずつ純増していきますよというお話だったんですね。分母を見てみると、六百億円から七百億円が社会保障関係経費なんですね。昨年度末でいうと七百四十二億円、これが億単位で上がる傾向にあると。

さきの一般質問での答弁を聞くと、毎年二十五億円ずつ純増すると。要は約三％ずつ上がっていく傾向にあると。人口減少社会に入りましたので、これがどこまで続くかは分かりません。しかし、同時に若い人も減るわけですから、負担感は減らない状況の中で、この社会保障関係経費なるものも金利に次ぐ大きなリスクになり得るんだろうと。そして、この物価高に対応するがために人件費も当然上げなければならぬですね。これも勉強会の資料を見てみると、令和五年から令和六年に対して約一千二百億円から一千三百億円、約九％上がっているんですね。令和六年から七年はほぼ据え置き、そして、令和七年から令和八年に対してまた九％。一千三百十三億円から一千四百五億円、約九十億円増額している、人件費。今日の朝、ニュースを見ていたら、初任給三十七万円ですという話なんですね。そうしないと人を確保できない状況下において、当然、公務員の給料も優秀な人材を確保するためには給料を上げなければ

ならない。そういう状況の中で、人件費も当然上がってくるのであろうというふうに推測をします。

社会保障関係経費二十五億円、毎年純増、そして、人件費の純増、このことに対してどう対応されていくのかお伺いをいたします。

○内田財政課長Ⅱまず、社会保障関係経費でございませけれども、医療、介護、障害分野を中心に今後も毎年度二十五億円規模の増加を想定しております。後期高齢者人口は今後も増加して推移してまいりますので、高齢者医療を中心にしばらくは同水準で増加していくという見通しを持っております。

人件費につきましてですけれども、公務員の給与というのは民間の給与から反映されるものでございますけれども、やはり近年の給与改定の影響もございまして増加傾向が続いております。今後、民間賃金の動向ですとか国の給与制度の改正など様々な要因が影響してくると考えております。非常に将来の見通しというものは複雑化しているというふうに考えております。

金利の上昇もそうなんですけれども、人件費、社会保障関係経費、こちらは地方財政全体の話でございます。ですから、交付税を含む一般財源総額の中で適切に財源保障をされるものというふうに考えております。

佐賀県といたしまして様々増大する財政需要がございます。地方が適切に対応できるように、全国知事会を通じた提案ですとか県からの政策提案など、様々な機会を通じて国に対しても訴えかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○坂口委員Ⅱ多少他力本願的な答弁を聞いて、国からの交付税、交付金、よく分かるんですね。国も一定景気が悪いときには、地方に仕送りをする、この交付税なるものの原資、国税五税が減額をする中で苦しんだ時代がありました。そして、佐賀県、地方自治体においては当然それを確保しなきゃならないというところで、新しい制度として臨時財政対策債、これは取りあえず地方が借りて

ね、その代わり国が後で補填をしますよという話。それが昨年度からゼロになった、よかったね、税収が増えていて、国も地方もよかったねという話なのかもしれない。しかし、そう樂觀していいのかなという不安感もあるんですね。次に移ります。三点目、国土強靱化という積極財政への対応についてであります。

高市政権が大きな信任を得ました。私も自民党に所属をしていますのでありますがたいと同時に、大きな責任を伴うであろうというふうに思います。衆議院の任期は四年ですから、それ以内に一定の成果というか成功というか、その成功の道筋を示さなければならぬであろうと思います。

その一つに積極財政。防衛だ、AIだというのは僕にはよく分かりません。しかし、その一つに国土強靱化なるものがあります。それは当然、私たちに関係してきます。これまで予算がないから佐賀県の御要望にはなかなか応えることができなかった等々で、私たちが背負った課題がたくさんあります。それは国土を強靱化するため、県民の皆さんの暮らしや、そして、命を守るための道路であったり、河川であったり、様々な公共投資をこれまで見送ってきた、そして、これから国土強靱化のための積極財政に移ろうとされている中で、当然、佐賀県もそこに呼応しなければならぬというか、受けて立たなきゃならないんですね。財政が厳しいからといって、それを見過ごすわけにはいかない。国の一定の財政出動に対して、佐賀県も要望しながら必要なところを勝ち取っていかねければならぬであろうと思います。

それは一方で、将来に対して不安を残す、ほとんどというか、借り入れをしながら事業を展開するというのは行政の常ですから、投資をしながら起債残高を減らしていく。難しい課題だけれども、私たちは一定の判断をしながら果敢に攻めていかなきゃならないんだと思います。

一点目、二点目とは反するような話になるかもしれませんが、今後、国

土強靱化に対して佐賀県は一定の負担増になるかもしれませんが。このことに對する影響というか、取組というか、考え方についてお伺いいたします。

○内田財政課長 今、国のほうで責任ある積極財政ということで、その中で国土強靱化対策、国内投資を推進していくという話がされております。それそのものは暮らしの安全・安心を確保するとか、雇用、所得の増ですとか、事業収益等が上がることで税収の自然増に向かう好循環を目指すというお話でございますけれども、当然、国においても財政の健全性ということも片方で話をされているというふうに承知をしております。こういったことについて今後国会のほうで具体的な議論がなされていくものと承知をしております。

県としてどうなのかというところでございますけれども、やはりそこは常に財政規律に配慮していく必要があると思っております。そういった財政規律に配慮しつつ、県勢の発展のために必要な投資は実施していくものであると考えております。

先ほど地方債のお話をいただきました。地方債につきましては役割がございます。財政負担を平準化するという資金を調達するということもございますが、もう一つは建設事業等につきまして世代間で負担を公平化していくという性質もございます。それが地方債の役割でございます。

事業の実施に当たりましては、国庫の支出金、交付税措置がなされている地方債を最大限活用するなど、あらゆる財政的な工夫を行っていくものと考えております。これはこれまでもそのように行ってきましたし、こういった基本的な考え方に変更はないものと考えております。

以上でございます。

○坂口委員 ありがとうございます。

道路を一本造っても、例えば、三十年、五十年で見て、三十年先の人、五十年先の人も使うから、その借金は当然よねという見方もある一方で、当然、三

十年後、五十年後は大幅な改修が必要になってきます。これは難しい課題ですが、今、今の答弁を聞いていて、これから先もずっとその考えを踏襲していくのかという不安を持つんですね。将来は将来の負担がまた当然増えるんです。今借金をして造る、そして、その期間、多くの皆さんたちが使っていくのか、今、借金をせずに造って、そして、積み立てていって、そして、年度年度できちつと改修というか、更新作業をしていく。後者のほうが健全なんだろうけども、なかなかそう簡単にはいかないというのも僕は分かっています。

ですから、考え方については、すぐには変える必要はないし、軌道修正も必要ないと思いますけども、あまり固まった頭というか、少し柔軟な発想でも少し物事を考えていかなければならないのかなというふうにこの財政については感じました。

最後、今後の財政運営について、すごく私自身も矛盾というか、地元の皆さんたちからはたくさんさんの御要望があつて、普通、僕はこの総務常任委員会に所属をしているとき以外は、ほとんど予算を使う議論をさせていただくんですね。こういう取組が必要ではないか、ここに困っている方がいらつしやいますよ、この投資は有効ですよ等々。

しかし、やっぱりこの総務常任委員会に所属をさせていただくと、やっぱりバランス感覚が必要だということを再認識させられる。入りがあつて初めて出の議論ができるわけですから、この入りをむげにしてはならないし、私たちも当然そうですね。私も四年に一回しかこの総務常任委員会には所属していませんから、ついつい四年のうちの三年間はこれを忘れてしまふんです。しかし、三千五百人の県庁職員さんたちは常にこの入りということを気にしながら自分の仕事に励んでいってもらいたいなというふうな思いを持っています。

今後の財政運営についても、これも難しいんですけども、義務的経費と投資的な経費があるとするならば、できるだけ義務的経費を縮減して投資的経費を

増やしていこうね、これが理想形なんだろうと思います。

この投資的経費についてもソフトとハードがあるとするならば、どっちに重点を今置くべきなんだろうか。ハードというのは当然借金を残します。しかし、ソフトは何も残らない。例えば、キングダム空港とか防波堤とか御議論されています。その前に、唐津に「おそ松さん」を呼んだ。その後に、佐賀県の副知事に島耕作さんを呼んだ。佐賀県民は喜んでいらっしゃるかどうかという議論が様々あって、私も難しいなど。要は僕たちは県民の幸せのために仕事をしているんですね。しかし、多分そういう取組なるものは県外の人が喜んで、そして、佐賀県に関心を持ってもらう、佐賀県に来てもらう等々、結果的に佐賀県のためになるんでしょうけども、私たちはいつい直接県民の幸せな顔を見たいと思ってしまふ、そういう議論を望んでいます。そういう中において、キングダムについては作者が佐賀県民出身なので、ここはここできなかな議論はしにくいから、いいとしましょう。

ただ、今後の財政の見通しの中で、義務的な経費、そして、投資的な経費、投資の中においてもソフトだ、ハードだというときに、僕たちはどう考えればいいんだろう。私は答えを持ち合わせていません。しかし、やっぱり無責任ではいられないんですね。ですから、皆さんと一緒に発展的な議論をしなければならぬと思っています。今後の見通しについてお伺いいたします。

○内田財政課長Ⅱ財政運営についてでございます。

先ほど委員のほうから入りを量りてという言葉があったかと思いますが。やはり常に収収等の状況の変化というものにに応じていく必要があると思います。

これまでもですけれども、ローリングを行って検証をしてきております。財政見通しの試算に当たりまして、先ほどお話がございましたけれども、公債費等の見込みを踏まえて、県債残高、将来負担比率、基金残高などについて、多角的にシミュレーションを行っています。

義務的経費、投資的経費、そういったお話がございましたけれども、予算編成の考え方に及ぶものであらうと思います。当然限られた経営資源のなかにおいて最少の経費で最大の効果を県民に提供する視点に立っているというふうに考えております。

我々財政課といたしまして、予算を全庁的な視点ですとか中長期的な視点に立って、客観的に俯瞰して、事業の選択と集中、そういった目線で取り組んでおります。そういう中で、佐賀県の将来につながるような施策もあれば、目の前にしつかり向き合う施策というものもあるんだと思っています。

地方財政全体を見ますと、やはり不確実性は増している、それは事実でございます。そういった不確実性が増していることがありますから、やはり予断は許さないものと思っています。ですから、きつめ、きつめ、それを前提条件と置いた上で、今後も都度都度、財政見通しのローリングを行いまして、財政の健全性を確認しながら財政運営に当たってまいります。

以上でございます。

○坂口委員Ⅱでは、この項目の最後に、志波部長、ちょっと通告はしていませんでしたけれども、西九州新幹線の議論に対する影響があるかないか。いつも木原先生から怒られるんですけども、新幹線に対してまだ時期尚早というか、県民の理解は得られていない、その入り口が財政負担だと私は思っているんですね。当初は六千二百億円の建設費に対して佐賀県は六百六十億円と言われた。当時の二百二十五億円からすると大分上振れしたなと思いました。佐賀県の試算でいうと、一兆円を超えますよ、佐賀県の負担だけで言うとか一千四百億円を超えますよ。佐賀県民の多くが、あまりに大き過ぎて分かんないんですけども、納得できるはずがないと思うんですね、入り口の段階で、それがどうなるか分かりません。

しかし、私たちは現実を見て、空手形というか、よく分からないけれども、

分らないもの、将来に對して不安を残すがままになかなか進みにくいんだろ
うなと僕の性格上は思うんですね。ですから、当然一定の見通しの中、シミュ
レーションの中で、多くの県民の皆さんたちが安心感を覚えたときに、新幹線
なるものは着工できるのかな、同意できるのかなというふうなイメージを持っ
ているんですね。この後、僕は木原先生から怒られるんですよ。（笑声）

それはそれで置いて、部長として、財政を預かる者として、部署は違ひ
ますけれども、大きな事業でありますので、県立大学どころではありませんか
ら、三十年先、五十年先を見据えて、この新幹線の議論に對して今の佐賀県の
財政状況を見比べて、どういう影響があるかお伺いいたします。

○志波総務部長Ⅱお答えをいたします。

新幹線の議論に關しましては、もともと知事が何度も答弁しておりますよう
に、まだ佐賀県のほうから求めているものではないということで、県としてや
るかやらないかの判断はしていないという認識を持っています。

財政に對する影響といえますのは、例えば、県でそういった特定の事業に取
り組むという方針が出た時点で、それがどういった手法でやればいいのかとか、
どういった課題があるのか、どれくらいの規模でやるべきがいいのかというも
のが出てきて初めて、収支にどういうふうに組み込んでいくかの議論が出てく
ると思います。まだその段階には至っていないと私は思いますので、現時点で
どういう影響が出るかということをお答えするのは難しいと思います。

以上です。

○坂口委員Ⅱありがとうございます。

では、二項目に移ります。マイナンバーカードの活用についてであります。
これもなかなか質問が難しかったというか、マイナンバーカードが有効活用
されていません、なぜか。多くの国民、県民の皆さんたちがその利便性を想像
できないというか、享受できない状況にあるからなんだろうと思います。マイ

ナンバーカードを取得した人は何人いらっしゃいますか、全国というところ
です。佐賀県はそれにちよつと上増しして約八五%の方、じゃ約一五%の方は
取得されていないんですね。通知カードを持っているだけ、別に困らないん
ですね。確かに僕もマイナンバーカードを持っています、ああ、よかったねと思
う機会はその多くはないんですね。だから、別に持っていないでもいいとい
うことで、国は、何とかポイントだということを付与しながら普及を図った。鶏が
先か卵が先かですね。持っていないからサービスを提供しないのか、サービス
が提供されないから持っていないのか。

保険証については、十二月で保険証を廃止されたにもかかわらず、保険証と
ひもづけされた方はまだ半分しかないという話なんですね。よく分からな
い。保険証は廃止されたんですよ。ただ、それこそ通知カードがあるから困ら
ない、保険証番号がそこに書いてあるから困らない、何かおかしい、僕は鶏が
先だと思ふんですね。国側がきちつと県民の皆さんが喜ぶサービスを提供すれ
ば、皆さんが手にするはずなんだろうと思う。しかし、なかなか手にしない。

十二桁のあの番号。そして、プラスチックのカード、そして最近スマホと
連動なんですね。スマホ一台あると、ほぼ普通の生活には支障がないですね。
ここにＡＩが入っている、ここにお金が入っている、ここにチップがあつて、
電車にも乗ることができる。健康保険証も入った、免許証も——あつ、免許証
は入っていないか。警察関係者の皆さんには、これは質問じゃありませんけれ
ども、関係でいうと、僕も喜んだんですね。マイナンバーカードに運転免許証
が入るようになったと、それはよかったね、便利になるね、一枚持ちでいいよ
ねという話ですね。

そして、僕はiPhoneですけど、iPhoneにもマイナンバーカード
が入るようになりました。去年かおとしが忘れましたが、それはよかった
ね、じゃ免許証を持たなくてよかったね。いやいや、マイナンバーカードに免

許証は入った、スマホにマイナンバーは入った、しかし、免許証ないしマイナンバーカードを持たなきゃなりませんというお話なんですね。なぜだろう。これは県警が決めることではなくて、警察庁が将来的に努力をされるんであるというふうに思いますので、その努力は結果を待ちたいと思います。

私たちは日々、これで済んでいる。しかし、なかなか行政サービス、それに付随したサービスを見てみると、これで済まない。なぜだろう。個人情報保護法なるものが邪魔をしているのかとか、いろいろ考えるんですけども、民間ではほぼスマホ一台で完結できるのに、行政に関係したものについては完結できない。

ただ、人から話を聞くと、確定申告もスマホ一台できるようになって便利になったよねというところも一分野では努力をされている形跡も見えます。しかし、残念ながら、まだまだできないことがあるよねではなくて、できることがあるよね、まだそんな状況なんですね。ですから、できないことのほうを探すぐらいできることを圧倒的に増やさなきゃならない、マイナンバーカードと、このスマホですね。

ですから、そういう議論をしていくことによって、多くの県民の皆さんたちが喜ぶんであるう、同時に経費削減にもなるんだろうと思いました。しかし、なかなか日本は民主主義社会の中というか、弱者に対してきちっと手当てをするまでというか、護送船団方式なるものかよく分かりませんが、なかなか強制的に進めることができないと思っているんですね、このデジタル化については。ですから、なかなか悩ましいなど。こういう議論を進めると、いや、それは国の話ですから、ここで答弁できるのは、せいぜいというか、マイナンバーの活用状況等については説明できると思いますと。

ただ、多分これからの、政治行政の判断の八割方はAIがこれからしていく時代になるんだろうと思うんですね。私たちがその辺で道端でお話をして、

それはAIが残念ながら拾ってくれません。ですから、こういう公のところでは話をすることによって、国側なのか何なのか分かりませんが、誰かが意思決定をする過程の中で、AIに頼る、そしてそのAIがこういう公の議論であったことをきちっと拾い上げて、そしてこういう意見もありましたよね、ああ、確かにこうなったら便利ですよ、課題はここにありますがね、じゃこういう解決の方法がありますよね、等々をAIが考えてくれる時代になるんだろう、それも近いうちにと想像するんですね。

ですから、今回のこのマイナンバーカードについては、僕はできないことを多分多く申さなければならぬ。しかし、それは近い将来というか、すぐできるようなことになるんだろうというふうな期待を込めて、数点お話をさせていただきます。

まず一点目、県の行政デジタル化の現状について伺いいたします。

○土井行政デジタル推進課長 Ⅱマイナンバー制度は、マイナンバーの活用とマイナンバーカードの活用の、この大きく二つございます。

まず、マイナンバーの活用についてでございますが、これは個人番号を介して、行政機関同士で情報連携することによりまして、行政手続において、例えば、課税証明書とか住民票の写しとか、そういった添付書類の提出が不要となりまして、申請者の負担軽減、手続の迅速化、これが実現されるものでございます。

マイナンバー制度が始まった当初は、この番号を介して情報連携する分野というのは限られておりまして、社会保障、税、災害対応、そういった分野に限定されておりました。その後、法が改正されまして、利用可能な分野や手続については段階的に拡大されてきております。

県の手続を見ますと、例えば、高等学校等の就学支援金の支給事務、県営住宅の家賃決定の事務、児童手当の支給の事務など約三十の手続で、このマイナ

ンバーによる情報連携を活用しております。所得の情報、住民票の情報、そういったものを申請者が県に提出する代わりに、県が直接確認しております。そのことで今年度だけで約十五万件の添付書類の省略が達成されているということでございます。

続きまして、大きく二つ目なんですけれども、マイナンバーカードの活用現状でございます。

マイナンバーカードはカードに顔写真がついておりますので、対面で本人確認ができる手段として使えるほか、カードのＩＣチップには電子証明書が搭載されておりますから、カードをスマートフォンなどの電子媒体で読み込むことで、オンライン手続でも本人を証明することができるということでございます。ですから、この機能を活用しまして、スマートフォンによる確定申告が可能になったり、マイナ保険証、またマイナ免許証、こういったものが実現できており、活用の幅は広がっているところでございます。

マイナンバーカードに関するこれらの取組は、佐賀県だけではなく全国的に導入されているのですが、そのカードを活用した県の取組として、今、議会のほうに御提案させていただいています「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）」、こちらのほうが可決されますと、県の手続において、住民票の写しの提出の代わりに、マイナンバーカードの提示で本人確認ができるといったことが可能となります。

このように、マイナンバーやマイナンバーカードを活用した行政手続を進めている状況でございます。

以上でございます。

○坂口委員Ⅱありがとうございます。

では二点目、どのような課題が現状あるのかお伺いいたします。

○土井行政デジタル推進課長Ⅱまず、マイナンバーを利用した情報連携でござ

いますね。こちらのほうは、番号法、その関連法令、もしくは県の条例で定める事務でしか利用できません。しかも原則、行政機関同士で情報連携を行うためのものでありますので、例えば、医療機関の診断書などを行政機関が直接マイナンバーを使って情報連携するといったことはできないと、現状としてはこういった制度になってございます。

次に、マイナンバーカードの活用における課題でございますけれども、マイナンバーカード自体にマイナンバーが記載されていることから、なかなか利用に当たって心理的なハードルが皆さんお持ちではないのかなということが考えられます。それと、マイナ保険証やマイナ免許証以外でマイナンバーカードを活用した新たなサービスがまだまだ少ないということから、カードを持つメリットが分かりにくくて、県民全員への普及が至っていないのではないかと、いうような課題を認識しております。

以上でございます。

○坂口委員Ⅱ様々な課題があるんだろうと思います。

今、二点、答弁の中で心理的なもの、あとメリットという話がありました。心理的なものなるものは何ぞや。要は個人情報なんでしょうね。例えば、今、給付つき税額控除なるものを二年後に始めたいという議論がある中で、政府はマイナンバーカードに銀行口座をひもづけしてくださいと。これは資産を統制するわけじゃないんですね。一つの口座をひもづけしてください。だから、これは基本的に給付を対象にしているんだろうと思うんですね。

給付つき税額控除なるものの、その給付の大前提は、私は銀行口座のひもづけるものは必須ではなからうか。昔、安倍政権のときに十万円ですね、国民の皆さんに対してお渡しするときに、私たちは十二桁を紙に書いた。そして、役所の皆さんたちがその紙をパソコンに打ち込んだ。そこに打ち間違いがありましたとか、そこにどれぐらいの費用と時間がかかっているんだろう、もった

いないと思いました。アメリカは即時給付しましたという話を聞いたときに、日本は遅れているなと思いました。

心理的なもの、それはほとんどが勘違いです。絶対に守らなきゃならない個人情報とは何でしょう、そうなんです。例えば、僕で言うと、銀行口座を全て見られると嫌ですね。あの人はあがん偉そうにしよるけど、意外と持っていないかったねとか、変に心配されても僕は嫌だから、そこは隠したい。もう一つは病気のことで、それは別に何の問題もない。誰かの役に立てるならばオープンでいい。例えば、学生のときの成績、一とか、二とか、三ばかりでしたからね、何の問題もない。事実なんでも、今頑張っていれば、それはそれでいいんですよ、とかですね。要はそうそうないんですよ。

ですから、心理的なものはやっぱり払拭する努力で何とかなるもの。あとはやっぱりメリットですよ。メリット感がないと、誰が申請しますかという話。さっき病院の話も出ましたですね。病院でできるだけマイナンバーカードでピッと毎月初めにしてくださいね、最近はスマホでもできますよと努力をされているんですね。要は、何となく多くの、半分の皆さんたちは分かりました、できるだけ協力しますという話。しかし、あとの半分の方たちは協力しない、なぜか。メリット感がないからですよ。

例えば、私の例で言いますと、私は肝疾患持ちなんです。二、三年前にお医者さんから、坂口さん、助成金がありますよ、負担が一万円を超える人は一定の助成があるんですよというチラシがあつて、僕は一万円ちょっとしか超えないので、あまりメリット感 wasn't ありました。しかし、せっかくだから、同じ人たちが同じ申請をして、どういう恩恵にあずかって、どういう課題があるかということを得るがために私も申請してみました。すると、マイナンバーカードがありますからね、保険証と両方持って、これを持っていれば大丈夫だと思って保健所に問い合わせると、そういう制度があります。病院から何とか

かんとかをもらってきてください、領収書だなんてかだといって、当然全てをそろえることはできませんでした、僕の場合はね。領収書を持っていけばよろうと、ついつい半分だけ聞いて持っていいたら、書類が不足していました。いって、病院に二回行かなきゃならない。そして、保健所にその紙を持っていけば、もうそこにデータはあるんですよ。けど、行政同士しか今は駄目だという話だったんですね。

病院はもう準行政ですよ。これだけ保険証を使っている病院なんでも。これを完全民間の、例えば、普通の民間の銀行とはわけが違ふと僕は思うんですよ。普通の民間の銀行でも、マイナンバーがあれば開設もできるし、送金もできるし、銀行なんか行ったこともない、電話をしたことがない。しかし、私たちは銀行のサービスを受けることができる、なぜか。お客さんだからです。民間の会社はお客さん、できるだけ私たちの銀行を使ってほしいと思う。だから開設しやすい、ハードルを下げる、できるだけ送金、入金、出金、いろいろしてほしいから、コンビニで使える、何だかんだといって僕たちは銀行に行くこともなく、いろんなサービスを享受することができる。

しかし、行政は違いますね。僕もそうです。よく一万円を超えたら助成をしてもらえるかもしれないとか、あの申請ばせんと何とかがされもんねとかですね。すると、私たちは武雄の杵藤保健福祉事務所に行かんばいかぬ。もともと鹿島に三十年前はあつたんですよ。しかし、できるだけ電話で済むように、できるだけ皆さん来なくていいようにしますから、うちの実家から一時間かかりますので。当初はそう言うんですよ。来なくていいようにできるだけしますから。

それで、今はデジタル化、来なくていいのかと思ったら、やっぱり二回行かんばいかぬ。本来一回でいいものが、なかなか行政のプロでもないし、そして、一年に一回するものでもないし、たまにしろと言われても、はい、分かりまし

たと言ったつもりでも、分かっていないんですよ。だからまた、私も杵藤保健福祉事務所に行つて——僕じゃない、妻に行つてもらうんですけどね。そして、あれが足らんやつたよと、最後はあなたが名前を自筆で書いていなかったからといって、送ってきたよとかですね、さあ大変ですよ。マイナンバーカードはあるのに。こっちに保険証番号、こっちにマイナンバーカード。この番号の連携はいろんなところでできているんですよ。しかし、それでも行政同士やないと駄目ですと言うんですね。意味が分からんと言つて。しかし、僕たちは行政にはお世話にならないといけないということで、皆さん、愚痴も言わずに病院を数往復、保健福祉事務所に数往復。できる人は一回ずつでいいのかもしれない。しかし、多くの皆さんたち、車を持っていない高齢者をどうしているんだろう、独居者は想像すると胸が痛むんですね。

このまま放置していいはずがないと思います。しかし、なかなか行政は急がない、なぜか。民間とは違うんですね。そこに多くの不満があつて、その不満の象徴が多分その申請率、保険証で言つと、まだ五割しか申請されていない状況があるのかなというふうに残念に思つてますよ。

ですから、今言われた課題をきちつと克服してもらわなきゃならないと思うということで三項目、県民の皆さんが利便性を感じるための取組をどう進めていくのか伺いたします。

○土井行政デジタル推進課長 Ⅱ今後の考え方でございますが、まず、マイナンバーを利用した情報連携につきましては、法で明確化されておりますが、順次、事務を拡大されておりますので、徐々にではありませんけれども、マイナンバーを活用した行政手続は推進されると考えております。

また、法制度の範囲内でございますが、マイナンバーを利用した情報連携については、県で独自に利用する事務を増やすことが可能でございますので、独自利用事務の拡大に向けた検討を行つていきたいというふうに考えております。

す。

続きまして、マイナンバーカードの今後の活用でございます。

現在、国においてマイナンバーカードの利活用の推進のための検討がなされております。令和七年六月に国が公表しました「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においては、マイナンバーカードの保険証や運転免許証との一体化だけでなく、救急業務、健康・医療・介護・母子保健、災害支援等の幅広い分野で利用されることを目指しております。

その検討の中の一つとして、県でも取組を始めておりますが、公費負担医療や地方独自の医療費等助成制度において、受給者証とマイナンバーカードの一体化といったものが検討されておりました。県においても健康福祉部において取組が進められております。

さらに、利用者であります県民に向けても広報していかないといけないと思っております。マイナンバー制度、もしくはマイナンバーカードで何ができるのかと、分かりやすく伝えるような情報発信の充実を図っていかたいと。

もう一つ、デジタルデバйд対策でございますが、デジタルに不慣れな方でも安心してマイナンバーカードを活用したサービスを利用できるように、スマートフォン熟练操作方法などを教えてくれる地域のサポーターの育成といった取組も現在やっておりますけれども、継続してやっていきたいというふうに考えております。

こういった取組を進めまして、着実にマイナンバーやマイナンバーカードを使える仕組みとして定着をさせていき、県民の皆様の負担がより少ない行政手続の実現につなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○坂口委員 Ⅱ僕は土井課長はできる人だと思つておりますので、乞う御期待ですね。

では三項目め、すみません、約束の時間はオーバーしましたけども、できるだけ急ぎますんで。高等専門学校についてであります。

約二年前の一般質問において、私は県立大学の議論がなされるときに、なかなかみそ薄いというか、県立大学だけでいい大学ができるであろうかという心配をしました。そういう中において高等専門学校、ここは期待値というか、実績が高うございますので、ここと連携することによって大きな相乗効果を得ることができるんじゃないかという御提案をして、皆さんは前向きな答弁をいただきました。現在の検討状況をお伺いいたします。

○日野政策総括監Ⅱまず、三つに分けてお答えさせていただきます。一つは全国の高専の状況、それから、大学と高専の連携の状況、最後に、佐賀県としての考え方でございます。

まず、全国の高専の状況でございますけど、我が国には、今、高専が五十八ございます。ほとんどが国立です。数で申し上げますと、国立が五十一、それから、自治体がつくった公立が三、それから、民間の私立が四でございます。高専がない県は埼玉県、神奈川県、山梨県、滋賀県、そして、佐賀県の五つでございます。公立大学も高専もないのは佐賀県だけでございます。

高専設置については、いろいろ民間のほうからも、また、議員のほうからも設置云々を求める御意見をいただきました。気持ちよく分かるところでございます。

ちなみに、国におきましては国立高専の新設は行わない方針でございます。我が国の今成長戦略が特にＡＩとか半導体中心に国のほうで成長戦略を進めようとしておりますけれども、その一環として国立高専につきましては、学科とかコースの再編を進めようという機運がございます。新しくつくるということで、自治体がつくる公立でありますとか、民間におきます私立の高専について新設を支援するという方針を持っております。

こうした中、滋賀県でございます。高専がない五つの県のうちの一つでございますけれども、滋賀県におきましては、県立高専の設置を準備中でございます。令和十年に開学予定でございます。開学すれば、全国四つ目の公立高専となります。

次に、大学と高専の連携のことでございます。

坂口議員からも高専があることで大学が生きてくるんじゃないかという御発言も冒頭ございました。自治体立に限って見てみますと、東京都、大阪府、神戸市、この三つが既に高専を自治体で持っているわけです。そこに先ほど申し上げましたように滋賀県が加わります。

この公立高専ですけれども、いずれも運営が公立大学と同じ法人で行われております。つまりどういうことかという、一つの法人の中で公立大学と公立高専を運営している、そして、公立大学と公立高専が連携していると、こういうのが基本的な構図になっております。

幾つか事例を申し上げますと、神戸市でございますけれども、ここは神戸市さんがつくった大学であります神戸市外国語大学というのがございます。これはよく神戸外大というふうに言っているものでございます。そこ神戸市立高専があるわけですけど、この二つを神戸市のほうでは兄弟校というふうに銘打っております。例えば、高専のほうで開設している理系の科目ですね、確率統計でありますとか、それから、神戸らしいと思いますのは防災工学、それから、アルゴリズムとか、そういったものを神戸市外大の学生のみに開放していると。結果的に神戸市外大の学生は文系科目を学びつつ理系の専門科目も興味に応じて学べるというような学びを深めています。

また、東京都でございますけれども、ここは東京都立大学であるとか、東京都立産業技術大学院大学、それから、東京都立の産業技術高専がございますけれども、こちらは、高専と大学の連携研究というものを実施しております。

いずれも高専の生徒にとってもプラスだし、大学の学生にとってもプラスだというふうに思っています。

それからまた、最近でございませけれども、従来は高専を卒業した後、真つすぐ就職するという方が結構多かったわけですが、ほとんどの方がそうだったという時代もございました。最近の傾向を見ておきますと、高専を卒業した方の約四割が進学しております。進学先はどこかというと、一五%が高専の専攻科というのがあります。要するに五年高専で学んだ後にプラス二年さらに高専で深掘りして学ぶと、ここに進学している学生が大体一五%、二五%がどこの別の大学三年に編入しています。そういった形で、高専を五年卒業した後に、さらに学びを深めようという生徒が最近増えているというような状況です。

こういった意味で、高専と大学の連携とか接続というのは、これからもまた増えるかもしれないというふうに思っています。

最後でございませけれども、佐賀県の検討状況でございませ。今、私どもは県立大学の開学に向けた準備を進めております。基本的な考え方はこれまでも申し上げておりますが、県立大学の開学後に当然、高専もできれば、佐賀県の高専教育環境が充実することは間違いないと思っています。

じゃ、どういふつながりができるのかなと思つたときに、先ほど土井委員の御質問にもお答えしましたが、県立大学はデータサイエンスとマネジメントを主に学びませ。これは高専と完全に重なるかというところ、全く完全に重なることではないと思ひませ。だからといって全く無関係でもない。

どういふことかというところ、例えば、高専で最近、情報系だとかAIを学ぶ高専というものは増えているわけなんです。そういったところで一定のスキルを学んだ方たちが、例えば、大学三年に高専卒業後編入してきて、いろんなマネジメントを学ぶというふうになると、自分で磨いた技術だとか、そういうテクニカルな知識をより実社会の中で生かせるような、そういう能力も身につけるこ

とができるんじゃないのかなというふうに思ひませ。そういった意味で、県立大学と高専の連携というのは大変面白いというふうに感じませ。学びの深みが出てくるんだと思ひませ。

公立大学も高専も、今、佐賀県にございませので、県立大学は今ゼロからつくっているわけにございませけれども、この議論の中でも、次はこういう学部をつくつてほしいみたいなことも御意見をいただくわけにございませが、全国的に自治体がつくっている大学と高専の連携の様子を見ますと大変興味深く思ひませ。我々もこれから十分検討していききたいと思ひませ。全国的にも大学と高専の連携はこれから進んでいくと思ひませ。高専を新たにつくるという新しい動きも、徐々にではありませが、これからは出てくると思ひませ。

ただ、そのときに、従来型のようにものづくり産業にすぐ絞つて、真つすぐ高専を卒業した後に現場に出ていくんだということではなくて、高専の形も変わつていつておりますので、そういう今後の高専の将来の姿も見極めながら、佐賀県立大学と高専の連携を意識し、検討をより深めていききたいと思ひませ。

以上でございませ。

○坂口委員Ⅱさすが、生きているコンピューターというところ、よく分かりやすい答弁をいただけてありがとうございませ。

僕自身は前向きに捉えることができたすばらしい答弁だったと思ひませ。しかし、やっぱり実現のハードルは高いんだらうというふうに想像しませ。どうしてもついつい国立なるものを他力本願的に想像してしまふんですね。佐賀県は特に財政力がそう豊かではありませ。そして、これから二百億円かけて県立大学をつくらうとしている中で、同時並行的に公立を、じゃ、私立ができるかというところ、大きなSUMCOさんあたりか分からないけれども、どこ

かが人材を確保するがためにうちがつくりますと。国も当然、国立は無理かもしれないけれども、支援の体制なるものはあるんでしょから、民間も完全にゼロではないのかもしれない。しかし、県立でつくるといふことになる、まあ、大きなハードルなんだろうと思うんですね。ですから、今の段階でいうと研究の過程にあるんだろうと。ただ、高専の前段階で県立大学を一定成功に導かなければならない課題が僕たちにもあるんだろうと僕は思うんですね。

私は、お金以上に中身について不安を持っているところがあります。いい大学をつくりたいと。いい大学の、いいというものはどういうものなんですか。例えば、偏差値だけでいうと、あまりよすぎると卒業者はどこに就職するんだろう、佐賀県の中小企業に就職してくれるんであるうか、そういう優秀な人が高い給料を払ってでも佐賀県内の中小企業の皆さんたちは雇用したいんだろうか等々ですね。ですから、偏差値でいうとどのレベルなんだろう。佐賀愛なるものは当然マックスのほうがいいんですね。できるだけ望んでいられるけれども、県外でなかなか進学できない人たちを県内できちっと受け入れる、できるだけ佐賀県にゆかりのある人を入学させる、それはすごい取組。そして、卒業後も全員は無理。しかし、圧倒的多数が県外に就職をすると、佐賀県が毎年二億円ずつ投ずるランニングコストもどうなんだろうという議論もしなければならぬですね。

そういう中において、一定の、その七割がいいのか分かりませんが、大体三分の二というか、半分じゃ足りないんじゃないと。佐賀大学はなかなかそういう樂觀的な状況ではないんでしょう。しかし、県立大学はもうちょっと佐賀県に身近な大学として佐賀県民を受け入れる、そして、佐賀県民になつてもうような大学をつくる。

そして、午前中の議論を聞いてみると、何となく、一学部ですからそうなるのかもしれないけれども、浅く広くというようなイメージを僕は持ったんで

ですね。そういう教育体制にあるんだろうと。少し物足りなさを感じたというか、私は天才を育てる必要はないと思いますけれども、一分野には一定特化した――僕は教育委員会と議論をするときには、全国学力・学習状況調査なるものがあって、平均に対して、国語だ、算数だ、何とかが平均よりも〇・何点高かった、低かったと一喜一憂していますけど、何の問題もないと僕はいつも思っていて、人間なるものは、社会なるものは特化した人間を求めていると思うんですね。才能がある分野だけでもいいんですよ。僕は学生時代、ばかというか、勉強はできませんでした。しかし、何かよう分からんけど、算数だけはできたんですね。数学だけはできたんです。僕は勉強が嫌いだったから勉強しなかった。しかし、できたんですね。だから、自分はばかじゃないんだろうと何となく思っていました。成績はばかだったんですけどね。ですから、僕は自分事としてそういう大学をイメージするというか、全体的なレベル、天才を育てる必要はないのかもしれないけれども、特化的に得意分野を伸ばすような大学であって、そして、伸ばした分野に対して社会が受け止める、佐賀県の中小企業の皆さんたちがその子を生かすようなマッチングというか、そういうものがあるればいいなど。

僕が十八歳の子供たちに言うのは、自分の得意分野で勝負できる仕事に就けばいいよねとかいって、好きなもの、得意分野に就けばいい。それがもしマッチしていなければ苦しむことになるのかもしれない。全てでできればいいんだろうけど、人間そうそうそんなものではないだろうというふうに思いますので、県立大学もどのレベルというか、どういう大学になるか、僕もまだ予想できない。だから、もう手を挙げて賛成だと言いくところもあるんですね。しかし、二百億円も投じるならば、当然、佐賀県のためになるような生徒さんたちを育成してほしいと願っているんです。

この質問はやっぱり時間がかかりますので、県立大学ができた後でもまた再

度議論を深めていきたいと思っています。

次に四点目、県立大学についてであります。

僕も、難しいカリキュラムだ、先生だというこれから具体的に議論についてはあまり得意分野ではありませんから、ここはお任せをして、十一月の定例議会において御議論がなされていました食堂、売店、トイレ。個人的なお話をさせていただくと、食堂と売店は必要ないと私は思っています。あの狭い空間の中に食堂が必要か、ちっちゃな中途半端な売店が必要かというところ、必要ないんじゃないだろうか、毎日同じ食堂で食べたいとも思わないし、ただ、あればあったでそれは困ることはない。しかし、限られたスペースの中で、限られた時間しか利用しない食堂、売店が必要かというところ、僕だったら要らないと思うんですね。

しかし、あればいいなと思うのは、近所にコンビニとカフェなるものがあればいいんだろうな、便利なんだろうな。見渡すとなかなかいいものがないとするならば、敷地外の有効なところに民間が自主的に参入してくれば、それはそれでありがたい。しかし、そうではないとするならば、佐賀県もそういう発信というか、この大学に約千名の皆さんたちが通学をするわけですから、その周りには当然、商業的なスペースも生まれるであろう。

ですから、そこに一定の飲食というところ、日常的に必要なものを購入できるものがあればいいですねというものは当然発信する必要があるし、そして、呼び込むときにも協力できることがあるならば、佐賀県もやっぱり協力していく必要があるんじゃないかと思っています。

なかなかスペース、地図だけで見るとそうそうないのかもしれないけれども、必然的にコンビニ、カフェ、食堂等々ができればいいな、そして、開校した後はどうしてもできない、そして、開校した後どうしても生徒さんたちからの望む声があるとするならば、当然それは民間的な発想で生み出していける

ものだと思うんですね。

例えば、移動販売でおいしいものを提供したり、移動販売で購買のものも買えたり、スペースを貸しますから誰か出店しませんか等々でもできると思う。今、固定化して食堂だ、売店が必要かというところ、要らないんじゃないかなと僕は思いました。

一方でトイレ、名称はオールジェンダーということで御議論がなされていました。僕は不安を持ちました。僕はほうつと聞いていたんですね。それなら、カメラが設置されないように凹凸をつけませんか、盗撮できないように隙間をなくしますとか、男女二人になったときに怖い思いをしなくていいように出入口を二カ所設けます。この人たちは何の議論をしているんだろうかと思ったんですね。これから未来発展的な大学にそんなトイレをつくるんですかと思いました。そういう危険なものをつくるんですか。だとするならば、男性トイレがあって、女性トイレがあって、みんなのトイレなるものがあれば、この三つを区分すれば事足りるんじゃないんですかと思いましたし、今でも、今を生きるだけならそれでいいと私は思っています。しかし、この教育なるものは一定の気づきを与える分野でもあるのかもしれない。

そして、このLGBTQ、これはすごく難しい、私も質問するか悩みました。デリケートな問題ですから、軽々に発言していいはずがない。しかし、私が危惧するところは、これから皆さんは設計会社に発注するんですね。僕たちは、議決をしてその責任を負うんですね。

僕の心配の種は二つです。一つは五年前かな、東急歌舞伎町タワーなるものができて、そこにはジェンダーレストイレなるものがつくられたそうです。結果的にSNSで炎上して、それは四カ月で廃止をして、男女別に改修をされました。私もできればこの議論の前に当施設を見ておきたいなと思ったけど、それはかなわなかったんですね。ですから、どういう改修がされたのかな。私た

ちがこれからつくるであろう県立大学でそんなことはあつてはならない。つくったけれども、後々炎上して、不満があつて改修をする、そんな事態には絶対にさせてはならないと思いました。

もう一方では、使われないトイレにもなつてほしくないとも思いました。私は男性です。あの議論を聞いたときに、私は思った。僕だったらあのトイレは使わない、なぜか。カメラを設置するかもしれない、盗撮をするかもしれない、そう見られているかもしれないようなトイレに怖くていけない。一階と三階に行けば普通に男子トイレがあるならば、私は多分そこに行くだろうと想像しました。

そして、女性の方数名の方に聞きました。佐賀県はオールジェンダートイレなるものを造ろうとしている。基本的には十九歳から二十二歳の人が対象だけれども、リカレント教育の年代を、幅広く利用するような大学になつてほしいという希望も持たれていますので、多くの方たちが身近に使うような校舎になつてほしい。そしてそのワンフロアがオールジェンダートイレ、女性の方に聞きました、どう思うね。男の人の後に使うのは嫌ですという方がいらつしゃいました。ああ、そうよね、においがやろうとかさ、汚れとるもんねとか、けど、私は、例えば会議の席だったらこういう発言はしませんと。差別に当たるかもしれない、区別に当たるかもしれない。トランスジェンダーの方が一定数の割合の方でいらつしゃって、その人たちが苦しんでいることを知っているならば、当然そんなことは言えない。ですから、私たちはそこに配慮しなければならぬ世の中は来ているし、当然それは先々、男だ、女だという時代ではない当たり前の中をつくらなければならないのかもしれない、トイレに限ってはね。

今回のこのジェンダーについての地球上の課題は大きく三つあるんだろうと私は思います、今僕が考える中ではね。一つはスポーツ、次が風呂、三つ目が

トイレ。スポーツはなかなかホルモンで幾ら調整しても、もと生まれた性が男性の人が女子の種目に出て金メダルを取ったら、よかったねと思う反面、銀メダルの人はどう思っているんだろうと、この議論は多分残るんだろうと思います。しかし、なかなか軽々にそれは反対だ、賛成だということは僕にはできません。

お風呂もそうですね。お風呂はなかなか難しいでしょう。しかし、だから一定の人たちには我慢をしてもらわなければならないんだろうと思います、現状ではですね。

しかし、トイレは何とかなるんではなからうかと一見私も思っているんですね。今は無理だけれども、十年後、二十年後、もしLGBTQ、特にトランスジェンダーの皆さんたちが潜在的に一割ぐらいいらつしゃるよという話を聞いたときに、その人たちに配慮しなければならぬ世の中というのは当然です。

そういう中においてオールジェンダー、すると私は思いました。何か気になる。反対はしにくいけど、賛成もしにくい、難しいなと思うときに、僕はこういう悩んだときは、その議論から逃げるか、それともずっとぼやっと考えるか。ぼやっと考えているときに神様が僕にアイデアを授けるんですね。「すわるトイレ」ですと、名称は皆様にお任せしますけれども、座るトイレを造つたらいいんですよ。要はジェンダー、性をそこで区別するからいろいろ問題があるんですよ。例えば、僕はオールジェンダーということで、オールジェンダートイレで検索をしました。すると、ある画像が浮かび上がってきました。すると、普通のトイレ、標識というのがよく分からない。ピクトグラム、男だ女だ、ここにオールジェンダー、ジェンダーレストイレが幾つか日本にありますので、半分スカートを履いている人が写っていたんですね。これはいいのか、僕はその画像を見たときに不快な思いがしました。そんな人はいませんか。半分スカートを履いているような人はいない。しかし、一つの表し方としてはあるの

かもしれない。そこに絵があるということはどこかにその表示があるのかもしれない。しかし、何となく僕は違和感を覚えた。

じゃ、男だ女だ何とかだと、それを区別しないトイレとは何だろうということに、私の中の答えは「すわるトイレ」です。そこを座るトイレにするならば、女性の多くは男性の後に嫌という理由が汚れているからです。立つてするからなんですね。じゃ、拭けばいいじゃないのというと、僕も当然自分の汚れは自分で拭くことはできますけれども、前の人の汚れは拭きたくない、汚いんだもん。そういうコンビニもありますもんね、女性専用、男女兼用、それと僕も僕の後には女性が待っているとすごく調子悪い。その前の、その汚れは僕のじゃありませんからと思うけど、それは他人だから言えない。うちの妻に言っていると、私は待つても女性専用のトイレに行くというんですね。ああ、なるほどなど。人それぞれなんでしょう。

しかし、僕たちはトイレに対して敷居を低くする啓発なるものが、多少言い過ぎならば、気づきというか、特に若い感性の皆さんには気づきというか、トイレに対して男だ女だ、そういう時代ではない、そういう時代をつくろうよという啓発的な取組でいうと、ありなんだろうと私は思うんですね。けれども、私自身もまだ不出来な人間ですから、答えは持ち合わせていませんけれども、私が今思うのは男子、女子、みんなのトイレを区別して造ったほうがいいと思う。これが第一点。

二点目は、啓発の意味で、皆さんが、いやいや、そういう時代ではありませんと、啓発の意味でオールジェンダートイレを造りますと強い自信を持って言えるのが二点目。

三点目は、「すわるトイレ」、やっぱりオールジェンダーという、要はみんなのトイレを造るときに、僕はジェンダーと入っていることに対して、私の中では抵抗感がありますので、このジェンダーをちゃんと外す。要は座るトイレに

するならば、座つてするならば、要はきれいなんでもん、比較的。だから、みんなが使えるんですよという前向きにするならば、使われないトイレではなくて、みんなが使いやすいトイレに成長していくのかなと私なりに想像したんですね。このことについての見解を求めます。

○林政策総括監Ⅱ県立大学の施設整備のうちトイレの問題についてる御指摘をいただきました。

まず、トイレの問題というのはプライバシーと尊厳を守りながら、面積や予算の制約というのは必ずついてまいります。御指摘があったように、それぞれ各人でも思考が全然異なりますので、そうした様々なニーズを一つの形にまとめないといけないという難しさがあるんだなと思います。

まず、答えやすいほうから申し上げますと、ジェンダーというものにフォーカスしないでいいんじゃないかという御指摘だったと思うんですが、我々も大事なことが、誰もが利用しやすい環境であつて、それがちゃんとプライバシーも尊厳も守れることが大事だと思っています。県立大学は様々な方に利用してほしいと考えてはおりますけれども、当然、利用頻度が高いのは十八歳から二十二歳の世代で、その世代の学生が過ごしやすく学びやすいようにしたい。

まず、その点でも性別にフォーカスするのではなくて、座るトイレという御提案もいただきましたけれども、その衛生感覚とか使い方に焦点を当てるというふうに見点を変えて考えてみるという御指摘だったと思います。それは今後検討を進めるときに大いに参考にさせていただきたい大きなヒントかなと思います。

我々も名称を何かジェンダーにフォーカスしてアピールしたいわけではないので、あくまで機能としては男女共用トイレとしたいと思いますが、その上で個室の中の使用とか動線の工夫とか、それからサイン表示の例示もいただきましたので、そうしたハード、ソフト両面で検討を重ねていきたいと思って

おります。

一般的な慣習に従えば、男性用トイレ、女性用トイレ、多目的トイレというのが今の一般的な感覚なのではないかという御指摘ですけれども、先ほど申し上げたように、利用頻度が高いであろうその十八歳から二十二歳の世代というのは、多様な価値観とか、性自認に違和感があってもおかしくないんだということを肯定されながら教育を受けてきている世代だと思います。そうした人たちが、誰かがどこかで肩身の狭い思いをするのではないような環境を整えたいと思っています。

県立大学はそうした時代とか社会の価値観の変化というのを受け止めて成長していく大学でもありたいと思っていますので、複数の男女共用トイレを設けることで、その存在自体で、LGBTQをはじめ多様な方々の思い、もしくは大学施設とか公共空間における配慮の在り方はどういったものがいんだろうとか、いろんなことを考えるきっかけにしてみらばなと思っています。啓発とまでは申し上げるつもりはないんですけれども、何かその気づきとかきっかけになればというふうに考えております。

引き続き、まだ実施設計を進めている段階ですので、今日いただいたヒントを基に、誰もが利用しやすい環境を整えられるように検討を進めていきたいと思っています。

以上です。

○坂口委員Ⅱ大幅に目標時間を過ぎたことをおわびして、質問を終わります。

(笑声) ありがとうございます。

○徳光委員Ⅱ県民ネットワークの徳光清孝でございます。まず最初の質問は、佐賀県公安委員会の会議録のことについて何点か質問したいというふうに思います。

科捜研のDNA型鑑定の不正問題については、これまで私も、第三者による

調査の必要性、それから、警察庁の特別監察中間報告の内容について、そして、公安委員会の会議録の開示について質問をしてみいました。

最初の二つは現状、あるいはこれから考えると、なかなかもう質問しづらいのかなというふうに思っています。それは警察庁の特別監察が進行中ですから、その最終結果が出ないと、なかなか県警察の方々も答えにくい。今はそれに真摯に対応していくということに集中しているということだと思っています。それから、被疑者が起訴されて、今後公判が始まりますので、そういった中でもなかなか聞きにくいことがあるのかなというふうに思っています。

そこで、今回聞くのは、先ほど言いましたとおり、公安委員会の会議録についてです。

昨年の十一月定例県議会の総務常任委員会から今回の一般質問でも、とにかく議論の内容が分かるような資料というのを明らかにしてほしいということで、再三再四求めてまいりましたが、今の段階では、答弁を聞いてもなかなか腑に落ちない部分がありますので、この点についてお尋ねをしたいと思います。

まず、ホームページに掲載するまでの一般的な今の流れについてちょっとお尋ねをしたいと思うんですが、会議内容、公安委員会が定例で会議をしたり、あるいは臨時に会議をしたりということがありますが、その会議内容はどのような方法で記録をしているのか、まずお尋ねいたします。

○高森警察本部総務課長Ⅱ御質問いただきました会議内容の記録方法についてお答えいたします。

公安委員会の会議録につきましては、佐賀県公安委員会運営規則に基づき、会議の開催の都度、作成しております。この会議録の作成に当たっては、公安委員会補佐官室において、会議の内容について記録した会議録の案を作成し、県警察の会議出席者に対して、記載内容に誤りがないのかを確認した上で公安委員会にお示しして、必要があれば修正等を行っております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱ確認です。録音はしていないということなんですかね。通常よくあるのは、録音したものをテープ起こして、それを簡略化するというようなこともあると思うんですが、その辺は違うということですか。

○高森警察本部総務課長Ⅱ会議で録音をされているのかということについてお答えいたします。

会議録の作成にあたっては、公安委員会補佐官室において、会議の内容を筆記し、これに基づき、会議の内容について記載した会議録を作成しており、録音しておりません。

○徳光委員Ⅱそれじゃ、最初の答弁で、会議録の案という文書ができるということなんですが、その後のホームページに掲載するまでの流れについて、かいつまんでお答えをいただきたいと思います。

○高森警察本部総務課長Ⅱ御質問いただきましたホームページ掲載までの流れですかね、これについてお答えいたします。

繰り返しになりますが、公安委員会の開催後、公安委員会補佐官室が、会議の内容に記載した会議録の案を作成し、県警察の会議出席者に対して、記載内容に誤りがないのかを確認した上で公安委員会にお示しして、必要があれば修正等を行っております。その後、公安委員会において成案としました会議録を公安委員会のウェブサイトに掲載する扱いとなっております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱこれも確認ですが、それなら、会議録（案）という書類は存在するということですね。

○高森警察本部総務課長Ⅱ会議録（案）というのは、あくまでも先ほど申しました公安委員会補佐官室、これの筆記したものに基づいて会議録を作成する途中の段階のものが会議録（案）となります。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱ書類はあるということですね。

○高森警察本部総務課長Ⅱあくまでも公安委員会補佐官室の職員、これが記載したものについては個人のメモとなりますので、会議録が成案となった段階で廃棄しております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱ廃棄するかどうかは別にして、そういう文書は一時的に存在するわけですよね。もういいですが、情報公開条例とかで対象になるのはメモも対象になるんですよ、これまでの全国の例でいくと。だから、それを廃棄するのがいいのかどうかというのはもう今日は言いませんけれども、そういった文書が今のでいうと廃棄するので、一時的には存在して、それを基に概要を作って、委員の皆さんに確認するという流れだと思うんですね。

それでは、ホームページに掲載する際に、特に何か注意をしているというようなことはあるでしょうか。

○岸川公安委員長Ⅱ御質問いただきましたホームページに掲載する際の注意点についてお答えいたします。

会議録については、御説明しましたように、公安委員会のウェブサイト公開することを前提としており、作成の段階から、個人のプライバシーに関わる内容が含まれること、犯罪捜査の手法をはじめ、公にすることにより警察活動に支障が生じるおそれのある内容が含まれること、職員の人事に関わることなど、公にすることにならない内容が含まれること、会議の時点において調査中のものや検討中のものなど、中途の段階で公にすることにならない内容が含まれることなどに係る議事内容については、そもそも記載を控えたり、記載する場合であっても表現を工夫したりするなど、必要な対応を取っております。

以上です。

○徳光委員Ⅱそれじゃ、今現在のホームページに掲載されているその内容についてなんですね。私も何回も見ましたけれども、公安委員長の挨拶というのはかなり具体的に書かれています。協議された内容というのはこんな意見が出ましたよということとか、決定事項等は書かれているんですが、私はもう少し分かりやすく、重要なことであればどんな議論をされたとかいうことも含めて、今後、掲載内容を変更する考えというのは今現在どうでしょうか。

○岸川公安委員長Ⅱ御質問いただきました今後のホームページ掲載内容につきましてお答えいたします。

公安委員会の議事内容の公表の在り方につきましては、委員の御指摘も含め、様々な意見があるものと思います。しかしながら、公安委員会といたしましては、会議録の公表の在り方については、一般質問での答弁の繰り返しとなり恐縮ではありますが、それぞれの会議の議事内容によりましては、特に申し上げたような公表になじまないものや公にすべきでないものなどに係る議事内容は慎重に取り扱うべきものと考えております。

私ども公安委員会としては、申し上げたようなその議事内容が公表になじまないものや公にすべきでないものなど、慎重な対応を要するものもあることを踏まえつつも、既に一般質問において申し上げたとおりですが、本件に関して種々の特別の対応を講じたように、引き続きそれぞれの事案や状況に応じて、また、様々な御意見を伺いながら、会議の在り方を含め、その活動状況を広く御理解いただくことに努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○徳光委員Ⅱいろんな意見があると思いますが、言われたように、捜査に関わることとかプライバシーとかいうのは、当然、公表できない、掲載できないというは十分分かります。ただ、今回のことを受けて、やっぱりいろんな公安委員の中でも十分御議論されて、必要に応じて、例えば、こういう案が出

てきても、委員さんの中でここはこんなふうに変えたほうが県民に分かりやすいんじゃないのとか、いろんな工夫をやっていたきたいと私は思いますので、そのことを申し添えておきます。

次に、二月十日公表の指摘概要についてということなんですが、何のことかという、これから言いますけれども、昨年十一月の定例県議会の総務常任委員会、どのように議論をしたのか分かるような会議録を公表するべきというふうに私は指摘をいたしました。当時の速記録を読んでも、やっぱり議論が全然分からない。どんなふうに議論したか、どんなふうに議論したかということとはどんなやり取りがあったかということなんです。だから、これまでの提言とかコメントを見ても、こういう意見を言いました、こういう指摘をしましたということだけだったので、やっぱり議論の内容が分かるような会議録を公表するべきということで、昨年十一月指摘をしたんですが、それを受けまして、どのように協議をしてきたのかお尋ねをいたします。

○岸川公安委員長Ⅱ御質問いただきました昨年十一月議会総務常任委員会後の協議の状況についてお答えいたします。

公安委員会におきましては、昨年十二月の総務常任委員会における御指摘も含め、公安委員会に関する様々な御指摘や御意見を踏まえ、今回の事案に対する公安委員会の対応をより広く御理解いただくべきと考え、議論を続けてまいりました。

その中で特に多くの時間を費やして議論したことは、今回の事案に関する公安委員会の対応をより広く理解いただくに当たり、公安委員会の対応のうち、何回も繰り返しになりますけれども、公表になじまないものや公にすべきでないものなど、公表に当たり慎重な対応を要するものについてどのように取り扱うべきかといったことでした。

また、公安委員会は三人の合議体として委員会等の場面において、率直な議

論、検討、意見交換を行い、最終的に取りまとめた結論に基づき、県警察に對して指示、指導を行っているところですが、合議体としての公安委員会の結論を得ない段階での各委員の個々の意見が公安委員会の見解であるかのように受け取られるようなことがあれば、公安委員会の対応について誤解等を与えることになりかねず、そのようなことにならないよう注意しなければならぬといった観点についても意を配したところであります。

こうした議論を積み重ねた結果、今回の事案に関する公安委員会における一連の対応のうち、昨年九月の最終的な処分方針の報告を受けた会議のみならず、その会議の前となります昨年一月から八月まで合計六回の、本件につきまして、説明を受けた会議につきまして、その内容の公表の在り方を検討した上で、六回の会議においてそれぞれの公安委員が指摘した内容を項目ごとに分かりやすく整理したものを作成し、公表するに至ったというものであります。

以上であります。

○徳光委員Ⅱということは、この二月十日公表の指摘概要というのは、私が十一月定例県議会の総務常任委員会で求めたものに沿っているというふうに公安委員会としては受け止めているんですか。

○岸川公安委員長Ⅱ公安委員会におきましては、今回の事案に関して公安委員会に関する様々な御指摘や御意見などを踏まえて、今回の事案に関する公安委員会の対応をより広く理解いただくべきと考え、議論を続けてまいりました。

その中で公安委員会における一連の対応のうち、昨年九月の最終的な処分方針の報告を受けた会議のみならず、その会議の前となります昨年一月から八月まで合計六回の、本件に関して説明を受けた会議につきまして、議員の御指摘も踏まえつつ、その内容の公表の在り方を十分検討した上で、六回の会議においてそれぞれの公安委員が指摘した内容を項目ごとに分かりやすく整理したものを作成し、公表するに至ったというものでございます。

以上であります。

○徳光委員Ⅱもう一回言いますね。私はどのような議論したのか分かるような内容をというところで再三求めているんですよね。その前の公安委員長の答弁の中で、いや、途中の発言を、ある委員がこう言えば、それがなんか最終結論みたいに取り取られても困るからと言ったけど、最終結論は最後にまとめるから、途中の議論というのが、ある意味大切なんです。だから、途中の議論が出て、あつ、これが最終結論なんだとはやっぱり受け取らないと思うんですよ。会議ってそうでしょう。最初いろんな議論が出て、最終的にまとめて、こうですよ、ね、こういう指摘をしたほうがいいですよ、ここはもうちょっと詳しく調査するように指示をしたほうがいいですよ、ね、というふうになると思うんですよ。

だから、私は、どんな議論したのか、どんなやり取りがあつたのか、それが分からないと、公安委員会が第三者的な立場で管理していますよと言われても検証ができない、だから、求めてきているんです。だから、今の公安委員長の答弁は私の質問に答えていないと思うんですよ。いかがですか。

○高森警察本部総務課長Ⅱ公安委員会補佐官室におきまして公安委員会の庶務を担当しておりますので、その立場で答えさせていただきます。

先ほど委員長が答弁いたしました検証ができないのではないかという内容なんです、公安委員会補佐官室としては、今回の指摘事項の公表に当たりましては、繰り返しになりますけど、昨年一月から八月までの事案、この会議につきましては、今回の事案が監察事案ということでありますので、県警察の同席者も限られておりました。当時は調査や捜査が継続中という状況でもあり、通常、中途のものは公開になじまないということでしたので、その点につきましては、会議録については作成しておりません。よって、そのやり取りというのが記載されたものがないというような状況です。

このことは本県に限らず、従来から、いわゆる監察案件が議事となったときは同様の対応となっております。事柄の性質上、公表を前提とした会議録には記載しない対応としたところでございます。

その公表の内容の在り方を公安委員会において十分に検討された上で、六回の会議においてそれぞれの公安委員の皆様が指摘した内容を項目ごとに分かりやすく整理したものであるというものを作成しました。ということで、その議論のやり取りが記載された会議録はございません。

以上でございます。

○岸川公安委員長Ⅱ先ほど高森課長のほうから答弁があったとおりであります。委員の御指摘を受け、今後につきましては、監察事案についてはプライバシーに関することなども含まれており、公表になじまないものであることから、公表を前提としない形で必要な記録を残すことについて必要な検討等を今後行つてまいりたいと考えております。

○徳光委員Ⅱ今の最後の公安委員長の答弁は、今後、そういったメモなのか議事録なのか、書類としては少し残していきたいということを検討したいということですか。

○岸川公安委員長Ⅱ今後、そのようなことも含め検討をしてみたいと考えております。

○徳光委員Ⅱちょっと私自身かみ合っていないというふうに思うんですが、私も九月八日に公表するまでの間は当然、一言も触れられていないというのは、まだ公表していなかったから、それは当たり前ですよね。ただ、もう公表もしたし、そんな意味じゃどんな議論したのか分かるようなということを再三言っているんです。だから、途中で公表できないとかいうことはもう十分分かりますので、次に行きます。

公安委員会における記録書類についてなんですが、公安委員会には、今回の

不正問題を議論した内容が分かるような記録の書類はあるのかないのかお尋ねをいたします。

○岸川公安委員長Ⅱ御質問いただきました公安委員会が今回の不正問題に議論した内容が分かるような記録書類の有無についてお答えいたします。

昨年九月の最終的な報告を受けた会議までに至る本件に関して、県警察から説明を受けた昨年一月から八月までの全部で六回の会議につきましては、会議に参加した職員というものも限られており、昨年九月の最終的な報告を受けた会議とは異なり、会議の時点において調査中のものや検討中のものなど、中途の段階で公にすることになじまない内容が含まれるなどといった事情から、この種の監察事案における通常の対応のとおり、公開することを前提とした会議録の中には記載しておりません。

したがいまして、公安委員会にこの六回の公安委員会の会議における本件の事案に関するものが記録された書類はございません。

○徳光委員Ⅱ記録されたものがなくてどうして六回の中でこんな指摘をしたとかいうのが導き出されるんですかね。

○岸川公安委員長Ⅱ先ほど申し上げましたが、出席した職員が限られております。そういう中で、私どもは記録はとどめておりませんが、公安委員会において、昨年一月から八月までの今回の事案について報告を受けた合計六回の会議に関しましては、事案の対応や報告を担当した警察本部の監察課において、私ども公安委員が指摘、指導した内容を記録しておりましたので、その記録に基づきまして、六回の会議においてそれぞれの公安委員が指摘した内容を項目ごとに分かりやすく整理して作成に至ったという経緯でございます。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱじゃ、公安委員会にはないということなので、同じ質問を県警察のほうにお尋ねいたします。

○中嶋警務部長Ⅱ御質問いただきました、公安委員会が今回の不正問題を議論した内容が分かるような記録書類の有無、県警察における記録書類の有無についてお答えをいたします。

今回のDNA型鑑定不正事案に関しまして、昨年一月から八月までの公安委員会における六回の会議、こちらにつきましては、警察本部において公安委員会への報告内容を記録したものがございます。

当該記録におきましては、公安委員の間における議論については記載されておりませんが、県警察からの報告、公安委員会からの指摘及びそれに対する県警察の回答に関する内容が記載されております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱ公安委員の議論が記載されていないというのはどういうことですか。

○中嶋警務部長Ⅱ公安委員の間の議論につきましては、我々、県警察職員を入れずに委員の間で議論をしているものと承知しております。

その場の会議の場で御指摘、もしくは質問等については、先ほども申し上げたとおり、我々県警察がその場にありますので、それについては我々のほうで適切な形で記録していると、そういった形になります。

以上です。

○徳光委員Ⅱこれまでの公安委員長の答弁は、何回も議論しました。時には三人だけの委員で議論したこともありましたが、ということと受け取っていたので、公安委員会が議論するときには、補佐の人が必ず私はいらっしゃると思うんですが、全ての公安委員会の議論の中には、いつも議論は三人だけであるということですか、そこを確認です。

○中嶋警務部長Ⅱすみません、正確に申し上げますと、これまでの議論のとおりでございます。重要な議論をする場合は、我々補佐官室の職員も含めてど

ういった議論をしているかというのは、承知はしておりません。もちろん軽微なもの等について、もしくはその場で議論をしているような内容については、それは我々もいる場合もございますが、そういったことについて特に我々のほうで記載しているものではないので、先ほど申し上げたとおり、我々が保管している記録につきましては、公安委員の間における議論については記載されておらず、県警察からの報告、公安委員会からの指摘及びそれに対する県警察の回答に関する内容のみでございます。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱそれはどうなんですかね。普通、秘密を守る義務がありますから、補佐室の方でなたか一人入って、それは記録するということは、自由な協議を妨げることに思わないとは思いませんか。いろんな委員会は公開するか非公開にするかというのをその場で、何とか委員会というときは最初に決めて、じゃ、これは非公開でやりましょうねと言うけど、非公開であっても、やっぱり事務局の補佐の人は必ず入ってやっていると思うんですよね。そうすると、三人の協議の中でこういう指摘が出ましたという報告は、委員の中、誰かがメモしてそれを報告しているということなんですかね。定例の協議の中で、やっぱり記録はしないといけないと思うんですよ。守秘義務があるので、それは漏らす必要はないと思うけど、あまりに県警と公安委員会——確かに公安委員会は独立して県警を管理するとなっていますので、そこに執拗に入るといことはできないのかもしれませんが、ただ、全く公安委員だけでやっているわけではないですよ。補佐の方が必ずいらっしゃるというふうに思うんです。だから、その辺はちょっと今後の在り方も含めて県警察のほうも検討が必要じゃないですか。

○岸川公安委員長Ⅱ先ほど警務部長のほうから御説明がりましたが、実際私も三人のみでの議論を行ったことがあります。その際には、議論した内容に

については、公安委員会コメントであるとか、DNA型鑑定における不適切事案の再発防止に向けた提言等、そういったことを既にお示ししたとおりであります。委員の御指摘につきましては今後しっかりと受け止めさせていただき、公安委員会におきましては、会議録の在り方も含めまして、適切に今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○徳光委員Ⅱ確認です。このDNA型鑑定の不正問題で公安委員会の中で議論したときは、公安委員だけの議論のときは、もう必ずずっと誰も入っていないで三人だけで議論してきたというふうに、確認ですが、そんなふうに捉えていいですか。

○岸川公安委員長Ⅱ全てがそうであつたわけではなくて、報告を受けてコメントを出す、あるいは提言を出すに当たっては三人で議論を深めました。

以上であります。

○徳光委員Ⅱちよつとよく分からないんですが、やっぱりそういう在り方——は確かに独立で県議会から選ばれた公安委員三人の方が県警を管理するために議論をするわけですから分かるんですが、ただ、やっぱりそこは正確な記録を残す、その残し方がどうあるというのは別にしても、残すという意味では補佐する人がやっぱり必ず入るべきだと私は思います。そうしないと、何か疑うわけじゃないですよ。正確に反映されていないとか、それを疑うわけではないですが、委員会の記録の在り方とか、それを記録して提言にまとめるとかいった過程の中で、やっぱり正確にすることが必要になってくると私は思うんですね。

その点についても一回確認です。ちよつと今後、その辺については検討できるのかどうか、どちらでもいいです。公安委員会なのか、県警なのか、どうぞ。

○岸川公安委員長Ⅱそうですね、先ほどから何回もお答えしているように、監

察事案については、これまでもプライバシーに関することも含まれており、公表にもなじまないことから、公表を前提としない形で補佐官室のほうも入ってはおりませんでした。ですが、今後は先ほど申し上げたように必要な検討をしたいと思っております。

○徳光委員Ⅱそこはぜひ検討してください。

最後の質問、今回の不正問題を議論した内容が分かるような書類の公開はできないのかという質問を考えていたんですが、今の答弁によると分かるような書類はないということですか。それとも公開できないということなんですか、どうでしょう。

○中嶋警務部長Ⅱ書類の公開という表現が使われておりましたが、先ほど答弁した昨年一月から八月までの公安委員会における六回の会議についての、警察本部において公安委員会への報告内容等を記載したものに記載された内容を基に、その六回の会議において、それぞれ公安委員が指摘した内容を項目ごとに分かりやすく整理したものととして、二月十日に公安委員会のウェブサイト、いわゆる指摘概要が公表されているところでございます。

先ほど答弁させていただいているように、公安委員会においては、そういった議論をしたものが会議録には記載されていないということ、そしてもう一方で、我々が先ほど答弁させていただいたとおり、昨年一月から八月までの公安委員会における六回の会議について、警察本部において公安委員への報告内容を記録したもの、こちらは警察本部にあるというふうな形で御説明をさせていただきます。

こちらについて、公開と言うとちよつとあれかもしれないんですが、例えば、県議会もしくは徳光委員への、いわゆる提出してほしいと、そういった形であれば、当然個人のプライバシー等に係る部分もございまして、個別具体的な提供の方法等について検討させていただきませんが、御相談させていただきたい

と思っております。よろしくお願いいたします。

○徳光委員Ⅱじゃ、私に取りあえずそれは開示をしてください。それはぜひ、検討してください。

ちよっとこれは触れまいかと思ったんですが、一部のマスコミ報道では、情報公開制度を利用して開示してもらっている。これは後で聞いたら、一社だけではなくて数社やっているということで、同じような書類ということなんです。が、マスコミが報道された分で見える限り、委員の方の発言みたいな感じにも取れたんですが、そういった書類は、やっぱり委員の方が発言した書類、記録した書類はないんですか。

○中嶋警務部長Ⅱお答えいたします。

まず、前提としまして、個別の情報開示請求の文書がどれに当たるかというのは、ちよっとすみません、なかなか申し上げられないということは御理解いただいて、答弁を差し控えさせていただきます。

一方で、先ほど御説明したとおりでございます。警察本部で持っている、先ほど保有していると申し上げた昨年一月から八月までの公安委員会における六回の会議につきまして、警察本部において公安への報告内容等を記録したものの、こちらが我々が考えている委員の議論の内容がという――議論というのがちよっと何と申しましょうか、やり取りというのが、我々の考えている議論と委員が考えている議論にもしかしたらそこがあるかもしれませんが、いずれにしても、この六回の公安委員会、公安委員への報告内容等を記録したものの、要は我々が報告し、そして、委員会から指摘を受け、それに対して我々が御説明、回答した内容というものを記録されたものがございます。それを先ほど委員への提出というか、提供と申しますか、そういったものは御相談させていただきたいと申し上げたところでございます。

御指摘いただいている報道との関連はちよっと申し上げられないんですが、

そういうところでございます。よろしく申し上げます。

○徳光委員Ⅱ個別の情報公開の分については申し上げられないと、それは分かりました。ただ、見た限り、何か委員さんのやり取りみたいなふうに私は受け取ったんですね。だから、議論の内容というのをどう考えるのか、私と警務部長の間でそこがあるかも言うけど、議論の内容は単純なやり取りですよ。まとめてこういうことを指摘しましたとかいうことではないです。

最初の総務課長さんの答弁に戻りますが、最初答弁されたときに、録音はしていないですよ。補佐官というか、担当の方が速記、いわゆる今日速記しているような速記ではなくて、可能な限りメモすると。それを基に概要をまとめて、概要をまとめた段階で速記したメモというのは破棄することだったんですが、その速記したメモの中も当然三人の委員の議論には入っていないので、どんな委員がどんなふうに言ったとかいうことはメモされていないということなんですかね。

○中嶋警務部長Ⅱお答えいたします。

先ほどの御質問は、いわゆる委員からこういう指摘を受けて、もしくはこういう要望を受けて、我々がどう回答しているか、その前提となるどういう説明をしているかという、そのやり取りということだと思っております。それがまさに会議録の成案として作成されていくような形になります。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱ最初調整したときの話よりかなり複雑な感じになっているので、なかなか分かりにくいんですね。

○福田警察本部長Ⅱちよっと整理して後ほどとも思いますが、一方で、公安委員の先生方も三人のみで議論されている場面も当然あります。そのときも我々が何らかの形で入るべきではないか、記録のためにという、そういう御指

摘もありでした。その案件ですとか、その内容の何といいますが、ボリュームとかによりまして、私か幹部職員がみんな部屋に入りまして議論することもありますし、担当の課長なりが一人で入って、細かい説明をしたりする、いろんな場面がございます。その中で、例えば、公安委員の三人の先生方がちょっと三人だけで議論をして、整理をして、認識を統一させた上でまた話したいんではないような場面もあるんですね。その場合は一回我々も外れまして、そこで議論されたりとかして、その後また我々が入ってと、そういう場面もございます。ですから、その場面まで我々はメモのために入るべきかというのは、ちょっとすみません、今、何とも申し上げられないんですけど、そういった状況もございますので、そういった場面まで入っておっしゃったことを全部メモしなければならぬという感覚は持っておりません。

ただ、いずれにしても、すみません、ちょっと私、途中からあれですけど、いろんな御指摘や御意見がおりだと思しますので、より望ましいといえますか、あるべき姿を引き続きしっかり検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱ そうであるなら、私が言うのが正しいかどうかは別にして、県公安委員会専属の職員さんというのがやっぱりいたほうがいいんじゃないですかね、県警から離れて——というような気もするんですよ。そうすると、三人だけの議論でも、私は県公安委員会所属の職員であれば入ることはできるんじゃないかというふうに思いますので、これは法律とか規則とかいろんな問題があるのかもしれないが、それもひとつ念頭に置いていただきたいというふうに思います。

いずれにしても、私たちは九月定例県議会で決議を上げました。第三者による調査、それから信頼回復、再発防止ということがありました。この間、例え

ば、警察庁の特別監察の中間報告にしても、地検に送致した件数の違いだとか、それから、今回、今年出された中間報告では、捜査に影響がなかったかどうか明らかにならなかったという文言の取り方がちょっと違ったりとかいうこともありました。

そして、今日、土井委員も質問されましたが、昨日、今日と報道されている警察庁の起訴内容と、警察が公表した調査内容の中で不正を行った日付が違っている部分があったと。これは福田本部長のほうから、まず警察が捜査をして、警察庁も被疑者を取り調べるので、その段階で供述が変わるということは、間々あるんですよという事で言われたと思うんですね。で、間々あるかもしれないんですが……（間々というか、あり得ると）と呼ぶ者あり）あり得るという事で、はい。あり得るということなんです、そのあり得る中身がやっぱり問題だったと思うんです。皆さん方が、いや、十月以降はそういう不正はやっていないという日付の問題と、警察庁の起訴内容では、年が明けた一月か二月の日付で不正をやっているということなので、そこがやっぱり一番問題だと思うんですね。

だから、内部で分かった後、当該被疑者を鑑定業務から外して他の業務にしたということなんです、どんな業務にしたのかとか、もし警察の起訴状が正しいなら、その後も何か不正に関わることができたような内部体制だったのかとか、これはまたいろんな疑問が起こるんですね。

だから、これから公判が始まりますし、警察庁の特別監察も進行中ですから、この件を含めて、やっぱり県民がますます疑ってしまう、「なあに」というふうに思ってしまうと思うんですね。だから、それはできる限り公判に行くからとか、警察庁のことだからということも分かりますけれども、県民の信頼を取り戻すためには、説明できる範囲で検討されて説明をしたほうがいいというふうに私は思いますので、これについては強く要望して、この質問は終わりたいと

思います。

○中村委員長Ⅱ休憩を入れましょうか。

それでは、暫時休憩をいたします。十五時十分をめぐりに委員会を再開いたします。

午後二時五十三分 休憩

午後三時十分 開議

○中村委員長Ⅱそれでは、委員会を再開します。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○徳光委員Ⅱそれでは、二問目に入ります。

県庁職員の皆さんは素晴らしい能力をお持ちだと思います。ただ、その能力が十分発揮をされていくような職場環境とか、そういうものが常に保たれていないと、十分な県民サービスもできないというふうに思っています。四千人程度の職員さんですから、これをしっかり管理していくのも大変だと思いますが、そんな意味で、私も何年かに一回、きちんと職員さんの働き方について質問をしていますので、ぜひよろしくお願いをします。

まず、職員の時間外労働なんですが、直近五年間の職員の時間外勤務の状況はどうなっているのかお尋ねをいたします。

○黒木人材育成・行政マネジメント室長Ⅱここ五年間の職員一人当たりの年間の時間外勤務の時間数でございますけれども、令和二年度が百二十三・五時間、令和三年度が百三十五・三時間、令和四年度が百二十六・八時間、令和五年度が百二十五・二時間、令和六年度が百二十六・八時間となっております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱあまり大きな変動はないようですが、最近の時間外勤務の時間数の傾向についてはどう捉えていますでしょうか。

○黒木人材育成・行政マネジメント室長Ⅱ最近の傾向についてでございますけれども、ここ五年間、先ほど申し上げたとおり、百二十時間台から百三十時間台で推移しておりまして、おおむね横ばいかなと思っております。この五年間におきましては、通常業務に加えまして令和二年度から令和四年度までには、主に新型コロナウイルス感染症への対応がございました。また、令和五年度におきましては、豚熱、鳥インフルエンザの対応、そして令和六年度におきましては、「S

AGA2024」国スポ・全障スポの開催など、緊急的業務ですとか臨時的業務があったところでございます。

そうした状況でも大きな増減なく横ばいで来れたのは、これまで仕事の効率性、生産を高めまして、勤務時間の縮減に向けた取組を推進してきたことによりまして、職員の間におきまして、計画的な業務遂行ですとか業務の優先順位づけといった意識が一定定着しておると考えております。その結果、各所属におけます業務改善ですとか、職員一人一人による働き方の工夫が進みまして、結果的に横ばいで推移しているのではないかと考えております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱそれでは、縮減に向けた取組なんですが、時間外勤務時間をさらに縮減するということも必要だとは思うんですが、災害対応とか、あるいは経済対策とか、それから担当部署によって業務が集中することもあるというふうに思うんですね。労働時間の適正な管理が難しくなることもあると思いますが、今後、時間外労働に関してどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

○黒木人材育成・行政マネジメント室長Ⅱ今後の取組でございますが、まず時間外勤務につきましては、これまでの取組により時間外勤務の縮減が一定図られたものと考えておりまして、令和二年度の実績以下となることを目標として掲げまして、年度当初などに目標達成に向けた取組というのを呼びかけているところでございます。

あわせてまして、係長以上におきましては、この令和二年度の実績以下となるための取組というものを人事評価の目標として掲げていただいて、全庁的に取り組んでいるところでございます。

そのほか、業務の状況に応じまして勤務時間を柔軟に選択できる仕組みの導入ですとか週休日の振替単位の拡大に取り組んできたところでございます。

そのほか、令和五年度にデスクトップ型からノートPCに更新をされております。こうしたことにより、遠方に行かずともオンライン会議をすることができ、その移動時間の分を業務に充てることができたりとか、あるいは移動先のあるところでもお仕事ができたりとかという、仕事のやり方自体も変わってきております。

そうした種々の取組がありますけれども、引き続きこれまでの取組、時間外縮減に向けた取組の徹底ですとか、さらなる定着を図っていくことでワーク・ライフ・バランスの向上に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱ それでは、年次休暇及び夏季休暇の取得なんですが、五年間の取得の状況というのはどのようになっていますでしょうか。

○黒木人材育成・行政マネジメント室長Ⅱ まず、年次休暇について、ここ五年間の職員一人当たりの取得日数でございますけれども、令和二年が十三・二日、令和三年が十二・九日、令和四年が十二・六日、令和五年が十四・二日、令和六年が十四・六日となっております。

また、夏季休暇の取得日数、これは五日間が付与されておりますけれども、令和二年が四・九日、令和三年が四・八日、令和四年が四・七日、令和五年が四・八日、令和六年が四・九日となっております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱ それでは、年次休暇の取得日数の増加傾向の理由なんですけれども、夏季休暇はほぼ一〇〇％に近い取得ということになっているんです。今お伺いすると、ここ二年ぐらい、年次休暇の取得日数が増加しているんですが、その理由をどのように捉えているのかお尋ねをいたします。

○黒木人材育成・行政マネジメント室長Ⅱ ここ二年、令和五年、六年の取得日数の増加につきましては、明確に要因というのをお示しすることは難しいんで

すけれども、これまで休暇取得の呼びかけを継続してまいりましたので、そうした意識付けが進みまして、計画的に取得する職員が増えているのではないかなというのが一つ挙げられるかと思っております。

また、令和五年五月からは新型コロナウイルス感染症の位置づけが二類から五類へと移行しておりますので、そういったことによりまして、より休暇を取得しやすくなったのかなと、そういったこともあるのかと思っております。そうした要因などが複合的に影響しているものと考えております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱ それでは、二つの休暇の取得の促進に向けた取組なんですけれども、職員が取得しやすい環境とか体制づくりというのが大切だと思うんですが、どのような取組を行っているのかお尋ねをいたします。

○黒木人材育成・行政マネジメント室長Ⅱ まず、年次休暇の取組についてでございますけれども、こちらは職員一人当たりの取得日数を十四日以上というのを目標に掲げまして、夏季ですとか年末年始などにおきまして定期的に取得を呼びかけているところでございます。

あわせて、先ほど時間外もありましたように、係長以上におきましては、部下職員が十四日以上を年次休暇を取得することというのを人事評価の目標に掲げていただいております、それも全庁的に取り組んでいるところでございます。その結果、所属内でも職員の呼びかけが行われたりとか周知が行われて、取得の意識付けというのがされているものと考えております。

また、夏季休暇につきましては、例年、取得期間前の六月において、職員に向けて取得の呼びかけを行って、多くの所属において取得の計画などを立てていただいているようなところでございます。

引き続き、年次休暇と夏季休暇の取得を推進いたしまして、職員のワーク・ライフ・バランスの向上に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱ続いて、職員の健康管理なんです、長時間勤務の職員に対する健康管理というのは、どのように行われているのかお尋ねいたします。

○堤人事課長Ⅱ職員が長時間の時間外勤務により健康を害することがないように、労働安全衛生法などに基きまして、長時間勤務による健康障害防止対策実施要領を定め、これに基づいて職員の健康管理に努めております。

具体的な対応としては、人事課におきまして毎月の職員の時間外勤務時間数を確認しております。例えば、月八十時間を超える職員につきましては、本人、その所属長、さらに産業医に報告を行うとともに、職員には問診表に健康状況を記載してもらっておりまして、面談の希望の有無、それから心身の不調の状況を確認した上で産業医による面談を実施しております。

それで産業医の面談におきましては、職員の心身の状況に応じた健康面や生活習慣についての指導のほか、必要に応じて所属長とも面談を行いまして、職場環境の改善や職員の健康管理のための具体的な助言、指導を行っているところでございます。

以上です。

○徳光委員Ⅱ続いて、気になるのがやっぱり長期病休者についてなんです、この状況がどのようになっているのか、また、そのうちメンタル疾患の割合とというのがどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○堤人事課長Ⅱ知事部局におきまして、長期病休者、いわゆるここでは三十日以上上の病気休暇等を取った職員ですが、直近の五年間の推移を申し上げますと、令和二年度七十人、令和三年度九十四人、令和四年度九十一人、令和五年度九十一人、令和六年度九十六人となっております。また、このうちメンタル疾患の長期病休者の割合は、令和二年度で四十九人で七〇%、令和三年度は七十人で七四・五%、令和四年度は六十六人で七二・五%、令和五年度は六十五

人で七一・四%、令和六年度は七十三人で七六・〇%となっております。

以上です。

○徳光委員Ⅱ今お答えいただいたことからすると、急増ではないんですが長期病休者の方が増加傾向にあるというふうに思います。それから、メンタル疾患の割合も増えているということがありますが、このことをどう受け止めているのかということが一つ。

全国平均の調査もあると思います。それを見せていただいたら、全国平均と比べて佐賀県の場合はメンタル疾患の割合が高いという結果が出ていますが、その辺をどう受け止めているのかお尋ねいたします。

○堤人事課長Ⅱ委員から御指摘ありましたとおり、確かに長期病休者全体に占めるメンタル疾患の割合は全国平均に比べて高い割合で推移しております。メンタル疾患による長期病休者の増加傾向、これは全国平均も同じ傾向にありまして、これは全国的なトレンドでございまして、佐賀県だけが突出して増加している状況ではないと認識をしております。

また、長期病休者の数が増えているということにつきましては、我慢し過ぎることなく早めに休暇、休職し、できる限り重症化を防いで早めに治癒することを促しているということも要因の一つとして考えられるのかなと思っております。

一方で、長期病休者の数自体が増えていることは事実でございます。職員が心身ともに健康に仕事をしてもらう環境づくりが重要と考えております。引き続き、職員本人による日常的なセルフケアの啓発、所属におけるケアの充実、それから、健康管理室でのメンタル疾患に係る相談対応など、一人一人の健康状況に応じて早期早めにかつ丁寧に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○徳光委員Ⅱ それでは、健康診断受診の状況なんです、この五年間、その状況はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○堤人事課長Ⅱ 定期健康診断と人間ドックを受診する職員も多うございしますので、これを合わせた常勤職員の受診率についてですけども、直近五年間で申し上げますと、令和二年度九八・一％、令和三年度九八・八％、令和四年度九八・七％、令和五年度九八・八％、令和六年度は九九・一％となっております。

以上です。

○徳光委員Ⅱ ほぼ皆さんやっぱり健康診断はしっかり受けていらつしやるということだと思います。

次に、有所見率の状況なんですけれども、定期健康診断した結果、何らかの異常が見られる有所見者の割合というのを有所見率というふうに言うんです、私も当然、当然というか、健康診断を受けますと、幾つか引かかる項目があります。そういう方の割合だと思うんですが、この割合はどのようなになっていますか。

○堤人事課長Ⅱ 定期健康診断におきまして、本県では、検査項目のうち、正常とされる基準値以外の項目が一つでもあった場合には全て有所見者としておりますけれども、知事部局の職員の令和六年度の定期健康診断における有所見率は九六・二％となっております。

以上です。

○徳光委員Ⅱ 何らかの正常以外のものがほぼ一個以上はあるということになると思うんですね。これも資料を見せていただいたら、民間労働者の状況も厚生労働省が発表しています。民間労働者の有所見率の状況と比べると、やっぱり民間労働者の有所見率よりも自治体職員が何か高いということがあるんですが、この点についてはどう受け止めていますでしょうか。

○堤人事課長Ⅱ 御指摘のとおり、厚生労働省のほうで民間労働者の全業種の有

所見率の数字が公表されております。これを分析してみますと、民間労働者の有所見率の数字、先ほど私は答弁で意味ありげに言ったんですけど、この民間労働者の有所見率の数字の拾い方が、健康診断では法定の検査項目というものの、最低これは受けてくださいねという項目があるんですけれども、民間労働者の場合はこの項目だけに限った有所見率で数字が出されております。一方で、県職員の有所見率は法定項目以外のものも、例えば、胃健診ですとか眼底検査も含めて網羅的に対象としております。そうしたこともあって県職員の有所見率が民間労働者の数字よりも高い数字となっているものと、そうしたことも一因としてあるのかなというふうに考えております。

以上です。

○徳光委員Ⅱ 項目が違ったりとかということもあると思うんですが、それでも高いなという受け止めがあります。

自治体職員の有所見率、これも全国の調査が出ていまして、佐賀県はやっぱり全国平均と比べると割合が高いんですね。九州は総じて高いような気もするんですが、その点についてはどのように受け止めていますか。

○堤人事課長Ⅱ 同じ公務員でも他県との比較ということで、今回、その数字の拾い方のところが、調べてみますと、やはり県によってまちまちだったということがございます。全国平均の有所見率、地方公務員では八〇・四八％となっています。これが所見なしとする基準が自治体によって異なります。例えば、所見で放置可能という所見が出る場合、これは所見なしと報告している自治体がございます。それから、最初の健診では所見がありと出て要精密と出た後に、精密検査をした後に所見なしと出た場合は、これは所見なしとする。いずれも佐賀県の場合は放置可であっても所見ありとカウントしていますし、最初の定期健康診断で要精密となった場合は、その後の検査がどうであれ、有所見というふうにかウントしています。

そうしたこともありまして、この有所見の基準が佐賀県よりも狭い場合は、佐賀県より低い率ということが想定されますので、このことが全国平均との差の要因の一つかというふうに考えております。

以上です。

○徳光委員Ⅱそうですね。しかし、今のことから言うと、統計する側としては、条件そろえて統計しないとあまり意味ないですよ。

じゃ、リスクの高い職員の状況なんですが、所見があつた、有所見者となつた職員のうち、早急に精密検査とか医療機関の受診等が必要とされるリスクの高い職員はどれぐらいいるのか。その点についてお尋ねをいたします。

○堤人事課長Ⅱ直近のデータがあります。令和六年度の健康診断の結果、治療継続のものも含めまして、要精密、要治療と判断された職員の数は千四百八十八人でありまして、受診者全体に占める割合は四四・三％となっております。

検査項目ごとに見ますと、有所見率が出てくるのが、血中脂質、肝機能、血圧、この三つが高い数値となっております。その中でも明らかな異常値を示し、産業医による意見聴取を行った結果、医療機関の受診など、至急対応が必要と判断された職員は二百二十人でありまして、受診者数に占める割合は六・九％となっております。

なお、五年前の令和二年度の同じ割合で言いますと八・二％となっておりますから、やや減少しているという状況でございます。

以上です。

○徳光委員Ⅱ二百人を超えている方がいらつしゃるということで、それはそれでちょっと大変かなと思うので、そういう方を含めて、健康診断の結果、どのような健康指導をやっているのかお尋ねいたします。

○堤人事課長Ⅱまず、定期健康診断の結果につきまして、本人と本人が所属する所属長に文書で通知をし、医療機関への受診勧奨を行っております。

その中でも、至急、受診等の対応が必要な職員に対しましては、人事課健康管理室のほうから本人に個別に直接連絡をしまして、医療機関での受診を求めた上で受診結果を報告してもらうということにしております。

また、定期健康診断の結果に応じまして、医療機関の受診勧奨だけではなく、医師による内科相談を利用するよう案内し、また、生活習慣改善のための保健指導を実施するほか、希望に応じて専門医の一覧を案内するなど、個別の対応も行っているところです。

健康管理のためには、各職員が自主的に自身の健康を管理することとともに、各所属長が職員の健康に目を向けて必要に応じて声かけをするといったことなど、組織全体で取り組んでいくということが重要かと考えております。引き続き、職場の安全、衛生管理や健康診断の着実な実施と指導といった基本的な取組を着実に進めるとともに、職員の個別ケースに応じて一つ一つ丁寧に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○徳光委員Ⅱよく聞く話が、要精密になつたけど、怖いから行かないということをよく聞くんですが、しっかりと健康指導をやっていたいて、とにかく要精密に行つてもそんなひどくなければもうそれで安心するわけですから、全体で健康が保てるような職場環境をぜひつくっていただきたいと思ひます。

最後になりますが、総務部長に一つだけお尋ねをいたします。

やっぱり意欲があつて能力が十分発揮できる職場づくりというのが大事だと思ひつています。佐賀県庁でも多くの組織と同じように、職員の中心となつていた五十歳代以上の職員が退職時期を迎えておりまして、その結果、組織全体の若返りも進んでいるというふうに思ひつています。若手とベテランが共に働く上で、価値観とか習慣の違いがあつても、職場の和を保つてチームワークで仕事をするためには、今の時代に合った職場の雰囲気づくりにこれまでにない工夫

が必要だというふうに思っています。職員一人一人が安心して働いて自らの意欲と能力を十分に発揮できる職場環境を実現していくためにどのように取り組んでいくのか、最後、総務部長にお尋ねをして、私の質問を終わります。

○志波総務部長 〓お答えします。

佐賀県庁が組織としてのパフォーマンスを最大限発揮していくためには、やはりそこに働く職員に生き生きと働いてもらいたい。それぞれが持っている能力を十分に発揮させる、そういう環境づくりが非常に大事だと思っております。

所属ですとか、それぞれの係がチームとして十分機能するためには、やはり職員同士のコミュニケーションというのが一番大事なんだろうと思っております。そうしたコミュニケーションというのは単純に業務を円滑に進めるということだけではなくて、やはりそこで生み出されたよいチームワークというのは職員の能力を合わせたものよりも高いパフォーマンスを発揮できると思いますし、例えば、ベテランと若手のコミュニケーションというのは、やっぱり一人一人の職員の学びとか成長とか、そういうのを促すためにも非常に大事なものだと思っております。

自分が入庁したのが三十数年前ですけれども、その頃ですと、やっぱりベテランと若手に限らず職員同士の距離というのは大分近かったと思います。それこそプライベートと仕事の分け隔てもないような付き合い方ですし、どちらかというと、ベテランの方に若手が合わせていたということがあったと思います。今を見てみますと、やっぱり職員同士の距離の取り方というのも大分変わってきましたし、また、仕事とプライベートを分けるということも随分はつきりしてきたと思います。これを前の時代に戻すというのは当然できませんので、やはり何か新たな手だてを考えなきゃいけませんし、そのところのコミュニケーションをつくるには、やはり組織として何らか手だてを打っていかなく

ればいけないのかなというふうに思っています。

どういったやり方があるのかなというのをいろいろ考えておりますけれども、一つとしては、今、民間企業で１００１ミーティングというのを導入しているところがあります。これは、部下と上司が定期的に短いターンでミーティングを積み重ねていくようなやり方ですけれども、目的としては、部下の成長支援を促すものであったり、コミュニケーションの質を高めるものであったり、割と頻繁なターンでやりますので、職員それぞれの心配事といいますか、困り事を早めに把握して対処する、そういう効果を期待されているわけです。

佐賀県庁のほうでも今年度から試行的に取り入れようということで、今年度は管理職向けの研修のテーマで講演を聞いていただいたりとかして、それを職場に持ち帰ってもらいました。こうしたことも進めていきまして、職員にその意義とか手法を学んでもらって、それを少しずつ組織の中に浸透させていきたいというふうに思っています。

あと一つは、一般質問の中で知事も触れておりましたけれども、職員のワークエンゲージメントというのもちよつと考えていきたいと思っております。

ワークエンゲージメントですけれども、仕事に対してポジティブで充実した心理状態にあるということで、例えば、仕事から活力を得て生き生きしているとか、あるいは仕事にやりがいを感じているとか、そういう心理状態を表す言葉ですけれども、そういうワークエンゲージメントをいかに高めていくかというのを考えていく。今年度からそれを取りかかって、今現状として、職員のワークエンゲージメントがどのくらいなのかというのを今年度調査に入ったところで、これはこれからも考えていきたいと思っています。

最初のほうの質問でいたっていました時間外勤務ですとか、休暇取得の状況把握とか取得促進、あるいは職員の健康管理、そういう基礎的な部分もちろんしっかりやっていきたいと思っておりますけれども、先ほど申し上げまし

たように、これからの組織に必要とされるようなことは何かというのもしつかり考えていって、職員が安心して仕事ができるとか、高いワークエンゲージメントで働いていけるとか、そうしたことで職員一人一人の能力が十分発揮できるような、そうした組織づくりに努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○中村委員長Ⅱ 暫時休憩をいたします。副委員長と交代いたしますので、そのまましばらくお待ちください。

午後三時三十九分 休憩

午後三時四十分 開議

○徳光副委員長Ⅱ委員会を再開します。

これより議案に対する質疑を行います。

質問される委員は、議案の名称等を述べた上で質問をお願いします。

○中村委員Ⅱ自民党の中村でございます。

議案に対する質疑をさせていただきます。

まず一問目、乙第四号議案「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）」についてお尋ねをいたします。

これは「生理休暇」の名称を「フェムケア休暇」へ改めることという改正だと理解しておりますけれども、まず現行の生理休暇とは誰がどのようなときに取得できるものなのか御答弁をお願いします。

○黒木人材育成・行政マネジメント室長Ⅱ現行の生理休暇でございますけれども、生理日の勤務が著しく困難な女性職員に与えられます有給休暇でございます。して、周期ごとに二日を超えない範囲で取得することができるものとなっております。

○中村委員Ⅱありがとうございます。

では、今回どのような経緯で改正案を提出することになったのか御答弁をお願いします。

○黒木人材育成・行政マネジメント室長Ⅱ改正の経緯でございますが、令和六年の秋、佐賀県職員労働組合との交渉におきまして、この生理休暇の名称を変更するよう正式に要求がございました。このため、実態を把握すべく職員アンケートを行ったところ、生理休暇を取得したことがない職員のうち、約五割がその理由として名称が直接的で申請しにくいからと回答しております。じや、どのようにしたら申請しやすいかという問いに対しましては、休暇の名称の変更を望む声が五割を占めたところでございます。

また、組合との交渉を重ねる中でございますけれども、組合の女性部から、生理休暇を使いにくい一番の理由というのが名称に「生理」という言葉が入っていることでございますとか、名称が変わるだけで救われる職員もいらっしゃるといった切実な声を寄せていただきました。私自身もこれまで生理休暇の申請というのを受けたことはございませんので、確かに名称への抵抗感があるんだろうと感じております。

こうした声に應えるために、本年一月、組合に対しまして「生理休暇」の名称を「フェムケア休暇」に変更することを提案いたしました。それならばよいと組合も受け入れていただきました。妥結に至ったことから、今回、条例の改正案を提案させていただいているところでございます。

以上でございます。

○中村委員Ⅱありがとうございます。

御答弁によると組合からの御要望もあつたということでございますけれども、フェムケアというのは生理だけでなく、更年期障害やつわりなども含めた女性の健康問題に対するケアを指す用語だというふうに勉強させていただきました。

今回、どのような考えでフェムケア休暇という名称にされたのか、要望もあつたとは思いますが、もう一度御答弁をお願いいたします。

○黒木人材育成・行政マネジメント室長Ⅱ要求のありました名称変更に当たりましては、名称自体の抵抗感があるということでございますので、では、生理を直接連想させる言葉というのは避けつつ、かつ生理という女性特有の健康問題からかけ離れ過ぎない名称とする必要があるだろうと考えまして、今回、女性を意味するフィーメールとケアを掛け合わせた造語でございますフェムケアとしたものでございます。女性が働きやすい環境を整備するということは大切でございますので、この生理休暇の名称変更というのもその取組の一つだと

考えております。

以上でございます。

○中村委員Ⅱありがとうございます。

御答弁によりますと取得の対象範囲は変更しないということでございますけれども、そうであるのならば、対象範囲を広げないで生理だけとするのであれば、先ほど申し上げました広い範囲で使うフェムケアという言葉よりもっと狭い意味を持つ名称にすべきじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○黒木人材育成・行政マネジメント室長Ⅱ改めまして申し上げますと、今回の改正というのは、生理休暇で生理を直接連想させる言葉、要は生理休暇というのはストレート過ぎるということなので、それを避けてほしいということが目的でございます。

フェムケアという言葉の定義、いろんなものを含んでいますけど、それに対応する休暇ということであればいろんな考え方があってと思いますけれども、そもそも発端が「生理」という言葉を変えていってほしいというのがありましたので、そのことを直接避ける必要がある。だけれども、その言葉の意味合いは少し含む必要があるということしております。女性職員の切実な声に対応するものということで、こういった考えで今回のフェムケアというのを提唱させてもらっているところでございます。

以上でございます。

○中村委員Ⅱ女性職員の切実な声という御答弁もございましたけれども、例えば、差別用語もそうなんです、差別用語の要望を変えたとして、差別の意識がその用語を使う者に残っていれば、その変えた用語も差別用語にいずれはなっていくというふうに思うんですね。生理休暇の取得に際して職場内での偏見があるのであれば、まずは職員の意識を変えていくことが大事、それは多分御承知だと思うんですけども、一番大事だというふうに思います。

県では、職員の意識改革を同時にやらなければいけないと思うんですが、意識改革に向けてどのような取組をされているのか、そして、今後していくのか御答弁をお願いします。

○黒木人材育成・行政マネジメント室長Ⅱ委員御指摘のとおり、職員の意識改革というのはとても重要と考えております。こうしたことから、令和六年度から研修を実施しております。

この研修では、生理痛特有の痛みを体感できる機械を用いまして、実際に生理痛の体験をしていただいております。あわせて、痛みやつらさなどから生じる様々な悩みへの寄り添い方などを学ぶ内容というふうになっております。昨年度は部長級等を対象にいたしまして実施しており、今年度につきましては所属長を対象にさせてもらっております。基本的に管理職なんですけど、参加した管理職のほうからは、改めて生理の体調不良というのは特別なことではなくて当たり前にあることなんだと、そういったことを職場で共有していきたいですとか、生理による体調不良についてこれぐらいなら我慢しようという雰囲気がある、なので体調不良の際は休むと、それが当然という雰囲気をつくっていききたいといった声が寄せられております。

あわせて、研修を受講したことによって職場で生理を話題にするきっかけづくりにもなっているということで、職場内での議論、意見交換というものもなされているものと伺っております。

今後、この研修などを通じて、生理に対する正しい理解というのを広げていければと思っております。

以上でございます。

○中村委員Ⅱこれの問いに対する最後の質問になりますけれども、対象範囲の拡大についてお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

フェムケア休暇という名称でございますけれども、先ほど最初に申し上げます

した。その生理もつらいんでしょけれども、なったことないですが、つわりもつらいというふうにお聞きますし、更年期障害もおつらいんだろーなというふうに理解をいたしております。今後、名前に実態が合うように、休暇の取得範囲を拡大することも検討すべきだというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○黒木人材育成・行政マネジメント室長Ⅱ名前に合うような取得対象の拡大ということでございます。

例として挙げていただいたつわりに関しましては、妊娠障害休暇ということでの条例の中で休暇の対象とさせていたしております。また、更年期障害に苦しんでいる職員もいるだろうというふうには思っております。ただ一方で、この更年期障害というのが明確な診断基準がなくて、症状に応じてこういった病名がつかない、これも違うということ、最終的にそういった場合にこの更年期障害というふうになっておりまして、なかなか基準をどうするかというのが正直あります。また、更年期障害となったときに、女性職員だけではなく、男性職員の取り扱いをどうするかというのがあります。

こういった制度設計上はございますので、そこは長期的に考える必要があるかと思っております。

今回は目の前にある女性職員の切実な声に対応するものでございます。そこは御理解いただいているとは思いますが、拡大につきましては、もともとこの休暇制度は時代の変化ですとか職員の声などを踏まえまして不断にどうあるべきかというのを考えているところで、必要性を見極めながら対応していくものでございます。今後も種々の状況というのをきちつと注視しつつ、引き続き休暇制度としてどのような対応が望ましいのかというのは考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○中村委員Ⅱありがとうございます。繰り返しになりますけれども、一番大事なのは意識改革だと思しますので、それも含めてよろしく願います。

次に移ります。次は、甲第一号議案「令和八年度佐賀県一般会計予算」、予算説明書の百三十七ページ、佐賀県立大学（仮称）整備事業費、約三億四千万円についてお伺いをさせていただきますが、県立大学の基本設計に関して十一月の高等教育機関問題対策等特別委員会で多くの議員がそのことを取り上げて、特にキャンパスの計画に関して、学食や売店、トイレ、部室などの質問をさせていただきました。先ほど坂口委員から学食や売店は自分には要らないと思うというような御質問というか、御意見もございました。だから、坂口議員と僕は馬が合わないんだなと思いましたが（笑）。そのときに、議会も含め、いろんな意見を聞きながら検討を進めるという御答弁もございました。

そこで、これから詳細設計をされると思うんですが、どういう検討を進めて詳細設計に向かわれるのか、まずは御答弁をお願いします。

○中島政策企画監Ⅱ昨年十一月に佐賀県立大学の基本設計の概要を公表しております。それを受けて、委員おっしゃったように、さきの十一月議会におきまして様々な御意見をいただいたところでございます。

現状、実施設計を進めている途中でございます。いただいた御意見などにつきまして、どういった対応ができるのかということを検討しているところでございます。幾つか項目に分けて検討状況を御説明したいと思っております。

まず、学食につきましてでございます。

設置しないという方向なんですけれども、特別委員会の場合でも学生の人数が同規模の大学で学食を運営している大学もあるじゃないかと具体的な名称も挙げられながら御案内があったところでございます。確認をいたしますと、郊外に設置されているような大学でございました。設置のために土地を開いたようなところもございまして、そういった場所でございますので、周辺には飲食店が

なくて、キャンパス内に学食を設置したのではないかというふうに思います。佐賀県立大学はそことは異なりまして、駅北エリアの中心となるようなところに立地をいたします。加えて、キャンパス内だけではなくて、周囲のにぎわいづくりというのも大切かと思っております。学生が周辺に飛び出していくことでにぎわいにもつながります。現状を見ますと、キャンパス予定地の周辺は飲食店の設置などの動きもあるところでございます。

というところではございますが、学生が過ごしやすい環境をつくるということとは大事だと思っております。今後にもなりますが、必要に応じて近隣の店舗あるいは事業所に対しまして、例えば、弁当販売の働きかけを行っていくということも考えていきたいというふうに思っております。

売店でございます。

売店についても、近隣に店舗もございますし、学生向けの商品を置いていただけではないかというふうに思っております。そういった働きかけを行っていききたいと思っております。

学生というのは、初年度は一学年だけで、年を追うごとに四学年分そろっていくんですけども、そういった学生が増えていくに従ってニーズというのも変わっていくかもしれませんし、あるいは店側の供給するものも変わっていくかもしれません。対応できないというのものもあるかもしれませんので、そういった需給の状況を見ながら、キャンパス内の売店の設置というのも対応できるようにしておきたいというふうに考えております。

具体的には、南側に新しい建物を造りますけども、その一階に売店の設置が可能なスペースを設けることができないか、設計の見直しができないかというところを検討しているところでございます。

トイレでございます。

トイレにつきましては、先ほど坂口委員ともやり取りをさせていただいたと

おりでございます。トイレの名称、呼称についても気を配っていききたいと思っておりますし、誰もが利用しやすいトイレ環境となるように検討を進めてまいります。

それから、部室でございます。

さきの議会での御意見、御提案を受けまして、部活ですとかサークル活動、こういったことができる課外活動のための環境整備はどのようなことができるかということを検討しているところでございます。具体的には、部活、サークル活動の備品といいますか、道具類を置くようなスペースを設置するというところで、その設置スペースの向かい側の部屋、小講義室を予定しておりますけども、その部屋は部活動ですとかサークル活動の部室にも変更できるようなしつらえにするというようなこと、そういったことができないかということを検討しているところでございます。

部活、サークル活動はまた状況を見ながら検討を進めていくということもあるかと思えます。実際、開学して学生たちが入ってきて、その子たちの活動状況、意見なども聞きながら、必要に応じて柔軟に検討していききたいというふうに思っております。

建物関係は、様々御意見をいただいておりますし、今後も承ってまいりたいと思っております。ハードに限らず、ソフト面でも対応できる部分もあるかと思えますので、様々工夫していききたいというふうに思っております。

以上でございます。

○中村委員 簡潔に一つ一つについてさらにお尋ねをしたいと思うんですが、まず、学食についてなんですけども、前回の特別委員会では、他県の大学に行きたいとか私立の大学に行きたいけれども、なかなか行けない、選択肢として公立、県立の大学が県内にあれば、通えるよね、行けるよねという学生も、一言で言うところ、いわゆる苦学生に対する学食というのは非常に重要なんじゃない

かというような御質問、御意見もあつたと思います。安くて、栄養バランスがよくて、ボリュームもあつて、そして、おいしい学食を提供するというのは、そういう意味もあるのだろうなというふうに思っているんですが、そういう学生たちもいる前提として、じゃ、学食をつくらないのであれば、その代替策として近隣とか民間に期待するだけじゃなくて、もっと能動的に県として何かできることはないのかなと。例えば、弁当を出してくださいとお願ひするとかのレベルじゃなくて、ちゃんと県としてそういう責任持つてやれることはないのかなと思うんですが、何か検討できることありませんでしょうか。

○中島政策企画監Ⅱまず、民間活力も生かしながらというところはやっていきたいと思っております。確かに能動的にというところで待ちの姿勢というだけではなくて、やっぱり私たちも働きかけていくというのは大事だと思っております。

学割というのがありますが、多分そういったこともできると思うんですね。周辺のお店に働きかけて、アイドルタイムといいますか、店があんまり回っていない時間帯に価格を抑えた上で学生向けの食事を提供するとかということもできますし、実際、そういったことをやっている店舗とか地域もございまして、そういったことができないかというようにことも提案できたりということもあるかと思ひます。

確かにというか、そういったことができるんだという気づきを事業者さんたちが持つてもらえばウイン・ウインにもつながっていきますし、そういったことをやっていくのかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○中村委員Ⅱぜひお願ひをしたいんですけれども、次に売店、これは学食、いわゆる苦学生対応にも関連してくると思うんですが、学食の代替になるとも思っています。

売店で安くて栄養バランスを考えてやってボリュームもあつて、そして、おいしくて日替わりである、そんなお弁当を売店で売ってもらうということも一つの、学食のない代わりにおいしいお弁当がありますよということもありんじゃないかなというふうに思ひます。

今、スペースをつくる検討をされているぐらいの御答弁でございましたけれども、運営するのは民間でいいので、ちゃんとしつらえさえ、場所だけ用意していただければ、そこに公募をして手を挙げたところにお願ひをする、県にとつてのリスクだったり僕はほとんどないと思ひますので、ぜひその前提でこれはぜひ準備を進めていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○中島政策企画監Ⅱ売店を設置するにしても、やり方はいろいろあるかと思ひますので、柔軟に検討していきたいと思ひます。

以上です。

○中村委員Ⅱ次に、トイレ、仮称「すわるトイレ」についてお尋ねをしたいというふうに思ひます。

幾つか言つて、それができるかできないかお答えいただきたいので、ゆっくり読み上げますのでメモをしてほしいんですが、まず、小さい子供と一緒に入れるか、もっと小さい子供のおむつ替えはできるか、多言語での音声案内はつけるのか、オストメイトに対応できるのか、中で着替えができたり化粧ができたりするのか、さすがに車椅子は入れないのか、どういうトイレになるのか、今分かつている範囲で教えていただけますか。

○中島政策企画監Ⅱすみません、全てメモれなかったもので。ただ、今おっしゃっていたような機能をいずれかのトイレではできるようにということと考えております。

全てというところ、例えば、車椅子とオストメイトなんか昔は一緒のトイレ

レだったんですけれども、今、この基準も変わりました、別々に設けてくるようにというところもございまして、そういったところに対応できるように、オストメイトと車椅子利用のそれぞれの対応できるようなしつらえにしておりますし、フイッティングボードというような着替えができるようなものも幾つか準備したいと思っております。そういった広めのトイレになるかと思えますけれども、そういったトイレも準備したいと思います。

それは全てオールインワンではなくて、どこかのトイレに行けばそういったことができるというようなもので、全体のトイレ環境というのは整えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○中村委員Ⅱお尋ねをした意味というのが、いわゆるオールジェンダートイレという、名称を変えるところはおっしゃっていますけれども、そういうトイレであれば、先ほど坂口委員も言われましたが、男性も女性も使いにくい、遠慮してしまうようなところが出てくると思うんですね、少なくとも最初のうちは。そうなったときに、そのトイレを使う理由が子供と一緒に入れるからとか、おむつが変えられるからとか、中で化粧ができるからとか、男性でも、多分、喪服に着替えたりとか、私服から背広に着替えたりとかってあると思うんです。着替えができるから、だからこのトイレを使うという、使う理由がたくさんあれば、利用率も上がるし障害も少なくなってくると思うんですね。

そういう意味でお尋ねをしたので、オールジェンダートイレと言われているトイレを、ぜひそういうトイレにしてほしいというお願いなんですけど、再度御答弁お願いします。

○中島政策企画監Ⅱ私たちの議論の中でも、あるいは先般、十一月議会でもいただいた議論を受けましても、そのためじゃなくて、ほかの理由でというトイレにしなきゃいけないよねというのも内部でも話しているところでございます。

す。今、御示唆いただいたような観点というのは私たちも持っておりますので、そういったトイレ、形をどうするかというのは考えさせていただきますけれども、いろんな方が使いやすいトイレというところで、入りやすいトイレというか、使ってもらえるようなトイレというところで考えていきたいと思っております。

以上です。

○中村委員Ⅱ全部お聞きして、今後考えていくということもおっしゃっていただきましたが、詳細設計の予算案も出ているわけで、それを承認すれば進んでいくわけですね。進んでいって、最終的に、いや、検討したけどできませんということがないように、事前に僕らにもぜひ御報告をいただきたいし、僕らも都度都度意見を言っていきたいなというふうに思います。

今回、議案について質問させていただきました。僕ら、この委員というのは、会派を代表してここに来ているわけではないので、会派、物理的に一人で三つ、四つの委員会に行けるわけではないので、分担をしてここに来ていて、この委員会ではこういう議論があった、こういう質問にこういう答弁があったということを、それぞれの委員会から持ち帰って、最終的に会派としてイエス、ノーを決めていくというふうに僕は理解をしているので、今日、私が質問させていただいたことに、こういう答弁だったと、会派に持ち帰らせていただいて、明日の採決に臨ませていただきたいというふうに思います。

ありがとうございます。

○徳光副委員長Ⅱ暫時休憩します。委員長と交代いたしますので、そのまましばらくお待ちください。

午後四時五分 休憩

午後四時六分 開議

○中村委員長Ⅱ委員会を再開します。

これで質疑を終了いたします。

なお、明日五日は午前十時に委員会を再開し、視察、その後、討論、採決を行います。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後四時七分 散会

速記者 長谷川 菜 央

令和八年三月五日（木）

総務常任委員会会議録

於 第二委員会室

総務常任委員会

〃	〃	〃	〃	委員	〃	〃	理事	副委員長	委員長
木村雄一	一ノ瀬裕子	青木一功	坂口祐樹	大場芳博	江口善紀	土井敏行	木原奉文	徳光清孝	中村圭一

午前十時 開議

○中村委員長Ⅱおはようございます。ただいまから総務常任委員会を開催いたします。

本日は、ただいまからお手元に配付しております日程表により視察を行い、視察終了後、討論、採決を行います。

それでは直ちに玄関前にお集まりください。

午前十時一分

(現地視察)

午後三時九分

○中村委員長Ⅱ委員会を再開します。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はあっておりません。討論はないものと認めます。よって、討論を終結し直ちに採決に入ります。

○採 決

○中村委員長Ⅱまず、甲第一号議案中本委員会関係分、甲第二号議案、甲第六号議案、甲第七号議案、甲第八号議案中本委員会関係分、甲第十二号議案、甲第十八号議案中本委員会関係分、甲第十九号議案、甲第二十三号議案、甲第二十四号議案、甲第二十五号議案中本委員会関係分、甲第二十九号議案、乙第一号議案から乙第十号議案までの十件、乙第二十七号議案、乙第二十九号議案及び乙第三十四号議案、以上二十五件の議案を一括して採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村委員長Ⅱ全員起立と認めます。よって、以上二十五件の議案は原案のとおり可決されました。

次に、甲第三十五号議案を採決いたします。

これは、令和七年度一般会計補正予算(第七号)の専決処分について、議会の承認を求める議案であります。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村委員長Ⅱ全員起立と認めます。よって、甲第三十五号議案は承認されました。

次に、乙第三十七号議案を採決いたします。

これは、人事委員会委員の選任について議会の同意を求める議案であります。原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村委員長Ⅱ全員起立と認めます。よって、乙第三十七号議案は同意されました。

○継 続 審 査

○中村委員長Ⅱ最後に、十一月定例会から引き続き審議中の

一、財政確立について

一、政策の企画・調整について

一、危機管理・報道行政について

一、総務行政一般事項について

一、警察行政について

以上五件につきましては、諸般の検討が必要ですので、閉会中の継続審査といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

三月五日 総務

○中村委員長「御異議なしと認めます。よって、以上の五件についての継続審査を議長に申し出ることにします。

以上で、本委員会に付託された案件の全部を議了いたしました。

なお、委員会での質疑応答において、数字または字句の誤り、及び不適切な表現などがありました場合は、適宜、委員長の手元で精査の上、訂正などを行うことに御承認を願っております。

これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後三時十二分 閉会

議事課議事・記録担当主査 松 尾 重 治

議事課委員会担当主事	議 会 事 務 局 長		同	同	同	会 議 録 署 名 者	同 副 委 員 長	総 務 常 任 委 員 長
森 山 誠 之	真 坂 昇	木 村 雄 一	江 口 善 紀	一 ノ 瀬 裕 子	青 木 一 功		徳 光 清 孝	中 村 圭 一

令和八年三月四日（水）

文教厚生常任委員会会議録

於 第四委員会室

文教厚生常任委員会

委員長

古川 裕紀

副委員長

池田 正恭

理事

指山 清範

〃

原田 寿雄

〃

藤崎 輝樹

委員

猪村 利恵子

〃

古賀 陽三

〃

田中 秀和

〃

中本 正一

文教厚生常任委員会質問者順序

三月五日(木)	三月四日(水)	月日 順序
藤崎 輝樹 91 頁	(現 地 視 察)	1
原田 寿雄 102 頁		2
中本 正一 118 頁		3
猪村利恵子 131 頁		4

午前十時 開会

○古川委員長Ⅱおはようございます。ただいまから文教厚生常任委員会を開催いたします。

○ 会議録署名者指名

○古川委員長Ⅱ会議録署名者として古賀陽三委員、田中秀和委員、藤崎輝樹委員、中本正一委員、以上の四人を指名いたします。

次に、二月二十七日の本会議におきまして、本委員会に付託されました全議案及び継続審査中の事件を一括して議題といたします。

本日は、ただいまからお手元に配付しております日程表により視察を行います。

なお、あす五日は午前十時に委員会を再開し、質疑、討論、採決を行います。本日はこれで散会いたします。それでは直ちに玄関前にお集まりください。

午前十時一分 散会

議事課議事・記録担当主査 松 尾 重 治

令和八年三月五日（木）

文教厚生常任委員会会議録

於 第四委員会室

文教厚生常任委員会

委員長

古川裕紀

副委員長

池田正恭

理事

指山清範

〃

原田寿雄

〃

藤崎輝樹

委員

猪村利恵子

〃

古賀陽三

〃

田中秀和

〃

中本正一

午前十時一分 開議

○古川委員長Ⅱただいまから文教厚生常任委員会を開催いたします。

本日の審議に当たり、お手元に本委員会に付託された全議案一覧及び執行部提出による議案の説明要旨と「請願・陳情に対する現状と対策」を配付しております。

これより質疑に入ります。

通告に従い、順次発言を許可します。

○藤崎委員Ⅱおはようございます。藤崎ですけれども、質問のほうに早速入らせていただきたいと思います。

最初に、いじめについて質問させていただきます。

いじめの件数が非常に増えているというふうな報道等もあっております、ちょっと心配な気持ちもあるところから質問させていただきます。

いじめといいますが、いろんな形態、形があるかと思いますが、また、重い軽い、軽重の部分もあるかと思います。ただ、本人が嫌なこと、自分がされて嫌なことは人にもやってはいけないという一番基本的なところ、やっぱりこういったところをしっかりと教えていくことが大事だろうなというふうに思っております。もちろんこれは子供に限らず、成人してからも同じことだなというふうに感じております。

私自身、議会でいろいろ質問等をやらせていただく中で、非常に最近思うことがあります。それは一期目の頃の自分と五期させていただく中で今の自分とを振り返って、ちょっと手前みそで恥ずかしいんですけれども、一つ変わったなというのがあります。というのは何かというと、知っているといいますか、知るといいますか、つまり、執行部の皆さん方の努力とか、ふだんの活躍とか、議員になったばかりの頃は正直無知といいますか、思いが強くて、県の行政で働く皆さん方がどういう仕事をしているかとか、その深みとか、そういったこ

とを知らない中で質問をしていました。さすがに皆さんのそういった日々の業務、また、いろんな関わり、また、仕事に限らず人格の面等々を知る中で、皆さんが取り組んでいることの業務の重みを知ることができたというふうに感じています。そうすると、質問も実は私としては変わってきたような気がしております。

というのは、どちらかといえば、前はちょっと失礼な言い方をすれば、何かミスと言っちゃいかんけれども、いわゆるおかしいなと思う部分というところを一生懸命見つけると言っては言葉に語弊がありますが、そういったところを目を一生懸命向けておりました。でも今は、そういう中でももちろん課題等はたくさんありますけれども、その課題をどうすれば解消していけるんだろうか、また、政策の行政目的を達成できるんだろうかといったような、つまり、そういう気持ちの中で、自分で言うのも手前みそですけれども、質問を考えるようになりました。

これは、自分はもちろん県民の代表ですから是非々でしっかりと議論しなければならぬという気持ちはあるんですけれども、一つ大事なことで、いい意味での思いやりといいますか、自分の立場だけを考えて、自分のことばかりで物を言うんじゃないかと、相手、執行部の皆さんはどういう思いでこの仕事をしているんだろうかとか、どういう苦労をされてあるんだろうかという、そういったところに思いを向けて、私自身はやっと少しばかりそういった意味で成長できたのかなというふうに思っております。

そういう意味で子供たちにおいても、私はやはり知ることがまず大事だなというふうに思います。自分が大好きな司馬遼太郎さんは、頼もしい人になってほしいと。頼もしい人になるためにはいたわる気持ち、人が転んだら痛いだろうなと思ってあげる、そういういたわる気持ちを持つことが大事なんだということをお伝えされますけれども、まさにここがそういう思いやりにつながっ

ていくということで、今しつかりと子供たちにも教えてほしいということを思っております。

今、いじめの件数等も増えているということですから、もちろんそういった意味では表面化してきているということで、評価される部分もあるんだろうなというふうに思っております。

そこで、いじめの現状についてから質問させていただきます。

初めに、いじめの定義についてお尋ねをいたします。

○高山生徒支援室長Ⅱいじめの定義につきましては、いじめ防止対策推進法第二条第一項で定められております。その内容は、加害、被害の双方が児童生徒であること、双方に一定の人的関係があること、加害児童生徒が被害児童生徒に心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていること、これら四点全てに当てはまればいじめであるとされております。

以上でございます。

○藤崎委員Ⅱその心理的な安全面というのは非常に大事なことでというふうに思っております。やっぱりお互いに言いたいことが言い合える、ちゅうちょなく話ができる、そういう精神的な抑圧がない中で、ふだんの学校生活であったり、地域の生活ができるというのは非常に大事だと思うんですけども、この定義自体が広範囲といえますか、非常に範囲が広くて、そういった意味では、対応される学校側も非常に難しいんだろいうなというふうに思っております。

では、冒頭に申し上げました県内のいじめの認知件数でありますけれども、全国的に非常に増えているというふうな報道もあっております。令和六年度の県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校のいじめの認知件数はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○高山生徒支援室長Ⅱ文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導

上の諸課題に関する調査」によりますと、佐賀県内の国公私立学校で令和六年度に認知されたいじめの件数は、小学校四千五百二十三件、中学校二千八十件、高等学校四百二十六件、特別支援学校三十八件、合計では七千六十七件となっております。

以上でございます。

○藤崎委員Ⅱやはり件数的には非常に多いというふうに感じておりますけれども、その実態のところですね。件数と実態のところ、ここをやはりしっかりと把握しておられることが大事だろうというふうに思っております。

それでは、いじめの内容についてであります。

どのようないじめが発生しているのかお尋ねをいたします。

○高山生徒支援室長Ⅱいじめの内容については、全学校種共通して、冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるというのが最も多く、続いて小中学校及び特別支援学校は軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり蹴られたりするが多くなっております。高等学校につきましては、仲間外れ、集団による無視をされるが多くなっております。

以上でございます。

○藤崎委員Ⅱ本当にいじめは、小さいときのほうがより何といたしましうか、全く考えずにふざけたりとか、からかいとか、また、ちょっとしたことでそういった嫌な思いを相手にさせてやろうとか、そういったことにもつながりやすいので、より低学年のほうが多いのではないかなというふうにも思っておりますけれども、それでは、特に心配されるいじめの重大事態の発生件数であります。令和六年度、県内ではどのような状況になっているのかお尋ねをいたします。

○高山生徒支援室長Ⅱまず、いじめの重大事態とは、いじめ防止対策推進法第二十八条第一項第一号に規定する「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒

の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」もの、及び第二号に規定する「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」ものとなっております。

令和六年度に佐賀県内の国公立学校において発生したいじめの重大事態の件数は十二件となっております。

以上でございます。

○藤崎委員Ⅱこの重大事態のいじめというのは、これは絶対あつてはならないというふうに思うわけであります。そういった意味では、やはり初期にそういったいわゆるいじめについては把握して、そして、解決をしていくと。しっかりと注意をして、いじめをなくしていくという、初期に見いだすことが大事だろうというふうに思うわけであります。そういった意味では、件数が表面化しているというのはいいことなんだろうなというふうに思うわけですけれども、次にいじめの対策であります。

学校や教育委員会では、どのような取組が行われているのかお尋ねをいたします。

○高山生徒支援室長Ⅱまず、学校においては、各学校で定めた「学校いじめ防止基本方針」にのっとり、「チーム学校」として組織的にいじめの未然防止、早期発見、早期対応及び再発防止に努めております。

具体的には、校内いじめ対策委員会の開催、いじめアンケート調査の定期的な実施、全教職員対象の研修会の実施、教育相談体制の整備、情報モラル研修会の実施などを行っているところです。また、学校によっては、児童会や生徒会が主体となって、いじめ防止に係る活動を推進している例もございます。

教育委員会では、「佐賀県いじめ防止基本方針」に基づきまして、「佐賀県いじめ問題対策連絡協議会」を設置いたしまして、いじめ防止に係る関係機関と

連携協力体制を強化し、情報の共有を図っております。また、外部有識者等による「佐賀県いじめ問題対策委員会」を設置いたしまして、県立学校のいじめ防止対策等について審議いただき、その結果をいじめ問題への対応に反映させているところでございます。

そのほか、全公立学校の教職員を対象としたオンデマンド教材によるいじめ防止対策研修を毎年度実施するとともに、全ての公立学校でスクールカウンセラーによる教育相談が可能となるよう体制の整備を図っているところでございます。

以上でございます。

○藤崎委員Ⅱ当然取るべき施策についてはやっていただいているというふうに思うわけですが、それでもなかなか子供たちのそういった嫌な思いというのが全くなくなるという状況というのは、なかなか難しい課題だと思います。

そういった課題に対応していく上で、教育委員会としてどのようなことが課題と考えているのかお尋ねをいたします。

○高山生徒支援室長Ⅱ近年、SNS上での児童生徒同士のやり取りが増えたことで、オンライン空間でのいじめが増加傾向となっております。また、仲間外しや無視を行うなどいじめが表面化しにくく、教職員が実態を把握しづらい状況となっていることを危惧しております。そのため、いじめをいかに早期に見、認知するか、また、児童生徒がいかにいじめを訴える声を上げやすくするかということがまず一つ目の課題であるというふうに捉えております。

また、いじめの兆候を把握していた教職員はいたものの、なかなか事態が改善に至らず、児童生徒が転校などに至ってしまうケースがございます。

事案を把握した段階で、関係児童生徒の状況を丁寧を確認し、複数の教職員が連携して、速やかに必要な支援や指導を行うなど、組織的でスピード感のあ

る対応をいかに行っていくかという点が二つ目の課題というふうに捉えております。

以上でございます。

○藤崎委員Ⅱ当然クラス、例えば、教室内でいじめがあるといった事案があったことを非難するのではなくて、早期に発見していかに解決していくかという、そういった取組が今しっかり行われているというふうに思っております。ただ、そういう中でも、どうしても、例えば保護者であったり、地域であったり、そういった思い等もあって、先生が一人で抱え込むようなことはあってはならない、非常に心配するところであります。しっかりと共有していただいて、学校として取り組んでいただくということが大事だろうというふうに思うわけがあります。

早期発見にしっかり取り組んでいただいて、やつてもらわなきゃならないんですけれども、やっぱり子供たちに未然の防止ですよね。そういう嫌なことをやつちゃいけないんだという、そういったところをしっかりと表現、難しいんですけれども、頭に植え付けるといいますか、やつちゃいけないことはやつちゃいけないんだと。自分が嫌なことは当然やつちゃいけないんだという、そういう当たり前のことをしっかりと教えていくことが大事だろうと思うんですね。そういう未然の防止の部分で、何か取組があれば教えていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

未然の防止、いわゆる早期発見ですね、そういったこと等については今把握されていると思うんですね。でも、そういう道徳教育といいたまうか、そういった倫理の教育といいたまうか、そういう嫌なことをしちゃいけないんだということを子供たちに教えていくことについて、どういった取組をされているのかをお尋ねしたいんですけれども。

○高山生徒支援室長Ⅱいじめの未然防止の取組につきましては、人権教育の観

点から児童生徒の自己肯定感を育み、他者を尊重する態度の育成を図っていく必要があると考えております。

そのためには、多様性に配慮することや対等で自由な人間関係を築くこと、自己信頼感を育むこと、困ったときに自分から周囲に助けを求める行動を促すことに留意しながら、全ての児童生徒にとつて安全で安心な学校づくり、学級づくりを目指すことが大切となっております。

先ほど申しましたけれども、児童会や生徒会を中心にいじめの問題を自らのこととして考えさせたり、いじめ防止のための啓発活動を実施したりするなど、子供たちが主体的に考え、取り組むことで、いじめが起こりづらい学校風土が形成されると考えております。

以上でございます。

○藤崎委員Ⅱそのところ、もちろん重大事態は絶対あっちゃいけないし、そういうものを早期に未然に防ぐということが大事ですけれども、あわせて未然に防ぐと、そういうそもそも論の、重大事態につながるいじめが起こらないようにすると、そういう学校の環境をつくっていく、いかに心理的安全性の高い教室をつくっていくかということが大事だと思うので、ここは先生方も多忙の中、大変だと思うんですけれども、ぜひ力を入れていただきたいというふうに思います。

自己肯定感、つまり自分を大事にするということは相手を大事にするということと同意義ですので、同じことですので、このところをしっかりと教える。

先ほど司馬遼太郎さんを私が好きなので引用させていただきましたけれども、やっぱりいたわる気持ちとはどこから生まれるかというところ、例えば、目の前で友達が転んだときに膝をすりむいた、ああ、痛いだろうなと思う気持ち、これは自分が膝をすりむいたことがなかったら、なかなかその気持ちは分からないんですよね。でも、やっぱり生きていく中で、何らかのけがとか病気だった

り、痛みというのは経験をしている。そうすると、同じけがではなくても、自分が経験したところからそういった思いやる気持ちというのは育まれていくんだろうなと思うんですね。そういう想像力、そういったのをしっかりと育てていったいただきたいなというふうに思います。そうやって思いやりのある学校、教室、それがひいては地域につながっていくと思うので、ぜひ思いやりのある社会というものにつなげていったきたいというふうに思います。

なかなかいじめをなくすというのは大きな課題であらうかと思います。次に、今後の取組についてお尋ねをいたします。

これは知事部局のほうにお尋ねいたしますけれども、いじめに向き合う佐賀県の発信事業として、県では令和八年度当初予算で「子育てし大県」の取組の一環として、「いじめに向き合う佐賀県」発信事業に取り組もうと提案されています。

その目的と内容について、この際お尋ねをいたします。

○千綿こども未来課長 県内のいじめの認知件数が増加傾向にある中、いじめを学校現場だけの問題として捉えるのではなく、子供が安心して成長できる環境づくりを進めていくため、県全体の問題として考えていくことが大切だと考えております。

県では、先ほど議員が言われた、人の痛みやつらさが分かり、高い志と佐賀への誇り、優しさを持った骨太の子供を育むため、「子育てし大県」に取り組んでおります。その一環として、いじめが起らない環境の醸成に取り組むものです。

いじめの問題に向き合うには、いじめる側だけでなく、いじめを受ける側や周囲の子供たちへの対応も重要であり、子供一人一人が自分の言葉や行動を見詰め直す機会となるような意識啓発を行ってまいりたいと考えております。

また、取組の内容としては、いじめ防止を啓発するための動画を制作し、学

校現場などで活用するとともに、SNSなどで広く発信します。動画は主に中学生や高校生をターゲットにし、県内トップアスリートをはじめ、様々な分野で活躍する人々が子供たちに向けたメッセージを届ける内容とすることを想定しております。県内の子供たちに身近な存在でもあるアスリートの方々などが、自分自身の思いや中学生、高校生の声を代弁する形で呼びかけを行っていただくことで、子供たちの心により届く内容にしていきたいと考えております。

動画の活用方法としては、YouTubeなど、中学生や高校生が日常的に利用するSNSで配信するほか、教育委員会とも連携しながら、道徳の授業やホームルームなど、学校現場でも活用する予定としております。

より多くの子供たちにこの動画を届け、それを見た子供たちがいじめのことを自ら考え、行動につなげていくよう促してまいりたいと思います。

子供たち一人一人が自分のことも周りのことも大切にする、そういう思いを持って、互いの違いを認め合い、困っている誰かの力になりたいと自然に思える、そんな共感と温かさを広げ、いじめが起らない環境の醸成に努めてまいります。

以上でございます。

○藤崎委員 ありがとうございます。

非常にすばらしい取組だと思います。どうしても子供たちのいじめというところ、教育委員会のほうをただす傾向にあるかと思うんですけども、佐賀県全体で取り組んでいくという強い姿勢を示すというのは本当にすばらしいことだというふうに思います。

そういった取組が自分事として考えるきっかけにもなるし、振り返ってみて、いろんなことが今、正されていく世の中になったなというに思っています。例えば、交通安全面という飲酒運転、今ももちろん壊滅できていませんけれども、大変大きな問題でありますけれども、しかし、三十年前、四十年前と比べ

れば、圧倒的に飲酒運転は減ったというふうに感じております。その要因として、やはり飲酒運転をすることは、もちろん悪いことは三十年前、四十年前も分かっていたんですけれども、本当にいけないこと、恥ずかしいこと、自分自身の人格を自ら否定するような、そういう本当に恥ずかしいことだと、やってはいけないことだということを強く認識しているからだと思うんですね。そういった社会の風潮といいますが、いい意味で、そういったのがしっかりとみんなに伝わっているからこそ、飲酒運転は絶対にやらないということを強く意識しているというふうに思います。

また、ハラスメント、パワハラ等も一緒ですけども、話をしていると、ついつい、声を荒らげたり、机をたたいたりというのは、これまた二十年前、三十年前は多かったと思います。特に執行部の皆さん、そういう経験をされた方も多いかと思います。しかし、いろんな地域住民の方、議会も偉そうに言えないかもしませんが、要は地域住民の方と皆さんがいろんな話をしていく中で、そういう思いに至ったこともあるかと思いますが。しかし、今圧倒的に少なくなったというふうに私は感じています。これもまた、そういうハラスメント、パワハラ等が本当にいけないことなんだ、恥ずかしいことなんだということをみんなが認識できたからだと思うんですね。

同じように、いじめに対してもいけないということはみんな分かっている。でも、本当に恥ずかしいことなんだ、そういうことをする自分は本当に恥ずかしいことなんだということを強くみんなが意識するということが、子供たちも含め、大人もそうですけれども、相手に嫌な思いをさせない、いじめをしないということにつながるといふふうに思っていますので、みんなで取り組むことが非常に大事だといふふうに思っております。この事業に期待しておりますので、ぜひ頑張ってくださいといふふうに思っております。

それでは、いじめの最後でありますけれども、教育委員会の取組についてで

あります。

学校現場は本当に大変だと思えます。そういう中で、このいじめの対策にも頑張っており組んでいただかなければならない。そういう中で、教育委員会として、今後どのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

○高山生徒支援室長Ⅱ教育委員会といたしましては、これまで述べた課題を踏まえまして、いじめの早期発見といじめの認知後の迅速な対応をさらに強化してまいります。

まず、早期発見と積極的な認知の徹底を図るために、今後も研修を通じた教職員の観察力の向上やアンケート、教育相談の充実に取り組みまして、児童生徒の小さな変化を見逃さない体制づくりを進めてまいります。

また、教育相談体制の充実につきましては、スクールカウンセラー等と連携し、児童生徒が相談しやすい環境づくりを進めるとともに、教職員が早期把握につなげられるよう支援してまいります。

あわせて、児童生徒を対象とした相談窓口の充実を図るとともに、広く周知を行いまして、悩みを抱えている児童生徒が気軽に相談できるような環境の整備に努めたいと考えております。

さらに、いじめを認知した際には、事案が重篤化しないよう、学校が組織として迅速かつ的確に初期対応を行うことを徹底し、教育委員会としても必要な助言や支援を速やかに行ってまいります。

加えて、いじめ対応においては、保護者への説明が不十分であると事態が深刻化するという例もあることを踏まえまして、状況や対応方針について、学校が丁寧にかつ誠実に説明し、理解と協力を得ながら、児童生徒の安全を確保できるよう支援してまいります。

繰り返しになりますが、いじめの未然防止につきましては、人権教育を中心とした教育活動が基本となると考えております。日常的教育活動の中で

児童生徒が人権意識を高め、自身を肯定した上で、他人との違いを認め、共に尊重し合えるような人間関係づくりを行っていくことが大切と考えております。

今後、知事部局とも連携しながら、自分の大切さとともに、ほかの人の大切さを認めることができる、そんな子供たちの育成に取り組んでまいります。

以上でございます。

○藤崎委員Ⅱ専門的な知見に基づいてやるべきことというのはしっかりと整理されていくふうに思います。あとはそれをいかに実行していくか。そうすると、このマンパワーというのは、これは現実的な課題として、教育現場であるうかと思うので、あわせて体制づくりにも力を入れてやって頑張っていたきたいというふうに思います。

では、二番目の不登校についての質問をさせていただきます。

不登校でやはり一番大きな課題というのは、もちろん精神的な部分等々ありますけれども、子供にとっては学習の機会の喪失というのが心配としてあるわけです。身につけるべき学習ができる機会をいかにつくっていくかということが大事だというふうに思っております。

そこで、何点かお尋ねをいたします。

初めに、いじめ同様に不登校の定義についてお尋ねをいたします。

○高山生徒支援室長Ⅱ文部科学省の調査によりますと、不登校の定義は、年度間に三十日以上欠席した者のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により登校しない、あるいはしたくてもできない状況にある者で、病気や経済的な理由による者を除いたものとなっております。

以上でございます。

○藤崎委員Ⅱ三十日という数字もあって、また、したくてもできない等々あって、そういうふうに線は引いてあるんですけれども、やっぱり把握できない部

分もあらうかと思うんですね。例えば、学校に行って、私なんかも実はそうだったんですけれども、ちよくちよく保健室に行っていました。だから、もちろん不登校とは違うんですけれども、そういったこともあるし、また、三十日は行っていたとしても、本当の意味での授業が受けられない等もあらうかと思うので、なかなかこの不登校の定義についても課題はあらうかと思っております。

その不登校の児童生徒数についてでありますけれども、令和六年度の県内の小学校、中学校、高等学校の不登校児童生徒の数は何人なのかお尋ねをいたします。

○高山生徒支援室長Ⅱ令和六年度の県内の国公立小・中・高等学校の不登校児童生徒数は、小学校八百五十八人、中学校千三百七十人、高等学校四百六十五人となっております。令和五年度と比較して、小学校では増加、中学校、高等学校では減少しております。

以上でございます。

○藤崎委員Ⅱ中学校、高等学校は減少ということで、そこはいいとして、小学校が増えているというのは心配なところがあります。

それでは、不登校の要因についてであります。どのような要因で不登校になっているのかお尋ねをいたします。

○高山生徒支援室長Ⅱ文部科学省の調査によりますと、令和六年度については、小・中・高等学校いずれにおいても無気力、不安の割合が最も高く、次いで生活リズムの乱れ、遊び、非行の割合が高くなっております。

不登校の要因については、児童生徒一人一人で異なり、単一ではない複数の要因が複雑に絡み合っているケースも多いものと捉えております。例えば、生活リズムの乱れが不登校のきっかけであっても、その背景には友人間のトラブルや学業不振などが影響している場合もありまして、要因を単純に特定することは困難と認識しております。

以上でございます。

○藤崎委員Ⅱ確かに一つの問題じゃなくて、いろんな要因があつてということでもあろうかと思うので、なかなか難しい課題だというふうに思っております。

それでは、不登校の課題についてでありますけれども、不登校について、教育委員会としてどのようなことが課題というふうに考えているのかお尋ねいたします。

○高山生徒支援室長Ⅱ不登校は、取り巻く環境によつてはどの児童生徒にも起こり得るものであり、近年、不登校児童生徒数が全体としては増加傾向にあるということについては、全ての児童生徒に学習機会を保障するという観点から重要な教育課題の一つと捉えております。

現在のように増加をしてきた要因については一概には申し上げられませんけれども、保護者や社会一般において無理して登校しなくてもよいという意識が浸透してきたことや、コロナ禍による生活環境の変化が心理的な影響を及ぼした側面もあつたのではないかと推察をしております。

以上でございます。

○藤崎委員Ⅱコロナが、本当に社会に与えた影響というのは相当大きなものがあるというふうに思うわけであります。これについては、しっかりとまた検証等を行つて、今後の施策に生かしていく必要があるかというふうに思います。

不登校の課題について、要因はいろいろあるということでありましたけれども、やっぱり学ぶ機会、その担保をいかに取つておくかということが本当に大事だと思うんですね。人生を振り返ったときに、それはいろいろあるわけですから、あの頃学校に行けなかったけれども、自分はこの形で学ぶ機会があつて、今はこういう仕事ができているんだと。逆に学校に行かなかったことで得られたものもあるかもしれないと思うんですね。

手前みそで大変恥ずかしいんですけども、私自身も実は高校時代、しょつ

ちゅう休んでいました。今で言う不登校になるのかもしれませんが、定義でいえばですね。でも、それは無気力とか、そういったことではなくて、単純に行きたくなくて行かなくて、それでサボリといえれば反省しているんですけれども。

では、そのときに何をしていたかというところ、家で本を読んでいた。まさにその司馬遼太郎の本を読みあさっていました。あの頃読んだそういう歴史上の人物に対する崇敬の念といいますか、こういう人たちが日本をつくってくれたんだとか、この人たちのおかげで今があるんだとか、そういったことが政治に関心を持つきっかけとなつて、今、おかげで議員という仕事をさせていただいているということをお考え、本当に高校時代のあの本と出会わなければというふうに思うので、まさに何が正解か分からない。

ただ、学ぶ機会、そういう環境というのは非常に大事だと思うんですね。皆さんの形になると、これは本当に手を差し伸べて何とかしなきゃいけないというふうに思うわけでありまして。

そういう意味で、不登校に対する現在の対策と今後の取組についてであります。

不登校に対し、教育委員会や学校では、現在どのような対策を行っているのか、また、今後どのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

○高山生徒支援室長Ⅱまず、現在の対策についてですが、教育委員会においては、児童生徒の社会的自立に向けて不登校対策総合推進事業に取り組んでおります。不登校生徒児童一人一人の状況に応じた段階的な支援を行っているところでございます。

まず、教室には入れないけれども、校内の別室には登校できる児童生徒に対しては、学校に設置する校内教育支援センターで支援を受けられるよう、学校支援員を配置する市町教育委員会へ補助を行っております。

学校には足が向かないけれども、学校以外の施設には通うことができる、そ

のような児童生徒に対しましては、県の教育支援センター「しいの木」を設置し支援を行うとともに、「しいの木」に配置した不登校対応コーディネーターが、市町が設置した教育支援センターへの助言を行う体制を構築しております。

家から出ることが難しい児童生徒に対しては、訪問支援のノウハウを有する民間団体と協働しまして、自宅訪問による学習支援やカウンセリングを実施しているところです。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置しまして、教育相談体制の充実を図っているところです。

さらに、不登校児童生徒の保護者への支援も非常に重要なことであると考えております。相談窓口や関係機関を掲載した「保護者のための不登校対応支援ガイド」というものを作成、配布いたしまして、家庭の不安に寄り添う体制を整えているところでございます。

学校においては、日頃から児童生徒の様子を注意深く見守り、声かけや校内での情報共有を行っているほか、欠席が続き始めた初期の段階から家庭訪問やケース会議等を実施いたしまして、欠席の理由や背景、児童生徒の状態を把握した上で状況に応じた対応を行っております。

具体的には、別室、校内教育支援センターへの登校を促したり、不安や悩みを抱える児童生徒にはスクールカウンセラーによるカウンセリングを勧めたり、教育支援センターやフリースクール等の利用がある場合にはこれらの施設と連携するなど、社会的自立に向けた支援を行っているところでございます。

次に、今後の取組についてです。

佐賀県では、学校内外の機関等において相談支援を受けた不登校児童生徒の割合が八割以上と、これは全国平均の約六割を上回る状況となっております。これは先ほど御説明した不登校対策総合推進事業による成果と捉えておりますけれども、しかし、二割の児童生徒は依然として学校内外の機関等において相談支援を受けていない状況にございます。

今後も、市町教育委員会や関係機関ともしっかり連携を図りながら、児童一人一人に寄り添ったさらなる支援の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○藤崎委員 答弁を聞くと非常に安心できます。今言われた二割の部分にもしっかりと寄り添っていただきたいというふうに思います。

本日に学校現場できちつと対応していただいているというふうにももちろん思いますが、一方で、やはり国のほうでしっかりと予算づけして対応していただかないことも多岐にわたっていると思います。例えば、フリースクールへの支援であったりとか、どうしても予算的な部分で厳しいというふうな話も聞くので、そういったことに対しても引き続き力を入れていただきたいというふうに思うわけがあります。

そして、大事なことは、やはり先ほども言っていた寄り添う姿勢、体制だということに思えますね。この間言われている、あまりにも学校の先生たちが多忙過ぎると、そして、一つ一つの事案が深くなっているということ、本当に現場は大変だと思えます。そういった環境をいかに改善していくか。

これもちょっと自分ごとで、あまり自分のことを人前で話しちゃいかぬというふうに思うんですけども、小学校一年生のときに大きな交通事故に遭いまして、学校に行けない期間がありました。当然、学校の授業は遅れているわけでありますから、その後、三カ月だったかな、四カ月かして学校に行って、もちろん全然分らないわけですね、算数とか。小学校一年生のときでした。九とかも全然分らないわけですね。そういうときに、授業が終わった後に当時の担任の先生が放課後残っていたいて、そして、算数とか、そういったのを教えていただきました。

教えている私の周りを同級生の児童が囲んで、一緒になってわいわい言いながら、こうだよ、ああだよと言いながら、それが痛切に私、今も覚えておりま

すけれども、やっぱりあのときに私は学校の先生に対する印象といいますか、イメージというものが完全に出来上がりました。つまり、本当に学校の先生ってすごいなと。自分のためにこうやってしてくれるんだという本当に感謝の気持ちを持ちました。

だから、今も当然ですけども、やはり先生というのは学校の先生とお医者さんなんだというふうにつくづく思っておりますけれども、でも、そういったことができる環境というのは、もちろん先生は当時も大変だったと思います。やはりそこで学校の授業についていけなかったらどんな学校に行くのが嫌になったろうと思うんですね。

そういった意味では学習力を高めていくことも併せて大事だということから、学校の先生というのは本当に大事だなというふうに思うので、ちょっと御紹介をさせていただきました。

学校の教育現場のそういった体制にも、引き続きぜひ力を入れていっていただきたいというふうに思います。

では、最後の問いでありますけれども、児童虐待について質問をいたします。以前もこの文教厚生常任委員会ときには質問をさせていただきました。この児童虐待というのは、これほど胸を痛めることはない。事件が全国で報道されるたびに本当に胸を締めつけられる。そういう悲しい事案というものの、事件というものが起きております。

そういったことを踏まえて、やはりこの児童虐待については、未然に防ぎ、そして、子供たちの健康と命を守るということに引き続き強く取り組んでいっていただきたいというふうに思っております。そういった気持ちから再度質問させていただきます。

県内の児童虐待の発生状況についてであります。発生件数の推移について、児童相談所が対応した児童虐待相談の件数の推移はどのようになっているのか

お尋ねをいたします。

○野田こども家庭課長Ⅱ児童相談所が対応いたしました児童虐待相談対応件数の直近五年間の推移につきましては、令和二年度八百九十八件、令和三年度九百八十七件、令和四年度千八百五十五件、令和五年度千二百四十四件、令和六年度千八百四十四件となっております。令和四年度に千件を超えて以降、ほぼ同水準で推移しているところでございます。

以上でございます。

○藤崎委員Ⅱやはり全国的な状況と同じで、県内も増えているんだなということと非常に残念に思うんですけども、ただ一方で、先ほどのいじめの事案もそうですけれども、ある意味、そういった状況が把握できているというふうにも捉えることができるかなと。つまり、周りの方が通報するとか、また、そういった状況把握ができていというふうな見方もできるのだろうと思うんですけども、この件数の内容についてでありますけれども、虐待の種別ごとの発生状況はどのようになっているのか、この際お尋ねをいたします。

○野田こども家庭課長Ⅱ児童虐待には四種類ありまして、令和六年度の千八百四十四件の内訳を見ますと、多い順に、心的外傷を与えるような言動を行う心理的虐待が六百十八件で約五七％、暴行を加える身体的虐待が二百六十二件で約二四％、身の回りの世話をしない、食事を十分に与えないなどのネグレクトが百九十五件で約一八％、わいせつな行為をする、またはさせる性的虐待が九件で約一％となっております。

以上でございます。

○藤崎委員Ⅱ虐待の把握にしっかりと努めておられると思うし、また、いわゆるその境界ですよ、例えば、しつけと虐待、当然これは区別をしていかなきゃならないわけでありまして、なかなか難しい判断を求められることもあろうかと思えます。

しかし、そこはやはり冒頭にあった、やっぱり自分がされて嫌なことは相手にしちゃいけないという基本的なところを踏まえて、子供たちに対しても、当然同じように向き合っていかなきゃならないというふうに思うわけでありま

す。

その対応されている児童相談所の体制について、非常に心配に思うわけでありま

す。これだけの件数が増えているということは、それだけ出動する機会も多いかというふうに思うわけでありま

す。児童相談所の役割が非常に大事だという中で、その体制や人材確保、今あらゆる業界において、人材がなかなか確保できない。ましてや、こういう専門性が求められる職種の児童相談所では、非常に困難な状況にあるのではないかと

いうふうに思っております。

そういった点を心配してお尋ねをいたしますけれども、児童福祉司の数についてであります。

専門職である児童福祉司の人数については、どのようになっているのかお尋ねをいたします。

○野田こども家庭課長Ⅱ令和八年二月末現在の児童福祉司の数につきましては、中央児童相談所に二十八人、北部児童相談所に八人の合計三十六人となっております。このうち直近では、令和七年九月に中央児童相談所の課長職を一人増員し、施設や市町との連携強化を図っているところでございます。

以上でございます。

○藤崎委員Ⅱ連携のところが非常に気になっていたので、そこをしっかりとやっていただくための体制が充実できているというのは非常によかったなと思います。また引き続き増員に努めて、また、県全体としても、そこにしっかりと予算を充てていかなきゃならないというふうに思うわけでありま

す。

次に、人材の確保についてであります。

官民を問わず、先ほども申したように、なかなか人材確保が難しい中で、その確保についてどのように取り組んでおられるのか、この際お尋ねをいたします。

○野田こども家庭課長Ⅱ児童相談所には、子供の福祉に関する相談に応じ必要な支援を行う児童福祉司や、子供や保護者などに心理療法、カウンセリング、助言指導等を行う児童心理司を配置しているところでございます。

県としては、こうした専門職の採用につなげるため、児童福祉司については、令和六年度実施の採用試験から新たに社会福祉職の試験区分を設けまして、児童相談所に加え、本庁での企画立案など幅広い分野で活躍できる仕組みとし、職の魅力をさらに高める、児童心理司については、児童心理を学んでいる学生を実習生として受け入れるといった工夫を行いながら、人材の確保に努めているところでございます。

以上でございます。

○藤崎委員Ⅱ当然、人材確保した上で、離職されないように、しっかりと定職に結びつけていかなきゃならないというふうに思うんですけれども、そして、人材の専門性についての強化についても大事だというふうに考えております。

専門性の強化については、どのように取り組んでいるのかお尋ねをいたします。

○野田こども家庭課長Ⅱ職員の専門性の向上を図るため、児童福祉司の任用前、任用後の研修、児童福祉司の指導教育を行うスーパーバイザー研修、所内での専門性強化の研修などの各種研修を行っております。

このうち、スーパーバイザー研修を受講した職員については、児童福祉司としての一定の実務経験と専門性を有していることから、日常の業務を通じまして、対応が難しい事案の対応、経験年数の短い職員へのアドバイス、業務の進捗管理などを行い、後進の指導に当たっているところでございます。

以上でございます。

○藤崎委員Ⅱありがとうございます。それでは最後に、ほかの機関との連携についてお尋ねをいたします。

児童虐待の対応については、ほかの機関との連携がこれまた大事だというふうに考えております。どのように取り組んでいるのか伺います。

○野田こども家庭課長Ⅱ児童虐待においては、問題が深刻化する前の早期発見、早期対応が必要でありまして、委員御指摘のとおり、児童相談所と関係機関との連携は重要と認識しております。

県では、児童虐待の早期発見と被害の拡大防止に努めることを目的としまして、情報共有などについて、県警察本部と協定を締結しまして、相互に情報提供を行っております。また、現職警察官が児童相談所に出向してもらうことで、児童相談所と警察が緊密な連携を図り、子供の安全確保に努めているところでございます。

さらに、市町や警察、保育所や学校、医療機関などで構成する要保護児童対策地域協議会において、市町ごとに情報を共有したり、支援内容を協議するなど連携を図っております。特に住民に身近な存在で、一体的に相談支援を行う市町と児童相談所の連携効果は重要なことから、児童相談所に市町支援を担当する児童福祉司を配置し、相互の連絡調整や市町への助言指導等を行っております。

今後も、市町を含めた関係機関と円滑な連携に努めながら、児童虐待の防止と対応に取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○藤崎委員Ⅱ野田課長、本当にしっかりとやっていただいているというふうに感謝申し上げます。

最後に申し上げたいのは、私自身、今の日本、そして、この佐賀の一番大き

な問題は、いわゆる多死社会だというふうに思っております。団塊の世代が七十五歳以上になっていく中で、これからは当然、生まれてくれば、いつか亡くなるわけでありますから、これから多くの方が亡くなっていく、これまでの日本を、地域を、佐賀を引っ張っていただく方々が本当に多くこれから亡くなっていく中で、いろんな思いやスキル、そういったものをいかに次へつなげていくかということ、これが一番大きな課題だというふうに思っております。

私たちがやはり大事にしないといけないのは、未来を担う子供たちだと思います。いじめや虐待、不登校等についても質問させていただきましたが、私も、本当にこの子供たちがすばらしい思い出をつくる、その子供たちが大人になったときに、自分たちの上の世代が、大人たちが、自分たちが子供のときに本当によくしてくれたと。私が小学校一年生のときに、副島先生が本当に寄り添って問題を教えてくれた、勉強を教えてくれた、この感謝の気持ちがあるからこそ、今、私は社会貢献したいというところにつながったというふうに思っております。

そういう意味で、今の子供たちが本当に感謝の気持ちを持てるような、そういった社会をつくるのが、この多死社会の中でいかに重要かということを非常に思っておりますので、そういった思いで質問させていただきました。

これで終わります。

○原田委員Ⅱおはようございます。原田でございます。今回、三問の質問を準備しておりますので、順次質問していきたいと思っております。

まず、司書県さが推進事業についてであります。私は、図書館や司書の役割の重要性については以前より関心を持っており、これまでも何度か質問をしております。これは、私の妻が司書の資格を持っておりまして、以前、市立の中学校の図書館司書を務めていたということもあって、図書館とは第二の保健室

というふうに教わったとか、生徒たちに本に興味を持ってもらうためにこんなことをしているとかいうふうな話のやり取りをしていたということもあるからかもしれません。

また数年前、東京ビッグサイトの展示会で「自治体・公共Week」という展示会があるんですが、そこで「図書館と地域をむすぶ協議会」というところの代表の方の話を聞いたのも大変刺激になりました。

全国の先進的な取組を行っている図書館、例えば、北海道の幕別町図書館であるとか、高知県の梶原町立図書館、ここは雲の上の図書館と称されて、隈研吾さんが設計しているところなんですけれども、九州においても、都城の市立図書館、ここは町なかのショッピングモールの跡地を改装してやっているところとか、様々あるわけであります。

協議会の代表によると、一般的な公立図書館、これは第二世代というふうに呼んでおられました。全部で第一から第五までということで、例えば、武雄の図書館とかは、本を読むためだけじゃなくて、いろんな人が集うというようなことを目的にされているという、これを第三世代というふうに称されて、伊万里の図書館のように市民が一緒になってつくっていくというのを第四世代というふうに分類されて、一番進んでいるのが第五世代ということで、ソーシャルイノベーションを起こすという、地域を変える力を図書館が持つと、そういったところまで、今、図書館はすごく進化しているんだというようなことを熱く語っておられました。

その中で視察に行けたのが、鳥取の県立図書館など幾つかありませんが、図書館の新たな可能性に取り組んでいるという図書館行政についても、これからも知見を深めたいというふうに思っているところであります。

そうした中、今回の知事演告の中で、令和十一年度には百十四年ぶりに佐賀県で全国図書館大会を開催すると述べられております。県内の図書館関係者に

としては、大変意義深い大会になってもらいたいなと期待をしており、国民スポーツ大会2024のように一過性のものにせず、大会のレガシーを残していかなければならないとも考えております。

昨今、子供の読書離れが進んでいると指摘されておりますが、幼少期から読書の習慣を身につけることが大切だというふうに考えますし、子供たちが学校で本に触れる機会を与える学校図書館や司書の役割はとても重要だというふうに思っております。司書の力量によって展示の工夫がなされ、子供たちの図書館に対する関心も大きく変わってくるというふうに思っております。

県はこれから、「司書県さが」という名称を打ち出して事業を行っていくこととあります。これまで県は、様々な読書環境の推進事業に取り組んできておられますが、その中でも、令和二年度から「司書のつどい」と称して県内の司書に参加を呼びかけ、ネットワークづくりを目的とした取組は、司書を大切にしたいという思いが感じられる佐賀らしい取組だなというふうに感じております。

一言で司書と言っても、公共図書館で働く司書の方や、学校の図書館で働く学校司書がいるというふうに思いますが、「司書県さが」を進めるのであれば、この両者を対象にして県は取り組んでいくものというふうに考えております。そこで、次の質問をしたいと思います。

「司書のつどい」の取組についてでありますけれども、「司書のつどい」を始めた経緯というものをまずお知らせください。

○高井まなび課長Ⅱお答えいたします。

図書館司書は、本の貸し出しや企画展示のほか、利用者が求める資料や情報を検索し提供するレファレンスサービスなど、その業務は多岐にわたり、図書館運営において、人と本をつなぐ大切な役割を果たしています。

佐賀県では、平成二十七年度から新刊児童図書 of 全点購入を開始し、さらに

県内各地に「こころざしスポット」を設置するなど、子供たちの読書環境づくりに力を入れてきました。また、県立図書館と市町立図書館、大学図書館との相互貸借など、県民の皆様が本に親しむ環境づくりを進め、これらの取組は司書の皆様の活躍に支えられてきたところです。

こうした知の拠点となる図書館づくりや、県民の読書環境に重要な役割を担う司書の皆さんの長年にわたる功績や優れた活動などを検証することを目的に、平成二十九年年度に佐賀県公共図書館司書表彰を創設いたしました。その後、県内図書館の垣根を越え、司書同士での交流や情報交換をすることで、互いに刺激し合い、さらに活躍の場を広げ、司書のネットワークを広げていただきたいという考えから、令和二年度に「司書のつどい」を開始したところです。

以上となります。

○原田委員Ⅱ それでは、具体的な取組の例を、内容をお知らせしていただければと思います。

○高井まなび課長Ⅱ 「司書のつどい」は今年度で六回目を迎えました。つどいの中では、司書の活躍に光を当てた表彰式をはじめ、司書の知見を広げる講演会や知事と講師、図書館関係者との座談会を行っています。講師は直木賞作家や児童文学作家、読書セラピーの普及を図る日本読書療法学会の会長などを招きまして、司書の方々と交流をいただいております。

つどいでは、司書同士が情報交換をしやすい場づくりを心がけており、司書同士の交流会や司書が講師役となる分科会の開催、会場内には各図書館の取組やイベントを紹介する展示を行うなど、図書館の垣根を越えた司書のネットワークが広がっていくよう取り組んできました。

そのほかにも、学校がアイデアあふれる企画で図書活動に取り組む、「スクール読書チャレンジ運動」の最優秀校の表彰式を実施し、学校図書館の活動も多くの方々に知っていただく機会としております。

参加者も年々増加し、公共図書館司書のみならず、学校図書館司書、大学図書館司書の方々も大勢参加いただいております。今年、六回目の二月十二日の「司書のつどい」には、司書及び図書館関係者合わせまして、過去最高の百三十五名の参加があったところです。

以上となります。

○原田委員Ⅱ 大変盛り上がって、参加者も増えているというような印象を受けておりますけれども、参加者の声としてどういったものがあるのか、開催する大きな目的の一つであるモチベーションですね、司書のモチベーションは具体的に上がっているのか、そう感じておられるのかお尋ねをしたいと思います。

○高井まなび課長Ⅱ お答えいたします。

「司書のつどい」の参加者からは、たくさんさんの刺激を得ることができ、今後の業務にも生かせる充実した時間だった。本を届けること、読むこと、図書館の存在する意味を改めて確認できた。所属の異なる司書と会うことができ仲間がたくさんいることを知ったなど、様々な答えが寄せられており、参加者の方々のモチベーションについても、前向きな回答をいただいているというふうにと受け止めております。

また、学校図書館の関係者からもアドバイスがとても参考になった。公共図書館と学校図書館の連携についても話ができたなどの前向きなお答えをいただいているところです。

○原田委員Ⅱ 非常に前向きな声が聞こえているようであります。

図書館といえば、学校もそうですけど、大体配属が一人というところが多いようなので、そういったいろんな情報が入るということは非常にいいことだなというふうに、今、話を聞きながら思ったところであります。

それでは、学校司書のほうに行く前に、まず県立図書館、これは県内で最大の図書館とは思いますが、この図書館の司書の人数がどのくらいいらっ

しゃって、資格等はどうなっているのかをお尋ねしたいと思います。

○高井まなび課長Ⅱお答えいたします。

県立図書館には現在二十六名の司書の方が配置されています。この二十六名の方全員が司書資格を有していच्छゃいます。

以上となります。

○原田委員Ⅱありがとうございます。

それでは、次に学校司書の状況についてお尋ねをしたいと思います。

学校司書の採用や配置状況、また任用形態についてお尋ねしたいと思います
が、まずは県立学校の状況についてお尋ねをいたします。

○野口教職員課長Ⅱ県立学校については、県教育委員会において学校司書の人材募集及び選考を行っております。

また、任用形態は会計年度任用職員でございます。

配置については、夜間中学校の彩志学舎中学校及び特別支援学校を除いた全ての県立学校に一名ずつ、計三十七名の学校司書を配置しております。

学校司書は任用された学校において専任で業務に従事しております、学校図書館における図書の選定や発注、分類、蔵書管理などを行っております。

なお、学校司書のみで学校図書館の業務に従事するというのではなく、司書教諭や図書館の担当教諭等とチームを組み、連携、協力して業務に当たっているところでございます。

以上でございます。

○原田委員Ⅱちよつと聞き漏らしたのかもしれませんが、県立学校図書館に採用されている司書の方は、司書の資格をお持ちでしょうか。

○野口教職員課長Ⅱ県立学校三十七名の学校司書のうち、司書の資格保有者は四名で全体の約一％となっております。

以上でございます。

○原田委員Ⅱありがとうございます。ちよつと思つたより少ないかなというふうに感じたところでありませうけれども、続いて、市町の図書館、市町立の学校に関して状況を同じようにお伺いしたいと思います。

○山口学校教育課長Ⅱまず、採用についてお答えいたします。

市町立学校については、各市町において学校司書の人材募集及び選考が行われております。

次に、配置状況ですが、令和五年度公立学校における学校司書の配置状況に関する調査によりますと、県内十七市町の小中、義務教育学校に二百五十三名が配置されております。

任用形態については、ほとんどが会計年度任用職員となっております。

ほかの三市町につきましては、司書業務とはかの業務を兼務する職員を配置、また司書業務を事業者に委託するなどして対応しております。

いずれの場合にも、学校図書館全般の業務に従事しており、具体的には図書の貸し出し業務、教師の教材準備への協力、図書館の環境整備などを行っております。

なお、県立学校と同じく、学校司書等のみで学校図書館の業務に従事しているわけではなく、司書教諭等と連携、協力して業務に従事しております。

以上でございます。

○原田委員Ⅱでは、同じく司書の方の資格の状況が分かればお願いしたいと思います。

○山口学校教育課長Ⅱ今、司書の方が二百五十三名配置されておりますが、そのうち百三十一名が司書の資格を有されており、約五二％というふうになっております。

以上でございます。

○原田委員Ⅱありがとうございます。

状況は少し分かりましたが、連携してやられているということでもありますけれども、司書教諭がいらっしゃるといふふうに聞いていますけれども、結構、司書教諭の方も担任を持たれる方が多くて、それはそれで大変で、やっぱりリードしているのは、どうしても司書の方が中心になってやらざるを得ないといふうなことも聞いております。できるだけチームを組んで連携してやっていくことを、教育委員会のほうでも声をかけてやっていただければありがたいなといふふうに思います。

それでは次に、司書教育拠点の構築ということで、今回、佐賀女子短期大学との取組を行うことによって司書のレベルアップにつなげていきたいというようなことで書いてありましたけれども、勉強会の中でも説明等々ありましたが、具体的にはどういふふうになっているのかお尋ねをいたします。

○高井まなび課長Ⅱお答えいたします。

先ほどの「司書のつどい」のアンケートでは、スキルアップや専門知識など学びの機会が欲しい、司書同士の情報交換や交流の場、相談がもっと欲しいなどの声も多く寄せられておりました。また、これまでの関係者へのヒアリングなどから、学びの機会へのニーズが大きいと捉え、県内で唯一、司書の養成コースを持つ佐賀女子短期大学と連携しまして、司書のスキルアップを図る三つのコース、司書資格取得コース、学校司書コース、継続的なまなびコース、この三つを来年度から新たに開講し、専門的な知識や実務向上への支援を行うこととしております。

このコースは、県内の図書館で働く司書の方を対象に、働きながら学びやすい環境をつくるため、パソコンを使ったオンデマンド、録画された講義を視聴する形になりますけれども、受講するように準備を進めてまいります。

また、佐賀女子短期大学内に知見・経験豊富なコーディネーターを配置しまして、受講生の受講のフォローを行うほか、図書館の現場に出向きまして支援

を行うなど、きめ細かな対応を行うことを想定しております。

さらに、司書専用のポータルサイトを新たに開設いたします。これは佐賀女子短期大学で現在学生向けに使用されている授業支援サイトを活用させていただき、ここでは、受講していない司書の方もアクセスできる画面も設けまして、司書業務に役立つ情報を掲載し、司書の方々の学びや司書活動を支援していきたいと考えております。

以上となります。

○原田委員Ⅱ多岐にわたる取組をやられるようでありますけれども、こうした取組によって、こういった方向に司書の教育スキルの充実とか、それと教育環境、図書館の環境を持っていくというふうに思われているのかお尋ねをしたいと思います。

○高井まなび課長Ⅱお答えいたします。

県としましては、多くの司書の方々にこの学びの場を活用し、スキルアップにつなげてほしいと考えております。

まず、講座の充実を図るため、今後、佐賀女子短期大学内に、県、図書館関係者、司書教育関係者、外部アドバイザーなどで構成する運営委員会を設置いたします。現場のニーズにマッチした講座を企画、運営していきます。また、司書のスキルアップを図る三つのコースに取り組んでいく中で、現場の声や司書教育関係者の方々の意見も取り入れながら、より現場のニーズに合ったものをつくっていききたいと考えております。

新たな司書教育拠点の構築により、司書同士のつながりが深まり、相互に高め合い、さらなる活躍につながることで、知の拠点となる図書館運営について向上させていきたいと考えております。

○原田委員Ⅱ県の意気込みは本当に伝わってくるんですが、こういったことに関して、例えば、県立の学校でも資格を取っている方がちょっと少ないなど、

市町のほうでも半分ぐらいしかいないと、こういった方々が率先して資格を取っていくと。そうすることによって、読書をしたいというふうに子供たちに思わせていくような環境を整えることにつながるようにぜひやっていただきたいというふうに思います。

それでは、今回上がっておりました全国の図書館大会の佐賀県大会についてお尋ねしたいと思います。

百十四年ぶりということでありますけれども、今回開催するに至る経緯をお知らせいただければと思います。

○高井まなび課長Ⅱ「司書のつどい」は今年度で第六回目を迎えました。節目となる第十回、これは令和十一年度、二〇二九年度に当たりますけれども、この第十回のつどいについて検討しておりますところ、全国図書館大会の主催者である公益社団法人日本図書館協会から、大会の開催の意向を確認する照会が昨年夏に佐賀県にございました。

この大会は、図書館相互の連携や図書館に関心を持つ方々の交流を深める機会として、明治三十九年から開催されている歴史ある大会であり、司書をはじめ図書館関係者の知見の共有や交流促進に大変よい機会であること、また佐賀県の取組を全国に知ってもらいよい機会となることから、「司書のつどい」第十回の節目となる令和十一年度で開催をしたいという意向を同協会に伝えたところでした。

司書のスキルアップ支援やネットワーク構築、司書に光を当てる情報発信と併せ、全国図書館大会を一つの契機とすることで、多くの県民の方々にも図書館に関心を持っていただきたいと考えて、開催を決定いたしました。

○原田委員Ⅱそれでは、具体的に全国図書館大会の内容についてお尋ねをいたします。

○高井まなび課長Ⅱ全国図書館大会は今年百十一回を迎え、これまで全国各地

で開催されています。大会は、全体会の開会式、表彰式、記念講演などと、分科会で構成されています。

分科会のテーマは、公共図書館、大学・短期大学・高専図書館、児童・青少年の読書活動支援などを基本に、開催県によって多少異なりますけれども、十から十五分野と幅広く設定されています。今年度は愛媛県松山市で十月に開催され、二日間で延べ二千人の参加があったと発表されています。

三年後の佐賀大会については、これまでの大会内容を参考にしまして、今後、「司書県さが推進事業」を通して、県内公共図書館、教育委員会、学校などへ周知を行う中で、様々な関係者から御意見を伺いながら準備を進めていきたいと考えております。特に幅広い知見を有する司書の皆さんのアイデアを取り込んでいき、佐賀らしい大会内容を検討してまいりたいと考えております。

○原田委員Ⅱ図書館に、佐賀県が非常に力を入れて取り組もうということは分かりましたし、ただ、県内の市町も非常に図書館に力を入れている市町と、そうではないというのはあれですが、そこまでではないように感じるようなところもあるというふうに私は感じているんですけれども、ぜひともこういったことを契機に、大会の運営、参画というようなことで市町を巻き込んだような形でぜひやっていただければなというふうに思いますので、そこはよろしく願います。

それでは最後に、大会に向けた意気込みということで部長にお尋ねしたいと思います。百十四年ぶりということ、ここはもうしっかりとした大会をつくっていかねばならないというふうに思っておられることだろうと思いますけれども、「司書のつどい」に対しても知事は毎回出席をされて司書の大切さというものをしっかり訴えられているというふうに聞いていますし、また、知事はいろんな全国大会を本県で開催するに当たっても、前例を踏襲することなく、佐賀らしさを表現するということを常に言われているなど感じております。

私もその点では同感であります。自らがしつかり考えることで、それが確たる成果につながるんだろうと思いますし、それがレガシーとなっていくんだろうというふうに思っています。

そしてもう一点でありますけれども、部長の一般質問の答弁で、司書は図書館の演出家と、また、人生のナビゲーターか、これは知事の演告でもあったのかな、すばらしい表現だというふうに共感しております。ただ、司書の処遇のことを考えると、いささか考えさせられる部分もあるのかなというふうに思っております。今すぐ改善とはいかずとも、佐賀大会の中でもしっかりと議論していただきたいというふうに思っております。会計年度の方々がほとんどということで、来年どうなるんだろうというように思いも一方で持っておられるだろうと思います。ぜひともこの大会を契機に、そうしたことも含めて検討をしていただきたいと思います。

それでは、以上話したことを踏まえて、大会の意気込みを部長にお伺いしたいと思います。

○諸岡県民環境部長Ⅱ私からは、まず、委員のほうから司書の処遇についてお話がありました。

県内の公共図書館の司書さん、それから、学校の司書さん、それぞれ雇用形態も様々ですし、その処遇も異なるというふうに把握しております。

そういった中、全国図書館大会、佐賀大会も開催するということもありまして、昨年十月にGM21においてこの司書をテーマに知事と市町首長さんとの意見交換をしていただいております。その際に、首長さん方のほうから、幾つか声を紹介させていただきますと、これまで司書についてあまり意を用いてこなかったけども、改めてそこはてこ入れをしたいとか、処遇について首長としてどうするのか考えていかなければならないといった話、あるいは頑張っていて司書資格を取られている方もいるので、ベースアップといったことも考えていく必

要がある、そういった話もございました。

県のほうでは、令和二年に司書の報酬について一部見直しを行っておりますけども、そういったことも含めて、今後も市町などと情報共有や勉強しながら、一緒にその処遇について考えていきたいというふうに思います。

それから、議員からは、これまでのいろんな議論の中で司書の役割は重要だということ、それから、この図書館大会を一過性のものとしなないというような話もあったかと思えます。

「司書県さが推進事業」は、まさにそういったことを実現するための事業だというふうに考えております。司書の皆さんは、知的好奇心、探究心が強くて、本に魅了され、本の価値、すばらしさを誰よりも理解されている方々というふうに私も認識しております。司書の皆さんが高いスキル、そして、本に対する熱い思い、モチベーションを持って図書館で生き生きと活躍する、そうした姿の実現が、子供たちをはじめ、県民誰もが読書に親しむ、楽しむ、世界を広げる、そうした佐賀県の読書環境づくりにつながるというふうに考えております。

我々がこうした目指す姿の実現に向けたいろんな取組を行う中で、百十四年ぶりに佐賀で開催する全国図書館大会、これは司書さん自身自身のネットワークをさらに広げて、さらなるスキルアップを望む司書さんにとっても格好の機会だというふうに思っております。

佐賀らしい大会に向けた準備、そして、全国から多くの司書が集う大会を通じて、司書の皆さんには、佐賀県で司書として働いてよかった、これまで以上に図書館を盛り上げていこう、さらに多くの方に読書のすばらしさを伝えていこう、そういった思いを新たにしていただけるように、関係者一同で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○原田委員Ⅱ部長、よろしくお願いしておきます。

それでは、二問目に移行したいというふうに思います。二問目は保健人材の確

保ということで質問いたします。

佐賀県では、平成十八年に保健所と福祉事務所を統合し、保健福祉事務所を設置して以来、保健と福祉の連携は利便性向上などの成果を上げているというふうに聞いております。

このうち地域保健法に基づき設置している保健所は、地域の公衆衛生の要の組織であり、その所長は原則医師でなければならないとされており、佐賀県では各保健福祉事務所の保健監が保健所の所長を務められております。

近年、新型コロナウイルス感染症や豪雨災害における公衆衛生の対応など、保健福祉事務所に求められる専門性は高度化しており、特にそれらの業務を統括し、職員を先導、判断する保健所長が果たす役割はますます重要となっていると思います。しかしながら、一部の保健所において保健所長に欠員が生じており、これは住民サービスの質、そして、非常時の即応力に直結する重大な課題であると考えております。

また、県中部の広範囲を所管する佐賀中部保健福祉事務所は平時、有事を問わず業務負荷が大きく、このような保健所については、公衆衛生医師を複数名体制で確保、運営していくことも必要ではないかというふうに考えます。実際、九州内にも二名体制の県というものはあります。

そこで、次の点について伺いたいと思います。

保健所と福祉事務所の統合の目的と効果についてであります。まずは統合について、平成十八年四月に保健所と福祉事務所を統合し、保健福祉事務所が設置をされていますが、その目的は何だったのかお尋ねをいたします。

○内田健康福祉政策課長Ⅱ多様化する県民ニーズや複合化する保健・福祉ニーズに対応し、住民サービスの向上を図ることを目的に、平成十八年四月に五つの保健所と三つの福祉事務所を五つの保健福祉事務所に統合再編をしております。

当時、この統合の具体的な効果として、保健、医療、福祉に係る総合的な相談対応であったりとか、児童虐待やDV、障害福祉など、保健と福祉の複合した問題に対して保健福祉の両面からの支援、こういったことを想定をして統合したものでございます。

○原田委員Ⅱこれは県独自の動きなんでしょうか、それとも全国的な流れでこういう動きがあったのかお尋ねをいたします。

○内田健康福祉政策課長Ⅱ保健所と福祉事務所の統合につきましては、平成七年の地域保健法の制定や行財政改革の中で全国的に広まってきたものと認識をしております。

○原田委員Ⅱそれでは、実際の統合ということで、県民とか職員とかからはどのような声が聞かれているのかお尋ねをいたします。

○内田健康福祉政策課長Ⅱ統合によりまして、例えば、窓口が一本化されたことによる県民の利便性の向上ですとか、保健業務と福祉業務の連携強化による支援内容の充実とか、そういった効果が出ているものと考えております。

具体的な声といたしましては、県民の皆様から、難病の申請関係で来所された際に、同時にパーキングパーミットの申請ができて助かったですとか、医療機関が行う生活保護、それから難病、小児慢性特定疾病、これらに係る指定医療機関の各種届け出が一カ所で完結をし、利便性が向上した、そういった声が寄せられているところでございます。

また、職員からは、精神疾患を持つ生活保護受給者の方に対し、ケースワーカーと保健師の同行訪問による福祉と保健の両面からの支援が可能となったですとか、生活保護受給世帯に対する保健指導の場面で、医師や保健師から助言指導を受けることによって丁寧な支援が可能となった、そういった声が寄せられているところでございます。

それから、これは体制面での話になりますけれども、新型コロナウイルス対

応等の特別なケースはもちろんですが、精神障害者の移送などの緊急時に事務所全体で柔軟な対応が可能となった、これらの声が寄せられているところがございます。

以上でございます。

○原田委員Ⅱ一定の利便性とか向上にはつながっていると、効果が出ているということで理解をいたしました。

それでは、保健所の現状についてですけども、保健所長の業務についてであります。

保健所と福祉事務所が統合され、県民の利便性の向上や保健業務と福祉業務が連携され、一定の効果が見られたということでありますが、一方で、統合されたといっても、法律上では保健所を設置する必要があり、その所長には原則として医師を置くということになっております。

感染症、精神保健、さらには災害時の衛生管理まで、保健所が担う業務は年々複雑さを増し、求められる専門性も高度化しておると聞いておりますが、それらの業務を統括する保健所長の業務はどのようなものなのかお尋ねいたします。

○内田健康福祉政策課長Ⅱ保健所長は、保健所全体の組織運営はもとより、感染症、疾病予防や医療、難病、精神保健等の各種委員会の運営ですとか、市町保健医療関係者への研修、それから、結核等が発生した際の検査の対象となる接触者の範囲の決定、集団感染発生時の感染源の推定や受診・入院命令といった感染拡大防止措置、指導、医療機関への立入検査や指導、警察が保護した精神疾患を持つ方への受診命令等の判断、それから、県内大規模災害時に被災地を所管する保健所に設置する現地保健医療福祉調整本部での全体指揮、そういった幅広い業務を担っていただいているところでございます。

○原田委員Ⅱ今話をされましたけれども、本当に幅広い、いろんな人材育成の

ための講義にも出向いたりとかされているというふうにも聞いております。

次に、保健所長は医師として代わりが利かない存在でもあるわけでありまして、所長として責任を持って業務に当たっているというふうに考えております。

一方で、保健福祉事務所全体の責任者として保健福祉事務所長が配属されております。保健福祉事務所の中に保健所があるということですけども、その中の保健所業務の決裁は誰が責任を持っているのか確認をしたいと思います。

○内田健康福祉政策課長Ⅱ先ほど委員御指摘のとおり、保健所長は医師として代わりが利かない存在であると認識をしております。このため、保健福祉事務所の処務規程において、保健福祉事務所長が定めた事項は保健所長である保健監が専決することができるというようになっております。保健所に係る業務は、保健所長が専門的な見地から責任を持って判断をし、決裁を行っているところでございます。

以上でございます。

○原田委員Ⅱそうなんですよね。保健所長が決裁を最終的に持っているということで、ちょっと整理をしてみたいと思いますけれども、保健所と福祉事務所が統合されたということ、一つになったということ。統合したので、通常は一緒になったわけだから保健所と福祉事務所はなくなるはずであるわけですけども、ただ、法律上、保健所を設置する義務があるということで、保健福祉事務所の中に保健所がそのまま残ったというようなこと。保健福祉事務所には、所長として主に行政職の方がおられると。さらには保健福祉事務所の中に医師が保健監として、かつ副所長という形で兼務をされているということですね。さらに言うと、保健福祉事務所の中にある保健所長もこの方が兼務されるということなので、副所長と保健監と保健所長が、名前としては一人の方がされているということですね。なおかつ、その中の保健所に関する決裁に関しては、基本的に保健所長が行うということでもよろしいですね。

今ちょっと説明をしたんですけれども、保健所長は兼務で保健福祉事務所の副所長の役割を担っているということで、非常に負担が大きいのではないかと、いうふうに思っておりますけれども、そこに対してお答えをお願いしたいと思います。

○内田健康福祉政策課長Ⅱ保健所長は、保健監が保健福祉事務所の副所長を兼務しているというのは、先ほどもちょっと答弁をいたしました。保健所と福祉事務所の統合の目的でもある保健と福祉の両面からの支援を行うためということでございます。この副所長兼務につきましては、日頃から広く福祉業務を全体的に担っていくということよりも、保健と福祉の連携の場面において、必要ときに医師としての専門的視点を生かしていただくというものでございます。このため、副所長兼務をしていただいているということから、日常的に大きな負担がかかっていることはないというふうに考えております。

以上でございます。

○原田委員Ⅱそれでは、メインは保健所、これまで統合前の保健所の業務が主であって、それに統合したことによって生まれた幾つかの業務がプラスされたというふうな判断でいいですかね。

それでは、次に行きたいと思います。保健所の定数と配置数についてお尋ねをしたいと思います。

現在、保健所の公衆衛生医師の定数と配置数はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○内田健康福祉政策課長Ⅱ保健所の公衆衛生医師の定数は、県内五つの保健所長のポストがございまして、合計五ポストでございます。現在、実際に配置をできているのは四名ということで、伊万里保健所の所長が欠員となっております。欠員となっている伊万里保健所につきましては、杵藤保健所の所長が兼務をして業務に当たっているとございます。

以上でございます。

○原田委員Ⅱそれでは、欠員に対する認識についてお尋ねをしたいと思います。今お話がありましたように、現在、伊万里保健所長が欠員で、杵藤保健所の所長が兼務しているということでありました。ですが、保健所長としての責任は非常に重く、また、兼務といっても移動にかかる距離も結構あるんだらうと。三十分ぐらいかかるんじゃないかな。

このため、欠員については業務に支障を来さないように早急に解消する必要があります。というふうに思いますが、どのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

○内田健康福祉政策課長Ⅱ近年、保健所に求められる専門性が一層高度化、多様化をしている中で、保健所長に欠員が生じているという現状につきましては、決して望ましい状況ではないというふうに考えております。

特に感染症や災害対応など迅速な判断と指揮が求められる場面においては、現在のように兼務で補っているとはいえず、即時に対応できないおそれもございます。このため、人事部局と連携をいたしまして、早急な欠員の解消に向けて取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○原田委員Ⅱ取り組んでいるということでありませうけれども、具体的にはどのような対応を行っているのかお尋ねをします。

○内田健康福祉政策課長Ⅱ先ほども申し上げましたけれども、人事部局と連携をいたしまして、公衆衛生医師の確保に努めてきたところでございますが、具体的には県のホームページのほかにも厚生労働省が全国の自治体の採用情報を掲載するサイトがございまして、そういったものを活用して募集を行ったりですとか、採用後に具体的にどのような業務を行うのか、こういったものを知ってもらうための保健所の見学、それから保健所長との意見交換、こういったも

のを実施しております。このほか、佐賀大学の医学部生や保健所での実習生、臨床研修医等への募集チラシによる呼びかけ、こういった取組を実施しているところでございます。

引き続き、人事部局と連携をいたしまして、早急な欠員解消に努めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○原田委員Ⅱぜひとも早急な対応をお願いしたいと思います。

過去の事例で言うと、令和元年とか令和三年とか、越水がありましたよね、武雄、大町とかですね。あそこの所管は杵藤なので、そういったことが起きると緊急対応ということで、危機対応ということで一定の時間を割かれると。そういう状況の中での兼務というのかなり厳しいのではないかなというふうにも想像します。多分そのときはまだいたのかな、伊万里。そのことからしばらく兼務の時期もあったので、当時は杵藤とじゃなかったと思いますけれども、現時点でもし同じような災害があるとすると、かなり厳しい状況が生まれるというふうに思いますので、それは早急に対応をぜひお願いしたいというふうに思います。

続いて、保健所の体制強化についてお尋ねしたいと思います。

他県の保健所では公衆衛生医師が二名体制のところもあり、佐賀県でも業務量が多い地域、例えば、佐賀中部保健福祉事務所、こういったところでは複数名の配置として、よりよい県民サービスの提供につなげていく必要があるというふうに思っております。

県内で実際あった事例として、保健所長として勤務された医師が臨床医として地域の中核病院に戻られたことがありました。私としては、保健所長としての勤務経験を生かしながら、地域の方々が安心して医療を受けられるようこれから頑張ってもらいたいなとは思っております。ただ、こうし

た場合、抜けられた場合ですけれども、保健所に医師が複数配置されていたとするならば、直ちにその欠員を埋めるということができたはずではないかなというふうに思うところであります。

このため、現場の声を吸い上げて、保健福祉部から人事部局に対して公衆衛生医師の複数名体制をしっかり求めていくべきじゃないかというふうに思いますが、これに関しては医療統括監にお尋ねをしたいと思います。

○野田医療統括監Ⅱまず、保健所長、それから、保健所の役割につきまして、深い御理解を賜っておりますことに改めて感謝申し上げます。

保健所長は、委員のおっしゃるとおり、幅広い重要な役割を担っております。したがって、まずはそのポジションに欠員が生じないように人材を確保するということが非常に大事になってまいります。また、お話にございました公衆衛生医師の複数名配置につきましても考えていかなければいけない課題だと認識しております。

その上で、基本的な方向性として申し上げますと、保健所長の将来的な定年退職などを見据えて、適性のある若手医師を早めに採用して、OJTを通じた公衆衛生医師、保健所長としての人材育成、これには本庁での感染症対応とか、それから災害対応、そして、医師確保対策などの業務の経験なども含んでいるわけですが、的確にその役割を果たせるよう専門性をきちんと備えたよい人材を育てるための計画的な取組が必要だと認識しております。こうした人材確保・育成サイクルができることで、規模が大きい保健所、保健福祉事務所に公衆衛生医師を複数配置しましたり、それから、保健所長の突然の退職などに対応できると考えております。

今後、このような考え方をベースに公衆衛生医師の人材確保について人事部局と必要となる調整を行い、保健所体制の強化に努めていきたいと考えております。

以上です。

○原田委員Ⅱ統括監の非常に前向きな答弁に本当に安心というか、期待をするところでありませけれども、一般的に公衆衛生医師を目指す医師というのが少ないという中、また、臨床医と違って経験を積む場所も少ないというふうにも聞いているところでもあります。そして、臨床医からスカウトして公衆衛生医師として採用したにしても、即戦力にはなかなかならないと、やっぱり経験を積まないといけないというふうにも聞いております。一方で、本県の公衆衛生医師のポストは少ないという状況。したがって、先ほど言われたように、数年ごとにバランスを考えながら採用しなければいけないという本場に難しいような状況にもあるということは理解をしています。

ただ、欠員が出ないように医師を確保することは県民の生活を守っていく上で非常に重要なことでありますので、例えば、先ほど言いました複数配置もそうですが、定年の延長とか、そういったことも様々な手法を考えながら、安定的に医師を確保していただきたいということを付け加えて、この質問を終わりたいと思います。

次に、最後の質問でありますけれども、周産期医療についてお尋ねをしたいというふうに思います。

周産期医療に関する質問は、ちょうど二年前になりますが、令和六年二月定例会の一般質問で、同様の趣旨で質問をしたところであります。

質問のきっかけとなったのは、一件の産科クリニックが閉じられたことになりました。院長とは非常に懇意にしておりましたので、日頃より一人の医師でクリニックを運営していくことの厳しさということを目の当たりにしておりました。ただ、地域の周産期医療を守っていくとの信念で続けられておりましたが、域内の出生数の減少が続いていき、もはや限界ということの判断であったというふうに聞いております。

その院長や別の産科医からの聞き取りで、医師一人体制の診療所の医師の高齢化や後継の問題などもあり、今後、県内の産科診療所の減少が避けられないと伺い、身近にある産科診療所がなくなる地域が増えていくのではないかとという危機感、一方で、県が標榜する「子育てし大県」を実現するためには、若者の移住や定住を促進し、県内どこに住んでも安心して出産ができる佐賀県でなければならないとの思いで質問をさせていただいたところであります。

県も非常に重要課題と捉えて、これまでの取組を強化されていること、また今後、様々な検討など、真摯に取り組んでおられると認識ができる答弁を二年前にいただきました。

産科医の育成も含めた様々な検討や各方面との調整など、時間を要する課題であることは理解をしておりますが、この二年間の間に分娩をやめられたり、閉院を余儀なくされた診療所が幾つか出ているというふうに聞いております。思いのほか早い流れに、危機感をさらに強めており、質問をすることになったということで、以下の質問に移りたいというふうに思います。

佐賀県の周産期医療体制についてであります。

本県において一般産科診療所と周産期母子医療センター等の病院で役割分担が行われているということでありませけれども、それぞれの位置づけはどうなっているのかお尋ねをいたします。

○前山医務課長Ⅱ本県の周産期医療ですが、正常分娩などを一般産科診療所が担い、リスクのある分娩については周産期の専門的な医療機関が担っています。その専門的な医療機関は三つのカテゴリーがございまして、一つ目は総合周産期母子医療センター、二つ目は地域周産期母子医療センター、三つ目は地域の周産期医療関連施設、こういうカテゴリーに分けられております。

一つ目の総合周産期母子医療センターは、母体または胎児におけるリスクの

高い妊娠に対して行う医療ですとか、高度な新生児医療などを二十四時間体制で提供する施設でございまして、国立病院機構佐賀病院を指定しております。こちらの佐賀病院では、呼吸器管理の必要な早産時や妊娠の週数二十八週未満の早産未熟児などに対応しているところです。

二つ目の地域周産期母子医療センターは、周産期に係る比較的高度な医療行為を二十四時間体制で行うことができる施設で、佐賀大学医学部附属病院と佐賀県医療センター好生館を認定しています。佐賀大学では、週数二十八週以降三十四週までの早産未熟児や、専門的治療が必要な新生児、それと合併症妊娠などリスクの高い妊娠などへの対応を行っています。好生館は週数三十四週以降の早産未熟児などに対応しています。

三つ目の地域の周産期医療関連施設は、地域周産期母子医療センターまでには至らない、比較的高度な周産期医療を提供する施設でございまして、唐津赤十字病院、それから国立病院機構嬉野医療センターを位置づけています。

これらの医療機関が機能分担し、相互に連携することによって周産期医療が提供されているところでございます。

以上でございます。

○原田委員 周産期医療センター、三つの区分けをしているということがよく理解できました。

そんな中でありますけれども、特に一般産科の診療所が減っているというふうな認識があるわけで、過去五年間の一般産科診療所と周産期母子センター等の病院の数、この推移についてお尋ねをしたいと思います。

○前山医務課長 過去五年間の分娩を取り扱う一般診療所、それから周産期母子医療センター等の病院の数ですけれども、こちらの公式統計としては、三年ごとの医療施設調査という、そういう調査しかございませんので、医務課独自で把握している数をお答えいたします。

五年前の令和三年度は、一般産科診療所、それと周産期母子医療センターなどの病院を合わせて二十三施設ございました。以後、令和五年度に二施設、令和六年度に一施設、令和七年度に二施設が閉院または分娩取り扱いをやめており、現在は十八施設となっております。

なお、そのうち周産期母子医療センターなどの五つの病院の数は変わっておりません。

以上でございます。

○原田委員 ありがとうございます。

やはり徐々に減っていつていくという傾向が見て取れるわけでありましてけれども、この流れというのを何とかどこかで止めるといふか、変えていくといふか、何か対策をやらなきゃ本当に大きな問題になっていくのではないかなという危惧をしているところであります。

それでは、周産期医療体制の在り方の検討状況についてお尋ねをしたいと思います。

令和六年二月、二年前の一般質問の中で、地域の周産期医療体制の在り方については、バースセンターなどの分娩体制について関係者と意見交換を行っているというふうに答弁されました。私が二年前に質問する前に、県内の産科医院の方々と話したときにも、このバースセンターということ、この方向を何とかしないと、全体をカバーできないんじゃないかなという話も聞いておったところでありまして、その検討状況はどうなっているのかということですが、まずそのバースセンターについて、どういった施設なのかということを確認したいと思います。

○前山医務課長 まず、バースセンターという言葉については明確な定義がありませんで、一般的には様々な意味合いで使われておりますけれども、大きくは二つに分けることができるんじゃないかというふうに考えています。

一つは、一定の地区ごとに出産する場所を集約化して、複数の産科医を配置して、正常分娩を含めた分娩を取り扱う施設、もう一つは、病院内や病院に併設する形で、助産師が大きな役割を果たしながら正常分娩を取り扱う施設でございます。

本県においては、令和二年度に佐賀大学と連携して課題を整理した際、バースセンターについて触れられています。また、産婦人科医の専門家から意見を聞いた際も、バースセンターに言及されておりました。いずれについても、開業産科医の高齢化や医師の働き方改革を踏まえて、バースセンターという言葉が出てきておりまして、そういうことから考えますと、前者、つまり出産する場所を集約化して、複数の産科医を配置する施設という施設に近い概念というふうに認識をしております。

以上でございます。

○原田委員Ⅱ それでは、そのバースセンターですけれども、意見交換を行っているというようなことを二年前に話されているわけですが、検討状況、これはどうなっているのかお尋ねをいたします。

○前山医務課長Ⅱ まず、令和六年度は周産期医療協議会を開催し、産婦人科医、小児科医の専門家の委員により、周産期母子医療センターなどを含めた小児・周産期医療体制に関する意見交換を行いました。

また、令和七年度には佐賀県産婦人科医会の会長に、開業産科医の高齢化等に関する問題について意見を伺いまして、その産婦人科医会と協力いたしました。開業産科医、産科医療機関にアンケート調査を行ったところでございます。

意見を聞く中で、大きな方向性としては、一定の集約が必要であろうというふうな御意見が多かったです。また、バースセンターが必要であるという御意見、あるいはセミオープンシステム、これは妊婦健診を近くのクリニックで受けて、出産時は地域の拠点となる大きな病院で産む仕組みのことでござい

ますけれども、こういった仕組みの必要性を言われる方もございました。

バースセンターやセミオープンシステムのような体制は検討に値するものと認識をしておりますけれども、住民にとっては出産時に今までより遠くに行かなければならないという課題もございます。また、バースセンターあるいはセミオープンシステムでは、これまでの開業医を中心とした分娩体制に比べて、より多くの人員が必要となるという課題もございます。そうしたことから、こうした体制の在り方の検討には、県内の主な産科医療機関に産婦人科医を派遣している佐賀大学産科婦人科との連携、協議が不可欠であるといった状況でございます。

以上でございます。

○原田委員Ⅱ 様々な検討が行われているというようなことであります。

私も聞いた話なんですけれども、久留米のほうの話だと聞いたんですが、閉院したいという産婦人科、診療所を大きな目の病院が買うというか、経営を引き取るといって、そこに雇われて、産科診療所は続けると。それが多分健診とかいろんなのを診て、大きなところでというような流れだということふうにも思っていますけれども、様々なことで地域から診療所がなくなっていくというふうな努力はされているんだなと思いますので、ぜひとも引き続き検討はしていただきたいというふうに思います。

そういった中でも、やっぱり大事なものは産科医の育成と確保であるというふうに思いますので、次の質問に移りたいと思います。

周産期医療体制を安定的に維持していくためには医療機関への支援とともに、人材の育成、確保も重要と考えます。実行性のある対策を講じるためには、まずは今以上の産科医を確保する必要があるというふうに思いますけれども、どのような対策を行っておられるのかお尋ねいたします。

○前山医務課長Ⅱ 周産期医療に係る人材確保につきましては、代表質問で知事

が答弁したように、構造的な問題がございます。全国的に若手医師が産婦人科などの労働負荷の高い診療科を敬遠しがちであることですか、研修が自由に選択でき、都市部を志望する傾向にあるなどの状況にございます。

そうした構造的な課題がありながらも、今できることとして、まずは全体の医師数を増やす必要があることから、「SAGA Doctor—Sプロジェクト」をはじめとして、佐賀大学医学部などと連携し、若手医師の育成、定着を図ってまいりました。その上で、令和六年度から産婦人科等で研修する医師を対象とした特定診療科研修資金貸与制度を新設しました。また、産婦人科医の確保に当たって鍵となる佐賀大学産科婦人科医局のリクルート活動への支援や働き方の改善に向けた支援なども実施しております。

さらに、県外の大学とも連携を強化して、県内医療機関への産婦人科医の派遣増を図ってきたところでございます。

以上でございます。

○原田委員Ⅱありがとうございます。

最後の質問になりますけれども、今後の取組についてお尋ねをしたいと思えます。

今後、周産期医療を取り巻く環境はさらに厳しくなるのかなというふうに予測をしております。冒頭話した旧知の医師ですけれども、県内のある産科医にサポートとして入られ、経験値が高いので、引く手あまたではありませんけれども、その病院も昨年末に閉じられたということでもあります。

ただ、一人で産科医院を運営、経営していくというのは相当厳しいんだろうなと思って、知り合いの産婦人科医にはいろんなところから声がかかっているんですね。唐津であったり、福岡の久留米市、嘉麻市であったり、来てくれ来てくれというふうな、だから、とにかく今後、今一人体制の産科医も佐賀県内にあると思いますけれども、その子供さんたちも、医者にはなっているけど

産科を継いでいないというところも見受けられるということなので、これは根本的に一人体制の診療所、これは多分、今やられている方は高齢になって、やめるまでは続けていかれるという、何といひかな、信念みたいというか、義務感みたいなものでやられるのかも分かりませんが、その以降が本当に厳しいのかなというふうに思っているところであります。

本当にいろんな取組をやっておられるということは理解をしますけれども、その解決はなかなか簡単ではないというふうに思っております。難しい課題だと思えますけれども、ただ、県内どこに住んでいても安心して出産ができる体制を確実に確保していかなければならないというふうに思いますので、今後どういうふうに取り組んでいけるのかお尋ねをしたいと思います。

○前山医務課長Ⅱ委員御指摘のとおり、周産期医療体制を持続可能なものとして構築していくためには相当難しい課題があると認識しています。

まずは体制の在り方について佐賀大学をはじめとする関係者で議論し、具体的な姿を検討したいと考えています。

今年一月に、唐津市、玄海町、それから伊万里市、有田町と意見交換を行いましたけれども、そうした市町とも一緒になって議論をしていきたいというふうに思います。あわせて、今ある産科診療所が急になくなることのないよう、国の補助なども活用しながら支援を行ってまいります。

周産期医療体制の確保は重要な課題と我々は認識しております。県民が安心して出産ができる周産期医療提供体制の確保に向け、しっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

○原田委員Ⅱありがとうございます。これは私見でありますけれども、やっぱり産科診療所というのは二十分なり三十分以内で行けるところになければならないのかなというふうに個人的には考えているわけです。月、一、二回の検診

なんかもあるわけですね。それに対して一時間かけて行くというのはかなり荷になるというふうに思いますので、そうしたときに考えると、二次医療圏ごとにしっかりと体制を組んでいく必要があるのかなというふうに思いますので、二次医療圏の中核病院、そういったところが例えば核になるようなことを考えていくとかですね。

県境になると他県にというのもあるので、有田町は比較的、早岐に四人医師を持つている病院があるとか、東のほうだと久留米市があるとか、そういったこともある。ただ、県内でも、今の時点でも四、五十分行かないと着かないというところもあるのかなというふうに思っていますので、そこはしっかりと今後検討して、全県どこに住んでも安心してお産ができる体制をぜひとも確立していただきたいということを申し添えて質問を終わりたいと思います。

○古川委員長Ⅱ 暫時休憩します。十三時をめどに委員会を再開します。

午後零時二分 休憩

午後一時 開議

○池田副委員長Ⅱ委員会を再開します。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○中本委員Ⅱ公明党の中本正一でございます。午後からの質問もよろしく願いをいたします。今回、文教厚生常任委員会の所管事項につきまして大きく三つのテーマで質問をさせていただきます。執行部の皆様にはどうか明快な御答弁をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

初めに大きな項目の一つ目として、心のサポーター養成事業について質問をいたします。

本事業は、二〇二六年度当初予算に新規事業として上程をされており、心の不調で悩む人に寄り添い、話を聞くことができる心のサポーターの養成に取り組むとしています。

私の周りでも、ストレスから心身とも不調となり、休職や休学を余儀なくされた方が多くおられます。また、長期化し、家庭崩壊寸前に至ったケースも見えてまいりました。

厚生労働省が三年ごとに実施をしています「患者調査」によると、鬱病を含む精神疾患の患者数は、二〇一七年の約四百十九万人から二〇二〇年に約六百十五万人と、三年間で約一・五倍に増加しており、コロナ禍での不安や孤独、孤立が、心の不調を抱える人の増加に拍車をかけたと見られています。本県においても、精神疾患の入院患者数は減少傾向にあるものの、通院となる自立支援医療の受給者数は増加傾向にあると伺っています。

こうした中、厚生労働省では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築によって、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる地域づくりを目指して、二〇二一年度に六県二市がモ

デル地域となり心のサポーター養成事業が始まり、二〇二四年度から本格展開をされています。既に昨年十一月三十日時点の養成者数は全国で三万二百六十六人と伺っています。

本県においても、心のサポーターの養成により、精神疾患の予防や早期支援につなげることができるよう期待し、以下、順番に質問をしてまいります。

まず、本県が心のサポーター養成事業に取り組む背景及び目的について伺います。

精神的な悩みがある人が地域で安心して暮らすためには、精神医療や相談窓口といった地域保健の充実だけでなく、地域住民の理解や支えが欠かせないものと考えます。

そこで、本県の現状も踏まえ、今回新たに心のサポーター養成事業に取り組む背景及びその目的について伺います。

○田中障害福祉課長Ⅱ本県の実情も踏まえまして、やや長くなりますけれども、数字等を用いてお答え申し上げます。

心のサポーター養成事業は、先ほど委員が述べられましたとおり、厚生労働省が二〇二一年度から取り組んでおるものでございまして、心の不調で悩まれている御本人に寄り添い、傾聴することができるよう心のサポーターを養成するものでございます。

また、本県における精神疾患のある患者数につきましては、こちらも先ほど委員からお話がありましたけれども、近年、入院患者数は減少傾向にあるものの、通院患者数は増加傾向にございます。具体的には令和元年度から令和四年度までの四年間におきましては、令和元年度は一万六千八百五十五人、うち入院が三千六百五十五人、通院が一万三千二百人、令和二年度が一万八千六百八十九人、うち入院が三千六百七十七人、通院が一万五千七十二人、令和三年度が一万七千六百四十五人、うち入院が三千四百九十四人、通院が一万四千百五

十一人、そして、令和四年度が一万七千八百八十五人、うち入院が三千三百九十三人、通院が一万四千四百九十二人となっております。

こうした国の動きや県内の精神疾患のある患者数の推移などを踏まえ、県では、令和五年度に精神障害のある御本人やその御家族、精神医療従事者など意見交換会を開催いたしまして、その参加者から、全ての方が当てはまるわけではないと思うが、御本人やその御家族からは、周囲からどのように思われているのか気になってしまい、暮らしづらさを感じているといったものや、地域で孤立しないためには、県民の心の不調をはじめとする精神障害に関する理解促進が重要、また、身近な人が心の不調で悩む御本人の困り事に気づき、必要なサービスにつなげることで悪化を防ぐことができる、そういった声をお聞きし、心のサポーターの必要性を強く認識したところでございます。

事業の実施に向けて、令和五年度から令和七年度の今年度にかけて、まずは心のサポーターを養成するための指導者を養成してきたところでございまして、当面の目標としておりました十五名が指導者として登録されましたことから、令和八年度から本事業を開始することとしております。

本事業は、心の不調で悩まれております御本人が希望する地域で安心して生活できる環境を整えるための取組の一環として行うものでございまして、同様の目的で、二十四時間三百六十五日いつでも精神医療の相談ができる専用窓口の設置も来年度から開設することとしております。

以上でございます。

○中本委員Ⅱ背景、そして、その目的について大変詳しく御答弁をいただきました。

それでは次に、心のサポーターの役割についてお伺いをいたします。

厚生労働省の資料では、心のサポーターについて、「メンタルヘルスや鬱病や不安など精神疾患への正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの問題を抱え

る家族や同僚等に対する、傾聴を中心とした支援者」と定義をされており、小生からお年寄りまでが対象となると、このように示されています。

これまでも地域においては、認知症サポーターやひきこもりサポーター、また、ゲートキーパーなどの育成が進められてきましたが、県が養成する心のサポーターの役割について、どのように考えるのかお伺いいたします。

○田中障害福祉課長Ⅱお答えいたします。

心のサポーターに求められる役割といたしましては、大きく四つございます。一つ目は、本人のふだんとは違うサイン、これがまさに心の不調でございまして、ふだんとは違うサインである心の不調に気づくというのが一つ。二つ目は、本人に対して気にかけている気持ちを伝えて声をかけるというものの。

三つ目は、手を止め、本人に体を向けながら、否定せずに話を聞くというものの。

そして四つ目が、強制せず、本人の気持ちを尊重し、サポート手段を伝える、勧めるというものでございます。

以上でございます。

○中本委員Ⅱ今四つの役割ということで御答弁をいただきました。

次に、この対象者及び目標養成者数についてお伺いをいたしますけれども、心のサポーターには、地域で困っている人に気づく、また、職場や学校で気になる人に声をかけてみるといった取組も期待されており、日常生活の様々な場面がその活動の場になってくるものと考えます。

例えば、生活上の幅広い相談を受ける機会が多い民生委員、児童委員の方々、日頃から子供たちと接する機会の多い教育関係者の方々、また、市町の職員、自治体と様々なレベルで協定を締結している団体や民間企業など、より多くのサポーターを養成していくことが求められるものと考えます。

そこで、心のサポーター養成事業の対象者についてどのような方々に受講していただきたいと考えるかお伺いいたします。

また、国においては、本格実施となった二〇二四年から十年間で心のサポーターを全国で新たに百万人養成するといった目標を掲げられているようであります。

そこで、心のサポーターの養成者数について県ではどのような目標を掲げていく考えなのかお伺いいたします。

○田中障害福祉課長Ⅱお答えいたします。

心のサポーター養成研修に対しましては、県内の若者から高齢者まで幅広い年代の方々にぜひ受講していただきたいと考えております。

具体的には、先ほど委員がおっしゃいましたとおり、民生委員、児童委員や行政職員、市町の関係者、教育関係者など、日頃から心の不調に悩まれている御本人を支援する立場の方、こうした方々はもとより、それ以外の方にも身近な家族や友人、同僚、近隣の方を支える存在となつていただくため、特定の世代に限定せず、幅広い世代の方に研修を受けてもらいたいと考えております。

例えば、高校生や大学生が周囲の友人や同居の家族の心の不調に気づくとか、例えば、お店の店員さんが常連のお客さんのちょっとした変化に気づいて声をかけるといったことなど、様々な場面で心のサポーターとしての活動が期待できると考えております。

また、先ほど委員がおっしゃいましたとおり、国においては、二〇三三年度末、令和十五年度末までに、心のサポーターを百万人養成するということを目指されております。人口当たりに換算しますと、本県におきましては約六千二百人ということで考えておりまして、令和八年度の目標養成数を八百人と考えております。

以上でございます。

○中本委員Ⅱ地域や世代、幅広く声をかけることによって県として六千二百人、そして、まずは令和八年度八百人の養成を目指すということでありますので、具体的なこの事業の実施方法について伺っていききたいと思ひます。

先行して養成事業を開始されている自治体におきましては、メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識や対応について座学や実習を通じて学び、約百二十分間の研修を受講することで、心のサポーターとして認定を受けることができるようになっていきます。受講料は無料で、受講資格もありません。また、対面方式の講習だけでなく、Zoomなどを活用したオンラインでの講習も開催されています。

また、県民向けの研修については、県だけではなく、市町との連携が必要であり、企業、団体と連携し、職域での開催といったことも考えられるのではないかと思います。

そこで、本県にとって効果的な事業の実施方法についてどのような検討が行われているかお伺いいたします。

○田中障害福祉課長Ⅱお答えいたします。

より多くの方々に心のサポーター養成研修を受講していただくためには、様々な方の希望や生活スタイルに合わせた方法で研修を開催することが必要と考えております。このため、先ほどおっしゃいました対面による研修だけでなく、そういったZoomなどを活用したオンラインの研修はもちろんのこと、あと、平日の就業時間後や土日の開催といった時間帯とか開催曜日を工夫するといったこととか、あと、研修時間が百二十分間ということで長時間にわたりますので、六十分の研修を二日間に分けるなど、そうした開催方法の工夫も今検討しているところでございます。

あと、こうした取組以外にも職域での開催というところがありました、ホームページや様々な広報媒体を用いて、この研修について広く周知を行いま

して、私どもがそういった職場や学校などに直接出向いて研修を行わせていた
だくとか、「ゆめさが大学」とか老人クラブなど、そうしたところに対する出前
講座などを行うことも考えていきたいと思っております。多くの方に受講し
ていただけるよう、様々な方法を考えていきたいと思っています。

そして、あと心のサポーターの養成と併せまして、市町の保健師さんですね、
こうした方々に心のサポーターのいわゆる指導者側になって活動していただ
けるよう、そうした指導者数を増やしていく取組もあわせて行っていきたいと考
えております。

以上です。

○中本委員Ⅱ多くの方に受講していただくために様々な検討が、今なされてい
るようでありませうけれども、今後事業を進めていくに当たりまして、ぜひ検討
していただきたいのは、自殺防止対策として養成を進めましたゲートキー
パーセミナー、これとの同時受講についてであります。心のサポーターとゲ
ートキーパーの支援の対象者や役割に共通点が多いことから、同時に受講でき
るようにすることで双方の役割を認識し、現場でもより適切な対応が取れるよ
うになってくるものと考えます。

福岡県では心のサポーター養成講習の際、終了後短時間で受講できるゲート
キーパーセミナーを企画し、積極的に受講を呼びかけたところ、七割以上の方
に受講していただき、効果が出ていらつしやると、このように伺っています。

そこで、心のサポーターとゲートキーパーセミナー、この同時受講について
どのように考えるかお伺いいたします。

○田中障害福祉課長Ⅱお答えいたします。

ゲートキーパーは、自殺のリスクのある方に対して、気づいて声をかけて、
本人の気持ちを傾聴して、必要に応じて専門機関につないで温かく寄り添うと、
本人を見守るという方をいいます。

県におきましては、平成二十年度から保健福祉事務所、あと精神保健福祉セ
ンターが中心となりまして、ゲートキーパー養成に取り組んでおりまして、ゲ
ートキーパーは、まさに自殺対策に取り組む上で重要な役割を果たしていると思
えております。

今回取り組みます心のサポーターとゲートキーパーは、両者とも悩みを抱え
る人に気づいて、話を聞いて支援につなぎ、見守るという点で、非常に親和性
があるものと思っております。

私どもも先行して取り組まれております福岡県の動きというのは認識してお
りまして、先に心のサポーター研修を行って、その後、三十分ぐらいかけてゲ
ートキーパーを研修されているという実態も把握しておりますので、そうした取
組については当然参考にさせていただきながら、より多くの方に参加してい
ただけるよう、同時開催ということも当然念頭に置いて取り組んでいきたいと
思っております。

○中本委員Ⅱぜひよろしくお願いしたいと思います。

最後に、今後の取組についてお伺いをいたします。

この質問の前に、昨年、他県で実施されています行政講座に参加された方に、
その感想を聞かせていただくことができました。緊張して参加したものの、周
りの方の心の不調に気づく方法や声のかけ方、話の聞き方などを学ぶことがで
き、また、隣の席の方とロールプレイングを行うなど、実践的な研修内容だっ
たと。他者の心の不調だけでなく、自分自身のメンタルケアについても学ぶこ
とができ、本当に参加してよかったと述べられています。

冒頭、私の周りでも、ストレスから心身ともに不調となり、休職を余儀なく
された方がおられるというお話をしましたが、その中の一人は自ら命を絶つと
いう選択をされました。心の不調の早期発見や、サポートに役立つ知識や
方法を習得している方がもっと身近にいてあげたならと悔やまれるところであ

ります。

心は見えない、だから聞く。誰もが心の不調を経験する時代、だからこそ、そのサインに気づける周りの人や、心の応急手当てができる人を地域や職場の中で増やしていくことは、とても大切な取組だと考えます。

そこで、県は心のサポーター養成事業にどのように取り組んでいく考えか、最後に健康福祉部長にお伺いいたします。

○種村健康福祉部長Ⅱお答えいたします。

委員から、誰もが心の不調を経験する時代というお話がありました。まさにそのとおりだと思います。社会全体で寛容さが薄れつつある今、心の不調というのは、心が強い弱いに関係なく、誰にでも起こり得る問題だと私も思います。

私もこれまでの県庁生活、あるいは日々の生活の中で、心の不調で悩み、職場や学校を休んだりした人と何度も接してまいりました。そして、私自身も、実は心の不調の入り口に立った経験もございます。四六時中、何かにおびえ吐き気を催すといいますが、そういう状態になりました。そのときには幸いに身近な人に声をかけていただいて、相談できて、いろんな悩みを全て打ち明けることができて、何とか踏みとどまることができました。今でもその方には感謝をしています。

人は誰でも居場所、止まり木が必要です。相談できることが必要だと思えます。県では、孤独・孤立というお話がありましたけれども、昨年十二月にCSOなど百十七団体が参画する佐賀県孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを立ち上げました。支援機関、それから、関係団体がそれぞれの分野を超えてつながりを強化して、CSOでいきますと、強みであるきめ細やかさとかアウトリーチだとか、そういったところの支援を通じまして、孤独、孤立状態の人が声を上げやすい社会づくりを目指していこうとしています。

また、課長からも答弁ありましたように、来年度は二十四時間、三百六十五

日いつでも精神医療相談ができるような夜間・休日精神医療相談窓口も設置いたします。そして、そういう相談窓口だけではなくて、身近に声をかけてくれる人がいたほうがいいと思っています。そういうことで、心のサポーター養成事業というものをやるわけですが、自分の周りにいる身近な人に寄り添い、話を傾聴し、必要な支援につなげることができる、そういう人をたくさん増やしていきたいと思っています。より多くの方にぜひサポーターになっていただきたいと思っています。こうした重層的な取組によって、心の不調に悩む人々に寄り添っていききたいと思っています。

それから、佐賀県は、みんながお互いの思いに寄り添い、自然に支え合う佐賀らしいやさしさのカタチ「さがすたいる」を推進しています。お互いを知る、認め合う、寄り添う、声をかけ合う、手伝う、こんな自然な優しさが当たり前になる。周りの人のちょっとした変化に気づき、声をかけ、悩んでいる人が自然に無理なく話せる雰囲気をつくる、そういう環境をつくっていききたいと思っています。誰もが希望する地域、場所で自分らしく輝けるよう、「人の想いに寄り添う」、人に優しい佐賀県を目指し、本事業及び関連施策に精いっぱい取り組んでまいります。

以上でございます。

○中本委員Ⅱ大変思いがこもった御答弁をいただきまして、ありがとうございます。心のサポーター養成事業、この積極的な取組をぜひ期待させていただきますというふうに思います。

次に大きな項目の二つ目として、オストメイトへの支援について質問をいたします。田中課長には引き続きよろしく願っています。

御存じの方も多いと思いますが、オストメイトとは、大腸や膀胱などの疾患や、事故などによって排せつ機能を損ない、腹部にストーマと呼ばれる人工肛門や人工膀胱をつけられた方であります。括約筋がないため、便意や尿意を感じ

じたり、排せつを我慢するということはできません。そのため、便や尿をためるためのパウチという袋を腹部に装着されますが、このたまった排せつ物は定期的にトイレで処理をする必要があります。

パウチは衣服の下に隠れて見えず、外見では健常者と変わらないため、オストメイトの方が多機能トイレを利用すると白い目で見られることもあるなど、誤解されることも多いと伺います。

オストメイトとなることで、排せつのタイミングや排せつ管理をうまくコントロールできない、装具のもちが悪くなるため、入浴する回数や時間を制限するなど、これまでとは異なる生活様式に戸惑い、また、においが気になり、人の多いところは避けるようになったり、外出機会が減るなど、日常生活においても様々な御苦労を抱えていらっしゃいます。

特に外出する場合は、便や尿の漏れが気になり、排せつ物の処理や装具の交換ができる便器や汚物洗浄台が整った多機能トイレが必要となるため、不安に感じることも多いというお話も伺いました。

先般、公益社団法人日本オストミー協会の佐賀県支部を訪問し、こうしたオストメイトが抱える御苦労や課題について、るるお話を聞かせていただく機会がありましたので、何点か伺っていききたいと思います。

まず、県内におけるオストメイトの状況についてお伺いいたします。

近年、大腸がんの罹患率は男性、女性とも増加傾向にあり、また、高齢化も進んでいることから、オストメイトも増加傾向にあると伺っています。正確な統計はありませんが、オストメイトは国内に二十万人以上と言われており、その多くが大腸や直腸、膀胱などの機能障害により、身体障害者手帳を所持されていると伺っています。

そこで、人工肛門や人工膀胱をつけられているオストメイトの人数や年齢構成、近年の推移など、県内におけるオストメイトの状況はどのようなになってい

るのかお伺いいたします。

○田中障害福祉課長Ⅱお答えいたします。

オストメイトは、大腸や膀胱などの疾患や、事故などにより人工肛門、人工膀胱といった、いわゆるストーマを造設された方でございまして、基本的に直腸・膀胱機能障害の身体障害者手帳、こちらを所持されております。

県内のオストメイトの人数でございしますが、この手帳の所持者を基に毎年度末に算出しております。直近五年で見ますと、令和六年度末は千三百六十六人、令和五年度末が千三百六十二人、令和四年度末が千三百五十人、令和三年度末が千三百三十四人、令和二年度末が千三百四十一人となっております、人数といたしましては千三百五十人程度で横ばい傾向にございます。

また、オストメイトの年代につきましては、十八歳未満、十八歳以上六十五歳未満、そして、六十五歳以上といった三つの区分で集計をしております、令和六年度末では、十八歳未満が八人で全体の〇・六％、十八歳以上六十五歳未満が二百四十六人で全体の一八％、そして、六十五歳以上が千百十二人で全体の八一・四％となっております。この構成比は直近五年ではほぼ変わっておりませんで、オストメイトの約八割以上が六十五歳以上の方となっております。

以上でございます。

○中本委員Ⅱ具体的に数字として、令和六年度末で千三百六十六人ですかね、御答弁をいただきました。

次に、そうしたオストメイトへの県の支援についてお伺いをいたしたいと思

います。

公益社団法人日本オストミー協会、これは通称ＪＯＡと言われているそうでありますが、人工肛門、人工膀胱の患者会として一九六九年に設立をされ、オストメイトが安心して暮らせる社会を目指す、オストメイトによるオストメイトのための全国組織の障害者団体で、佐賀県支部ではオストメイトの生活の質、

QOL向上を図ることを目的として交流会や相談会を県内各地で開催するとともに、会報の発行やハンドブック、頂いてまいりましたけども、（資料を示す）こうしたオストメイトに対するハンドブック、そして、特に災害時の対応、こうしたハンドブックも自ら作成をされているようであります。オストメイトへの各種情報の提供、そして、県民への啓発活動など積極的に取り組まれています。また、昨年はがん対策部門での「佐賀さいいこう表彰」を受賞されるなど、会員数は少ないものの、熱量を持って活動されており、お話を聞かせていただき、大変頭が下がる思いをしたところであります。

こうした規模の小さな障害者団体の存続に向けた支援の在り方ということについては、以前、当委員会の原田委員から質問があり、執行部より前向きな回答があったものと承知をいたしています。JOA佐賀県支部では、県や市町に對し、これまで様々な要望活動を行われていますが、オストメイトの日常生活を支え、生活の質の向上に向け、県ではどのような支援を行ってこられたのか伺いたします。

○田中障害福祉課長Ⅱお答えいたします。

先ほど委員がおっしゃられたパンフレットを作るとか、講習会の開催、そういった重なる部分ございますが、お答えさせていただきます。

オストメイトの皆様からは、外見では状態が見えにくけれども、日常的にストーマを装着する装具、この装具の適切な管理が必要であったり、排せつ物の処理や臭いが気になって外出が消極的になる場合があるなど、日常生活においてオストメイトならではの悩み、困り事があるということ聞いております。

こうしたこともございまして、県では、オストメイトの皆様に装具の適切な使用や日常のケアについて知っていただくとともに、お困り事の解消などを図ることを目的として、オストメイト適応訓練事業というものを平成十九年度から当事者団体でございします日本オストミー協会佐賀県支部様に委託して実施を

させてもらっております。当事者団体にお問い合わせするところが大きいところかと思っております。

具体的には、装具に関する正しい知識の普及、あと使用方法、装具に関する不具合が生じた場合の対処方法を学んでいくための講習会とか、食事、入浴方法など日常生活に関することをはじめ、就学、就労、職場などにおける社会生活、あと余暇の利用などについて、当事者同士で情報共有や助言をしていただく交流会、相談会の開催なども行っていたいております。

これらの講習会、交流会などに参加した方々の声、生の声でございますが、ストーマ装具の管理方法や装着する際の工夫を教えてもらって助かったといったことや、ストーマのことは家族にもなかなか相談しにくいので、気軽に当事者同士で相談できる場があつてありがたいといったものの、ストーマを造設して落ち込んだ時期もあったが、ストーマ歴の長い方に大丈夫ですと励ましていただいて前向きになれた、そうした声をいただいております。オストメイトの皆様が安心して生活できる環境づくりにもつながっているのではないかと考えております。

それに加えて、先ほど委員がおっしゃいましたオストメイトの皆様が必要とされております情報だとか、当事者の体験談をまとめた冊子なども作成、配布をさせていただいております。オストメイトの皆様により添った支援をさせていただいております。

以上です。

○中本委員Ⅱ本県においても、オストメイトの日常生活を支えるため、様々な支援とともに情報提供に取り組んでいるということでありましたけれども、先ほど紹介しましたように、オストメイトの皆さん、外出時には排せつ物の処理、装具を交換できる多機能トイレがどこにあるのかを確認されてからお出かけされているようであります。しかし、緊急の場合もあります。外出時の不安と

いったものはやはり大きいようであります。

本県では、「さがすたいる」により「みんなのトイレ」の普及にも取り組まれています。オストメイト対応トイレの場所についての情報提供をどのようになされているのか伺いたします。

○田中障害福祉課長Ⅱ県におきましては、先ほどおっしゃいましたとおり、「みんなのトイレ」というものの取組を行っております。この取組でございますが、事業所と会社などに御協力をいただきまして、設備や広さなど誰もが利用しやすいような配慮されたトイレをどなたでもお使いいただけるようにするものでございます。

オストメイトの方をはじめ、車椅子利用者と高齢者、妊産婦、あと子供連れの方など、みんなが気軽に町へ出かけるようになることを目指して設置しているものでございます。令和八年二月末現在でございますが、この「みんなのトイレ」は県内千三十二施設に登録をいたしております。そのうち百九十八施設がオストメイト対応の設備があるトイレとなっております。

これらの場所につきましては、当事者の方が外出時に事前に確認を行うことができますよう、県のホームページに掲載して、あとアプリ等もございますので、そうした情報提供を行っております。また、実際のトイレには共通のマークが入ったステッカーを添付しております。利用者に分かりやすいようにさせていただきます。

なお、民間のウェブサイト「オストメイトJ.P.」でございますが、こちらのほうでもオストメイト対応トイレの場所の情報が公表されております。当事者の皆様はこうした情報も参考にされながら対応いただいているということ聞いております。

以上でございます。

○中本委員Ⅱしっかり取り組まれているようで安心をしたところであります。

次に、オストメイトの災害対応について伺いをいたします。

オストメイトにとって、パウチなどのストーマ装具や皮膚保護剤などの関連補助用品は日常生活を送る上で必需品であります。災害発生時に持ち出できなかった場合に備え、避難所においてもストーマ装具等の備蓄が必要となつてまいります。また、避難所に装具を交換する場所がなかったり、処理に時間がかかるため、トイレに長蛇の列ができることがないよう、避難所におけるオストメイト対応トイレの整備も課題となつてきたところであります。

こうしたオストメイトの災害対応についてはJ.O.A佐賀県支部からも要望が上がっていますが、県や市町の現状について伺いたします。

○田中障害福祉課長Ⅱお答えいたします。

災害時の避難所の運営や避難所に必要な施設整備といった資機材の備蓄、こうしたものは、いわゆる災害対策基本法に基づきまして、一義的には市町が主体となつて取り組むものでございます。現状を改めて市町に確認しましたところ、ストーマの装具そのものを備蓄している市町はございませんが、一部の市町ではストーマ周辺の皮膚を清潔に保つための洗浄剤、そうしたもののやガーゼ、そうしたストーマケアに必要な物資を備蓄しているところもあるということ聞いております。具体的には鹿島市となります。

また県では、令和二年七月に備蓄用オストメイトトイレを五台購入しております。これにつきましては、各保健福祉事務所に一台ずつ備蓄しております。必要に応じて市町の避難所へ対応できるようにしております。

さらに、県と佐賀県医療機器協会、こちらのほうと「災害時における医療機器等の供給に関する協定」を平成二十四年四月に締結しております。ストーマ装具もこの協定の対象になっておりますので、市町からの要請があれば、関係団体への供給の要請を行えるようにしております。

以上でございます。

○中本委員Ⅱ それでは次に、オストメイトへの市町の支援についてお伺いをいたします。

市町は、日常生活用具給付等事業の事務を担当しており、身体障害者手帳の交付を受けたオストメイトは、日常生活に必要なストーマ装具などの排せつ管理支援用具について、利用者の状況等に応じて決められた給付を受けることができます。しかし、市町ごとに給付品目や給付基準額に差が生じており、また、給付基準額の見直しが長年行われていない市町も県内には多くあると伺います。

加えて、長引く物価高の影響で排せつ管理支援用具の価格が上昇しており、特にストーマ装具の多くが外国製であります。近年の円安が影響し、価格が高騰する要因にもなっていると伺っています。ＪＯＡが令和七年に実施した生活実態調査では、八三・八％のオストメイトの給付基準額が不足しており、全国平均の不足月額は、これは全体平均でありますけれども、三千九百二十円という結果も示されています。

ストーマ装具等は、オストメイトにとって日常生活を送る上で必要不可欠なものであり、また、生涯にわたって使い続けなければならない生活必需品でもあります。使用状況は一人一人異なり、給付基準額を超える自己負担額はオストメイトの重い経済的な負担となることから、できるだけ負担がかからないよう対応されることが望ましいと考えます。ＪＯＡ佐賀県支部では、排せつ管理支援用具の給付基準額の見直しを求めて市町に要望活動を行われていますが、市町の現状はどのようなになっているかお伺いいたします。

○田中障害福祉課長Ⅱ お答えいたします。

オストメイトの皆様がストーマに装着する装具を購入される際は、各市町が主体となりまして、障害者総合支援法に基づく国の日常生活用具給付等事業を活用して給付金を支給されております。給付の基準額、こちらは市町ごとに設

定することになっておりますけれども、委員御指摘のとおり、市町によって基準額に差がございます。

人工肛門や人工膀胱といったストーマには、大腸の疾患などが原因で造設される消化器系のストーマと、膀胱の疾患などが原因で造設されます尿路系のストーマの大きく二種類がありまして、それぞれ使用する装具も異なります。日本オストミー協会佐賀県支部におかれましては、当事者が実際に利用されている装具の価格の実態を踏まえ、消化器系の装具で月額一万二千元、尿路系の装具で月額一万三千元に給付の基準額を引き上げることを市町に要望されております。

そういう中で、県内の三市町、こちらは基山町、玄海町、江北町でございますが、こちらの三町におきましては、そうした同支部からの声を受け、基準額の引き上げが行われております。一方で、それ以外の市町では、現状、消化器系の装具で月額九千元程度、尿路系の装具で月額一万一千円程度を基準額とされておりまして、同支部が要望されている金額よりも二千元から三千元程度低い状況にあります。

以上でございます。

○中本委員Ⅱ 今、御答弁いただきました。県内では、基山町、玄海町、そして江北町の三町で、ＪＯＡ佐賀県支部が求める基準額へと見直しが行われる一方、やはり長年見直しが行われていない市町もあることから、県内でも二千元から三千元という具体的な数字を示していただきましたけれども、この給付基準額の差があることは間違いありません。

先ほどお示しいただいたように、県内のオストメイトの高齢化が進み、千三百六十六人中千百十二人が六十五歳以上ということで、その大半がいわゆる年金受給者という実態もあることから、自己負担額が少なくなるよう県、市町と協力してこれは取り組んでいくべきではないかと考えます。

そこで、実勢価格の調査や利用者から直接声を聞くなど、実態に即した給付基準額の見直しが適切に進むよう、県として市町に働きかけていただきたいと思います。考えますが、見解をお伺いいたします。

○田中障害福祉課長Ⅱお答えいたします。

市町の給付の基準額を上げてほしいといった御要望につきましては、日本オストミー協会佐賀県支部から県に対しても話を直接いただいております。

装具はオストメイトの皆様が生活する上で必要なものでございますので、県としてもこのことは課題と認識しております。このため、これまで県では、各市町の給付の基準額を毎年調査し、各市町とその情報を共有して、給付の基準額の見直しが行われるよう促す取組を行ってきたところでございます。

今後、基準額の見直しを行う市町が増えますよう、全市町の障害福祉担当課長が集まります会議の場で私から直接働きかけを行うとともに、部長からも首長や担当部長へ働きかけを行うなど、様々な場面を捉えまして市町へ働きかけを行っていきたいと考えております。

また、市町が行われております装具の購入に対する給付については、先ほど申し上げましたように、国の制度を活用したものでございまして、財源の一部に国庫が充てられておりますが、現状この国庫の給付率が低いことから、国庫の給付率を引き上げるべきとの国への政策提案も継続的に行っているところでございます。

オストメイトの皆様にとって、装具は日常生活を送る上でなくてはならないものでありまして、まさに体の一部であります。オストメイトの皆様の経済的な負担が今よりも軽減されますよう、今後もうこうした取組を通じて基準額の見直しを行う市町が増えますように、しっかりと対応していきたいと考えております。

以上です。

○中本委員Ⅱこの日常生活用具給付等事業における財政負担については、国が二分の一、県が四分の一、そして、市町が四分の一となっておりますが、佐賀市の場合で実際には市の負担が五割を超えているという実態があります。このため佐賀市としても、国に対して必要な財源措置がされるよう、要望が行われています。これは課長が今御答弁いただいたとおりであります。

何回も言いますが、このオストメイトにとってこのストーマ装具や皮膚保護剤などの関連補助用品は、排せつを支える、なくてはならない生活必需品であります。そして、眼鏡や、つえのような補助具とは違い、一瞬たりともを手放すことができない、まさに体の一部であり、排せつをつかさどる臓器の代わりとも言えるのではないかと思います。

同じオストメイトでも使用するストーマの種類や必要となる装具、また、関連補助用品、これは一人一人異なります。個々のオストメイトが必要とするものをきちんと使用できる環境を整え、トラブルが回避できるレベルの装具の交換、心配することなく関連補助用品を使用できるよう、県の一層の御努力をぜひ求めたいと思いますが、この問題の解決に向けた障害福祉課長の決意といいますか、思いをもう一度聞かせてください。

○田中障害福祉課長Ⅱ答えいたします。

まずもって県におきましては、やはりいかに市町において基準額を上げていただけるかというところを伝えていくというのがまず基本になると思いますが、そうしたことを実効性のあるようにするための一つの策として、例えばですけれども、担当課長が集まるような場に当事者に来ていただいて、当事者の生の声、あと、実態というのを直接話していただくような場、いわゆる私ごととして本当に捉えてもらえるような状況というのをつくっていくのも一つかなと思っています。

市町の皆さんと話しますと、やはり限られた予算の中でどこに優先度をつけ

ていくかということ、この当事者の皆様の切実な声というのはもちろん分かっているという認識をしています。そういった中でなかなかそこを一步踏み出せないというところもあるように聞いておりますので、例えば、そういった当事者の方の生の声を直接一緒にお聞きするような場とか、そういうようなものをつくるなどして、一緒に考えていく、どうすればできるのかとか、そうしたところも考えたり、あと、既に給付基準額を上げられている市町さんの声、実際上げたことによつてどういう効果が生まれているのかと、例えば、マイナス面で財政的な影響があったのなかったのかとか、そういったところもお話しいただくなど、毎回いろんなことを皆さんと情報共有しながら一緒に考えていきたいと思っております。

当事者の方の生の声というのは私自身直接を聞いておりますので、しっかりと一緒に取り組んでいきたいと思っております。

○中本委員Ⅱ課長、ありがとうございます。

各市町も本当にその必要性は感じているものの、先ほど言いましたように、財政的な問題もあります。そして、この日常生活用具給付等事業、これは対象品目が佐賀市の場合で五十二品目でしたかね、やっぱりたくさん品目がある、じゃ、どこから手をかけるか、今ここで、いろんな検討がされているというふうに伺っておりますので、課長からのそうした後押しといったものをぜひ期待をさせていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

次に、大きな項目の三つ目として、「佐賀県産業廃棄物等の適正な処理に関する条例（案）」について質問をいたします。

本条例案は、伊万里市に設置が計画されている産業廃棄物最終処分場の設置許可後に地元住民から反対意見が出てきたことを踏まえ、設置に関わる手続のプロセスなど、現行の規定を明確化し、市町長を通じて、地元住民の意見がより適切に反映されるよう定められるものと伺っています。（副委員長、委員長

と交代）

昨年十一月定例議会の本委員会では、条例の検討状況の報告に対して、産業廃棄物最終処分場は社会の維持に不可欠なインフラであり、制定されれば、施設の設置ができなくなるのではないかといった懸念や、条例制定に当たって規制と設置のバランスが大事であり、市町や関係団体への説明をはじめ、丁寧な対応を求める指摘があったところであります。

また、県内の産業廃棄物処理業者は、廃棄物処分場の設置や県外廃棄物の県内搬入規制について、これまで県の要綱や指導に従って適切に行い、県とも良好な関係を維持していると考えている中、事前の照会もなく、突然の規制強化とも受け取れる条例化の話に驚きとともに大変残念な思いをされていました。

その後、関係団体である産業資源循環協会との間で協議が行われており、このたびの「佐賀県産業廃棄物等の適正な処理に関する条例（案）」は、そうした経緯を踏まえて本議会に提案がなされたものと承知をいたしています。

そこで、以下順番に伺ってまいります。

まず、条例制定に至った背景や条例の目的について改めて伺いたいと思います。

○佐々木循環型社会推進課長Ⅱ県内に計画されています産業廃棄物最終処分場の設置に係る手続の中で、そのプロセスなど現行の規定を明確化する必要が出てきました。

最終処分場は、環境面、生活面、防災面などの面で地元住民の間に様々な意見が生まれ得るものです。県が処分場の設置の可否を判断する上で地元住民の意見を踏まえることが大切であり、そうした地元住民の様々な意見を集約し、判断するのは、基礎自治体である市町の長の役割であります。

今回、市町長の意見を通じて、地元住民の意見がより適切に反映されるよう、条例制定により、設置に係る手続や設置後の取り扱いを明確化することとしたものです。

以上でございます。

○中本委員Ⅱそれでは、本条例の概要はどのようなになっているのか伺いいたします。

○佐々木循環型社会推進課長Ⅱ今回の条例は、これまで要綱などでルール化していましたが、廃棄物処理施設の設置に係る手続や設置後の取り扱いを明確化し、あわせて監視の強化を行うものです。

施設の設置に係る手続の明確化としては、市町長の役割として、関係地区の範囲や関係住民の意見集約を踏まえた意見の提出、事業者の役割として、施設を設置する際の事前協議の実施や関係地区への説明会の開催、施設の設置後の取り扱いの明確化と監視の強化としまして、県外産業廃棄物の県内搬入に係る手続の明確化、最終処分場の水質検査の実施及び結果の公表などを規定したものです。

以上でございます。

○中本委員Ⅱそれでは次に、パブリックコメントについて伺いいたします。

条例案の策定に当たっては、広く県民の意見を聞くため、パブリックコメントが実施されることになっています。昨年十一月二十九日から十二月二十八日にかけて実施をされた本条例案のパブリックコメントには八十件もの意見が寄せられたと伺っていますが、どのような意見が提出をされているのか伺いいたします。

○佐々木循環型社会推進課長Ⅱ委員からお話がありましたように、県では、令和七年十一月二十九日から十二月二十八日までの間、条例案についてのパブリックコメントを実施し、その結果、八十件の意見が提出されました。

主な意見としては、事業者ではなく、第三者による生活環境影響調査の実施を求める意見、施設設置に関する関係住民からの意見の提出期限を二週間から一カ月に延長すべきという意見、市町から県への意見提出についてはどの

タイミングであつても可能なのかという意見、施設設置の事前協議段階から市町への十分な情報提供とフォローをお願いする意見などが提出されたところで

す。

以上でございます。

○中本委員Ⅱそれでは、今御答弁いただいたように、様々な意見が提出をされていますが、今回提案されている条例案は、こうしたパブリックコメントで提出された意見を反映されたものとなっているのか伺いいたします。

○佐々木循環型社会推進課長Ⅱ今回パブリックコメントでいただいた意見は、内容を確認するといった条例案で対応できているものも多くありました。そのほか、条例案に反映すべきところは反映させた上で条例案を提案しております。

なお、パブリックコメントでいただいた意見に対しましては県の考え方を明示することとしておりまして、そうした内容も含めたパブリックコメントの実施結果につきまして今後公表することとしております。

以上でございます。

○中本委員Ⅱ反映されているということだったと思います。

それでは次に、具体的な条例案の中身について何点か伺いいたします。

まず、市町長の役割についてであります。

先ほど御答弁いただきましたように、本条例案は、産業廃棄物最終処分場等の設置に当たり、市町長の意見を通じて地元住民の意見が適切に反映されるよう、設置に関わる手続や設置後の取り扱いを明確化することを目的としたものであり、これまで要綱や内規で定めていたものを条例化するもので、ルールを見直すわけではないと説明をされておられました。

そこで、改めて確認をさせていただきますが、処分場の設置に関わる市町長の責務について、第四条第二項に「関係地区の適正な生活環境の保全が図られているかその他必要な事項について意見するものとする。」とあります。

県はこれまでも処分場の設置に関して、意見照会を通じて確認した市町長の意見を踏まえて設置の可否を判断してきましたが、意見照会する内容は、関係地区の範囲や土地利用上の規制、生活環境保全上の意見など、これまでと同様と考えてよいのか伺いたします。

○佐々木循環型社会推進課長Ⅱ委員からお話がありましたように、処分場の設置に関して、県はこれまでも、意見照会を通じて確認した市町長の意見を踏まえ設置の可否を判断してきました。

今回の条例案では、県から市町長へ求める意見内容を明確化するものでありまして、委員から御紹介いただきましたように、例えば、処分場の建設予定地における土地利用の規制、処分場の設置に伴う関係地区の範囲、生活環境の保全上の意見などをいただくこととしておりまして、これまでの内容と変わるものではありません。

以上でございます。

○中本委員Ⅱそこで、確認ではありますが、処分場の設置に関わる事前協議、設置許可のプロセスでは、事業者が事前協議書を提出後、関係地区の範囲に関わる市町長の意見を聞き、関係地区の説明会を実施、そして生活環境影響調査実施の可否に関わる市町長の意見を聞いた後に、生活環境影響調査を実施し、さらに関係地区の説明会を実施するという流れになっています。

しかしながら、生活環境影響調査とは、廃棄物処理施設の設置による周辺地域への環境影響を予測、評価して対策を検討する調査のことであり、この調査の前の段階で市町長が関係地区の範囲について意見を述べるというのは難しいのではないのでしょうか。生活環境影響調査を実施しなければ、影響を受ける関係地区の範囲を客観的に示すということはできないものと考えますが、この点についてどのように考えたらよいのか伺いたします。

○佐々木循環型社会推進課長Ⅱ当該意見聴取ですが、地域の特性や地域間の社

会的なつながりなどに詳しい基礎自治体の長である市町長の意見が重要でありまして、そのための意見聴取となります。

なお、仮に生活環境影響調査の結果、関係地区の範囲を見直す必要が生じた場合は、その時点で範囲の見直しを行うこととしております。

ちなみに、事業者が生活環境影響調査を実施するに当たりましては、その旨を事前に関係地区にお知らせするため、事業者が説明会を行うこととしておりまして、開催に当たりましては、対象となる地区の範囲を決める必要がありますことから、調査の前に意見をいただくこととしております。

以上でございます。

○中本委員Ⅱ今、御答弁をいただきました。事前協議、これは設置許可のプロセスの中で大変重要なことは、生活環境影響調査で生活に影響のある地区に対策を講じる内容を科学的に評価し、それを踏まえて知事が許可、不許可を判断することだと考えますので、市町長が適切に意見を述べることでできるよう、県の助言といったものを求めていると思いますので、よろしく願いたします。

次に、県外産業廃棄物の県内搬入について伺いたします。

県外産業廃棄物の搬入に関わる手続、事前協議について、第二十一条にありますが、これまでの運用と変更がないのか、改めて確認をさせていただきます。

○佐々木循環型社会推進課長Ⅱ県外産業廃棄物の県内搬入に関しまして、県はこれまで要綱や指針といった内部的に定めたルールにより手続を行ってきました。今回は、そうした現行のルールを条例化することで明確化するものでありまして、これまでの手続と変わるものではありません。

以上でございます。

○中本委員Ⅱこれまでの手続と変更はないということであります。

そもそもこの廃棄物処理法においては、産業廃棄物については、一般廃棄物

とは異なり、県外からの搬入に規制をしていないことから、事前協議そのものに對する廃棄物処理業者の懸念があったところでもありますので、今答弁いただいたように、これまでと同様、適切に運用に当たっていただくよう求めておきたいというふうに思います。

それでは、この質問の最後に、今後の取組について、これは県民環境部長に伺わせていただきます。

産業廃棄物の排出抑制、再生利用や適正処理の推進に向けては、県民や関係住民の皆さんはもちろん、市町や関係団体、事業者、そして産業廃棄物処理業者等、多くの皆様の御理解、御協力がなければ、前に進めていくことはできません。条例制定後の運用に当たっては、住民の不安に寄り添うことは大切であり、一方、法令に基づく適切な事業活動を妨げるようなことはあってはならないものと考えます。

環境省においても、中央環境審議会の意見具申を踏まえ、住民同意が廃棄物の円滑で適正な処理を阻害するおそれがあることを指摘して、必要な措置を講じるとともに、消費者や市民による廃棄物処理への理解を促進する重要性について指導、助言がなされています。

今回、条例制定に当たっては、パブリックコメント、そして県議会や関係団体から多様な意見をいただいているところであります。

そこで、そうした意見も踏まえ、産業廃棄物の適正処理に向けて、今後、県ではどのように取り組んでいく考えかお伺いし、最後の質問といたします。

○諸岡県民環境部長 産業廃棄物の処理・処分施設というのは、社会全体にとつては、これはなくてはならない施設だというふうに認識しております。また、県内の企業が安定的に事業を継続していくためにも、今後も県内に一定のそうした施設が必要というのがまず我々の基本的な認識です。

現時点では、県内の処分場の容量、当面確保できているという状況でありま

すけれども、その容量には限りがあります。そうした中ではありますが、仮にそうした施設を設置するということになれば、それは住民の意向、理解が大切であるということから、住民の意見を集約する市町長の意見を確認しながら、丁寧な手続を行うことが必要、重要だというふうに考えております。

県では、これまでもそうした考えで対応してきたところではございますが、今回、条例によって設置の手続を明確化し、あわせて施設の監視、ここは強化をさせていただくということにしております。そういうことを行うことによつて、地元住民の意見がより適切に反映されるといったこと、また、この条例を適正に運用することによつて、住民の安心につながる、ひいては事業者にとつて、結果的により安定的な事業運営が可能となるというふうに考えております。

県としては、引き続き市町とも連携し、また事業者に対しては本条例を適切に運用するよう指導を行い、県による施設の監視もしっかり行っていくということで、産業廃棄物の適正処理の推進に取り組んでまいります。

以上です。

○猪村委員 皆様お疲れさまでございます。睡魔とも戦っておられると思いますが、慎重審議をしてみたいというふうに思っておりますので、本日最後の質問どうかお付き合いくださいというふうに申し上げます。

それでは、早速、問いの一、結婚支援についてでございます。

まず、今回、タイトルをどうしようかと大変悩みました。婚活がよいのか、はたまた出会いの支援事業とかが伝わるのかなど。しかしながら、私はあえて結婚というワードを残しました。なぜなら、今議会、当初予算に「縁カウンターさが事業費」として九千二百五十六万六千円、約一億円にも近い多額の予算の計上があつておりました。前年度の約二倍でございます。多額の財源を投じてもなさなければならないという事業、私は県の意気込みなるものは、結婚という実績をもっと上げたい、上げるんだ、そのような思いではなからうかと、そ

して私自身もそうあっていただきたいとの思いで、結婚支援として質問をさせていただきます。

超加速度的に進む人口減少は、本県においても避けられない喫緊の課題であることは、ここにおられる皆様と同じ認識であると思っております。また、先日公表された人口動態統計の速報でも、全国の出生数は七十万人と十年連続減少している状況にあります。

こうした中、県では、これまで「子育てし大県」を掲げて、ライフステージに応じた様々な施策を進められており、出会いや結婚支援の一つとして、平成二十六年に「さが出会いサポートセンター」を設置し、出会いを希望する人と人をつなぐ取組に力を入れておられます。

県内においても、例えばですが、私が住む武雄市は平成二十二年に縁結びを目的にお結び課を設置し、一対一の対面での出会いにこだわり、地道に取り組みながら実績を上げていただいております。

少し御紹介をさせていただきますと、昨年度、令和六年度は一対一のお見合い組数、八百四十九組、月平均実施組数は実に七十・八組、ひと月に約七十一組のお見合いを実施され、カップル成立は二百八十五組、その中で御結婚された方は、会員同士では十一組、また会員さんが会員以外と御結婚されたケースが三十一人いらっしゃると思います。

また、鳥栖市内で民間で御縁結びをされている方のところにもお伺いをし、お話を聞く機会をいただいております。民間だからこそできるノウハウをお持ちで、丁寧かつきめ細やかに登録から御結婚まで伴走されておられるお話をなどをお伺いしてまいりました。

一方で、私の身近なところでも、マッチングアプリ等のオンラインサービスを通じて結婚に結びついた方もおられ、近年では結婚に至るきっかけが非常に多様化していると感じております。

また、地元の方々からは、今の若い人たちには、出会いの場やきっかけが一昔前に比べて不足しているかもしれないといったような声を聞くことが多く、それは一昔前は地域活動も盛んでしたし、地元に残る人も今よりは多かったと私は理解するところでもございます。だからこそ、できるだけ自然な形で出会いの場や機会を提供することで、結婚を希望する方の背中をそうっと優しく押してあげられるような取組が必要ではないだろうかと感じておるところでもございます。

こうした状況を踏まえますと、多様な出会いの場や機会を提供することが重要であり、友達同士で気軽に参加できるイベントや、若年世代も参加しやすく、自然な形で交流が生まれるよう、いろいろな形で出会いのきっかけづくりを行う支援があってもいいのだと思っております。

県としても、結婚を希望する方々の思いの実現をしっかりと後押ししていただきたいと考え、次の点についてお尋ねをさせていただきます。

まず、県の認識についてでございます。

私は今議会の議案勉強会の際から、県が「縁カウンター」が事業費などといった結婚活動事業にしっかりと予算を計上し、執行することへの思いや意義とは一体何だろうかと考えておりました。内心、武雄市においても、市民にとって本当に必要な事業なのか、予算額はともあれ、費用対効果ばかり考えていたようにも思います。しかしながら、今回改めて様々なお話を伺う中で、私自身認識を新たにしたところがございます。

一方で、結婚、そして出産という個人の選択が尊重されるべきことを行政が介入することで、独身者や女性への社会圧のようなものが強まるのではないかというような指摘もお聞きするところでもございます。県が結婚支援を行う意義について、またどのように認識しておられるのか、まずお尋ねいたします。

○千綿こども未来課長 全国に少子化が進行しており、主な要因は未婚化、晩

婚化とされております。この傾向は県内においても同様の状況です。

国の調査では、いずれ結婚するつもりと考えている未婚者は八割以上おります。その一方で、実際には未婚率は上昇し続けております。

結婚は、議員おっしゃるとおり、個人の自由意思に基づくものでありますが、そうした中でも、先ほど申しましたように、いずれ結婚するつもりと考えていらっしゃる未婚者の方が八割いる現状を考えれば、県として結婚を希望する方の願いがかなう環境づくりに取り組むことは意義があることだと考えております。

先ほど民間のお話も出ましたが、民間による結婚支援サービスがある中でも公的な信頼性の下、安心して利用できる県の結婚支援の取組は一定ニーズがあると認識しております。

このため県では、社会全体で出会いと結婚を応援する機運を高めるとともに、結婚を希望する男女の出会いの場を創出することを目的とした「さが出会いサポートセンター」による支援を中心に結婚支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱ課長ありがとうございます。いずれ結婚したいという方が八割以上いらっしゃるということは、そこを後押しするということ、その事業をしっかりとやっていく、県としてもやっていきたいという思いが非常に伝わってまいりました。

では次に、先ほど課長の答弁からもうございましたけれども、「さが出会いサポートセンター」のことについてお尋ねをいたします。

県は、「さが出会いサポートセンター」に委託をして運営されておられますが、その運営内容についてお聞かせください。

○千綿こども未来課長Ⅱ「さが出会いサポートセンター」は、平成二十六年八月に佐賀市内に開設いたしました。登録いただいた会員を対象に、マッチング

システムを活用した一対一のお見合い支援を中心に出会いの場の創出に取り組んでおります。

センターでは、入会から成婚に至るまで会員一人一人に寄り添ったアドバイスやフォローを行い、きめ細やかな伴走支援を行っております。例えば、専門の相談員による入会時の個別カウンセリングでも、本人の意向を踏まえた婚活のアドバイスであったり、AIを活用した自身では気づかない相性のよい相手との交際の提案、また、交際成立後の定期的な状況確認や悩み相談などによるサポートなどを行っております。

会員様のアンケートでも約八割が満足と回答しておられまして、いつも丁寧な対応に感謝をしている、親しみやすい対応なので相談しやすいなどの声をいただいております。

センターでは、これまでも利用者のニーズを踏まえ、提供するサービスの見直しを行いながら支援を行ってまいりました。例えば、平成二十九年にセンターの立地場所を利便性のよい商業施設に移転しました。また、令和三年には、自宅でパートナーを検索できる機能をシステムに追加いたしました。さらに令和五年度には、AIによる先ほど申し上げた相性診断を導入させていただきました。そういった見直しを行ってまいりました。

このほか、会員向けに婚活テクニックやスキル、魅力アップにつながるセミナーの開催、プロカメラマンによるプロフィール写真撮影会なども実施しております。また、より身近な場所での支援が受けられるよう、月に一回、唐津市や鳥栖市においてサテライト会場を設け、出会いや結婚のサポートを行っております。

さらに、センターでは民間企業と連携した取組も行っております。例えば、県内の企業等に結婚支援サービスの情報提供などを通じて結婚を希望する社員を応援してもらう出会い結婚応援企業による機運醸成であったり、出会いの場

を提供する出会い応援隊が実施する婚活イベントの情報提供なども行っております。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱありがとうございます。様々に、その折々に施策を打って、しっかりと事業を確立していただいている、延伸していただいていることに敬意を表します。

それと、いろいろ取組をなされておりますが、これまで事業に取り組んでこられたその成果、そういうこともお尋ねをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○千綿こども未来課長Ⅱ「さが出会いサポートセンター」が行う結婚支援の令和六年度の実績は、お見合いの実施件数が六百九十件で、そのうち交際につながった件数は二百七十八組です。結婚につながった成婚数は三十組となっております。今年度は、令和八年一月末現在で三十一組の成婚につながっており、センターを開設した平成二十六年度以降、十年余りで累計三百組を超える成婚につながっております。

公的機関が取り組んでいることで利用者の安心感につながっていることや、手厚いフォローアップにより成婚に結びついているものと認識しております。なお、先日公表された人口動態統計速報では、様々な要因が関係しているとは思いますが、佐賀県の婚姻件数は前年度から七十六件増加し、二千七百四十八件となっております。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱありがとうございます。着実に成果を出していらっしゃるようでございますが、次に、ちよつと絡めて質問をさせていただきますが、市町との連携について質問をさせていただきます。

県内二十市町、様々に取り組まれていらっしゃるところではございますが、

市町との連携も、県の取組といたしましても重要だというふうに考えていただいているようにもございます。

私も先日、武雄市の西山お結び課長との意見交換の中でも、江北町でイチゴ狩りをしながら婚活事業をされるところに、武雄市の登録者にもお声かけくださいと依頼があったりして、連携をしましたというお話をお聞きして、大変いいことだなというふうに感じたところでもございました。

県は市町とこれまでどのように連携をされてきたのか、現状をお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○千綿こども未来課長Ⅱ県では、毎年、県と全市町との結婚支援推進会議を開催しております。会議では市町の結婚支援の好事例を紹介し、横展開を促すとともに、意見交換を行い、連携強化に努めているところです。

ちなみに会議後、好事例を紹介したところに対してほかの市町がいろいろお尋ねしたり、そういった会議後のつながりもあっているようです。そういったことで連携強化が進められていると思っております。

また、「さが出会いサポートセンター」と市町の結婚支援窓口では、それぞれの利用者に対して互いにサービス内容を紹介しております。さらに、市町によつては、センターへの登録を希望する方への会費を補助するなど連携に取り組んでいただいているところでございます。

また、市町とのさらなる連携強化のため、今年度は各市町を訪問し、県との連携ニーズを把握しております。市町が実施する婚活イベントを「さが出会いサポートセンター」と共催したいなどの声をいただいているところでございます。市町単独では、結婚支援、特に一対一のお見合い支援や専門的な婚活のアドバイスを行うことが難しい面もあります。県が広域的な観点で支援に取り組む意義があると考えております。

今後も、市町と連携しながら、県全体で結婚支援の機運を高めていけるよう

取り組んでまいります。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱありがとうございます。市町との連携、そして、先ほど課長からもありました市町同士で事業をして、終わった後の振り返りまでされているということをお聞きしまして、私もそこまで知りませんでしたので、本当にこの事業について熱く取り組んでいただいているんだというふうに改めて感じさせていただいたところでもございます。

次に、課題の認識についてお尋ねをいたします。

県は、これまでの取組からどのような課題を持つておられるのか、率直にお答えください。よろしくお願いいたします。

○千綿こども未来課長Ⅱ課題認識といたしましては、センターを利用する会員数がコロナ前の状況まで戻っていないこと、また、特に二十代を中心とする若い世代、若年世代の登録が伸び悩んでいることが課題と認識しております。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱまさにそのとおりでございます。市町の皆様、そして、民間の事業者様におかれましても同じような意見が出ておりました。二十代の登録者数が伸び悩んでいるということ、非常にコロナ禍からの伸び悩み、そういったことも全く同じでございます。しっかりその連携をしていただいて、まず出会うこと、出会って、そして、一歩ずつ先に進んでいくこと、こういったことが私も大事だと思っておりますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。

この件について最後になりますけれども、少しお耳の痛いことも申すかもしれません、お尋ねをいたします。

県は、先ほど申された課題解決に挑まれていかなければなりません。なぜなら、冒頭申し上げた多額の予算をよりよく執行しなければならないと私は考えております。国費や県の一般財源をこれだけ使って成果を出す覚悟や責任を、

私も県民や市民の皆様にお伝えをしなければなりません。今後どのように取り組んでいかれるのかをお尋ねいたします。

○千綿こども未来課長Ⅱ「さが出会いサポートセンター」の登録会員が増えることがマッチングの機会を増加させることにつながることから、会員増に向けた取組が重要と考えております。このため、来年度は結婚支援システムの機能拡充を行うことで登録会員の利便性向上を図っていきます。

具体的には、システム改修によるオンライン化を行うことで、これまで入会時に必須となっていた手続のためのセンターへの来所が不要になること、また、お見合い申し込みをオンライン上で二十四時間行うことができることとなります。また、来年度は県主催の婚活イベントを企画することとしており、気軽に参加できる自然な出会いの場となるようその内容を工夫してまいります。

また、国の調査では、未婚者の三割が出会いの機会がないと回答しております。また、既婚者の三人に一人は出会いのきっかけがマッチングアプリとの報道もございます。こうした現状やニーズの変化を踏まえた形で、結婚を希望している若年世代の後押しが必要と考えております。「さが出会いサポートセンター」のマッチングシステムのオンライン化を行うことは、こうした若年世代のニーズに合うものと考えております。会員登録者の増加につなげていきたいと思っております。

結婚に対する考え方は多様化し、価値観も変化する中、県としては結婚を希望する人々の願いがかない、それぞれの望む人生を送ることができることが大切だと考えております。引き続き市町、県内企業、地域団体とも連携し、結婚子育ての希望がかなう佐賀県となるよう力を入れてまいります。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱ課長、るる御説明をありがとうございます。

私はこの質問を組み立てるに当たって、様々な御意見、そして、勉強させて

いただきました。官製婚活と言われる行政主体でこの取組を行う、そういったところの安心感、そして、参加のしやすさ、こういったところはあるものの、予算を幾らかけても婚姻数減少に歯止めがかけれられない、十分な効果が出ていないかもしれないという分析もございます。しかしながら、国も二〇二五年度は九十三億円に上る事業費を拡大されております。

先ほど来出ておりました二十代の登録者数を増やす、それから、ニーズの変化、利便性、オンライン化、そして、二十四時間お見合いができる、そういったものでしっかりと成果を上げていただきたい。

冒頭申し上げました一億円にも上る予算を上げてこれを成就していかなくてはならない。そういったところの気構え、そういったところをしっかりと感じさせていただく、注視をさせていただきたいというふうに思い、そして、応援もさせていただきながら、この質問は終わらせていただきます。

それでは、次の二項目めに入らせていただきます。次は、幼児の健やかな環境づくりについてでございます。

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる大切な時期でございます。子供たちが安心して過ごし、健やかに育つ環境を整えることは大変重要なことでございます。幼稚園や保育園は、いずれも就学前の子供たちの育ちを支えるという点では共通しております。補助制度の違いによって、子供たちが過ごす環境に差が生じてしまうことにつながりはしないかという懸念も日頃から持っている一人でもございます。

先日、知人の幼稚園教諭、そして園長先生から、幼稚園は保育所と同じ未就学児の施設であるにもかかわらず、補助に差があつて、何とか保育所と同じに引き上げてもらえないだろうかといったような話をお聞きいたしましたところでもございます。これは国の制度の問題であるとは承知しているのですが、例えば、保育所では保育補助者を雇用する際に補助があるのですが、幼稚園には同様の

補助がなく、また、空調設備の整備においても保育所に比べて幼稚園の補助率が低いなど、私はこのような補助の格差は早急に是正すべきだと考えております。

そこで、次の点について伺いをいたします。

大きな項目の一番目、幼稚園と保育所との補助の格差についてでございます。幼稚園と保育所の補助内容に格差があることについて、県はどのように認識をされているのか、まずお尋ねをさせていただきます。

○千綿こども未来課長 幼稚園や保育所といった就学前の子供の施設は、佐賀の子供たちの健やかな成長を支えていただいている大切な場所です。子供たちのよりよい育ちにつなげていくための支援は大事なことでと考えております。しかし、施設の違いにより、国の補助制度によっては差もあるところです。いずれの施設であつても同様の支援が受けられることが望ましいと認識しております。

以上でございます。

○猪村委員 課長、ありがとうございます。共に認識は同じだということでございますが、幼稚園と保育園の補助内容についての格差は、今、否めないところではございますが、保育所に補助があつて幼稚園に補助がないもの、また、様々な格差があるもの、どのようなものが今存在しているのかをお尋ねいたします。

○千綿こども未来課長 国の補助内容に差があるものについては、補助制度が保育所にある一方で幼稚園にはないものがございます。例えば、保育補助者の雇用に関する経費の補助であつたり、災害復旧に係る補助については、幼稚園には保育所と同様の補助が設けられておりません。

また、保育所、幼稚園ともに補助制度があるものの、幼稚園と保育所では対象範囲や事業者負担が違っているものもございます。例えば、現場の周辺業務

を支援する方の雇用に対する補助については、保育所は遊具の消毒であったり、給食配膳や片づけ、園外活動の見守りなど、幅広い業務が対象となるものの、幼稚園は登園時の受け入れのみが対象とされているところでございます。また、空調設備の整備に関する補助につきましては、事業者負担が保育所は四分の一に対して、幼稚園は三分の二と負担割合が異なる場合がございます。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱ 今、皆様もお聞きしていただきましたように、このように差がございます。しかしながら、特別な支援を要する子供の場合、国の基準では二人以上存在しないといけません、佐賀県においては九州の中でも先駆けて一人目から補助をいただいているなど大変配慮していただいております。

しかしながら、昨今の事情、人件費も高騰しております。そういったところで非常に苦慮していらっしゃるというところもございしますので、それぞれ御説明をいただきましたが、県は今後どのように対応していくおつもりなのかをお尋ねいたします。

○千綿こども未来課長Ⅱ 県は、これまで現場の声を聞きながら、幼稚園と保育所とで補助に差があるものについては、その差を見直すよう国に政策提案を行ってまいりました。「こども家庭庁」からは、幼稚園と保育所で支援内容の違いなど現場の声を届けてほしいとの話もいただいております。

このため県としても、国の補助制度の格差は正に向けて、保育団体の意見や保育施設の状態を聞きながら、国の政策内容に反映してきたところでございます。実際、過去に本県が政策提案したものの中には保育所と幼稚園の補助制度の格差が見直された例もございます。

例えば、先ほど話がありましたが、特別な配慮を必要とする子供の受け入れに伴って保育者を追加配置する場合、従来は幼稚園では対象となる子供、二名以上の受け入れが条件だったものが、令和六年度から保育所同様一名でも補助の

対象となりました。また、医療的ケア児の受け入れに必要な看護師を追加配置する場合、従来は幼稚園は三分の二の自己負担が必要だったものが、令和七年度、今年度からは保育所と同様、全額補助となりました。こういった見直しが行われてきたところです。

今後、現場の声を聞きながら、その声を国に届けていきたいと考えております。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱ 課長、ありがとうございます。非常に配慮していただいております。国に提案をしていただいたり、現場の声をしっかりと聞いて政策提案につなげていただいております。

今後ぜひこの取組を続けていただき、格差がないように。就学前の子供たちには何ら変わりはありません、なので、しっかりとそこを踏まえて取り組んでいただければありがたいというふうに思っております。

現場の先生方、そして、園長先生方も喜ばれるというふうに思っております。働きがいのある職場にしていだくよう、どうか子供たちを中心に置いて考えていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは次に、大きな項目の二点目、熱中症対策についてでございます。

これはさきの議会でも一般質問で、県立高校、そして、特別支援学校には必要じゃないかということで、早速、先輩方も、そして、同僚議員さんの声も聞いていただいて、県立高校にはスポットクーラーなどを配置していただくようにしていただきました。教育長、本当にありがとうございます。

それでは今回は、幼稚園と保育所共通の課題として熱中症対策をまたここでも取り上げさせていただきます。

県内でも近年の猛暑は深刻さを増しております。夏場に熱中症アラートの発令が続くなど、子供たちの外遊びの機会が減少していることを大変心配をいた

しております。

少しモニターを御覧ください。（モニターを示す）これは脱炭素社会推進課からデータを頂戴したものでございます。

一九九五年、三十年ぐらい前になりますが、それからずっと上昇期が続いております。それから、百年辺りで、これは佐賀県の年平均の気温でございますが、一・七度上昇ということでございます。非常に右肩上がりの気温上昇、皆様方にも同一に認識をしていただきたいというふうに思っております。

それと、熱中症警戒アラートの発表日の一覧でございますが、二〇二三年から二〇二四年、二〇二五年と、倍になっております。二〇二三年から二〇二四年には倍以上ですね。それから、去年の夏はきれいに倍になっております。八月はほとんどアラートが出っ放しということでございます。

子供にとって遊びは学びでございます。外遊びの減少が子供の育ちに少なからず影響を与えていることは、私は大変危惧をしております。園の先生方からも、猛暑で子供たちを外で遊ばせられないことがとても残念で仕方がないですともお聞きしております。私も少なからず幼稚園に勤務しておりましたので、全く同じ思いの一人でもございます。暑い夏でも楽しく安心して子供たちが屋外で思いっきり遊べるような支援が必要だと考えます。

そこで、次の点について伺いたいします。

まず一点目、猛暑による影響や県の認識についてでございます。

近年の猛暑は、県内における幼稚園や保育所の子供たちの園での活動にどのような影響を与えているのか。また、このことについて県はどのように認識をしておられるのかお尋ねをいたします。

○千綿こども未来課長 子供たちには、本来、元気に伸び伸びと、また、議員が言われるように、思いっきり外遊びも経験しながら健やかに育ってほしいと思っております。

ただ、最近では最高気温が三十度以上となる真夏日が年間で百日を超える状況です。このような状況において、保育現場では、日々、子供たちの健康のことを考えながら熱中症対策に取り組んでいただいていることに感謝申し上げます。

こうした中、保育団体、施設など現場からは、猛暑の影響により園児の外遊びの機会が少なくなっているという声を聞いております。近年の猛暑により、子供たちが外遊びできる日が減っていることで、外遊びを通して仲間意識を育んだり、伸び伸びと遊び、感情を表現したりする機会が減ることになると考えております。

そうした中でも、子供の熱中症対策についてはしっかりと考えていく必要があると認識しております。

以上でございます。

○猪村委員 本当に心配でございます。

私たち大人に比べて子供たちはちっちゃくて、地面にも近うございまして、反射熱を直接浴びるというようなこともございます。また、プールで外遊びをさせたくても、水がお湯のようになってしまつて大変な状況であるということでもございます。

次に、空調設備の設備費補助についてお尋ねいたします。

県では独自に、幼稚園や保育所における空調設備の整備費補助に取り組もうとされております。その内容がどのようなものか、お尋ねをいたします。

○千綿こども未来課長 今議会には空調設備の整備に係る補助事業について補正予算案を提出させていただいております。

この事業は、国の物価高騰対策の重点支援交付金を活用し、物価高騰の影響を受ける保育施設に対して省エネ型の空調設備の整備費用を補助するものでございます。

県独自の取組であり、従来の国による空調設備への補助では対象とならない、例えば、工事費が少額のものも対象としており、事業者負担は幼稚園も保育所も同じ四分の一としております。

今回の補助は、猛暑の中でも園児の安全・安心な生活を確保するという効果も得られると考えております。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱありがとうございます。

課長、これは園からの御要望も含めてなんですけれども、非常に一日中、朝早くから空調をつけておりますので、劣化も相当早いということ、そして、エネルギー費というか、電力の費用もそうですけれども、非常に高騰しているということもございます。そのために空調機器をリースをしたいということなんですけれども、リース費が補助対象になっていないということをお聞きしておりますので、そこら辺も現場とお話をしていただいて、よりよい環境をつくっていただくためにも、そういった配慮もしていただきたいというふうにお願いをさせていただいております。

それでは、次に参ります。この項目の最後です。子供の外遊びに対する支援についてお尋ねをいたします。

夏場では子供たちができるだけ屋外で遊べるような環境をつくっていくため、遮光設備など、猛暑から外遊び中の子供を守る工夫を現場の意見を聞きながら考えていくべきではないかと私は日頃から思っているところでもございます。

またモニターを少し御覧ください。（モニターを示す）これは私の地元にある保育園の施設を撮影させていただいてまいりました。私が自撮りでございますので、ちょっと見にくかったりいたしますが、これが遮光ネットになっております。これが横幅が六・一メートル、そして、この長さが二十五、六メートル

ございます。このネットを暑い日、熱中症アラートというか、猛暑、夏ですね、夏はもうずっとこれを張りっ放しということでございます。

これが今、園舎が新しくなっているんですけど、もとの園舎のときにつけられて、それが十五、六年前つけたということでございます。その当時は金額が二百万円程度で設置ができたということでございますが、今同じようにこの施設、これを整備するには一千三百万円から一千五百万円に値上がりをしているということでございます。私もお話を聞いてびっくりいたしました。まず、このネットを作る会社がもうなくなっているということでございます。それで、テント、ネットが非常に高額になっております。ここに設置されている保育園のネットは雨が落ちるようになっておりますので、子供たちがシャワーだと言つてこのテントの中でも水遊びというか、雨遊びができるようになっていいる。このネットをすることで、三、四度、気温が下がるということでございます。

これは、一例でございますが、私はこういった補助なり、そして、配慮なりする必要があるんじゃないかというふうに思っております。特にこちらの武内保育園さんは、少し山手で少し高めの中山間地のほうにございますので、風が通るけど、町なかは大変だよねという声もいただいております。そして、武雄市内の園長会、それから、県のそういう集まりのときに、もう一切夏は外に出せなかったという園長先生の声もあったということでもございました。ぜひともこういう配慮も必要ではなかるかというふうに思うところでもございますが、課長いかがでしょうか。

○千綿こども未来課長Ⅱこういった施設、遮光ネットであったり、ミストシャワーであったり、木陰であったり、いろんな工夫をされているところがあると思います。そういったところというのを、まだ県のほうで把握していないところがあるのであれば、そういったところも見させていただく、そういったこと

もしていきたいと思えます。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱぜひとも調査研究をしていただいて、そして、現場の声を聞いていただき、配慮していただければというふうに思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

この点については、またこれから様々意見交換、そして、質疑などをさせていただきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、最後の質問になります。問いの最後です。未来につながる高校教育についてお尋ねをいたします。

A Iの実装など、デジタル技術が目まぐるしく変化する社会にあっても、佐賀、そして、日本の未来をつくっていくのは、やはり人であり、その主人公となるのは今を生きる子供たちだと感じております。私は子供たちを育む人づくりの各フェーズにおいて、とりわけ高校教育は、初等・中等教育から、大学等の高等教育、そして、実社会につながる子供たちの未来にとって、佐賀、日本の未来にとって非常に大切な時期であると認識しております。

そこで、今回、本委員会での質問では、未来、人をキーワードに、高校教育に関する質問をさせていただきます。

今般、県立高校入学選抜について一般選抜の志願状況が発表され、全県立高校の志願倍率は、昨年の一・〇二倍から一・〇〇倍に低下、厳密には一倍を切るという事態が現実的となつてまいりました。さらに、来年度からは、いわゆる高校無償化がスタートし、私学シフトがその追い打ちとなる可能性が大いにございます。

また、冒頭申し上げたように、現在、A Iの実装など、デジタル技術は目まぐるしく進展しています。二〇四〇年には、少子・高齢化、生産年齢人口の減

少、地方の過疎化について一層の深刻化が見込まれるとともに、労働力需給のギャップが生じます、いわゆる二〇四〇年問題が大きな社会課題となつてございます。そうした中、国は本年二月、「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」を発表されました。

このグランドデザインでは、一つ目に、「不確実な時代を自立して生きていく主権者として、A Iに代替されない能力や個性の伸長」、二つ目に、「我が国や地域の経済・社会の発展を支える人材育成」、三つ目に、「一人一人の多様な学習ニーズに対応した教育機会・アクセスの確保」の三つの視点から高校教育改革の方向性が示されています。

今を生きる子供たちが希望する大学等に進学したり就職したりして、誰もが幸せに暮らしていく一人一人のウェルビーイングを実現していくためには、もちろん学力も大切です。しかし、これからの時代、学力に加え、不確実な未来を自分たちで切り開いていく力が必要であるのではないかとグランドデザインを拝見しながら改めて認識したところでもございます。

県立高校は、高等教育や実社会に向かう、未来に向かう子供たちを育む場所であり、また、地域にエネルギーを与えてくれる、決してなくてはならない大切な場であると私は思っております。

一方、歯止めのかかない少子化、高校無償化の影響等により、学校のさらなる小規模化が懸念されるため、必要な対策を打っていかなければなりません。

県教育委員会には、二〇四〇年問題に挑戦し、これからの社会を力強く生き抜いていこうとする高校生たちの背中をしっかりと後押ししてほしいと考えております。

そこで、大きく三点お伺いをさせていただきます。

まず一点目、唐津青翔高等学校「eスポーツ学科」についてでございます。

これからの時代、子供たちには、学力のみならず、不確実な未来を自分たち

で切り開いていく力や次世代を見据えた新たな学びが必要だと考えております。

少子化や高校無償化による学校の小規模化に対応していくためには、生徒が心を引かれ、自らの個性をぐんぐん伸ばしていくことができる唯一無二の学びを生み出していくことが肝要だと私も思っております。

そうした中、唐津青翔高等学校に全日制公立高校で全国初の「eスポーツ学科」が新設され、本年四月にいよいよ始動することも、私も大変期待を寄せております。

そこで、次の点について伺いたします。

まず、学科新設の目的でございます。

「eスポーツ学科」を新設した目的について改めてお教えください。

○**杣島教育振興課長** 唐津青翔高等学校では、これからのデジタル社会において、新しい価値をつくり出す実践的人材を育成することを目的といたしまして、デジタル技術を活用した唯一無二の学びとして、令和八年度に「eスポーツ学科」を新設することといたしました。

以上でございます。

○**猪村委員** 私も一日も早く視察に伺いたいというふうに思っているところもございます。

次に、育てたい人物像についてでございますが、「eスポーツ学科」ではどのような人材を育てていかれようとされているのかお尋ねをいたします。

○**杣島教育振興課長** 「eスポーツ学科」では、いわゆるプロゲーマーのみならず、ストリーマー——配信者ですね、ストリーマーやゲームクリエイター、イベント運営など、いわゆる、狭い意味でのゲームにとられない幅広いデジタル人材の育成を目指しております。

そのための具体的な学びの中身についてですが、令和八年度から実施する「e

スポーツ講座」において、オンラインゲームによって技術力やロジカル的思考力を磨くeスポーツスキルトレーニングの授業、このほか、配信や実況、動画の編集方法を学び、エンターテインメントに関する力を磨くストリーミングの授業、キャラクターデザインや3Dコンテンツなど、見る人を引きつけるデザインの力を磨くウェブデザインの授業、また、eスポーツ大会や配信イベントの企画運営を体験し、現代社会に求められる企画力、調整力、発信力を磨くイベント運営の授業など、ゲーミングにとどまらない学びを提供してまいります。

こうした学びから、生徒たちの戦略的思考、企画力、チームとしての力を発揮するためのコミュニケーション力などの能力を最大限に高めていきながら、将来はeスポーツやデジタル関連の大学や専門学校への進学、また、プログラミング、配信、ゲームクリエイターなど、デジタル産業分野への就職などを目指すこれからの社会に求められる人材を育成、輩出してまいりたいと考えております。

以上です。

○**猪村委員** お聞きするだけでわくわくいたします。武雄市もプログラミング教育には以前から取り組んでおりまして、そういう子供たちが育ってくれることを非常に楽しみにしておりますし、喜んで入学して学んでくれることを心待ちにしております。

では次に、令和八年度の志願状況についてお尋ねをいたします。

志願状況はどのようなになっているのかお尋ねをいたします。

○**杣島教育振興課長** 本年二月に実施しました特別選抜では、募集定員八名に対し二十四名が受検をいたしました。志願倍率は三・〇倍でございます。

また、昨日、一昨日になりますが、一般選抜のほうでは、募集定員十二名に対し十五名が受検、志願倍率は一・二五倍でございます。県外遠方からの受検もございまして、我々としても確かな手応えを感じているところでございます。

以上です。

○猪村委員Ⅱ募集定員八名に対し、受検が二十四名、すごいですね。これは県外と県内の割合をどうやってされるのかは今ちょっと御答弁は難しいというふうに思っておりますが、非常に楽しみにしております。楽しみにしております。しかし言葉が言いようがないぐらいに本当によくやってくださっているなというふうに思っております。

学科開設に向けた取組についてでございますが、新学科開設に向けて、現在のどのようなことに取り組まれているのでしょうか。そしてまた、今後どのようなことに取り組まれていくおつもりなのかお尋ねさせていただきます。

○梶島教育振興課長Ⅱこれまでに新しい学びに必要な高性能PCパソコンなどを備えたeスポーツルームの整備など、校舎のリノベーションが完了しております。

現在は県内企業と連携をいたしまして、四月からの授業実施に向け、カリキュラムの詳細設計、授業で使用する副教材の作成等を進めているところでございます。

また、先ほどもありましたが、「eスポーツ学科」には県外からの入学予定者もいることから、玄海町と連携して住まいの確保を進めるとともに、生徒が安心して学校生活が送れるよう、日々の見守りを行うハウスマスターの配置計画を進めているところです。そして、令和八年度には、新たに県外生徒を受け入れ、生徒同士や地域住民等の交流の場となる寮を学校地内に整備することとしております。

以上です。

○猪村委員Ⅱ生徒は学校だけで過ごすわけでもございませんので、本当にそういう地域ぐるみで、そして、やれることは何でもやって、そして、生徒たちの学びをしっかりした後押しするというのが非常に賢明かというふうに思うところ

ろでもございますが、それを着実にやってくださっているということで、非常に心強く感じております。

そういった学校改革は非常に困難だというふうに思っておりますが、着実に進めていただいて、佐賀県で学ぶ、学びたい、そういった子供たちを数多く輩出していただきたいというふうに思うところでもございます。

次に、項目の二でございますが、高校入試制度改革についてでございます。

入試は、子供たちが高校教育に踏み出す第一歩です。つい昨日、一昨日と県立高校の一般選抜が実施されたところでございますが、現在、県教育委員会では高校入試制度改革を進めておられます。令和十年度には新たな制度の下で入試が実施されることになっております。

一方、本年二月に国が公表した「高校教育改革に関する基本方針」、先ほども申し上げましたけれども、ブランドデザインでは多面的な入試となるよう改善が求められているところでもございます。

そこで、次の点について伺いをさせていただきます。

一つ目、改革の目的についてでございますが、高校入試制度改革する目的について、改めてお教えください、よろしくお願いいたします。

○梶島教育振興課長Ⅱ入試制度の見直しに当たりましては、佐賀県教育大綱の理念を踏まえております。子供たちには、知識だけでなく、思考力や判断力を身につけ、自分の思いや考え方を自分らしく表現できるようにしてほしいと思っております。また、これからどのように学んでいきたいかについて考え、特に高校受検する皆さんには進路選択に当たってしっかりと自分の思い、考えを持って高校を選択していただきたい。そうした生徒さんの意欲や思いと、スクールポリシーに表される高校の目指す姿との適合を最大限図ることができ、制度にしたいと考え、今回の見直しをしております。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱありがとうございます。

地元の方で、子育てをしている方々に高校入試の改革のことを申し上げますと、えっ、変わるんですかという驚きの声があつて、まだ知られていないような気がいたしますので、ぜひ周知を徹底していただきたいというふうに思うところが日々ございますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、新制度のポイントですね、新制度のポイントはどのようなことに重きを置かれているのか、お聞かせください。

○梶島教育振興課長Ⅱ今回の制度見直しのポイントとしては、これまで受験生自身に取り組んできたこと、そして、これから高校生活において学びたい、チャレンジしたいことなど、自分の考えを作文やプレゼンテーション等を通じて自ら直接表現できるようにしたことでございます。この新たな選抜方式を加えることで、教科の学力だけでなく、先ほど委員のほうからありました多面的に評価するということを可能とすることとしました。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱありがとうございます。

非常に多面的というのが、どう捉えていいのかなというふうに私も考えるところでもございますが、先ほど申し上げました高校改革の方向性、グラントデザインの中に、『好き』を育み、『得意』を伸ばす機会を確保』という言葉がございまして、私、これは大好きな言葉でありまして、まさに「eスポーツ学科」等々も含めて、この好き、好きなんだよ、好きだ、これをやりたいというのを、好きを育んで、そして得意なことに伸ばしていくということ、本当に大事なこととだなというふうに思っているところでもございます。

新たな制度を確立していく上で、これからもまだまだ練るところがあられるというふうに思っておりますが、どうぞ子供たちを真ん中に置いて、ぜひとも考えて、佐賀らしい受験、そして子供たちの育成に取り組んでいただければと

いうふうに思っております。

次に、改革に向けた取組についてでございます。

令和十年度の新制度開始に向けて、現在どのようなことに取り組まれているのか。また今後どのようなことに取り組まれているのかとされているのかをお尋ねいたします。

○梶島教育振興課長Ⅱ昨年十一月の新制度公表後、公立中学校の校長先生方に御説明を行うとともに、県教育委員会ホームページのほうで質問専用フォームを設け、広く質問を受け付けております。新入試制度の質問につきましては、今年度中に回答を取りまとめ、ホームページ等で公表するとともに、リーフレットのほうを作成し、該当学年であります現中学一年生及びその保護者、そして中学校、高校等の関係者に新制度の周知を行うこととしています。先ほど御指摘いただきました周知についても行ってまいります。

また、新制度の運用に当たり、実際に入学選抜を実施する高校の現場において、どのような影響が生じるかを、実際、県立高校六校で検証いたしました。その際に現場から出た意見をフィードバックしてもらい、新制度の詳細検討に当たって極力反映させていく意向でございます。

今後、教育現場の声を聞きながら新制度の詳細を詰めていくとともに、関係者、関係各所に対し丁寧の説明をしていきます。子供たちが自ら将来像を主体的に描くことができるよう、また受検生の皆さんが安心して進路を選択できるように、今後、制度の具体化を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱ高校の入学をぽこっと新制度でやるということに対して、やはり積み重ねが必要だというふうに私は思っています。なので、幼児期から小学校、中学校、高校に至るまで、そういう新制度に向かうということ、そういう人材が社会に求められている、そういったことを市町の教育委員会とも共有してい

ただいて、こういう人材像、こういう社会に求められている、そして佐賀県の子供たちがこういうふうにいることを市町とも共有していただきたいなというふうに思っております。

小学校においては、先生が一人で全教科を教えられているというようなことで、あの手この手で授業を改革していただく、その姿がございます。そういったところで、しっかりと教育改革のみならず、市町の小学校、幼稚園、保育園、もちろんそういったところからやれるのが一番でしょうけれども、市町の中学校からプランニング、ビジョン、取組を共有していただければなというふうにいるところでもございます。ぜひよろしくお願い申し上げます。

それでは、最後の問いになりますが、高校教育改革促進基金についてでございます。

国の令和七年度補正予算において、「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校教育改革促進事業」が措置され、今議会に佐賀県高等学校教育改革促進基金条例が上程されて、それで、今後この基金を活用して不確実な未来を切り開くための高校教育改革に取り組まれると認識しております。

そこで、次の点についてお伺いをさせていただきます。

一つ目、支援対象についてでございます。

高校教育改革促進基金はどのような取組に活用できるのでしょうか、お教えください。

○**杣島教育振興課長** 今回、国が予算措置いたしました「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校教育改革促進事業」は、各都道府県が抱える緊要性の高い取組につきまして、以下の三つの類型、アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援、理数系人材育成支援、多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保、この三つの類型において高校教育改革を牽引する改革先導拠点の創出を目的とするものでございます。

国から示されております具体的な例といたしましては、例えば、教育課程におけるビジネス経験の必修化や実社会につながる生きた授業の実践、高度な実験環境を核とする理数探究拠点の整備、学校間連携や遠隔授業等を活用した教育機会の確保など、こうした教育改革の取組内容に直接資する経費、また教育改革の内容及び一体不可分な施設設備に要する経費が基金の支援対象とされております。

以上です。

○**猪村委員** ありがとうございます。

高校改革の方向性、二〇四〇年に向けた高校の姿というところ、視点一、視点二、視点三、やはりここがしっかりと入っているというこの理解でよろしかったですかね。――ありがとうございます。

まず、しっかりと踏まえて活用され、しっかりと位置づけをして、基金の活用をされていくということでございます。

スケジュールについて、次にお尋ねをさせていただきます。

基金を活用するに当たってのこれまでの経緯と今後のスケジュールをお聞かせください。

○**杣島教育振興課長** スケジュールに関しまして、国のグランドデザインの発表と同じ日、二月十三日に事業の公募が開始されたところです。基金は、国への申請、そして外部有識者から成る審査会での審査を経て、採択決定がなされることとなっております。五月中旬の事業申請、六月上旬の書面及びヒアリング審査を経て、六月下旬に事業の採択発表がなされる予定でございます。現在、五月中旬の事業申請に向け様々議論しながら検討を進めているところでございます。

以上です。

○**猪村委員** ありがとうございます。

来年度五月中旬、それから六月下旬に発表されるまで、中間取りまとめみたいな、そういったものの発表の予定とかは——ございませんか、承知いたしました。

それでは、六月下旬採択に向けて頑張っていたきたいというふうに応援をさせていただきます。

それでは、最後の③の質問になりますが、この基金を活用した取組についてでございます。この高校教育改革促進基金を活用して、高校教育改革にどのように取り組んでいこうとされているのかお尋ねをさせていただきます。

○**枕島教育振興課長** 具体的な取組につきましては、先ほど申しましたように今検討中ということで、ただ、基金の活用につきましては、佐賀県の人口動態、産業構造の変化を踏まえ、課題を明確に抽出した上で、教育現場のみでなく、知事部局、産業界、高等教育機関といった庁外関係者との議論を重ねながら、国から示されている取組例にとらわれることなく、二〇四〇年を見据え、本県にとって必要な取組を行ってまいりたいと思っております。

子供たちそれぞれが、心引かれることに打ち込み、夢や希望を持つて様々なことに挑戦し、多くの仲間と協力して佐賀県や日本の未来をつくっていく、その背中を力強く後押ししたいと考えます。

県教育委員会として、未来の佐賀県を支える人づくりにつなげていくために、知事部局、庁外関係者と共に連携し、これからの子供たちの学びの充実や多様な学びの場の確保など、「人づくり大県さが」らしい取組を実現してまいりたいと考えております。

以上です。

○**猪村委員** 課長、るる御答弁いただきましたありがとうございます。

今回は、「未来」、「人」をキーワードに質問をさせていただきました。新たな学び、新たな入試、これからの高校教育改革の今後に大いに期待をさせていた

だき、今回の私の本委員会での質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○**古川委員長** これで質疑を終了いたします。

暫時休憩します。

午後三時十七分 休憩

午後三時十八分 開議

○古川委員長Ⅱ委員会を再開します。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はあっておりません。討論はないものと認めます。よって、討論を終結し直ちに採決に入ります。

○採 決

○古川委員長Ⅱまず、甲第一号議案中本委員会関係分、甲第三号議案、甲第十号議案、甲第十五号議案、甲第十六号議案、甲第十八号議案中本委員会関係分、甲第二十号議案、甲第三十号議案、甲第三十二号議案、甲第三十三号議案、乙第十一号議案から乙第十六号議案まで六件、乙第二十二号議案、乙第二十八号議案、乙第三十三号議案及び乙第三十六号議案、以上二十件の議案を一括して採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古川委員長Ⅱ全員起立と認めます。よって、以上二十件の議案は原案のとおり可決されました。

○継 続 審 査

○古川委員長Ⅱ最後に、十一月定例会から引き続き審議中の

- 一、県民環境行政について
- 一、健康福祉行政について
- 一、男女参画・子育て行政について
- 一、教育の振興について

以上四件につきましては、諸般の検討が必要ですので、閉会中の継続審査といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古川委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、以上四件についての継続審査

を議長に申し出ることにします。

以上で本委員会に付託された案件の全部を議了いたしました。

なお、委員会での質疑応答において、数字または字句の誤り、及び不適切な表現などがありました場合は、適宜、委員長の手元で精査の上、訂正などを行うことに御承認を願っております。

これをもちまして、文教厚生常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後三時二十一分 閉会

速 記 者 一ノ瀬 千加子

議事課委員会担当主査	議 会 事 務 局 長	同	同	同	会 議 録 署 名 者	同 副委員長	文 教 厚 生 常 任 委 員 長
中 島 彰 子	真 坂 昇	中 本 正 一	藤 崎 輝 樹	田 中 秀 和	古 賀 陽 三	池 田 正 恭	古 川 裕 紀

令和八年三月四日（水）

農林水産商工常任委員会会議録

於 第三委員会室

農林水産商工常任委員会

委員長

弘川 貴紀

副委員長

桃崎 祐介

理事

西久保 弘克

〃

石倉 秀郷

〃

下田 寛

委員

藤木 卓一郎

〃

宮原 真一

〃

定松 一生

〃

武藤 明美

農林水産商工常任委員会質問者順序

三月五日(木)	三月四日(水)	月日 順序
下田 寛 159 頁	(現 地 視 察)	1
武藤 明美 172 頁		2
定松 一生 189 頁		3
宮原 真一 199 頁		4

午前十時 開会

○弘川委員長Ⅱおはようございます。ただいまから農林水産商工常任委員会を開催いたします。

○ 会議録署名者指名

○弘川委員長Ⅱ会議録署名者として西久保弘克委員、定松一生委員、下田寛委員、武藤明美委員、以上の四人を指名いたします。

次に、二月二十七日の本会議におきまして、本委員会に付託されました全議案及び継続審査中の事件を一括して議題といたします。

本日は、ただいまからお手元に配付しております日程表により視察を行います。

なお、あす五日は午前十時に委員会を再開し、質疑、討論、採決を行います。本日はこれで散会いたします。それでは直ちに玄関前にお集まりください。

午前十時一分 散会

議事課議事・記録担当会計年度任用職員 石 丸 宏 子

令和八年三月五日（木）

農林水産商工常任委員会会議録

於 第三委員会室

農林水産商工常任委員会

委員長

弘川 貴紀

副委員長

桃崎 祐介

理事

西久保 弘克

〃

石倉 秀郷

〃

下田 寛

委員

藤木 卓一郎

〃

宮原 真一

〃

定松 一生

〃

武藤 明美

午前十時 開議

○弘川委員長Ⅱただいまから農林水産商工常任委員会を開催いたします。

本日の審議に当たり、お手元に本委員会に付託された全議案一覧及び執行部提出による議案の説明要旨と、「請願・陳情に対する現状と対策」を配付しております。

これより質疑に入ります。通告に従い順次発言を許可します。

○下田委員Ⅱおはようございます。県民ネットワークの下田寛でございます。では、早速、質問に入らせていただきたいと思います。

まずは、県内大学生の県内就職について、一問目、お尋ねをいたします。

令和六年十一月の決算特別委員会の質疑で県内大学生の県内就職率は、令和六年三月卒が二八・八％、令和五年三月卒が二九・四％、令和四年三月卒が三一・五％と、ここ数年、三〇％前後で推移している状況であるという答弁がありました。一方で、県内企業では人材不足が続いており、大学生の採用ニーズは依然として高い状況にあります。

本県産業の持続的な発展のためには、県内で学んだ若者が県内で働き、地域で活躍していく流れをつくっていくことが極めて重要であると考えています。また、令和十一月四月に開校予定の佐賀県立大学（仮称）の設立の効果の一つとして、県内で活躍する人材の育成と確保が見込まれるというふうに考えられています。県立大学設立への理解をさらに促進するためには、その卒業生が県内で就職し、活躍するイメージを県民の皆さんに持っていただく必要があります。そのためには県内大学生の県内就職を促進していくことが大切であると考えております。

そこで、質問をさせていただきますと思います。

まずは、県内大学生の県内就職率についてです。

一番目に、最新の県内大学生の県内就職率はどのようになっているのかをお

尋ねいたします。

○野崎産業人材課長Ⅱ最新の数字ということで、令和七年三月卒の県内大学生の県内就職率、こちら医学部を除いたものでございますが、二九・四％でございました。令和六年三月卒の二八・八％から〇・六ポイントの増加となっております。

以上です。

○下田委員Ⅱありがとうございます。ここ数年、ある程度横ばいで推移している状況と言えると思います。

それでは、県内大学生の県内就職率がここ数年、三〇％前後で推移している現状について、県としてどのように受け止めているのかをお尋ねいたします。

○野崎産業人材課長Ⅱ県内大学生の県内就職率でございますが、委員からも御指摘をいただいたとおり、近年、三〇％前後で推移をしている状況でございます。

近年、全国的な人材不足の状況におきまして、ここ数年、県外からの求人が急増しております。特に佐賀大学におきましては、令和五年三月卒に対する県外からの求人が二万八千件、令和六年三月卒が三万七千件、令和七年三月卒が四万二千件と大幅に増加しております。このような状況の中で少しでも県内就職率を向上させていくためには、県内企業の認知度向上など様々な対策が必要であると、そういうふうに認識をしております。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。過去三年間の求人の数を教えていただきました。令和七年でかなり増えてきているなど、年々増えてきているなどという印象です。

それでは質問を進めますが、県内高校生の県内就職率との違いについてというところで、県内高校生の県内就職率は、六五％を超える水準にあるというふう

に認識しております。一方で大学生については、それよりも低い状況にあるというふうに言えます。一般的に地方では大学進学を機に都市部へ移動し、そのまま都市部で就職するという流れが続いているというふうに認識をしております。しかし、本県の場合は、県内にも大学が存在しているにもかかわらず、県内就職率は三割前後にとどまっているわけです。

この状況について、高校生と大学生でこのような差が生じている理由をどのように分析しているのかをお尋ねいたします。

○野崎産業人材課長Ⅱ県内高校生と大学生の県内就職率の違いについてでございますが、県内高校生の県内就職率は、令和七年三月卒業者で六六・一％となりまして、五年連続で六五％を超えております。大学生の就職活動、これはプロセスですとか、その時期など、非常に多様であるということと違いまして、高校生の就職活動は、基本的に高校を通して行われております。そのため高校と連携することで県の取組を確実に高校生に届けることができておりまして、そのような取組の成果として相対的に高い県内就職率につながっていると考えております。

また、高校生は県内出身者がほとんどであるということも違いが生じる一因であると考えておりまして、あくまで一般論ではございますが、高校生は多くが親元から通学しておりますので、就職に際しても親元から通勤できることを重視する傾向にございます。その結果、県内就職率が高くなります。

一方で、大学生は親元を離れている者も多く、就職に際して首都圏や関西圏などへの転出のハードルが低いことも、相対的に県内就職率が低くなる要因であると考えております。特に本県におきましては、県内大学生の約七割が県外出身者である。そういったことがこの傾向に拍車をかけているのではないかと考えております。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。そういう理由だと思います。

では、四番ですが、県内大学生のうち県内出身者の県内就職率についてお伺いをしたいと思います。

県内大学生のうち県内出身者の県内就職率は約六割ぐらいだと、比較的高い水準なのかなというふうに思うんですけど、そのように聞いております。このことは高校生と同様、どこで育ち、どこで学んだかが、どこで働くかということに一定の影響を与えている可能性を示しているのではないかと考えております。

県として、この傾向をどのように認識しているのかについてお伺いをいたします。

○野崎産業人材課長Ⅱ委員から御指摘いただいたとおり、県内出身者に限りまして、県内就職率が約六割となっております。一方で県外出身者の県内就職率につきましては約一割にとどまっております。出身が県内か県外かによって県内就職率には大きな差があるというふうに認識しております。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。県外出身者は約一割、県内は六割ということでした。

では、(二)の質問に進みますが、県内大学生の県内就職率の向上についてということでお伺いいたします。

まず、県内産業界との連携についてですが、県内大学生の県内就職率を高めるべく、県内の産業界との連携が重要であると考えています。県内企業の方々からは、もっと学生と企業の接点を持ちたい、県内企業の魅力をもっと伝えたい、インターンシップの機会を設けていきたいというような声を私も直接聞いたことがあります。

こういった状況を踏まえて、現在、どのような連携を産業界と行っているの

○野崎産業人材課長Ⅱ県内産業界との連携につきまして、県内企業の人材確保を推進するため、産学官が連携する「佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議」を設置しております。構成団体であります産業界の各団体、高校、大学、短大、専修学校等の各学校・団体、行政機関において、産業人材の確保に係る施策の検討、イベント等への出席情報の周知、生徒、学生の参加促進など、緊密に連携しているところでございます。

委員から御指摘いただいたとおり、県の取組は、県内企業との連携なくしては成り立ちません。合同企業説明会への出展、大学での出前授業への動向など、多くの県内企業と様々な形で協力、連携をしているところでございます。

○下田委員 Ⅱありがとうございます。

○野崎産業人材課長 連携の効果でございますが、県内産業界との連携を密に行っていることで、県が実施するイベント等への県内企業の参加が増えておりまして、これに伴い参加する学生の増加にもつながっていると感じております。

また、各イベントでは、実際の商品に触れ、仕事の一端を体験してもらいますが、社員の方々と学生が身近に接する機会を設けるようにしております。この直接の出会いが、学生に佐賀で働くことのリアルなイメージ持つてもらうことにつながり、県内就職へのきっかけになるものと考えております。

○下田委員Ⅱありがとうございます。最近も様々な取組をさせていただいてイベントへの出展増、あとは社員さんと直接触れ合っていたくというふうなところで効果が出てきているというふうな認識をお持ちだということでした。現に私もそのような実感は確かに持っております。

県として、どのような課題があるかと認識しているのかをお尋ねいたします。

また、先ほども申し上げたとおり、県内大学への県外からの求人が急増しておりまして、都市部の大企業と比較した場合に中小企業が多い県内企業は、学生から認知度の面で不利な状況にございまして、これも課題の一つであるというふうに考えております。

○下田委員＝ありがとうございます。ニーズの多様化で県の情報がなかなか届

きにくいというところは、やっぱり高校生との大きな違いでもあると思いますし、県外求人増加で、やっぱりそっちのほうに引っぱられてしまうということも、求人自体は佐賀県内は多く増えておりますが、そういった課題もあるということでした。

そういった点を踏まえてですが、今後の取組で、先ほど数値を示していただきましたが、県内大学生の県内就職率については、まず、三〇%を一つの通過点として、その先を見据えた活動が必要だと思っております。県内大学生、県内出身者はもちろんですが、県外の人たちも巻き込んで佐賀の企業に勤めたいなど思っていたことが必要だと思っております。

また、県内産業の持続的な人材確保という観点から、この三〇%という比率がさらに上になっていくように目指していく必要があると考えますが、今後どのような取組をしていこうと考えていらっしゃるのか、それをお伺いいたします。

○野崎産業人材課長 Ⅱ今後の取組につきまして、県内大学生の県内就職率は三〇%を切っている状況でございます。委員から御指摘いただいたとおり、三〇%を超えて、さらに少しでも引き上げていくことを目指しております。

就職につながる活動の早期化に対応するために、学生が就職を意識する前の大学一、二年生の段階から県内企業を認知してもらい、その後のインターンシップや採用選考につなげていくような取組が必要であると考えております。主に大学一、二年の学生をメインターゲットとしている県内企業と学生の交流会「サガシル」などのイベントを拡充し、より多くの学生に県内企業のことを知ってもらえるよう取り組みたいと考えております。

さらに、学生に直接アプローチするということも有効であると考えております。大学との連携をさらに強化いたしまして、学内でのイベントの開催や出前授業などを通じて、佐賀で働くことや佐賀の企業のすばらしさを伝えていき

いと考えております。

また、大学へ進学する前の高校生の段階において、県内企業経営者や県内企業で活躍する社員の方々に、佐賀で働くことのすばらしさを伝えてもらう授業を行う「SAGAミライシルプロジェクト」を引き続き実施するとともに、卒業後も佐賀の情報を届ける公式LINEの運用を新たに始めるなど、切れ目のない人材確保策を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○下田委員 Ⅱありがとうございます。ぜひその取組を推進していただいて、さらに就職率が上がっていくようなことを目指していただきたいと思います。ありがとうございます。

それで、県立大学との関係についてお伺いしたいんですが、県立大学の設立が今議論されていますが、県内大学生のうち県内出身者の県内就職率は比較的高いことを踏まえると、県立大学の設立は県外流出の抑制という目的、そういった観点からも一定の効果は期待できるのだろうというふうに思います。

また、単に高等教育機関が増えるということだけではなくて、地域で人材を育てて地域で活躍していく流れをつくる契機になる、その可能性も十分あるというふうにも考えています。

この県立大学の設立によって、県内企業の人材確保にどのような影響があると考えているのか、その点をお尋ねいたします。

○野崎産業人材課長 Ⅱ県立大学の設立は、県内企業の人材確保に対してプラスに働きます。

まず、現在の県内大学の状況を見ると、県内出身者の約六割が地元就職しており、比較的高い地元就職率となっております。

県立大学につきましては、県内出身者の入学割合が高くなることが見込まれております。そのため県外の大学に進学した後にUターン就職する場合と比べ

て、県内に大学があることで、より多くの学生が、そのまま県内で就職する可能性が高まると考えられます。

また、全国的に見ましても、近年の公立大学の地元就職率は、おおむね四〇から四五％と比較的高く、もともと地元就職につながりやすい傾向がございます。仮に、県立大学の定員を二百人、そのうち四〇から四五％が県内就職を選ぶとした場合、年間で九十人弱が県内企業に就職するという計算になります。現在の県内大学生の県内就職者数がおおむね三百五十人前後であるということ踏まえすと、数の面でも効果が見込まれます。

加えて、県立大学で育成される「チェンジ・メーカー」となる実践的な人材が県内で活躍することを考慮しても、県立大学の設立は、県内企業の人材確保にとって効果的であると考えております。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。今、県立大学はプラスになっていくというような大まかな認識であるということの説明をいただきました。

それで、地域との連携というところもお伺いしていきたいんですが、県立大学では、現在、二百を超える協力事業所が登録されているというふうにも聞いています。また、大学や自治体、産業界や金融機関などが連携する「地域構想推進プラットフォーム」の設立も予定されていると聞いています。

大学生の県内就職を促進するためには、県全体の施策と一体的に進めていくことが重要であると考えます。また、今後どのように連携して、一体的、効率的に運用していくべきと考えているのか、その点をお尋ねいたします。

○野崎産業人材課長Ⅱ県立大学の協力事業所等との連携についてでございますが、先日、県立大学の協力事業所との意見交換会に私も参加させていただきました。多くの事業所から県立大学の卒業生への大きな期待の声を伺いました。採用意欲は高いというふうに感じました。

協力事業所には、課題解決型学習への協力、インターンシップの受け入れ、社員による大学での授業など、様々な面での参画が期待されています。こうした取組は、県が進めている産業人材確保の施策の多くと連携できるというふうに考えております。

また、協力事業所の一覧を見ますと、産業労働部が実施している人材確保イベントにまだ参加されていない業種や事業所も含まれておりまして、県立大学との連携を進めることで県の施策全体の広がりが期待できます。

さらに、昨年十一月には知事と県内大学・短大の学長による意見交換の場「UC5+」におきまして、地域内の大学、自治体、産業界、金融機関等が連携する「地域構想推進プラットフォーム」の設立が合意されたところでございます。

このプラットフォームでは、教育研究分野での連携に加えて、産業界が求める人材像の共有や人材確保施策の協働など、幅広い連携が想定されております。今後、プラットフォームの具体化が進む中で、産業分野における連携内容についても調整を進めていきたいと考えております。

県立大学の設立に向けては、協力事業所や「地域構想推進プラットフォーム」との連携を具体化し、県立大学が育成する人材と県内企業をつなぎながら、県内企業の人材確保に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。現在、既存の連携の枠を超えて、恐らく産業労働部の所管以外のところの登録もしているということでは、幅広い今後の人材確保政策というのが展開されるのかなというふうにも思っております。

最後に部長にお尋ねをしたいんですが、これまで県内大学生の県内就職率の現状や課題、そして県立大学設立との関係についてお伺いをいたしました。人口減少が進む中で、人材こそが地域最大の資源であると言われております。人

材確保は、単なる就職支援ではなくて、人づくりこそ最大の産業政策であるとは考えています。そして、今問われているのは、若者が佐賀に残る地域ではなくて、若者が佐賀を選ぶ地域をどうつくっていくのかという視点であると思っています。

そこで、部長にお尋ねいたしますが、県として本県の産業や地域の将来を支える人材戦略としてどのような姿勢で取り組んでいくのかというところの部長の所見をお尋ねいたします。

○井手産業労働部長⇨人材戦略についてお答えします。

まず、大きな話として、全ての産業戦略というか、そういうものにつながると思うんですが、私が産業労働部長として常に心がけているのは、人材不足など現場の課題に向き合うことと、佐賀県の将来に向けて様々な分野の付加価値を高めていくこと、そして競争力の強化を図っていく、この二つでございます。あわせて、こうした課題に行政だけではなくて、もちろん商工団体をはじめ、関係団体、関係機関、学校、企業の皆さん、産業界、教育界のみならず、多くの業界の人たちと一緒に課題に向けて取り組んでいくということ、そこをばれずに進めていくのが私の気持ちです。

その中で、人材不足は、まさに直面する課題ですし、また、佐賀で生まれ、佐賀で学んだ子供たち、そして、その子供たちが佐賀を選ぶ、外からの若者も佐賀を選んでもらうということだと思いますと、将来の付加価値向上につながるということでも人材確保に取り組んできた、そういう思いでございます。

戦略的には、高校生、大学生、そしてU・I・J人材を一つの柱、多様な人材が活躍できる環境づくりを一つの柱、あとはデジタル化、リスクリング、ハラスメント等を柱として、様々な施策をひもづけて、効果的な施策には積極的に取り組みという姿勢で臨んでいるところでございます。

様々な業界の方とも連携してしっかりと取り組んでいきたいと思っております。それ

が私の思いです。

以上でございます。

○下田委員⇨ありがとうございます。最後に県立大学の設立について僕はちょっと触れたんですけども、佐賀で学んで、佐賀で働いて、佐賀で挑戦する、そのような人材が、今、課長、部長に答弁いただきましたが、そういった挑戦の中で、そのような人材の流れを生み出して、地域から人材が育ち、地域で活躍する、佐賀ならではの人材循環モデルが生まれるというようなことを私は期待しております。佐賀は小さい県ではありますが、人づくりでは日本一を目指す県であってほしいと思っております。そのような思いを申し上げまして、この質問を終わって次の質問にいききたいと思っております。ありがとうございます。

続いて、新規就農者に対する支援についてお尋ねをいたします。

本県の基幹産業である農業は、食料を生産する産業であると同時に、地域の土地を守り、地域産業を支える基盤であるとも考えています。一方で農業従事者の高齢化や担い手不足が進む中で農業をどのように次の世代へつないでいくのかという課題は、全国的にも大きなテーマとなっています。農業の持続性を確保していくためには、新しく農業に挑戦する方々を増やしていくこと。そして、その方々が地域の担い手としてしっかりと定着していくことが極めて重要であると考えております。

農林水産省の統計によると、雇用就農を除いた令和五年の全国の新規就農者数は約三万四千人というふうになっています。また、その年齢構成を見ると、五十歳以上が七三・六%を占めており、若い世代だけではなく、人生後半から農業に参入する方々が担い手として大きな役割を持っているという状況が見えてきます。また、就農はゴールではなくて担い手としての新たなスタートであり、いかに早く経営を軌道に乗せて定着を図ることができるか、これがとても

重要であります。県として新規就農の対策は、数の確保だけではなく、定着と経営発展につながるよう、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っております。このような全国の傾向も踏まえながら質問をさせていただきたいと思います。

まず、佐賀県における新規就農の状況についてです。

一番目に、新規就農者の年齢構成についてお尋ねをいたします。

担い手確保という観点では、若い世代の就農を促進していくことは、もちろん重要であります。近年は人生後半から農業に参入する方々も増えており、農業の担い手の姿そのものが多様化しているようにも感じています。

そこで、お尋ねをいたしますが、近年の佐賀県の新規就農者の年齢構成はどのようなになっているのか。また、その特徴について県としてどのように認識しているのかをお尋ねをいたします。

○**莊山農業経営課長** 県で毎年実施している新規就農者調査を見ると、佐賀県における新規就農者数は、直近の令和七年で百四十二名となっております。このうち雇用就農を除いた自営就農者は百二名となっております。その年齢構成は、順に申し上げますと、三十歳以下が三十六名、三十一歳から四十歳が二十九名、四十一歳から五十歳が二十七名、五十一歳から六十五歳未満が十名となっております。このように五十歳までの新規自営就農者の合計は九十二名となっており、全体の約九割を占めております。ここ数年も同様の傾向で推移していることから、若い世代の新規自営就農者が多いことが本県の特徴の一つと考えております。

以上でございます。

○**下田委員** ありがとうございます。佐賀県の特徴として若い人が圧倒的に多いということが言えるのだと思います。ただ、国とは統計の取り方が違うというところもありますので一概に言えないところもあるようですが、今、

データをいただきました。ありがとうございます。

それでは、二番目の五十代以上の就農状況についてですが、若い世代の就農促進はもちろんですが、担い手不足が進む中で人生後半から農業に挑戦する方々も、地域農業を支える担い手として位置づけていく視点も必要だと感じています。例えば、会社を終えた後に農業に挑戦する方、地域に戻って農業を始める方など、それぞれの社会経験や人脈を生かしながら農業に取り組まれるケースもあると考えています。農業は、地域との関係の中で営まれる産業でもあり、こうした中高年層の参入は、地域農業にとっても重要な力になる可能性があるというふうにも思います。

そこで、お尋ねをいたしますが、五十歳以上の就農状況はどのようなになっているのか。また、人生後半からの農業参入も担い手確保の重要な要素と考えますが、佐賀県としてどのような位置づけで捉えているのか、この点をお尋ねいたします。

○**莊山農業経営課長** 令和七年の五十代以上の方、調査の集計上、五十一歳以上でカウントさせていただきますが、その自営就農者は十名となっております。その内訳は、新規参入が七名、Uターン就農が三名となっております。また、主な経営部門で分類しますと、施設野菜が四名、露地野菜が三名、果樹が二名、米・麦で一名となっております。

委員おっしゃられたとおり、五十代以上の新規自営就農者は、就農する前の豊富な経験に基づく経営力であったり、地域への貢献というものが大いに期待できると考えております。県としても、五十代以上の方も他の年代の方と同様に、本県農業・農村を維持していく上で重要な担い手と認識しております。その支援に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○**下田委員** ありがとうございます。数値も示していただきました。

それでは、その五十代以上の方々への就農支援についてお尋ねをいたします。国の就農支援制度の多くは四十九歳までを対象としていて、若い世代への支援が中心となっています。しかしながら、今、話したとおり、担い手不足が進む中で農業を支える人材は、若い世代だけではなくて、幅広い世代から確保していく必要があると思います。

そこで、お尋ねをいたしますが、県では、五十代以上の就農希望者に対し、どのような支援を行っているのか。また、人生後半からの参入者が持つ経験や地域性を踏まえた支援の必要性についてどのように考えているのか、以上をお尋ねいたします。

○**莊山農業経営課長** Ⅱ今の取組でございますが、県では、新規就農者を確保するため、例えば就農啓発セミナー等での呼び込みや就農相談、トレーナー制やトレーニングファーム等での実践研修、就農する際の農地や施設機械等の整備など、入り口から出口まで一連した切れ目のない支援に取り組んでおり、これらにおいては年齢による差は設けておりません。

次に、支援の必要性についてでございますが、人生後半から農業へ参入される方は、若い世代にない他産業で培った経験や能力を備えている場合も多く、農業経験の有無や目指している農業経営など、目標や事情も大きく異なると思っております。このため、就農相談の段階から個別事情に応じた助言を行いまして、無理なく定着できるよう対応することが必要と認識しております。

以上、お答えいたします。

○**下田委員** Ⅱありがとうございます。特に佐賀県としては年齢云々というより、幅広く一人一人に対応しているというような趣旨でもあったと思います。

それでは、今後の取組についてですが、様々な世代から農業を支える人材を確保していくことが必要です。

そこで、お尋ねをいたしますが、多様な人材を担い手として確保していく観

点から、五十歳以上の就農支援に今後どのように取り組んでいくのかという点についてお尋ねをいたします。

○**莊山農業経営課長** Ⅱ今後の取組でございますが、県が実施する新規就農者に対する支援については、先ほど御答弁させていただきましたとおり、年齢によって差は設けておらず、幅広い年齢層を対象としております。今後も五十代以上の層も含め、本県農業を支える担い手としてしっかりと支援をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○**下田委員** Ⅱありがとうございます。よろしく願います。

それでは、(三)ですが、新規就農者の定着状況と就農後の支援についてお尋ねをいたします。

まず、定着状況についてですが、新規就農者については、就農してから三年から五年の間に様々な課題に直面することが多く、三年から五年の壁というようなことも聞いたことがあります。就農そのものがゴールではなくて、そこから経営を軌道に乗せて地域農業の担い手として定着していくことが重要であると考えます。

そこで、お尋ねをいたしますが、新規就農者の定着状況について県ではどのように把握しているのか。また、その実態をどのように評価しているのかをお尋ねいたします。

○**莊山農業経営課長** Ⅱ新規就農者の定着状況につきましては、毎年、五年前に就農した方を対象に、農業振興センターを通じて、市町、JA、生産組合等に営農を継続しているかというところを確認するなどして取りまとめをしております。雇用就農を除いた自営新規就農者の五年目の定着率につきましては、令和七年調査、令和二年に就農された方の状況でございますが、こちらは八九%となっております。近年も九割前後と高い水準で推移しております。

この定着率が高い要因を申し上げますと、農業振興センターにおいては、新規就農者を参集した激励会というものを開催しておりまして、その場で佐賀県農業士であったり、農業青年クラブや関係機関とのコネクションづくりを行っております。また、農業士による技術、経営面での支援、農業青年クラブでの仲間づくり、JAの生産部会への参画を通じた技術研さんなど、関係機関が連携して新規就農者を継続的に支援する仕組みが充実しているところ、この定着率の高さにつながっていると認識しております。

以上でございます。

○下田委員Ⅱ定着率、農業をやめていない方が八九%いらつしやるということ、様々な取組をしていたというふうに認識をします。

それでは、新規就農者の経営定着に向けて、どのような支援に取り組んでいるのかお尋ねをいたします。

○莊山農業経営課長Ⅱ県では、新規就農者の定着に向け、各地域の農業振興センターにおいて、JAや市町等の関係機関と連携し、例えば新規就農者を対象とした栽培、経営に関する基礎研修であったり、国の経営開始資金や就農準備資金を交付した就農者への就農状況を確認する面談、これは半年に一回程度行っております。必要に応じて一カ月単位の定期的な巡回訪問、相談対応等の伴走支援などに取り組んでいるところでございます。また、近年は、資金面の経営管理能力が求められることから、日本政策金融公庫との共催によりまして金融リテラシーに関する研修を実施しております。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。

それではもう一点、就農時の設備投資についてお尋ねをしますが、近年、資材価格の高騰などで施設整備や農業機械の導入など、就農時の初期投資が大きくなっている状況があります。施設整備などの初期投資が高額となつて就農初

期の経営を圧迫している点があると思いますが、どのような対応を行っているのかお尋ねをいたします。

○田川園芸農産課長Ⅱ県では、設備投資が高騰する中でも、新規就農者の安定した経営が図られますように、施設や機械等の整備を支援する事業におきまして、これまでも必要な対策を段階的に講じてきたところでございます。

具体的に申し上げますと、一人当たりの補助上限額を千二百万円から三千万円に引き上げるでありますとか、新規就農者の経営開始初年度におきまして、苗や肥料といった生産資材も上限額を設けて補助対象に追加をするなどしてきたところでございます。

また、過大な設備投資とならないように、各農業振興センターにおきまして、関係機関やトレーナーなどと連携しまして、借入金などの償還期間やライフプランを踏まえた長期的な経営計画の作成支援でありますとか、施設整備の仕様や事業計画の検討、そして費用対効果の精査といった伴走支援を行っているところでございます。

加えまして、就農時の初期投資を軽減するため、地域の中古ハウスを有効活用していくよう、中古園芸ハウスの情報共有やマッチングを円滑に行うための地域や生産部会内の仕組みづくりでありますとか、中古園芸ハウスのリノベーションに対する支援にも取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。様々な支援をいただいているというふうに認識しています。

では、今後の取組ですが、新規就農対策は、就農者数の確保だけではなくて、定着と経営発展につなげていくことが重要であると考えています。今後、就農初期段階の支援について県としてどのように取り組んでいくのか、この点をお尋ねいたします。

○庄山農業経営課長Ⅱ新規就農者の経営を取り巻く環境が厳しくなる中、栽培技術の習得、スキルアップはもちろんのこと、安定した経営を確立し、発展させるための経営管理能力をいち早く身につけることが重要と考えております。

そのための支援としまして、先ほど答弁した取組を継続するとともに、令和八年度から新たに全国段階の教育機関と連携したオンライン講義等の実施、特に経営改善が必要な新規就農者につきましては、関係機関による経営診断に基づく経営改善計画の策定であったり、目標達成に向けた巡回指導などの濃密な伴走支援に取り組むこととしております。

また、経営発展につなげる取組としまして、若手農業者が交流し、稼ぐ農業を学ぶ場をつくったり、稼ぐ青年農業者を増やしていく取組として販売額三千万円以上を目指す経営体への伴走支援などに取り組んでいこうと考えております。

このような新規就農初期の定着支援を通じ、新たに農業を始めた方々が経営を断念することなく、本県農業を支える担い手として活躍されるよう、しっかりと支援してまいります。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。今後の取組について御答弁いただきました。

最後に部長にお尋ねしたいのですが、担い手不足が進む中でこれからの農業政策、単に新規就農者を増やすという発想だけではなくて、誰に農業を担ってもらうのか、どうすれば農業を続けていけるのかという視点で担い手政策を組み立てていくことも重要であると感じています。

本県農業の担い手を将来にわたって確保していくために、幅広い年齢層の新規就農者の確保と定着に向けてぜひ取り組んでいただきたいと思います。部長の見解をお尋ねしたいと思います。

○島内農林水産部長Ⅱ新規就農者の支援に対する私の思いについてお答えいたします。

農業は、本県の食と地域を支えてきた重要な基幹産業でございます。しかし、近年、農業を取り巻く環境は、担い手の減少、気候変動、経営の高度化など、大きな変化の中にあり、未来へバトンをつないでいくためには、新たな担い手の確保と育成が何よりも重要だと考えております。

その中で、新たに農業の道を志していただく新規就農者の皆様は、本県農業の未来そのものだというふうに考えております。農業への挑戦には期待と同時に不安も伴います。だからこそ、県としては、皆様の第一歩を確かなものにし、継続可能な経営につながるよう、技術、資金、経営、地域定着の全ての面で切れ目なく支援することが使命であるというふうに考えております。

私自身、農業は、単なる産業にとどまらず、地域を育て、人と人をつなぎ、未来の子供たちに誇れる風景を残す営みだというふうにも感じております。その営みに新たに参加してくださる皆様の地域全体で支え、共に成長していける環境を整えることが私の強い思いでございます。

今後も、新規就農者の皆様が、この道を選んでよかったと実感できるよう、伴走支援をさらに充実させ、現場の声に耳を傾けながら実効性のある新規就農者支援対策に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○下田委員Ⅱ部長、ありがとうございます。今、部長もおっしゃっていたように、農業は、単なる産業ではなくて、地域の土地を守り、地域社会を支える基盤であって、まさに人の命を支える営みでもあるというふうに思っています。若い世代も、人生後半から挑戦する方々も、それぞれが担い手として力を発揮できる農業の姿をつくっていくことが本県農業の未来につながるものと考えています。農業は、命を育み、地域の心を育てる営みでもあります。県

におかれましても、新規就農者の確保と定着支援にしっかりと取り組んでいたことを御期待を申し上げまして、次の質問に移ります。

それでは、三番目、最後の質問ですが、これからの企業誘致の取組についてお尋ねをいたします。

近年、佐賀県への企業立地は、明らかに新しい段階に入りつつあると感じています。私の地元である鳥栖市においても、アイリスオーヤマさんによる工場拡張、久光製薬さんの新研究所の立地、アサヒビールさんの工場進出など、単なる生産拠点の増加というよりは、佐賀県を戦略拠点として選んだという企業側の意思を感じる立地が続いていると認識をしています。また、佐賀市に進出したCygames Picturesさん、この事例は、若者にとつて佐賀で働き、佐賀で夢を追うことができるという環境が整いつつあることを示す象徴的な事例であるというふうにも受け止めています。

現在、九州では、半導体関連産業を中心とした大きな産業の変化が起きています。熊本への半導体企業の進出を契機として、いわゆる九州シリコンアイランドの動きが再び活発になって、九州全体の産業構造が大きく動き始めています。

こうした中で、この追い風を一過性のものに終わらせるのか、それとも中長期的な地域の成長につなげていくのか、ここからの政策判断は、佐賀県の産業構造や雇用環境、さらには人口動態にも影響を及ぼす重要な局面にあると私は感じています。

そのような中で、県は、今回、「佐賀県企業立地の促進に関する条例」を廃止して、新たに「地域経済牽引事業の促進区域における県税の課税免除に関する条例」へ移行する制度改正を行おうとしています。

この制度移行は、これまで税制優遇、補助金が選択性であったものを併用可能とする仕組みへ転換するものであって、さらに、課税免除による減収につい

ては、地方交付税によって補てんされる仕組みとなっていて、企業誘致のツールを強化しながら、財政的リスクを抑えて運用できる制度であると理解をしています。だからこそ重要になるのは、単に企業立地を増やすことではなくて、どのような企業立地を後押ししていくのかという制度運用の思想であるというふうにも考えています。

そこで、質問をさせていただきます。

まず、条例移行の目的についてです。

今回、「佐賀県企業立地の促進に関する条例」を廃止して、新たな県税課税免除条例へと移行する議案が提出をされています。この制度移行は、企業誘致の仕組みを見直す一つの大きな転換点であると考えております。

そこで、今回、従来の条例を廃止して新しい条例へと移行する目的について、県はどのように考えているのかをお尋ねいたします。

○田中企業立地課長 今回廃止いたします「佐賀県企業立地の促進に関する条例」につきましては、平成十七年に制定したものでございまして、特区指定十二市町への立地企業に対し、事業税や不動産取得税の減免、または補助金交付のいずれか一方を選択できる優遇制度を設け、企業誘致を進めることで雇用創出と地域経済の活性化を図ってまいりました。しかし、近年、企業進出が進み大きな成果を上げる一方で、産業用地が不足しつつございます。

また、人材確保の観点からも、県といたしましては、半導体やコスメなどの成長産業、また、投資規模、賃金水準が高いなど、付加価値の高い企業誘致に全力で取り組んでおります。

こうした状況を踏まえまして、条例の廃止に伴い制定する新条例では、優遇措置を拡充し、他県との誘致競争での優位性を高めることを目的としております。あわせて、地元企業にも適用できる制度とすることで県内全体の投資誘因や雇用拡大を図ってまいります。

以上、お答えいたします。

○下田委員Ⅱありがとうございます。

では次に、制度の内容について伺いいたします。

今回の制度移行では、これまで選択性であった県税優遇、補助金を併用可能とする仕組みになると聞いております。このことも含めて今回の制度移行の概要について、県としてどのような制度設計となっているのかお尋ねいたします。

○田中企業立地課長Ⅱ今回の移行に伴いまして、税政課が提案しております新条例、「地域経済牽引事業の促進区域における県税の課税免除に関する条例」は、いわゆる地域未来投資促進法に基づきまして、促進区域において県税の特別措置を講じるものでございます。

具体的には、促進区域で国の課税特例の確認を受けた地域経済牽引事業に供する施設の土地、家屋、構造物につきまして、不動産取得税及び固定資産税の課税免除を可能とする内容でございます。これによりまして対象企業は従来の誘致企業に限らず、県内で投資する地元企業にも広がります。また、対象区域も従前の特区十二市町から県内全市町へ拡大することとなります。さらに、この条例に基づきまして県税の課税免除を行った場合の県の減収分につきましては、地方交付税の仕組みにより補てんされることになっております。

なお、従来は県税の課税免除か補助金交付のいずれか一方の適用でございましたが、要件に応じて両者を併用できるようにいたします。

以上、お答えいたします。

○下田委員Ⅱありがとうございます。

では、続いて三点目をお伺いしたいと思います。

企業誘致を成功させるためには、単に制度を整えるだけではなくて、どの分野の企業を、どこに、どのように誘致するのかという戦略が重要であると考えております。現在、九州では、半導体関連産業をはじめとした産業集積が進ん

で、地域間の企業誘致競争は、これまで以上に激しくなっています。こうした中で佐賀県として、どの産業をターゲットに企業誘致を進めていくのか、その戦略がこれまで以上に重要になってくると感じています。

そこで、お尋ねいたしますが、佐賀県として今後どのような戦略の下で企業誘致を進めていくのかをお尋ねいたします。

○田中企業立地課長Ⅱ企業誘致の実現は、投資や雇用の創出など、地域経済に大きな効果をもたらします。一方で誘致を実現するためには、委員おっしゃるとおり、自治体間の厳しい競争を勝ち抜く必要があります。その中におきまして、佐賀県では、災害リスクの低さ、優れた交通アクセス、アジア市場への地理的優位性、優秀な人材、そして手厚いサポートなど大きな強みがございます。こうした強みを生かしまして積極的に誘致に取り組むことで、これまで大きな成果を上げてまいりました。

そして、現在は、半導体やコスメといった本県に強みのある分野、デジタル関連分野、蓄電池・次世代モビリティなどのグリーンイノベーション、さらに、研究開発や総務・経理といった本社機能の移転を重点分野に据えております。こうした産業の集積を通じまして、人材の確保や県内企業との相乗効果の創出につなげてまいります。

今回の移行に伴う優遇措置の拡充も、こうした取組を後押しする強みとなります。引き続き、企業誘致の実現に向けて戦略的に取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。

○下田委員Ⅱありがとうございます。ぜひ戦略的に取り組んでいただきたいと思います。

今後の取組について、最後にお伺いをしたいと思います。

私の地元である鳥栖市では、これまで物流業の集積が進んで、九州における物流拠点として一定の役割を果たしている地域だと思っています。特に、鳥栖

インターネットを中心にした物流ネットワークは、九州の経済活動を支える重要な基盤となっています。今回の制度移行で税制優遇、補助金という企業誘致のツールが強化されることで、これまで以上に一歩踏み込んだ企業誘致戦略が可能になると期待をしています。

そこで、お尋ねをいたしますが、今回の制度改正を踏まえて、県として今後どのような方針で企業誘致に取り組んでいくのかをお尋ねいたします。

○田中企業立地課長 鳥栖市には、九州自動車道、長崎自動車道、大分自動車道がクロスする鳥栖ジャンクションがあり、鳥栖インターチェンジや小郡鳥栖南スマートインターチェンジへのアクセスも優れた、全国的にもまれな交通結節点であると考えております。これによりまして九州全域を一拠点でカバーできる立地先として高く評価されております。

また、県内だけではなく、福岡空港や博多港にも近接しており、スピードを求める国内輸送から国際輸送まで対応できる立地先であり、こうした強みを背景に大型物流倉庫や配送センターの新設が続き、物流企業の集積がさらに進んでいると考えております。

さらに、この交通便利性を生かし、自動車関連や食品、医薬品などの幅広い製造業も立地しており、製造品出荷額は県内トップクラスになっております。

首都圏事務所で企業誘致を担当している職員からも、鳥栖市のみを立地先の候補として検討する企業も少なくないと聞いております。立地先のポテンシャルは非常に高いものがございます。

こうした中、サザン鳥栖クロスパークの開発も進んでおりまして、今回、拡充する優遇措置も広報し、鳥栖の強み、そして佐賀県全体の立地先としての強みを生かしながら、若者などの人材確保にもつながる付加価値の高い企業の誘致に力を尽くしてまいります。

以上、お答えいたします。

○下田委員 ありがとうございます。ぜひとも、さらに飛躍をしていただきたいと思っていますので、鳥栖を強めに言いましたけれども、佐賀県全体でお願いしたいと思います。

最後に、また部長にお尋ねをしたいんですけれど、ここまでの答弁を伺って、制度としては企業誘致を後押しする環境が、さらに整うことになるかと理解をしております。今回の制度は、補助金と県税優遇を併用可能とすることで企業誘致のツールを強化するものであって、さらに交付税措置によって財政的リスクを抑えながら運用できる仕組みとなっています。

だからこそ、今後問われるのは、制度の運用ではなくて、その活用の姿勢ではないかと思っています。単に立地の量を追うのではなくて、将来の産業構造や雇用につながる質の高い企業立地を戦略的に後押ししていく意思があるかどうか。特に、九州のクロスポイントである佐賀県東部地域は、物流のみならず、新たな産業集積の可能性を持つエリアでもあります。

こうした地域のポテンシャルも含めてこれからの企業誘致をどのような姿勢で進めていくのか、部長にお尋ねをしたいと思います。

○井手産業労働部長 企業誘致にどのような姿勢で臨むのかという質問にお答えいたします。

人材確保についても申し上げましたが、私は、常に現場の課題に向き合うということと、佐賀県の将来に向けて様々な分野の付加価値向上を目指していくということを目指しております。それが前提です。その中で企業誘致は産業集積を通じて、まさに付加価値を高め、雇用や賃金水準の向上、サプライチェーン構築による経済波及効果などの、まさに課題解決につながるもので、大きな効果を発揮します。

先ほど課長も答弁しましたが、首都圏事務所で誘致を経験した職員、私もなんですが、熾烈な誘致競争の中で誘致を実現してきました。東京から佐賀を客

観的に見ると、やはりBCPの観点や交通アクセス、アジア市場への近接性、勤勉で優秀な人材などはもちろんのこと、地域、地域でその強みがございまして、また、佐賀の暮らしそのものに魅力を感じていただいてという企業さんもございました。

こうした、要は、競争しても勝てるポテンシャルがあるという思いで誘致活動に取り組むとともに、選んでいただくために、そのニーズに沿った提案を個別具体的にしていくことだと思えます。もう、それに尽きると思えます。

先ほど課長が答弁で事例を示しましたが、今後、誘致していきたい業種も様々ございます。企業誘致に全力を尽くすということで、それが私の思いです。

○下田委員Ⅱありがとうございます。俯瞰的に見ると勝てるポテンシャルがあるというところをいかに信じられるかというのは、とても大事なところだと思います。部長、答弁ありがとうございます。

最後に、今回、私は、県内大学生の県内就職、新規就農者への支援、そして企業誘致について質問させていただきました。一見、別のテーマに見えますけれども、私自身は、全てが同じ課題につながっていると考えています。それは佐賀で学び、佐賀で働き、佐賀で暮らす、その循環を地域の中でいかにつくっていくのかということです。

今後、設置が検討されている佐賀県立大学も含めて、若者が地域で学んで、地域で挑戦して、地域で働く、その受け皿となる産業を地域の中で育てていくことが重要だと考えています。

この企業誘致は、単に企業を増やす政策ではなくて、地域の未来をつくる政策です。佐賀県の次の成長につながる企業誘致にぜひ取り組んでいただくことを期待申し上げます、私の質問全体を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○武藤委員Ⅱおはようございます。日本共産党の武藤明美でございます。私

は、今日、三問、農業分野ばかりでしたが、準備をさせていただいております。どうぞよろしく願います。

まず最初に、筑後川下流土地改良事業についてです。

その中の一つとして、初めに乙第十九号議案についてお尋ねしたいと思います。

国営土地改良事業の完了に伴って負担金条例を改正し、新たな事業を追加するというものです。この追加する事業、国営造成土地改良施設整備事業佐賀中部地区の事業がどのようなものかお示しいただきたいと思えます。

○江口農山村課長Ⅱ今回、条例に追加いたします国営造成土地改良施設整備事業佐賀中部地区でございます。この地区につきましては、佐賀市、小城市の一部、受益面積が約九千七百ヘクタールございますが、この農地を対象といたしまして、嘉瀬川から川上頭首工地点で取水いたしましたかんがい用水の管理、それから、円滑な地域排水の管理を行うために必要な施設について、農林水産省が更新整備を実施しております。

本事業は、令和五年度に着手いたしましたして、今年度完了予定ということになっております。総事業費が約九億八千万円で、その内容といたしまして、各管理所内の制御システムの改修が七カ所、各水路の水位観測機器の改修が三十五カ所となっております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱありがとうございます。事業完了から二年据え置きをして十五年に及ぶ償還が始まるとのことですが、今回の事業はいつから開始されたんでしょうか。

○江口農山村課長Ⅱ今回、追加する事業につきましては、令和五年度から着手しております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱ低平地である佐賀市を中心とした事業ということで、これがこういった形で、ほかの筑後川下流土地改良事業とはまた別の形で計画をされてきているということなんですけど、佐賀市の地域を真ん中にして東のほうは筑後川から取水するかんがい排水事業であり、嘉瀬川から西のほうは嘉瀬川ダムから送水をする事業があり、いずれも筑後川土地改良事業と総称されている大規模な範囲でのかんがい排水事業があります。

この筑後川下流土地改良事業について改めてお聞きいたします。

佐賀県東部地域での事業内容は、どのようなものだったでしょうか。

○江口農山村課長Ⅱ東部地域におきましては、筑後川の筑後大堰の約千六百メートルくらい上流にございますが、右岸側の地点で取水いたしまして、鳥栖市から佐賀市までの三市三町、受益面積でいいますと約八千三百ヘクタールになりますが、こうした地域に広く送水するための施設でございますとか、地域排水を担うための施設整備を実施してきております。

具体的に申しますと、基幹施設といたしまして、取水施設を一カ所、佐賀東部導水路と呼ばれます幹水路を二十二キロメートル、それから末端施設といたしまして幹線水路のクリーク水路などになりますが、徳永線と呼ばれます路線、ほか六路線で七十二・五キロメートル、揚水機場を六カ所、排水機場を三カ所、水管理施設一式などとなっております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱ今、東部導水路関係について御説明いただきました。

では、嘉瀬川から西部方面に嘉瀬川ダムの水を送水するための川上頭首工からの西部導水路などを整備されました。この事業内容については、どのようなものだったでしょうか。

○江口農山村課長Ⅱ西部地域におきましては、委員からお話ございましたように、嘉瀬川ダムに貯留されましたかんがい用水を小城市や白石町など四市

三町、受益面積で申しますと約九千ヘクタールを対象にしまして、これらを送水するための施設でございますとか、地域排水を担うための施設の整備を実施しております。

その内容といたしましては、基幹施設として、取水施設を一カ所、それから佐賀西部導水路と呼ばれます幹線水路が十二・九キロメートルでございます。末端施設としては、導水路と幹線水路がございますが、佐賀西部高域線をはじめとしまして、ほか七路線五十三・二キロメートルの整備をしております。このほか揚水機場三カ所、排水路十五・五キロメートル、排水機場三カ所、水管理施設一式などとなっております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱ御答弁いただきましたが、言葉で聞くより地図のほうがいいかと思いついて、皆さんから頂いた資料を基に作りましたパネルです。（パネルを示す）今、一番目に聞いた佐賀中部地域の低平地が関連する土地改良事業ということになっていて、今後、償還が始まる分ですね。筑後川から東部導水路を引いて佐賀市兵庫のほうに大きな導水がされております。そして、県営の水路もあつたりするんですが、青で示されているのが国営の水路ということで、三田川線、千代田線、大詫間水路、諸富線というようなことでできています。そして、この周辺の方たちが農業を営めるということになっていきます。

西部導水路のほうは、嘉瀬川の川上頭首工から佐賀県の西部方面に幹線水路が引かれて、その後、佐賀西部導水路という形で白石のほうに水を持っていく、そういう事業になっています。本当に佐賀県の佐賀平野を横断していく大きな事業で、南のほうに水路がずっと延びている、そして農業が営めるようになっていくということですけれども、圃場整備が先行して、こんなに大々的なかんがい排水事業が行われてきました。

初め、効率的に農業ができる希望ある事業のように言われておりました。県

庁内も、土地改良課がありましたが、圃場整備や上場のことは、この土地改良課が担当してこられました。その後にこういう大きな事業をするために、農林部の中に農地整備局ができたと思います。国営だけでは、なかなか進み具合も遅くなるということもあって、水資源機構が行う事業もできました。それが先ほどの佐賀東部導水路というふうになってきています。

私が県議になって数年後だったと思うんですけども、あるとき、電話がありました。農業所得が低くなる一方なのに土地改良の負担金がとても重い。そういう払いきれないような事業をすることになったと聞いているという電話でした。それがきっかけとなりまして、いろんな方たちからお話を聞いたんです。この事業は、全国唯一の市町村特別申請事業として行われてきました。農家や土地改良区から事業をしてほしいという申請事業としての形が取られたわけですよ。別の人からは、こう聞きました。自分は申請の署名をしていない、印鑑もついていない、それなのに事業をすることになっている、こういった声もありました。ある地域では、こんなことをするくらいなら土地改良区をもう脱退する、そういった動きがおきました。こういった理解が得られていない事業があったという過去について、課長、御存じでしたか。

○江口農山村課長 土地改良区を脱退するといった、そういう騒動についてでございますけど、ちょうど私、入庁が平成三年でございまして、入って二、三年ぐらい、この事業を現地機関のほうで担当しております、そのことはよく承知しております。

以上でございます。

○武藤委員 こういった動きがあって、自治体によっては農家負担をゼロにするとか、あるいは限りなくゼロにしていこうというふうな自治体も出てきたわけですね。私が、筑後川下流土地改良事業の負担の提案があると、その議案には、これまでも反対をしてきました。いろんな問題点も指摘してきたわけです。自

民党の中にも杵島郡選出の山口勘六郎さんという議員さんがおられて、近くによか水のあるとやけん、わざわざこんなことせんでもいいのにと、遠くて高い水よりも、やっぱり近くて安い水のほうがよっぽど農業者にはよかと、私が質問したりするたびにそういうふうに声をかけてくださったり、あるいは現地を調べに行ったり聞いたりするときも、一緒に行こうかねとか言っていてきてくださったことを思い出します。

この事業は、安定的な水を確保するというものなんですけれども、でも、それまでは山手のほうはため池がありました。下流域では佐賀平野で特有のアオ取水という、有明海の海水を取水の樋門のところで操作をしてアオ取水に使用していた。水はそれで賄っていたという状況でした。しかし、アオ取水の権利放棄をさせられ、ため池の地域の人たちも事業へ参加させられるなど、農業者にとっては不満はとても大きくなって渦巻いていました。

そもそものは、筑後川水系の水資源開発基本計画により、福岡県を中心とした水利利用のため、佐賀県にも水利権を与える一環として開発費も負担する、そういう位置づけがあつて始まったものです。長い時間を経て事業が行われ、約二千億円もの事業費が投じられ、県も、市町も、農家も負担は大きいものでした。とりわけ農業情勢はその頃から大きく変わりました。農業基盤をよくするためにはいえ、それ以上に農家が苦しいものになっている、これが現状です。苦しい状況を訴えられた何人もの当時の農家の方たちのお顔が浮かんでまいります。そういう方たちが自分たちの負担を軽くし、そんなに大きな事業をどんどんすることなく負担も少なくて済むようにしてほしいと願われたことが忘れられません。

筑後川下流土地改良事業に伴う農家の負担金、重い、重いと言われているんですけれども、大体幾らぐらいになっているでしょうか。そして、償還状況については、どうなっているでしょうか、御答弁ください。

○江口農山村課長Ⅱ筑後川下流土地改良事業につきましては、農林水産省が事業主体となりまして、委員からお話がありましたように、佐賀、福岡両県にまたがる受益面積五万四千ヘクタールの日本最大級の事業といたしまして、昭和五十一年度に着手されております。事業促進を図るために、例えば特別会計の導入ですとか、水資源開発公団、現在は水資源機構と申しておりますが、公団への事業承継。それから、送水方法を変更いたしておりますので、そういったものに伴います新規地区の着手など三回の計画変更を得まして六つの事業会計で実施されてきております。

これらに係る農家の負担割合につきましては、地元負担の軽減などを行いました結果、基幹施設や末端施設の排水部分につきましては、農家負担がございません。それから、末端施設の負担対象事業費の用水部分につきましては、これは市町によってちよつと異なりますけど、一般的に四％の負担ということになっております。

昭和四十七年度に全体実施設計を策定して以降、平成三十年度に事業が完了するまでの総額は、約二千九億円でございます。このうち農家負担金額につきましては、総額約二十四億九千万円でございまして、その償還状況は、令和六年度までに二十三億六千万円の償還を終えております。これは全体の農家負担額の約九五％に当たります。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱ大体九五％を償還してきたということなんですが、なんと二十三億六千万円も支払ってこられたということで、一戸当たりが十アール当たりで幾らというふうになっていたので、とても大きな額になっています。本当に苦しいとおっしゃるのは当然だし、県も大きな額を、二千億円を超えるような額の中で県の負担も大きかったと思います。そして、市町の負担も大きかったと思います。農家にとっては農業所得が減る中で、これだけの負担をするという

ことがどれだけ大変なことだったかということを思います。こういうことをされるぐらいなら、アオ取水もあったのにとか、ため池の利用があったのという思いで、もう土地改良区を脱退したいというお気持ちがあったのも、それは当然のお気持ちだろうなというふうにも思うわけです。

筑後川下流地域で整備された施設、そして、莫大なお金がつぎ込まれてきたこの事業、今後の佐賀農業の発展のために無駄にすることなく、当時、泣く泣く事業に参加した人たちのお心も大切にしながら、もうここまですんできた事業ですの、後、終わりのもう見えてきているというふうにも思いますので、ぜひちゃんとした活用をしていただかなくちゃいけないと思うんですけど、どのように考えておられるのかお聞かせいただきたいと思います。

○江口農山村課長Ⅱ筑後川下流土地改良事業により整備された施設につきましては、佐賀農業の発展に必要でありますことから、将来にわたり適正に保全し、活用し続けていかなければならないというふうに認識しております。

しかしながら、これらの施設が計画された当時、昭和四十年代でございすが、それと今日とを比べますと、人口減少に伴う農業構造ですとか、気候変動に伴います雨の降り方など様々な状況が変化してきております。

農業面では、作付の変化、作付時期の早まりに伴う取水時期の前倒し、地域排水面では、クリークの事前放流後の水位回復のための用水の補給など、それぞれの地域におきまして水の使われ方が変化してきているというのもございします。

このため県としては、施設の機能を用水面、排水面から確認しました上で、地域農業の将来像にかなう施設の規模や仕様に見直すということなど、地域の水需要の変化に対応した取組を進めてまいりたいと考えております。

今後とも、施設の効果的な活用につきまして、これらの施設を次の世代になげられますよう、地域の声にしつかり耳を傾けまして施設の管理者である市

町、土地改良区とも協議しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱ当時、この事業のときに農家の方たちは説明を余り受けていない、それから納得もしていないというふうなお声が多かったわけです。でも、当時の知事は、もう理解と納得は得ているというふうなことを平気で言われておりました。しかし、実態はそうじゃなかったということが、私にもどんどん寄せられて状況をつかむことができました。大きな問題になってきたこの事業ですけれども、基盤整備が一定整ったということもありますので、今、課長がおっしゃったように、今後の農業にきちんと生かしていただきたい、そのことを心から願っております。

しかし、一方で今でも言われているのは、単なるゼネコン肥やしになったんじゃないかというような言葉も聞きますので、やはりそうじゃない在り方、これだけのお金をつぎ込んで、農家の方たちの負担もとても重くて苦しい思いをされてきた。こういう歴史を絶対に忘れることなく、その思いを大切に生かしていただけたらというふうに思っております。

次の質問に進みます。二番目に新基本計画実装・農業構造転換支援事業についてです。

とても難しい表題ですが、改定農業基本法に基づく農業の在り方の中での農業施設の整備拡大、いつてみたらそういうことではないかなというふうに思います。それが、それについてお聞きしたいと思います。

国は、二〇二四年に食料・農業・農村基本法を改定しました。先ほど示したように佐賀県では圃場整備を進め、合理的だと言われるようなかんがい排水事業で、農村が豊かに生産性を高めることを目的として土地改良事業が早くから取り組まれてきました。先ほど言った市町村特別申請事業というのは、全国の土地改良事業の中で佐賀県だけの特別の申請事業として注目された、そういっ

たやり方をした事業です。それが進んできたんですけれども、今では、さっきも言ったように償還が重くのしかかっているという中で、農家の皆さんたちは、この償還を背負うだけでなく、種子、肥料、農薬、飼料、機械、燃油などが高騰して本当に苦しい経営の下にあります。佐賀県だけの問題ではなく、全国の農業者が抱えていることだとも思います。

本来、農業とは、一九六一年の農業基本法にあったように、国民の食料、その他の農産物の供給、資源の有効活用、国土保全、国内市場の拡大等、国民生活の安定に寄与してきたものです。農業者は、それに見合った評価を受け、価値と報酬を農業生産の成果として得てもらわなければなりません。

ところが、農業基本法の改定によって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者と、それ以外の多様な農業者に分けられました。そして、農業政策も効率化のほうに光が当てられることが多くなってきました。それでも生産者は佐賀農業を支える大事な担い手です。農業に従事し、私たちの大事な食料を生み出してもらっています。だからこそ、共同乾燥調製施設をはじめとした、米麦だけでなく園芸農業に必要な施設における各制度も佐賀県内の実情に合わせた形で、国事業、県事業、それぞれ活用できるものは活用していただきたいと思っています。

今、農業の高齢化や減少がある中で、大規模農家だけでなく、中小規模の農家のことをしっかり考えていただく取組が欲しい、大事だと思っております。

そこで、質問ですが、新基本計画実装・農業構造転換支援事業の概要についてお聞きしたいと思います。

本事業が創設された背景、目的についてです。

これは令和六年度の国の補正予算で創設されていますが、国は、どのような背景、目的で本事業を創設したのでしょうか、お示しく下さい。

○田川園芸農産課長Ⅱ委員申されたとおり、この事業は名前が非常に難しゅう

ございまして、通称、再編支援事業と呼ばれておりますので、答弁の中では再編支援事業と呼ばせていただきます。

この再編支援事業の創設の背景、目的でございますが、先ほど委員がおっしゃられたとおり、国は令和六年五月に二十五年ぶりに食料・農業・農村基本法を改正されたところでございます。異常気象の頻発化や国際情勢の不安定化、国内の人口、農業者の減少・高齢化等の国内情勢の変化が見られる中で、平時からの食料安全保障を実現するためには、農業の構造を大きく転換することが必要と整理をされたところでございます。

これを受け、新たな食料・農業・農村基本計画が策定されて、初動五年間、すなわち令和七年度から十一年度で集中的に推し進める取組が定められたところでございます。

その中に食料自給力を確保していく取組の一つとして、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約や合理化等を進める本事業が創設されたと認識しております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱこの事業、県では、今おっしゃったように再編支援事業と言われますけど、佐賀県産地生産基盤再構築支援事業という名称で取り組んでおられます。国、県の補助率はどのようになっているのでしょうか。

○田川園芸農産課長Ⅱ再編支援事業におきましては、地域農業の将来像の実現に向けて、老朽化した米麦のカントリーエレベーターや野菜の共同選果施設などの共同利用施設につきまして、複数施設の再編集約の取組や、既存施設の機能を向上させる合理化の取組が支援対象となっているところでございます。

補助率につきましては、整備に係る事業費に対しまして、国五〇％以内を基本としまして、県、市町の上乗せ率に応じて国が同率を追加で補助し、取組を加速化させることができる仕組みとなっております。国のこの追加支援につい

ては、県、市町の上乗せ率八・三％を上限とされておりまして、この場合の補助率は合計で六六・六％となるところでございます。

なお、今回は、受益が複数市町にまたがり、市町ごとに受益面積が異なること、そしてまた、時間的な制約もあることから、一律に市町負担を求めることが難しいと考えまして、県のみで八・三％上乗せすることとしたところでございます。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱありがとうございます。国の事業に加えて県が上乗せをする、また、市町が上乗せをするというふうになって、それも可能だということですが、今、今回、県が市町の負担を考えて県だけで負担をするんだと、負担を増やすんだということを言っておられるということは、市町にとっても本当にありがたいことではないかというふうに思います。

県の今回の補正予算では、四件の事業について、予算額三十四億八千四百四十五万円、内訳は、国庫が三十億四千八百八十九万円、そして、県が県債で三億五千万円、一般財源で八千四百五十五万円というふうに提案されています。タマネギ選果貯蔵施設がありますが、この事業目的、事業内容、効果はどのようなものでしょうかお示しください。

○田川園芸農産課長Ⅱまず、事業目的についてでございますが、選果場での作業員の削減や収穫作業の大幅な省力化、それから、高単価での取引の実現でございます。

次に、事業内容について申し上げます。

この施設については、JAさきが事業実施主体となり、六カ所の選果場を三年かけて再編するものでございます。白石町にあるオニオンセンターの横にメインとなる選果貯蔵施設を増設しまして、外観や大きさ等を自動で選別するAⅠ選果機や、根や葉を切る茎葉処理設備、そして冷蔵貯蔵設備等を整備いたし

ます。

また、残りの五つの施設につきましては、うち一施設を収穫ピーク時のみに稼働する選果施設として、その他の四施設を集荷及び一次乾燥施設として活用することとしております。

こうした整備によりまして大きく三つの効果があると見込んでおります。

一つ目は、選果機能の集約とAⅠ選果機の導入によりまして人手が不足している作業員の削減が可能となり、施設運営の効率化が図られること。そして二つ目として、大型鉄製コンテナでの集荷が可能となることで、圃場での根切りや葉切り作業が不要となり、生産者の省力化に伴いましてタマネギ栽培の規模拡大につながる。そして最後の三つ目として、冷蔵による貯蔵が可能となることで全国的に供給量が減少し、高単価が期待できる六月から八月に高品質のタマネギの出荷が可能となること。これらの効果によりまして高品質のタマネギの安定出荷と産地の拡大が期待されるところでございます。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱこれまでであった施設を有効活用する必要があると思うんですけど、どのようにお考えでしょうか。

○田川園芸農産課長Ⅱただいま申し上げたとおり、六つの施設は、それぞれ全て有効活用してまいります。

○武藤委員Ⅱよろしく願います。

次に、佐賀市北部地区乾燥調製貯蔵施設についてお聞きます。

同じように、事業目的、事業内容、効果についてお示しください。

○田川園芸農産課長Ⅱまず、事業目的につきましては、オペレーターの人員削減と、出荷する米、麦の高品質化でございます。

次に、事業内容について申し上げます。佐賀市北部地区乾燥調製貯蔵施設、いわゆるカントリーエレベーターについては、JAさが事業実施主体となり

まして、佐賀市久保泉にありますカントリーエレベーターとライスセンターの二つの施設をカントリーエレベーターに統合するものでございます。あわせて、トラックに積載したまま収穫物の自動計量が可能なトラックスケールの導入や、色彩選別機の機能向上を図ることとしております。

こうした整備によりまして効果として、カントリーエレベーターでのオペレーター人数を削減しつつ、効率的な施設運営が可能になるとともに、精度の高い選別を行うことで、米、麦の品質向上が期待されます。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱ作業としては、すばらしい作業に変わっていくことができるけれども、この中でちょっと気になったのが、さっきのタマネギ施設では作業員を削減するとか、今回のカントリーエレベーターではオペレーターの人員を削減するとうふうなことが出てきて、農業所得以外の農家の収入が少し減っていったりするのではないかとという心配も持つんですけれども、それについてはまた次の県議会で質問していきたいと思えます。

次に、杵島東部乾燥調製貯蔵施設の事業目的、内容、効果についてお聞きます、いかがですか。

○田川園芸農産課長Ⅱまず、事業目的につきましては、出荷する米、麦の高品質化でございます。

次に、事業内容について申し上げます。

杵島東部カントリーエレベーターにつきましては、JAさが事業実施主体となりまして、江北町にありますカントリーエレベーターの内部装置の機能を強化するものでございます。具体的には色彩選別機やもみすり機、自動で出荷物をパレットに積載するロボットパレタイザー等の機能向上を図ることとしております。

こうした整備による効果として、処理能力が向上することで効率的な施設運

営が図られるとともに、米、麦の品質向上が期待されるところでございます。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱ次に、てん茶工場についてお聞きしたいと思います。

今、カテキンやビタミンCが豊富な日本茶が注目されて、スイーツにも抹茶が利用されているなど、嬉野などのお茶の産地を持つ佐賀県にとって、この新規事業を注目しております。これについても同じようにお示しいただきたいと思っています。

○田川園芸農産課長Ⅱまず、事業目的についてでございますが、高単価での販売が見込まれるてん茶の生産による農家所得の向上と輸出でございます。

次に、事業内容について申し上げます。

茶生産者や茶業組合とてん茶の販売等に実績のある実需者が共同事業体——コンソーシアムを設立して事業実施主体となり、既存の茶工場をてん茶工場に再整備するものでございます。てん茶は、抹茶の原料としまして、現在、世界的に需要が伸びており、高単価で取引をされているところでございます。

こうした整備による効果として、茶農家の所得向上や輸出対応力の向上といった効果を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱ御説明いただいた四つの事業は、初めに言ったように三十四億九千万円の予算です。もちろん、全てが今年度中にはできないと思います。繰り越して新年度、つまり四月以降から事業をされることになると思いますが、それぞれのスケジュールはどのようになっているのでしょうか。そして、令和八年度中に完了できるのでしょうか。見通しなどについてお答えください。

○田川園芸農産課長Ⅱまず、広域たまねぎ選果貯蔵施設については、令和七年度に着手した三カ年事業でございます。令和八年度には建屋工事や茎葉処理設備等の整備、そして令和九年度にAⅠ選果機や乾燥機等の整備を行いまして、

令和十年度に稼働予定としているところでございます。

佐賀市北部地区カントリーエレベーター及び杵島東部カントリーエレベーターの二施設につきましては、令和八年産麦の乾燥調製後から内部の設備を機能向上したものと入れ替える工事等を行いまして、令和九年三月に完了する見込みでございます。

それから、てん茶工場につきましては、既存茶工場での一番茶加工終了後から工事を行いまして、令和九年三月に完了する見込みとなっております。

県としては、計画どおりに事業が進められるよう、市町と連携しながら進捗管理を行ってまいります。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱありがとうございます。今後の在り方、対応についてもお聞きしたいと思うんです。この事業は、県が努力して補助率も、さつきお答えいただいたように高めて組合負担が少なくて済むようにしておられます。有効に活用していただきたいし、ほかにも該当するところがあれば生かしてもらえないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○田川園芸農産課長Ⅱ県内の多くの農家が利用する米、麦の共同乾燥施設や、野菜や果樹の選果場などの共同利用施設の約八割の施設で耐用年数を経過しております。再整備を求める農家の声が多い状況でございます。

再編支援事業は、国と県を合わせた補助率が三分の二という、これまでになり手厚い措置でございまして、本県における農業生産基盤の再整備を行うチャンスと捉えております。本事業が措置されたことによりまして、県内各地区においてJ A等による再編整備の協議が加速化しているところでございます。

県としては、今後も引き続きJ Aや市町と連携し、各地区での共同利用施設の利用組合や生産部会などで行われる話し合いに参加するなどして再編整備に向けた支援を行ってまいります。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱありがとうございます。国の方針は、改定された農業基本政策の中で、合理化、効率化ということがありますけれども、県としては柔軟に利用組合の方たちが活用しやすい制度として生かしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、「さが園芸888運動」の推進についてお尋ねしたいと思います。

一番の質問から二番目につなげてきたように、先ほどから触れているように、農業は担い手の減少や高齢化が進み、農産物の価格低迷や燃油等の生産資材の価格高騰もあり、大変厳しい状況に置かれています。国における価格保障、所得保障をきちんと行うことが何より大事です。また、佐賀県が行っている「さが園芸888運動」のように、佐賀農業が持続的に発展するための取組は、消費者が求める安心・安全な農産物を作り、農家経営にとっても収益性が高く安定する方向へとつながることになると期待も持っています。これは園芸農業の振興のために、生産者をはじめ、市町やJAなどの関係者とともに努力をしていくものだと思います。

新年度、令和八年度の当初予算に二十七億六千二百二十四万八千円が計上されています。これについては施設整備の補助事業、担い手対策、気候変動に伴う生産物の次世代に向けた取組が行われるとのこととです。

そこで、次の点について質問いたします。さが園芸888整備支援事業についてです。

園芸農家にとって、規模拡大や新規就農時の施設、機械整備を支える重要な事業ですが、これまでの補助事業は、決算ベースでどれぐらいになり、どんなことに取り組んだのでしょうか。また、今後どう取り組んでいけるんでしょうか、お示しく下さい。

○田川園芸農産課長Ⅱ直近三カ年の実績の推移について申し上げます。

まず、新規就農者の経営開始や経営規模の拡大に必要な園芸ハウスやタネギの収穫機など省力化機械の導入でありますとか、収量、品質の向上に必要な光合成促進装置の導入や、コスト削減のための園芸ハウスの長寿命化対策や、省エネ設備の導入などの取組に対して支援を行ってきました。

令和四年度は二百六の事業実施主体に補助金約九億八千四百万円、令和五年度は二百四十七の事業実施主体に補助金約八億八千百万円、令和六年度は二百二十二の事業実施主体に補助金約十一億四千二百万円を交付したところでございます。

なお、令和元年度から令和六年度までの受益農家戸数の合計は延べ三千六百戸を超えておりまして、多くの意欲ある園芸農家に稼ぐ農業に向けた取組を実践していただいているところでございます。

また、本事業は、これまでも農家の声や本県農業を取り巻く情勢を踏まえまして支援内容を拡充するなど、機動的に対応してきたところでございます。例を挙げますと、就農当初の負担軽減や経営コストの削減を図るため、例えば令和六年度からは中古ハウスの取得から再整備に加えて、これと一体的に行う加温機など附帯設備の新規導入等を支援する中古ハウスリノベーション対策の事業メニューを創設するなど、これまでもきめ細やかに対応してきたところでございます。

なお、本事業につきましましては、「佐賀県『食』と『農』の振興計画二〇二三」の計画期間に合わせまして、令和八年度までを事業実施期間としていただいております。

このため、次期計画の策定に向けまして、現計画の事業効果や課題等を十分に検証しまして、農業者、市町、農業団体などから現場のニーズや地域の営農環境の変化も把握していくこととしております。今後も、意欲ある農家の取組をしっかりと後押ししていきたいと考えております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱありがとうございます。令和八年度でこの事業は一旦終了して、それから先の次期計画を立てるために、今、いろんなところから聞き取りをしておられるということで、これはぜひ次につなげていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。

次に、担い手対策についてです。

佐賀農業を自信を持って振興し、発展させていくためには、担い手の問題が本当に重要だと思います。多様な人材の確保も必要になっています。それで、担い手対策ということでお尋ねしたいと思います。

先ほども前の質問者の方から新規就農者のことについて、若い世代だけでなく途中から参加する人たちのことについてもお尋ねがございました。農業に参入していただく方たちがおられるということは、本当に私たち消費者にとってもありがたいことだというふうに思っております。新規就農者の確保について、持続できる家族経営が難しくなっている今、意欲ある新規就農者の確保についてどのように取り組んでおられるのでしょうか。この支援の内容等をお示しいただきたいと思います。また、今後の取組についても御答弁いただきたいと思います。

○莊山農業経営課長Ⅱこれまでの取組でございますが、県では、新規就農者を確保、育成していく仕組みとしまして、例えば地域が取り組む就農啓発セミナーの開催や、都市部で開催される就農フェアへの出展による就農希望者の呼び込みであったり、トレーニングファームなどの栽培技術や経営ノウハウを習得するための実践研修、園芸団地をはじめとした就農する際の農地の確保や栽培施設、機械の整備まで切れ目のない支援に取り組んでいるところでございます。

今後は、こうした取組を継続するとともに、三つほど申し上げますと、農業高校や農業大学の学生と、県内の農業法人等との交流などによる就農啓発活

動。県独自の就農フェア開催による就農希望者の掘り起こしであったり呼び込みの強化。三つ目に、施設園芸でのトレーニングファームのノウハウを生かした土地利用型作物における研修体制の整備などを実施することで、意欲ある新規就農者を一人でも多く確保できるように取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱ新規就農者の場合、経営が安定するまでの間の支援も一定必要だと思うんですけど、それについてはどうですか。

○莊山農業経営課長Ⅱ先ほど、下田委員からも三年から五年という話があったかと思いますが。そこは農業振興センター、JAであったりとか市町、そういった関係機関が一体となって、先ほど答弁しましたとおり、定期的な巡回であったり、相談対応、そういったことをきめ細かくやっているところでございます。以上でございます。

○武藤委員Ⅱ次に、外国人の受け入れ問題についてお聞きしたいと思います。

県内でも労働力不足によって外国人を受け入れているという農業法人や農業者が増えているとのことですが、労働力の確保は本当に重要です。外国人の受け入れについてどう取り組んでおられるでしょうか。また、何人ぐらい働いておられるのか、つかんでおられるでしょうか。

○莊山農業経営課長Ⅱこれまでの取組につきましては、本県の農業分野での外国人材につきましては、人手が不足している農家の圃場やJAの選果場などで活躍されているところでございます。

この中でJAの選果場などは特定の時期に作業が集中するため、周年で外国人材を活用することが難しく、数カ月の繁忙期が終了した後というのは、県外での産地に派遣されることとなりまして、外国人材にとっては、その移動が負担になっております。

そのため県では、県内の繁忙期が異なる産地間での外国人材をリレー派遣するモデルづくりに取り組んできたところでございます。これによりまして、例えば白石町におきましては、五月から七月はタマネギ、それ以外の時期はレンコンでのリレー派遣が可能となっております。

先ほど委員から県内でどのぐらいの外国人の方が働いていらっしゃるかという御質問がありましたが、佐賀労働局が毎年行っている調査の令和七年十月末時点におきましては、佐賀県内の農業におきまして、外国人を雇用する事業所が八十カ所ありまして、外国人労働者数は二百六十人という形であります。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱありがとうございます。本当に大事な人材だというふうに思います。一部に排外主義的な特別視する声もあるようなんですけれども、労働力として本当に大切な人たちだと思います。軽視するようなことがあってはならないと思います。ノリ漁業の人とも言っていましたけど、作業に外国人の方を受け入れているというふうなことなんですけど、信頼し合って仕事をするようにしているとか、食事と一緒にして人と人との交流ができていうふうな話もお聞きしたことがあります。

今後、外国人の受け入れについてどう取り組んでいかれるんでしょうか。

○莊山農業経営課長Ⅱ今後の取組でございますが、先ほど申し上げたJAの選果場での外国人活用というところをベースにしたリレー派遣の体制を県内のほかの産地に波及するとともに、地域農業者、例えばタマネギの収穫作業といったところなどにおける外国人活用といった取組を進めていきたいと考えております。

また、昨年度に引き続き、エアコン、トイレの設置であったり、休憩室のリフォームなどの労働環境の改善に関する取組を支援する農林水産業の人材確保環境整備事業というものを、令和七年度補正予算で本会議に提案させていただきます。

いているところでございます。

今後、県内の実情に合わせた外国人材の受け入れと労働環境の改善を図り、農業分野での外国人活用を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱありがとうございます。

次に、農福連携についてです。

農福連携のことは最近よくお聞きします。障害者の工賃向上に取り組む福祉分野と、人手不足に悩む農業分野が連携して「Happy-Happy」の関係を目指しておられるとのこと。野菜をコンテナに詰めて運ぶなど、その人に合った作業をしてもらえれば作業をする方たちも喜ばれると思います。

県では、農福連携にどう取り組んでおられますか。

○莊山農業経営課長Ⅱ農福連携のこれまでの取組でございますが、県では、令和四年度から農業と福祉それぞれの分野に農福連携コーディネーターを一名ずつ配置しております。農業者と障害のある方、双方に寄り添いながら、丁寧なマッチングを行うとともに、農福連携の取組を拡大するための普及啓発を行ってまいりました。

この結果、農福連携のマッチング件数は、令和三年度の二十五件から令和六年度には八十六件と年々増加しております。また、農福連携コーディネーターと連携し、農作業の現場の調整役を行う中間支援者がいらっしやいまして、そういった方を増やすため、JAの営農指導員や普及指導員を対象とした研修を行うなど、その育成に努めているところでございます。

こういった本県の取組は、優れた農福連携の取組を表彰する「ノウフク・アワード」で表彰されるなど、全国的にも高く評価されているところでございます。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱでは、今後、どのような取組を進められるでしょうか。

○莊山農業経営課長Ⅱ農業と福祉の連携を深めながら、農家と福祉事業所をつなぐ丁寧なマッチング支援というものを継続するとともに、中間支援者のスキルアップのための研修の実施、農業と福祉の両方を対象としたセミナーの開催による啓発活動。また、これは福祉側の主な取組となりますが、福祉事業所と連携したマルシェの開催などを通じて、さらに農福連携の輪が広がっていくよう取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱどうもありがとうございました。

では次に、主な園芸品目の生産振興についてお聞きたいします。

県的主要園芸品目は、既に述べてきたように、生産資材の価格高騰や気候変動の影響も受けていると思います。これまでの生産状況を踏まえ、それぞれ振興を図っておられると思うのですが、幾つかお聞きしたいと思います。

まず、タマネギについてです。

タマネギは露地園芸の主力品目で、佐賀県産は、とりわけおいしい野菜で私も好きです。水田農業の裏作としてもしっかり推進していただきたいと思っておりますが、直近の生産状況はどうでしょうか。

○田川園芸農産課長Ⅱタマネギの直近の生産状況でございますが、令和六年産のタマネギの栽培面積は二千二十ヘクタール、出荷量は七万七千トン、十アール当たりの収量は三・八トンとなっております。運動開始以降の生産状況は安定はしておりますけれども、栽培面積は増やせていないような状況でございます。

○武藤委員Ⅱ今後の生産振興に向けては、じゃ、どう取り組んでいかれるでしょうか。

○田川園芸農産課長Ⅱ先ほど申し上げた栽培面積を伸ばせていない要因としま

しては、農家の高齢化や労働力不足があるということで、若手大規模農家の育成や機械化体系の推進によります作業の省力化などの取組が重要と考えております。

このため県では、生産部会やＪＡと連携しまして、規模拡大に意欲的な若手タマネギ農家を対象としまして、大規模経営を行う上で必要な経営ノウハウや導入すべきスマート技術、各種機械等を学ぶ研修会を開催するなどして、若手大規模農家の育成に取り組んでいるところでございます。

さらに今後は、先ほど申し上げたような白石町の広域選果貯蔵施設の整備、稼働もでございます。そこに向けまして、作付農地の集約や大区画化を進めるとともに、機械化一貫体系の導入拡大などによりまして生産性を大幅に向上した生産体制を整えていくことで、栽培面積の拡大や出荷量の増加につなげていくよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱ分かりました。

次に、イチゴについてお聞きます。

本県の施設園芸の主力品目であるイチゴは、今では県育成品種の「いちごさん」が九割以上で作付されているというふうに向っております。当時、古賀部長の頃でしたか、よかイチゴを作るけんということで、すぐく期待を持って私もいろいろな形でお話を伺ったことを思い出します。しかしながら、気候変動の影響があるとお聞きしています。直近の生産状況は、いかがでしょうか。

○田川園芸農産課長Ⅱ直近の令和六年産のイチゴにつきましてですが、栽培面積は百八ヘクタール、出荷量は四千二百二十トン、十アール当たりの収量は三・八トンとなっております。運動開始以降、生産は、やや減少しているところでございます。特に、令和五年産以降、夏場の高温によりましてイチゴの実のほとんどとなります花芽の形成が遅れ、定植後もその遅れを取り戻すことが難し

かったことなどから、年内の十アール当たりの収量が大きく落ち込み、全体の収量も減少しているところでございます。

以上でございます。

○武藤委員 今後の生産振興について、新品種の開発などに取り組んでおられるとのことなんですけど、どのように取り組まれているのか。今後、全体的にどういった取組を進めようと思っておられるのか、お聞きしたいと思います。

○田川園芸農産課長 夏場の影響が大きいということで、夏場の育苗における高温対策を徹底する必要があるというふうに考えております。このため、令和八年産に向けまして育苗ハウスの温度を下げる遮光ネットなどの資機材の導入でありますとか、イチゴの苗に充実した花芽を付けさせる株冷技術などの普及拡大を図ることで、気候変動に対応した産地への転換というのを速やかに進め、生産量の安定向上につなげていくということとあわせて、先ほど委員おっしゃられたとおり、将来を見据えた次世代品種の開発にも着手することとしております。

以上でございます。

○武藤委員 新品種の開発など、本当に年月も要すると思うんですけど、新品種の開発については、高温期にも強いというような位置づけになっていくんでしょうか、どのようにお考えでしょうか。

○田川園芸農産課長 まさに委員おっしゃられたとおり、今の問題を解決すべく育種をするわけですので、育種目標の中に高温の中でも安定して作れるというところを目指して育種をしていきます。

以上でございます。

○武藤委員 よろしく願っています。

では、ミカンの生産状況と今後の生産振興についてお聞きしたいと思います。
ミカンは、佐賀県の中山間地域の主力品目です。園芸農産産出額の約三分の

一を占めているとのこと、最近では単価も安定しているそうです。特に評判のよい「にじゅうまる」の初出荷もあっております。収益性の高い中山間地域農業のミカン、「にじゅうまる」も含めてですが、推進していく必要があると思います。

直近の生産状況はどんなになっているでしょうか。また、今後の生産振興についてどのように取り組んでいかれるのかをお聞きます。

○田川園芸農産課長 直近の令和六年産の露地ミカンの栽培面積は、千四百八十六ヘクタール、出荷量は二万四千五百四十トン、十アール当たりの収量は一・七トンとなっております。

また、令和七年春に出荷しました佐賀果試三十五号の栽培面積は、十四・八ヘクタール、出荷量は二百二十八・三トン、十アール当たりの収量は一・五トンとなっております。このうち一定の品質を満たしたものは、委員おっしゃられたような「にじゅうまる」として取り扱われておりまして、その出荷量は百三十八・七トンとなっております。

運動開始以降、露地ミカンの栽培面積は減少している一方、十アール当たりの収量は横ばいを保っておりますが、近年は夏場の高温、乾燥の影響によりまして、収量、品質の低下が見られるところでございます。

このため、まずは農家が安定的に生産できるように気候変動への対応として高温対策資材やかん水設備などの対策技術の導入、普及を進めていくこととしております。

また、産地の栽培面積を維持していくため、トレーナー制や地域おこし協力隊の活用など、地域に合った新規就農者の確保、育成の仕組みづくりというものを進めるとともに、今後、各産地の協議会などで離農予定の園地のリスト化を進め、園地の一時的な管理なども行いながら、新たな担い手へ円滑に継承していくよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱ園地の確保をきちつとしていただいて、新しい人たちも入っていただいて、ちゃんとした管理ができるようになったらいいなと思っています。もう随分前のことなんですけど、山のミカンの木が切られていくという姿を見るのがとても辛うございました。それで、そういったことにならないようによろしくお願いしたいと思っています。

次に、お茶についてです。

県内の中山間地域において、嬉野市などを産地とするお茶もあります。先ほども、てん茶工場のことなどについてもお示しいただきました。令和八年度には「全国お茶まつり」も開催されるとのことです。こうしたイベントを通じて産地の活性化につなげていくことも大事です。

お茶の直近の生産状況はどのようになっているでしょうか。また、今後の生産振興についてどうお考えでしょうか。とても大事なおいしいお茶を生み出しているのだと思いますので、そのことも感謝しつつ、お聞きしたいと思います。

○田川園芸農産課長Ⅱ直近の令和六年産の茶の栽培面積につきましては、五百三十ヘクタール、荒茶生産量は、七百七十一トン、十アール当たりの荒茶収量は百四十五キログラムとなっております。生産は、やや減少傾向でございます。

本県の茶産地は、他産地と比べてまして傾斜度が高い中山間地域が多く、また、茶園は狭小で分散していることから、経営面積は全国平均を下回り、大きなロットでの生産販売は難しい状況にあるというふうに考えております。

一方で、佐賀は日本で最初に茶が栽培された土地とも言われておりまして、釜炒り茶や蒸し製玉緑茶といった茶種で、全国的にも特色のある茶の歴史もございます。

こうした背景も踏まえまして、茶の振興に当たりましては、この歴史といっ

たものも生かしながら、高品質、高単価の生産、販売を展開していくことが重要と考えておりまして、乗用管理機などの省力化機械の導入推進はもとよりでございますが、高品質茶生産の基礎となる被覆栽培の推進と、気候変動に対応した中切り更新などによる樹勢の強化でありますとか、改植による茶園の若返りや優良品種への転換による生産性の向上、そして、輸向けへの栽培管理や需要の高いてん茶加工技術の確立など、新たな茶種づくりにも取り組んでまいります。

また、農家の努力によりまして、令和五年度から七年度の三年連続で全国茶品評会において、「蒸し製玉緑茶」、「釜炒り茶」の二部門において、農家個人と産地のそれぞれがトップの成績となる四冠を受賞するなど、本県産茶の安定した品質の高さというのも示されたところでございます。

さらに、令和八年度には、本県で二十七年ぶりとなる「全国お茶まつり」の開催を予定しておりまして、全国茶品評会での上位入賞を目指した産地の活性化でありますとか、「佐賀のお茶」の認知度向上やファン拡大による需要拡大など、本県茶業の発展において絶好のチャンスというふうに捉えております。

こうしたことから県では、JAや関係機関などと一緒になって若年層も含めた幅広い世代の消費者に対して、県産茶の魅力をこれまで以上にアピールしていきたいと考えております。

県としましては、この大会を一過性のイベントに終わらせることなく、県産茶の生産振興とあわせまして、さらなる需要拡大にも取り組み、本県茶業の着実な振興につなげていきたいと考えております。

以上です。

○武藤委員Ⅱ全国一に輝いた生産者の方もおられるということで、いつだったか、テレビ番組にも登場しておられたのでびっくりしました。そういった希望を持ってできるお茶の生産だというふうに思っておりますので、ぜひ取組をよ

ろしくお願いしたいと思います。

次に、企業の農業参入についてお聞きます。

改正農基法により企業法人の参入が推進されております。まず、現状について、企業参入が佐賀県でどのようなになっているのかということ。時間の関係で少しはしよっていきますけど、心配なのは、短期間で撤退するとか、地域コミュニティとの不調和によるトラブルが起きないだろうかとの点です。

県では、企業の参入について一定の約束事を設けるなど、何か縛りを持っているのでしょうか。農薬などの規制についてもちゃんとその企業に守っていただいていのでしょうか。

また、この前、ミニトマトを生産している、いわばトマト工場かと思うほどの農場を見ましたが、地元からの雇用もあっていたので、農業の企業参入については、どのような考えで対応し、関わっていかれるのでしょうか、お聞きたいと思います。

○**莊山農業経営課長** 企業の農業参入についてお答えいたします。

県では、企業等の農業参入を促進するため、令和四年度に「企業・法人参入推進チーム」を設置しまして、市町等の関係者向け研修会の開催による機運の醸成であったりとか、市町が県内外の企業等に参入候補地をPRする農地見学会であったり、逆に農業参入を希望している企業等が各市町にプレゼンを行うイベントなどを実施しているところでございます。

委員から先ほどお話があった企業さんがルールに基づいて農業をやっているかということにつきましては、必要に応じて農業振興センターが入りまして、栽培技術であったり農業指導とか、そういったところも含めまして連携しているところでございます。

企業の農業参入につきましては、地元の雇用創出など地域の活性化につながる側面がある一方で、企業の撤退、地域とのコミュニケーションが不十分であつ

たり、地域で長年続けられてきた水の流し方、いわゆる排水慣行といったものが守られない可能性があるなど懸念材料もあるかというふうに思います。

そのため県では、企業参入に対する地域の不安をできるだけ軽減しまして、参入した企業が安定した営農を継続できるよう、地域、企業の双方に対し、丁寧働きかけていくこととしております。

例えば、地域に対しましては、企業参入への理解醸成と不安解消のため、地元説明会において企業側からの参入プランの説明とともに、県からも参入の進め方に関する留意点の説明であったり、参加者からの不安、疑問に対する丁寧な回答などを行いまして、地域との調和が持続的に図られるように努めているところでございます。

また、企業に対しましては、地域に根づいた経営が行われるように、安易に撤退しないよう、参入目的の把握や栽培経験の有無などを事前に確認したり、草刈りや水路掃除など、地域活動への参加の働きかけを行ったりしております。また、県の担当職員によりまして、参入企業への継続的なフォローアップを行うこととしております。

また、企業参入をさらに促進するため、令和八年度は企業誘致のノウハウを持った産業労働部との連携を図るなどして、「企業・法人参入推進チーム」の体制を強化するとともに、本県への新たな農業参入を後押しする施策として、参入する際の初期費用を支援する事業を創設することとしており、関連予算を本議会に提案しているところでございます。

今後とも、地域と企業が互いにメリットを感じ、本県農業の持続的な発展につながるよう、市町、農業委員会等と連携し、地域の声を丁寧聞きながら、新たな担い手として期待される企業の農業参入を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱいろいろ努力をしていただいていると思いますので、いろいろと問題が起きないようにしっかりと努力して監視をしていただけたらというふう
に思っています。企業といっても、大型の商社とかもあると思いますが、やは
り個人で良心的に努力していただいているところは、いわゆる新たに土地を利
用して頑張っていたかどうかというのでは、そういう地域との関係もきちっと築
いていただけるし、県の指導もちゃんと受けていただけるということではいい
かとも思うんですけども、例えば効率化という言葉やAI等を活用して新技
術に挑戦し、導入されていくこともあると思うんですね。企業は効率化で生産
性向上を追い求めるというのが一つの使命でもあると思うので、それによって
せっかく雇用された方たちが、例えば三十人雇用されていたのに、効率化や機
械導入などによって職が減らされていくと、二十人で済むとか十五人で済むと
いうようなことになっては、また地元の雇用が失われるということにもなりま
すので、そこらあたりは、私は、せっかく雇用されている人たちが生活できる
権利とかいうのも守っていかなくないだろうというふうに思います。雇
用の安定確保ができなくなつては、また残念なことになりますので、そのあた
りも十分考えていただきたいというふうに思いますけど、それについてはどの
ようにお考えでしょうか。

○莊山農業経営課長Ⅱ地元雇用とか、そういったところが減るのではないかと
いうような委員からの御指摘です。

今からの効率化というところは、担い手が少なくなっていく中で、企業も努
力してそういったところをやっていくというところは、今後もあるかと思いま
す。そういったところも「企業・法人参入推進チーム」が、参入が済んだから、
それで県は終わりということではなくて、今後もそういったバーマネントス
タッフが継続して企業との関わりというものも、支援とか相談とかも乗って
きますので、そういったところの状況を見ながら、県の支援とか、そういった

ところもいろいろ意見交換等しながら、そういった企業との連携というもの
をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○武藤委員Ⅱあまりにも大規模過ぎるようなところの参入は御遠慮願いたい
というふうに思っております。この前、見に行ったところのような、割と個人の
努力で頑張っておられるところは、本当に地元からも雇用していただいて、よ
かったなというふうにも思っております。

今日、私の質問は、土地改良事業から始まって農業基本法改定によつての新
基本計画実装・農業構造転換支援事業、いわゆる施設の問題ですね。そして、
佐賀県が今力を入れておられる「さが園芸888運動」のことについてお尋ね
してまいりましたけど、佐賀県は全国でも有数の自給率を誇る農業県だと私は
思っております。国の農業基本法が変えられる中で、生産地としての御苦労も、
努力もされてきたというふうに思います。今日の質問でも本当に県が頑張って
おられるという姿を見ることもできました。佐賀農業の発展のためにも、いろ
んな問題も出てきたこともありましたが、豚熱もありましたし、鳥インフルエン
ザで被害を受けたりといったこともありましたが、本当に佐賀県が工夫
しながら、大規模、中小規模問わず、地元の生産を大事にしながら、佐賀県農
業と農村の発展に力を尽くされていることは、消費者にとつても本当にありが
たい、安心・安全な農業だと誇れる佐賀農業だというふうに思います。

これまで力を尽くしてこられた島内部長、これまでの思い、それから今後の
思いについてお話をいただきたいと思えます。

○島内農林水産部長Ⅱ私の農業に対する思いということでお答えをいたしま
す。

本県の農業は、これまでも地域の暮らしや産業を支えてきた大切な基盤でござ
います。その大切な財産をこれからはしっかりと未来へつなげていくことが

重要だというふうに考えております。一方で、先ほど来申しておりますとおり、農業を取り巻く環境は、気候変動や生産コストの高騰、担い手不足など、これまでにないスピードで変化しております。

こうした課題に向き合いながら、実態を丁寧把握し、必要な対策をしっかりと進めていくことで農業がやりがいのある産業となり、将来に希望が持てる環境をつくっていききたいというふうに考えております。

そのためには、佐賀農業を磨き、若い人たちが魅力を感じられるよう、稼ぐ農業を増やし、これを見た新しい担い手が確保されて、農業・農村が未来につながる好循環を生み出さなければいけないというふうに考えております。

引き続き、これまで実施してきた農業基盤を有効に活用しながら、「さが園芸888運動」などの県の施策をしっかりと進めるとともに、現場の声に耳を傾け、関係機関と一体となりまして活気ある農業・農村となるよう取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

○武藤委員Ⅱありがとうございます。引き続き、国に対して価格保障、所得保障をしっかりと求めていただきたいということを皆さんにお願いいたします。質問を終わりたいと思います。

○弘川委員長Ⅱ暫時休憩します。十三時二十分をめどに委員会を再開いたします。

午後零時二十分 休憩

午後一時二十分 開議

○桃崎副委員長Ⅱ委員会を再開します。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○定松委員Ⅱ皆さん、こんにちは。今日、三人目の登壇になります定松一生でございます。今日は、大きく三点お伺いをさせていただきたいと思っております。

まず初めに、産業労働部にお聞きいたしますが、プレミアム商品券の発行支援事業についてであります。

県内の事業主、主に飲食店がおおよそ四千店舗ぐらいございます。そして、理容・美容の店舗が八百店ほどあるのかなというふうに思いますが、比較的小規模な個人事業者が多く存在する県でありますので、事業者にとっては資材が高騰する中、経営は大変厳しいという声をいただきます。そういった中で県内事業者や県民生活は依然としてこういった影響が生じている。こうした状況に対応するために、令和四年度以降、これまで六回にわたってプレミアム商品券発行支援事業を実施してきたところであります。

実施した事業者からは、来店数が増えた、また、客単価が向上したなどの高評価の声が寄せられております。また、価格になかなか転嫁しづらいところもあったことから、こういったプレミアム商品券の発行をきっかけに、少しずつ上げられたのかなというふうに思っております。そういう意味では高い効果を発揮してきたというふうに思われます。

今回の二月補正におきましては、過去、最大規模の予算を計上するとともに、新たに商工団体と連携した仕組みにより、プレミアム商品券の事業を実施することとされております。例えば、佐賀市で「がばいサカエーる地域振興券」、これ、パート4になりますかね。参加店舗数は、佐賀市の場合は八百九十一店舗、一方、伊万里市で「がんばろう応援券」、これは四百店舗以上あるかというふう

に思います。

過去六回やってきたノウハウがありますので、蓄積されてきた経験を生かして、事業者からの御意見を十分に生かしながら、県全体の地域経済の活性化につながるように取り組んでいただきたいというふうに願うばかりであります。

そこで、次の点についてお伺いをさせていただきます。

改めて、この事業の現段階での目的といましようか、目的を再確認させていただきませんが、こういったものでしょうか。

○横町産業政策課長Ⅱプレミアム商品券は、購入額に一定のプレミアム分を上乗せすることで県民の皆様が、お得に買い物できるようにするものであり、これにより高い消費喚起効果を期待しております。その結果として、小売業、飲食業、サービス業など、幅広い事業者の売り上げ向上を目指すものでございます。特に、近年の物価高騰により県民生活に影響が生じている中、県民の暮らしを支えるとともに地域での消費を後押しし、地元事業者の応援にもつなげるために実施するものでございます。

以上でございます。

○定松委員Ⅱそれでは、この事業は過去六回実施されてきたというふうに記憶しておりますが、これまでの実績はどのようなものかお答えください。

○横町産業政策課長Ⅱ令和四年度以降、これまで六回にわたりプレミアム商品券及びクーポン券発行支援事業を実施しており、累計で延べ四十団体に対して約三億四千万円を交付してまいりました。

事業を実施した団体からは、「厳しい閑散期の売り上げ増加に役立った」という声のほか、「観光客だけではなく、地元住民の来店が伸びた」、「常連客が増えた」、「店舗を多くの人に知ってもらうきっかけになった」など、様々な好評の声が寄せられております。また、事業を通じて新たな組合員が加入したとの報告もあり、実施団体の組織基盤の強化にもつながっております。

さらに、今年度からは、プレミアム商品券事業の採択を受けた商店街のエリアで実施されます集客イベントなどのソフト事業に対する支援も行っております。例えば、武雄温泉駅から楼門周辺エリアの回遊性向上を目的としたイベント「武雄屋台村」の開催事業や、鹿島市内の飲食店の思いやこだわりを取材し、来訪意欲の向上につなげる「読む鹿島グルメ編」の制作などを支援しております。

このように、商品券発行事業とソフト事業を一体的に実施することで、商店街エリアの回遊性を高め、地域のお店の利用拡大につなげているところでございます。

以上でございます。

○定松委員Ⅱ今まで六回実施した部分の反省点といましようか、そういったものを基に、いろんな進化であったり、そして、こういうものをやったらいいのではないかというふうないろんなアイデアを基に、ずっと幅が広がっていったのかなというふうに思ってますね。

先ほど御紹介しました、例えば、佐賀市内で八百九十一の事業者、取扱店の中には、一番多いのは飲食店なんです、飲食店が一番多い。そして、雑貨とか、そういった個店の売り上げにもなります。医療とかマッサージ、そして、おもしろいのは塾の授業料、そういったところも参加されているように記憶しております。

いろんな業種が参加して、そして、県内のプレミアム商品券をお買い求めになった県民の方々は、いろんなところで使えたらいいねというふうに思うわけです。今年、寒い日が続きましたが、例えば、ガソリンスタンドで灯油を買うとか、そういったものにも使えます。そういった灯油、ガソリンにしても、最近、特に高いなと思うんだけど、そういったものにも使えるというのは、なかなかいいのではないかなというふうに思っています。

一方、参加店舗の仕様欄を見ますと、紙、オーケーですよ、それからスマホ、オーケーですよと、二通りで表示されております。どっちかというと、最近は紙が使えずにスマホだけで対応というところが多いですね。これはレジの関係だと思えますけれども、両方使えるのが一番いいんですけども、ややもすれば高齢者の方々は紙を持ってきて、あら、ここは使えなかったというふうなことがあるのではないかなと思うので、そういったことも、ペーパーとスマホ、それは各店舗において仕分けというか、表示の方法は考えておかないかぬのかなというふうに思ってますけれども、そこら辺、どういうふうにお考えなのか。

○横町産業政策課長Ⅱプレミアム商品券につきましては、委員がおっしゃったように紙の商品券と電子の商品券の二パターンがあると思っております。おっしゃるように、例えば高齢者の方が紙のほうがいいとか、そういうお声はあると思いますので、そこは商工団体とか、そういった皆さんと一緒に、どういうふうにしたほうが県民の皆様の利便性に役に立つのか、使いやすいのかを含めて、あとは事業者のほうも、どういった形でしたほうが利用者の方の支援につながるのかということを考えながら、紙にするのか、電子にするのかを店ごとに、おっしゃったように、このお店は電子、ここは紙ということがあってもいいかもしれませんけれども、そこはバランスよくやっていきたいと思えます。

それと、このお店は紙なのか、電子なのかということとは、来店された方が分かりやすいようにする必要があるというのはございます。そこも分かりやすい表示ができるような形で検討してまいりたいと考えております。

○定松委員Ⅱそれでは次に、商工団体と連携した新しい仕組み、イベント、ソフト部門ということを先ほど説明されましたが、いろんな取組、進化した取組が必要になるというふうに思います。

その新しい仕組みの概要をお聞かせください。

○横町産業政策課長Ⅱこれまで事業を進める中で、事務作業を担う人員の確保が難しいなどの理由から、商品券事業の実施が困難だという声が商店街や関係団体から寄せられておりました。

そこで、今回の事業では、県から補助を受けました佐賀県商工会連合会が商品券の印刷や販売、広報・宣伝ツールの作成、換金事務など、発行に係る一連の事務を一体的に担う仕組みとし、人員不足などの課題を軽減することとしております。

また、参加店舗や業界団体への呼びかけや掘り起こしにつきましては、商工会連合会が商工会議所や中小企業団体中央会と連携して行うことで、より広いエリア、幅広い業種を対象とした事業実施を可能としております。

それと、商品券を販売するエリアの設定や、紙券、電子券の配分割合などの具体的な内容につきましては、それが県民の皆様にとつて、より使いやすい仕組みとなるように、商工会連合会をはじめとする商工団体の意見を踏まえながら検討を進めているところでございます。

あわせて、商店街や業界団体が自主的に取り組みます従来型の商品券発行事業への補助や、集客イベントなどのソフト事業の支援につきましても、引き続き実施してまいりたいと思います。

以上でございます。

○定松委員Ⅱ今までの集大成として、これが完成形ではないので、今後ともいろんな改良を続けながら、商工団体との中で完成させていかなければならない、ぜひとも今回出された事業分をさらに検証して県内の活性化につながっていくようにしていただけたらというふうに思います。

今回の事業への思いとして産業労働部長はどのように考えているのか答弁をお願いします。

○井手産業労働部長Ⅱプレミアム商品券発行支援事業を含めまして、今回の物

価高騰対策に対する私の思いを申し上げます。

私は産業労働部長として、その視線の先には常に事業者の皆さんがあります。常に現場の課題に向き合い、様々な分野の付加価値向上に取り組んできました。その中で事業者の皆さんを取り巻く課題は、多様化、複雑化し、行政だけでは対応が難しい面もあると感じています。だからこそ、商工団体などの皆さんは同じ方向に向かうチームであり、共に取り組むための信頼関係の構築に努めてきました。今回、佐賀県は、過去最大規模の事業者支援に加え、プレミアム商品券による大規模な生活者支援にも取り組みます。

まず、事業者支援につきましては、事業者の皆さんや商工団体の皆さんから寄せられた現場の声などを踏まえ、これ、県議会からも事業者支援にしっかり取り組むべきだとの意見をいただきましたが、これらを踏まえまして生産性向上につながる支援をこれまで以上に強化すべきだと判断しました。そのため、支援規模を過去最大とするとともに、制度をより使いやすくなるための改善にも進めます。

また、物価高騰の中で家計負担を軽減し、消費を喚起する取組についても、商工団体と連携することで県内に広く展開できると考えました。そこで、プレミアム商品券発行支援事業を事業者支援を通じた生活者支援として実施いたします。

こうした取組は、賃上げの実現や物価高騰対策という、国と地方が一体となつて向き合う課題に対する佐賀県独自の施策です。その効果が最大限発揮されるよう、商工団体の皆さんと連携し、力を尽くします。それが私の思いです。

私からは以上です。

○定松委員Ⅱこのプレミアム商品券を私もぜひ買ってみたいなと。うちの家内あたりも注目しております、何年前に買いに行ったんですね。白石は売り切れて江北まで行ったという、隣の石倉さんには気の毒なんです、江北で

買ったんですよ。一回しか並ばなかったんですけども、使ったのは飲食店なんです、食べながらお徳感がしみじみと沸き上がったのを覚えております。本当にいいことだなと思いますので、しっかりと進めていただきたいと思ひます。

それでは、第二問目の農業政策について伺いをさせていただきます。これは農業者の減少への対応ということで今回お聞きをいたします。

佐賀県内の農業の近代化、これは私の話ですが、私が農業を始めたのは、かれこれ五十年ほど前になるんですね。その当時は新規就農者、大歓迎の中に地区の公民館でお祝いまでしてくるというふうな、そういう時代だったんです。その頃は農業者集まれと言ったら、公民館の廊下まで座っていたような気がしました。私の地区でも農業者というのは、その当時からすれば、もう六分の一なっているんですね。今回、農業センサスによると五年間で二三％減少というのもうかがい知ることができると思ひます。

そこで、県が主導して「さが園芸８８８運動」なんかを展開していただきました。先般の一般質問の中でも、果たして「さが園芸８８８運動」をしつかりと予算を投入して、それだけの効果が上がっているのだろうか、もつと医療、福祉に回してくれよみたいな声もあるんだよというふうな趣旨の一般質問があつたかと思ひます。

ここで、佐賀県の農業産出額の推移についてデータが出ておりますが、（モニターを示す）棒グラフの一番右に昭和五十九年と書いてあります。昭和五十九年という米が異常に高かつた。その当時は生産者米価というよりは政府買上げ米、政府買上げ米は恐らく一万八千円後半だったんですが、自主流通米というのと同時にありまして、自主流通米というのは、それ以外の自由に流通する米ということで、それが二万二、三千円になっていたというふうに思ひます。ですから、黄色の部分というのは九百九億円、これは米麦の産出額です。これ

が異様に多かつたんですね。

それからどんどんどん落ちてきた。これは途中のグラフがないんですが、落ちてきた背景というのは、佐賀県の農家は水田農業、いわゆる米麦に頼っていたというふうな部分があります。昔、三町も田ん中のあるぎんよかやんねというふうなイメージだったんですね。それが米麦の価格がどんどんどん落ちてきたものですから、その価格が落ちる中で農業生産額がどんどんどん落ち込んだんです。

で、次にあります平成二十九年、これは千三百億円ほどになりました。それからどんどんどん落ちているのは、これ、米麦の推移で下がっているんですね。三百二十四億円、三百二十六億円、その次は百九十六億円で下がっちゃったんですね。そして、産出額が一千百億円台まで下がっているんです。

これ、私も思うんですが、このときというのは農業者はマイナス決算で、誰もが、農業者の全てが税金を払ったことがないというふうな時代なんですね。その時代を経て、今、「さが園芸８８８運動」をやつと展開してくれたというのが私自身の感想なんですね。

我々、「さが園芸８８８運動」が展開されたときにどういうふうに説明を受けたかという、もう米麦の時代じゃないんだと、半分はですね、そういった印象に聞こえたんです。米麦以外の何を増やすか、これ、緑の部分の野菜なんです。園芸の露地野菜を増やしていこうと。私は白石に住んでまして、白石で農業をする中では私にぴつたり事業なものですから、その中にどっぷりつかつて頑張つてやるぞというふうな感じだったんですね。

それでどうなったかという、米麦も少し回復しているものの、緑の部分もプラス二十九億円、これは前年対比で挙げていますが、そういったところで横ばいか、微増になっています、微増してくれているんです。これ、「さが園芸８８８運動」を展開しないとどうなったかというふうな想像をするんですが、想

像を絶するような下がり方、恐らく一千億円を切っているだろうというふうに思われます。

この一番下のグリーンをどうにか横か微増ベースに持ってきているので、やっと米麦も、畜産も、どうにか横ばいといっても産出額を落とさないよというふうなことで推移をしているんだろうと思います。その横にタマネギなんかがあります、時として爆発的な価格になることもあるんですが、ここ五年ほどは平均して野菜の価格というの、お百姓さんが食っていける単価になりましたので、将来を見通せるなというふうな印象なんです。

ここ近年の露地野菜の状況を見ますと、例えば十年前のタマネギ農家はこういうふうにしていたのかというと、二十人ぐらい並んで一つの圃場を一気に進むんですね。その二十人が一日中、疲労こんぱいして、やっと三反済んだよとか、そういったレベルだったんです。雨が降ったら、「ごめんなさい」と加勢人さんに全部連絡して、今日は休みですという連絡をして、そして晴れたらまた次の次の日をお願いしますと、そういったことで天候次第で寄せたり休んだりというふうなことで、六月中旬ぐらいまでかかって、やっとタマネギの収穫が済んでいたという時代なんです。

今回、「さが園芸888運動」によってタマネギというのは飛躍的に変わりました。実際に圃場で炎天下で作業する時間というのは飛躍的に減ってきました。それは加勢してくれるおばさんたちがいないというのもあって、圃場での作業を省力化するためにアステムカッターで葉っぱを切って、そして切り口が少し乾燥した段階でディガーで掘る。そして、それをころころと転ばして乾燥させるんですね。下の土が白乾するような状態で、今度、ピッカーで拾って鉄コンテナに上げるといった、そういった一連の機械化ができました。これ、今まで何年もかかって、およそ八年ぐらいかかって確立できたんだろうというふうに思っています。一般の県民の皆さんからすれば、百姓はよかねと言われるんで

ですが、こういった事業があつてこそ、佐賀県の農業が持続しているというふうに感じているところでございます。

その中で、担い手の減少というのが片方で顕著になっています。全国でも極めて高い耕地利用率を誇っている佐賀県でありますけれども、農業生産力のみならず、集落機能の維持、文化継承とか、そういったものまで失われている気がします。ここまでちゃんと準備をしているんだから、こぞって農業に参入せろよと僕は言いたいですよね。稼げる農業は、確かにそこまで来ているんです。そういったことを佐賀県一丸となって伸ばしていただきたいというふうに考えるところでございます。

このような中で、稼ぐ農業の実現に向けて様々な担い手の確保・育成対策に取り組まれております。このことは私も承知しておりますが、本県農業が将来にわたって維持発展していくために、農業に携わる人をいかに育成していくか、農地をどういうふうに守っていくかという視点が重要であると考えております。

それで、佐賀県農業の現状についてであります。まず、基幹的農業従事者の数について、十年前と比較してどのくらいになっているのか、ちょっとお伺いしておきます。

○**莊山農業経営課長** 本県の基幹的農業従事者数は、国が五年ごとに公表している農林業センサスで見ると、十年前の平成二十七年は二万三千九百六十六人となっておりまして、直近の令和七年の一万五千八百六十七人と比較すると約三四％減少している状況でございます。

以上、お答えいたします。

○**定松委員** 実に三四％の減と。これは五年前と比較しても二三％の減少ですか、それで、減少率が顕著になってきているのかなというふうに感じるところであります。

では、この一経営体が担う経営の耕地面積は十年前と比べてどのようになっているのかお伺いします。

○**莊山農業経営課長**Ⅱ 一農業経営体当たりの経営耕地面積は、同じセンサスで見ますと、十年前の平成二十七年は二・七ヘクタールとなっており、直近の令和七年につきましては三・五ヘクタールとなっておりまして、比較すると約三〇％増加している状況でございます。

以上でございます。

○**定松委員**Ⅱ 今お答えになった数字というのは平成二十七年との対比、これは二・七ヘクタールから三・五ヘクタールに上がってきているんだけど、基幹的農業従事者は三四％減少している。これは農地が遊んでいないという、簡単に言えばそういったことになるんですね。それでいて一農業経営体がもうけていかなければならない。実際には面積が増えたら産出額も増えるはずなんです。なかなかそれが増えていかないというのが現況かなと思います。

一方で、農業人材が減少していく中で、佐賀県の農地を守っていくためには、まず農業の人材確保が重要であります。近年の新規就農者の推移、先ほど質問もありましたが、改めてお示しをいただきたいと思います。

○**莊山農業経営課長**Ⅱ 直近五年間の県内の新規就農者数につきましては、令和三年は百六十人、令和四年が百八十三人、令和五年と令和六年が共に百六十二人、令和七年は百四十二人となっております。近年は百六十人前後で推移しているところでございます。

以上です。

○**定松委員**Ⅱ 新規就農者の現況をお聞きいたしました。これはずっと以前から大体このくらいの数字なんです。百五十人、百六十人、ここ二十年間ぐらいはそういった数になっているんだろうというふうに思います。これは、新規就農して若者たちの手取りがぐんと増えて魅力ある農業が確立できたら、恐らく

三百人、四百人になるんだろうなというふうに思うんですね。そういったところを期待したいと思っております。

新規就農者の確保、育成に向けて非常に重要となってきますが、その取組によって、どのような新規就農者が育っているのかお聞きをさせていただきます。

○**莊山農業経営課長**Ⅱ 県では、新規就農者を確保、育成していく仕組みとして、就農希望者の呼び込みからトレーニングファーム等での実践研修、園芸団地の確保、栽培施設や機械の整備まで、切れ目のない支援に取り組んでいるところでございます。

どのような新規就農者が育ってきたかというところでございますが、トレーニングファームなどの体制整備と積極的な就農支援によりまして、これまで七十六名が就農しております。

また、キュウリやトマトなどにおきましては、部会員の約三割近くをトレーニングファームの修了生が占めるようになってきております。そういった生産部会が出てきております。

さらに、就農後わずか数年のうちに県の生産改善共進会で最高賞を受賞する修了生も出てきておりまして、地域農業の担い手として活躍する人材が数多く育ってきているというふうに認識しております。

以上でございます。

○**定松委員**Ⅱ 非常にいい事例を出していただきました。これはすばらしいな。キュウリに新しい技術導入がなされて、しかも、五、六年前まではどうにか環境制御型もそこその単価で済んでいたものが、そして、トレーニングファームを巣立ってすぐ県一になったというのは、本当にびっくりするようなことなんです。特に施設園芸は米麦よりもっと難しい部分があつて、それを環境制御と山口先生の指導によって、卒業してすぐトップになるというのは、本当に明るい、全国でも類を見ないようなニュースかなというふうに思います。

今後の取組についてですが、どのような取組を行っていくのかお伺いします。

○**莊山農業経営課長** 新規就農者の確保育成について今後の取組でございますが、県内に新規就農者のトレーニングファームができました。あと、ミニトレーニングファームという形での就農支援体制というものも出来上がりました。令和七年度におきまして、農業振興センター単位においては全地区整備されたこととなります。そういったことを踏まえて、県全体で就農支援の整備がとれましたというようなことも就農フェアでのPRといったことを積極的に取り組んで呼び込みを強化していきたいと思っております。

以上でございます。

○**定松委員** Ⅱ それでは、相対的に農業人材の確保と育成、そして、今後どのような姿勢といえますか、取り組んでいくのか、さらにお伺いいたします。

○**莊山農業経営課長** Ⅱ 今後、担い手育成という点でどういったことを取り組んでいくかということであったかと思えます。

新規就農者の確保、育成だけではなくて、新規就農された後から経営発展につなげていくということが大事かと思えます。

私ども、県におきましては、佐賀県農業会議とかと連携しまして、本県の農業を力強く牽引する人材や企業的な農業体を育成するため、令和七年度より「佐賀県農業担い手Sプラス推進事業」を実施しております。こういった事業につきましては、農業者の経営力向上を目的に、例えば、全国から先進的な経営者を招いた研修会であったり、経営課題を解決するための先進地視察研修、若手グループ内での総合研さんを目的とした勉強などに取り組んでおります。

また、この事業の一環として、令和七年十一月におきましては、県内で活躍する農業法人と若手農業者を参集した農業担い手大交流会というものを開催したところでございます。経営発展を目指す多くの農業者が参加し、参加者からは、先進的な経営者から多くの刺激を受けまして、よき学びの場になった

との声をいただいております。

さらに、令和三年度からは、佐賀農業を牽引するトップレベルの農業経営体を育成する「佐賀さかいこう農業経営体育成プロジェクト」を県内全ての農業振興センターで実施したところでございます。三十八経営体を対象に、それぞれの経営目標の達成を目指して、普及指導員による濃密な伴走支援や専門家派遣を受けまして、一億円以上の収益を上げる経営体の成長や法人化など多くの好事例が生まれているところでございます。

今後の取組について、新規就農者の部分につきましては先ほど申し上げたところですが、施設野菜を中心としたトレーニングファームがありますが、そのノウハウを生かした上で、現在、白石地区の農業法人をモデルとした土地利用型作物でのトレーニングファームのモデルを実施しているところでございます。令和八年度からの本格実施に向けて今後取り組んでいきたいと思っております。

さらに、経営発展に向けた取組としまして、先ほど御答弁しましたが、若手農業者が交流し、稼ぐ農業を学ぶ場づくりであったり、稼ぐ青年農業者を増やしていく取組として、販売額三千万円以上を目指す経営体の伴走支援を実施していくこととしております。

以上、お答えします。

○**定松委員** Ⅱ 攻めの農業という意味が、これを聞いて分かるんですね。今からの農業をどうしていくかということが非常に重要なことで、若手を育てる。そして、どっちかという施設園芸重視で園芸品目を伸ばしていく。ただ、それでいくと農地の伸びは、先ほど答弁にあったように三割増にとどまるんです。これは、施設園芸では各地域での農業者の減少率というのを未来永劫、緩和できるものではないというふうに思うんですね。地域を本当に守る上では、農業の人材確保、育成と同時に農地を守る対策というのにも必要であるというふうに

思います。次世代に引き継ぐためには、限られた農業者で維持していくというふうに思いますが、県ではどのような取組を行うのかお聞かせください。

○**莊山農業経営課長** 現在の農地の維持に向けた取組について答弁させていただきます。

農地を次世代へ引き継いでいくためには、誰が、どの農地を耕作していくかということを見える化し、地域で共有するということが重要と考えております。

令和七年三月に地域農業の方向性や地域の中心となる経営体の将来展望などを示した、十年後の地域農業の設計図である地域計画が県内各地で策定されたところでございます。

この地域計画のブラッシュアップに向けまして、各地域での話し合いを継続し、将来の農地利用について議論を深め、地域計画を見直し、実現していくための取組を行っているところでございます。

具体的には県では、令和七年度から三年間を重点期間といたしまして、例えば、話し合いにより、担い手が耕作するエリアを見える化する「農地集約イメーჯマップ」、通称、集約マップと言っておりますが、この作成であったり、研修会等で集落営農組織の法人化や協業管理方式の推進、また、優良事例や話し合いを進める手法を紹介する市町等の担当者向けの勉強会等の開催などの取組を行っているところでございます。

以上でございます。

○**定松委員** 勉強会の資料でも示されております。実は、こういう事業が目的としている事業というのは、まさに三十年ぐらいから本当はずっと進んではきているんです。ただ、大きく変わるきっかけがなかったんですね。前までは農業者も半減するぐらいまでは、隣のおんちゃんとは僕が作るよみたいな感じで増やしてこられた。けれども、本当に大規模に増やすとなると、機械設備とか、いろんなところでこれ以上は作れないよというマックス感が出ているんです。

ね。これをさらに伸ばすとなれば、こういった農地の集約も喫緊の課題です。今回やつてもらわないと本当に現場が困るなというふうな気がしております。

ここ近々、このOBの梶山さんがいて農地を集約する中間管理機構の地域計画が各市町でつくられましたね。各市町でその目標に沿って集約できるように、これ、今から各市町の競争になると思うんですが、そういった伸びる競争をしながら、各地域が集約マップの移り変わりをずっと実践していくというふうになるかと思えます。その中で農家の協力、そして、今回、専門チームを設置してということになっております。専門チームは、その地域の農業を熟知した方々の交渉力というのが鍵になってこようかと思えます。これ、やり方を間違えるといいますか、その方の手腕にかかっている事業だと思うので、これはやっぱりしっかりとした成果を初期の段階から出していく必要があると思います。

そういったことをしていただきたいなというふうに思うんですが、改めて今後二、三年の姿勢といいますか、そういったことをお聞かせください。

○**莊山農業経営課長** 今後の取組について御紹介させていただきます。

農業者の減少を踏まえ、効率的に農業を行える体制を整えることが農地を維持するための基本となることから、（副委員長、委員長と交代）農地の集約化がこれまで以上に重要と認識しております。

そのため県では、農地集約を一層加速化させるための新規事業を創設することとしており、その事業では、先ほど委員からもお話がありましたように、農地集約を担う専門チームの立ち上げであったり、農地集約マップの作成支援、これは市町が作成する際の支援ということです。あと集約マップに基づき農地の権利移動があった場合に、農地の出し手のほうに協力を交付するというような事業となっております。そういった事業を実施していくというふうな形で考えております。

また、これまでのように地域の人たちだけでは維持が難しくなっている農地に、新たな担い手として企業の農業参入を進めていくことも選択肢の一つと認識しております。このため、「企業・法人参入推進チーム」の体制強化を図るとともに、本県への農業参入を後押しするための新たな支援策を創設することとしており、先ほど答弁した農地集約を加速化させるための新規事業とともに、その関連予算を本議会にお願いしているところでございます。

今後も、地域農業者や生産部会、市町、農業団体などと連携し、農業者が減少していく中、担い手の確保・育成対策と、農地を守るための対策というものを両輪で進めることで、本県農業の持続的な発展につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○定松委員Ⅱ農業者が、どんどんどんどん増えればいいなというふうに思うわけであります。

今回、先ほど説明がありましたような、十アール当たり五万円の補助を出すというのは、かつてなかったんですね。思い切ったことをやったなというふうに思うんですが、その事業に協力してくれる推進役といいますか、専門チームがどれだけ説得力を持ってやってくれるかが鍵になると思います。どうぞしっかりと頑張っていたきたいと思います。

それでは、三問目に移ります。施設園芸の振興対策についてであります。

ここ近年、大変な時代になったなというのが、この政策の中でも出ております。資材高騰や環境制御型のハウス、異常に高くなっている。そういったこともあって佐賀の農業を長期的に見れば米の需要の減少、米価の変動などといった不確実性もあったことから、安定した収入で農家所得を向上させる、産地を発展させていくためには、やっぱり園芸農業ですね。これは「さが園芸888運動」を展開されて、先ほど申しましたように、どうにか微増で推移してくれ

ているということでもあります。また、露地野菜もしっかりとやってこられているなというふうに思うんですね。

その中で、施設園芸の農家は比較的少面積で農業経営ができるということは利点であります。稼ぐことの直結になるわけです。もうやっぱりハウスをつくったら、そこで一生懸命せんばいかぬ。そして、その仕事がちつとできれば、最近では天候に左右されることなく収量がついてくるというふうな施設になつていきますから、そういったことを考えれば、園芸ハウスというのはしっかりと整備をして、そして翌年にはしっかりと稼ぐということに直結しなければならぬというふうに思います。

近年、県内で園芸ハウスの事業を活用したハウスの整備状況はどうなっておりますでしょうか。

○田川園芸農産課長Ⅱ国や県の事業を活用して整備した園芸ハウスの面積は、軽量鉄骨ハウスやパイプハウスは、平成三十年度が七百十アール、令和三年度が六百三十七アール、令和六年度が六百四十七アールとなっております、おおむね横ばいで推移しております。他方、耐候性ハウスにつきましては、平成三十年度が百四十アール、令和三年度が二百八十七アール、令和六年度が二百九十七アールとなっております、環境制御技術を習得した就農者の増加や規模拡大の動きもありまして、整備面積はやや増加となっておりますのでございます。

以上でございます。

○定松委員Ⅱ横ばい、もしくは少し増えている状況ですが、この園芸ハウスの整備費の推移について、近年、高騰しているというふうによく聞くんですが、どのように推移しているのかお答えください。

○田川園芸農産課長Ⅱ附帯設備も含めました十アール当たりの園芸ハウスの整備費の推移については、軽量鉄骨ハウスやパイプハウスの平均事業費で見ますと、平成三十年度が千二十三万円、令和三年度が千三百七十四万円、令和六年

度が千八百三十一万円と、六年間で七九％上昇しております。

また、より強度のある耐候性ハウスの平均事業費で見ますと、平成三十三年度が二千八百六十四万円、令和三十三年度が三千四百四十五万円、令和六十六年度が四千三百五十四万円と、こちらは六年間で五二％上昇しております。鋼材や被覆資材等の価格上昇に加えて、輸送コストやハウスの施工に係る人件費の増加などによりまして、整備費は近年大きく上昇しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○定松委員Ⅱこれで見ますと、過去十年で七九％上昇や五二％上昇、これは環境制御型のハウスですが、これだけ上がってしまうと本当に年間の償還額が増える。そして、その当時と比較して燃料代も増えている、ビニールの被覆材あたりもかなり上がっているというふうに思われます。なおかつ人件費も上がっておりますので、非常に厳しいのかなと、こがんきつかで思わなかったという声も聞くのかなというふうに思います。

この園芸ハウスの整備費の高騰に対して、県はどのように取り組まれてきたのかお願いいたします。

○田川園芸農産課長Ⅱ県では、整備費が高騰する中でも施設園芸農家の規模拡大や新規就農といった前向きな取組に對しまして、情勢を見極めながら対応してきたところでございます。

まず、ハード面の支援につきましては、施設面積一・五倍への拡大といったステップアップを行う場合、補助率を三分の一から二分の一にかさ上げをしたり、耐候性ハウスの整備では、新規就農者や園芸団地入植者に加え、先ほど申し上げたステップアップを行う場合も補助対象としまして、国、県、市町で合わせて補助率七五％としている中で、国庫事業への県費上乗せ支援の上限を千二百万円から三千万円に拡充しております。また、園芸団地内に軽量鉄骨ハウスやパイプハウスを整備する場合、補助率を六五％にかさ上げをしたところで

ございます。こうしたように、農家の投資への負担が軽減するよう、支援を拡充してきたところでございます。

また、施設整備費の低減と施設の有効利用に資する中古園芸ハウスの有効活用を進めていくため、中古園芸ハウスの取得や解体、移設、附帯設備の整備までを一体的に実施できるハウスのリノベーションに対する支援を補助対象に追加するとともに、ソフト面の支援としまして、中古園芸ハウスの出し手と受け手のマッチングを円滑に行うよう、ハウスの一時管理への支援などにも取り組んできたところでございます。

以上、お答えいたします。

○定松委員Ⅱ農機具の価格も上がったなと思うんだけど、施設園芸の部分が顕著に上がっているというふうなことで、第一弾的には四百坪ぐらいから始めたものが、最終的には従業員を入れたら一・五倍か一・八倍ぐらいできるなど、さらに面積をアップさせてというふうなところにも補助をつけていただいた、これは非常にありがたいなというふうに思います。ひと頃は、こういう補助事業がありますよと言っても、もう一回利用しとんもんねとか、そういうことではなかなか更新ができなかった、中古が出るのを待つしかなかったんですね。そういったことも含めれば非常にいいなというふうに思います。

この施設園芸を取り巻く現状は非常に厳しいものがありますが、この緊急支援事業の実施も提案されています。現在、この施設園芸を取り巻く状況について、県は相対的にどのように認識しておられるのか伺います。

○田川園芸農産課長Ⅱ整備費の高騰によりまして、新規就農者や地域の農家においても、ハウス整備を見送られる状況がありまして、燃油価格の高止まりとともに、振興上の大きな課題と認識をしております。

また、近年の気候変動の影響によりまして収量や品質が不安定となり、収益性が悪化する中、人手不足も加速しております。収穫調整に多くの労力を要

する品目では、安定的な労働力の確保も難しくなっているというところも把握をしております。

このため、施設園芸農業を振興していくためには、施設整備費の低減、気候変動への適応などによる収量、品質の向上、さらには、労働力不足への対応を強化していく必要があると認識をしております。

以上でございます。

○定松委員Ⅱ施設園芸農家と、そして大規模農家、いわゆる土地利用型の農家、そういった方々が共に伸びていかなければならないというふうに思います。例えば、施設園芸のトレーニングファームを修了した方々が、次に問題になるのは土地取得なんです。どこにつくろうかね、実際にいいところがあるのかということなんです。日当たりが悪いとか、そういったことも関係するんじゃないけれども、やっぱり水、そして広さ、もう一つは排水ですね。そういったものを備えながら、圃場をどこにつくるかというのは一大決心なんですけれども、そういったことにもそれぞれの農家が協力し合って、例えば、私の農地を貸してよかよというふうな、そういうところまでならんばいかぬというふうに思います。各市町が中間に入って、そして、あそこはどうですかというふうな、そういった実際に取り組める、新規就農者はいろんな方たちの支えによって、すぐ次のステップにいけるような体制づくりをしていただきたいというふうに思います。

そういったことも含めて今後の取組について島内部長にお聞きしてよろしいでしょうか。

○島内農林水産部長Ⅱ今後の取組についてお答えします。

佐賀農業を持続的に発展させていくためには、「さが園芸888運動」を中心として、本県農業の生産性向上を図っていききたいというふうに思っております。そのためには省力化ですとか低コスト化、高収益化、こういったことを一体的

に進めることで現場が実現できる成果につなげていけるのではないかとというふうに思っております。

具体的に申し上げますと、スマート農業技術の導入支援ですとか、作業効率化を進める営農モデルの普及、経営改善に向けたデータ活用などを強化し、先ほど来申しておりますとおり、「さが園芸888運動」の実効性をより高めていきたいというふうに考えております。

また、最も重要なのが担い手対策だというふうに思っております。新規就農者への伴走支援をこれまで以上に充実させていきたいと思っております。若い世代の方々が安心して定着できる環境づくりをより一層高めていきたいというふうに思っております。

これらの取組を一体的に進めることで、持続的で稼げる佐賀農業の実現に向け、これまで下地はつくれたんだろうというふうに思っておりますので、これから上昇トレンドに向かっていくというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○定松委員Ⅱ今後、農業をする青年たちは恵まれているなど。私たちのときはこういう事業がなかったから即思うんですね。先ほど島内部長がおっしゃったように、今までは滑走路をばつと燃料をたいて走っていた時代だったんだけれども、これに乗れば、それからぷーっと上昇気流に乗れるというふうな気がするんですね。

皆さん方のさらなる活躍によって、農業後継者が百六十人とかなんとか言わんで、三百人台、四百人台までなる。そして、佐賀の農業が守られることを祈念して私の質問とさせていただきます。

ありがとうございます。

○宮原委員Ⅱそれでは、質問させていただきたいと思います。

この農林水産商工常任委員会は大変人気で、私も六月から手を挙げていたん

ですが、なかなか質問できず、最終盤となってまいったところでございます。皆さん御承知のように、今回は当初予算も入っておりましていろいろ事業案が出されておりますので、その確認をしなければならないということで若干多うございますけれども、よろしくお願いをしたいと思います。

まず、コスメ国際カンファレンス開催についてでございます。

ここにつきましてはコスメティック構想推進事業の中からのカンファレンス開催事業ということで提案をされているわけございまして、その内容についても伺いさせていただきたいと思えます。

一般質問でもこのことを質問されておりまして。どうか言々とコスメティックバレー構想ではなからうかと思うところでございまして、そこに向けての前段ではなからうかとも思うわけでございますので、新しい産業拡大のためにしっかりと頑張っていただけばと思うところでございます。まずは、このようにして、佐賀を世界から見えていただくというようなこのカンファレンスかと思えますので、その確認を取らせていただきたいと思います。

この事業につきましては、大きく四つの項目を掲げられているところでございます。まずはカンファレンスといたしまして講演をされるわけでありまして。それから展示会も開催され、そして交流会、そして見学会というような形で事業がなされるということをお伺いしておりますが、その内容についてもそれぞれお伺いをさせていただきたいと思えます。

カンファレンスについてお伺いをさせていただきたいと思えますが、どういった講演になるのでしょうか。それから、規模についても構想としてあるのであればお伺いをさせていただきたいと思えますので、内容説明をお願いいたします。

○東コスメティック産業推進室長 国際カンファレンスについてお答えをいたします。

この国際カンファレンスにおきましては、海外のコスメ産業のクラスターの代表者、佐賀大学のコスメ学環の徳留教授など、国内外の最先端の研究者をはじめといたしまして、大学や企業の若手研究者も参加して、研究発表、パネル展示、シンポジウムなどを行ってまいります。

こういった取組によりまして、世界の研究者や企業関係者が佐賀に集まり、コスメ分野における最新の研究成果や技術動向を佐賀から世界へ発信いたします。また、参加者同士の情報交換や連携が深まる場にもしていきたいというふうに考えているところでございます。

このカンファレンスの中では、最新の知見を共有し、国際的なネットワークを広げることで研究や開発のさらなる進展を図りまして、産学官連携の一層の拡大につながることを目的としているところでございます。

あわせて、佐賀県が進めてきましたコスメ構想の成果や各種の取組、佐賀大学のコスメ学環の教育、研究内容などを広く発信することで、佐賀県がコスメ分野の人材育成、研究開発、ビジネスの先進地であるということをしっかりと示していきたいというふうに思っております。

また、開催の規模についてお尋ねがございましたが、場所をSAGAアリーナに置きまして、二日間、開催したいと思っております。

お答えは以上になります。

○宮原委員 今、先進地として認識をしていただきたいというところでございました。これ、やっぱりシンポジウムであれば回を重ねなければならないと私は考えるわけであります。これ、第一回目だろうと私は思っておりますので、これからよりよくシンポジウムを開催していただきまして発信をしていただければと思うところでございますので、よろしく願いをしておきたいと思えます。

次に、展示会でございますが、展示会についての内容もお聞かせください。

○東コスメティック産業推進室長Ⅱ国際展示会についてお答えをいたします。

この国際展示会を開催する目的としては、アジアンコスメなど「美と健康」をキーワードに、アジアンビューティーや世界の美の最新トレンドを佐賀県から世界へ発信していくとともに、御来場いただきました皆様に佐賀県と世界のつながりを体感していただきたいというふうに考えております。

具体的には、この国際展示会では、海外のコスメ産業クラスターのナショナルブースを設けますとともに、県内企業を含む国内外のコスメ・ヘルスケア企業が出展をいたします。アジアのコスメを体感できるブースなども設けまして、各社の製品や高い技術力を発信する産業展示会としたいというふうに思っております。

これによりまして、出展企業や来場者との間で具体的な商談や技術相談が行われ、共同研究にもつながるビジネスの機会を創出するような場にしていきたいというふうに考えております。

お答えは以上になります。

○宮原委員Ⅱ今、説明の中でアジアンビューティーと言われましたが、アジアンビューティーとはどんなものなのか、一般の方は全く分らないと思いますので、そこについての若干の説明をお願いしたいと思います。

○東コスメティック産業推進室長Ⅱアジアンビューティーについてお答えをいたします。

今、ヨーロッパやアメリカの中では、アジアの化粧品というものが大変注目を集めております。一つは韓国のコスメが非常に活躍しているところがありますが、韓国だけではなく、アジア発の化粧品というものが注目されている中で、それをアジアンビューティーという事で言われている言葉でございます。

以上になります。

○宮原委員Ⅱ分かりました。

次に、交流会ですが、交流会についての説明もお願いしたいと思いますし、また、目的と、その開催内容についてお願いいたします。

○東コスメティック産業推進室長Ⅱ交流会についてお答えをいたします。

この交流会は、カンファレンスや展示会といったビジネス中心の場とは別に、国内外から集まった参加者、そして県内の関係者が一堂に会し、直接交流できる機会としたいというふうに思っております。

こうした交流を通じて国際的なネットワークの構築であったり、人材交流というものを進めまして、将来的な商談や共同研究のきっかけとなる信頼関係を築いていくということを目的としております。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱその交流についてですが、海外から来ていただけるんだろうと思っております。国の選定でいろいろあるのかと思いますが、ヨーロッパといっても一つではないんだろうと思っておりますので、今のところ、こういった国々の方たちをターゲットと考えていますよとか、そういったことがあれば教えてください、いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○東コスメティック産業推進室長Ⅱ交流会の参加者についてお答えをさせていただきます。

まず、今回は、「GCC Asia」というアジア四カ国の連携、日本、韓国、台湾、タイ、この四カ国の連携を中心に開催したいと思っております。これに加えてジャパン・コスメティックセンターが加盟しているGCCという団体がございます、これはグローバル・コスメティック・クラスターという世界中のコスメ産業クラスターのネットワークでございます。ここにはヨーロッパ各国、フランスであったり、スペインであったり、イタリアであったり、そういった国々が参加しておりますので、アジアに加えてヨーロッパのそういった産業団体のほうからも来ていただくことを想定しております。

お答えは以上になります。

○宮原委員Ⅱ次に、見学会についてお伺いをしたいと思います、見学会の内容についてお聞かせください。

○東コスメティック産業推進室長Ⅱ見学会についてお答えをいたします。

地元を実際に見て回っていただく見学会、エクスカーションというものを開催したいというふうに考えております。これにつきましては、本県が推進するコスメティック構想への理解を一層深めていただくといったことを目的といたしまして、カンファレンスや展示会の参加者を対象に、県内各地を巡る体験型の周遊プログラムを実施したいというふうに考えております。

具体的には、これまでコスメ構想と一緒に進めてきました唐津市や玄海町とも連携をいたしまして、例えばコスメ構想の出発点となった唐津浜玉地区の唐津コスメパーク、また、「THREE」が化粧品原料となるハーブを栽培している玄海町ハーブ農園、また、蒸留所が呼子にできておりますので、そういったところの見学などを予定しているところでございます。

県内の原料生産地や製造現場を実際に訪れていただくというところで、佐賀のコスメが地域の自然環境から得られる原料、また、現場の技術、そして、それを支える人々によって作られているといったことを実感していただくような機会にしたいというふうに思っているところでございます。

また、唐津、玄海だけではなくて、来場された皆さんに県内各地に足を運んでいただきたいと思っております。佐賀の歴史や文化、自然、食など、様々な佐賀が持つ地域資源にも触れていただく、そういったコースを設けていきたいと思っております。

コスメ企業は、唐津、玄海だけではなくて県内各地にございますので、そういったところの現地訪問等を絡めて佐賀の各地を回っていただきたいというふうに思っているところでございます。

こういった取組を通じまして、コスメ構想の取組や強みとともに、佐賀そのものへの理解や関心を高めていただき、交流や連携の広がりにつなげてまいりたいと思っております。

以上になります。

○宮原委員Ⅱかつてお茶石けんがやった時代がございまして、嬉野にも回っていただけたらと思ったところでございます。農業の分野のところで少しお話をさせていただけたらと思ったところでです。

これ、情報発信も予算化されております。SNSを活用するというところでございましたが、こういった活用なのかということをお伺いさせていただきたいと思っております。

広げていただかなければ何にもならないわけでありまして、こういった形ですのかということでも目標値もつくっていただかなければなりません。情報発信でビラを三千枚作りました、で、三千枚配りましたから、それで終わりますとか、そういった形ではいけないだろうと思っております。SNSだったら、SNSでこういったところを利用してやっていけるのか。そして、そこを目標にするとところがあるんだろうと思っております。インスタだったらフォロワー数だったり、閲覧数だったり、そういったところがあるんだろうと思いたすので、そういったところが目標としてあるのであれば、目標はつくっていただかなければならないと思っておりますので、そういったところも、今なければ目標を定めていただきたいと思っております。目標があるのであれば、その説明をしていただきたいと思えますし、内容の説明をお願いしたいと思えます。

○東コスメティック産業推進室長Ⅱ委員御指摘のとおり、開催することによってしっかりと伝えていく必要があるというふうに思っております。

情報発信に当たりましては、ターゲットを明確にした上でウェブ媒体やSNS広告、美容メディアや業界紙などを活用しまして戦略的に広報を展開してま

いりたいというふうに思っております。

先ほど委員から御指摘いただきましたSNS広告ですが、特にここは力を入れる必要があるというふうに思っております。

まず、SNS広告につきましては、どういう方に見ていただくという設定をすることができるようになっております。そういったものを生かしながら、SAGAアリーナにアクセスしやすい北部九州地域の学生から四十代までといったところをターゲットにいたしまして、広告掲載による効果として五千人以上の来場につながることを目標にしているところでございます。

広告代理店の試算では、この目標を達成するためには対象となる方々に情報を届ける広告の表示回数、これは五百万回以上が必要というふうに言われているところでございます。このうちの約二％がイベントのウェブサイトにアクセスしてくれるであろうというところで、十万人がこのウェブサイトにアクセスするとすると、その大体五％の方が来場につながるであろうというところで、一般的な展示会等の集客の数字を想定しながら、目標値を先ほど申し上げたところで定めているところでございます。

また、集客に当たっては、当然、この広告だけではなくて、様々な手段で呼びかけをしていきたいと思っておりますので、このSNS広告に加えまして、美容関係のウェブメディアや雑誌への広告掲載、また、団体や大学への呼びかけですね、特に大学生とかたくさん来ていただければと思っておりますので、そういったところへ呼びかけ、メディアでの情報提供など、様々な手段を組み合わせて、情報を広く、そして深く発信していきたいというふうに思っているところでございます。

そのようなことで、より多くの方に御来場いただきまして、このイベントをしっかり盛り上げるように取り組んでいきたいと思っております。

以上になります。

○宮原委員 今もあるかどうか分かりませんが、かつて、「秋田美人」という言葉がございました。「さが美人」というミカンがあつたかと思いますが、新しい言葉として「佐賀美男女」という言葉がいつか誕生するようなコスメティックバレー佐賀をつくつていただければと思うところでございまして、より早く実現がなされればと思うところでございますので、これよりまた広報のほうも頑張つていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしておきたいと思つます。

それでは次に、産福連携の質問に移らせていただきたいと思います。

これはプロジェクト事業としてされているわけですが、今日は農福連携のお話も若干あつておりました。人材不足の面から、農業のほうから、コロナの折に海外からの方々がおられなくなつて人材不足になつたということで、若干その要望にお応えする中で国のほうからこの勧めがあつたわけでございます。

この構想について私が最初に聞いたときには、これは農業サイドからのお話ではやっぱりいけないだろうと。サイド的には福祉のほうで、より現実的であろうし、そうしなければならぬだろうということも私はお話をさせていただいておりました。ただただ、人材不足、人手不足という形で補充するようなことであつてはならないだろうと思つています。福祉の面からやっていくということが大変重要だろうと思つています。また、その面をしっかりと受け止めていただいた農福連携の中ではコーディネーターを活用して、しっかりとしていただいているんだろうと思つているところでございます。その成果も農福連携では現れているというふうなことも伺っているところでございます。

そこに向けて新しく産福連携という形でしていただいているわけですが、その中で、そこについて今回具体的なところをどのようにしていくのか、また、コーディネーターも雇われるというふうなことでございますので、その立ち

位置というようなことも後々お伺いをさせていただきたいと思いますが、まずは具体的な内容等についてお話をさせていただきたいと思っています。

○川原ものづくり産業課長 Ⅱ 本県の農福連携につきまして、先ほど委員からも御紹介いただきましたが、農業者と障害のある方の双方に寄り添った丁寧なマッチングによりまして、全国的にも高い評価をいただいております。この好事例を産業分野にも広げまして、人材不足が続く企業と農業以外の分野でも就労機会を広げたい障害福祉施設とをつなぐ取組を進めていきたいと考えております。

今回のプロジェクトでは、産業分野においては、企業のニーズ把握や、障害福祉施設へ委託可能な業務の切り出しを進め、福祉分野においては、受注に向けた体制づくりや取組を後押ししてまいりたいと考えております。また、両分野をつなぐ役割としまして、産福連携コーディネーターを配置いたしまして、企業と障害福祉施設の双方に寄り添いながら伴走していきたいと考えております。

こうした関係づくりを進めまして、持続的な連携を通じて受発注の拡大を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○宮原委員 Ⅱ また改めてコーディネーターも導入するというところでございます。その役割についてもお伺いをさせていただきたいと思いますが、農福連携との違いがあれば、そこも御説明いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○川原ものづくり産業課長 Ⅱ 今回、新たに産福連携コーディネーターとして、産業分野を専門とするコーディネーターと福祉分野を専門とするコーディネーターをそれぞれ一名配置いたします。

コーディネーターの役割は大きく二つございます。一つ目は、企業側と障害

福祉施設側の双方のニーズを掘り起こすこと。二つ目は、そのニーズを踏まえて丁寧なすり合わせを行いまして、双方にとってメリットのある形でつなぐことを考えております。

産業分野のコーディネーターにつきましては、企業を訪問し、ヒアリング等を通じて発注したい業務を把握した上で、民間企業のコスト感覚や、コンサルティングの知見などを生かしまして、業務の切り出しや各種提案などを行い、主に企業側に寄り添った役割を担っていただきたいと考えております。

一方で、福祉分野のコーディネーターにつきましては、障害福祉施設を訪問しまして、施設の強みや受注可能な内容を聞き取りまして、企業に対して連携できる作業を提案するなど、主に福祉側の立場に寄り添って対応していただきたいと考えております。

双方のコーディネーターが連携をしながら、例えば、作業を障害の特性に応じて取り組みやすい工程に整理をしたり、作業に危険が生じないよう現場の環境や動線を確認したり、外注金額や納期が無理のない内容となるよう調整をするなど、マッチングがスムーズに進むよう契約事務まで含めて支援をさせていただきます。

また、実際の作業段階においては、働く方が戸惑うことなく作業に取り組めるよう、現場での確認やアドバイスなども行いまして、企業が発注する内容が現場で円滑に進むよう、サポートをしていきます。

こうした役割を通じて、産業側と福祉側の双方に寄り添い、丁寧な調整を重ねることで、双方にとって持続的でメリットのある連携となるよう、取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○宮原委員 Ⅱ 農福連携との差は、なかなか見出せないところだったのかもしれませんが、その発言がございませんでしたので。それはそれとしていいんです

けれども、それぞれの分野でコーディネーターがお一人ずつということになっているわけですが、お一人ずつでちゃんとされるのか、ちょっと不安なところもあるわけですが、そこはしっかりとやっていただくようお願いをしたいと思います。その間に県が入っていただくようにお願いするものでありますので、よろしくをお願いをしておきたいと思っています。

それから、お一人お一人の就労の中にコーディネーターも入っていくということでございます。農業分野であれば、二、三人、同じ現場に行かれることもあろうかと思えます。これ、産業については同じところに行けるかどうか。工場であれば、そういうこともあるかもしれませんが、分野、分野で数が増えてくるんだろうと思いますので、そこもしっかり分かっていただきながら今後のことも考えていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いをしておきたいと思えます。

次に、事業の中で周知という話もあっております。周知についてセミナーを開催するというのですが、この周知は、こういった形の周知なのか。それから、セミナーの内容についてもお聞かせをお願いしたいと思います。

○川原ものづくり産業課長Ⅱまず、周知につきましてお答えさせていただきます。

企業の皆様からは、人材不足で外注したい業務がありまして、どこに、どのように相談すればよいか分からないといった声がよく聞こえます。また、自社の作業工程の中に障害福祉施設に依頼できる作業があることに気づいていらっしゃる企業もございます。こうした企業に対しまして、日頃から訪問支援や窓口対応を行ってまいります。佐賀県産業イノベーションセンター、商工会議所、商工会、中小企業診断士協会などの支援機関と連携しまして、チラシの配布でございますとか、会合等での周知、また、各団体をお持ちのメーリングリスト等での案内、SNSの活用などを通じて様々な広報手

段を用いまして、コーディネーターの支援内容を周知していきたいと考えております。

一方、福祉施設におきましては、福祉分野のコーディネーターの方が直接訪問されますとともに、健康福祉部とも連携しまして、施設の皆様方が集まる会合、こういったところの機会も活用しまして周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

続きまして、セミナーにつきましては、県内のものづくり企業などを対象に、福祉分野と連携した先行事例などを紹介しまして、企業側のメリットや課題などを共有することで産福連携の理解を深めたいと考えております。

特に、障害福祉施設へのアプローチの方法が分からない、外注につながる作業があるか判断できないといった企業に対しまして、先行事例の紹介やコーディネーターの活用方法を提案するなど、連携の可能性のある企業の掘り起こしにつなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱそれでは、プロジェクトの効果について、企画の効果についてお伺いをさせていただきます。

効果を生み出すためにどのような取組をするのかも伺いをさせていただきますと思いますが、その前に期待について伺いをさせていただきますと思います。

そこには、先ほど来、人材不足が解消されて、双方が、よく言うのがウィン・ウィンの形になればとか言われるときもあるわけですが、福祉の分野について、ウィン・ウィンというような言葉が適しているのかなというような感じが私はしていました。先ほど武藤委員から、農福連携では「Happy-Happy」というような話があったわけですが、やっぱり福祉が向上して豊かな心のある共生社会がなされることが肝要かと私は思う

ところでありますので、そういった点もしっかりと考えを持っていただきたいながら、その期待されることをまずお伺いをさせていただきたいと思います。

○川原ものづくり産業課長Ⅱ本プロジェクトの期待につきましてもですが、産福連携プロジェクトによりまして、これまで以上に障害のある方の働く場が広がりまして、施設の受注が増え、働く皆さんの収入向上につながることを期待しております。

また、企業側にとりまして、働きやすい職場環境づくりが進みまして、人材の確保や多様性が高まること、こういったことで企業価値の向上につながっていくことが期待されるというふうに考えております。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱ効果を生み出すための取組もお伺いをさせていただきます。

○川原ものづくり産業課長Ⅱ先ほど答弁しましたが、効果を生み出すためには、企業側、福祉側双方が、よりよい関係性を築いていくことが重要かと考えております。そのため、産業労働部、健康福祉部、農林水産部など、庁内の横断的な連携に加えまして、関係団体とも協力しまして、企業や障害福祉施設、働く皆様の声を継続的に伺いながら、必要な改善も行っていきたいと考えております。

このプロジェクトは、チャレンジしたい方が、その可能性を広げまして一步を踏み出せる、まさに佐賀らしい取組だと考えております。産業労働部として熱意を持って前に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱ福祉の面からしっかりと進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いをしたいと思います。

次に、産業人材確保プロジェクト事業についてお伺いをさせていただきたいと思っております。

今日は、一日中、人材不足というような話が飛び交ったような気がしているところでございまして、これだけ課長さんたちもいらっしゃいますが、人材不足なのかなという気はするわけですが、現場、現場で、それぞれの分野で違うんだろなということを私もお伺いをするところでありますので、そこでこのような事業が出されているんだろなと思っているところでございます。

今回また、プロフェッショナル人材戦略拠点事業ということで銘を打たれてやっておられるところでございます。企業と人材派遣会社、そして人材派遣会社等の役割を果たしておられるところとの連携をしっかりとされる、その人材派遣拠点をつくられるということでありまして、産業労働部もそこに関わりながらやっていくというようなお話を聞いたところであります。そういったところを企業はもととやられているんじゃないかという思いもしたわけでありますけれども、なかなかそこに手が足りていないところも皆さん方が受けられたんだろなと思って、この事業がされるんだろなということをお思ったところであります。そして、そこについても事業の内容について少しお伺いをさせていただきたいと思っております。

副業、それから兼業化人材の活用の特典や本事業の内容についてお示しをしていただきたいと思います。

○野崎産業人材課長Ⅱプロフェッショナル人材戦略拠点事業の概要についてお答えいたします。

プロフェッショナル人材戦略拠点は、内閣府の主導の下、東京都を除く四十道府県に設置されておりまして、もともとは都市部に偏在しますプロフェッショナル人材の地方での活用を図ることを目的とした事業でございます。

この拠点の活動といたしましては、配置されたマネジャー、今、非常勤を含めまして五名、配置しておりますが、この五名のマネジャーが企業を訪問いたしまして、新規事業の創出や販路拡大を促しながら、あわせて、そこで必要と

なる業務を請け負うことができる高度な専門性を持つプロフェッショナル人材とのマッチングを行うものでございます。

佐賀県におきましては、佐賀県中小企業診断士協会に委託いたしまして、平成二十八年一月に拠点を開設いたしました。令和二年度から副業・兼業人材の活用への支援を開始いたしました。今年度からは全額、国の交付金を活用して人材紹介手数料、報酬などの経費に対する補助を行い、副業・兼業人材の活用を支援しているものでございます。

また、この事業のメリット、この事業を活用していくための意義でございますが、企業の成長のためには、デジタル技術の進展をはじめとした急速な事業環境の変化に対応する必要があるとしまして、そのためには新規事業の創出、販路拡大、業務効率化などが必要になってまいります。しかし、中小企業におきましては、なかなか自社の人材のみでこれらの業務に対応することは難しく、高度な専門性を持つ外部の人材の力を取り入れていくことが必要であると考えっております。

ただ一方で、中小企業にとりまして高度な専門性を持つ人材を常時雇用するということは、採用コストや報酬などが高額となることや、任せる仕事は常時一定量あるわけではないということなどから、中小企業にとってはハードルが高いものとなっております。

そのような中、業務委託や短期間雇用などによって外部の専門人材に一時的に自社の業務に従事してもらえ、副業、兼業という形態は、中小企業にとっては効率的なものであると考えております。

民間企業の調査によりますと、副業・兼業人材を活用したことがある企業は、まだ三割程度でございますけれども、活用した企業にとっては八割が「満足をした」というふうに回答されておりまして、県内企業からも副業・兼業人材を活用したいという声を聞いているところでございますので、人材不足という課

題に対応するためにも、この副業・兼業人材の活用を進めていくべきだと考えております。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱこの人材活用促進のための補助金ですが、八〇%の補助、限度額が五十万円ということですが、お金の流れがなかなか分かりにくくて、もう一回、この流れのところを説明していただければと思います。中小企業は大変喜ばれておりましてと言われるわけですが、その事業所にいくのか、働くようになられたところに行くのか、それともコーディネーターに歩合でいくのか、ちよつと分かりにくかったので、その説明をお願いしたいと思います。

○野崎産業人材課長Ⅱまず、本事業に係る費用につきまして、日頃の活動経費につきましては、佐賀県中小企業診断士協会のほうに佐賀県が委託をいたしまして活動していただいているところでございます。

一方で、各中小企業の中で副業・兼業人材を活用したいと考えている企業につきましては、当然、人材紹介会社に対して必要となるマッチングの手数料がかかってきます。また、副業・兼業人材を活用する際には、その副業・兼業人材に対して報酬なり委託料なりをお支払いしていただく必要があるかと思えます。ここの係る費用につきまして、別途、県に申請をしていただくことで、その一部を補助金として各企業に支給するという形になっております。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱ分かりました。ありがとうございました。

次に、高校生の県内就職の促進についてということで伺いをさせていただきます。

今日、午前中にも高校生の県内就職というような話があつておりました。今、六五%ぐらいというような話があつたかと思えます。先ほどは、副業とかマッチングがしっかりとされることというようなお話がありました。高校生

も、やっぱり向き、不向きの企業があるんだろうと思いますし、その現場があるんだろうと思います。高校の就職担当の教員の方は、成績だけで企業をランクづけして、そこに成績がいい順にやっている感も否めないんだろうと私は思います。そこに適しているか、適していないかは、やっぱりそれぞれあるんだろうと思います。本来ならば一週間、二週間ぐらいのバイト期間を経ながら、私は、この会社では働けるんじゃないだろうかとか、そういったことも生徒それぞれに実感していただいて経験する中で、この企業だったら私は行けるというようなこともしていたかかないと、今まで学校だけ行っていて急に働くようになって、それができるのか、できないのかは、多分、未知数なんだろうと思います。

日頃から違う分野でのバイトの経験がある子は、やっぱりそのスキルが上がつているんだろうから、どの分野でもある程度の対応能力があるのかもしれない。しかしながら、その対応能力がない子がいきなり働くということは、大変過酷なこともあるんだろうと思います。

なおさら企業のほうも御努力いただきながら、なじむようにもされるんでしょうが、当然ながら、三カ月ぐらいの研修期間を経て、晴れて就職という形になるんでしょうが、そのマッチングといいましょうか、適材適所を送っていくということも大変重要かと思えます。就職しても離職されるといけないわけでありますので、就職したところに長年お勤めいただくことがよいのかなと思っています。

そういったことも考えていただきながら、高校生の県内就職についてお考えをお伺いさせていただきたいと思えます。

○野崎産業人材課長 Ⅱ 高校生の県内就職促進事業につきまして、先ほど委員からもお話がありましたとおり、高校生にとって、就職をする前に企業のことを理解していただいた上で、職務内容等をしつかり把握した上で、自分に合った

企業に就職をしていただきたいと考えております。その上で県といたしましては、主な事業と来年度実施する予定の事業について簡単にお答えさせていただきます。

まず、県内企業合同説明会でございます。こちら、高校生向けの県内企業合同説明会といたしましては、年に二回開催しております。高校二年生向けとして、進路について考え始める十二月に県内三カ所で開催しております。また、高校三年生とその保護者向けとして、進路決定の時期に合わせて六月にSAGAアリーナで開催しております。

参加した高校生からは、「多くの企業から直接話を聞くことができて興味が沸いた」とか、また、保護者の方からも、「県内にいい企業がたくさんある」と思っただ。子供の将来の参考になった」などの回答をいただいているところでありまして、高校生や保護者が就職する前に県内企業のことを知る有効な機会となっていると考えております。

また、来年度、新たに実施する事業といたしまして、私立高校における学内での合同説明会を実施いたします。こちら、近年、高校生の就職活動におきましては、どうしても大手企業の求人募集が集中する傾向がございますが、それ以外にも県内には、きらりと光るといいますか、将来性があるとか、ほかにはない強みを持っているとか、そういった企業も多数ございます。こうした企業を知る機会を提供していくことが重要であると考えております。

実は、県立高校におきましては、学校独自で学校の専門分野や生徒のニーズに合わせた学校内合同企業説明会というものを開催しております。これが生徒の企業理解を深める機会となっております。この県立高校の取組を私立高校等でも実施いたしました。「私立高校キャリアキャバン」と名づけまして、生徒一人一人に合った就職を応援していきたいと考えております。

もう一つ、県内企業訪問事業について御説明いたします。

こちら、高校生向け、保護者向け、教員向け、それぞれ企業訪問ツアーを実施しております、「SAGA県内企業トリプルツアープロジェクト」という名称で実施しているところでございます。高校生向け、保護者向けにつきましては、それぞれバスを手配いたしましたして、県内各地の特色ある県内企業を訪問する行程を準備しております。こちらにも企業さんを直接訪問して、その業務内容を間近で見るといことから、高校生にとっては、「今まで関心がなかった企業に興味が沸いた」とか、保護者の方からは、「求人票だけでは分からない現場を見学できるよい機会だった」と。また、教員の方からも、「生徒が働く姿を想像する上でも自分の目で見るのが大切だと感じた」等、非常に好評の声をいただいております。高校生、保護者、教員が県内企業の現場を知ることができるよう機会となると考えております。来年度以降も引き続きしっかりと実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱ先ほど課長さんから話があったておりました。やっぱり人気なところは大手の企業になってくるわけでありまして。県内企業にとどまっていたただくためには、その企業がそれぞれ成長していただくことが一番重要になってくるんだらうと思います。福利厚生が行き届いているところに、皆さん、行きたいわけでありまして、また、給料のいいところに、皆さん、行きたがるのは、これ、どうしても傾向であらうかと思えます。

ですから、産業育成がなされなければならぬわけでありまして、人材確保のための産業育成を産業労働部としてしっかりと取り組んでいただくこともここにお願ひするものであります。そして人材確保がしっかりなされ、そして佐賀県の産業が浮揚するようにこれから御努力をお願いするものであります。

そこについて、産業労働部として、しっかりとした考えをお持ちであらうと思います。これまでも何回も答弁なされたかと思いますが、そこに加えての

話をしていただきながら答弁を求めたいと思います。

○井手産業労働部長Ⅱお答えします。まず、人材確保には、引き続き全力で取り組みます。その上で私の思いを申し上げます。

今、産業構造の変化や人口減少の進行により、働き手の確保は一段と難しくなり、あらゆる分野で人材が不足しています。仕事はあるのに人がいなくて受注できない、そうしたもったいない声をいろいろな場所で事業者の皆さんから伺います。もちろん、AIをはじめとする技術革新によりまして、業務の効率化、省力化は、今後、さらに進むと思いますし、県も進めていきたいと思えます。しかし、それでも新たに生まれる産業を含め、現場を支え、地域の産業を動かすのは、これからもやはり人です。だからこそ、佐賀県の将来を見据え、人を大切に、産業の集積とあわせて人材も集まる場所となることを進めていくことが重要でありまして、ここは迷わず取り組みます。

なお、人材確保に向け、私は、幾つかのポイントに即して施策を進めております。まず、高校生、大学生、そしてU・I・ターン人材の確保の定着です。継続して実施する取組に加えまして、今年度は奨学金返還支援事業をスタートしましたし、先ほど課長が言いましたが、来年度は私立学校での小規模な合同企業説明会を開催します。

次に、多様な人材が活躍できる環境づくりです。今年度は事業者さんのために外国人材に関する企業向けの相談窓口を設置しました。来年度は産福連携の推進、副業人材の活用拡大、女性の起業、キャリアアップ支援などを新たに行います。

一点、先ほど委員にもおっしゃっていただいたんですが、産福連携につきましては、やはり産業面から見たら、それは絶対駄目で、健康福祉部ともしっかりと連携して、障害福祉施設でありますとか働く方々に寄り添ってきめ細かに調整していくというのが、この事業のポイントだと思っております。しっかりと取

り組んでいきたいと思っています。

加えて、リスキリングの促進、ハラスメント対策、デジタル化の促進にも引き続き取り組みます。これからも複合的に効果的な施策には積極的に取り組むという姿勢で臨みます。繰り返しになりますけど、産業人材の確保には全力で取り組みます。

私からは、以上です。

○宮原委員Ⅱ大変なる意気込みを感じたところでありますので、部長さん、しっかりと頑張っていたくようによろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次に移らせていただきたいと思います。大豆の生産振興についてお伺いをさせていただきたいと思っています。

大豆の生産については、一時期は自給率が8%でしたが、多分それを切ったのではなからうかと、6%か7%ぐらいになっているのかもしれませんが。日本人の皆さんの多くは、遺伝子組み替えの大豆よりも国産大豆の豆腐を食べたいし、みそもあったほうがいいのかというように思いもされているんだろうと思います。大豆には大変な栄養もあるわけがあります。また、日本人のいいところは、朝、みそ汁を飲む習慣があり、これが一番いいとも言われております。当然ながら、箸を使うことも脳にはいいというようなお話もあるわけであります。このエネルギーが満ちあふれた大豆を国内で生産できる、その拠点をつくっていかねばならないわけであります。

もう多くの皆さんが御承知かと思いますが、北海道が断トツで、もう桁外れに生産量が多くて、たしか五万トンぐらいだったろうかと思っています。一万トンを超えているのが宮城、佐賀、福岡、新潟、富山あたりもそのくらい生産していたかと思いますが、一万トンずつぐらい、一万五千トンが福岡、佐賀、それから宮城だったろうかと思っています。それでも生産量が少ないわけですね。自給率が7%ぐらいしかないということは大変きついんだろうかと思っています。

これ、自給率を上げていかないと、外国製品ばかりになっていくと価格も高騰するわけありますので、できる限り、また、佐賀県においては団地化も進めながら、そして、ブロックローションもきちっと取りながら、生産調整品目の役割も果たすべく取り組みでおられるわけがあります。これが崩れますと、全体の米の値段も上ったら大豆の面積が減ったというようなこともあるわけありますので、そういったところも皆さん方にしっかりと考えたいですし、水田農業の佐賀の確立をこれまで以上に進めていただきたいと思って、この質問をさせていただいているわけでございます。

昨年、そして一昨年と、米価が徐々に高騰しました。そこにつけ込むといひましようか、そこを見越して大豆の生産が少しおろそかになっているのではなからうかとも思ったところでございます。

今の作付の推移についてお伺いをさせていただいて、これ、しっかりと守っていただきたい。先ほど団地化の話もあつておりましたが、団地化をするには、そういったことをしっかりとやるために団地化をされるんでしょうから、そのことのお伺いも後からさせていただきますが、ここ近年、十年間の推移を折れ線グラフ――皆さんが聞いて分かるような説明をしていただけたらと思います。

○田川園芸農産課長Ⅱ本県の直近の十年間の大豆作付面積の推移について申し上げますが、この一年が特異的な動きをしていますので、まず九年の動きを申し上げて、その後、一年という形でお答えさせていただきます。

まず、大豆の作付面積については、減少傾向で推移をしております。平成二十八年度で八千三百七十ヘクタールであったものが、令和六年度では七千二百七十ヘクタールと、ここは九年間で千百ヘクタール、漸減傾向でございます。

この要因につきましては、米の作付面積が年々減少し、転作面積は増加傾向

にあったものの、平成三十年産で米の生産調整が廃止されることに伴いまして、米から他作物への転作に係る国の支援内容が充実されたことなどによりまして、本県では、大豆よりもWCSであったりとか、飼料用米の作付が増加したことによるものでございます。

さらに、令和七年産の作付面積につきましては約六千二百ヘクタールと、前年に比較して千ヘクタール程度減少したところであります。これは委員御指摘のとおり、米価の高騰に伴って主食用米への作付転換が一定程度進んだことによるものでございます。

以上、お答えいたします。

○宮原委員Ⅱ県も大豆に向けての取組として、いろいろな機械の補助をさせていただいていることは、私も承知しております。その取組が効果をなさなければならぬわけでありまして、またこれからいろいろと企画もしていただかなければなりません。

大豆の収量もなかなか減っているというようなことも現象的にあるわけでございます。近年では単収二百キロを切ったところであつたわけでございますが、ここについても推移をお示しいただきたいと思ひます。

○田川園芸農産課長Ⅱ本県における大豆の十アール当たりの収量につきまして、平成二十七年産以降の直近十年で見ますと、豪雨の影響により極端に収量が減少した年を除けば、百七キロから二百一十キロの間で推移をしております、平均百六十キロ程度となつておりますのでございます。

以上、お答えいたします。

○宮原委員Ⅱちよつと幅広かつたですね。倍の差ぐらいなかつたですか、百十と二百だつたら。

○田川園芸農産課長Ⅱでは、一年ごとに申し上げます。令和元年と令和三年は災害年ですのでちよつと省かせていただきまして、平成二十七年が百六十一キ

ロ、平成二十八年が百四十六キロ、平成二十九年が百八十五キロ、平成三十年が百七十キロ、令和二年が百三十キロ、令和四年が百十七キロ、令和五年が二百一十キロ、令和六年が百二十五キロでございます。

○宮原委員Ⅱ百二十キロって、めちゃくちゃ少ないですか。そこは原因が何か分かれていきますか。

○田川園芸農産課長Ⅱ年によつていろいろ影響があるんですが、令和六年でいきますと高温年であつた影響もあるかと思つております。

○宮原委員Ⅱ私も大豆を作付しておりますが、試行錯誤しております。最初に肥料を十キロやつたり、二十キロやつたり、よく肥えて四十キロやつたりもしています、なかなか単収が増えないのが現状です。また、百六十センチのロータリーで二列まきを最初はしていましたが、ちよつとよく肥えて三列まきをしてみようとか、発芽率を上げてみようとか、二十五センチ間隔を二十センチにしようとか、いろいろ試行錯誤していますが、なかなか単収三百キロまでいきません。一時期、農林水産部で麦・大豆一トンどりを目指されておりました。今の数字を聞くと、なかなかその目標を達しないんだろうなと思ひます。

一度お伺いしたときには、麦が七百キロとれるんですよという話があつておりましたが、あるところでは、諸富と、それから江北だつたかと思ひますが、とれている方がいらつしやるということをお伺いしたところであります。そのときにお伺いしましたら、品種が違つて、うちではその品種がなかったものですか、今は大きく全県に行き渡つているんだろふ思ひますけれども、おかげさまで平均単収も少しはとれるようになったかと思ひます。それは麦の話であつて、大豆は、なかなか収量が上がらないのが現状であります。

たまに耳にするのが、もう品種改良しかないんじゃないだろうかというような話もあつてゐるわけでありまして。これからの取組も、そうなるのであるうし、また、研究もなされてゐるんでしょう。また、作り方もやっぱりまた研

究をしていただかなければならぬと思うっています。県の補助で、水田の周りを掘削して水はけがよいようにするような機械についても補助をしていたたいておりますけど、その手間が大変大きくて、皆さんがやれるかといえ、なかなかやれないと、私ももう少し簡単にやれる機械があればなと作業をしながら思うわけありますので、大きい面積を作っている方たちにとっては大変苦難だろうなと思うわけあります。もともと作業効率がいいようなことも考えていただきながら、単収を上げることもまた考えていただきたいと思います。

私が経験する中においては、品種改良もあつたわけであり、刈り取りもするわけであり、コンバインで刈っていますと、大豆が目の前で、ぼろぼろ、ぼろぼろ落ちます。あれ、もう少し受けをよくできるようなバケットになっていたなら、もつととれるんだらうなと思います。一割どころではありません、二割、三割が落ちてるのが現状であります。皆さん方も刈り取りの現場を見ていただけたらなと思います。多分いつかはユーチューブで動画が流れるんだらうなと思います。そうすると、こんなに前で落としていくのかと。また、皆さん方が少し触れることがあるとするならば、大豆の後を耕したところに大豆の芽がかなり出ます。ということは、それだけ落ちていくことが現象的に現れているわけであり、そういったところも機械メーカーにお話をしていたことも一つかと思っておりますので、そういったことの単収を上げる、その取組を惜しみなくやっていただきたいと思っております。

今後、生産振興に向けて県はどのように取り組んでいただけるのかお伺いをさせていただきますと思います。

○田川園芸農産課長 Ⅱ 本県では、昭和四十年代以降、大豆は米からの転作作物の主要品目として国の支援の後押しを受けながら、その生産振興に当たってき

たところでございます。県産大豆を御愛顧いただいている実需の方々からも、共乾施設を活用し、年間を通して良質な大豆を供給できる産地として大変な信頼を得ているところでございますので、米の状況は不透明ではありますが、県としては、今後もしっかりと生産振興に取り組んでまいります。

委員御指摘のとおり、近年は大豆の単収が伸び悩んでおりまして、本県では、これまでも排水対策であるとか、地域に応じた播種技術であるとか、難防除雑草への対策など、様々な技術対策を実施してきたところでございます。しかしながら、残念ながら大きな改善にまでは至っておりません。大豆の単収向上は、本県を含む全国的な課題となっておりまして、大豆の単収向上は、

これに関し、国は、全国で作付されている品種というのが、導入から長期間経過していることも要因の一つであるとして、各県に対し、新品種の導入を加速させるよう働きかけているところでございます。本県におきましても、主力品種である「フクユタカ」は、昭和五十五年に導入して四十五年以上が経過しております。

このため、「フクユタカ」に替わる新品種として、国が開発した品種の現地試験を実施しているところでございます。これまでのところ、試験を行っている二品種は、共に「フクユタカ」に比較して収量性が明らかに優れるなど、良好な結果を示しており、できるだけ速やかに本県に導入する一品種を絞り込んでいきたいと思っております。

先ほど、収穫のときにこぼれてしまうという話がありました。今、試験をしている二つというのは、特性として難裂莢性であります。最近では収穫する前の十月、十一月というのが降雨が大変少なくて乾燥条件の中で「フクユタカ」がはじけるといふところがありますので、こういった品種を入れていくことで、そういった部分も大きく改善できるのではないかとというふうに思っているところでございます。

大豆は、本県の水田農業において中核をなす重要な品目でございます。新品種の導入も一つの契機としつつ、また、単収向上につながる全国での新たな技術開発の状況等にもアンテナを張りながら大豆の単収を確保し、水田農業における農家所得の向上が図られるよう、その振興にしっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱありがとうございます。新しい品種の改良をしっかりといただいていることも確認がとれたところでありますので、その取組もよろしくお願いをしたいと思います。

かつて、白石では、大豆がとれたらテンペという納豆に替わるようなものできておりました。すごく健康にいいそうでございますので、またそれも広げていければなと思っているところでございますので、大豆の生産振興、これからもお世話になります。が、よろしくお願いを申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

○弘川委員長Ⅱ暫時休憩します。十五時三十五分をめに再開いたします。

午後三時十三分 休憩

午後三時三十五分 開議

○弘川委員長Ⅱ委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○宮原委員Ⅱそれでは、引き続き質問をさせていただきたいと思ひます。次は、農地の集約化について質問させていただきたいと思ひます。

ここについては先ほど定松委員さんからも話があつていたところでございます。その取組については説明がなされましたので、その次の質問に移らせていただきたいと思います。

この取組は、いいことだろうと思ひます。農作業もしやすくなるということとは明らかであります。しかしながら、そこに合わせて反収が増えるかといへば、そういったこともないというような懸念も定松委員さんからも話があつておりました。それは、その取組がしっかりとなされれば当たり前のようには増えるのであらうと私は思ひますので、そこはそことしていいんですけれども、大規模農家の方と小規模の農家の方がいらつしやるわけあります。一町、二町の小規模農家の方で土地利用型農業をされていると。集約されると、当然ながら、そこに団地化が進むわけでありまして、ブロックローテーションに当てはまると水稻を全然作れない状況も出てくるんだらうと思ひます。そういったことも懸念されるわけでありまして、そういったいろいろな懸念が考えられるわけでありまして、県が個々に進めるに当たつてどういった懸念を考へられているのかお伺ひをさせていただきたいと思ひます。

○莊山農業経営課長Ⅱ集約を進める上での課題というような形でお答えいたします。

農地集約を進めるに当たつては、例えば、耕作者と地権者のマッチングの難しさであったりとか、同じ地域で賃料にばらつきがあることであつたり、賃料だけではなくて、草刈りであつたり、ポンプの管理とか、そういったところで

地域、地域でルールが違うことがあるかと思ひます。あと、農地の交換や集約等を希望する農家間での調整役がいらつしやらないということ。あと、関係機関の市町や農業委員会事務局内の農地集約に係る実務経験者がなかなか少なくなつてゐること、そういったことが課題としてであると認識しております。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱこの取組については、マップもしつかり作つていきながら集約化を進めていくというような話があつておりましたので、今後、取組もしつかりとなされるんだらうと思ひますので、できる限り農業従事者が効率よくできるようにお願いをしたいと思ひます。改めてまた付け加えることがあれば説明していただければと思ひます。

○莊山農業経営課長Ⅱ先ほど、定松委員さんから御質問があつたことに答弁をさせていただきました。現在、農地集約に関しては、実践モデル地区を設定させていただいておりました、これは三市町五地区を選定して、市町、農業委員会等の関係機関と協力しながら、先ほど申し上げた集約マップというものを作成して取組を進めているところでございます。

先ほど、委員からの御指摘もあつたとおり、ブロックローテーションとか、そういったところに影響が、今後進めていくとなると地域での話し合いが重要になってくるかと思ひますので、そういった話し合いが進むような形で関係機関が一体となつて進めてまいりたいと思ひます。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱもう一つ、ちょっとだけ懸念があるのが、中山間地域がなかなか集約できないんだらうと思ひます。中山間地域の農業と平野部の農業で水田土地利用型が大きく異なつてくるというところがあるかと思ひますので、その点についてお考えをお持ちであればお聞かせ願ひたいと思ひます。

○莊山農業経営課長Ⅱ中山間地域の課題に関しましては、農地集約以外の部分

でも幅広く課題があるかと思っています。農地の面からすると、今、地域計画の中で令和七年三月までに策定された地域計画がありますが、その中で、誰が、どの農地を担っていくかというところを地域で認識するということ。あと、どの農地を残していくかなくちゃいけないかというところのゾーニングであったりとか、そういったところをしっかりと進めた上で、じゃ、そこで何を作って農地をどう生かしていくかということを地域の中で話し合っていくことが一番大事なことだと思っています。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱ 弥生時代から米づくりが始まったわけであります。私たち日本人は、この米がないと成長しないような体つきになっているんだろうと思っておりますので、水稻農業がしっかりとなされるような取組をこれからもしたいただければと思うところでありますので、よろしくお願いをしておきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきたいと思います。

飼料価格高騰に伴いましての対策に取り組んでいただいているところでございます。今回も予算化がなされているわけでございまして、配合飼料価格の高騰、それから粗飼料価格高騰に対する対策が打たれているわけであります。このことについてそれぞれお伺いをさせていただきたいと思うところであります。

約三億円余りの予算が国から来ておりますので、その中の仕分けについてもお伺いをさせていただきたいと思います。

まず、配合飼料の価格、これも急騰しているということでございますので、その推移について説明を願いたいと思います。

○石松畜産課長Ⅱ 家畜の飼料につきましては、ほとんどが輸入されていることから、その価格は生産国の気象の状況や国際情勢、為替相場などの影響を受け

まして大きく変動いたします。

公益社団法人配合飼料供給安定機構が公表している配合飼料の一トン当たり工場渡し価格を見ますと、令和二年は六万六千五百八十六円であったものが、その後上昇しまして令和三年は七万七千三百七十八円、令和四年は九万三千三百十六円、令和五年には九万八千八百九円と最も高くなっております。その後、令和六年は九万五千六百九十三円、令和七年十一月までですが、これにつきましては九万五千三百十四円と、やや低下傾向でございますが、依然として高い水準にございます。

以上、お答えします。

○宮原委員Ⅱ 同様に粗飼料の推移についてもお伺いをさせていただきます。

○石松畜産課長Ⅱ 一般社団法人中央酪農会議が公表しております一トン当たりの粗飼料価格を見ますと、令和二年は三万六千四百八十一円であったものが、その後上昇しまして、令和三年は三万九千七百九十一円、令和四年は五万七千三百七十九円、令和五年には五万八千九百八十五円と最も高くなっております。その後、令和六年は五万四千四百四十一円、令和七年は五万一千八百五十八円とやや低下傾向にございますけれども、依然として高い水準にございます。

以上、お答えします。

○宮原委員Ⅱ 配合飼料の価格をお伺いしますと、大体四割増ぐらいの、今、四万円ぐらいの差というような話でありました。粗飼料については、三万六千円が五万円ぐらいになっているということでありますので、これも四〇%ぐらいの増になるわけであります。パーセンテージとしては四〇%ですが、これを金額で考えますと四万円と二万円、それがどのくらい比重として大きなものなのか少し説明を願いたいと思います。

○石松畜産課長Ⅱ 配合飼料でいいますと、肉用牛で四、五トンぐらい与えるということになっておりまして、餌代が三十万円程度だったものが今では四十万

円を超えるぐらいというように上昇しております。

以上、お答えします。

○宮原委員Ⅱ利益が十万円減ったという認識でよろしいわけでしょうか。

○石松畜産課長Ⅱ枝肉価格の動向にもありますので一概には言えませんが、生産コストとしては、それぐらい上がっているということが言えるかと思っています。ただ、肥育牛の場合には子牛価格も大きなコストの要因としてございますので、そちらのほうも併せて見る必要があるのかなと思っております。

以上です。

○宮原委員Ⅱ事業内容についてお伺いさせていただきます。

予算案が出されております。まずは配合飼料の内容についてお伺いをさせていただきます。

○石松畜産課長Ⅱ配合飼料の事業につきましては、肉用牛のほか、乳用牛、豚、鶏など、全ての畜種を対象としまして、餌の食べこぼしの低減など、飼料費縮減の取組を行います畜産農家に対しまして、配合飼料の価格上昇分の一部を支援いたします。具体的には、令和七年度に購入された配合飼料一トン当たり千五十円の補助を行うこととしております。

以上、お答えします。

○宮原委員Ⅱ同様に粗飼料についてもお伺いをさせていただきます。

○石松畜産課長Ⅱ粗飼料価格高騰に対する事業ですが、この事業では、良質な牛乳生産のために粗飼料購入費が特に高い乳用牛を対象としておりまして、飼料の食べこぼしの低減など、粗飼料購入費の縮減につながる取組を行う酪農家に対しまして、粗飼料の価格上昇分の一部を支援することにしたしております。具体的には乳用牛一頭当たり一万二千五百円の補助を行うこととしております。

以上、お答えします。

○宮原委員Ⅱ先ほど、輸入に頼るばかりだというようなお話がありました。自給できればと考えるわけであります。自給について取組がなされているならお伺いをさせていただきたいと思えますし、また、これからその自給率を上げるということも必要になってくるかと思えます。

以前は耕畜連携という話もあっておりました。その中で稲わらについては、そういった取組がなされていたわけでありすけれども、ほかの飼料については、なかなかその取組がなされていないわけでありす。以前、私は、トウモロコシも大豆に替わる品目として考えられないかというような話もさせていただいておりまして、年に二回ぐらいは作れるのではなからうかとも言っておりました。当然ながら耕畜連携でありますので、やっぱり土地利用型の皆さん方は機械化が進んでおりまして、手作業が入るとなかなかやれないということ、その当時は外国の収穫機で収穫しておりました。しかしながら最近では日本産の収穫機もあるようにお伺いしているところでありす。その取組がもしなされているのであれば、そういったところもお伺いをさせていただきたいと思えます。

○石松畜産課長Ⅱ飼料価格の高騰が続く中、畜産経営を安定的に継続していくためには、可能な限り、輸入飼料に頼らない経営を目指すことが重要と考えておりまして、自給飼料の生産拡大に取り組んでいくこととしております。

このため県では、畜産農家や農業団体とともに「さが畜産GO×2プロジェクト」を展開しておりまして、その中で「自給飼料生産拡大プロジェクト」に取り組んでいるところでございます。

具体的には、効率的に飼料を生産するために、複数の畜産農家が共同で新たに設立する飼料生産組織の活動支援ですとか、飼料費低減のために放牧を実施している畜産農家が、より効率的、持続的に営農できるよう、放牧地に適した飼料作物の品種選定や栽培方法などの技術的助言などを行っております。

耕畜連携につきましては、まず、作り慣れた作物で作ってもらうことが重要かと思っておりますので、特に国の支援ですとか、本県では肉用牛農家が多いことなどから考えますと、WCS用稲の生産が適当ではないかというように考えております。WCS用稲につきましては、既に二千ヘクタール近い面積で作付されておまして、耕種農家と畜産農家の結びつきもできております。この結びつきを生かしまして、畜産農家が求める量に応じた作付を推進していきたいと考えております。

また、水田農業では、大豆のブロックローションとか水の利用など、地域一丸となった営農をされておりますので、そういったことにも配慮しながら作付を推進していく必要があるのかなというところで考えております。

また、県独自に、畜産農家だけではなく耕種農家も対象に飼料作物の生産、利用に必要な機械導入に対する支援を行っております。この事業では、牧草の播種や刈り取りに必要な機械に加えて、委員が先ほど言われたような飼料用トウモロコシといったものの利用、収穫する機械ですとか、あとは専用の収穫機や乾燥機、また、WCS用稲の刈り取りから梱包までの作業を一度に行うことができ、作業の省力化や栽培面積の拡大が期待できる稲WCS専用収穫機についても対象を広げるなどして、自給飼料の生産利用が一層拡大するように取り組んでいるところでございます。

今後も、こうした取組を進めまして、畜産で必要とする飼料については、できる限り県内での生産、利用の拡大に取り組んでいくこととしております。

以上、お答えします。

○宮原委員Ⅱ先ほど、「さが畜産GO×2プロジェクト」という名の下に広がっていたというところでございましたので、より確立して向上されることを私も期待します。また、それによって畜産の向上がなされることを私も願うものでありますので、よろしく願いをしておきたいと思っております。

それでは、林業の質問に移らせていただきたいと思います。

林業については、一般質問でも、これまで振興について質問があつておりました。また、「森川海人^{もりかわひと}プロジェクト」という話もあつておまして、山があるからこそ平野部の皆さん方も生活ができるという話もあつておりました。水は大切なものでありますし、そのおかげで私たちも暮らしていけるわけであります。そのためには山は確保しなければなりません。そして、森林としての役割をしっかりと果たしていかなければならないわけであります。そのためには林業が振興されなければならないわけでありますので、林業の振興について伺いをさせていただきますと思います。

昨日は、「サガンスギ」の視察もさせていただいたところでございまして、四種類の杉をもつて「サガンスギ」というような形で取り組んでいるということでもございました。それぞれ四種類あつても強度が増しているというような話もあつて、年を重ねなくても年輪の多さで強度が増すわけではないというような話もお伺いしたところでありまして、大変すばらしい杉が開発されているというようなことも確認を取ったところであります。

これから産業として、私が入ったときには大体三十年でサイクルがなされているところを四十年、五十年、六十年というような形で、杉がなかなか安価でありますので、できるだけ長く成長させて、よりよい杉を出すことが林業の振興に対する考え方だというようなことがあつていたわけでありますけれども、新たな試みで三十年サイクルというような形を取っていただいていることは、大変ありがたいことであります。

私がかつて、植樹した人が取れないなら、もうそれは孫の代になるんですかというような話もしていたわけでありますけれども、今はそうではないというようなところの試みをなされたことで、私は大変安堵しているところであります。この取組をもっともつと広げていただけたらと思うところであります。

そこで、お伺いをさせていただきたいと思います。

今回、事業として取り組まれている中で「さが林業アカデミー」というようなことでインターンシップ制度を取るというようなことでございました。先ほどは水田農業について話しておりましたが、圃場をよくして、より効率を求めているわけでありまして。林業は、その効率を求めておられるのかなというように懸念を私はしていたわけであって、木の栽培についてももう少し好条件がなされてもいいのではなからうかと。ただ、お金はかかるんだらうと思います。平地化を進めることも私は提言をさせていただいておりました。そのための林道の在り方というものもあるのではなからうかとも言っておりました。林道は伐採した木をただ運ぶだけでなく、その役割は、もう少し平たんになしながら、ずっと回りながら、災害がないことも考えながら、よりよくやっていくことがいいのではなからうかと。ミカンについても、ミカン団地をだんだん作りやすくされているわけでありまして、林業にとっても、そういった試みがなされるべきだらうと私は思っているところであります。

これ、予算が大変かかるんだらうと思いますが、私も県会議員ござって国のほうにも要望活動をさせていただきながら、よりよく林業振興がなされることを私も願っておりますし、また、その役割を果たさせていただけたらと思っておりますので、しっかりと質問させていただきます。

インターンシップの内容についてお伺いをさせていただきます。

○吉良林業課長Ⅱ「さが林業アカデミー」の中で現場実践型のインターンシップを令和八年度から実施させてもらうこととしております。この現場実践型インターンシップにつきましては、山で作業を行っていた方々、林業従事者と呼ばせていただきますが、林業従事者の育成を行うために、県内の森林組合などにおきまして、優れた現場技能者の指導の下で、実際の現場作業を一定期間、連続して体験することで、林業に必要な技術、技能の習得、それから、基

礎体力などをつけることを目指すものでございます。研修期間といたしましては、二カ月間を一回として、異なる事業体で二回、計四カ月のインターンとなる予定でございます。

また、インターン生は、この体験を通して林業での一日の働き方や現場の雰囲気、それから、人との関わり方などを学び体感することで、林業という仕事への不安を払拭し、また、自ら林業への適正度といったものを把握する機会を得てもらうということで、将来の離職防止にもつながるものと思料しているところでございます。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱこれ、人材育成の面でも取り組まれているんだらうと思っております。ここをしつかりとされることも期待するものであります。また、林業に対して就職もしていただかなければなりません。林業の方々が個人的に林業を営んでいるかと言えば、多分、組合としてされているんだらうと思います。林業が個人的になされるような取組も、いずれできればと願うところでありますので、そこに向けての第一歩であらうかと思っております。林業の人材をつくっていただいているんだらうと思っておりますので、そのことについては、その先もお話をさせていただけたらと思うところでありますので、就職先を見込んだところもお話をさせていただければと思います。

○吉良林業課長Ⅱ人材の育成についてお答えをさせていただきます。

まず、林業の従事者は、大変足場の悪い山中、森の中で、現場の条件を的確に見定めながら、チェーンソーなどを用いた危険作業を伴う作業でございます。人材育成には相当な時間を要するというふうに認識しております。

今後、アカデミーの修了生が、修了後早期に安全を優先した正確かつ適正な判断力を身につけられますように、理論だけではなくて現場での実践力を備えた即戦力として活躍できる人材の育成を目指しております。

実際、修了生がどういふうに就業しているのかというところでございますが、令和四年から六年の三カ年では十五名の方が受講を修了しておられます。その就業先につきましては、現在、森林組合に残っている方で八名、民間の会社一名、それから自伐林家として三名でございます。自伐林家というのは、もともと自分のところで山を持ちながら家族経営で伐採をやっているところでございます。

こういったことでアカデミーの中で雇用労働として作業をされる方、そして、自伐として作業をされる方、そういった方々を今後も育成していきたいと考えております。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱこの内容についても集約化というような話があつておつたところでございます。その集約の取組と、また効率についても、効率がいいから集約をされるんだろうと思いますので、その辺まとめてお話をしていただけたらと思います。また、効果についても、当然ながら説明をしていただけたらと思います。

○吉良林業課長Ⅱ林業の集約化についてお答えをさせていただきますと思います。

まず、本県の杉、ヒノキとかの人工林、人の手によって植えられた山でございますが、個人所有で見ますと、一人一人、一筆一筆は小規模で分散しております。農業の集約化でいいますと、作る場所を一人の方のところにまとめていくということです。山は動かさませんので、作業ができる場所をまとめていく。例えば、間伐できる場所を私の隣の山まで一緒にしていくと、そういった形を目指すのが集約化でございます。植林や下刈り、間伐などの森林施業を効率的に実施するために作業の種類ごとに一体化させていきます。また、そのために森林所有者の合意形成を図ることとしております。

このため、森林組合などでは、対象となる森林の境界ですとか範囲の確認、それから、面積や木の材積などの現地調査を行います。また、森林所有者を対象に集落説明会などを開催いたしまして、所有者の同意取得に向けた調整を行っております。県は、これらの取組を支援しているところでございます。

続いて、集約化の効果でございますが、隣接する森林の一体化によりまして、林道とか森林作業道がございますが、そういった整備が容易になりますし、林業機械の利用も有効になろうかと思っております。

もう一つ、近隣の現場を計画的に作業することで、人の動きですとか機械の動きといったことの無駄が省けて生産性が高まるといったことが効果として考えられます。

結果として、収益性の向上につながるというように認識しております。以上でございます。

○宮原委員Ⅱ一般質問の答弁の中で島内部長が、山を守っていくというような宣言もなされたところであります。自然に恵まれた私たちのこの大地というのは、しっかりと存在しなければならぬわけであります。

昨日の「サガンスギ」の視察においては、アレルギー体質の方も、なるべくそうならないような、そんな杉を目指しているというような話もあっております。話を聞きますと、条件が整えば杉もよく育つという話があつておつたわけであります。先ほど申し上げましたとおり、つくりやすい圃場、圃場と言っているのか分かりませんが、平地をつくりながら、よりよく杉を成長させる、そんな取組もいずれなさればと思うところであります。

今後の林業振興の取組について、そしてまた、お考えについてしっかりと答弁をしていただきたいと思います。

○吉良農林水産部副部長Ⅱ今後の取組についてということでございます。

まず、委員から御提案のあった、山を少しならして、平地化して林業がしや

すいようにというお話もございました。そういう考えはもちろんあるかと思えます。委員もおっしゃられたとおり、なかなかコストがかかるものですから、土地の造成だけでも反当たり二百万円とか三百万円とかかかってまいります。私たちはよく一ヘクタール当たりで計算しますが、それは何千万円というふうな費用がかかるというふうに認識しております。昨日見ていただいた「サガンスギ」は、三十年後に収益が早まるとしても、さすがにそこまでの収益を生み出すことは難しいというふうに思っております。

そういうことから、今ある森林の中で、傾斜が急なところと、そうではないところ、割と平地に近いところがございまして、そこへの造林を考えております。それは地形条件が良好で搬出、間伐などの生産活動に向いているところを、いわゆる林業振興ゾーンとして、傾斜地が急で所有者ではなかなか難しいというところは森林保全ゾーンとして、そこは公的に森林組合とかに業務を委託しながら整備していく、そういったことで区分けしながらやっていきたいと思っております。

そして、これまで山は全ての源流ということで大事にしていかなくちやならないというふうに認識しておりますので、これをしっかり次の世代に引き継いでいくことが重要でございます。それが私たちの使命だというように思っております。

これまでウッドショックを契機に「さかの林業再生プロジェクト」とか「サガンスギの森林百年構想事業」に取り組んできております。あわせて、県産木材の利用拡大、あるいは木材の加工・流通体制の整備、そういったところもしっかり行いながら、考え方としましては、木を切って、今ある資源をしっかりと切って、そこに植える、それはもちろん「サガンスギ」が中心になろうかと思っております。そして、それを植えて、育てて、また切れるようにする、そのサイクルが早まってくるということで、森林・林業の好循環が創出されるように、

我々、持続的な仕組みを再構築していきたいと思っております。

そういう山を大切に思う気持ちを強く持ちながら取り組んでいくことが重要だと思っております。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱこれまで七問の質問をさせていただきました。産業振興がなされて、できれば県民の生活が向上することを願うものであります。また、人口百万人を目指した時期もありました。できれば人口百万人、十年後、二十年後に達成できればと私は思っているところでございます。そのための産業振興を皆さん方にしっかりと取り組んでいただきますことをここにお願い申し上げます、私の質問を終わりたいと思います。お疲れさまでした。ありがとうございます。

○弘川委員長Ⅱこれで質疑を終了します。

暫時休憩します。

午後四時四分 休憩

午後四時七分 開議

○弘川委員長Ⅱ委員会を再開いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ、討論の通告はあっておりません。討論はないものと認めます。よって、討論を終結し直ちに採決に入ります。

○採 決

○弘川委員長Ⅱまず、乙第十八号議案「企業立地の促進に関する条例の廃止」、乙第十九号議案「国営土地改良事業負担金条例の一部改正」、及び乙第三十二号議案「権利の放棄について」、以上の三件の議案を一括して採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○弘川委員長Ⅱ起立者多数と認めます。よって、以上三件の議案は原案のとおり可決されました。

次に、甲第一号議案中本委員会関係分、甲第四号議案、甲第五号議案、甲第九号議案、甲第十号議案、甲第十一号議案、甲第十七号議案、甲第十八号議案中本委員会関係分、甲第二十一号議案、甲第二十二号議案、甲第二十六号議案、甲第二十七号議案、甲第二十八号議案、甲第三十四号議案、乙第十七号議案、乙第二十号議案、乙第三十号議案及び乙第三十五号議案、以上十八件の議案を一括して採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○弘川委員長Ⅱ全員起立と認めます。よって、以上十八件の議案は原案のとおり可決されました。

○継 続 審 査

○弘川委員長Ⅱ最後に、十一月定例会から引き続き審査中の

一、産業労働行政について

一、農林水産行政について

以上二件につきましては、諸般の検討が必要です。よって、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○弘川委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、以上二件についての継続審査を議長に申し出ることにします。

以上で本委員会に付託された案件の全部を議了いたしました。

なお、委員会での質疑応答において、数字または字句の誤り、及び不適切な表現などがありました場合は、適宜、委員長の手元で精査の上、訂正などを行うことに御承認を願っております。

これをもちまして、農林水産商工常任委員会を閉会いたします。

午後四時十分 閉会

速 記 者 石 川 裕 子

弘川貴紀

桃崎祐介

西久保 弘克

定松一

下
田
寛

武藤 明 美

真坂昇

武藤久祥

令和八年三月四日（水）

地域交流・県土整備常任委員会会議録

於 第一委員会室

地域交流・県土整備常任委員会

委員長 富田幸樹

副委員長 古賀和浩

理事 留守茂幸

〃 岡口重文

〃 野田勝人

委員 石井秀夫

〃 石丸太郎

〃 八谷克幸

〃 酒井幸盛

地域交流・県土整備常任委員会質問者順序

月 日	順 序	三月四日（水）	三月五日（木）
1	（現 地 視 察）	石井 秀夫 233 頁	
2			八谷 克幸 240 頁
3			野田 勝人 257 頁

午前十時二分 開会

○富田委員長Ⅱおはようございます。ただいまから地域交流・県土整備常任委員会を開催いたします。

○ 会議録署名者指名

○富田委員長Ⅱ会議録署名者として石井秀夫委員、岡口重文委員、酒井幸盛委員、以上の三名を指名いたします。

次に、二月二十七日の本会議におきまして、本委員会に付託されました全議案及び継続審査中の事件を一括して議題といたします。

本日は、ただいまからお手元に配付しております日程表により視察を行います。

なお、あす五日は午前十時に委員会を再開し、質疑、討論、採決を行います。本日はこれで散会いたします。それでは、直ちに玄関前にお集まりください。

午前十時三分 散会

速記者 竹 澤 理 恵

令和八年三月五日（木）

地域交流・県土整備常任委員会会議録

於 第一委員会室

地域交流・県土整備常任委員会

委員長

富

田

幸

樹

副委員長

古

賀

和

浩

理事

留

守

茂

幸

〃

岡

口

重

文

〃

野

田

勝

人

委員

石

井

秀

夫

〃

石

丸

太

郎

〃

八

谷

克

幸

〃

酒

井

幸

盛

午前十時二分 開議

○富田委員長Ⅱただいまから、地域交流・県土整備常任委員会を開催いたします。

本日の審議に当たり、お手元に本委員会に付託された全議案一覧及び執行部提出による議案の説明要旨と、「請願・陳情に対する現状と対策」を配付しております。

これより質疑に入ります。

通告に従い、順次発言を許可いたします。

○石井委員Ⅱおはようございます。質問に入ります前に、第二十五回冬季オリンピック、イタリア・ミラノ・コルティナ大会が日本時間の二月二十三日に閉会をいたしました。日本選手団の活躍は目覚ましかったと思います。

ちなみに、金は五、銀は七、銅は十二の計二十四個でありました。すごいなと思いながら、全てを見るわけではなかったんですけど、大変活躍してくれて頼もしく思ったところでした。それぞれの受け取り方があると思いますけども、その中でも私はやはり何といってもフィギュアスケートのペアの三浦璃来・木原龍一ペアに感動をいたしました。それぞれ受け止め方はありますから、ミスが出て五位の時点で、金メダルを想像された方というのは多分いらっしやらなかったかもしれないし、この委員会室の中の誰一人もいなかったかもしれません。それだけすごいことをやり遂げられたわけですけども、あの時点でやめていたら何もなかったと私は思うんですね。ですから、その時点で諦めたらその先はないんだということを改めて勉強をさせていただいたところでありました。

御承知のように、あのペアは九歳の年齢差があるんですね。その名せりふが誕生したと思います。「今回は私がお姉さんでした」という、多分今年の流行語の対象になるかもしれませんと、ひそかに私は思ったりしておりますけども。

本当に感動ありで、日本を誇りに思うような大会であったと思ってずっとテレビを見させていただいておりました。

話はごろつと変わりますけど、いろんなマスコミ報道も含めて、今移住が目されているんじゃないかなと、そういうことがありまして、今回、移住施策についてということで質問の打ち合わせをずっとやってきました。よろしくお願いを申し上げたいと思います。

この佐賀県の移住政策についてでありますけども、我が佐賀県でも人口減少がますます進む中、広く県外からの移住を促すことが人口減少対策の一つとして重要な手段であるというふうに考えております。最近メディアで移住というワードを目にする機会が度々あります。テレワークなど新しい仕事のスタイルが定着してきており、全国的に移住への関心が高い状況がうかがえると思っています。私の地元でも移住者が積極的に地域のために中心的な役割を担っているのだいたり、地域の活性化に貢献をいただいているというふうに聞いております。

県では、移住先として佐賀県を選んでいただけるよう、移住相談窓口での対応やセミナーによる情報発信など、様々な移住促進に取り組まれているのとことであります。移住を検討されている人の多種多様なニーズに応え、移住者を増やし、さらに移住後も住み続け活躍をいただくためにも、県、市町の支援、地域でのフォロー、そして、それぞれの連携が大事だと考えております。

本県の移住の傾向についてでありますけど、全国的な移住の傾向は、地域や世代によつて様々であると思われますけども、本県への移住はどのような傾向があるのかお伺いをいたします。（発言する者あり）ちょっと黙つとつて。質問しているんだから。

○富田委員長Ⅱ静かにお願いいたします。

○椿原移住支援室長Ⅱ少子・高齢化による人口減少や東京一極集中を背景に、

全国的に移住促進への機運は高まっており、特に若者の転出超過に悩む地方においては、都市部の移住希望者を呼び込めるよう、様々な施策が講じられております。

本県でも、進学や就職を契機として若者の県外流出が顕著であり、都市部からの移住という新たな人の流れをつくり、地域に活力を生み出すため、平成二十七年四月から移住促進に取り組んでいるところでございます。

移住希望者への情報発信や転職支援など試行錯誤しながら取組を進めてきたところ、県や市町の支援を受けて移住された移住者は、取組開始時の平成二十七年には二百五十三人でありましたが、令和六年度では八百三十八人と増加傾向にあります。特に佐賀県は子育てのしやすさにおいて強みを有していることから、福岡都市部や東京圏の子育て世代をメインターゲットに施策を充実させてきたところでです。

その結果、令和六年度の本県への移住世帯を見ると、福岡、東京圏からの移住が半数以上を占めております。また、二十代から四十代までの子育て世代が約八割を占める状況であり、都市部からの子育て世代の移住者が多い傾向にございます。

以上です。

○石井委員Ⅱありがとうございます。

この高まり続ける地方への移住、それから、その移住を何が後押しをしているのかとか、例えば、先ほど話がありましたように、大都市の過密とか、過度な競争からの脱出とか、いろいろあるんだろうと思います。子育ての環境とか、それから、生活の多様化など、今おっしゃっていたのだと思います。それで、これまでの移住促進の取組でありますけども、本県への移住を促進するに当たり、これまでどのような取組を行ってきたのでしょうか。

○椿原移住支援室長Ⅱ移住は人生にとって大きな決断であり、まずは移住に関

心を持つところから始まり、幾つかの段階を経て最終的に移住に至ります。

このため移住促進の取組については、四つの段階に分けており、まず、移住候補地への認知、興味を持つ段階、次に、移住候補地への理解を深める段階、さらに、具体的な移住候補地を比較検討する段階、最後に、実際に移住・定住する段階に分けて、各段階に合わせた施策を実施しているところです。

まず、佐賀に認知、興味を持っていたいただく段階では、SNS、メディアなどの広報媒体に加え、移住情報を集約したポータルサイト「サガスマイル」を通じて、佐賀の暮らしやすさに関する情報発信を行っています。

次に、佐賀への移住に理解を深める段階では、東京での県内企業も参加する移住相談会「佐賀さいこう！暮らし&しごと体感フェア」の開催や地域のPRを行うイベントへの市町の出展など、県内企業や市町などと移住希望者が直接対話できる場を設けております。

さらに、具体的な移住候補地の比較検討の段階では、県内を実際に訪れて移住後の生活のイメージを深めてもらうため、レンタカー補助金やお試し移住補助金などにより、実際に佐賀を体験してもらう支援を行っています。

最後に、移住後は県内約百の提携店で引越料金の割引や飲食代の割引などのお得なサービスを受けることができる「SAGA SMILEカード」を発行し、佐賀での生活へのフォローにも取り組んでいるところです。

そして、移住者同士の交流や先輩移住者とのコミュニティづくりにつながるイベントを開催するなど、移住者が孤立せず、ずっと佐賀に住み続けたいと思っただけのようにフォローしております。

なお、これらの移住の段階に応じた支援と並行して、佐賀、東京に設置している「さが移住サポートデスク」において、移住希望者の状況に応じたきめ細やかな相談対応も行ってきたところでございます。

以上です。

○石井委員Ⅱ段階的にいろんなことをやっていただいているということがよく分かりました。移住人気の町というくくりで言いますと、本当に暮らしやすいというのがあるかと思います。ふるさと回帰支援センターというのがあって、調べておりましたら、移住を成功させるためのポイントとして、誰と、どこで、何をして暮らすのか、そういうものも具体的にイメージするのが大事だということを書いてありました。段階を踏んだ準備が非常に大事になってくるのかなというのを改めて答弁の中で思いました。

例えば、自分の家族が五年後、十年後、どういう形でその地域で生活しているのか、生活ができるのかとか、いろんなそういうものをイメージしながらとか、そういうのを段階的にやっていただくとうまくいくような感じもしますし、既にやっていただいているみたいですから、これはぜひ続けていっていただきたいと、そのように思います。

次に、県だけでなく、肝腎な市町との連携が非常に重要になってくると思います。この市町との連携はどのような連携を行ってこられているんでしょうか。

○椿原移住支援室長Ⅱ移住希望者に佐賀を選んでいただき、移住後も安心して暮らしていただくためには、基礎自治体である市町との連携は不可欠だと思っております。広域的な魅力発信や情報提供を県が担い、具体的な生活に関する対応、例えば、空き家バンクの具体的な対応、地域コミュニティとのつながりづくりなどを市町が担うといった、それぞれの役割で連携を行っております。

連携した取組の事例を幾つか挙げさせていただきますと、県主催で東京にて開催した「佐賀さいこうー暮らし&しごと体感フェア」においては、市町にも参加を呼びかけたところ、十四市町に参加いただき、三百四十名の来場につながりました。

嬉野市や神埼市など市町が独自に実施された移住イベントに対しても、県が

行う東京での広報に取り上げるとともに、企画運営面での支援も行いました。

市町が取り組む空き家バンクについては、市町によっては購入リフォーム補助などの支援事業も実施されていることから、少しでも多くの移住希望者に触れていただけるよう、県のポータルサイトにも掲載しております。

県と武雄市の共催で移住して三年以内のパパ・ママ同士が交流し、「さが暮らし」のよさや、移住ならではの悩みを共有する移住者コミュニティイベントを開催しております。

このほか、毎年度、市町担当者会議を開催することで、県内市町の施策はもとより、移住コミュニティづくりに関する他自治体の事例紹介を行うなど、連携を深めながら取り組んできたところでございます。

以上です。

○石井委員Ⅱ連携を取って市町とやっているということでありまして、実績も上がっているような話であります。これはもつと今からいろんな意味でどんどん連携をすることが出てくるだろうと思います。これはしっかり取り組んでいただきたいと思います。

これは思うんですけど、県と市町だけでなく、できれば企業とかというところともうまくできれば、また違う展開が出てくるような気がしますので、その辺もぜひ研究をしていただければなというふうに思います。

そうなりますと、今後の取組になってきますが、いわゆる移住をしていただく方が安心して住み続けてもらうためには、今後どのような取組をされていくかとしているのかお伺いいたします。

○椿原移住支援室長Ⅱ移住を検討される方や実際に移住された方の声を丁寧に伺い、様々なニーズに沿ったきめ細やかな支援を行うことが重要であると考えており、引き続き施策の充実に努めてまいります。

移住希望者からは、佐賀で自分に合った仕事が見つかるか不安、仕事を続け

ていけるか心配といった声が寄せられており、移住後の佐賀での仕事が悩みの一つとなっております。

このため、来年度は新規事業として、「佐賀型『移住×仕事』連携促進事業」を実施することとしています。本事業では、県内での具体的な仕事体験ツアーを提供し、移住希望者が佐賀で働く姿を具体的にイメージできるようにすることで、移住後の不安を少しでも取り除くことができるように取り組んでいきます。また、事前に仕事への理解を深めることで、移住後に思っていた働き方と違ったというミスマッチを防ぐことにもつながります。

引き続き、市町や移住支援者団体、庁内部局と連携し、先輩移住者にも協力いただきながら、佐賀の暮らしやすさなどの強みを丁寧に発信し、移住希望者のニーズに応じて、きめ細やかな対応を進めながら、さらなる移住につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○石井委員Ⅱありがとうございます。先ほどのところで聞けばよかったのかもしれませんけど、空き家バンクの話がありました。これは移住をしてくれる方に空き家の紹介とかなんとか、当然やっていくと思いますけど、空き家の場合は一年か二年住んでいなかったら、恐らく中がいろんな形で傷んでいるんじゃないかなという気がするわけですね。ですから、そういうものもしつかりやっていただいて、そして、移住して住みやすい住居の提供、そういうのをしつかり研究を、これは市町が主かも分かりませんが、やっていただければなど、そういうふうに思っています。

そして、今度の予算で五百九十一万六千円ですかね、実際これでいいのかなと僕は思っているんですね。今度新規ですから、今からもっとやっていただけるんだらうと思いますけど、もう少し頑張って財政当局とやり合って、予算を上積みして、そして、思い切った施策の展開をしていただければと、そうい

うふうに思います。

最後に、局長にお伺いしたいと思います。

局長も佐賀にお見えになって、前回も話をしたかも知れませんが、あんまり月日がたっていないかもしれませんけど、佐賀をどういうふうに感じておられるのか。いい話ばかりじゃなくて、ここはこういうふうにあつたらもっとすばらしくなるんだらうけどとか、もしかしたらそういう気持ちもありません。そういうのも遠慮なくおっしゃっていただいて、そうすることが、やっぱり移住する側、そして、移住を受け入れる側、特に先ほど申し上げましたように、県と市町だけじゃなくて、企業とかですね、最終的にはもうコミュニティですよ。その地域としっかりと打ち解けていかないと、自分の生まれ育ったところと全く違うところに行くわけです。実際、住む前と住んだ後はまた違うかもしれませんし、そういう非常にソフトな面が大事だと思いますので、ぜひそういうことをやっていただければと思います。

支援策もいろんなものがあると思います。それから、それぞれの自治体もそれぞれ情報も持ちだしたいと思います。あとはもう本当にやるかやらないかの、その辺だと思うんですね。

この間も、先週かな、テレビを見ていましたら、ニュースの番組の中で移住を特集で取り上げていました。そこは群馬県でした。今、人気度も群馬県が一番なんですね。群馬、長野とか、あの辺は東京に近いんですね。東京に近いから通勤圏内でも入っていると思いますし。ただし、東京に住もうとしたら、とてもじゃないけど、今、山手線の中だと、すごい金額の提示がなされたりしていますから非常に難しい、若い人はですね。ですから、そういう都会でちょっと近いところかですね、そういうのもあるでしょうし、成功例は幾らでもあると思います。成功例、幾らでもあるんですけど、やっぱり県独自の移住に対する施策を展開していただければと、そういうふうにいるわけです。

そういうものを内部で検討、議論をしていただいて、佐賀県は本当に、自分が生まれ育ったから言うわけじゃないですけど、環境にしても、自然にしても、食べ物にしてもすばらしいと思います。

先ほど言った群馬の若いお母さんが子供連れでインタビューを受けていたけど、群馬に何で移住してきたんですかと言うと、やっぱり僕が今言ったようなことをおっしゃっていました。極めつけは、野菜を時々穫ると、そして、農家のおばあちゃんとかおばさんからも頂くと。今まで野菜代が大体月五万円近くかかっていた。それが今、一万五千元で済んでいるんですよという話もされていましたがいいですから、本当にそういう温かい交流ができればいいなと、そういうふうに思っていますので、部長の思いと、それから、この移住に対する取組をぜひ伺いさせていただきたいと思います。

○寺田地域交流部長Ⅱお答えいたします。

委員から様々御指摘いただきました。移住促進に取り組んで、本県への新しい人の流れをつくり出すことは、人口減少のみならず、地域の担い手不足といった課題に対応するといった点においても大変重要であるというふうに考えております。

先ほど室長から答弁させていただきましたけれども、佐賀県は移住までのプロセスにおける、各段階に応じたきめ細かな支援を行っているところでございます。しかしながら一方で、全国では人口減少が進んで、多くの自治体による移住者の獲得競争が激化している状況でございます。今後、移住先として佐賀県を選んでいた方を増やすためには、移住を考える方の、まさにこの入り口のところといえますか、佐賀県のことを認知していただく、できるだけ多くの方に興味を持っていただくことが大事なのではないかなというふうに思っております。

そのためには、これまで以上に情報発信の仕方、これが非常に重要だという

ふうに考えております。現在、移住を検討されている方々の大半は、インターネットを活用して情報収集を行っておられます。ウェブ上には様々な情報があふれているわけでございますけれども、移住を検討されている方々の目を引くためには、委員からも先ほどお話がありました、そこでの暮らしがどういものであるか、誰とどこで何をしていくのか、そういった具体的なイメージができると思いますか、自分事として感じられるようなコンテンツを充実させていくということが大事なのではないかと、つまり情報発信の質を上げていきたいというふうに考えております。

具体的には、地域のよさですとか、そこで暮らす人の温かさですとか、暮らしやすさだったりとか、手触り感のある丁寧な情報発信をしていきたいというふうに考えております。

また、これもまた委員から御指摘ございました、佐賀に移住された方々の多くは地域に溶け込んで、自然とその地域を支える存在にもなっていたいただいているところでございます。こうした方々に移住者としての目線で、「さが暮らし」のよさの発信者になつてもらえれば、また、そうした皆さんの仲間がいるということ自体も発信していくことで、佐賀への移住のハードルを下げることで、できるのではないかなというふうに考えているところでございます。

移住促進をしていくためには、これをやればいいといった取組はございませんので、地道ではございますけれども、佐賀のことを好きになつてもらえる方を少しでも増やしていくことが重要なことというふうに思っております。

先ほど委員からもお話がありましたけれども、移住者の方々の中にそういった、我々の新しい施策を考えていく上のヒントが隠れているのだろうというふうに思っておりますので、いい面ばかりではなく、そうした改善のところですか、それは制度も含めてですけれども、そういったところにも耳を傾けていきたいというふうに考えております。

今後も、市町、それから、地元企業ですね、そういったところとしっかり連携を図りながら、佐賀の歴史や自然といった本物の価値、それから、子育て環境などの暮らしのよさを多くの方に丁寧に届けていきたいというふうに考えております。そして、佐賀を選んで移住していただいた方には、もっと佐賀を好きになってもらえるように、引き続き取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○石井委員Ⅱ部長ありがとうございます。情報発信の話も最後に出ました。これは官民、市町、垣根を越えた施策の展開が大事だと思います。それと、本県の佐賀県のよさ、これがもうつまるところそこじゃないかなと思いますよね。ですから、その辺のこともぜひ追求していただいて、そして、よりよい移住施策の展開をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

次に、国道四百九十八号久間地区の交通安全対策について質問をしてまいりたいと思います。

国道四百九十八号は、長崎自動車道武雄北方インターチェンジや重要港湾伊万里港へのアクセス道路として、県西部地域の物流や、産業振興や地域振興を支える非常に重要な道路であります。大型車の交通量の多い幹線の道路でもあります。しかしながら、嬉野市塩田町久間地区においては、歩道が整備されていない箇所があります。沿線住民の円滑な移動や通学で道路を利用する児童生徒の安全が確保されているとは言えないと思っています。早急な安全対策が必要というふうに思っています。

平成二十六年十二月になりますが、嬉野市から県に対して、歩道整備に関する要望書が提出されて約十年が経過したものの、地元との調整が難航しているということもありまして、いつ整備に着手できるかどうかという意見を地元の方の多くが口にされておりますし、心配をされております。この状況を打開し、歩道整備を進めていくためには、県が主体となって進めていただくことが大変

必要だし、重要だと思っております。

そこでお伺いをしていきますけど、この歩道整備の必要性についてですが、まず、県はこの歩道整備の必要性をどのように考えておられますか。

○江口道路安全推進室長Ⅱ国道四百九十八号の嬉野市塩田町久間の牛間田新道交差点付近の住家が連檐します約八百メートル区間につきましては、歩道がなく、令和三年度の通学路緊急合同点検において要対策箇所となっております。また、この区間にあります南下久間公民館付近におきまして、令和七年度に実施しました交通量調査におきましては、十二時間の自動車交通量ですけれども、約九千台となっております。

このように、人家連檐地区で歩道もなく、交通量も比較的多いことから、歩道整備などの交通安全対策が必要と考えております。

以上です。

○石井委員Ⅱ分かりました。

それでは、県はこれまでどのような取組をされてきたのかお伺いをいたします。

○江口道路安全推進室長Ⅱこの地区におきましては、過去に現道の拡幅やバイパス整備を検討したものの、地元の意見が集約できずに時間が経過した経緯がございます。

平成二十六年の地元要望を受けまして、これまでに交通量調査や道路計画の概略検討を実施するとともに、地元との調整を行い、地元の合意状況を確認してきたところでございます。

しかし、現在のところ地元の合意には至っていない状況でありまして、要望書の提出から時間も経過していることから、令和六年二月に、地元関係区長さんなどの参加をいただきまして、意見交換を実施したところでございます。

一方、現道につきましては、令和三年度の通学路の緊急合同点検を受けまし

て、歩行者、自転車の安全確保を目的とした対策を行いました。具体的には、令和六年二月には、牛間田新道交差点から南側約二百八十メートル区間につきまして路肩のカラー化、通称グリーンベルトといいますけれども、そういったものを実施したところでございます。

以上です。

○石井委員Ⅱなかなか合意が難しいですね、これね。いろいろ努力をしていただいていうことは分かりましたけれども、今までの取組の状況ではうまくいかないのかなという感じがしております。その地元の調整の状況は現在どのようなになっていますか、お伺いします。

○江口道路安全推進室長Ⅱ先ほどお話ししました令和六年二月の意見交換会におきましては、現道の通行環境に関して次のような具体的な問題が挙げられたところでございます。

まず、一つにつきましては、子供の数は少し減少したものの、シニアカー等の高齢者が増加していると。それで、路肩が狭いために安心して通行できないというような意見。また、大型車の通行時に風圧によって歩行者の転倒、また、西側に蓋のない水路がございしますが、そこに転倒する事故が発生したというような意見を伺ったところでございます。そういった、危険という声はいただいたんですけれども、一方、道路計画を行うために必要となります現地の測量について地元の合意が得られていない状況にあります。

そのため、地域から要望があるものの、現時点では事業化に向けた手続が進められない状況になっているところでございます。

以上でございます。

○石井委員Ⅱこれはなかなか難しいですね。通り一遍の交渉ではなかなかうまくいかないのかなと。

これは実は、令和五年二月の定例会で僕は一般質問をしましたけど、そのと

きは大本さんが部長でしたけれども、それからほとんど変わっていない感じがします。ここは何か、やっぱり打開するための知恵といえますか、これは県だけの責任じゃなくて、市もやっぱり責任というか、仕事がありますので、これはいま一度、何か、市とそれから、地元の区長さんか何か分かりませんが、そういう人たちと話をしてみるかと、そういう計画みたいなのはありますか、ありませんか。

○江口道路安全推進室長Ⅱ地元との意見交換等については、現在のところ具体的にいつやるとか、そういった日程を決めたものはありませんけれども、そこは必要に応じてやっていかなければいけないというふうに考えております。

以上でございます。

○石井委員Ⅱぜひやってみてください。なかなか大変だと思いますけどね。私も事情を全然知らないわけではありません。そういうのを知らないわけじゃない中でこのこれはお尋ねですから、御苦労もよく分かっています。非常に難しい案件だということも分かっています。その上での質問ですから、そこは理解をしていただいて、頑張っていただきたいと思えますよ。

それと国道四百九十八号、これは整備促進期成会があるんですね、伊万里市、武雄市、嬉野市、鹿島市という、年に一回あります。これは、部長も何回か総会もお見えいたっていて、よく御存じだと思います。

今まで推進室長にお伺いをしてきましたけど、横尾部長、これは非常に難しい案件だというのは地元の方もよく御存じなんですよね。いま一度その辺のことを含めて、県として嬉野市あたりとも再度話をさせていただいて、何とか前に進むようにお願いというか、頑張っていただきたいと思えますけど、いかがでしょうか。

○横尾県土整備部長Ⅱ国道四百九十八号の歩道整備に対する今後の対応ということでした。

まず、委員からお話があったように、この整備については期成会をはじめ、また、嬉野市からの要望もこれまで私も直接受けてきておりますし、地元の声というのはしっかりと認識しているところでございます。

この道路の整備に当たっては、現道の両方に家が張りついているということ、現道を拡幅したほうがいいのか、またバイパスがいいのか、過去いろいろ検討した経緯がございます。そういった中で、現道を広げて歩道を作るとのことの選択の中で、地元調整という形になってきたところでございます。ただ、今お話があっているように、まだ地元の御理解が得られていないという状況でございます。

歩道整備等に当たりましては、やっぱり地元の声を伺いながらという形でございますが、ここだけに限らずほかの地区も、地元の市町さんに地元調整の部分はしっかりと頑張っていたらいて、調整いただいているというところでございます。ここについても、嬉野市さんはこれまでいろいろと地元調整を頑張っていたことは承知しておりますが、今後の進め方についても改めてまた嬉野市さんともしっかりと話をして、地元対応をやっていききたいというふうに思います。

○石井委員Ⅱぜひお願いをしたいと思います。

このちょうど近くに火の口という交差点がありました。これも、どれぐらいかな、十四、五年かかりましたけど、数年前に、これはなかなか地主の方がオーケーをいただけなかったんですけど、地元の区長さんをはじめ、地元の方が、自分たちもぜひ了解をいただくためにということで鳥栖に出向いたりしながら同意をいただくことができた、そういう例もありますから、それをまねてくださいじゃないですけど、やっぱり何か、今までみたいにならしているとなかなか難しいのかもしれないけど。

大変だというのは分かっています。分かった上の質問ですけども、この道

路は、朝晩、それから夕方は本当に車が混みます。私も時々、議会開会中はそこを通ったりしますけれども、非常に車が多くて、しかも歩道もない。歩道もないだけじゃなくて、お寺さんの前の溝のところは、ガードレールみたいなものもない、非常に危険だという、そういう道路でもありますので、ここは何とか、しつこいようですけれども、頑張っていたきたいなということをお願いして私の質問を終わります。

○八谷委員Ⅱおはようございます。「自民党ネクストさ」会派の八谷でございます。

今日は四項目について通告しておりましたので、順次質問に入らせていただきます。

まず一番目は、城原川ダム建設に伴う水没地域住民の生活再建と周辺道路の整備についてお伺いをいたします。

平成三十年、令和元年から建設着手、建設移行されまして、建設段階に移行がなりました。ようやく予算が進み、用地交渉も始まったわけでございます。特に去年の十二月には「城原川上下流域懇談会」城原川ダム水没地域への感謝のついで」ということで、下流域の方々の水没地域の皆様方に感謝をするということ、これは知事にも出席していただいていた懇談会でございます、非常に有意義な会が持たれたというふうに思っております。

そういう中で、昨年の当初予算では約三十九億円、公共用地先行取得事業ということで土地取得特別会計、これは国庫債務負担行為を通じて、用地を早めに取り入れるということで、これだけ一遍に、特に今年は約十九億円の特別会計の予算が計上されておりますので、時間的なそごが生じないといえますか、やはり一気に用地交渉をさせていただくことで、地域の皆さんも安心して応じられるということになるんじゃないかというふうに思っております、ここに来て、やっと事業が非常に進んできたなという感じでございます。

特に集団移転を予定されておる集団移転先が二カ所あります。平ケ里地区と志波屋地区ということでございますが、そういったところでの建設工事なり、あるいは造成工事が進んでいるというふうに聞いております。

そこで、まずは集団移転地につきまして、集団移転地の整備状況についてお尋ねをいたします。

○前山城原川ダム等対策室長Ⅱ 集団移転地につきましては、神埼町志波屋地区に十世帯、それから平ケ里地区に十五世帯の合計二十五世帯が移転される予定と聞いてございます。

そのうち志波屋地区においては、既に国と神崎市による造成工事が完了しております。昨年九月の分譲開始後、ほとんどの区画で移転者による住宅建設が進んでいる状況でございます。

また、平ケ里地区におきましては昨年五月に造成工事に着手されまして、今月末までに工事が完了する予定であるというふうに聞いておるところでございます。

以上でございます。

○八谷委員Ⅱ 移転される方々はその集団移転地へ、これまで長く住み慣れたところから新しい地区へ行かれるわけですので、そういった方々の受け入れ体制と申しますか、移転先地域との関係構築が非常に重要になってくると思います。が、今、移転先地域の皆さんとの関係はどういうふうな状況なのかお尋ねいたします。

○前山城原川ダム等対策室長Ⅱ 移転により新たに地区に加わる方々は、移転先の地区の住民の方々と顔の見える関係を築いて良好なコミュニケーションを図ることを望まれております。また、移転先となる地区からも、移転により新たに地区に加わる方々との移転に向けた交流を望む声があったと聞いておるところでございます。

志波屋地区におきましては、造成工事が完成間近となりました。昨年の八月ですけれども、地区役員の方と移転者の方々との初顔合わせとなります意見交換会が開催されたところでございます。このことをきっかけとして、十二月には餅つきやしめ縄づくりの地区の行事に水没地域からの移転者の方々も参加され、さらに交流が深まったところだというふうに聞いております。

この後完成します平ケ里地区におきましても、志波屋地区と同様に移転者と移転先の交流が進みまして、お互いに良好な関係が築かれますよう、神崎市と連携していきたいと考えているところでございます。

今後、城原川ダム事業に協力いただいております水没地域の住民の皆様と不安な気持ちが少しでも解消されまして、生活再建が円滑に進みますよう、引き続き国や神崎市と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○八谷委員Ⅱ 移転先の地域の皆さんとは私も、十二月の初めに餅つきと門松づくり、そういったものにも参加させていただいて、脊振地区の方も来ておられまして、非常に友好的な関係が続いているなというふうに思っておりますので、今後とも平ケ里地区についても同様に、手助けといいますか、ぜひ気を配っていただきたいというふうに思います。

次に、城原川ダム建設に伴う道路に関する要望の件でございますが、脊振町の区長会からの要望があったと聞いておりますけれども、その要望内容はどういったものがありますか、お尋ねします。

○天本道路課長Ⅱ 脊振町区長会からの要望につきましては、令和七年十二月に神崎市脊振町区長会から神崎市長宛てに、「城原川ダム建設事業に伴う道路に関する要望」が出されており、令和八年二月に神崎市から国と県宛てに要望書が出されているところでございます。

区長会からの要望内容としては二項目ございました。一つは、トンネルによ

る付け替え道路の整備区間を眼鏡橋まで延伸すること、もう一つは、市道三路線、市道政所倉谷線、中の原岩屋線、広滝倉谷線の改良事業の促進についてとなっております。

以上でございます。

○八谷委員Ⅱその中で、付け替え県道から眼鏡橋まで、これについてはトンネルの要望が出されておるということでございますけれども、このトンネルによります付け替え区間の延伸については、県はどのように考えておられるのかお尋ねします。

○天本道路課長Ⅱお答えいたします。

付け替え県道の延伸を要望されております区間は、眼鏡橋からダム事業地の岩屋地区までの約一キロメートルの区間となっております。現状は二車線が確保されているものの、カーブが連続するなど見通しの悪い箇所もある状況でございます。

一般的にダム事業における付け替え道路の整備は、ダム建設に伴い水没する道路の機能を復旧させる目的で付け替えるものでありまして、今回の要望区間は水没予定となっていない区間となっております。

県としましては、この区間の抜本的な対策は、急峻で制約の多い地形となっていることから、慎重に検討する必要があると考えております。まずは付け替え道路の整備を進めまして、要望区間については交通状況の変化などを踏まえながら検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○八谷委員Ⅱ区長会からの要望、承りました。眼鏡橋までの延伸の問題、これはダムの付け替え道路ができると同時にこの国道の整備ができればということ、やっぱり狭い地域ですので、地元からもしっかりとそういった要望が出ているわけでございます。また、倉谷線などのほかの二路線、これはやっぱり迂

回道路といいますが、災害の場合の今までも迂回道路になっておりましたので、そういった整備のことについてもよろしくお願いをしたいと思います。

先ほど話がありましたように、非常にカーブが多く、しかも、崖地と河川との幅が非常に狭いところで、工事としてなかなか難工事だと思えます。そういった意味で、トンネルの要望が出て、やっぱり冬の凍結ですね、そういったことがありますので、トンネルの要望が出ておるわけでございますので、そういったことを、この事業があつているときに特に国に申して、できればこの事業の中で取り組んでもらうような形で、しっかりと財源取組をよろしく願ひしたいと思います。

次に、県道三瀬神埼線の歩道整備でございますけれども、今の飯町交差点から以北の長崎自動車道の高架付近までの区間につきましては、人家が連檐をしております。にもかかわらず、交差点部の一部を除き歩道が整備されていない状況となっております、非常に子供たちの通学に難を来している状況でございます。

特にこれから城原川ダムの建設工事が本格的に始まりますと、工事関係車両の往来等により交通量が増加し、歩行者の危険が増すのではないかと非常に懸念をしております、地元からも歩道の整備については声が上がっております。これについてはさきの一般質問でも出ておりました。

これまでの対応でございますけれども、この区間について、これまでどのような対応をされたのかお伺いいたします。

○江口道路安全推進室長Ⅱ飯町交差点の約百メートル以北から長崎自動車道の高架まで約六百メートル区間でありまして、仁比山小学校の通学路に指定されているものの、歩道がなく、歩行者は一メートル程度の路肩を通行している状況でございます。自動車の交通量も多い状況の中、歩行者も多いことから、県としても交通安全対策として歩道の必要性は認識しているところござ

います。

平成三十一年一月には地元の仁比山地区から県に歩道整備の要望書が提出されておりました、令和二年度から地元区と神埼市を交えて歩道整備につきまして協議を重ねてきたところでございます。しかしながら、沿線に人家が連檐しており、地域への影響を懸念されて、現時点においては整備に対して地元の理解が得られていない状況でございます。

以上でございます。

○八谷委員Ⅱ要望が随分早くから、平成の時代からされているということでしたが、今のお話のように、先ほどのところもお話がありましたように、地元の了解がなかなか得られないという部分が、今までのところでも本当にいろいろありました。いわゆる総論賛成、各論に入っていくと、やっぱり地権者の方々はいろいろな思惑があらわれてなかなか進まないような状況でございますけれども、引き続きしっかりと地元の了解を取られるように取り組んでいただきたいと思っておりますので、今後どのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

○江口道路安全推進室長Ⅱダム建設に伴いまして、周辺環境が大きく変化することから、地元、神埼市の協力が必要不可欠であるというふうに考えているところでございます。引き続き、神埼市の協力を得ながら、地元関係者から理解が得られるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○八谷委員Ⅱこの点についてはしっかりと地元と協議を進めながら、特に地権者の方々は、地元の方との話ですから、市の方々とよく連携をして進めていただきたいと思っております。

この項の最後に、部長にお尋ねをいたします。

これはさきの一般質問で、ダムに係る脊振町の振興計画についての取り上げが古川議員からあつておりました。私もこれまでも、何回もこの城原川ダムの

市による脊振町の振興計画について質問してきました。

これまで、振興計画を出されておりましたね、令和五年にされておまして、これまでもいろんな取組をされてきたと思いますけれども、実は同じ流水型ダムで、熊本県の川辺川ダム、ここがダム問題に翻弄された村の振興が目的ということ、知事が百億円の振興予算をつけられております。脊振町についても、予備調査から、昭和四十六年からいきますと五十四年という長い間、ダム問題でまさに翻弄されてきた地域であります。そういった意味で、熊本県で思い切った予算を投下されておまして、これでは、五十億円の半分が使い道が自由にできるということと、あとの残りの五十億円は、国、県、村の三者が協議して決めるというような事業というふうに報道でなされておりました。

そういったことで、振興計画にはこれまでも県もいろいろ関わってこられたと思いますけれども、何とか思い切った予算が——国の事業だからそこはあんまりできないかも分かりませんが——何か思い切った振興計画について、本当にこれまでの苦渋の決断をされた方々、地権者の方々を思うときに、残された地域の振興計画もしっかり取っていただきたい。例えば、移転されたところにしっかりとした記念の公園なり造るとか、そういったものもありますので、そういった取組をしっかりしていただきたいという思いで、この振興計画の思いを部長にお尋ねをいたします。

○横尾県土整備部長Ⅱ私に、城原川ダム建設に伴う地域振興ということでお尋ねがございました。

城原川ダム建設に至るこれまでの経緯等々もございます。また、苦渋の決断をいただいた水没者の地域の方々に応えるためにも、ダムを造っていく、それに伴う地域振興につきましても、その地域が移転されることで、やっぱり周辺の脊振地域の方々も、地域はどうなるんだろうかという不安の声も聞いているところでございますので、地域振興に関する関心が高いところもございま

す。そこはしっかりと考えていく必要があると思っております。

あと、この周辺、九年庵ですとか、仁比山神社ですとか、いろんな物の資源がございます。そういったものを活用しながら地域振興というものをしっかりと考えていく必要があると思います。

これまで、令和元年十一月に検討委員会を開催されて、いろいろと議論されてきております。議員から話がありましたように、令和五年三月に神埼市の水源地域振興計画というものを策定されております。その中には、自然環境の保全ですとか、歴史、資源や水文化の活用、農産物の魅力創出など、豊かな地域資源を踏まえた施策の検討が行われておりまして、できることから取組も始まっております。

今後は、まだ作業部会のほうで、具体的にどういった取組をするのかということも長期的な視点に立って検討が進められるというふうにも聞いております。県といたしましては、地域振興には神埼市さん含めた地元地域の自発の地域づくりが非常に重要かというふうに思っておりますので、地域の皆様の思いに寄り添いながら、ダム建設が契機となりまして、磨き上げられた地域の魅力がより広域的に広がっていくように、しっかりと神埼市の御支援をしてまいりたいというふうに思います。

私から以上です。

○八谷委員Ⅱ振興計画についてもしっかりと取組をお願いしたいと思います。なかなか、平成三十年、令和元年、建設着手から完成まで大体十四年と今まで言われてきました。そういう長い年月がかかるわけでございますけれども、去年の当初、今年の当初、三十九億円、今年も十九億円、国庫債務負担行為の制度を使ってということでの土地取得特別会計、予算を上げていただきました。しっかりと用地交渉がこれから進むと思いますので、地元との連携を取りながら、もちろん国の事業ですから、国の皆さんとも県、市との連携をうまく取っ

て進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次の質問は、二番目に、福岡県との設計労務単価の差についてお尋ねをいたします。

公共事業では設計労務単価に差が生じており、これが労働者の賃金に反映されるわけです。したがって、今、佐賀県と隣接しております福岡県と労務単価に差があるということでございます。より単価の高い地域に労働者の流れがあるということになりますと、佐賀県の県内公共工事の円滑な施工や品質確保にも大きな影響が出てくるのではないかとというふうに思っております。

まず、県内建設事業者の確保をしなくてはなりませんので、そういった単価のことについてお尋ねをいたします。

まず、設計労務単価の算出につきまして、県が公共工事を発注する際に使用しております設計労務単価はどのように決定をされているのかお尋ねをいたします。

○川崎建設・技術課長Ⅱ設計労務単価は、国や県、市町などが発注します公共工事等の積算において用いられる建設労働者一日当たりの賃金となっております。国において、原則年に一回実施されます全国の賃金実態調査である公共事業労務費調査を基に都道府県別、職種別に定められております。

具体的には、十月に工事中の請負金額一千万円以上の国や県などの公共工事を対象に無作為に抽出され、その工事に従事する元請業者及び下請業者の建設労働者の賃金実態につきまして、賃金台帳を基に職種別に調査し、翌年度の設計労務単価として各都道府県、五十一職種別に決定しております。

以上です。

○八谷委員Ⅱこの労務単価の推移についてお尋ねします。

○川崎建設・技術課長Ⅱ設計労務単価の全国全職種平均値は、平成九年度の一萬九千二百二十一円から平成二十四年度の一萬三千七十二円まで下がり続け、こ

の間で約六千円下がっております。その後、平成二十五年度から労務費調査の単価算出方法が大幅に変更され、必要な法定福利費相当額を加算するなど行ったこともあり、上昇へと転じ、以降、連続して引き上げられ、令和七年度は二万四千八百五十二円となっております。

また、令和八年二月十七日に令和八年度の設計労務単価が国土交通省から発表され、全国全職種単純平均は前年度比四・五％の引き上げ、全国全職種加重平均値は二万五千八百三十四円となり、初めて二万五千円を超え、最低だった平成二十四年度と比較しますと約二倍の額となっております。

以上です。

○八谷委員Ⅱそれでは、佐賀県の設計労務単価はどのようになっているのかお尋ねします。

○川崎建設・技術課長Ⅱ令和八年度の佐賀県の設計労務単価は、全職種単純平均で前年度と比較し、千八百七十七円、六・三％の引き上げとなっております。発注でよく使われます主要十二職種のうち、一般的な作業員である普通作業員は二万七百元、前年度と比較し九百円、四・五％の引き上げ、専門的な作業員である鉄筋工は二万九千五百円、前年度と比較し二千四百円、八・九％の引き上げ、大型重機を操作する特殊運転手は三万二千二百円、前年度と比較し二千六百円、九・一％の引き上げ、交通量の多い路線で交通誘導を行う交通誘導員Aは一万八千二百円、前年度と比較し千七百元、一〇・三％の引き上げとなっております。

以上です。

○八谷委員Ⅱ十月に実態調査をして決められるということで、ほぼ実態に即した単価が決められると思うんですけれども、この単価は、福岡県と比較すると一般労働者を中心はどういった状況ですか。

○川崎建設・技術課長Ⅱ先ほど御説明しました主要十二職種につきまして福岡

県と比較した場合、特殊運転手や大工など五職種は佐賀県が高く、普通作業員や鉄筋工など六職種は福岡県が高くなっております。また、交通誘導員Aは福岡県と同額となっております。設計労務単価の差が大きい職種としまして、特殊運転手は三千円、型枠工は二千四百円、佐賀県が高くなっております。一方、特殊作業員は三千三百円、普通作業員は三千四百円、福岡県が高くなっております。

また、普通作業員につきまして佐賀県と福岡県の設計労務単価差を比較した場合、平成九年度は佐賀県が八百円高かったものが平成二十年度には逆転し、福岡県が三百円高くなっております。以降、普通作業員につきましては、福岡県が佐賀県より高くなっており、直近三カ年での差額は、令和六年度で三千円、令和七年度で三千三百円、令和八年度で三千四百円となっております。

佐賀県の最低賃金につきましては、福岡県との差が縮小していますことから、福岡県より低くなっております設計労務単価におきましても差の縮小に向けてした対応が必要と考えております。

以上です。

○八谷委員Ⅱ実態に即してということで計算をされ、国のほうで決められておる単価が、普通作業員で福岡県との差が三千四百円、やっぱり大きな大きな差だと思えます。ただ、これが年度によって高くなったり低くなったりというのが、ちよつと解せないところがありますけれども、そうやって国で決められたことが三千四百円の差といえば、やっぱり普通作業員の方々はどうしても福岡県側のほうに行ってしまう、そういう状況になるというふうに思います。

そういった中で、この差を縮小せんといかぬと思えますけれども、県としてどのように取り組んできたのかお尋ねをいたします。

○川崎建設・技術課長Ⅱ設計労務単価を決定します国に対しまして、令和五年度から国への政策提案におきまして、「地域の実情を踏まえた公共工事設計労

務単価の引き上げ」という項目を掲げ、隣県との差につきましても是正を提案しているところでございます。

その政策提案におきましては、国から設計労務単価は労務費調査の結果が反映されるとの説明がありましたため、建設業者説明会におきまして、労務費調査における留意点について説明し、正しく調査票に記入していただくよう要請しますとともに、労務費調査説明会の開催、県内五カ所での労務費調査、調査票記入サポート相談会の開催、公共事業労務費調査に関するパンフレットの作成などを行い、賃金実態が設計労務単価に適切に反映されるよう努めております。

以上です。

○八谷委員Ⅱこの設計労務単価は、設計書にやっぱり書くわけですよ。だから、福岡県だけ高く出すとかいうことにはならないと思いますけど、ただ、実態はどうなのかの部分が分かりませんが、いずれにしろ、こういった福岡県との差の縮小のために、今後どのように取り組まれるのかお尋ねいたします。

○川崎建設・技術課長Ⅱまずは、今までの取組をしっかりと続けていくことが必要と考えております。さらに、設計労務単価は県内統一単価となっておりますことから、県内での賃金バランスなど、建設労働者の賃金実態を把握し、福岡県との差の縮小に向けて検討することが必要であると考えております。このため、県内建設業界とも早速話し合いを始めており、まずは賃金実態の把握と問題点の共有に取り組んでいるところでございます。

県内建設業は、社会資本整備はもとより、災害の対応を担っていただくなど、県民の命と暮らしを守るためになくてはならない存在でございます。今後とも県内建設業が持続的に発展していきますよう、建設業界とも意見交換しながら、設計労務単価の引き上げや、人材流出につながる福岡県との設計労務単価の差の縮小に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○八谷委員Ⅱ今後もぜひとも取り組んでいただきたいと思います。何といいですか、やっぱり福岡県が高い。実態調査をしっかりとやっていただいて、この差がないような取組をぜひともよろしくお願いをしたいと思います。

先ほど賃金バランスをどのようにするかということで話がございましたが、しっかりと取り組んでいただきたいと思いますので、実態調査もしながら——建設業の数が随分減りましたね。ある時期からと、政権交代のときからと、また、災害の時期になって。そういったときに、災害なんかで応急措置を頼まればいかぬときに、やっぱり普通作業員の方が少ないということになってくるとそういう作業ができなくなるわけですから、しっかりとその辺の確保が佐賀県でできるような対策をよろしくお願いしておきます。

続いて三項目めは、住民に身近な道路や河川などの維持管理についてであります。

今、時代が大きく変化をしております。そういう中で、これまで整備をしてきた公共インフラ、本当に道路や河川まで適切な維持補修を行いながら、有効に活用していくことが重要ということになっております。私も今、新規事業の採択が非常に難しいということを聞いておりまして、これまでの何といいいますか、公共インフラをしっかりと対応していくことでございます。

今、県では、長寿命化計画が作成されておりまして、そういうことで取り組まれていることと併せて、来年からは政策部のほうで空からの道路陥没など、「宙^{そら}への扉プロジェクト」、衛星データと車両のドラレコなんかを組み合わせた形で道の凸凹を発見したりとか、そういうことを空から見るといことで、「デジタル実証フィールド^さが」において予算が計上されております。これまでに上にきめ細かなそういった調査ができるということになっておりますけれども、私たちにも話があるのは交差点の部分のわだち割れ、それから橋のジョイ

ント部分、そういったところでの騒音が非常にあり、今まで私も何回も何回もそういう要望を受けました。

県にとっては、予算的には非常に小さい問題かも知れませんが、地域に住まわれる住民の方々にとっては非常に大きな、夜も寝られんというふうなことでの、いわゆる何といいますかね、県道とかなんとかにも今は大型のトラックがどんどん入るようになってきておりまして、そういった大型トラックが走るることよつての騒音、非常に大きなものがございます。通常のわだちのところでもあつておりますように、ブレーキをかけるとアスファルトがずっと寄つて、穴が少し空いた。その穴がだんだん大きくなって騒音を出すというような箇所が幾らかあります。特に神埼の城原川近くは軟弱地盤の関係もあるかも知れませんが、そういった対応が非常に要望として出てまいります。

それとまた、橋のジョイント部分のちよつとした差ですね、これが金属でなつておりますから、そのところの大型トラックによる騒音、これが深夜眠つてゐる方にとっては非常に大きな大きな騒音問題ということでございますが、そこで、事業をするということでは、予算的にはあまり県にとっては大きな予算じゃないというふうに思われがちですけれども、知事選挙の二期目に入るときでした。知事と会つたときに、住民の皆さんの身近なところに予算が要りますねということ、一期四年間の中で回られてからの知事の感想だというふうに思ひますけれども、そういうふうな地域の皆さんにとつての工事、事業というのは大きな問題でございます。そういったことで、土木事務所にとっては小さなもの、県にとつては小さな予算かも知れませんが、それが県民にとつての身近な問題でございますので、場合によつては先ほど申し上げた切実な問題であります。

そこでまず、土木事務所への予算配分についてですが、土木事務所に改善なり要望することがありますけれども、なかなかもう既に今年度の施工箇所は決

まっていますよということになるから、すぐに対応がされない場合があります。そもそも維持管理に係る予算について、土木事務所への箇所づけ配分はどのように行われるのかお尋ねいたします。

○野口県土企画課長 維持管理予算の配分につきましては、大きく二種類ございます。

一つ目は、定期的な巡視や小規模な修繕などを行うもので、これらは年間の維持管理業務の委託費などとして、土木事務所ごとに一括して配分するものです。

二つ目は、道路の舗装補修や側溝整備、河川の護岸整備や水門の修繕など、一定規模の補修工事を行うもので、これらは個々の施工箇所ごとに配分するものです。このうち、特に後者につきましては、現地機関では日常点検の結果や地元要望などを踏まえまして、施設管理者として必要な箇所を検討し、優先順位をつけて、当初予算編成時に本庁へ予算要求を行っております。

これを受けて、本庁では必要性や緊急性などを総合的に判断し、年度当初に箇所づけを行いまして、現地機関に予算の配分を行っています。

以上です。

○八谷委員 前年の秋頃、いわゆる当初予算編成の段階で、幾らか小規模なものとして一定規模の箇所ごとに決めるということですが、その後、地元要望が、いわゆる予算編成後の事情の変化で地元の要望がなされたり、緊急的な対応については、これまでどのように対応してきたのかお尋ねします。

○野口県土企画課長 年度途中で新たな対応が必要となる場合、これまでもその都度個別に対応してまいりました。

具体的には、緊急的な対応が必要となるものや小規模な修繕につきましては、現地機関が年間維持管理業務の範囲で対応しております。

一方、それ以上の一定規模の対応となる場合、現地機関からの協議を受けま

して、本庁で必要性や緊急性などを判断し、早急に対応が必要なものにつきましては、既に箇所づけしている案件との優先順位の見直しなどを行うことにより対応をまいりました。

このうち、特に道路改良や河川改修など全体事業費が一千万円以上の工事につきましては、新規事業評価を行い、実施の適否を判断しております。

以上です。

○八谷委員Ⅱ一千万円以上なんかは個別に対応してきたということでございます。

ただ、小さなものというのがやっぱり微妙に地域住民の方々については、非常に大きな重要な問題でありますけれども、その年度の施行予定箇所というのは決まっておりますので、なかなか年度中途で対応できないというのは今までもございました。そういったときに、例えば、各土木事務所に所長裁量枠みたいな予算を設定して、その範囲についてはあらかじめ箇所づけ等をせずに年度中途の要望に対応ができる、そういった所長の判断で機動的に活用できるようにしてはどうでしょうか、お尋ねいたします。

○野口県土企画課長Ⅱ昨今、県民に対する説明責任が以前にも増して求められております。そうした中、維持管理予算につきましても、その配分や箇所づけに当たりましては、必要性や緊急性などを客観的に説明できるものとするのが重要となっております。こうしたことも踏まえまして、県では、平成十五年度から新規事業評価制度を導入し、外部有識者の意見も踏まえまして、事業実施の適否や予算の妥当性などについて、公正、公平かつ透明に評価、判断する仕組みを整備してまいりました。

こうした観点から、各土木事務所にあらかじめ箇所等を明示せずに予算を配分する所長裁量枠を設けることは、必ずしも適切ではないと考えております。

一方で、当初予算編成後の事情の変化などによりまして、年度途中で新たな

対応が必要となるケースでは、これまで年間管理業務の範囲外の対応につきまして、場合によっては対応に時間を要することもしばしばありました。このため、これまで個別に対応してきたものを今年度から改めて一定の仕組みとして明確化し、より円滑かつ機動的に予算を配分し、対応できるよう運用を開始いたしました。

以上です。

○八谷委員Ⅱ所長裁量枠は困難ということでございますけど、引き続き検討をいただきたいと思います。

今、新たな仕組みについて話がございました。県で一括して本庁に予算を持つていくという、これにつきましては、具体的にはどのような仕組みなのかお尋ねいたします。

○野口県土企画課長Ⅱ新たな仕組みでは、維持管理予算の一部を年度当初に本庁で留保し、年度途中で新たな対応が必要となった場合に、現地機関から本庁に協議し、必要性や緊急性などを判断した上で現地機関へ留保分から追加配分するものです。

具体的な流れといたしましては、まず、当初予算で道路や河川の維持管理予算の一定額を留保いたします。そして、補正予算編成時期に合わせまして、現地機関から新たな対応が必要な箇所について要望を聴取し、これを受けまして、本庁では必要性や緊急性などを全県的に評価いたします。

その結果、実施が必要と判断したものに對しまして留保分から追加配分を行うというプロセスによりまして、年度途中の新たな事案に適切に対応していくこととしたものでございます。

以上です。

○八谷委員Ⅱこれについては、昨年の二月にちよつと申し入れをしておりましたので、この新しい仕組みで、実際に今年度、令和七年度されてきたというこ

とでございますが、例えばどのような事案に対応してきたのか、事例を教えてください。

○野口県土企画課長Ⅱ令和七年度の予算留保額といたしましては、道路で約七千万円、河川で約九千万円、合計一億六千万円を留保いたしました。これに對しまして、実施が必要と判断した件数は、道路で十二件、河川で十二件、合計二十四件で、七月と十一月の二回に分けまして、留保分を全額追加配分いたしました。

主な事案として、二つの例を御説明いたしますと、まず佐賀土木事務所管内では、佐賀市川副町の国道四百四十四号で、今年度六月に発生いたしました埋設管の腐食による道路陥没につきまして、安全対策など応急対応は年間維持管理で実施する一方、復旧工事を早期に行うために留保分を追加配分いたしました。

また、東部土木管内では、みやき町の山ノ内川で、今年度六月の豪雨により発生した小規模な堤防崩壊につきまして、地元要望も踏まえまして、早期復旧に向けて留保分を追加配分いたしました。

以上です。

○八谷委員Ⅱ最後に、また部長にちょっとお尋ねいたします。

今、私が説明した裁量的な予算枠というのは非常に難しいということでしたが、本庁で今一億六千万円確保しているということでしたので、今後は緊急対応的にまた再度対応していただくものというふうに思っております。

ただ、先ほど申し上げました、これから新規の事業がなかなか難しいような時期に維持補修費の予算というのは非常に大切なものになってくるというふうに思います。令和二年から六年度までの緊急浚渫事業債、これが令和七年からまた五年間延長になりました。それとあわせて、緊急自然災害防止対策事業債、

それから緊急浚渫事業債では非常に大きな予算、前年度から比べると、物すごく大きな予算をつけていただきました。これはいつも申し上げるようですけれども、地財法を改正してまでも維持補修費に起債が充てられるという、本当に新しい財源ができたわけございまして、しっかりと地元対策を取ってもらっております。

そういった意味で、そういった予算も合わせながら、よりよい施設の新しいものができない、やっぱり維持管理をしていかんばいかぬというふうなことにしている対応をしっかりとお願いしたいと思っております。部長の最後の御意見を願います。

○横尾県土整備部長Ⅱ住民に身近な道路や河川などの維持管理については、安全・安心の観点から、そこはしっかりと取り組まなければいけないというふうに思っております。その中で、現場の実情ですとか地域の声も、現場の状況に応じて対応していく必要があるというふうに認識しております。

今年度から、これまでの年度途中の新たな対応について仕組みを明確化して、より円滑に、そして機動的な対応ができるようにということで仕組みをつくったところでございます。

今後、この仕組みを運用しながらやっていくわけですが、途中でいろいろ課題が出たり、また改善点も見えてくるかというふうに思っております。現地機関、土木事務所等とも議論しながら、検証をし、また改善をしていきたいというふうに思っております。

また、委員からありましたように、これまで整備してきたインフラの老朽化ということも進展していくこと、そこは明らかだということに思っております。より適切な維持管理を進めるということ、また維持管理に関する費用もまた増加していくことも見込まれるところでございます。

こうしたこともありますので、限られた財源を有効に活用するということでは

コスト縮減ですとか、新たな技術の活用ですとか、効率的な維持管理、そういったことにも取り組んでまいりたいと思いますし、また有利な地方債ですね、先ほど委員からお話がありましたが、そういった地方債の活用に努めるなど、財政的な工夫もやっているところでございます。

今年度から運用開始した新たな仕組みの改善はもとより、予算の編成や執行におきましても様々な工夫を凝らしながら、引き続き県民の安全・安心にしっかり取り組んでまいりたいというふうに思います。

私からは以上です。

○八谷委員 しっかりと取り組んでいただくようによろしくお願いいたします。

先ほど申し上げました、やはり災害とかが起きると、緊急的、臨時的な対応というのが非常に多くなってくると思いますので、そういったところでは、しっかりと地元の皆さんとも協議をしながらというのはありますけれども、政策部の「宙^そへの扉プロジェクト」が実際に大きくなってくると、これだけ見つかっていますよということが白日の下にさらされます。政策部にはしっかりと県土整備部と連絡を取ってということをやっておりますので、そういった意味での箇所づけが本当に増えてまいりますから、予算の対応が必要になってくると思います。なかなか臨機応変に対応するのは、予算的、財政的な制約があって大変な部分もあると思いますけれども、そこは臨機応変にしっかりと対応していただきたいと思います。

それでは、四項目めの吉野ヶ里歴史公園の今後の展望と「魅せる収蔵庫」の整備について伺いをいたします。

吉野ヶ里は昨日見させていただきましたね、ありがとうございました。

私は現在、吉野ヶ里町に大きな動きがあっているということを常々思っております。北のほうからまいりますと、トレイルアドベンチャー、アドベンチャー

バレーSAGA、フォレストアドベンチャーとか、そういった設備が北のほうにあります。そして、その下に、「吉野麦米」によるイチゴ、ブルーベリー、「にじゅうまる」、シャインマスカット、また、そのほかにもありますけれども、そういった栽培に合わせて、今年春からはエビの養殖も始まるということでございまして、これが変わってきます。そしてまた、もちろんドッグランパークもあります。「吉野麦米」ではいろんなことをされております。

そして、その次に、その南に庁舎の建設が新しくできるということで、立ち上がっております。そのあと、その国道南にSUMCOの工場が建設されます。そして、さらにその南にはカントリエレベーターの建設があつて、稼働をしております。本当に北から南に向けて、農工商、そういったものの設備がたくさん出てきておりまして、非常に吉野ヶ里町は今、活気のある地域になっているなということを思っております。

さらに、その中に、吉野ヶ里歴史公園に大きな大きな三つの動きがあります。それを昨日見させていただきました。三月十八日に開業をするということでございます「スノーピークグラウンズ吉野ヶ里」、そして、現在進められております「謎のエリア」と、その隣接する区域の発掘調査、そして三つ目に、今後進められる予定の「魅せる収蔵庫」の取組であります。

まず、一つ目の「スノーピークグラウンズ吉野ヶ里」では、民間活力を導入し、公園内に宿泊施設やキャンプフィールド、スターバックスコーヒージャパン、レストランなどが整備される予定でございます。私も開園に携わっておりますので、開園当初から滞在時間を増やすために、飲食施設、宿泊施設は何か整備しとかんばいかぬというのは最初の頃からありまして、地域の皆さんも、もうちょっと人がおってもらえねというようなことがありましたので、そういった地域の方々が誇りを持つ施設ができるということで大いに期待をしているところでございますので、まず、一点目の「スノーピークグラウンズ吉

野ヶ里」についてお尋ねいたします。

昨日の説明でも大分中身の説明がありまして、ありや、あした聞こうと思っているのにねと思いながら聞いておりましたが、改めて、施設がどのように整備されて運営されるのかお尋ねをいたします。

○小寺まちづくり課長Ⅱ公園内にございます吉野ヶ里遺跡は日本を代表する弥生時代の遺跡でございます。この佐賀が誇るすばらしい財産を多くの人に知っていただいて、後世につないでいかなければならないと考えております。

この遺跡を含みます吉野ヶ里歴史公園により多くの方に訪れていただくために、公園へのニーズや課題に迅速かつ柔軟に対応し、公園に新たな価値を生み出せるよう、佐賀県では初めてとなりますPark-PFIといった官民連携の手法を導入いたしまして、県と株式会社スノーピークを代表とする共同体で連携して整備を進めてまいりました。

今回、県立公園のエリアに、交流拠点施設、宿泊施設、キャンプフィールドなどの体験型複合施設を新たに整備しております、「スノーピークグラウンズ吉野ヶ里」として、三月十八日に開業いたします。

また、宿泊施設は三月十八日より宿泊予約を開始いたしまして、四月十八日から運営を開始する予定となっております。

新たに整備しました施設の具体的な内容といたしましては、西口のエリアにカフェ、レストラン、物販などの機能を備え、どなたでも利用でき、公園内外の周遊を促す交流拠点施設を整備しております。

施設には、スノーピークのキャンプ用品やアパレル用品を扱う直営店のほかに、地元の「みつせ鶏本舗」のレストラン、県内で公園内の初店舗となりますスターバックスコヒージャパンが出店します。また、佐賀のものづくりを未来へとつなぐため、県内の多様な地場産業が連携して誕生しましたローカルブランド「SAGA COLLECTIVE」が初の常設ブースを構えます。こ

のほか、公共図書館を中心に、病院や学校などで本のキュレーションを手がける「有限会社バッハ」代表のブックディレクター、幅允孝氏がプロデュースする「野と歴史をつなぐライブラリー」なども設けられます。

宿泊施設は、歴史公園の特性を生かした施設が整備されております。北口エリアに、堅穴式住居をモチーフとしたキャビン「火ノ庵^{ひのいおり}」六棟、西口エリアの交流拠点施設の近くに、物見櫓をモチーフにしたコテージ「風ノ庵^{かぜのいおり}」三棟を配置しています。

キャンプフィールドでは、九州最大級となります百六十サイトを北口エリアと西口エリアに整備しています。北口エリアには、脊振山を望む開放感あふれるフリーサイトや電源つきサイト、西口エリアは、遺跡を眺められる歴史と自然が融合したフリーサイトとなっております。

これらの施設は、佐賀の歴史、豊かな自然、本物の食材とスノーピークのデザイン^{デザイン}の力が融合した唯一無二の価値を体感できるものとなっております。今回の開業をきっかけに、さらに多くの方に公園や遺跡のすばらしさを知っていただけるものと考えております。

以上でございます。

○八谷委員Ⅱ今説明をいただきました。その中で、北口キャビン六棟、コテージ三棟、それから、百六十サイトのキャンプ、これで入る人数にもよりまずけど、全体のキャパとして、全体では何人ぐらいが最大泊まれることになりますか。言ってなかったけど分かりますか。

○小寺まちづくり課長Ⅱ宿泊の人数という設定までは、まだ具体的に設定されていないというところございまして、先ほど御答弁させていただいたとおり、百六十サイトのキャンプフィールドと、あと、宿泊施設がそれぞれ北口に六棟と西口に三棟ということで、今施設の配置ということになっているところがございます。

以上でございます。

○八谷委員Ⅱ八百人から千人というところかな。

これで、開業を機に、地元神崎市、吉野ヶ里町は非常に期待をされておられます。特に商工会の皆さんにとっては、特産品のPR、あるいは地域への周遊、そして、滞在していただいて、町なかへ出ていただきたいというのが地域の皆さんの思いでございますので、そういった特産品のPRなり地域の周遊を促すための施策はどういった方策を取られますか。

○小寺まちづくり課長Ⅱ今回の取組におきましては、これから公園に訪れるたくさんの方が公園だけの利用で完結するのではなくて、周辺のエリアにも周遊いただき、地域への波及効果を高めていくことも大事であると考えております。民間事業者や地元の神崎市、吉野ヶ里町などと連携を図りながら取組を進めているところでございます。

西口エリアの交流拠点施設に設けます「野と歴史をつなぐライブラリー」には、吉野ヶ里歴史公園そのものや、その周辺観光スポットを楽しめる情報カード「風土図鑑」を展示しまして、訪れる人がより深く地域や歴史、野遊びのことを体感できる仕掛けを用意することとしています。

また、ローカルブランド「SAGA COLLECTIVE」のブースには、地元の神埼そうめんをはじめとして、佐賀のりや佐賀のお酒など、多様な佐賀の名品が取りそろえられる予定となっております。

このほか、佐賀県、神崎市、吉野ヶ里町で構成されます佐賀県吉野ヶ里歴史公園地域連携促進事業協議会では、吉野ヶ里遺跡の魅力や地元特産品、周辺観光スポットなど、地域資源のすばらしさを伝え、周遊を促すためのプロモーションですとか、公園内外への周遊の促進、地元特産品を生かした企画などにも取り組んでおります。

また、地域の神崎市や吉野ヶ里町でも、商工・観光団体と連携して、地域に

多くの方が周遊できる仕掛けづくりや地元産品の販売促進、魅力発信などについて検討されております。

開業後もこの吉野ヶ里歴史公園を拠点に、神崎・吉野ヶ里エリアが持つ、多彩で、ここ에서만味わうことができない地域資源を多くの方に周遊してもらい、様々な形で地域全体に効果が波及していきますように、この協議会を中心に、神崎市、吉野ヶ里町、民間の事業者、地域の方々と連携しまして、引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○八谷委員Ⅱ昨日見させていただいて、非常に景色のいい感じで、天気もよかったから、非常に広い青い空の下にやぐらが見えたりとか、非常にいい景色でしたので、ぜひともPRをしつかりして、多くの皆さんに会場に来ていただくようによりよく取組をお願いしたいことと、一つには、入場無料で入場された方々をいかに有効に公園のほうへ、入園料を払っていただくような仕掛け、これもやっぱりこれから大事だと思しますので、そこら辺はしっかりと対応をよろしくお願いをいたします。

二つ目の問題として、先ほどありました、今継続的に実施をされておりますけども、「謎のエリア」と隣接する区域の発掘調査でございます。

先月発表されました。邪馬台国の卑弥呼の墓説ということでございました。

奈良県桜井市の箸墓古墳で渡り土堤が発掘されたとの報道がございました。邪馬台国は吉野ヶ里が最有力と考えておる私としては気が気でない報道でございました。ただ、テレビ報道で見ると、桜井市の方々も、これが出たから邪馬台国とは直接にはなりませんということを発言されている方がやっぱりありました。そこはまだまだこれからだろうと思えますけども、九州説を何とかしっかりとよりよくお願いしたいと思います。今、佐賀県の取組は発掘調査だけにとどまらず、現地説明会の取組や各種啓発普及を併せて実施されております。

して、さきの連休中の特別公開には、東京など遠方からを含む千六百人を超える来場者があったと聞いております。このような取組は、「スノーピーク グラウンズ 吉野ヶ里」開設以降も来場者アップにつながる取組となると思います。

そこで、「謎のエリア」の発掘調査についてお尋ねをいたします。令和七年度の発掘調査、今行われる調査ではどのような成果があったのかお尋ねをいたします。

○古川文化財保護・活用室長Ⅱ委員の皆様には昨日、発掘調査現場を視察いただきありがとうございます。

令和七年度の「謎のエリア」と、その西側、隣接地の発掘調査では、全国的に話題となった石蓋に線刻を持つ石棺墓が周囲に溝を巡らせた、いわゆる方形周溝墓であること、また、そのすぐ隣接の地点にも邪馬台国時代の方形周溝墓が複数確認されたことが大きな成果として挙げられます。

吉野ヶ里遺跡では、邪馬台国時代の有力者の墓が見つかっていないということが課題とされています。今回、石棺墓がより手の込んだ方形周溝墓であること、その方形周溝墓が同じ区域に複数確認されたことなどから、被葬者が当時の吉野ヶ里集落に住んでいた有力者である可能性がさらに高まったと考えております。「謎のエリア」と西側隣接地の発掘調査は来年度いっぱい継続をし、新たに発見された方形周溝墓に石棺墓などの埋葬施設があるかなどを確認していく予定としております。

以上です。

○八谷委員Ⅱこの調査の成果、これはどのような形で公開をし、遺跡の活用に取り組んでいくのかお尋ねいたします。

○古川文化財保護・活用室長Ⅱ昨年九月から実施している発掘調査の成果については、先月の二十一日から二十三日の三連休に調査員が解説する現地説明会を含む特別公開という形で実施いたしました。歴史公園の閑散期にもかかわら

ず、延べ千六百二十六名もの方々に参加いただき、遺跡に関する関心の高さを改めて実感したところでございます。

また、特別公開では、吉野ヶ里遺跡の魅力を知ってもらうイベント、「吉野ヶ里遺跡はつけんフェスタ2026」を同時に開催いたしました。このイベントの一つとして、吉野ヶ里遺跡を学ぶクイズラリーを実施いたしました。「スノーピーク グラウンズ 吉野ヶ里」が三月に開設することを見据え、公園の西口側にもクイズスポットを展開したり、発掘現場をクイズポイントに入れたりするなどの工夫をした結果、多くの親子連れが遺跡エリア、発掘調査現場に訪れました。イベントには、佐賀、福岡両県からの来園者を中心に、東京、北海道、さらには韓国からの方も参加するなど、非常ににぎわったところでございます。以上です。

○八谷委員Ⅱそういった遺跡の活用に取り組んでおられることはすばらしいことだと思います。

そうした動きがある一方で、歴史的価値が高いとされており有柄銅剣やガラス製の管玉、重要文化財に指定されている出土品が県立博物館に保存、収蔵され、公園来場者に見ていただけないという現状が大変残念でなかったことから、昨年の九月議会において一般質問をいたしましたところでございます。そこで知事からは、出土品を含む県内所蔵施設の検討について、前向きな返答をいただきました。

そこで、この吉野ヶ里歴史公園の三つ目の大きな動きとして、新年度、「魅せる収蔵庫」の整備検討のための予算を計上されていることを最大限に評価したいと思います。この収蔵施設整備の動きは、手弁当で発掘調査に携わられまして七田忠昭先生をはじめ、また、当時の吉野ヶ里遺跡の発掘調査の陣頭に立ち、吉野ヶ里遺跡の国営歴史公園化を共に目指した当時の高島忠平課長らと共に私も県職員の頃から様々な形で関与してきましたので、感慨深いものがあります。

「魅せる収蔵庫」につきましては、様々な検討をこれから加えられていくと思えますけれども、知事は東京大学総合研究博物館と連携し、博物館が持つ高度な専門知識や収蔵展示のノウハウ等を生かした基本構想、基本計画を策定すると記者会見で表明されております。

私もこの東京大学の博物館を見させていただきました。非常に落ち着いた感じで、いわゆる博物館、博物館ということじゃなくて、まさに「魅せる収蔵庫」と資料にあります。そういった意味では、出土品が分散することなく収蔵できるこの遺跡の景観にマッチした施設だということで、今の東大の部分じゃありませんけれども、考えます。

そこでまず、「魅せる収蔵庫」のコンセプトについてお尋ねをいたします。

来年度、令和八年度の当初予算で基本構想と基本計画の策定を行うとなっておりますけれども、具体的には何を行うのかお尋ねをいたします。

○古川文化財保護・活用室長Ⅱ新たな収蔵施設は、圧倒的な量の本物の出土品を収蔵したままの状態で展示し、来場者を魅了する「魅せる収蔵庫」をコンセプトにし、収蔵庫そのものが輝く形で整備していきたいと考えております。

まず、基本構想では、施設の基本理念の決定と課題の抽出を行います。また、基本計画では、施設整備の基本方針、施設の規模や構造、スケジュール、概算事業費と財源計画、管理運営計画などを検討してまいります。

以上です。

○八谷委員Ⅱ前も言われておりました収蔵庫といいますが、文化財の部分が五万点、吉野ヶ里だけで二万点と言われておりますので、それについて体系的、系列的にしっかり見せる収蔵庫ができるものと期待をしております。

現在、この「魅せる収蔵庫」について、設置場所や規模、面積はどう考えておられるのか。さきの説明では、以前から要望が出されておりました今の吉野ヶ里歴史公園管理センターの北側のようにありますけれども、あそこだと

ちょっと周辺とマッチしないので、周辺整備をしっかりとあそこ場合はしていただきたいと思えますので、その点、どうでしょうか。

○古川文化財保護・活用室長Ⅱ施設の設置場所については、吉野ヶ里歴史公園の来園者にとって最も利便性がよく、来園者増に寄与すると見られる吉野ヶ里公園管理センター北側の現在県有地が最適と考えております。施設の機能や面積については、令和八年度に策定する基本構想、基本計画の中で整理、検討して決定してまいります。

以上です。

○八谷委員Ⅱ先ほども言ったように、設置場所については吉野ヶ里歴史公園管理センター北側、県有地の予定のようですが、今のままでは景観が非常にあれですので、施設規模と併せて景観のほうについての検討もよろしくお願いいたします。

それで、この「魅せる収蔵庫」の検討を進めていくに当たっては、先ほども申し上げました東京大学総合研究博物館と連携をするということでございまして、どのような形で連携されるのかお尋ねいたします。

○古川文化財保護・活用室長Ⅱ東京大学総合研究博物館は、自らの博物館の収蔵品を保管したまま見せる収蔵展示の取組を実践、研究している機関でございます。東大博物館はこれまで、長野市とか福島県榊葉町歴史資料館などと連携し、収蔵展示に係るアドバイスや支援を行った実績を持たれています。

東大博物館が持つそうした収蔵展示のノウハウや高度な専門知識、設備、研究力を「魅せる収蔵庫」に生かし、収蔵したままを見せる日本に例のない新たな収蔵庫の在り方を創造してまいります。連携に当たっては、東大博物館と県とで連携協定を締結する予定としております。

この取組は、収蔵問題を抱える他の自治体のモデルとなるものであり、佐賀から「魅せる収蔵庫」の取組を発信していきたいと考えております。

以上です。

○八谷委員Ⅱこの東大の博物館と、それから、韓国のほうも私はちょっと見させていただきました。非常に落ち着いた感じのものができておりましたので、ぜひ検討をよろしくお願いしたいと思います。

それから最後に、局長にお尋ねをいたします。

昨年七月に着任されてまだ日が浅いわけでございますけれども、この「魅せる収蔵庫」に対する思いについてお伺いをいたします。

○丸尾文化・観光局長Ⅱ委員から、昨年七月に着任して以来、この「魅せる収蔵庫」という大きな動きについての意気込みということで御質問をいただきました。

私から改めてではございますけれども、吉野ヶ里遺跡につきましては、国内最大規模の弥生時代の環濠集落として知られておりまして、ムラの始まりから古代国家形成に至る過程が一つの遺跡で判明するという学術的価値が極めて高い遺跡ということで国の特別史跡に指定されているということでございます。

また、歴史公園のほうでございますが、こちらについては、竪穴住居や物見櫓などが実寸大で復元されているなど、年間約七十万人を超える集客を誇っており、佐賀県の中でも有数の観光地であるというふうに認識してございます。

私ごとながら、着任して子供が小さいわけでございますけれども、先ほど石井委員のほうからありました、移住者の目から見ても子供を西口の遊具の広場のほうに連れていく週末が多くなってきたでございます。そこで遊ばせると、もちろん物見櫓などをモチーフとした遊具等に子供たちがどんどん吸い込まれていくわけでございますけれども、ふと見上げると、歴史公園のすばらしい再現展示といえますか、物見櫓、そういったものを遠目に見ながらいうことで、非常に佐賀で生まれ育つ子供たちというのは幸せだなというふうに常々思ったところでございます。

情報発信には課題が、まだまだ伸び代があるかなというところも感じたところでございましたので、そちらもじっくり今後、観光面でも取り組んでいければというふうには思っております。

一方で、委員からも御指摘がありましたように、有柄細型銅剣、ガラス管玉、これはいずれも国の重要文化財ということで指定されているものでございますけれども、現地で見ることはできません。また、多くの出土品が実は出ているんだと。昨日も現地視察で見ていただいたときに出土品が埋まっておりますけれども、ああいったものがコンテナで何万箱にも及ぶものであるという事実、こういったことは意外と県民の皆様であつても御存じない方が多いのではないかなというふうに思っております。

足元を見ますと、今、県内四カ所に分散している出土品の収蔵庫の状況、こちらの老朽化も著しいということ、容量も限界を迎えているというところもございまして、その喫緊の課題にしっかりと対応していくためにも、この「魅せる収蔵庫」を現地に整備するということについて、具体的に検討を進めていくことは大変重要なことであると私認識してございます。基本構想ですとか計画策定に当たっては、先ほど室長からも御答弁させていただきましたとおり、東京大学の総合研究博物館と連携をしまして、収蔵庫そのものを輝ける施設として仕上げていきたいというふうに考えてございます。

「魅せる収蔵庫」の整備に関して、もちろん財政上の制約はあるというところではございますが、中途半端なものとはせず、吉野ヶ里遺跡の出土品の価値であるとか、佐賀県の宝を生かすにふさわしい施設、国内外からの来場者の皆様に魅了してやまない施設ということで、しっかりと目指してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○八谷委員Ⅱやっぱり局長就任後の初めてということで、しっかりと取り組ん

でいただきたいと思います。

昨日も現地で見させていただいたときに、弥生後期から古墳時代までの話がございました。平成八年、方形周溝墓の話が出て、新たにその周辺から、本当に日吉神社の小高い丘の向こうのところから新たなものが出ることを期待しております。平成二年の発掘のフィーバー以来、本当に吉野ヶ里が、全国の皆さんに佐賀から来ました、吉野ヶ里から来ましたと言っただけで全部分かってもらう平成二年の状況でした。そういった意味で、クニの発祥の地と言われておる吉野ヶ里を何とか盛り上げていって、歴史的なものと、また新しい「スノーピーク グラウンズ吉野ヶ里」の取組と併せながら、しっかりと取り組んでいたきたいと思います。

○富田委員長Ⅱ 暫時休憩いたします。十三時十分をめどに委員会を再開いたします。

午後零時三分 休憩

午後一時十分 開議

○古賀和浩副委員長Ⅱ委員会を再開します。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○野田委員Ⅱ改めまして皆さんこんにちは。県民ネットワークの野田でございます。本日は三項目質問させていただきます。早速質問に入らせていただきます。最後というのはなかなか時間があるようで、実は時間を一番気にせんとかぬような立場でもありますので、非常に複雑な立場でもあります。

では、質問させていただきます。

まず問いの一、「SAGA2024」そのあとについてであります。

一昨年開催された「SAGA2024」国スポ・全障スポは、スポーツの力で人づくり、地域づくりを進めるSAGAスポーツピラミッド構想に取り組む佐賀県にとって大きな跳躍点となったと思います。

アスリートの育成という観点では、県内中高生の育成が進むとともに、県外からも多くのアスリートが佐賀に根付き、チームSSPのメンバーとしても力を発揮していただきました。

また、地域の活性という観点では、「SAGA2024」でそれぞれの競技を担当する市町で市町独自のおもてなしや、競技を盛り上げるための取組がなされ、佐賀県全体がスポーツを中心に大いに盛り上がったと思っております。

さらに、スポーツを「する」だけでなく、「観る」、「支える」など、多くの県民の方がそれぞれの形でスポーツに楽しむ姿が見られ、スポーツには人や地域を元気にする力があるということを実感できる素晴らしい大会であったと思います。

この「SAGA2024」で高まった機運を継続していったほしいと考えますが、地元の多久を見ると、スポーツを生かした地域活性の取組についてはまだまだと感じる部分もあります。「SAGA2024」を契機に多久高校に整

備された「九州クライミングベースSAGA」は、日本オリンピック委員会の認定強化センターにも認定された施設であり、国際大会にも対応できる素晴らしい施設であります。この会場を開会式するとき、開会式というか、一番初めのときには、本当にクライミング協会の会長さんが世界を目指すアスリートがここに来て練習を行うんです、そして、闊歩するんですという、こういう言葉を聞くと、本当にしびれるわけですね。ぜひそうであってほしいというですね。昨年も多久高校でクライミングをしたいと県外から二名の生徒が入学したと聞き、今後もクライミングの聖地として施設のさらなる活用を期待し、夢膨らむところであります。

その「九州クライミングベースSAGA」で、先日、スポーツクライミングのスピード種目の日本一を競う「スピードジャパンカップ2026」が開催されました。このジャパンカップは全国から日本のトップクライマーたちが集う大会であり、地元の多久市においては、全国から集まる選手たちへ歓迎の意を示す横断幕を掲出するなど、大会が開催される地元としてもっと盛り上がりを見せてはしかなかったのですが、そのような姿は見られなく、寂しい雰囲気でありました。私としては、「SAGA2024」そのあとは、スポーツによって地域がさらに盛り上がるよう、県と市町の連携やスポーツを「観る」、「支える」文化などの土壌がもっと広がってほしいと切に願うところであります。

そこで、次の点について伺いいたします。

まず、アスリートの育成についてであります。

一番目、スポーツメンターの状況について伺いいたします。

「SAGA2024」で「Team SSP」として活躍したスポーツメンターの現状についてどうなっているのか伺いいたします。

○尾鷲アスリート育成支援チームリーダーⅡスポーツメンターは、「SAGA2024」が開催された令和六年度に八十名が在籍していました。このうち十

六名が競技を引退され、これを除く六十四名のうち、八七・五％に当たる五十
六名の方が今年度も佐賀に残り活動を継続しているところです。

スポーツメンターは、自身が現役アスリートとして競技力を高め、「Team
SSP」として各種大会で活躍する一方、学校部活動や地域クラブにおいて中
高生の指導も行っています。

御紹介いただきましたスポーツクライミングについても、現在、男女一人ず
つ二名のスポーツメンターが多久高校の「九州クライミングベースSAGA」
で自身の練習をしながら、高校生や地域クラブの子供たちへの指導も行ってい
ます。

以上です。

○野田委員Ⅱありがとうございます。六十四名の方が残られたんですね。そし
て、五十六名が活躍なさっているんですね。本当にたくさんの方が残ってい
ただいているなというふうに感じました。

それでは、社会人アスリートに対する就職支援についてお尋ねいたします。

社会人アスリートに対する就職支援についてですが、「SAGA2024」以
降の取組状況はどうなっているのかお伺いいたします。

○田久保SAGAスポーツピラミッド推進チームリーダーⅡ県では、社会人ア
スリートの就職支援として、アスリート・指導者の採用希望する企業と県内
での就職を希望するアスリートを県自らマッチングする「SSPアスリートジョ
ブサポ」に取り組んでおります。

企業とアスリートの双方から希望する労働条件や練習への支援内容、給料と
か、勤務時間、例えば、午前中勤務して午後は練習するとか、もしくはフルタ
イムで勤務が可能かどうかとか、あと、試合や合宿などの遠征の取り扱い、こ
れを出張扱いにするかどうかとか、そういった条件や支援内容について丁寧
に聞き取りを行った上で、アスリートにとって望ましい環境での就職をサポート

しております。これまでの実績といたしましては、スタートした令和元年から
令和二年二月までに、(259頁で訂正)延べ二十五社、百二十二件の就職に結び結
びついております。

委員お尋ねの「SAGA2024」以降の取組について申し上げますと、ま
ず、アスリートや指導者の採用を希望するジョブサポエントリー企業は、「SA
GA2024」以降にも三十一社増加いたしましたして、現在百三十社に達してお
ります。

また、企業とアスリートの採用に結びついた件数も、「SAGA2024」以
降十六件成立しております。例えば、スポーツメンターでは、ソフトボールの
選手がミゾタへ、レスリングの選手が松尾建設へと就職しております。メン
ター以外にもトライアスロンやクレール射撃の選手などが県内企業に就職をして
おります。

このように、「SAGA2024」を契機として佐賀に來た社会人アスリート
が、県内企業のサポートの下、佐賀に根づき、仕事と競技を両立し、活動して
いるところでございます。

以上でございます。

○野田委員Ⅱありがとうございます。お伺いして、本当に寄り添って頑張っ
ていただいているなというふうに正直思いました。ありがとうございます。

それでは、高校生アスリートのスカウトについてです。

県外から佐賀に來て頑張っている高校生アスリートも多くいると伺っていま
す。学生に対するスカウトはどのようになっているのかお伺いいたします。

○尾鷲アスリート育成支援チームリーダーⅡ委員がおっしゃるとおり、県内高
校の様々な部活動におきまして、特に強豪校であるほど県外からも多くの高校
生アスリートが來て頑張っています。

こうした県外の生徒につきましては、部活動の指導者が中学生の大会を視察

しまして情報収集をしたり、または指導者の下に全国の卒業生や競技関係者など様々なネットワークから優秀な生徒の情報が入ってくるというふうに聞いております。そして、指導者から当該生徒に打診をしまして関心を示された場合に、佐賀の練習環境や指導体制について詳しい説明を行っており、その後、実際に部活動の様子を見たいということで見学に来られる場合も多いです。説明の際には、部活動に関することだけではなくて、学校生活や住まい、食事などの日常生活に関することについても丁寧に説明をしています。

その一方で、例えば、鳥栖工業高校レスリング部や佐賀工業高校のラグビー部、佐賀東高校サッカー部のように、全国大会で実績がある強豪校にもなりますと、相手のほうから門をたたいてくるということです。このように、県外の生徒が佐賀で頑張りたいと自ら選んでくる県内高校がますます増えることを期待しております。

以上です。

○野田委員 県外のアスリートがますます佐賀に来て頑張っていたいてという、非常にそこに共感するわけでありですけども、また、それであつたからこそ「SAGA2024」そのあとにというものが本当に息づいているなというふうに感じます。

それでは、高校生の県内流入を後押しする取組について伺いいたします。地域活性化のためにも県外から多くの学生に県内の高校へ進学してもらいたいと思うところでありますが、高校生アスリートの県内流入を後押しするための取組について伺いいたします。

○田久保SAGAスポーツピラミッド推進チームリーダー 高校生の県内流入を後押しする取組の御答弁の前に、すみません、私が先ほど社会人アスリートに対する就職支援の実績のところで、スタートした令和元年から令和八年二月を、令和二年二月と申し上げましたようで申し訳ございませんでした。令和八

年二月までに延べ二十五社、百二十二件の就職に結びついております。訂正させていただきます。

高校生の県内流入を後押しする取組ですけれども、まず、SSPホープアスリートの認定制度がございます。

これは全国大会で八位入賞程度の実力を持つ中高生アスリートをSSPホープアスリートとして認定し、活動費等として支援金を給付している制度でございます。この支援金につきまして、県内アスリートは年間二十万円の支援金のところを県外出身のアスリートに対しては、御家庭の負担もございますので、年間三十万円の資金を給付するなど、県外のアスリートが県内の高校に進学しやすくなるような取組を進めております。

その上で、本県には県立高校に寮がないため、県外の優秀な高校生アスリートをもっと呼び込みたいけれども難しいなど、指導者の方から寮整備を求める声が寄せられたことから、民間企業の社宅などを改修し、令和四年から、佐賀市、鳥栖市、太良町の県内三カ所にアスリート寮を整備し、運営をしているところでございます。

このうち佐賀市のアスリート寮では、高校が集中していることから、入居のニーズが高く、特に女子で顕著な傾向がございます。このため、今議会に急遽、職員宿舎を活用し、佐賀市内に女子生徒向けのアスリート寮を整備するための予算を提案させていただいているところでございます。

一方で、定員の都合等でアスリート寮に入居できない場合ですとか、指導者が生活面も含め自ら世話をしたい、面倒を見たいという場合は、競技団体等が民間アパートを借り上げて住まいを確保されているところですが、その借り上げ経費に対して支援するなど、高校生アスリートの受け入れを支援しているところでございます。

以上でございます。

○野田委員Ⅱ民間のほうにも御支援をいただいているということでした。

こういったことに関してお尋ねですけど、例えば、私の場合だったら多久なんでしょうけども、そういった多久の「SAGA2024」に関わられた方々もそういった支援制度を県が実行されているんだ、あるいはそういったものがあるんだというのは、県内全体に情報的には行き渡っているかどうかお尋ねです。

○田久保SAGAスポーツピラミッド推進チームリーダーⅡこうした支援制度につきましては、スポーツ協会等を通じて、まずは競技団体等にお知らせをしております。こういう支援制度について活用見込みがないかどうかとか、そういう制度については周知をしているところでございます。

○野田委員Ⅱ分かりました。

次は、アスリート寮のさらなる整備についてということで絡めてというふうに通っているところでありますが、県は、今議会に先ほど言われましたように、今度は佐賀市で女子のアスリート寮を整備する予算を計上されておられます。地元多久高校へも県外からクライミングを目的に入学する生徒さんがあるなど、佐賀市内だけでなく、寮のニーズがあるというふうに通っているところであります。さらなるアスリート寮の整備についてどうお考えなのかお尋ねいたします。

県内にいろんな箇所です「SAGA2024」がありました。その分やっぱり、いや、自分のところはそこまでしきらんとか、いろんな思いもあるところもあるというふうにも私を感じているところなんです。非常にここは大事な部分だと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○田久保SAGAスポーツピラミッド推進チームリーダーⅡアスリート寮につきましては、既存の三カ所以外の地域におきましても、指導者の方などから寮の整備を求める声がございますことから、高校の近くで利活用できる物件がないかどうか調査し、現在検討を進めているところでございます。

この寮の整備につきましては、市町やSSP構想に賛同していただける企業や団体などとも連携いたしましたして、整備を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○野田委員Ⅱ今まで伺ったアスリート支援の内容に付け加えて、さらなる住まい関係というところの整備に関することに関してもぜひお力添えをいただければというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは大きな二番、スポーツを「支える」、「観る」文化の醸成について伺います。

まず、スポーツを「支える」取組についてであります。

「SAGA2024」では、スポーツを「する」人のみでなく、多くの県民が「観る」、「支える」と、それぞれのスタイルで関わり、佐賀らしい温かい大会へと変わったと思っています。「SAGA2024」後も、スポーツを「支える」文化を広めるため、県はどのような取組を行っているのか伺いたします。

○田久保SAGAスポーツピラミッド推進チームリーダーⅡ「SAGA2024」は五十年に一度の大会で、県内全市町が会場となった特別な大会で、多くの県民の方々に、スポーツは「する」だけでなく、「観る」、「支える」という自分なりのスタイルでスポーツに関わるきっかけになった大会だと思っております。

スポーツを「支える」取組といたしましては、企業、団体における、先ほど申しましたように選手、指導者の雇用、就職ですとか、あと寄附、大会の規模に応じた大会運営ボランティアなど、様々な関わり方がございます。

県といたしましては、SSP構想に賛同していただく企業、団体を増やし、選手指導者の雇用や寄附を募っていますほか、「SAGA2024」で活躍いただいたサガンティアの方々に「SAGAパラスポ2025」でも活動していた

だくなど、「SAGA2024」以降もスポーツを「支える」取組を進めております。

さらに、競技会の会場に地元特産品の販売ブースやキッチンカーなどを出店いただくことで、競技会がにぎわい、盛り上がることも「支える」取組となりますので、地元の商工団体等に働きかけるなど、「支える」文化の広がりに向けて取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○野田委員Ⅱ本場に私たちが一見して見えない部分で頑張っているというのを強く感じました。ありがとうございます。

次に、スポーツを「観る」文化の広がりに対する県の認識についてであります。

スポーツを「観る」文化が広がることも、アスリートを勇気づけさせることにつながると考えております。県内におけるスポーツを「観る」文化の広がりについて、県はどのように認識されているのか伺いいたします。

○田久保SAGAスポーツピラミッド推進チームリーダーⅡSAGAアリーナの整備や県内プロスポーツチームの活躍によって、多くの県民の方々がスポーツ観戦に足を運ぶようになり、スポーツを「観る」文化は広がっていると認識しております。

実際にSAGAアリーナにおける佐賀ブルーナースの平均入場者数は、二〇二四年で五千百十一人、二〇二五年は、今日時点で五千六百七十八人と増加しております。

また、久光スプリングスの平均入場者数も、二〇二四年は二千二百四十人、二〇二五年は今日時点で三千二百五十六人と増加しております。

また、SAGAアクアでは、競泳のカナダ代表が世界水泳の事前キャンプとして合宿を行った際の公開練習に一千二百人の観客の方が来場されました。

SAGAスタジアムにおいても、北米諸国の陸上代表チームが世界陸上の事前キャンプを行った際の公開練習に八百人の観客の方が集まりました。

世界で活躍する選手の姿を間近で見ても楽しむ方や、その後のサイン会や選手との交流を楽しむ方など、様々な楽しみ方をされている様子が見られました。

こうして、スポーツ観戦に加えてスポーツ選手との交流など、様々な楽しみ方が広がっていると思っております。

以上でございます。

○野田委員Ⅱ今まで佐賀市、佐賀県内で見えなかった、あるいは全くそういったシーンがなかった分が、こうやって皆さんの計画というか、予定というか、そういった下にだんだん県民に知れて、そして、広がっているという状況が今の数字にも出てきているんじゃないかなというふうに思いました。年々、認識をされて広がっていく、これからも多分広がっていくんじゃないかというふうに感じた次第です。

それでは、スポーツを「観る」文化の醸成について伺いいたします。

こうやって非常に盛り上がりつつあるというふうなことを念頭に、先日、観戦したスポーツクライミングの大会では、大会のレベルに比べて観客数が少なく、スポーツを「観る」文化の定着は、私は残念ながらもまだまだと感じたところです。

「SAGA2024」で整備した施設の活用も含め、スポーツを「観る」文化の醸成として、どのように今後取り組んでいかれるのか伺いいたします。

○田久保SAGAスポーツピラミッド推進チームリーダーⅡ委員から御紹介のありましたスポーツクライミングの大会について申し上げますと、「観る」人をいかに増やすかというのは、まずその競技のルールなどを知らない人が観て、いかに楽しむことができるかがポイントかと思っております。

スポーツクライミングは、サッカーや野球、バレー、バスケットなどのメジャー

な競技とは異なり、まだその競技そのものですか、ルールがなかなかなじみが薄く、知られていないのが現状ではないかというふうに認識しております。

そうした中で、競技のルールを知らない人が観戦して楽しんでいただくためには、実況や解説などでその競技のルールや選手などを知って興味を持ってもらえるかが重要かと思えます。こうした点も踏まえまして、主催者や競技団体と連携し、楽しみながらスポーツ観戦ができる仕掛けを工夫してまいりたいというふうに考えております。

なお、クライミングの大会は、ほかの選手に登り方などの戦術が知られてはいけないという競技の特性がございますので、なかなか会場での実況、解説というのはいけませんけれども、競技ルールを記載したチラシを配布したりですとか、あと大会に付随して競技体験会を実施したり、またキッチンカーによる飲食を提供したりですとか、こうした取組を競技団体や商工団体等と連携して盛り上げに努めておりまして、引き続き工夫してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○野田委員Ⅱこの間のスピードの会場は前日が雨で、日曜日は非常にいい天気です、これは絶対多かばいというふうに私も期待して行っただんですが、残念ながら寒いのはあったんですけどね。ところが、確かにスピードという塀を速く登る――塀じゃないですね、壁を速く登る競技であったので、ほかの競技がなかったのも、選手自体も二十四名だったですかね、そういった意味では少なかったんですけども、会場、クライミング施設の表のほうに行ったら、殊のほかちょっと人が少なかったのに私はちよつとびっくりしたんですね。

そういった意味で、何といいますか、確かに音響と解説関係も非常にリズムカルがあって、雰囲気はいいんですよね。でも残念なことに、それを見に行こうという人たちが少なかったというところに、本当に「観る」文化、あるいは

多久であれば私たちもそうなんでしょうけど、多久であるんだからという「育てる」文化というところがちよつと残念ながらここをもっと頑張っていかなばいかぬよねと私自身も思った次第なんですね。

そういった意味で、やっぱり各市町にある競技場、あるいはそれぞれに特化した競技、こういったところは地域も頑張らんばいかぬというふうに感じている次第です。本当にこうやってお話を伺いすると、皆さんの熱意と行動というのはいずれにしろというふうに思うからこそ、もっと地元は頑張らんばよねというふうに思います。

それでは「SAGA2024」後の市町との連携について伺いいたします。

まず、「SAGA2024」後の市町の状況についてであります。

「SAGA2024」後も、県はスポーツに力を入れております。先ほどいろいろと御答弁いただいたとおりです。市町の間では、力を入れている市町と、そうでない市町の温度差を感じることがあります。

そこで、「SAGA2024」後の県内市町におけるスポーツを生かした取組の状況について伺いいたします。

○日野SSP総括監Ⅱ市町における「SAGA2024」以降のいろんな取組について、幾つか事例を申し上げたいと思います。

まず、白石町でございますけれども、こちらは町の中にあつた中学校が統廃合になった関係で、中学校の体育館を改修して体操の専用場にしました。その体操の専用場を生かして民間事業者をそこに呼び込みまして、体操を軸として、町民の健康づくりに取り組んだりとか、あるいは県外の大学の体操部の合宿誘致というものに非常に積極的に取り組んでおります。

それから、武雄市でございますけれども、武雄市はちよつと切り口がスポーツと健康という切り口で新しいプロジェクトを出しております。

なかなかスポーツをする習慣が社会人に根づいていないとよく言われるわけ

なんですけれども、そこを何とかしたいということと健康増進、市民の健康を高めたいという思いから、ソフト事業なんですけれども、三年ほどみんなで検討して、例えば、武雄市のクリニックに通院した人に対して、あなたはもうちょっとこういうスポーツをしたほうが、例えば、血圧が下がりますよとか、そういったことを医者がちゃんと提案するんだと。そして、それは武雄市内の中にあるジムとか、そういったところできちんとトレーニングできるように、運動できるようにするんだみたいなことをちょっと考えようじゃないかということ、数年かけてそういう仕組みをつくろうじゃないかというプロジェクトをスタートさせております。

それから、唐津市や伊万里市といったところでは、唐津ですとセーリング、これがもう御当地スポーツとして根づいているわけです。それから、伊万里市ですとホッケーというものが長年行われておりますけれども、唐津市や伊万里市におきましては、市が主宰となって小学生向けの体験会のようなものを定期的に開催して、その後、それぞれ県内の競技団体がございまして、そこと連携して、市内の小中学生がセーリングだとかホッケーとかに親しめるような、競技できるような、そういう環境づくりに取り組まれているところでもございます。

また、両市におきましては、パラスポーツでSAGAパラスポを今年からスタートしたわけなんですけど、その大会運営でも、市の職員の皆さんがサポートしていただけるなど、市としてスポーツのイベントを盛り上げようという取組をいただいているところです。

それから、あと最後になりますが、基山町でございまして、基山町は「SAGA2024」のときに卓球の競技会場になりました。そういったこともあって、こちらは町長が主に中心となってというふうにお聞きしておりますけれども、町内の企業であるとか、あるいは基山町に隣接する地域の企業にも

ちょっと働きかけをして、社会人アスリート、卓球の社会人アスリートが町内で活躍できるような環境を整えようじゃないかという動きを今始めていらっしゃるということでございます。

以上、幾つかの市町の取組ということでお答えさせていただきます。

○野田委員Ⅱ ありがとうございます。先進的な事例になっていくんだろうなというふうに感じました。私も地元の担当者だった方ともお話をさせてもらったんですけども、一番やっぱり地元のこういう自発的であればもう本当にあれなんですけども、その中の意見に、今後、国スポの経緯を知っている担当者が異動することで、クライミング競技における競技団体や県と市の関わりが薄くなることを非常に懸念しておりますという、担当された方の意見なんです。やっぱり市町によっては、もうそういうスポーツに関わられないように組織を解体してそれぞれの部署に戻っているという、そういったところもあります。

多久高生が世界に誇るような実績、ヨーロッパでも優勝したりとか、いろんな実績をやっているわけですね。

ですからこそあの施設を生かすということを考えたときに、本当に寮がもう少し柔軟性があつたりとか、あるいは、それを引っ張る市町の人のよその情報も、ああこういうふうにやっていращやるのかという情報も大事なのかなというふうには感じました次第です。

では最後に、県と市町の連携について伺いたします。

県と市町とで情報交換や連携、連動が図られることで、SSP構想が目指すスポーツを生かした地域づくりが、より県内を通し一層進むと期待するところがあります。

今後、市町と連携してどのようにSSP構想を推進していくのかお伺いたします。

○日野SSP総括監Ⅱ SSP構想そのものについては、我々佐賀県だからこそそ

できるプロジェクトだと思っています。これまでもいろんな場面で市町や競技団体、それから民間企業、大学や医師会など、多くの方と連携しているんな取組を進めてまいりました。そのことは、昨年、県議会で御議決いただいたSSP構想の条例の中でも明記して、私どもも基本的な考え方というふうにさせていただいているところでございます。

そのSSP構想を進めるに当たってやっぱり大事な価値観というのが幾つかあるんだろうと思います。よく言われるように、「する」、「観る」、「支える」、「育てる」、「稼ぐ」、いろんな関わり方があるんだということも大事ですし、もう一つ、スポーツを「する」というところだけじゃなくて、ほかの政策とリンクさせる。例えば、高校生アスリートの寮の話が先ほど出ましたけども、あれも移住という側面もありますし、高校単体で見ると魅力ある学校づくりという側面もあるわけです。

社会人の就職支援につきましても、県内の企業における産業人材の確保という面もありますし、それがまたスポーツビジネスというような形で経済に結びつくというのは、そういう広がりがあるのがスポーツなんだろうというふうに思っています。

我々そういうものを価値として大事にしておりますけど、これはまさに市町における取組も一緒なんだろうと思います。

先ほど幾つかの取組を御紹介申し上げました。

武雄におきましては、スポーツと健康というものを組み合わせて展開していると。唐津や伊万里は、自分の町の中の子供に対して、ホッケーだとかセーリングという、まさに特色ある競技をさせたいという教育的な要素が多分に強いんだろうと思います。白石町の場合は、外から人を呼び込みたいと、交流人口の確保だとか、それを移住に結びつけたいというようなお話もるる伺っております。

そういうふうな形で、それぞれの市町が単にスポーツを振興するというんじゃなくて、いろんな施策や特色を生かした取組を進められておりますので、我々もそれができるだけ応援したいなと思います。

先ほど私、いろんな事例をるる申し上げたときに、多久の話はしなかったんですけど、ここからちょっと多久の話をさせていただきたいと思っています。

多久市におきましても、新年度予算で交流人口の増加というのを目的に、「九州クライミングベースSAGA」を活用したeスポーツのイベントを計画されているというふうに聞いております。私どもも担当ベースでいろいろお話が始まったというふうにも聞いておりますので、先ほども申し上げましたけど、結構、市町が一体どういう方向性でスポーツを生かそうとしているのか、そういったことからじっくり我々もお話を聞きながら、単に一過性のイベントをやるんじゃなくて、将来どういうふうにならっていくんだと。

しかも、そういったものは、結構何か一回イベントをやったら成功するものばかりではないと思いますので、まさに時間軸等、将来どういうふうな見通しを持っているかということをよくお聞きしながら、我々もお手伝いできることがあればお手伝いするということで、自発的な取組を後押ししていきたいというふうに思っています。

いずれにいたしましても、SSP構想、世界標準のスポーツ文化をつくりたいと思っています。文化というのは根づくというのにはなかなか時間がかりますけども、どういう形であれ、それぞれの市町でスポーツ文化が根づくような形で私どもも後押ししてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○野田委員 Ⅱまさにおっしゃってくださった、一過性じゃなくて、根づいていくからにはしっかりとしたコンセプトとか事前的な情報準備、こういったものがまず整わないとやっていけないというふうに思っているところです。

ただ、先ほども申し上げましたように、市町によってはもう解散してしまつて、そのときの熱意とか価値観というのがもうばらけてしまつていてというふうに私は感じているところなんです。

eスポーツというのも、伺ったときに、「えっ」というふうに一番初めに驚いたんですね。その辺は軸が違うからかもしれないけども、私は、高校生がこれからどんどんと活躍してほしいからという、県外からも来てほしいというところを一番の軸として思っていましたので、あくまでもeスポーツはeスポーツでいいと思っているんですけども、そういったところの職員さんがもうばらけて価値観の共有がない、声を発するところもなかなか難しくなつてきているという、これは時がたてばそうなっていくと思うんですね。だからこそ、いろんな市町のこのSSP構想が続く限りは、いろんな市町での情報交換会があつてもいいのかなとかちよつと感じた次第ですので、どうぞこれからも引き続きSSP構想を続けていただきたいというふうに思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、問いの二番目です。厳木多久道路の無料化について伺ひいたします。

厳木多久道路は、唐津方面から佐賀空港へのアクセス強化や笹原峠の冬季の積雪や凍結による通行規制への解消などを目的として県が設立した県道路公社による有料道路事業として整備されたと伺っております。

今回の議会で、厳木多久道路の料金徴収期間満了に伴う無料化に関する議案が複数上程されており、地元多久市の私としましては、無料化は大変喜ばしいと思つてるところです。

多久市民にとつて佐賀に通じる道路は、多久市内の病院で対応できないような緊急の場合に命綱となる、まさに命をかけた重要な道路であります。厳木多久道路の無料化は唐津―佐賀間の利便性が向上し、地元にとつてよいことであ

り、無料化までのスケジュール、手続などを改めて確認させていただきたいと思ひます。

また一方で、厳木多久道路の交通量は低迷していると聞いており、無料化に当たっては、県は、令和八年度当初予算に、未償還額の解消を行うためとして厳木多久道路償還事業費補助、五億七千万円を計上されておられます。私は大変多額な金額であると認識しているところです。県費を支出することから、交通量が低迷した経過についても確認しておくべきだと考えております。

そこで、次の点について伺ひいたします。

まず、有料道路事業についてであります。

有料道路事業とはそもそもどのようなものか伺ひいたします。

○天本道路課長Ⅱ 有料道路事業とは、道路整備に当たつて、道路公社などがその費用を国や銀行からの借入金や設立団体からの出資金によつて賄ひ、道路を早期に建設し、供用後は道路利用者から徴収する通行料金をもつてこれらの借入金等を償還していく仕組みでございます。償還完了後に無料開放することとなつておりまして、利用者負担の考え方に基づいて道路整備を行うものでございます。

以上でございます。

○野田委員Ⅱ それでは、通行料金設定方法について伺ひいたします。

厳木多久道路の通行料金はどのように決まつているのでしょうか、お尋ねいたします。

○天本道路課長Ⅱ 通行料金は、まず、有料道路を通行する場合に、現道――今の道路を通るときと比べまして燃費が向上する効果ですとか目的地まで時間が短縮される効果を金銭換算し、これを利用者の受益としてその範囲内で設定することとされております。

その前提の下に、現道から有料道路へどの程度交通がシフトするのかですと

か、交通量自体がどの程度伸びるのかといったことを勘案して計画交通量を算定します。その上で、定められた期間内に厳木多久道路の場合は三十年となっておりますけれども、その三十年の期間内に償還可能な料金水準に設定することとなります。

以上でございます。

○野田委員Ⅱ現道に対して効果を金銭的に換算するというところで、通行量とかいろいろお話をいただいたところです。

それでは、この道路の交通量について伺いいたします。計画の交通量はどのくらいだったのでしょうか、お尋ねいたします。

○天本道路課長Ⅱ計画交通量は、開通した平成八年度から令和六年度までの平均にしております。平均で一日当たり約一万二千台となっております。

以上でございます。

○野田委員Ⅱ当初はどうだったんでしょうか。

○天本道路課長Ⅱ供用開始したのが平成八年でございますけれども、平成八年の計画の交通量は約八千台です。そこから交通量の伸びを換算しまして、国の厳木バイパスとの効果もあわせて交通量の伸びを算定しております。それで、ずっと伸びて、令和六年度には約一万四千台になる計画で算定をしております。平均して一万二千台ということでございます。

○野田委員Ⅱ一万四千台、平均して一万二千台。

では、実績交通量はどうかお伺いいたします。

○天本道路課長Ⅱ厳木多久道路の実績の交通量は、これもちよつと平均でお答えいたします。

開通した平成八年度から令和六年度までの実績交通量の平均は、一日当たり約四千百台となっております。

○野田委員Ⅱ一万二千台が四千百台ですね。

では、この交通量低迷の原因について、当初計画と比べ低迷した要因は一体何なのでしょう。お尋ねいたします。

○天本道路課長Ⅱまず、厳木多久道路の当初計画は、先ほど申し上げましたように、平成八年、約三十年前のものとなっております。交通量の予測は、先ほども申し上げたとおり、一万四千台となっておりますけれども、社会情勢の変化で計画どおりには伸びていないという状況であります。これは厳木多久道路だけでなく、ほかの路線でも同様の傾向となっております。

特に、厳木多久道路の場合には、国の事業であります厳木バイパスの牧瀬インターが形状変更されたことによりまして、牧瀬インターから現道であります国道二百三号に乗り降りすることで有料区間を回避できるようになったことで、すとか、交通量増加に寄与するとされていた沿線周辺の商業・観光施設などが不調により撤退したことなど、事業着手時からの様々な情勢の変化が相対的に影響しているものと考えております。

以上でございます。

○野田委員Ⅱいろいろ理由があつたかと思えます。

それでは、この牧瀬インター形状の変更、私もよくここを通らせていただくんですけども、ここがかなり利便性がいいというか、一般的な乗り降りができるあれですけども、国施工の牧瀬インターというふうに向っています。当初、唐津方面からは降りられない構造のハーフィンターで供用されたところ、途中でフルインターへの変更がされたと同つております。この経緯はどのようなものだったのかお尋ねいたします。

○天本道路課長Ⅱお答えいたします。

国が施工した牧瀬インターは、平成二年度に道路公社が有料道路事業の許可を受ける時点におきましては、唐津方面からは降りられず、佐賀方面からは乗れないというハーフィンターとして計画をされております。それで、平成八年

に供用されております。

しかし、地元からの強い要望がございまして、平成十三年度に唐津方面、佐賀方面のどちらからも乗り降りができるフルインターとして供用開始をされました。厳木バイパス利用者の利便性を図る必要性から、地元からの強い要望に応える形でフルインター化が行われたものと考えております。

以上でございます。

○野田委員Ⅱこのときにインターに料金所をつくらうというような話は持ち上がらなかったんでしょうか、お尋ねします。

○天本道路課長Ⅱ牧瀬インターの乗り降り部分に料金所を設ければよいのではないかと委員の御質問かと思えますけれども、牧瀬センターが国施工と申し上げましたが、国の管理の区間になっておりまして、県の公社が事業をする、有料道路区間とは外れたところになります。なので、そこには料金所は設けられないということになってございます。

以上でございます。

○野田委員Ⅱその辺りが、例えば、ここにインター乗り降りができれば、みんなここで降りるんじゃないかというような、そういう意見というのは出なかったんでしょうか。

○天本道路課長Ⅱ牧瀬インターからの乗り降りが有料道路の趣旨に影響するところもあって、当初はハーフインターでの計画になっていたということとところでございます。

○野田委員Ⅱ確かに厳木のあるこの道の駅ですか、あれよりはるか——はるかじゃないですね、ちよつと佐賀寄り、多久寄りのほうまでが県の管轄で、それからこつちが国だというふうに伺ったところですけども、確かに県はそこに料金所をつくられないにしても、例えば、これはもう本当に素人考えですけど、国にはお願いできなかったんですか。

○天本道路課長Ⅱ有料道路だから料金所が設けられるのでありますので、有料道路区間以外に料金所を設けることはできないということが一つございます。

あと、そもそも厳木バイパス自体は、県が有料道路の計画をつくる以前にその区間で事業化をされていたところですよ。牧瀬インターからちよつと先のところまでは国のほうが厳木バイパスとして事業化をされていた。一方、多久側のほうも東多久バイパスというのが国のほうで事業化をされております。笹原峠を含む、今の有料道路の区間だけが、いわば中抜けの状態となっていたところで、その区間、唐津―佐賀間の通行をより効率的に早くしようということ、県の公社のほうで有料道路事業として取り組むことになったので、牧瀬インターはそもそも国の事業区間として計画されていたところだったということでございます。

○野田委員Ⅱ厳木さんからインターをつくってくださーという要望があったときに、県の公社として、流れがここで漏れてしまうんじゃないかという予測はございましたか。

○天本道路課長Ⅱ当時の資料が限られておりますので、そのときに詳しいやり取りについては分からないところではありますが、県としてもバイパス利用者の利便性を図ると、地元も含めた利便性を図るということで、その必要性からフルインター化を了承じゃないですけども、了解したというふうに考えております。

○野田委員Ⅱ確かにインフラでお金がもうかるものからじゃないというのは二の次、三の次ということで、まず利便性を優先するのは重々承知の上なんですけれども、結果としてこうやって通行量が少ないために県費を出さんといかぬという、結果的にこうなったんで、別にほじくり出して何でだ、どうだということまでのあれは持っていないんですけれども、最終的にもう少しその辺りが国と県でできなかったのかなというふうに、今回の県の出費を見て強く感じた

ところなんです。

その辺りは、そういう道路のインフラ整備ということから考えると、そうであって、残念ながら、料金所の手前で降りるという現象が起きたというのはどうしようもないというふうに私も感じています。だって、私でも唐津から来て、多久で降りらずに厳木で降りるぐらいですから、それを見ておりますと、やっぱり八割五分ぐらいは降りているんじゃないかなと思うくらいに、私は北多久ですから、降りて、笹原峠をあれたらすぐのところですから、距離からいうと、遠い近いという問題よりもそっちのほうが便利ということもあるので、分かりました。

それでは、そこで交通量低迷に対する対応についてです。

厳木多久道路の交通量が低迷する中で、通行料金の値上げについては検討されなかったのでしょうか、お尋ねいたします。

○天本道路課長Ⅱ有料道路の通行料金につきましては、先ほども御説明いたしましたように、利用者がこの道路を通行することによって得られる受益額の範囲内で、建設費の償還計画に基づいて決定をされるものでございます。

料金の値上げは、料金設定に対する利用者の理解が得られなければ、かえって利用者の減少につながるおそれがございます。厳木多久道路はもとも現道の国道二百三号からの交通量の転換が進んでいない路線であります。計画の予想どおりに、国道二百三号からバイパスへの転換が起きていないという状況で、それで予測よりも通行量が少ないということになってございます。

料金の値上げによりまして、さらに交通量が減ることも想定をされます。値上げによる収支改善は難しかったと考えております。

以上でございます。

○野田委員Ⅱ値上げの料金改善はできなかったらということでした。

確かにこれが厳木、多久じゃなくて、厳木、多久、小城、佐賀までの道路で

あれば、かなりの利便性、あるいは効果が上がるので、通行量はかなり増えたんじゃないかというふうに思う次第です。ただ、今おっしゃったように、厳木―多久間であれば、だろうなというふうに感じます。

それでは、続きまして無料化に伴う移管についてお伺いいたします。

無料化に伴い厳木多久道路は国へ、今の国道二百三号は県へ移管されるということです、どのような仕組みなのかお伺いいたします。

○天本道路課長Ⅱ移管の仕組みにつきましては、厳木多久道路は道路整備特別措置法に基づいて、国道二百三号のバイパス区間を道路公社が有料道路事業によって整備したものでございます。同法では料金徴収期間が満了した道路は、本来の管理者に帰属することとなっております。このため、厳木多久道路については、無料化後、国道二百三号の管理者である国へ移管するものでございます。

また、現道の今の国道二百三号につきましては、厳木多久道路が国に移管されて、国道二百三号のバイパスとなることで旧道区間となります。このため、国からの協議によりまして、バイパス整備に伴う旧道移管として国から県へ移管されることとなったものでございます。

以上でございます。

○野田委員Ⅱ了解しました。特別措置法によりということですね。

それでは、無料化に伴い、これもまた地元多久市に尋ねたところ、境界確認は県とさせていただきました。その後は、今のところ、何の連絡もあっておりませんということでありました。移管スケジュールはどうなっているのかお伺いいたします。

○天本道路課長Ⅱ今議会で提案しております無料化関連議案の議決後、厳木多久道路につきましては、公社の定款変更に係る道路管理者、これは厳木多久道路の場合は国となります。国の同意と国土交通大臣の認可を経て、令和八年七

月三十日の午前零時から国へ管理が移管される予定となっております。これに伴いまして、料金所や管理事務所、休憩所につきましては、無料化後、道路公社により順次撤去工事を予定しております。

また、旧道となる国道二百三号の一部、牧瀬IC入口交差点から多久原北交差点の区間につきましては、無料化と同日付で県道への編入を行う予定としています。

なお、現在、国と道路案内標識の改修や県道編入に係る具体的な事務手続きの手順等について調整を行っているところでございます。

以上でございます。

○野田委員Ⅱ今の料金所辺りのところは全て撤去する、広場も駐車場みたいながありますよね、駐車場があつたり、あるいは自動販売機コーナーみたいな。あの辺も全て撤去して従来の延長のまま幅が広がっているところは狭めて、そのまま細くなるというふうに認識してよろしいでしょうか。

○天本道路課長Ⅱ休憩所のスペースにつきましては、一般車両が通れないような措置をして、敷地についてはそのままになるものと思われます。

以上でございます。

○野田委員Ⅱ車の乗り入れはできなくなるということですね。

○天本道路課長Ⅱ今のところ、そのように聞いております。今後、公社と国とでその辺は協議をされていくものというふうに思われます。

○野田委員Ⅱ例の道路を造るときに移転された方々が、道路の休憩所よりちよつと高いところに移転された団地みたいになっているんですね。今まではそこに駐車されると音が非常にうるさいと。特に崖崩れが一回発生したときの道路工事車両が朝早く来て、まだ自分たちが目の覚める前から来ていらつしゃって、エンジンをかけた音なんかうるさいし、夜でもああいったところで大きな声を上げられたりすると困るんだと。道路の高さよりちよつと上のと

ころに、もう窓開けたらというか、すぐそこに見えるような距離なので、そういったところも一つ、そういうお話があることをお伝えさせていただきま

す。

それでは、厳木多久道路の無料化について伺いいたします。

○天本道路課長Ⅱ厳木多久道路の無料化によりまして、これまで有料区間を避

けていた車がバイパス区間を通行することで、交通の転換が起こり、唐津―佐賀間の往來の円滑化が図られ、広域的な交流に寄与するものと考えております。

ほかにも、冬の積雪や凍結により、交通の難所となっている笹原峠を回避できるため、安全性も向上するという効果もあると思っております。

また、有料道路と並走する現道の区間では、大型車両の減少が見込まれ、市街地等の交通の円滑化、また、安全性の向上が期待されます。

一方で、無料化によりまして、かなりの交通量がバイパスへ以降すると考えております。これによって、国道二〇三号の既存の店舗や道の駅厳木においては、利用者が減ることが予想されますが、現道は途中で立ち寄る休憩スポットや沿道施設をゆつくり楽しめるルートになると考えております。

例えば、道の駅厳木はバイパスを利用する方々がトイレ休憩や買い物ができる場所となることから、サービスエリアのような利用をしてもらえるように、案内の仕方や情報発信を行うなどの仕掛けを地元唐津市や多久市と連携しながら検討したいと考えております。

以上でございます。

○野田委員Ⅱ道の駅厳木は非常にお客さんが多いところでありまして。恐らくあそこに寄つてもまたすぐそこから乗れるように――乗れる、乗れないか、乗れないですね、佐賀方面にはね。乗れる。降りて、厳木、乗れましたつけ――乗

ればまた問題ないと思います。残念ながら、多久市は恐らく車量が少なくなつてどうなるんだろうという声も聞こえるところですが、まずは笹原峠の事故はかなり多いところでしたので、あそこ安全性というか、地元の方々が一番だと思ふんですけれども、その担保が確保されることは非常にいいことだと思つていますし、市内での安全性というのも、そういった意味では向上されるんじゃないかなというふうに思っています。

一つは、今の国道二〇三号に入ってくるところの信号機がかなり短うございますので、そういったところの調整というのは、今から多分、市とやっていただけたと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは今度は、無料化後の佐賀―多久間の取組について伺いいたします。

佐賀唐津道路の一部である厳木多久道路が無料化されることにより、多久佐賀道路が全線開通するとすれば、多久から佐賀までの時間短縮と利便性がさらに向上し、地域経済の構図まで変わっていくものと期待するところであります。先に述べた命をかけた道路に加え、昨年の九月常任委員会でも申し上げました小城や多久の人口流出の歯止めにも期待ができ、多久市の定住にも寄与すると考えているところです。

まだ事業者が決まっていないうちの多久佐賀道路（Ⅱ期）について、有料道路事業の活用は先ほどの答弁の中にも、有料道路即効性というようなものもありましたけれども、そういう有料道路というお話を差し上げたところ、有料道路事業の活用は採算性などの問題で難しいということでありましたけれども、国が動かないのであれば、今回の厳木多久道路のように、後に国へ譲渡できるシステムが存在するのであれば、県がⅡ期について着工を先攻し、早期開通がかなうものとも考えるところですが、佐賀を支える社会資本整備推進という観点からも、県が率先してしっかり取り組んでほしいと思います。

無料化後の多久―佐賀間の取組について、県はどのようにお考えなのかお伺

いたします。

○横尾県土整備部長Ⅱ佐賀唐津道路につきましては、有明海沿岸道路ですとか西九州自動車といった道路とともに広域幹線道路のネットワークを形成する非常に重要な道路ということで、県としてもしっかりと整備促進に取り組んでいなくてはいけないということで、整備すれば産業、観光の振興、また、委員から言われました医療の面とかの救急、災害時の輸送道路と、いろんな面で効果が高い道路だというふうに思っております。

また、厳木有料道路が無料化されるということで、さらに今、共用している区間の利用も図られるんじゃないかなというふうに思っております。

現在、多久―佐賀間のほうで、国において多久佐賀道路（Ⅰ期）、そして、県のほうで佐賀道路の整備を進めております。まずはこの点をしっかりと進めていきたいというふうに思っております。

議員のほうから、多久佐賀道路（Ⅱ期）のことのお話がありました。この区間につきましては、まだ事業者未定ということでございます。事業者につきましては、事業化されるプロセスの中で決まっていくものというふうに受けとめておりまして、この部分の区間につきましては、国道二百三号のバイパスという位置づけでもございますので、国のほうにその事業主体となるように今後もし引き続き話をしていきたいというふうに思っております。（副委員長、委員長と交代）

いずれにいたしましても、この道路の早期整備につながりますよう、まずは多久―佐賀間の今事業化している区間の整備促進に、国、県、そして地元の市町と一緒に一緒になって取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○野田委員Ⅱ佐賀多久道路、随分前にドゥイング三日目で公聴会が開かれた際に、今の平尾副知事さんが御担当でいらっしゃってございました。私は自分の息

子が窒息状態になって医大に緊急搬送していただいたんですね。だからこそ、そういった命をかけた道路ということで訴えをさせていただきました。

当時は反対の方ばかりで、集落が分断されるとか、景観が壊れるとか、そういう意見ばかりでしたけれども、私は本当に多久の市民が命をかけて医療機関に突っ走る道路だから早く造っていただきたいという切なる訴えをさせていただいたんですね。

今はもうドクターヘリもあるので、命をかけたというのは薄れたかもしれないんですけど、それでもやはりかなりの救急車は、ドクターヘリを使わなくても医大あるいは好生館に行っているところです。

ほかの県の議会でも、整備手法を変えて早くできるのであれば整備手法を変えたほうがいいんじゃないかという、そういう議論もあつて、確かにそっちに変えたほうが早くなるかもしれないという議論もあつて、確かにもつちにいったこともあわせて、とにかく唐津と佐賀の背骨というところは一日でも早く解決して開通していただければというふうに願います。

よろしくお願い申し上げます。

それでは、三番目です。山を大切にする取組についてです。

私の地元である多久市は四方を山々に囲まれており、私の表現する言葉として、隕石が落ちたような地形とっております。目線の向こうには必ず連なつた山があり、その分、身近に山を感じることができ、山の恵みによる農産物や特産物も豊富な地域であると自負いたしているところであります。

市の北部にある天山は九州百名山の一つに挙げられ、三百六十度の展望や季節季節に咲く草花が人気の佐賀県を代表する山であり、広く知られている小城側からのルートのほか、あまり知られてはおりませんが、多久側からは九州自然歩道を通るルートでも多くの方が登山を楽しんでいる名峰であります。

また、多久の西に船山・八幡岳、東には両子山がそれぞれ主峰としてそびえ

ております。

そして、市の南部にある鬼の鼻山は低山でありながら、有明海や普賢岳、六角川を見渡すことができ、山、川、海のつながりを感じられるとともに、JRの駅から近いので、アクセスもよく、いち押しの場所であります。

しかしながら、登山道には雑木が多く、景色を楽しむ場所が少ないこと、このすばらしさが地元の方々に十分知られていないことを残念に思っております。

山に親しむ場所として、環境整備されれば、より多くの方が鬼の鼻山エリアのよさを認知し、山を大切にする取組が広がっていくと思うところです。

一度この山を歩いているときに、神埼の高齢者の方と会いました。初めて来たけれども、こんなにすばらしい山が近くにあるんだ、いつでも身近に来れるんだ、こういったところを大切にしたいという、もう本当に感銘を受けた方がいらつしました。

実際に地域が山を大切に、活用されている事例として、ちょっと長くなるかもしれませんが、兵庫県神戸市にある六甲山を御紹介させていただきます。

六甲山は六百万人の人が一年に登ると言われています。六百万人です。でも、その半数近くは山をドライブする人たちだろうと言われていきます。それにしても、この登山人口は驚くべき数であります。九百三十一メートルと高さにはやや不満はありますが、かえてこの高さが誰にでも行ける手頃な山として親しまれていると紹介がありました。

海、山が近く、市街地から住宅街へと傾斜が高まり、後ろに身近にそびえ立つ六甲山では尾根を伝って走破する六甲山全山縦走大会のイベントが行われており、私も若かりし頃、二回ほど挑戦させていただきました。今年はこの週末三月八日に開催され、何と五十一回目を迎えます。六甲山全山縦走路は、新田次郎の小説「孤高の人」で知られる登山家加藤文太郎のエピソードにちなん

で整備され、神戸市須磨公園から宝塚までの全長五十六キロを一日で歩く大会であります。とにかく人気があり、第四十五回大会では四千三百人が参加したとありますが、現在、定員は全縦走で五百名、半縦走組では四百名に縮小されているということがあります。市民が親しむことはもちろん、観光資源としても活用されているところでもあります。

一方で、山にはそれぞれ根づいた生活、なりわい、歴史や文化など、あらゆる方面に魅力やポテンシャルにあふれており、私も非常に関心を持っているところですが、県でも「山の会議（仮）」の取組を県内各地で行われてこれられました。

私は、令和六年十一月に開催された「山の会議（仮）」の小城・多久ブロックに参加したところ、多くの方々が参加され、その熱い思いや行動力、そして、裾野の広さに大きな刺激を受けたところでもあります。

さらに、令和十年には自発の地域づくりの発表の場として「山の博覧会」を開催すること、様々な取組について県民自身が、身近な山、佐賀の山に触れ、山に親しむ機運が高まり、それが文化として根づいてほしいと願っております。

そこで、次の点について伺いいたします。

まず、「山の会議（仮）」についてであります。

一、取組の目的についてです。

私は、「山の会議」と聞き、中山間地域や森林の保全など、山そのものの山積している問題を議論する場をイメージしておりましたが、実際行ってみて、中山間地域などに限らず、幅広い分野での自発の地域づくりについての内容だったので、当初、違和感を少し覚えた感じでありました。

そこで、改めて「山の会議（仮）」の取組の目的について伺いいたします。

○永田さが創生推進課長Ⅱ山は、中山間地に暮らす人々だけでなく、平野部な

ども含め、全ての人々に恩恵をもたらす源流です。令和二年度に始動しました「山の会議」では、山というフィールドに限定せず、県内各地で様々な自発の地域づくりに取り組む幅広い分野のプレーヤーが集い、源流である山や地域の未来について語り合っていたいております。

「山の会議」は、こういった語り合いの積み重ねにより、源流である山への感謝、興味、関心が高まるとともに、地域住民自らが本物の地域の資源を磨き上げて取り組む、自発の地域づくりの輪を広げていくことを目的としております。

以上でございます。

○野田委員Ⅱそれでは、様々な取組ということで、こういった取組を行ってこられたのかお伺いいたします。

○永田さが創生推進課長Ⅱ「山の会議」の議論の中から生まれた取組でございますけれども、トレッキング——簡単な山歩き、それからサイクリング、そして川であったりとか、湖、ため池なんか、その地域にある水資源を活用したところでカヌーだったり、この組み合わせによってレジャートライアスロンなるような取組が、最初みやき町で始まったものが、これがほかのエリアでもチャレンジしてみようということでは広がっているというような実績もございます。

以上でございます。

○野田委員Ⅱそれぞれにいろんな、サイクリングまで山でされたということですね。水も利用されているということですね。

それでは、取組を通じて見えてきた課題ですね。こんないろんなことをなさっていたら、「山の会議（仮）」の取組を通じて様々な課題が浮かび上がってきたのではないかと思います。課題についてはどのような認識でおられるのかお尋ねいたします。

○永田さが創生推進課長Ⅱ会議開催のたびに参加者からいろんなアイデアが生まれて盛り上がりつつあります。

例えば、親和性の高い参加者同士の別々の取組をコラボして開催することで、多くの集客が期待できるのではないかと、ほかの地域で成功している取組を聞いて、自分の地域ではもっと違うやり方で盛り上げることができるといかないかといった意見やアイデアなど、様々生まれてきております。

しかしながら、そこから一步を踏み出せない課題として、その後、どのように進めてよいか分からない経験値不足、それから、活動の人手が足りない担い手不足、大きな経費をかける余裕がない資金力不足といった課題があると認識しております。

以上でございます。

○野田委員Ⅱそれでは、その認識された課題についてどのような対応をなさっているのかお尋ねいたします。

○永田さが創生推進課長Ⅱ対応についてでございます。

経験値不足のプレーヤーに対しては、地域資源の磨き上げや地域づくりの取組に知見のある県の職員が、プレーヤーに伴走しながらフォローアップ、必要に応じてほかのプレーヤーとつないだり、専門家の派遣などを行っております。例えば、中山間地の空き家の利活用の取組に対しては、地域内の建築家をつないで技術指導を仰ぐなどの実績がございます。

また、担い手や資金の不安につきましては、県のウェブサイトやSNSによる情報発信で外部からの参加の呼びかけを県のほうからも働きかけたり、それから、県、国等の補助金制度の案内、それから活用の働きかけなど、ケースに応じた伴走支援を行っております。

様々な形の伴走を行う中から県内の大学生の参画により、山間部の拠点整備の取組が始まったり、それから県の補助金を活用して、これまでになかったよ

うな地域振興のイベントが開催されたりするなど、新たな動きにつながりつつあるものと認識しております。

以上でございます。

○野田委員Ⅱ課題に関して確かに自発の地域関係でやりたいという人が手を挙げていろんなことをやっていくというふうに思っております。私も実は農業関係で「ふるさと水と土指導員」ということをさせていただいている中で、自分のやりたいこと、そして、一緒になってやってくださる方なんかも非常に仲間として大事なんですけども、例えば、「山の会議」の性質上、地元の人たちのそういう関わりに対する何か課題とか、そういったのは何かございますでしょうか、あったらお願いします。

○永田さが創生推進課長Ⅱそうですね、先ほどの御答弁と少し重なる部分があるかと思うんですけども、その活動を進めていく上で、自分たちが進めていく分にはいいけども、次の世代の候補が期待できないというような声が上がったり、それから、今進めている取組が本当にその取組の方向性が正しいのか、外の有識者、それから専門家の意見なども聞いてみたいなどの声があるけども、実際それが実行できていないといったような課題も聞かれております。

以上でございます。

○野田委員Ⅱそういったところ、例えば、私も地域力の向上という自分なりの目標というか、柱を立てて、そして、活動させてもらったことがあるんです。そういった中で、参加していただける方々は非常にいいんですけども、その周りにいらつしやる地元の方というか、その辺りの方がもっと中に入ってきていただくと非常にもっと盛り上がるよねというようなものを感じたことがあったんですね。そういったところの特にこの「山の会議」というのは、思いばかりが先になって、しっかりと地域の人たちの横の広がりも非常に大事なものだと思っておりますので、どうぞその辺りもしつかりとお支えいただければという

ふうに思っているところです。

それでは、「山の博覧会」についてお伺いします。

まず、開催概要についてです。

令和十年に予定されている「山の博覧会」については、これまで取り組んできた「山の会議（仮）」や「森川海人プロジェクト」の延長線上として開催するものとの発表でありました。

その開催要領はどのようなものでしょうか、まず、開催の目的についてお伺いいたします。

○永田さが創生推進課長Ⅱこれまでの「山の会議」の取組などにより、自発の地域づくりが県内で広がってきております。「山の博覧会」ではこういった少しずつ広がってきた山の営みや自発の取組を県内外の多くの方々知ってもらい、佐賀ならではの本物の地域資源の価値や源流である山への感謝を、県民をはじめ、「山の博覧会」に関わる全ての人々と共有することで、この取組がさらに広がっていくことを目的としております。

以上でございます。

○野田委員Ⅱぜひそこを御尽力いただきたいと思えます。

それでは、開催期間というのはどのような状況なのでしょうか。四季折々と考えると、かなり長くなったりとか、いろいろ思ったりするんですけど、お伺いいたします。

○永田さが創生推進課長Ⅱ令和十年の春から秋にかけての約半年程度、三月から十月、もしくは十一月頃までの期間を予定しておりますが、詳細な日程につきましては、今後プレーヤーや地域の声を聞きながら現在検討を重ねているところでございます。

以上です。

○野田委員Ⅱ寒い時期は寒い時期でまた面白い山のフィールドだったり、おい

しいものがあつたりしますので、その辺りはこれからじっくりと御検討いただければと思います。

それでは、開催場所です。

県内というふうなことも聞いてはいるんですけども、開催場所というのはどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○永田さが創生推進課長Ⅱ県内各地の自発の取組に触れてもらうため、県内全域を会場と見立てております。ポイントとしては、パビリオンなど閉鎖的な空間で開催する一般的な博覧会ではなく、まさに屋内外含め、佐賀らしい新たなスタイルで開催したいと考えております。

以上でございます。

○野田委員Ⅱそれでは、その開催計画についてお伺いいたします。

開催までのスケジュールや集客のターゲット層、大会の運営体制、宣伝方法など、戦略的に行っていくことが重要だと思います。開催に向けた計画はどのような計画なのかお伺いいたします。

○永田さが創生推進課長Ⅱ令和八年度当初予算でお願いしております「山の博覧会」開催準備事業の中で、本年九月頃までに、より詳細な計画づくりを進めていきたいと考えております。

その計画として、検討を進める主な項目の例でありますが、まずターゲットでございます。

ターゲットエリアについては現時点で、県内や北部九州を中心に九州全体へ、さらには同時期開催の緑化フェアを起爆剤に全国にも広げていきたいと考えております。ターゲットの年代については、リピーターにつながるようなファミリー層などを想定しております。

また、宣伝方法でございますが、ターゲットや届けたいメッセージを精査しながら、様々なメディアや機会を活用して、「山の博覧会」の開催そのもののP

R、それから、新たにこの取組に参画していただく方々の呼びかけなど、効果的な広報について検討を進めてまいります。

このほか、運営体制や詳細なロードマップなどについても、プレーヤーの声を聞き、クリエーター等の専門家の知見を生かし、幅広い関係者と協議しながら計画づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野田委員Ⅱ分かりました。現時点では、もっと幅広く今からというように認識いたしました。

それでは、「山の博覧会」で取り扱う取組についてです。

「山の博覧会」では、県内全域をフィールドとした自発の地域づくりの発表の場となることですが、県民が実際に山で楽しんだり、山に親しんだりする仕掛けも重要だと思います。例えば、先ほど申し上げましたように、鬼の鼻山は景観やアクセスがすばらしく、山に触れるためにうってつけの場所なので、周辺の歩道や看板の整備、そして、幾分かの雑木の伐採を行うことで、より多くの方が楽しめる場所になるというふうに私は確信しております。本当に山を愛するのなら、この近くの山で、そこに山があるからという、本当にそういったところだというふうに思っております。

県は、「山の博覧会」で取り扱う取組についてどのようなお考えでおられるのかお伺いいたします。

○永田さが創生推進課長Ⅱ「山の博覧会」において、山そのものに光を当て、これは委員がおっしゃったような取組でございますけれども、山そのものに光を当て、親しんでもらえるような取組も大変重要だと認識しております。現時点での自発の取組におきましても、山に関する様々な取組がございますので、そういったところにしっかりと光を当てていきたいと考えております。

一方で、「山の博覧会」の開催に当たって大切にしていきたいのは、県がこれ

まで自発の地域づくりで推進してまいりました地域主体による取組、「山の会議」などから少しずつ形になってきております取組をはじめ、県内各地の様々な地域主体の取組を多くの方に見ていただきたいと考えております。そのため、自分たちも一緒にやってみたいというような取組を、分野を限定せず、手挙げ方式で幅広く募集していく予定しております。

昨年十二月に開催しました「山の会議(仮)」の拡大会議においては、郷土料理など、食をテーマにしたような取組のアイデアでございましたり、地域ごとの祭りをテーマにした祭り、文化をテーマにしたようなアイデアなども新たに生まれてきております。

委員御紹介いただいたようなアイデアも含め、地域から上がってきた際には、しっかりと伴走して取り扱っていけるよう進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野田委員Ⅱ食や祭りや文化、こういったものを通してという、本当に幅広いお話をいただきました。

食というものが出ましたので、例えば、岸川まんじゅうって御存じの方はいらっしゃると思いますか。岸川まんじゅう、聞いたことありますか。実は、天山の下にある中山間、北多久では一番北のほうになる集落ですけども、岸川万五郎さんという民謡が残っているところでもあります。そこは、今は残っているのはまんじゅうなんです、岸川まんじゅう。実は、川を利用して製粉、要は水車がついていたわけですね。

その文化が、実は小麦粉文化で、うどん、そうめん、こういったところを作っていたと。私が三十代ぐらいのときには、やっぱりその文化を持った地元のおばあちゃんたちがいらっちゃって、本当、うわあ、おいしいと思ったのが、一般の方が作るうどんですよ、うどん。でも、うどんそのものもおいしいんだけど、つゆ、だし、そのだしは、特別なだしを作んしゃらんわけですよ。普通の

みそ汁、いりことか昆布とか、そういったものでだしを取って、そして、みそ汁を作られるわけですね。要するに、それをうどんに使うんじゃないくて、一晩置いておいて、みそが沈んだ上澄みだけを使われるわけです。これが本当に何とも言えないくらいおいしいんですね。

そういったところも幅広く——何を言いたいかというと、そういう昔あった食文化が今廃れておるわけですね。そういったところまで声が届くような、こういうのでも出したって恥ずかしゅうなかねと思えるような開催になってほしいなとちょっと感じたんですね。そういったところも、この食、祭り、文化の中にもいろんなものがあるというところで掘り起こしを、あるいは手が挙げやすいような状況をぜひつくっていただければというふうに感じました。

最後です。山を大切にする今後の取組についてお伺いいたします。

山間部で生まれ育ち、山間部でのなりわいに親しみ、趣味としても登山をしてきた私にとって、山は心の置きどころであるとも言える存在であります。

県民が山に親しむ機運がもっと高まり、いろいろな発見により、それが文化として根づき、一人一人が山を大切にすることを育んでもらいたいと切に願うところですが、県として、山を大切にする取組を今後どのように進めていかれるのかお伺いいたします。

○永田さが創生推進課長⇨冒頭御答弁させていただきましたとおり、山は全ての源流でございます。多くの恵みを与えてくれる山を大切にする自発の取組が、将来にわたって発展しながら長く続いていく仕掛けづくりが必要だと考えております。

そのためには、林業や森林保全など、なりわいとして既に山で今活動されている方々に輝いていただくことはもちろん、より多くの人々に関わってもらうという取組も必要だと考えております。一般の方に山を身近に感じてもらう、関わってもらう裾野を広げていくことを重要に考えております。

このため、「山の会議」では、今後、県内の大学生、地元の高校生など新たな若い世代の参画を促したり、また、「山の博覧会」の準備や開催においては、山のすばらしさやその価値を実体感してもらえらえるような工夫などを重ねて、多くの県民、そして市町の皆さんにも積極的に関わってもらう、そういった巻き込みを重ねながら、今後も山を大切にする取組の輪を広げてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野田委員⇨ぜひお願いいたします。

それと最後に、寺田部長さんと共に、その山に登りたいということをお伝えいたしました、質問を終わらせていただきます。よろしく願いしておきます。

○富田委員長⇨これで質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。十五時十分をめぐりに委員会を再開したいと思っております。よろしく申し上げます。

午後二時五十分 休憩

午後三時十分 開議

○富田委員長Ⅱ委員会を再開いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はあっておりません。討論はないものと認めます。よって、討論を終結し直ちに採決に入ります。

○採 決

○富田委員長Ⅱまず、甲第一号議案中本委員会関係分、甲第八号議案中本委員会関係分、甲第十四号議案、甲第十八号議案中本委員会関係分、甲第二十五号議案中本委員会関係分、甲第三十一号議案、乙第二十一号議案、乙第二十三号議案から乙第二十六号議案まで四件、乙第三十一号議案、以上十二件の議案を一括して採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○富田委員長Ⅱ全員起立と認めます。よって、以上十二件の議案は原案のとおり可決されました。

○継 続 審 査

○富田委員長Ⅱ最後に、十一月定例会から引き続き審議中の

一、地域交流行政について

一、文化・スポーツ交流行政について

一、県土整備行政について

一、災害対策について

以上四件につきましては、諸般の検討が必要ですので、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○富田委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、以上四件についての継続審査を議長に申し出ることになります。

以上で本委員会に付託されました案件の全部を議了いたしました。

なお、委員会での質疑応答において、数字または字句の誤り、及び不適切な表現などがありました場合は、適宜、委員長の手元で精査の上、訂正などを行うことに御承認を願っております。

これをもって、地域交流・県土整備常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後三時十二分 閉会

速 記 者 井 上 琴 葉

富田幸樹

古賀和浩

石井秀夫

岡口重文

酒井幸盛

真坂昇

中
村
正
典

令和八年三月十一日（水）

佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会会議録

於 第四委員会室

佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会質問者順序

月 日	順 序
三月十一日（水）	
（現地視察）	
武藤 明美 283 頁	1
定松 一生 291 頁	2
青木 一功 298 頁	3
野田 勝人 301 頁	4

午前九時五十九分 開会

○石倉委員長Ⅱおはようございます。ただいまから佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会を開催いたします。

○ 会議録署名者指名

○石倉委員長Ⅱ会議録署名者として富田幸樹委員、岡口重文委員、江口善紀委員、武藤明美委員、以上の四人を指名いたします。

自衛隊による佐賀空港使用、佐賀空港の利活用、及び有明海の海洋環境の保全等に関する諸問題の調査に関する件を議題といたします。

本日の委員会は、ただいまからお手元に配付いたしております日程表のとおり視察を行い、視察終了後、県執行部への質疑を行います。

それでは直ちに玄関前にお集まりください。

午前十時

議事課議事・記録担当会計年度任用職員 石 丸 宏 子

（現地視察）

午後一時二十九分

○石倉委員長Ⅱ委員会を再開します。

○ 黙 禱

○石倉委員長Ⅱ質疑に入ります前に、本日は東日本大震災が発生した日でもあります。東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした二〇一一年三月十一日十四時四十六分の東日本大震災の発生から九十五年となります。東日本大震災の犠牲者に対し、弔意を表したいと思います。この大震災により亡くなられた

方々の御冥福を謹んでお祈り申し上げ、黙禱をささげたいと思います。

全員起立をお願いいたします。黙禱始め。

〔全員起立、黙禱〕

○石倉委員長Ⅱ黙禱を終わります。御着席ください。

〔全員着席〕

○石倉委員長Ⅱこれより質疑に入ります。

通告に従い、順次発言を許可いたします。

○武藤委員Ⅱこんにち。日本共産党の武藤明美でございます。

早速質疑に入ります。

まず、佐賀空港についてです。

（一）として、バードストライク対策についてです。

昨年十二月八日にANA機でバードストライクが発生しました。それにより機体先端部が損傷し、そして、修理、部品交換などに六日間必要となり、十二月十四日に羽田に向かって飛び立っています。バードストライクについては、佐賀空港建設時からとても心配の声が県民から上がっております。また、十一月の時点でも環境影響評価の委員会において、バードストライクへの懸念も指摘されていたと新聞報道で知りました。

まず、佐賀空港では、これまでどのくらいバードストライクが起きていたのか、年平均でも結構ですので、お答えください。

○青山空港課長Ⅱコロナ禍後、令和五年から令和七年におきまして、バードストライクの発生件数は年平均で二十三件となっておりますのでございます。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱコロナ後のことについてはまだ統計がないということですか。

○青山空港課長Ⅱ今の約二十三件というのは、コロナ禍後、令和五年から令和七年の平均になっております。失礼いたしました。

○武藤委員Ⅱこちらこそ失礼しました。

これまでは、バードストライクについてどんな対策をしてこられましたか。

○青山空港課長Ⅱ空港事務所や消防隊及び猟友会による追い払いのほか、爆音機やラジオにより音で鳥を逃がすなどの対策を行っているところでございます。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱいつもそういった対策をしておられたと思うんですけども、しかし、それでも今回起きたわけですね。何か足りなかったのではないかというふうなことも思ったりもしますけれども、そういった検証も含めどうだったのか、今後どんな対策を考えていくのかお示しください。

○青山空港課長Ⅱ空港事務所が策定しております鳥獣衝突防止対策実施要領に基づきまして、定期便到着の三十分前に空港内にて鳥の追い払いを実施しているところを、このバードストライクが起きた十二月の時点でも確実に実施していることを確認しております。このときの様子としまして、ふだんと比較して鳥が多いなど大きな変化はなかったというふうな報告を受けております。

それでもこういったバードストライクは起きるわけなんですけれども、これまでの対策に加えまして、先進的な取組について事例研究を行っているところでございます。効果が期待できるものがあれば、積極的に今後導入していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○武藤委員Ⅱ積極的にほかの事例も参考にするとおっしゃったんですけど、ほかの空港でのバードストライクの対策、佐賀がやっていないこともされているかもしれません。それで、九州佐賀国際空港として、その発展のためにも取り入れることは可能だと思いますけれども、その辺りどうでしょうか。

○青山空港課長Ⅱ関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港などでは、スピーカー

から様々なパターンで鳥が嫌がる高周波音、これを発射いたしまして、鳥の追い払いを行うバードソニックというものが導入をされております。また、中部国際空港におきましては、AIカメラを用いた鳥検知システムが導入されているところでございます。これらの事例を基に、九州佐賀国際空港でどのような対策が有効か、今、検討を行っているところでございます。

○武藤委員Ⅱその検討がいい方向に進んだときに、またぜひ取り入れていただきたいというふうに思っております。

御存じのとおり、佐賀空港の近くにはラムサール条約の湿地としてちゃんと登録されている東与賀の干潟があります。シギやチドリ、百種類を超える鳥たちが飛来する豊かな自然が広がっているわけです。このことをしっかりと大事に思いながら、バードストライクへの丁寧な対策がより必要であろうかと思えますので、そういったこともしっかり念頭に置いて、共生できるようにしていただきたいということをお願い申し上げます。

次に、滑走路延長に関する環境影響評価についてです。

県は、滑走路を延長するとして、現在、環境影響評価をしています。

そこですが、まず二千メートルから二千五百メートルへの滑走路延長の必要性を伺いたいと思います。空港建設の計画時は二千五百メートルであったんですけれども、二千メートルで開港しております。そうなった経緯は御存じでしょうか。

○青山空港課長Ⅱ九州佐賀国際空港におきましては、当初、東京、大阪、名古屋などの国内線の中で東京、大阪路線における大型機の運航、これを想定して、二千五百メートルの滑走路の整備計画となっておりました。しかしながら、九州佐賀国際空港の整備が採択されました第五次空港整備五箇年計画におきましては、羽田空港、成田空港、関西国際空港といった国内の拠点空港を優先的に整備するという国の方針となりまして、県としては、将来的には二千五百メー

トルに延長することを念頭に置いた上で、当面の間、滑走路長として二千メートルへの計画変更を行ったものというふうに認識をしております。

○武藤委員Ⅱこれまで滑走路が二千メートルだったために就航を断られたといったようなことはありませんか。

○青山空港課長Ⅱそもそも二千メートル滑走路は、海外の航空会社におきましては特殊空港扱いということになります。東南アジアなどの遠距離路線はもとより、東アジアの近距離路線、これにおいても二千メートル滑走路であるがゆえに十分な交渉に至らないケースもございました。

なお、現在就航している国際線の三社、これにおきましても、交渉初期においてはかなりの難色を示されていたところでございます。粘り強い交渉と航空会社による検証の積み重ね、これによりまして就航が実現したというところでございます。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱ滑走路が二千五百メートルに延長されるということは、今御説明になったように、いろんなところから就航する機会が増えるというような確認でよろしいですか。

○青山空港課長Ⅱ滑走路が二千五百メートルになることで、まず、一番最初の交渉の入口といえますか、そこでやはり滑走路が短いというところの懸念を相手の航空会社に抱かせることなく、交渉にスムーズに入っていけるようになるというふうに思っております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱでは、佐賀空港が二千五百メートルになった場合の就航増などとても気になるところなんですけれども、その見通しはあるんでしょうか、どうでしょう。

○青山空港課長Ⅱ国におきましては訪日外国人六千万人を目指しております

て、昨今の航空需要におきましても高まりを見せているところでございます。

そのような中、福岡空港におきましては発着枠を超える就航の要望が各航空会社から寄せられており、現在の航空需要にも十分に応えられているとは言えない状況というふうに言われております。こうした福岡空港の代替として九州佐賀国際空港への新規路線就航の可能性はあるというふうに見込んでいるところでございます。

滑走路延長は二〇三三年度までの供用を目指しております、国際情勢や航空業界の動向を注視しながら、適時、航空会社にアプローチをまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○武藤委員Ⅱ今のところ、どの便が、どの会社がというような具体的な話にはなっていないんでしょうか。

○青山空港課長Ⅱ具体的なお話というところでは、なかなか交渉が皆様にお知らせするような状況にはなっておりませんが、幾つか少しずつでもお話を進めているというようなことはございます。

○武藤委員Ⅱ分かりました。

次に進みます。環境影響評価における関係自治体の意見についてです。

環境影響評価においては、関係自治体として佐賀市と白石町が意見書を出すことになっていきます。佐賀市長や白石町長からの意見書は既に提出されているのでしょうか。

○古賀有明海再生・環境課長Ⅱ環境影響評価法に基づき、県は意見書作成に際し、関係市町に環境の保全の見地からの意見を求めることになっておりまして、佐賀市からは令和八年一月八日に、白石町からは一月七日に提出されたところでございます。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱでは、出されている意見書に関して、次に出される環境影響評価の文書は評価書ということになると思うんですけども、ここにはどのように反映されていくんでしょうか。

○青山空港課長Ⅱ提出された意見の内容を精査いたしまして、事業者としての見解、これは対応方針、そういったものを付して評価書において公表いたします。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱじゃ、今その作業中、まとめをしているという段階でしょうか。

○古賀有明海再生・環境課長Ⅱ市町の意見等を勘案し、県としての意見を作成している段階ということでございます。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱありがとうございます。

次に、低周波への対応についてお聞きしたいと思います。

昨年十一月議会の一般質問で私は低周波音について質問をいたしました。寺田部長がお答えになりましたけれども、その答弁では、オスプレイの配備はまだされていないで、民間航空機のための調査だったと述べ、改めて現地調査をするというふうにおっしゃいましたし、その際は条件をちゃんと整えるというふうにおっしゃっていただきました。

そこで、お聞きしたいんですけども、改めて行う調査は、いつ、どこで、どのように実施をされるのか、御答弁いただきたいと思っています。

○青山空港課長Ⅱ調査に当たりましては、オスプレイの訓練が実施されることを確認をした上で、二月十六日から十九日の四日間、佐賀市で六カ所、白石町で二カ所、福岡県柳川市で四カ所にて調査を行ったところでございます。今後、夏頃にも同様の調査を実施することとしております。

以上です。

○武藤委員Ⅱそれはどういう状況でされたんですか。夏頃にもまたしていただくという御答弁なので、本当に複数回やっていただいた方がいいというふうに私は思うんですけども、二月に行われた条件はどうだったんでしょうか。

○青山空港課長Ⅱ基本的に、騒音あるいは低周波音の調査というものにつきましては、冬季と夏季、これを一年間の中で二回通じて行うこととしております。

二月十六日から十九日間はオスプレイの訓練が、通常どおりといえますか、フラットな訓練がされるということを確認した上で調査を行っているところでございます。

なお、低周波音の調査マニュアルにおきましては、通常三日間の調査となっているところを、より幅広い訓練の状況をカバーできるよう、今回、我々としては四日間の調査としたところでございます。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱ通常三日間のところを佐賀としては四日間やったという御答弁でした。

それはそれとしていいんですけども、例えば、オスプレイが、二、三機飛んでいるときにする場合もあるでしょう。しかし、十機前後ぐらい飛んでいる場合もしなきゃいけないというふうに思っているんですね。先ほど現場を見せていただいたときに、オスプレイが一機飛んでいたんですけども、それでもすごい重低音がして、これは複数飛ぶときは大変よねとほかの委員さんともお話ししながら歩いて帰ってきたんですけども、例えば、海上でノリの作業をなさっている漁業者の方がおられるときとか、そういったことも考慮しながらやってほしいと思うんですけども、どうでしょう。

○青山空港課長Ⅱ今回行うこととしている低周波音の調査につきましては、佐賀駐屯地が開設された後の日常の状態を把握するという観点で実施をしており

ます。こうした日常の状態ということ把握した上で、滑走路延長後にこれがどうなるのか、そういったことの変化の具合を我々としても見るための調査でございまして、オスプレイの飛行そのものがどういった影響を及ぼしているのかという観点での調査ではございませんので、そこは御理解をいただきたいというふうに考えております。

以上です。

○武藤委員Ⅱちょっと違うと思うんですね。オスプレイが飛んでいるときのやっぱり状況下でしないと、オスプレイそのものの調査じゃないにしても、環境影響ということから考えていけば、やはりそういうことも考慮しなきゃいけないんじゃないかと思うんですが、どうでしょう。

○青山空港課長Ⅱ我々が行った四日間の調査の中でオスプレイが飛行しているということは確認をしております。あと、その中で編隊での訓練、こういったものが二日間行われたということも確認をしております。そうした状況を踏まえた上で今回の調査のデータの解析を今行っているところでございます。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱオスプレイが飛んでいるときの状況も調査をするということでの再調査になっているわけですけども、今解析も行っているというふうにおっしゃいました。調査後の解析作業にやはり時間がかかると思うんですよ。解析などに要する期間というのはどういうふうに考えたらいんでしょうか。

○青山空港課長Ⅱこの低周波音調査に係る解析作業でございますけども、これは約一月半程度が必要となつてるところでございます。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱそれでは、平行誘導路整備との関係をお聞きしたいと思っております。

滑走路延長と平行誘導路を同時期に整備されるというふうにこの前も言っ

いただいたし、そういうふうにされるんだろうなと思うんですけども、前回、十一月議会で言ったように、工事車両などのことを思えば、車両を増やしていくのか、それとも期間が長くなっていくのか、駐屯地の工事のときは夜間も工事をされていたと思うんですけども、ダンプの運行でやはり市民が大変な思いをするというふうなことは言えると思います。皆さんもその思いでいらっしゃると思うんですけども、例えば、お聞きした話によると、駐屯地を造るときにダンプを運行されましたけれども、ほこりがすごく舞って、食品を扱うお店などは本当に迷惑だったということ、いつも開けているお店のドアを閉めなきゃいけなかったと。だから、客の入りが違っていたなどという話もお聞きましたんです。ダンプがそれだけの量を通るといふことになれば、シートで覆うとか、そういったことも考えていかなきゃいけないんじゃないかと思うんです。

工事の在り方、そして具体的にどんなふうにしていくのか示していただきたいと思うんですが、どうでしょう。

○青山空港課長Ⅱ今回予算案に計上させていただいております平行誘導路整備検討調査業務でございますが、滑走路延長と平行誘導路整備に必要な施工内容、あるいはスケジュール、こういったものを確認しながら、これから施工計画を検討していくこととなります。いつ、どのような工事が施工されるかは検討が進んでいく中で具体化していくものと認識をしております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱこれから工事に入ったり検討したりするかもしれないけれども、今言ったような意見とかは県としてもぜひ受け止めていただいて、そういう旨をちゃんと徹底していただけたらと思うんですけど、どうでしょう。

○青山空港課長Ⅱ今、委員からおっしゃられたとおり、漁業者の皆様方や地域にお住まいの方々、あるいは佐賀空港関係者の方々、こういった方々に対して

影響が最小化するようにということを常に念頭に置きながら、検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱできるだけ本当に迷惑がかからないように、住民が困ったなということにならないように、しっかりと担当するところと話を進めながら、そして、皆さんの仕事が目滑りにいくようにしていただけたらと思うんですね。一番被害を被るのは県民なんですね。それをなかなか言う場所がない、言えないということもありますので、その辺りは県民の願いもしっかりとつかむというふうにぜひしていただけたらと思います。

そして、私がさっき言ったように、車両運行に当たっては、いろんな注意もしていただきたいということも併せてお願いしておきます。

次に、今後のスケジュールについてなんですけど、さっきアセスの解析の期間などについてもお聞きしましたけれども、再調査などを必要としたために、当初の計画より遅れる可能性があるというふうに思うんですが、評価書などにもいろいろと反映しなくちゃいけないという作業もあると思います。それにについてはいかがでしょうか。

○青山空港課長Ⅱ低周波音の調査結果、これを評価書へ反映する作業が発生をいたしておりますので、約半年程度遅れる見込みでございます。

評価書の公表につきましては、来年の春頃になるのではないかとというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱ半年ぐらい遅れると、来年の春ぐらいに公表するんではなかろうかというようなスケジュールというふうに賜りました。

それで、その評価書ができて、それからのことですが、用地買収の関係者や自治会長だけでなく、環境影響評価については広く住民に対して説明会

を開いていただきたい。とても大事なことだと思うんですね。例えば、駐屯地の建設に關してのときは、初めは数回、市民対象の説明会がありましたけれども、一回きり知事は出て、あとは出ないとか、そういうこともありました。そして、どんどん進むうちに、自治会長さんだけにしか説明をしないといったようなこともあったわけで、住民の方たちはとてもそれは不安に思っておられました。

今回の環境影響評価に關して、さっきの工事の問題もあるでしょうし、広い範囲を対象とした説明会をぜひきちっと開いていただきたいと思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

○青山空港課長Ⅱ環境影響評価におきます地元説明会というのは、評価書の公表まで今後手続が進んでいく中では開催の予定はございませんけれども、今後、用地買収や工事に着手する際におきましては、まず漁協や農協、佐賀市などに対して公害防止協定に基づく事前協議を行うこととなります。また、地元にお住まいの方々に対しても説明会を実施するなど、丁寧に対応していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱ地元にお住まいの方と言われたけど、佐賀市全体もとても関心を持っていることですので、広く市民にも説明会を、そのときにも来てもらうというような考え方で進めていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○青山空港課長Ⅱ今のところ、説明会として、例えば、佐賀市の文化会館とか、そういったところを使つて説明会を行うというようなことは想定しております。やはり地元の方々が一番御心配だろうということをおっしゃるので、そこに対して丁寧な説明を行う、あるいは、先ほど委員からありましたけど、自治会長だけに説明を行うというようなことは我々も考えておりませんが、やはり地元のほうからリクエストがある、あるいは何か問題が発生しているから

どうかしてくれというようなお声がある、そういった時々、ケース、ケースに応じて丁寧の説明をしていく場を設けたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○武藤委員Ⅱ自治会長だけにすることは考えていないとおっしゃったので、それはそれでいいんですけれども、私が言いたかったのは、文化会館などで広く大きくしろと言っているわけではありません。住民の方に対してケース・バイ・ケースで説明をするにしても、その限定された地域じゃなくても関心がある人、ちょっと心配しているダンプの沿線の方たちとか、そういう方たちも当然来ていいはずなので、そのことを念頭に入れた説明会というふうには望みたいと思っています。別に文化会館を貸し付けとかいうことを言うておりませんので、お間違いのないようお願いしたいと思いますが、どうでしょう。

○寺田地域交流部長Ⅱお答えいたします。

先ほど委員からいろいろな御心配の声を聞かせていただきました。特に沿線上で、先ほどダンプが往来するという話もありました。私どもどこかエリアを限定して、これから先は説明会をしないとか、そういうつもりではおりません。ただ、今時点で何かを決めているものでもございません。そういったお声が地元からあれば、丁寧に対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○武藤委員Ⅱよろしくお願いしておきます。住民説明会をするということで受け止めました。

次に、二番目の佐賀駐屯地についてです。

災害時におけるオスプレイの活用について、昨年の九月議会一般質問ではかの議員から災害時の際、オスプレイの活用を問われて、知事の答弁は、自衛隊

と連携し、検討を加えるという御答弁だったんです。

これに関してですけれども、防衛省や自衛隊との協議、検討状況、これはその後どのようなになったんでしょうか、されたんでしょうか、お伺いしたいと思います。

○山崎駐屯地調整室長Ⅱ災害時における陸自オスプレイの活用につきまして、昨年の九月、県の防災行政を担当します危機管理・報道局の職員も一緒に佐賀駐屯地の皆さんと意見交換を行ったところでございます。

オスプレイにつきましては、巡航速度が時速四百六十五キロメートル程度、これは一般的なヘリの約二倍の速さであること。また、航続距離は約二千六百キロメートルで、同じ陸上自衛隊の輸送機でありますCH47の約三倍の距離の飛行が可能であることといった特徴がございまして、いわゆる中長距離の人員や物資の輸送を高速で機動的に行うことに優位性があるというふうに考えております。そのため、災害時の活用としては、例えば、遠くの都道府県で災害が発生した場合の支援ですとか、また本県が被災した場合には、県外からの支援要員ですとか物資を受け入れるといった場面においてオスプレイの特徴が生かされると考えているところでございます。

一方で、オスプレイは幅が二十五・八メートル、全長が十七・五メートル、自重は十六トンと大変大きな機体でありますことから、被災状況を把握するための情報収集ですとか、要救助者をつり上げて救助するといった活動におきましては、まずは他のヘリの活用が想定をされているところでございます。ただ、オスプレイにも情報収集や救助といった機能が備わっておりますことから、オスプレイとして役立つのではないかと考えているところでございます。

オスプレイの活用そのものは陸上自衛隊が決めることでありますが、今月末予定の佐賀県防災会議におきましても、地域防災計画上における佐賀駐屯地の位置づけに関する審議が予定をされているところでございます。駐屯地調整室

として、今後も引き続き災害時の活用につきましても調整を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱいつだったか、熊本地震か何かがあったときに、オスプレイが救援というか、物を運んでいったというようなことがあって、しかし、飛び立とうにも飛び立てずに、当時、草などが焼け焦げたりするから、貴重な水をオスプレイのいるところにはばんばん水を流して、そういったことをして、何と救助に行つて、かえつて被災地に迷惑かけているじゃないかというような使われ方をニュースなどでも見まして、これはあんまり防災関係というか、災害支援とかいうことには向いていないんじゃないかなというふうにも思ったりもしたところですよ。こういった話し合いがされているかについては今お話もされましたけれども、確かにこれについては難しい面もあるんじゃないかなというふうにも思ったりしています。

ちよつと急いで次に行きます。海水混合施設についてです。

先ほどもちょうど見てきました。今季のノリ時期に合わせて、昨年十月から稼働しているというふうに思うんですけども、この施設も御存じのとおり、佐賀県の財産、大体お貸しする場合は年間二千二百万円です。しかし、それは無償で貸与したという形を取って造られました。十年間そのまま貸し続けると二億二千万円になります。また、防衛省の海水混合施設の工事に当たっては三百八億円もかけて造られたというふうに言われているんですけども、こういった使われ方をしているのか、その状況についても改めてお聞きしたいと思います。

○山崎駐屯地調整室長Ⅱ委員おっしゃられたとおり、本日の午前中の現地視察の際にも防衛省のほうから説明があったところですが、私のほうからも改めまして説明をさせていただきます。

海水混合施設は、ノリの漁期中に佐賀駐屯地や佐賀空港、それからその周辺に降りました雨水ですとか、空港や駐屯地から排水された生活排水を海水と混合して有明海のほうに排水するための施設でございます。

少し具体的に申し上げますと、駐屯地等に降った雨水や駐屯地から排出されて浄化槽で処理された生活排水が既存の水路を通りまして、樋門周辺の潮遊池に集水をされます。そして、その潮遊池の水位が上昇しますと、排水ポンプで集水された雨水等をくみ上げまして、樋門近くに設置されている吐出水槽というところで海水と混ぜ合わせをしまして、比重を調整した上で有明海に排水をされます。

ただ、海水は満潮時の前後二時間程度しかくみ上げることができませんので、国造堀樋門に整備されております一時貯留池、そのほうには、いわゆる海水混合が稼働していようが稼働していないが、潮遊池の水位が一定以上になりますと雨水等が貯留されるといった仕組みになっているのが海水混合施設の全体像といった仕組みになります。

そして、運用につきましては、今日も説明あつておりましたけれども、ノリ漁期が始まる前の十月一日から運用を開始をされております。また、施設の操作や監視、点検といった維持管理につきましては、施設の管理者であります九州防衛局のほうに業者に委託をされているところでございます。

それから、九州防衛局によりまして、今年一月の施設の稼働日数は、国造堀が十三日、平和堀が十九日と聞いているところでございます。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱ今お聞きしましたけれども、莫大なお金を使ってあの施設を造つて、実際にはお聞きしたところ、国造堀が十三日、平和堀が十九日というふうにお聞きしたんですけど、水位が上がってからではないと比重を調整して出すという形にはならないわけで、やっぱりそれだけ月のうちの十日超、もしくは

二十日弱というところでしか使われていないということだと思っんですね。しかし、それについては漁業者の皆さんたち、どんなふうな御意見をお持ちなんでしょうか。

○山崎駐屯地調整室長Ⅱ水位が上がらないとできないというか、いわゆる自動感知をしていますが、水位が上がってしまうとあふれたりするので、そのタイミングで混ぜて出すと。漁業者との約束は、海に出す場合は必ず比重をちゃんと調整した上でやってくれという形で、それは出すときには必ず守るような形の仕組みになっておりまして、漁業者からそれに対して何か声が届いているということは承知していないところでございます。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱ時間ありませんけれども、出すときにあらかじめ排水しますよというふうな、そういった連絡などはされているんでしょうか。

○山崎駐屯地調整室長Ⅱ都度都度の説明はないと思います。いわゆるこういう形で流しますよというのは漁業者の皆様にも、仕組みも含めて、防衛省のほうからしっかり説明をしておりますので、都度の説明はされていませんけれども、ちゃんと潮位が上がったときに適切に運用はしているというふうに承知をしております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱ私に与えられた時間もそろそろ尽きると思いますので、また別の場所での質問などをしていきたいと思っておりますので、今日はこれで終わりたいと思います。お疲れさまです。

○定松委員Ⅱ佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会の二番バッターを務めます、自民党ネクストさがの定松でございます。今日は大きく二点に絞って質問をさせていただきますと思います。

まずは、九州佐賀国際空港の今までの運営に関わるもの、それから、滑走路

延長、それから平行誘導路についてお伺いをさせていただきます。

この佐賀国際空港は、平成十年七月に開港して二十七年が経過をしております。これまで様々な利用促進や路線誘致などによって利用者数を着実に伸ばしてきたものの、コロナの影響があったり、そして今、コロナ禍から徐々に回復しています。

そのような中、昨年七月から佐賀駐屯地の運用が開始されました。オスプレイ十七機、そして、その移駐も完了して、今後、目達原からのヘリ五十機の移駐も予定されているというふうに認識をしております。

九州佐賀国際空港が民間空港として発展したことも考慮すると、この空港を利用する航空機が今後ますます増えていくこととなるとの想定を私自身もしております。

一方、県では、就航エリアの拡大、そして、パイロットの制約の解消、さらなる安全性の向上を目的に、滑走路延長の取組を進めているところでございます。

この滑走路延長には理解しておるものの、もとも二千五百メートルの滑走路で計画されており、そして、先ほど説明があったように、二千メートルでの運用ということで、将来については二千五百メートル、本来の計画どおりの変更ということで、用地も今までもう取得をされているというふうなことで説明がなされました。

そうした中、今回、令和八年度当初予算において、平行誘導路の整備検討調査事業費が計上されて、平行誘導路の整備はここ数年で議論がなされるようになり、私としては若干唐突感があるなというふうに思いました。

そこで、次の点についてお伺いをさせていただきます。

この平行誘導路の必要性、これをまずお聞きいたします。

○青山空港課長Ⅱ一般に平行誘導路の効果というものでございますが、離着陸

回数的大幅な増加を可能とすることや、航空機が滑走路上にいる時間が短くなることで他の航空機との交錯リスク、これを回避できるなど、安全性が向上すること、あるいは滑走路の効率性が向上することにより、柔軟なダイヤの編成が可能となることなどと言われているところでございます。

平行誘導路が整備されていない九州佐賀国際空港では、離着陸の際、滑走路端とエプロンとの間の移動に滑走路を使用することということになっているために、滑走路を占有する時間が長くなっている状況でございます。平行誘導路が整備されることで、滑走路を使用することなく滑走路端とエプロンとの間を移動することが可能となりまして、滑走路の占有時間が短縮され、効率性が大幅に向上をいたします。あわせて、航空機が滑走路から速やかに離脱することによって安全性の向上にもつながるということでございます。

こうしたことが平行誘導路を整備する目的ということになっております。以上でございます。

○定松委員 今後、離着陸の回数が増えてくることを想定しての措置である、計画であるというふうに認識をしておりますが、現在のところ、佐賀空港の利用者、これは二〇一八年がたしか最高で八十二万人、県民の人口を超えたんですね。コロナのときはたしか五十万人台まで一気に、もっと下がったのかな、そして、やっと今回復しても八十二万人。たとえば、大村市の長崎空港、これは三百万人ぐらいなんです。そして、小松空港が百三十万人、そして、熊本空港は三百七十万人というふうな、空港を利用する人口、利用者数というのは、よその空港は大変多い。佐賀は便数も少ないので、確かに少ないのかなというふうな気がいたします。

もともと利用者数を増やすには、まずは、そういった今説明されたように、誘導路を整備し、そして、滑走路をちゃんと二千五百メートル、もともと計画どおりしていくということが必要なのかなというふうに感じているところ

でございます。

この平行誘導路と離着陸の回数の関係についてお伺いいたしますけれども、平行誘導路が整備されているほかの空港、その離着陸の回数、これはどういうふうになっているのか。また、現在の九州佐賀国際空港の離着回数というのはどのようなになっているのかお聞きします。

○青山空港課長 平行誘導路が整備されている岡山空港など、ほかの空港の離着陸回数を見ますと、おおむね年間一万回以上の離着陸回数となっている空港に平行誘導路が整備されている傾向が見られます。

また、九州佐賀国際空港におけます令和六年度の民間航空機の離着陸回数は年間約七千回ということになっているところでございます。

以上でございます。

○定松委員 将来のこの九州佐賀国際空港の離着陸回数、これはどのように増えていくのか、見込み、計画、そういうのがあれば教えてください。

○青山空港課長 令和五年度に策定をいたしました「佐賀空港がめざす将来像2024」におきましては、国内線を一日五往復から八往復、国際線を週十一往復から二十往復とすることを目指すこととしております。

この結果、旅客機やほかの小型機など、民間航空機の離着陸回数は年間約一万一千回程度になるのではないかなというふうに見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○定松委員 九州佐賀国際空港、そのように増えていくことが望ましいと私も思っています。それについては、やっぱり早急に対処をするべきこと、これはもうやっぱり二千五百メートルにすること、そして、誘導路も整備されることが望ましいのだというふうな説明も納得がきました。

この平行誘導路の必要性についても少し聞きますが、佐賀駐屯地の運用も

始まっておりまして、こうした現状を踏まえると、県は平行誘導路の必要性、これは民間の空港の運営だけじゃなくて、駐屯地も考えるとどのような必要性和捉えているのかお聞きします。

○青山空港課長Ⅱ先ほど御答弁させていただいたとおり、九州佐賀国際空港は、民間航空機だけであっても平行誘導路が必要な離着陸回数に近づきつつあるところでございます。

さらに、佐賀駐屯地においては、オスプレイ十七機の移駐に加えまして、目達原駐屯地からのヘリの五十機の移駐も予定されております。自衛隊機の年間離着陸回数は一万七千回というふうに言われております。

今後、九州佐賀国際空港の滑走路を使用する航空機が大幅に増えていくことを考えますと、全ての航空機の円滑な運行と、さらなる安全性の向上、これを可能とする平行誘導路の整備が必要であるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○定松委員Ⅱ分かりました。将来的には民間の空港、佐賀空港だけでも一万回を超える。そして、駐屯地のヘリやオスプレイに関しても一万七千回を超えるということですから、早急な整備が必要になってくるなというふうに思うところでありますけれども、その平行誘導路の整備に係る用地買収についてであります。

この用地買収、先ほどの二千五百メートルにする分は前もって計画どおりに取得をしていると思うんですけれども、平行誘導路というのはここ最近出てきた文言でしたので、それらについての追加の用地買収、これが必要なのかどうかお伺いします。

○青山空港課長Ⅱ平行誘導路につきましては、基本的に滑走路とエプロンとの間に整備する計画ということになります。県が所有する用地の範囲内に収まる

のではないかというふうに、今、考えているところでございます。平行誘導路を整備することによる関連施設、こういったものの影響も含め、新たな用地買収の要否につきましても、今後検討を進めていく中で明らかになっていくものというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○定松委員Ⅱ平行誘導路をつくることによって、新たな用地買収は今のところ計画にはないということでしょうか。

○青山空港課長Ⅱ基本的には、平行誘導路本体で用地買収が必要になるということはないというふうに考えております。ただ、建設をしていく中で、例えば、航空灯火でありますとか無線施設、あるいは気象施設、そういったものの移設等々が必要になってくる部分もあるかと思いますが。そうした部分で、もしかしたら何か用地を買収しなくてはいけないということも想定はしているところでございますが、今のところ、基本的に追加の用地買収は必要ないというふうに考えているところでございます。

以上です。

○定松委員Ⅱ分かりました。先ほどからの説明を聞いておりますと、これは早急につくらないかぬというふうに伝わってはくるんですね。実際この平行誘導路と滑走路延長というのは一体性を持たせたほうが良いというふうな、勉強会のときにもそういったお話がありました。これは一体性を持たせたほうが良いということであれば、当初から計画にのせておかんばいかぬやったのかなというふうにも感じるんですが、この供用と同一タイミングに実際なるのかどうかお伺いします。

○青山空港課長Ⅱ今回の検討調査におきまして、地盤改良の工法であるとか滑走路延長工事を踏まえた施工計画などの検討を行うこととしております。供用時期につきましても、こうした検討を進めていく中で明らかになっていくもの

というふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○定松委員Ⅱそれでは、平行誘導路の整備に係る検討調査の取組について伺いたしますが、平行誘導路の整備と滑走路延長、これは同時の工事が必要と言われています。今回の検討調査にどのように取り組んでいくのか、もう一度お願いします。

○青山空港課長Ⅱ今回、令和八年度予算案に計上させていただいております平行誘導路整備検討調査事業でございますが、平行誘導路整備に係る工事の期間であるとか費用、こういったものの算定、あるいは滑走路延長工事を踏まえた施工計画の検討などを行うものでございます。滑走路延長も平行誘導路整備もそれぞれが規模の大きな工事となりますことから、同時の工事が必要というふうに考えているところでございます。

有明海の漁業者の方々や地元にお住まいの方々のもとより、九州佐賀国際空港に関係する方々にとって、どうしたら工事による影響を最小化できるか、これを常に念頭に置きながら検討調査を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○定松委員Ⅱこの平行誘導路、そして滑走路の延長、これは早急にしていただく必要がありますけれども、タイムスケジュール的には先ほどの答弁のように、あと何年後につくらんばいかぬ、それから、平行誘導路と年次が一緒になるのかと聞きましたけれども、令和何年度の使用開始になりますか、もう一度お願いします。

○青山空港課長Ⅱ滑走路延長につきましては、令和十五年度までの供用、これを目指しているところでございます。平行誘導路の整備につきましては、やはり滑走路延長と同時に工事を進めていくということが最大の観点ということに

なつてきますので、その施工計画を踏まえた上で平行誘導路の整備についても施工計画を検討してまいります。そうした意味では、平行誘導路整備に係る施工計画というものについては今後の検討の中でということになってまいります。

以上です。

○定松委員Ⅱこれはあと七、八年もかかるんだと、さっき聞きよって思いましたけれども、それまでの間に利用がどんどん増えていくという状況になってくるんですね。それは安全性も含めてしっかりと検討していただきたいと思えます。しっかりと頑張ってください。

次の質問に入らせていただきます。問二は、有明海の環境変化に対応したノリの安定生産の取組についてお聞きをいたします。

この有明海を取り巻く状況、潮の流れの低下や海底の底質の悪化、さらに近年では、地球温暖化など気候変動の影響を強く受けております。非常に厳しいものとなっていると伺っております。

有明海の基幹産業であるノリ養殖は、令和四年度以降、三年連続で赤潮や少雨の影響によって、栄養塩不足により全域で色落ち被害が発生するなど生産量が減少してきました。漁業者の経営は厳しさを増しているというふうに言われておりました。

今漁期については、高水温の影響によって過去最も遅い十一月三日の種つけというふうになりました。要するに海水温が下がるのを待ってということになってしまったわけですが、漁業者の努力などもあって、秋芽ノリ期につきましては上質のノリが生産され、豊作と言える生産状況となりました。一方、冷凍網については、赤潮の影響によって全域で栄養塩が低下し、厳しい生産状況となっていると聞いております。

午前中、空港と一緒に、私は半分は外の潟のほうを見ておりました。漁船で

仕事をしておられる方々も一緒に、あれは酸処理、芽の消毒作業なんだろうなというふうな感じがしておりました。ちょっと遠目に見たんですけど、まだ若干色は黒いような感じがいたしましたので、いいノリがとれている。そして、聞くところによれば、二百八十億円、二百九十億円、三百億円目前というふうな情報もあっておりまして、今月末まであと二回ほど入札を残すという状況だと聞いております。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

今漁期のノリ養殖の生産状況についてお伺いをさせていただきます。

まず、秋芽ノリ期の生産状況についてはどうなっておるのか、水産課長、よろしく願います。

○横尾水産課長 秋芽網期は過去最も遅いスタートとなりましたが、心配された高水温の影響もなく、種つけは順調でありました。その後の生産においては、少雨の影響により河川などからの栄養塩の供給が少ない状況が継続したため、人為的な海域への栄養塩の添加を行うことや、ノリ網の管理を適切に行うなど、漁業者の方々をはじめとした関係者が懸命に努力されたところであります。

なお、今漁期の大きなトピックスは、年内、珪藻赤潮の発生がなかったことにあります。この珪藻赤潮はノリと栄養塩を競合する種類ですので、この赤潮の発生がなかったことから、栄養塩の添加の効果が高かったと考えられます。その結果、二年ぶりに「佐賀海苔[®] 有明海一番」が出品されるなど、良質なノリが生産され、秋芽網期の入札結果は生産枚数が約九・八億枚、生産金額が約二百三十一億円となり、秋芽網期ではいずれも過去最高となっております。

以上、お答えします。

○定松委員 秋芽ノリだけで二百三十一億円、これはすごい数字であります。

それでは次に、冷凍網期につきましてお伺いをいたしますけれども、冷凍の時期については、東中部では一月二十七日から、そして、西南部地区について

は二月二十三日から開始されたということであります。この養殖のスケジュールが地区間で大きく異なっておりますけれども、そういったスケジュールが異なった経緯、そして、これによって地区別の生産状況はどういうふうになっているのか御説明ください。

○横尾水産課長 冷凍網期の開始日は、例年、全域で統一日となることではありますが、今年度は、委員から御説明いただいたように、東中部地区では一月二十七日、西南部地区では二月二十三日になったところです。

スケジュールが異なった経緯につきましては、東中部地区においては、秋芽網期の生産が好調でありましたが、病気のリスクが高まっていたことから、一月二十四日に一旦漁場からノリ網を全て撤去し、病気のリスクを下げ、その三日後に冷凍網期が開始されたところです。

一方、西南部地区においては、秋芽網期の生産が好調だったことに加え、病気のリスクが低かったこと、さらには一月上旬に西部地区で赤潮が発生し、その後の栄養塩の低下が予測されたことから、とれるうちにとるというような判断があったことなどの理由から、西南部地区のみ、秋芽網期を二月上旬まで延長し、これに伴い、冷凍網期の開始を他地区より遅らせたというものであります。

次に、地区別の生産状況は、東中部地区では河口域で良質のノリが生産されましたが、沖合域では少雨などによる栄養塩不足により色落ちが発生しております。その後、二月の下旬のまとまった雨で色調がやや回復したものの、水温上昇による病気の被害拡大により、現在、厳しい生産状況となっております。

西南部地区では、開始直後は栄養塩不足でありましたが、二月下旬のまとまった雨に加え、三月三日に赤潮が終息したこともあり、栄養塩は回復傾向にあります。現在、一回目、早い人で二回目のノリの摘み取り作業を行っているところでありますが、良質のノリが生産されているというところでございます。

以上、お答えします。

○定松委員Ⅱ昨日、実はノリの養殖業者を訪ねました。冷凍ノリの一番摘みをもたらったんですけども、やっぱりきれいかったですね。こんなのがまだ取れているのというぐらい良質のノリが、今、とれていたんですね。今後温度が上昇するので、恐らく二番摘みまではどうなるのかなというふうな感じでお答えになっていました。感想としては、もうとらんでよかというぐらい腹いっぱいになっているような感じを受けたんですけども、やっぱりとれるときにとっとかんばいかぬというふうに思っ、内心はその方々もとれるときとっておこうというふうな心持ちであったように聞こえました。非常にいいことだなと。

今まで有明海全域で、一、二の三で冷凍に移り変わっていたものを、今回区分けして二段階でやっていった、その効果が十分出たのかなというふうに思いますし、二月の雨の少雨傾向にあったものが急に雨が降って、そして、私は雨が降ったときに田んぼの圃場のコルゲート管から水が出ているかなというふうなところまで見たんですね、やっぱりかなりの量が降っていました。麦の圃場にしてみても、タマネギの圃場にしてみても、その畝の溝の部分には水たまりができるぐらいの降雨でしたので、これはきつと有明海にはいい影響が出るなというふうに思っておったところでございます。

それでは、色落ち対策について、先ほど触れました赤潮、少雨に伴う栄養塩の不足が頻発しているために、色落ち被害を軽減することが安定生産のためには重要と考えております。その色落ち対策についてどのようなことをやったのかお伺いをいたします。

○横尾水産課長Ⅱ色落ち対策についてお答えいたします。

色落ちの原因となるのは赤潮や小雨でございますが、赤潮対策として、まずは赤潮プランクトンを食べる二枚貝の増殖というのが重要になってきます。今、非常に力を入れて行っているのがサルボウ貝ですね。現在サルボウの増殖

について様々な取組を行っているところでございます。

その一つとして、サルボウの種苗放流です。種苗放流については令和四年度から取り組んでおり、今年度は十二月二十五日までに殻長二から十ミリの稚貝約三百二十一万個を豪雨の影響が少ない西南部地区を中心に放流しております。放流した稚貝が大きくなり、卵を産む母貝、母親の貝のことを母貝と言いますけれども、母貝となることを期待しているところです。

また、近年の調査結果によりますと、卵から生まれた浮遊幼生が増加傾向にあることが分かっております。この浮遊幼生とは、基本的に二枚貝は卵から生まれると、海の中を漂う浮遊幼生の期間が約数週間あります。海にある何らかの構造物にこの浮遊幼生が付着して稚貝となります。この浮遊幼生の生き残りを高めるため、効率的に付着させる採苗器を生息に適する場所に設置することなども重要というふうに考えております。このため、採苗器の材質や設置場所の検討を行っており、効率的な採苗ができるよう、今年度は中西部地区を中心に全域で五万五千本を試験的に設置いたしました。

その後の調査結果において順調な稚貝の付着が確認されており、特に中西部地区の一部では、設置した採苗器に一本当たり千個体以上と多くの稚貝が付着していることを確認しました。

なお、有明海漁協においても、今年度、国の有明海再生加速化対策交付金を活用し、全域で採苗器二万三千本を設置されております。

以上、お答えします。

○定松委員Ⅱこのサルボウの浮遊幼生が、例年というか、前年よりも少し多くなってきたと、いいことでしょうかけれども、大水害のときに一回かなり激減した、それがやっと増えてきているというふうに私も認識しております。

さっき問題になったこのサルボウの採苗器、これはササの木、あれはたしか二メートルぐらいやったかな、それを潟に刺していくんですが、私も何十年も

前にそれを経験したんですけれども、その当時、十万本ぐらい立てていたというふうに聞いております。たしか南明漁協でも、そのうちの一万本ぐらい立てているんですね。ですから、五万五千本というのはちょっと少ないような気がするんですけども、いつか西南部地区の意見交換会の中では、どうか目標を五十万本にしてくれないかというような意見も出ていたかと思いますが、その取組をもっと加速させてほしいなというふうに思ったんですが、これは五万五千本をもう少し増やせるんですかね。

○横尾水産課長Ⅱ県の取組として、試験的に五万五千本をやっておりますけれども、これは少しずつ増やしていこうというふうに考えています。

さらに、有明海漁協さんのほうで、国のほうから直接予算を受けて実施している加速化交付金のほうでも、数倍レベルで本数を増やしたいというふうな御相談は受けておりますので、適切な場所や時期等に関して、有明水産振興センターと一緒に考えて、しっかりと考えるようにやっていきたいと思っています。

以上です。

○定松委員Ⅱ分かりました。全体に増やしてほしいなと思っています。

今までサルボウが一番捕れたときは、たしか千八百トンとか、そういった数字まで上がったんですが、今はもう全域で数十トン単位まで下がっているというところでございますから、これは一桁、二桁増やさんばいかぬとですよ。その取組もしっかりしていただきたいと思います。

それでは、次に色落ち被害を軽減するために赤潮の発生、発生後の動きを予測し、養殖管理に活用することが重要ということで、今議会にも提案がされておりました。その取組状況というのはどのようになっているのか、よろしくお願います。

○横尾水産課長Ⅱ令和六年度から九州大学等と連携しながら、赤潮の動き、赤

潮の発生やその後の拡大など、赤潮の動きや水温、塩分などの海況を高精度に予測できる海況予測システムの開発に取り組んでおります。

赤潮の動きの予測については、現在、必要な情報となるプランクトンの種類や、その種類ごとの増殖に関する基礎的なデータの蓄積及び解析を進めているところでございます。

なお、水温、塩分、潮位の予測システムについては、開発が進んだことから、漁業者の方々に情報提供しており、養殖スケジュールの検討やノリ網の水位調整などの管理に活用されています。

以上、お答えします。

○定松委員Ⅱ今までも、たしか赤潮の被害状況は、私の知っておる限りでは、ファクスでばつと来ていた。そこには栄養塩等が〇・四ですとか、そういったものが、潮流も含めて、データが漁業者のほうに流れてきていたんですね。ノリ業者のプロたちは、それを見て、ノリのつり高とかなんとかも、しっかりと取り組んでおられました。

今後、その予測、予察といったものが、このデータとして、例えばアプリに直接配信するとか、アプリで瞬時に三十分ごとに更新されるとか、そういったところまで取り組んでいけるのかどうか、ちょっと聞かせてください。

○横尾水産課長Ⅱ現在の予測システムについても、ホームページのほうで漁業者の方々がアクセスして、予測の数日後の水温の状況とかを見るようにはやっております。

ただ、委員が言われたように、利便性を上げるという意味でアプリを活用する、そういったことも今後必要になってくるかなというふうには思っております。

いろんな努力をして、なるべく漁業者の方々が利用できやすいような情報提供というのを努力していきたいというふうに思っています。

以上です。

○定松委員Ⅱ私たまに一年に数回、釣りに行くんですね。釣りに行くと、ナギがついていますし、魚探、魚の群れ、これはどういう魚だ、サワラだとか、それからこれはタイよね、イカよねというのが、見る人によってはきちつと分かるというふうなことで、船ごとにだんだんと魚探の精度も上がってきているんですね。それから考えると、ノリについてはこの取組というのはちょっと遅かったなというふうな気もいたします。

ノリの漁師さんたちも、そういう装備を船とノリ小屋のほうにつけて、そういったアプリを十分活用できるようにきつとすぐなると思うんですね。ですから、精度を上げた利活用ができるように、そして情報が真つすぐ、何ていうんですかね、摘みに行く若い世代の人たちが瞬時に判断できるような体系づくりをしていただきたいと思います。

今後の取組についてですが、養殖環境の変化を踏まえた安定生産に今後どのように取り組んでいくのか、横尾課長にお伺いします。

○横尾水産課長Ⅱ気候変動の影響による環境変化は今後も続くと考えられ、さらなる水温上昇に伴う漁期の短縮や、少雨や赤潮等による栄養塩不足が想定されます。ノリの安定生産のためには、こういった環境変化に対応した対策が必要というふうに考えております。

色落ち対策としてのサルボウ増殖につきましては、稚貝の放流や効果的な採苗器の設置を継続して実施するとともに、有明海漁協では、来年度、採苗器の設置本数を増やすことを計画されておりますので、円滑に取組が進むよう、しっかりと支援していきます。

海況予測システムに関しては、来年度は現在提供している水温や塩分などの予測精度をさらに高めるとともに、赤潮の動きについては、データの蓄積と解析を進めます。データの提供の仕方についても、なお一層努力をしていきたい

というふうに思っております。

また、栄養塩不足の対策として、直接ノリに栄養剤を添加し、色調を維持する技術開発の実証に取り組んでいきます。

今後とも、漁協や国、大学等との連携をさらに強め、漁業者の方々が将来にわたって安心してノリ養殖を営めるよう、ノリの安定生産に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○青木委員Ⅱ自民党の青木です。ちょっと風邪で声がこのような感じになって大変聞きづらいと思います。まずおわび申し上げます。

簡潔に質問いたします。

佐賀空港の自衛隊使用について質問いたします。

まずは佐賀駐屯地には、日頃より国防の最前線を担われていることに敬意と感謝を申し上げ、何より隊員の方々の御安全を願います。

佐賀駐屯地が開設されて既に八カ月が経過しました。日夜厳しい訓練が行われていると思います。特に周辺の駐屯地への飛行訓練をはじめ、相浦駐屯地を有する水陸機動団との密な連携のための訓練も行われていると承知しています。

先日、水陸機動団長であり、相浦駐屯地司令でもある武者司令とお話する機会がありました。佐賀駐屯地が開設されたことで近接性を生かした連携が取りやすくなり、一体的な運用に向けたスキルアップや練度向上にもつながるなど、佐賀駐屯地に大きく期待をされていました。

また、佐賀駐屯地の青山司令と水陸機動団長の武者団長は防衛大学時代からの間柄とのことで、今後、密に連携を取っていかれる上で、大変頼もしい存在であると、お二人であると感じたところです。

一方で、目達原駐屯地から移駐するヘリコプター隊、約五十機については、

これから計画をされていくことになると思います。しかし、このヘリコプター隊の約五十機の移駐については、いまだ具体的な計画が示されておらず、吉野ヶ里町や上峰町からは、部隊移駐による隊員やその家族の転出など、まちづくりへの影響を心配する声や、今後のまちづくりを検討していく上で重要な情報が全く示されていないことへの不安の声があるのも事実であります。

佐賀駐屯地と地域との信頼関係構築については、佐賀駐屯地の隊員の方々が地域に入って清掃活動への参加など、地域への理解促進につながる活動に対して積極的に努力をされており、大変頼もしいと思っていますところ。県としても、今後このような駐屯地の前向きな姿勢に対して真摯に対応していく必要があると考えます。

そこで、次の点について伺います。

一点目は、目達原駐屯地に所在するヘリコプター部隊の移駐についてです。

まず、ヘリコプター隊、約五十機の部隊の移駐スケジュールについて、防衛省からどのような説明を受けているのか伺います。

○山崎駐屯地調整室長Ⅱ 先ほど委員からも紹介がございました相浦駐屯地の武者司令との対談記事、私のほうも読ませていただきました。

さて、御質問がございました目達原駐屯地からのヘリ約五十機の佐賀駐屯地への移駐の時期につきましては、平成二十七年七月の防衛省からの佐賀空港の自衛隊使用要請の際、オスプレイ十七機の配備だけでなく、周辺の市街化が進む目達原駐屯地からもヘリ約五十機を、新たに設置する駐屯地に移駐させたい旨の説明がございました。

そして、このことにつきましては、昨年三月のこの委員会であります佐賀空港・有明海問題対策特別委員会におきまして、九州防衛局の企画部長のほうで、駐屯地の整備状況を踏まえて検討することになっており、現時点ではまだ決まっていないという趣旨の答弁をされており、県に対しても同様の説明がな

されているところでございます。

なお、駐屯地の整備状況ということで申し上げますと、昨年六月末までに隊庁舎のほか、格納庫や駐機場、燃料タンクなどオスプレイの移駐に最低限必要な工事を完了しまして、同年七月九日に佐賀駐屯地が開設をされたところでございます。このため、本日の午前中の視察の際にも説明がございましたが、開設後の現在におきましても、体育館ですとか倉庫や車両整備場などの工事が行われている状況でありまして、防衛省からは全体の整備が完了する時期は未定であるという説明を受けているところでございます。

以上でございます。

○青木委員Ⅱ 移駐のスケジュール等が県のほうで分かり次第、地元には丁寧な説明をお願いしたいと思います。

次に、地元自治体への対応についてであります。

吉野ヶ里町及び上峰町に対して県はどのように対応を行っているのか。また、今後どのように対応していくのか伺います。

○山崎駐屯地調整室長Ⅱ 目達原駐屯地は、昭和二十九年に開設されて以来、七十年以上が経過をしております。昨年五月に開催をされました目達原駐屯地創立七十一周年記念行事には私も参加をさせていただきました、青木委員とも現地でお会いをさせていただいたところでございます。

目達原駐屯地は、地元の吉野ヶ里町や上峰町との間で七十年以上にもわたる期間をかねまして信頼関係を築き上げてこられたと認識をしております。他方、防衛省の計画では、目達原駐屯地のヘリコプター約五十機、隊員にしまして五百名から六百名が佐賀駐屯地に移駐することとされております。

そうした中、吉野ヶ里町では、昨年六月に目達原駐屯地司令に対し要望書を出されるなど、地元自治体である吉野ヶ里町や上峰町が移駐による影響を懸念されていることは承知をしているところでございます。防衛省や自衛隊にあって

は、関係自治体や地域との関係を継続していけるよう丁寧に取り組んでいただきたいと思っています。

県としましては、これまでも吉野ヶ里町や上峰町に対して、佐賀空港の自衛隊使用への対応状況ですとか駐屯地の開設に向けた動きなどについて、情報提供や意見交換などを行ってきたところでございます。現時点では、防衛省から具体的な移駐の時期ですとか方法についての説明はございませんが、防衛省から説明があれば、地元の吉野ヶ里町や上峰町と情報共有をしつかりと行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○青木委員Ⅱ引き続き丁寧な対応をお願いしたいと思います。

二点目は、佐賀駐屯地と地域との関係構築についてです。

まず、佐賀駐屯地の取組についてであります。

駐屯地開設以降、隊員の方々は、地域の清掃活動などで地域の方々と一緒に汗をかかれています。佐賀駐屯地では、地域との関係構築のためにこれまでどのような取組が行われてきたと承知をしているのか伺います。

○山崎駐屯地調整室長Ⅱ昨年七月の駐屯地の開設以降、佐賀駐屯地の隊員の皆さんは様々な地域活動に積極的に参加をされているというふうに承知をしております。

幾つか紹介させていただきますと、昨年十月に行われました川副町の海童神社での秋祭りには十八名の隊員が参加をされました。その際、保存会の会長からは、荷が重いので本当に助かった、自衛隊の人たちと一緒にやってこの町の活性化につなげていけるよう努力をしたいといったコメントがあったと聞いております。

また、地元の川副中学校の恒例行事であります学校周辺を約十二キロ歩く行事に参加された際には、これからの進路を隊員に尋ねる生徒もいたといった新

聞記事もございました。

それから、佐賀を代表するイベントでありますバルーンフェスタには、約七十名もの隊員が参加をされました。参加希望者も特に多く、実際に参加をした隊員の方々からは、とても満足をされたと聞いているところでございます。

最後に直近の話でありますと、「さが農業まつり」に参加をされ、一度に二百人分の食事を作ることができる野外炊具という、いわゆるかまどを載せた装備を用いまして、八百食の豚汁を無料で配布したところ、大変好評であったというような話を聞いているところでございます。

以上でございます。

○青木委員Ⅱ本日に隊員の方々は、地域の方に御理解をいただけるように必死に地域に入って活動されていると思います。

最後に、県の対応についてです。

佐賀駐屯地の青山司令とお話した際にも、隊員が心から佐賀を愛し、地域に理解を求める活動を続けていくことが大切とおっしゃっていました。このように、佐賀駐屯地が目指される姿に対して県としても真摯に向き合い、また同時に、しっかりとした形で関わっていかねばなりません。また県では、今後、駐屯地調整室の組織としての改編もあると思いますので、県内駐屯地との連絡体制の維持など関わりを深めていただきたいと要望しておきます。

そこで、県においては、佐賀駐屯地と地域との関係構築に向けてどのように対応していくのか答弁を求めて、質問を終わります。

○山崎駐屯地調整室長Ⅱ佐賀駐屯地の皆さんは、青木委員からも紹介があったように、青山駐屯地司令がいろんなところで発言されているように、佐賀を愛し、佐賀に愛される駐屯地を目指していると承知をしているところでございます。県といたしましても、佐賀のことを好きになってもらえるよう、佐賀市などとも連携協力をしながら、県内のイベントですとか佐賀の文化など、佐賀県

や県民の皆さんとのつながりがもともと生み出されるような情報を積極的に提供してまいりたいと考えております。佐賀駐屯地には、地元との間で未来志向の関係が築かれるよう、お互いに敬意を持ちながら信頼を積み重ねていくしてほしいと思っていますところでございます。

以上でございます。

○野田委員 Ⅱ県民ネットの野田でございます。

午前中、駐屯地の視察をさせていただきました。一つだけ感想ということで言わせていただくと、本当に淡々と進めていらっしゃるということと、排水関係も一部あればあったものの、しっかりと管理されているという説明を受けたいと思います。

ただ、あそこの八階から改めて南のほうを向いたときに、格納庫が上から見ても真っ白で、艶消しでもないし、上から見て、空港滑走路全体の風景になじんでいるような景観じゃなくて、真っ白というのがこれから先どうなんだろうという、私はちょっと違和感を感じたんですね、ここにありというような、そういうふうに見せるもんじゃないと私はちょっと感じたものです。

今回は有明海の漁業振興について伺いさせていただきます。

漁船漁業については、タイラギが十四年連続休漁、アゲマキは七年連続休漁、近年では夏場の頻発する豪雨の影響などにより、これまで比較的取れていたサルボウでさえとれなくなるなど、大変厳しい状況が続いているというふうに認識をしているところでございます。

田畑であれば、県独自対策でも効果は出るものと考えているところでありますが、有明海は佐賀県、福岡県、熊本県、長崎県の沿岸の四県に囲まれた閉鎖性の高い海域であり、四県で共通の水産資源を利用し、赤潮や豪雨の被害などの共通の課題も多いと認識しているところであります。私はこのような有明海こそ、沿岸の四県をはじめとする関係者が連携した取組が最も重要だと考えて

おります。

また、基幹産業であるノリ養殖についても、令和四年度以降、三年連続で窒素などの栄養塩不足により、全域で色落ちが発生し、残念ながら生産枚数、生産額の日本一を逃しております。

先ほどもありましたけれども、今漁期については、秋芽網期において、二年ぶりに「佐賀海苔® 有明海一番」が出品されるなど、久々に明るいニュースがあったものの、冷凍網期では色落ちが広範囲に発生し、厳しい生産状況となっていると聞いているところであります。高温少雨の中、降れば大雨など、異常気象にも気になるところです。

そこで、次の点についてお尋ねいたします。

まず、二枚貝の資源回復について伺いいたします。

四県協調の取組について、まず伺いいたします。

県では、有明海の水産資源を回復させるため、主要な魚介類の放流や漁場環境の改善などに取り組まれており、特に有明海の共通資源であるタイラギとアサリについては、沿岸四県と国が協調して取り組んでいると聞き及んでおります。

そこでまず、タイラギについてお尋ねいたします。

タイラギの協調した取組状況はどうなっているのかお尋ねいたします。

○横尾水産課長 Ⅱタイラギにつきましては、卵を産む母貝が少ないことから、有明海沿岸四県の海域特性を踏まえた上で、連携しながら稚貝の生産、放流——タイラギの場合は、この放流がちょっと立ててあげないといけないんです。移殖といいます——による母貝団地の造成を実施しております。

具体的には、タイラギは低塩分の影響を強く受けることから、豪雨シーズンの低塩分化リスクが小さい熊本県で四県分の稚貝を育成し、その後、塩分が低下しにくい秋以降に各県の母貝団地に適する場所、佐賀県では太良町地先に移

殖するなど、四県で協調して取り組んでおります。

以上、お答えします。

○野田委員Ⅱ広範囲での連携というふうに受け取ったところであります。これからの連携をよろしくお願いしたいと思います。

次に、アサリについてです。

同様にアサリの取組状況はどうなっているのかお伺いいたします。

○横尾水産課長Ⅱアサリにつきましては、一定数の母貝が生息していることから、天然の浮遊幼生を効率よく採苗して管理し、生き残りを高めることで母貝をさらに増やしていくことが重要であります。

このため、沿岸四県において、浮遊幼生の発生状況や分布等を把握するため調査を同じタイミングで行い、調査結果を踏まえて各県ごとに最適な位置に採苗器を設置し、ナルトビエイなどからの被害を防ぎながら、母貝として大きく育てる取組を実施しています。

以上、お答えいたします。

○野田委員Ⅱ特にアサリなんかは日頃の食卓に身近に出てくるという、非常に私たちにも身近な食材であります。そういったところの取組というところで、母貝が多いというところには少し安心をさせていただいたところですけども、その生育に関してはいろいろ課題もあるかと思えます。引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

それでは次に、県独自の取組についてお伺いいたします。

四県協調の取組以外にも、豪雨に強く成長が早い、そして、養殖期間が短いスミノエガキの増殖や二枚貝の生息環境改善のための海底耕うんに独自に取り組んでおられると聞いております。

そこです、スミノエガキについてですが、取組状況についてはどうなっているのかお伺いいたします。

○横尾水産課長Ⅱ低塩分に強いスミノエガキは、近年頻発する豪雨の影響を受けにくく、新たな増養殖対象種として期待されることから、増殖技術の開発に取り組んでいるところでございます。

増殖には、まず天然の浮遊幼生の確保が必要であることから、浮遊幼生が多く発生する場所や時期の調査や、確保に適切な採苗器の種類や形状などの採苗技術の開発に取り組んでおります。

これまでの成果としては、採苗に適した場所が六角川や塩田川の河口域であることが明らかになっております。

以上、お答えいたします。

○野田委員Ⅱ浮遊幼生を生かすも殺すも、やはり海底耕うんですか、そういったところの効果も非常に影響してくるのじゃないかというふうには私は考えるところですよ。

そういった意味で、海底耕うんの取組状況についてお伺いいたします。

○横尾水産課長Ⅱ海底耕うんは、海底に堆積している砂や泥などを攪拌し、底質中に酸素を送り込み、二枚貝の生息環境の改善を図るもので、金属製の爪がついた海底耕うん専用の器具を船で引っ張る方法により実施しております。

県では、漁業者の方々の要望を踏まえ、令和五年度から佐賀市沖から太良町沖の沿岸部において、毎年度千五百ヘクタール規模での大規模な海底耕うんを実施しております。

さらに、従来の方法に加え、耕うん機に備えたノズルから噴射されるジェット水流の力で耕うんする新たな方法も一部で導入するなど、手法の改善にも取り組んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。

○野田委員Ⅱこの海底耕うんですけれども、私ちょっと今回のやつ調べておりましたところ、「予想以上に大規模な『貧酸素水塊』を確認」、「諫早湾は酸欠状態」

「二〇〇一年八月に実施した有明海の自然環境調査の結果を緊急発表」という中に、ちよつと面白いやつがありました。そういった嫌気化したヘドロに酸素を供給し、質を改善する効果がありますと。しかしながら、それを行ったにしても、あまりにも今度よくなるとバクテリアみたいなのが発生して、逆にすつと酸素が落ちたというような調査結果があるということで、こういったことも非常に改善もするんだけど、貧酸素水塊の発生要因となる負の影響も十分に理解することが必要であるというような文献が大分前に出されているんですね。こういったことは今まで何か実際に聞かれたこと、あるいは影響があったことがございましたらお願いします。

○横尾水産課長Ⅱ委員からお話があったように、海底耕うんに関しては、タイミングによって、場所もそうですけれども、マイナスになる可能性はあります。それを踏まえて適切な時期、場所、方法等を検討する必要があると。先ほど御説明いただいた貧酸素水塊が夏場発生いたします。なので、その夏場の時期を避けて実施をするというようなことは、現在、過去のそういう試験結果とか、そういうものを踏まえて、今一番いいやり方で検討しながらやっているところですので、そういったものもしっかりと把握しながら取組を進めていきます。

以上です。

○野田委員Ⅱ海底耕うんは非常に理屈というか、理論的なもの、あるいは作業的なものには非常に効果があるというふうには一般的には聞いているところですが。しかしながら、三カ月ぐらいするとはぼまた元に戻るというような、そういった調査もちよつと今回、私、見たりしましたし、またそうやって種がある、浮遊幼生があるときの前後に開墾したほうがいいとか、何かタイミングもいろいろあるようです。

そういった意味において、またあとちよつと質問の中にはあるんですけれども、いろいろな要素、あるいはそういった効果というところを十分に、何とい

いますか、今までの経過の中で何かまとめられる部分——というのが、実は漁師さんが請け負ってなさっていらつしやるというふうに聞いたわけですね。それはそれで、しっかりと自分たちの仕事領域のところを管理なさっているという面では非常にいいことだというふうに私は思っているんですけれども、ただ、そういったところでの蓄積されたデータは多分ないと思うんですが、経験とか、そういったことが非常に重要になってくるかと思うんですが、そういった海底耕うんの蓄積されたものを生かす方法というのは何か特別あるんでしょうか、お尋ねいたします。

○横尾水産課長Ⅱ先ほどお答えさせていただいたように、常に最適な方法を検討しながら実施をしていくということが重要と思っております。漁業者の方々が海底耕うんされている場所もありますけれども、当然その広範囲にわたってつぶさにその全てを把握することは難しいんですけれども、代表地点を有明水産振興センターのほうで毎年数回、底質調査等を行っていて、その改善の状況等というのは把握をしています。いろんな海底耕うんのやり方も検討している中で、新しいやり方を実施するときには、必ずその前後でその効果を見たりとやっております。

場所によってというのは、東部地区は砂混じりの泥で、西南部地区が泥のほうが多いと。底質も違いますので、適切なやり方も変わってくるんですよ。しかも、二十年前、十年前と比べて、全域の底質の状況というのも徐々に少しずつ変わってきているんですよ。だから、適切なやり方がやはり変わってきているところもつぶさに確認しながら最適な方向を探って、よりよい効果がでるようにというものはやっていきますので、頑張ります。

以上です。

○野田委員Ⅱ千五百ヘクタールという広大なところをそういうふうな細かな管理をしていただいていうところに、また期待をさせていただくところで

あります。

それでは次にノリ養殖における栄養塩の管理について伺いいたします。

近年のノリの不作の主要な要因は、少雨や赤潮の発生による栄養塩の不足であると聞いております。

そこで、次の点について伺いいたします。

ノリの生産枚数についてです。

令和四年度以降の生産枚数はどのようになっていくのか伺いいたします。

○横尾水産課長 令和四年度から令和六年度における三年間の平均生産枚数は九・五億枚であり、平成二十九年度から令和三年度までの五年間の平均約十七・三億枚の約半分と厳しい生産状況となっています。この原因は、少雨と赤潮の長期化、この二つが重なったことによる栄養塩不足などと考えられます。

今漁期につきましては、秋芽網期では赤潮の発生が少なく、順調な生産状況であったことから約九・八億枚と、秋芽網期の生産枚数としては過去最高でありました。一方、冷凍網期では、少雨や赤潮の影響による栄養塩不足等により生産枚数が伸びていませんが、現在、西南部地区を中心に一枚でも多く良質なノリが取れるよう、漁業者の方々をはじめとする関係者で努力をされているというところでございます。

以上です。

○野田委員 自然の予測というのは非常に難しいというふうに感じている次第です。そういった中で、赤腐れ病ですか。こういったものも今回発生したというふうに伺っているところです。ノリには全体的でいうプランクトンはあまり要らないんですけれども、二枚貝は逆に必要とするという相反する漁場というところで大変難しいところもあるんじゃないかというふうに本当に思います。こういったところで、さらにちょっとお尋ねさせていただきます。

他県における栄養塩規制緩和についてお尋ねいたします。

今年一月に本委員会県外視察で、愛知県の海域での栄養塩不足に対する取組を視察させていただきました。愛知県伊勢湾では、高度経済成長期には窒素やリンを含む大量の排水が海に流入し、赤潮や酸素不足が問題になり、他地域に比べて厳しい排水基準を設けてきたことでありました。しかし、規制によって水質は改善したものの、今度は栄養塩不足がノリの色落ちや二枚貝類の減少の要因の一つとされており、愛知県では総量規制基準の見直しを検討されておりました。

愛知県伊勢湾と有明海の栄養塩の規制に違いはあるのか、この辺りをお伺いいたします。

○古賀有明海再生・環境課長 委員御指摘のとおり、愛知県伊勢湾では国が県ごとに排出できる汚れの量、汚濁負荷の総量を制限した規制が適用されています。一方、有明海ではそのような規制はなく、事業所からの排水は全国一律の排水基準が適用されているところです。

具体的には、有明海に流入する、例えば、食品工場などの事業所からの排水基準は水質汚濁防止法第三条に基づく規則により定められておりまして、全国一律の濃度基準、一日当たりの窒素が六十ミリグラム／リットル以下、リン八ミリグラム／リットル以下となっております。

一方、伊勢湾では、水質汚濁防止法第四条の二の規定に基づきまして、人口や産業の集中により、事業所排水規制のみでは海域の環境基準を確保することが困難と認められる地域として環境大臣が指定をしております。現在、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海の三つの海域が指定されているところでございます。この三つの海域における事業所排水の規制は、国が各県の排出総量を定めた総量削減制度によりまして、全国一律の排水基準よりも厳しい規制が適用されているところでございます。

また、それぞれの海域の水質環境基準でございますが、こちらのほうは環境

基本法で規定されておりまして、例えば、有明海のノリ養殖海域におきましてはⅢ類型に指定され、窒素が〇・六ミリグラム／リットル以下、リン〇・〇五ミリグラム／リットル以下の環境基準が設定されております。

一方、伊勢湾のノリ養殖海域におきましては、Ⅲ類型よりもさらに厳しいⅡ類型に指定されておりまして、窒素〇・三ミリグラム／リットル以下、リン〇・〇三ミリグラム／リットル以下の基準が設定され、有明海に比べ、伊勢湾はより厳しい基準となっておりますのでございます。

そのため愛知県では、事業者の排水規制によりまして、水質の改善が図られたわけですが、一方で、海域の栄養塩不足が低下し過ぎたため、ノリ、アサリの養殖に必要な栄養塩濃度を確保するよう次期総量削減計画の策定に向け、削減量の緩和や海域の基準をⅡ類型からⅢ類型へ見直しをするなど、国のほうと検討されているところでございます。

以上でございます。

○野田委員Ⅱ細かな御説明を頂戴いたしました。

現地で本当に何でこんなに細かく管理なさっていらっしゃるんだろうと県の職員さんにもお話ししたところでありました。本当に内容がしっかりと規制がかかっているところに対する対応ということで理解させていただきました。ありがとうございます。

それでは、最後です。今後の取組についてです。

有明海の漁業振興に向けては、本当に待ったなしといえますか、立ち止まることなく対策を続けていかねばならないと強く感じているところです。十年間で総額百億円、有明海の漁場環境の改善を図ることを目的に、国から漁業団体へ直接交付される有明海再生加速化対策交付金が創設されて年に十億円ということ、今後、各県で活用されるものというふうに認識しております。

これは個人的に期待をするものの、四県で二億五千万円という平等折半とい

うような、この金額の割り方には、私はちょっと疑問を持つところがあります。こういった中、これまでの対策にあわせて、今後、二枚貝の資源回復やノリの安定生産にどのように取り組まれていくのか伺いたします。

○横尾水産課長Ⅱ今後の取組についてお答えいたします。

まず、二枚貝の資源回復につきましては、依然として厳しい状況にあります。タイラギやアサリなど、有明海沿岸の四県で共通して取り組んでいる資源につきましては、国や他県と連携して母貝団地の造成などの取組を継続して行っていくします。

また、スミノエガキについては、有明海特産の二枚貝であり、ブランド化やノリ養殖との複合養殖も期待できるため、引き続き本県独自の取組として、増養殖技術の開発に取り組んでいきます。

次に、ノリ養殖の安定生産につきましては、色落ち対策としても重要なタイラギ、アサリ、スミノエガキに加え、サルボウなどの二枚貝類の資源回復や環境予測を活用した養殖管理の高度化、さらには、新たな栄養塩添加技術の実証に取り組んでまいります。

今後とも、漁業者の方々が将来にわたって安心して漁業を営めるように、沿岸の四県や国、漁協等との連携をさらに強め、二枚貝の資源回復やノリ養殖の安定生産に取り組んでまいります。

以上お答えいたします。

○野田委員Ⅱありがとうございます。もう一つだけ最後にお伺いさせていただきます。

今までしっかりとそういった対策はなさってこられたものと本当に認識しているところです。

そこで、先ほど申し上げました令和七年度から始まった加速化の交付金ですね。ああいったものが入ることによって、例えば、今まで海底耕うんはこれだ

けの広さをやっていたけど、こういうふうに広くなるんですよとか、あるいは回数がこれだけ増えるんですよとか、今おっしゃってくださったいろんな二枚貝への取組とか、そういったことが、今までこれだったんだけど、プラスこういう交付金加わることによって、もっと充実した部分という、その肉厚された部分というのは、何か見える形でお答えできるところはございますか。

○横尾水産課長Ⅱ委員からお話しされた加速化交付金、これは国から直接漁協さんのほうに来る予算ですけども、この目的は漁業者の方々自らいろんな取組を行うというに使えるお金で、当然、これまで県とか国とか、有明海再生のために様々な取組を行っていますけれども、その成果を活用してより拡大する、名称にもありますように、加速化させるという目的で実施するものですので、本当にいろんな取組は、漁業者の方々自らがしっかりと考えて、やるぞというような意気込みを持ってやるということも重要ですので、そういった意味では、こういった交付金が有効に活用されていくんじゃないかなというふうな期待をしているところです。

以上です。

○野田委員Ⅱ先ほども申し上げたように、そういったところが、ああ、よかったよねというような見える化につながればというふうに思っています。どうぞ頑張ってくださいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○石倉委員長Ⅱこれで質疑を終了いたします。

○ 継 続 審 査

○石倉委員長Ⅱお諮りいたします。

自衛隊による佐賀空港使用、佐賀空港の利活用、及び有明海の海洋環境の保全等に関する諸問題の調査に関する件につきましては、重要な問題が残されており、閉会中もなお継続審査に付する必要がある旨を議長に申し出ることにしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石倉委員長Ⅱ異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、本日の委員会での質疑応答において、数字または字句の誤り、及び不適切な表現などがありました場合は、適宜委員長の手元で精査の上、訂正などを行うことに御承認を願っております。

これをもちまして、佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後三時二十六分 閉会

速 記 者 竹 澤 理 恵

佐賀空港・有明海問題対策等特別委員長

石倉秀郷

同 副委員長

青木一功

会議録署名者

富田幸樹

同

岡口重文

同

江口善紀

同

武藤明美

議会議務局長

真坂昇

議事課委員会担当主事

森山誠之

令和八年三月十日（火）

新幹線・地域交通問題対策等特別委員会会議録

於 第四委員会室

新幹線・地域交通問題対策等特別委員会

委員長	指山清範
副委員長	藤崎輝樹
理事	石井秀夫
〃	池田正恭
〃	徳光清孝
委員	木原奉文
〃	西久保弘克
〃	桃崎祐介
〃	弘川貴紀
〃	古賀和浩
〃	中本正一

新幹線・地域交通問題対策等特別委員会質問者順序

月 日	順 序
三月十日（火）	
徳光 清孝 322 頁	1
桃崎 祐介 328 頁	2
中本 正一 342 頁	3
弘川 貴紀 351 頁	4

午前十時 開会

○指山委員長Ⅱおはようございます。ただいまから新幹線・地域交通問題対策等特別委員会を開催いたします。

○議席指定

○指山委員長Ⅱまず、本日の議席につきましては、会議規則の規定を準用し、ただいま御着席の議席を指定したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○指山委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○会議録署名者指名

○指山委員長Ⅱ次に、会議録署名者として、西久保弘克委員、弘川貴紀委員、徳光清孝委員、中本正一委員、以上の四人を指名いたします。

九州新幹線、新幹線停車駅周辺整備、及び在来線、バス路線等地域交通体系に関する諸問題の調査に関する件を議題といたします。

本日の委員会は、お手元に配付いたしております日程表のとおり、参考人招致を行います。

○参考人の出席について

○指山委員長Ⅱ参考人の出席についてお諮りいたします。

九州新幹線、新幹線停車駅周辺整備、及び在来線、バス路線等地域交通体系に関する諸問題の調査に関する件について、本日、九州旅客鉄道株式会社取締役常務執行役員 松下琢磨氏を参考人として、九州旅客鉄道株式会社総合企画本部新幹線計画部部长 牛島康博氏、課長 藤井崇博氏、主査 沢井孝佑氏、以上三名の方をその補助者として本委員会に出席を求め、お手元に配付いたしております日程表に記載の事項について御意見を聞きたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○指山委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、そのように決定し、その旨、議長に申し出ることにいたします。
暫時休憩します。

午前十時二分 休憩

新幹線・地域交通問題対策等特別委員会 日程表

令和8年3月10日(火)

第4委員会室

◎参考人招致

予 定 時 間	10:00～15:00
参 考 人	九州旅客鉄道株式会社 取締役常務執行役員 松下 琢磨 氏
補 助 者	九州旅客鉄道株式会社 総合企画本部 新幹線計画部 部長 牛島 康博 氏 課長 藤井 崇博 氏 主査 沢井 孝佑 氏
意見を求める事項	九州新幹線西九州ルート及び在来線について
質 疑 者	① 徳光 清孝 委員（県民ネットワーク） ② 桃崎 祐介 委員（自由民主党） ③ 中本 正一 委員（公明党） ④ 弘川 貴紀 委員（自由民主党ネクストさが） ※各会派代表の質疑終了後、フリー形式による質疑

午前十時三分 開議

○指山委員長Ⅱ委員会を再開します。

ただいまからお手元の日程表に従いまして、参考人から御意見を聞くことにいたします。

それでは、本日御意見をお聞きする参考人を御紹介申し上げます。

九州旅客鉄道株式会社取締役常務執行役員 松下琢磨氏です。ほか補助者の方々です。よろしくお願いいたします。

松下参考人及び補助者の方々に一言御挨拶申し上げます。

本日は御多忙中にもかかわらず、そして、遠方から本委員会のために御出席いただき、誠にありがとうございました。

地域の声を拾い上げていく、それが我々の使命でございます。今日はそのことを皆様方に直接お届けし、意見交換、議論できればというふうに思っております。あわせて新幹線の問題も議論できればと思っておりますので、どうぞ最後までよろしくお願い申し上げます。

これより松下参考人には、九州新幹線西九州ルート及び在来線について御意見を述べていただき、その後、委員の質疑にお答えいただきますようお願いいたします。

なお、参考人は着席のまま意見を述べられて結構です。それでは、よろしくお願いいたします。

○松下参考人Ⅱ皆様、JR九州の松下でございます。本日はこのような機会を与えていただきまして、本当にありがとうございます。

私のほうから、皆様にお配りしておりますが、御説明資料というもので、九州新幹線、西九州新幹線の概況ということでお話をしてみたいというふうに存じます。

〔資料を364頁から408頁に掲載〕

○松下参考人Ⅱ次第ということでお示ししておりますが、西九州新幹線の状況、それから、鹿児島ルートとの現況、西九州ルートに対して鹿児島ルートがどうであったかということをお話したいというふうに考えております。そして、西九州ルートの整備に關しましての当社の方針ということでお話をいたします。そして、鹿島・多良方面、それから佐賀県域における当社の取組ということで御案内、御紹介をしてみたいというふうに考えております。

次のページでございます。

まず、西九州新幹線の武雄温泉―長崎間の現況でございます。

西九州新幹線の現況でございますけれども、お示ししておりますが、運本数につきましては四十四本ということでございまして、速達、それから各駅停車と、それぞれ記載の本数を運行させております。また、新大村から長崎間の列車も三本運行ということでございまして、時間短縮効果は御存じのとおり、三十分の時間短縮効果でございます。博多―長崎間が一時間五十分から一時間二十分、佐賀―長崎間が一時間十二分から四十四分ということで、三十分の短縮をしたということでございます。この三十分の短縮効果でもやはり大きいものがあつたというふうに考えているところでございます。

西九州新幹線の御利用の状況を次のページでお示ししております。

コロナ禍前との比較ということでお示ししております。見ていただければ分かると思いますが、開業一年目、二年目、三年目と毎年、お客様でいきますと三百名ずつ増えてきているということでございます。開業一年目がコロナ禍前と比較をいたしますと一〇三％、一〇八％、一一一％という動きでございます。新幹線というのは、やはり一年目よりも二年目、徐々に定着をして、さらにお客様の御利用が増えていくものだというふうに考えておまして、そういう意味でいきますと、堅調に進捗はしているというふうに考えているところでございます。

この新幹線の堅調な御利用をお支えいただいておりますのが、次のページにございますが、定期券の御利用の状況でございます。

新幹線というのは、いわゆるビジネス、あるいは観光だけではなくて、こうした日常使いですね、通勤通学でありますとか、もちろんお出かけ等もあると思います。お買い物とかですね。こうしたことに關しましても非常に効果のある乗り物だというふうに考えておまして、日常利用にも浸透してきているというふうに考えております。

グラフでお示ししておりますが、新幹線が開業時、定期券、私どもの定期券でございますけれども、開業時二百二十一名のお客様に御利用いただいておりますが、ここから本年一月末でいきますと七百四十九名のお客様に御利用いただいております、三四〇%ぐらいの伸びということでございまして、この通勤通学のお客様が西九州新幹線の御利用の伸びを牽引していただいているというふうに考えております。

右下に書いておりますが、近距離でも新幹線の御利用が浸透しております、諫早―長崎間を記載しております。ちなみにこの区間は、もともと特急列車で行きますと十八分でしたけれども、これが新幹線で八分、十分の短縮。十分程度といえますか、十分の僅かな短縮効果ではございますけれども、それでも定期券の御利用というのは一五〇%近く伸びているわけでございまして、営業キロが二十五キロ、十分の短縮でもやはり新幹線を御利用していただけるということを実感しているところでございます。

こうした新幹線の開業、この機運を盛り上げ、そしてまた、その後の御利用促進に努めていく意味でも、開業機運の醸成と開業効果の継続に向けた取組といたことでまとめておりますが、こうした取組を行ってまいりました。二〇二二年九月二十三日、真ん中の縦の棒で書いておりますが、この時期に開業しておりますが、その前から機運醸成に努めてきたということでございます。

二〇二二年一月十四日、一番左でございますけれども、古民家宿泊施設、当地は佐賀県の鹿島市肥前浜で、「茜さす 肥前浜宿」と銘打って古民家宿泊施設を開業したところでございます。そして、新幹線の開業の半年前に長崎の高架下、「長崎街道かもめ市場」ということで、お土産物、地域の名産品、こうしたことをお越しになった方々にアピールしたり、お買い求めいただく、こうした場をつくりまして、機運の醸成に努めてきたところでございます。

そして、新幹線が開業し、二〇二三年四月でございますが、まさにこの地元、佐賀駅の高架下、「サガハツ」と銘打ちまして商業施設を開業させました。ここは今までの、いわゆる商業施設とは若干違った趣といいますか、面構えといいますか、そうした構えの商業施設をつくっております。今までとは違うものをつくっていくと。やはり地元の特産とか地元を生かして、そして、特色のある高架下をつくっていくということをやったわけでございます。

そして、上にございますが、嬉野市で温泉旅館でございます「嬉野八十八」を開業させました。そして、二〇二三年十一月には長崎の駅ビル、そして、「長崎マリOTTホテル」の開業につなげていったというところでございまして、こうした開業を半年ごととか間を置いてやることによって開業機運が継続して、そして、さらに盛り上がっていくような、そうした取組を行ってきたところでございます。

また、次のページでございますが、開業機運の醸成とこの取組ということで、プロモーションでありますとかキャンペーン、こうしたことにも取組を進めてまいりました。西九州新幹線が開業したときに開店キャンペーンということで、半年程度のキャンペーンを行い、多くのお客様に御利用いただくアピールをしてまいりました。

また、ハーフバースデーですね、半年後には「私たちも、かもめ。プロジェクト」ということでプロモーションを行い、そして、一周年プロジェクトでは

「GO WEST」ということで、こうしたプロモーションを周年ごとにやってきているというところでございます。二周年、それから三周年ということでプロジェクトを継続して、開業効果が継続すべく取組を進めているところでございます。

こうした西九州ルートの現況でございますが、次に、鹿児島ルートの現況ということでお示しをしまいたいというふうに思います。

西九州ルートの御利用の状況、あるいは伸び、こうしたものと比べて鹿児島ルートがどうだったかということでの御紹介でございます。

最初にグラフを示しております。鹿児島ルートの御利用状況ということでございまして、上の紫の部分が博多―熊本間、そして、赤い部分が熊本から鹿児島中央駅間の御利用状況でございます。部分開業の時点でやはり時間短縮効果、熊本―鹿児島中央でいきますと一時間三十分ほどの時間短縮効果がございました。結果、部分開業で熊本―鹿児島中央間は二三〇%のお客様の伸びがあったというものでございます。博多―熊本におきまして、こうした効果が波及いたしまして、一一三%ということで伸びております。

その後でございますが、全線開業を迎えまして、二〇一一年でございますけれども、熊本―鹿児島中央間が三六八%、そして、博多―熊本間が一六二%ということで、大きな伸びを示しております。その後も効果は継続しております。また、コロナ禍はございましたけれども、現在、直近でいきますと熊本―鹿児島中央間、南半分が三五八%、博多―熊本間が一八七%ということで、大きな伸びを示しているというところでございます。

正直言いますと、先ほどお示しした西九州新幹線の伸びと比べますと、この辺は伸びがまだ足りないといえますか、対面乗りかえということで開業したわけでございますけれども、この辺のいわゆる時間短縮効果、こうしたものが最大化をしていないという課題感があるのかなというふうに考えているところで

ございます。

続きまして、鹿児島ルートの定期券の御利用状況でございます。やはり鹿児島ルートにおきまして、部分開業、そして全線開業ということで、定期券の御利用状況は堅調に進捗しております。部分開業から二〇二四年、四千名を超えるお客様に新幹線を御利用していただいているということでございます。

先ほど申し上げましたが、近距離におきましても新幹線が浸透しているということでございます。川内―鹿児島中央間、こちらは四十六キロでございます。久留米―博多間、三十五キロでございます。開業前と現在の定期券のお客様の数をお示しておりますが、川内―鹿児島中央間は四十六キロ、時間でございますと新幹線で十二分でございます。こちらと比較をいたしますと二十二倍、開業前と比べますとお客様が大きく伸びているという状況でございます。久留米―博多間も十五分で今結んでおります。九分の短縮効果であったわけでございますが、こちら七十名のお客様から四百五十三名のお客様ということで、六・五倍のお客様になっているという状況でございます。

こうした鹿児島ルートの伸び、やはりこちらも近距離のお客様、こうした方々にもお支えをいただいている。そして、全体として先ほど申しました伸びからしましても、やはり大きな交流人口が生まれているというふうに考えております。

次のページで、関西方面との交流人口の拡大ということでもまとめております。これは新幹線だけが増えたということではなくて、全体としての交流人口が増えたということをぜひ御理解いただければというふうに思います。

利用のお客様の選択肢が増えることによりまして、新幹線、それから航空機を含めた、いわゆる交流人口、こちらが増加をしたというふうに考えております。博多から鹿児島中央間、かつては三時四十分で結んでおりましたけれども、今、三時間四十分ですと鹿児島から大阪まで行ける時間でございます。こうした

た時間短縮効果を御利用になって、我々の新幹線、そして飛行機で、こうした御利用が増えているということでございます。熊本―関西間でいきますと、二〇一〇年、開業前とコロナ前でいきますと三四％増えているというところがございます。鹿児島―関西間も四〇％増ということで、全体のいわゆる交流人口が増えているところでございます。

この間に町が様々なまちづくりを行ったりでありますとか、あるいは受け入れ態勢を磨いていたり、ホテルの部屋数が増えたり、あるいはおもてなしです、来た方々にしっかりとしたおもてなし、こうしたことを地域の皆様がいろいろお考えいただくことによって、結果、新幹線、それから航空機双方の御利用が増えているということが見てとれるかというふうに思っております。こうした大きな経済圏といえますか、活性化といえますか、こうしたことにも非常に大きな効果があるのが新幹線であるというふうに考えております。

一方で、次のページでございますが、まだまだ西九州ルートは課題があるというふうに考えておりました、全線フル規格による整備の必要性があるということをお訴えしてきておりますが、やはり課題があるということをお示ししております。

未整備区間、新鳥栖―武雄温泉を可能な限り早期に全国の新幹線ネットワークにつなげていくということ、こちらが乗り換えを解消いたします。中国・関西方面との交流人口を拡大することが西九州、そして九州、もつと言えれば日本全体の一体的な浮揚につながっていくというふうに考えております。

右下に写真でお示ししておりますが、対面乗りかえ、やはりこれは乗り換えということが非常にお客様からすると分かりにくく、また、非常にストレス、御不便をおかけしているというふうに考えております。こうしたことを解消することが、この新幹線ネットワークの効果を最大化することにつながっていくのではないかと考えております。

そして、ここから当社の方針ということでお話をしてまいります。まず、ルートということでございます。

御存じのとおり、国土交通省様が佐賀県様のほうに御説明した三つのルートということでお示ししております。北回り、そして、アセスルート、南回りルートということでございます。

私も、次のページにございますが、やはり佐賀駅を通るルート、こちらの優位性があるというふうに考えております。やはり人口が佐賀県の中で一番集積をし、経済、行政の要衝だと考えております。この佐賀市の中心部にあるのが佐賀駅だというふうに考えております。また、当社のお客様も非常にことに加えて、さらには在来線、バスセンターとも結節をして広域からのアクセスに優れている場所だというふうに考えております。

下にお示しておりますが、佐賀のバスセンターを発着するバスでございますけれども、七百十五本ということでございまして、こうした交通の要衝、こうしたところをきちんと結んでいくということがやはり大事だということで佐賀駅ルートということをお示ししております。

それから、次のページで少し変わった視点でのお話をしております。

リダンダンシーというものでございまして、在来線というものは、新幹線に比べますと、交通機関としてはやはり弱いといえますが、様々な事故があったり、そうしたリスクというのは非常に多いということでございます。新幹線開業後の在来線、新鳥栖―武雄温泉間の不通となった件数が四十三件ございます。

こうした場合でございますけれども、佐賀駅を通るルートであれば、佐賀駅の在来線のお客様が新幹線で代替輸送といえますか、こうしたことができるということ、いわゆる暮らしを守る、あるいは災害から地域の皆様を守る、いわゆる交通の足としてこうしたことにも活用ができるということでございます。こうしたリダンダンシーという意味でもやはり駅を通るルートというのは

非常に大切なことではないかというふうに考えております。

次のページに、在来線と併設をしない駅の話を記載しております。

新大牟田でありますとか新玉名ですね、こうした新幹線の駅と在来線の駅が離れた場所のことをお示しておりますが、こうした駅の効果というのは私どもが見ているところでもやはり限定的だというふうに考えているところでございます。

そして、次のページが並行在来線の課題でございます。

長崎本線の御利用状況ということでお示ししております。鳥栖から佐賀間でいきますと、大体一日三万人強のお客様が御利用になっているということでございまして、三分の二ぐらいが特急のお客様だというふうに考えております。現在の実情、コロナ禍前でございますけど、おおむねこうしたお客様の御利用状況だということをまず御理解いただければというふうに思います。

そして、どのルートであっても並行在来線の問題というのは生じるものだというところを改めてお示したいというふうに思っております。

現状は、上に書いておりますけども、上の図でございますが、このように、佐賀駅から在来線を御利用される特急のお客様、それから、普通列車の御利用のお客様がいらつしやるということでございます。

ここからは一般論でございますけども、佐賀駅を通る通らないルートというふうになりましたら、下のようには、新幹線にいわゆる特急利用のお客様というのは転移をするというものだというふうに考えております。在来線利用のお客様がいます、いずれにしましても佐賀駅を通るルートであっても、通らないルートであっても、特急列車のお客様が新幹線に転移した後の列車体系をどうするかといったような課題というのは、いずれにしても出てくるものだというところを御認識いただければというふうに考えております。

こうした並行在来線の課題でございますけども、これは釈迦に説法でございます。

ますが、ここに整備新幹線の着工の基本条件ということでお示ししております。五つの条件がございしますが、並行在来線につきましては、基本的には経営分離というのが原則とされております。これに関して沿線の自治体の皆様の同意が要するというスキームというふうに承知しております。

そして、並行在来線の取り扱いですね。全国の場合と、それから、当社の場合を事例としてお示ししております。東北新幹線あるいは北海道新幹線につきましては、全て経営については分離をしているという状況でございます。御存じかと思えます。

そして、並行在来線の取り扱い、当社の場合でございますけども、お示ししておりますが、これは鹿児島ルートの話、それから、西九州新幹線の話をお示しておりますが、鹿児島ルート、右側に書いておりますが、博多―八代間、これは経営を維持してきております。川内―八代間、こちらは経営分離をしておりますが、川内―鹿児島中央間は経営維持して、川内―八代間の肥薩おれんじ鉄道につきましても様々な経営に関する関与をさせていただいているところでございます。また、長崎本線につきましても、諫早―長崎間は経営維持、そして、肥前山口―諫早間は上下分離ということで運行に携わっているわけでございます。

丸で書いておりますけれども、当社はこれまでも地元と真摯に向き合わせていただき、様々な選択肢を取ってきたというふうに考えております。当社の考えとしてお示ししておりますが、議論の対象と考えられる区間につきましては、佐賀都市圏として通勤通学で多くのお客様に御利用いただいております。地域の足として欠かせない役割を担っているというふうに認識しております。

在来線の問題ですので、地域の皆様にとって大きな課題であるというふうに考えておりますし、私どもとしましては、これは従来からお示ししておりますが、踏み込んで発言もさせていただいております。必ずしも経営分離を前提と

せずに、佐賀県様などから具体的な課題認識等の御意見等をお聞かせ願ひながら議論を深めていくと、こうした所存でございます。

それから、整備に関する当社の方針、まちづくりということでお示しをしております。

長崎の事例ですね。長崎の駅前、駅周辺整備前と、それから、整備後ということで、長崎県様、長崎市の皆様、百年に一度のまちづくりということで銘打たれてまちづくりに取り組んでこられたという事例を御紹介しております。

長崎駅周辺の整備後、それからもう一つ、整備後の建物をプロットした図をお示ししております。私も駅ビルを造りましたが、その前後から県警でありますとか、あるいはMICE施設ですね、出島メッセ等ができましたでありますとか、警察が来たりとか、いろんなまちづくりが進んできたというふうに認識をしております。

また、次のページでは熊本駅周辺の事例をお示ししております。

開業前は熊本駅周辺はストロ―現象になるんじゃないかみたいな声もありましたけれども、決してそんなことはなくて、整備前、整備後、駅周辺の整備が進んでいるというふうに認識しております。私どもも整備を行いましたし、まちづくりを行ってまいりましたが、地域の皆様と一緒にまちづくりを進めてきたという思いでございます。

一番から十番まで書いておりますが、商業施設、マンション、それから、オフィス、こうしたものが駅の周りに建っているという状況で非常に活気を呈しているというふうに考えております。

次のページが久留米駅周辺の事例でございます。

久留米駅周辺でも、開業前、開業後と、こちらはどちらかというと、住居といますか、定住人口の増に寄与しているというふうに考えておりまして、こうしたまちづくりが進んでいるというふうに承知をしているところでございま

す。

次のページに熊本駅周辺のマンションですね。

これは私どもが数えてみたものでございますので、これから若干変動もあるかもしれませんが、二〇一一年以降、約五十棟、あるいは三千戸のマンションが駅周辺に林立をしているということでございます。交流人口のみならず、雇用、それから定住人口、こうした増につながっているというふうに考えております。

久留米駅周辺も同様でございます。こうしたマンションの工事に伴いまして、工事の発注あるいは受注、いわゆる経済活性化にもつながっているんじゃないかというふうに認識しているところでございます。

最近のトピックということで御紹介をいたします。

三者意見交換、それから、国土交通省水嶋次官様と私ども社長との面談の話、あるいは佐賀市の坂井市長との面談の話もお示しをしております。

意見交換につきましては、国へ働きかけをする、やはり課題がある財源の問題ということで働きかけをする、こうしたことを行ってきたところでございまして、次官との面談の中でもこの三者意見交換を受けて私どもも国土交通省に出向いてこうしたお話をしてきたところでございます。また、二月には、先月でございますけれども、坂井市長とも在来線の利便性の課題でありますとか、あるいはルート、並行在来線の問題、こうした課題の抽出といいますか、こうしたことをしたところでございます。今後も意見交換は継続して行っていきたいということでも一致したところでございます。

それから、少し長くなって恐縮でございますが、鹿島・多良方面、それから、佐賀県域における当社の取組ということで御説明をさせていただきます。

長崎本線の江北―諫早間利便性確保ということでございまして、開業前、それから、現在と、それから、二〇二六年の春、この週末ですね、ダイヤ改正の

内容をお示ししております。

特急の本数、あるいは普通列車の本数、上下四十二本だったものが四十一本、ほぼ同数の列車本数でございます。

次のページでございますが、特急列車の「かささぎ」につきましては、御案内のとおりでございますが、今回減便をさせていただきます。一方で、普通列車につきましては本数をこれまで増やしてきておりまして、利便性の向上を図ってきたところでございます。

開業前、それから開業時、現在、そして、今度の二〇二六年の春ということでございます、開業前の肥前山口―肥前鹿島間、現在の江北との本数でございますと、三十五本から徐々に増やして、今回のダイヤ改正でもさらに増加をさせまして、四十四本の列車本数を増加させる、足をしっかりと確保するといえますか、こうした取組を行ってきているところでございます。

また、様々なお客様の御意見にもスピーディーに対応してきているつもりでございます、お客様の御意見でございますけれども、やはり跨線橋を渡っての乗り換えが大変であるといった御意見、あるいは乗り換え時間が短い、あるいは夜間の列車が少ない、こうした御意見もいただきました。

これに伴いまして乗り換えの改善ということで、同ホーム乗り換えの列車本数を増やしてきたというところでございまして、今回のダイヤ改正でさらに四本増やしまして、同ホーム乗り換えが二十三本というような改善を行ってきております。また、普通列車も増便をし、二十二時台の下り列車を一本増便するといったようなことも行っておりますし、あわせて、新型の車両Y C1、こうした車両を導入するといったような取組を行っているところでございます。

最後に、地域の元氣をつくるということで、これまで私どもが地域の皆様と特にこの地域で取り組んできた取組を御紹介をさせていただきます。

肥前浜駅ですね、おもてなしということで「36ぶらす3」の列車の運行でこ

ざいますとか、次のページには「ふたつ星4047」、これは新幹線の開業効果を西九州全域に広げていきたいという思いで運行している列車でございますけれども、こちらも非常に多くのお客様に御利用いただき、御好評をいただいているところでございます。

それから、臨時列車ということで、まさに今月でございますけれども、鹿島の酒蔵ツーリズム、肥前浜のほうにお客様を団体列車で御誘客をするといったような取組を行っております。

また、次のページでは「貝食列車」ということで、鹿島・太良の旬を味わっていたかどうかといったような取組、こうしたイベント的な取組も行って地域の活性化といいますか、元気づくりに取り組んでいるところでございます。

また、次のページでは「うちよいと、いいところめぐりきつぷ」というところでございまして、九州三方面を御覧いただける、観光できる切符をつくりまして、この中の一つに肥前鹿島・多良ということを九州全域の中でこの地域を取り上げさせていただいて、ちよつとお出かけをする、こうした取組ができるような切符を設定させていただいたりでありますとか、次のページは「ふたつ星4047特別ツアー・マルシェ」ということで、地域の皆様と一緒に開催をしたところでございます。

最後のシートは、佐賀駅発・大村車両基地着、大村車両基地までの幼稚園児、親子での貸し切り列車ツアーをこれまで佐賀発で五回ほど行わせていただいております。多くのお子様たち、将来の鉄道を使っていただけ、そして、新幹線の効果をぜひ味わっていただきたいということで、新幹線にお乗りいただいで大村基地まで御案内をする、こうした取組を行っております、新幹線の機運醸成に努めているところでございます。

こうしたことを取り組むことによりまして、少し長くなりましたが、私どもも営業主体として新幹線の開業効果を今の条件の中でしっかりと出せるように

取り組んでまいりたいというふうに考えております。今後とも御指導いただければ幸いに存じます。

どうもありがとうございました。

○指山委員長⇨松下参考人ありがとうございました。

以上で松下参考人からの意見陳述は終わりました。

次に、ただいまの陳述に対し、質疑を行います。

本日の質疑は、理事会での申し合わせにより、最初に各会派代表の質疑を行い、その後フリー形式の質疑を行います。

質問のある方は挙手をお願いし、こちらから指名の後、指名された方は自席から質問してください。参考人におかれましては、発言の際は挙手にて委員長の許可を得て起立の上、発言をお願いいたします。また、参考人は委員に対し質疑をすることができないことになっています。

さらに、補助者は参考人から意見を求められた場合に参考人に対し助言を行い、委員に対し発言はできませんので、御了承ください。

なお、各会派代表による質疑における質疑者の持ち時間は質問と答弁を合わせて最長で四十分をめぐとしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質問のある方は挙手をお願いいたします。

○徳光委員⇨皆さんおはようございます。県民ネットワークの徳光清孝と申します。

松下参考人をはじめ、ＪＲ九州の皆さん、本当にお忙しい中、当委員会に出席をいただきましてありがとうございます。また、詳しく説明をいただきまして。現状がよく理解できたというふうに思っています。

時間も限られていますので、早速質問に入りたいというふうに考えます。

まず一番目は、新幹線建設の財政負担のスキームについて何点か伺いをいたします。

ＪＲ九州さんも御承知のとおり、佐賀県としては、フル規格にした場合、やっぱり一番は県の財政負担が重過ぎるということとで慎重な意見をずっと、そういった立場を取っております。私もいろいろ計算して、今のスキームだと結構難しいなというふうには思っているところです。

そこで、幾つか質問いたします。

まず、財政負担のスキームについてなんですが、今、北陸新幹線、それから北海道新幹線、ここ数年、物すごく物価が上がっていますので、将来的に事業費がかなり膨れ上がるということで、現在建設中のところも含めて、今の財政スキームでいいのかどうかという声も上がっているというふうに承知をしています。

そのような中で、このスキームを見直す方向の議論が出ていると思いますが、まずは現在のこの財政負担のスキームについて、ＪＲ九州さんとしてどのような受け止めているのかお尋ねをいたします。

○松下参考人⇨御質問ありがとうございます。

財源の問題ですね、これについては非常に大事な、大きな課題であるというふうな認識を持っております。

国の事業でございますので、この整備新幹線の財源というものは、基本的には政府・与党にて検討されるものというふうに考えておりますが、当社が財政負担を決める立場にはございませんけれども、とはいえ西九州ルートのフル規格の早期実現と整備ということを申し上げている当社といたしましては、佐賀県様の負担軽減が図られることは大変重要な課題であるという認識を持っております。

三者で意見交換をした際にも、こうした課題を共有いたしましたして、三者で働きかけをしようという話もしましたが、やはりそれぞれでしっかりと働きかけをしていこうということ、こうした方向性について共有をした、一致をしたと

いうふうに認識をしております。

このことを受けまして、財源の課題につきまして、国に特段の御配慮をいただくよう、私どもも国のほうに働きかけをした、水嶋事務次官のほうに社長の古宮が昨年上京いたしましたして、そうした御配慮をお願いしたところでございます。この働きかけの後の囲み取材におきましても、次官から必要であれば法改正を検討といったような発言もあったというふうに承知しております。こうした今後の推移をしっかりと見守っていきたいというふうに思っておりますし、この課題は我々も同じように大きな課題だというふうに認識しておりますので、私どもも必要な働きかけ、こうしたことは行っていききたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱありがとうございます。西九州ルートに関しまして、自民党PTとかでも以前から佐賀県の財政負担については考えないといけないということがずっと議論としては出てきていたんですが、なかなかそれ以上進んでこなかった。ただ、ここ一、二年で少し具体的なものに踏み出しつつあるのかなというふうに思っています。

その中で、スキームの見直しとしてJRの貸付料ですね。これは言うまでもなく、現在は三十年ということになっています。長野があと二年ぐらいで三十年を迎えるというふうに承知をしています。この三十年を例えば四十年とか五十年とかに延ばしたらどうかという議論がちらほら聞こえてきたりするんですが、この点に対してJR九州さんとしてはどのように受け止めているのかお尋ねをいたします。

○松下参考人Ⅱ御質問ありがとうございます。

貸付料の話でございますけれども、この貸付料の議論、委員がおっしゃられた議論につきましては、現在、国土交通大臣の諮問機関でございます交通政策

審議会、この鉄道部会の下に設置をされております、「今後の整備新幹線の貸付の在り方に関する小委員会」、こちらにおきまして、整備新幹線の開業三十一年目以降の貸付料の在り方の議論がなされているところだというふうに承知しております。

実は去る先月の二月十六日、小委員会によりまして当社もヒアリングを受けたところでございます。当社の基本的な考え方についてその場で述べたところでございますが、整備新幹線の現行の貸付料でございますけれども、これはやはり国鉄改革の経緯を踏まえて、この整備をするものの負担が事業者に過度にならないように、こうした経緯を踏まえて、整備新幹線の運営が営業主体であるJRの鉄道事業の経営に悪影響を及ぼさないよう、受益の程度を勘案して算定されることとされているというふうに承知しております。

三十一年目以降につきましては、整備新幹線の運営が営業主体である我々、あるいはJRに対して鉄道事業の経営に悪影響を及ぼさない形としていただきたいというふうに考えているところでございます。

なお、貸付料でございますけれども、こちらは公共事業として整備をされ、そして国の機関でございます鉄道運輸機構、こちらが所有する新幹線を我々が鉄道施設として借り受けをして、その対価としてお支払いするものだというふうに認識をしております。建設財源の過不足でありますとか、あるいは佐賀県の負担軽減等の事情によって左右されるという性質のものではないというふうにも承知をしております。

また、これは御案内のとおり、全国プール制でございますので、当社が支払うこととなる貸付料の額が、佐賀県の負担軽減、こちらに直接つながるわけではないということも改めて申し添えさせていただきたいというふうに思っております。

前回、ヒアリングを受けたわけでございますけれども、私どもはこういうス

タンスをきちんとお伝えしたところでございます。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱ ありがとうございます。貸付料の問題、今、松下さんがおっしゃったように、ＪＲ九州さんが負担する貸付料、その総額が全額この西九州ルートの建設に投入されるわけではないということで、全国プールになって、その年度、年度で投入が決まっていって、あるいは着工の前にこの路線には総額幾らぐらい投入しますよというのが直前に決まるというふうに聞いています。

そんな意味では、大変重要な財源でありますけれども、全国プールという中で、例えば、建設費ではなくて、租税の支払いに使われたりとか、いろんなケースもありますので、なかなか建設するときに、佐賀県としてもそれが安定的な財源にどこまでなるのかというのがなかなか見通せない部分もあるのかなというふうに思っています。

それから、おっしゃいましたように、スキームというのは法律で決まっていますので、西九州ルートだけ何とかしてよというのが、これはできないということなので、なかなか水嶋次官も法改正も検討しないといけないみたいなことをおっしゃいましたが、そこに行き着くにはまだまだ相当難関があるのかなというふうに思っています。

先ほど国との話もあったということですが、改めてこのスキームの見直しに関して何か国交省から協議したいなものはあったんでしょうか。

○松下参考人Ⅱ まず、さっきおっしゃられた、課題がまだまだあるんだということでございますけれども、法改正を検討という言葉がございましたが、この辺は今後の進展、こうしたこともしっかりと見守りたいし、期待をしていきたいと考えているところでございます。

なお、貸付料のことでございますが、協議という形では受けておりません。これはあくまでもヒアリングということでございますして、三十一年目以降の貸

し付けの在り方について、私どもの考え方についてヒアリングを受けたというふうにお考えいただければというふうに思います。

今後、何らかの方向性がお示しをされるものだというふうに認識をしておりますが、今後の議論の行方を注視していくのかなと、私どもの考え方はしっかりお伝えをしたというところでございます。

新幹線鉄道施設を借り受ける機構様との契約ということになっていきます。貸付期間は開業から三十年というふうになっておりまして、三十一年目以降の取り扱いというものは別途協議ということになっておりますので、現時点で三十一年目以降の貸し付けの取り扱いというものについては決まったものはないというふうな認識でございます。この辺が今後示されていくのかなというふうに思っております。

なお、当社の整備新幹線につきましては、二〇〇四年に開業しております。新八代から鹿児島中央間でございますので、三十年目ということになりますと、二〇三四年以降の扱いになっていくということも申し添えておきたいと思えます。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱ ありがとうございます。今後の議論がどうなっていくのか、私たちもしっかり注視をしていきたいと思えます。

次に、並行在来線について何点かお尋ねをいたします。

佐賀県が難色を示している二つ目としては、やっぱり並行在来線の利便性が低下をするということを挙げています。先ほど説明の中で、着工五条件ということを示していただきました。経営分離をするということが前提とはなっていますが、他の路線、九州以外のところはほとんどが経営分離されているけれども、九州の場合は、経営分離しているおれんじ鉄道ですか、あそこ以外は大体運営を維持しているか、あるいは長崎本線のように上下分離という、かなり特

殊な形で運行しているという状況になっていますので、そういったこともあって、この前の社長の発言で、必ずしも経営分離を前提とするものではないという発言もあったのかなというふうに思うんですね。

そこで、基本的なスタンス、一般論なんですけど、新幹線建設に伴って並行在来線と言われる区間が生じますが、この並行在来線に関する基本的なスタンスというのはどのようなものなのかお尋ねをいたします。

○松下参考人Ⅱ並行在来線でございます。

並行在来線の課題というのは、私どもも非常に大切な、大事な、重要な課題であるというふうにまず認識しているということを改めてお伝えしたいというふうに思います。

西九州ルートの整備に伴いまして、並行在来線の議論の対象となる在来線でございますけれども、こちらは、現在多くの佐賀県民の皆様に御利用いただいているという認識でございます。新幹線整備後の在来線の利便性というのは、地域の皆様にとって、これはやはりしっかりと考えていかなければならない重要な課題だということを改めて繰り返し申し上げたいというふうに思います。

したがって、基本的なスタンスということでございますけれども、新幹線整備後の在来線につきまして、これは佐賀県など地域の皆様から在来線に対するニーズ、あるいは御要望、こうした御意見をしっかりと拝聴しながら、最終的にどのような形にするかというのはいしっかりと判断をしていきたいというふうに考えているところでございます。必ずしも経営分離を前提とせず、皆様としっかりと議論しながら判断をしていくということになるかというふうに思います。

判断基準となりますと、なかなかお示しするのは難しいですが、ただ、こうした佐賀県の皆様とのいろんな議論の中、話し合いの中で、こうした判断というのはい形づくられていくというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱありがとうございます。地元との協議の中でいろんな形態を考えていくということで、それを判断する基準というのは難しいというふうにおっしゃったんですが、すみませんが、経営分離するとか、通常どおりこれまでJRが運行するとか、あるいは長崎本線のように上下分離するとかいう、当然地元との協議の中でそういうのを決定されていくと思うんです。その判断基準は難しいということだったんですが、もう少しその判断の基準について何か考えがあればお願いをいたします。

○松下参考人Ⅱそうですね、基準というか、これはやはり皆様としっかりとコミュニケーションを図らせていただきながら、私どもとしてそうした声を受けて、そしてまた、鉄道ネットワークはどうあるべきかと、こうしたことも含めて判断をしていきたいというふうに考えております。

ほかの線区で鹿児島ルートでも、やはり都市圏のネットワークとしてとか、いろんな判断があったというふうに承知をしております。この辺につきまして、やはりこの線区というのが非常に重要な線区だということは認識しておりますので、こうしたことを踏まえ、また皆様の御意見も踏まえながら、しっかりと判断をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○徳光委員Ⅱそこで、並行在来線について、すみません、きちんとした通告はしていなかったんですが、もう一つ、やっぱり並行在来線のことを私たちも気になるもんですから、仮にフル規格でした場合、並行在来線、これはJR九州さんにいろいろお願いをして、例えば、特急はなるべく減らさないようにしてくださいとか、快速を走らせたかどうかとか、いろんな意見が議会の中でも出ています。

ただ、私の認識としては、並行在来線に関する具体的な議論というのは、新幹線のルートが決まるとか、あるいはフル規格で着工するという合意がされた

以降しか、なかなか具体的にはＪＲさんとしても議論できないのではないかなというふうに私の認識としてはあるんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○松下参考人Ⅱありがとうございます。おっしゃられましたように、やはり現時点ではフル規格で整備するでありますとか、ルート、こうしたことは決まっていけないという状況でございます。ルートがどうなるかによって、やはり並行在来線がどうなるかということは、並行在来線の役割でありますとか位置づけ、こうしたことも大きく異なっているといるというふうに考えておりまして、フル規格について具体的な議論にまだ入っていない段階において、在来線についてこうだということはなかなかお示しすることは正直難しいというふうに考えております。並行在来線の議論を進めていくためには、やはり整備方式、あるいはルート、こうしたことをしっかりと議論していくということが大事だろうというふうに考えております。

なお、改めて申し上げさせていただきますと、必ずしも経営分離を前提としない、今後議論していきたいということは、一步踏み込んで私どもとしての考え方をお示しておりますし、あるいは特急の「みどり」ですね、こうしたものについても、一部は特急として、やっぱり佐世保を終着とする列車は必要だといったようなことも少し踏み込んでお話をさせていただいたりしていることもございます。

やはり我々としては柔軟に、こうしたことは御意見をお聞かせ願ひながら判断していくという、そうした姿勢であるということをご理解いただければというふうに考えております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱありがとうございます。ＪＲ九州さんとしても、地元と十分話し合いをしながら、できるだけ利便性の低下というのは少なくしたいという姿勢

で臨んでいただけるということだと思っています。

それじゃ、最後です。九州新幹線西九州ルートについて、二点ほどお伺いをいたします。

西九州ルートの整備に関して、例えば、ＪＲ九州さんにとつてとか、県民にとつてとか、基本的にはこの整備についてどのように考えているのか、まずお尋ねをいたします。

○松下参考人Ⅱ御質問ありがとうございます。

西九州ルートでございますけれども、現在、先ほどもお示をいたしました、やはり武雄温泉駅での対面乗りかえ方式ということで、今開業しているわけでございますけれども、これにつきましてはやはり御利用のお客様に、多くのお客様に御不便をおかけしているというふうに考えております。やはり乗り換えということが非常に一般的にはなかなかない方式でございますし、また、今たくさんのお荷物を持った観光のお客様、国内、あるいは海外からのお客様さんも多数いらっしゃって、大きな荷物を持って乗り換えをされるといふことでいきますと、先ほど少し写真でもお示しましたが、非常に御不便、あるいはストレス、こうしたことをおかけしている状況ではないかなというふうに思っております。

この武雄温泉と新鳥栖の間が新幹線でつながっていないという状況については、やはり都市間輸送ネットワークとして大きな課題があるというふうに考えておりますし、この区間、武雄温泉―長崎間につきまして、本来の整備効果が発揮できていないのではないかなというふうな課題を持っております。

また、ルートにつきましても、これは先ほど詳しくは御説明いたしましたので、詳細は割愛いたしますが、やはり佐賀駅を通るルートが西九州ルートの整備効果を最大限発揮でき、そして佐賀県民、そして佐賀市民の皆様にとつて最も御利用しやすい、そして佐賀にお越しになる方についても最も御利用しやすい

い、そうした考えでございます。

したがって、当社、基本的な考え方ということでございますけれども、フル規格による西九州ルートの整備を、佐賀駅をルートで少しでも早期に実現することを要望しているところでございます。この辺につきましては政府・与党の動きを注視してまいりたいというふうに考えますし、関係者と協議の際は、私どももこうした考え方をしっかりとお伝えしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、地域にとってどうかという視点でお話をさせていただきますと、やはり鹿児島ルートでは、熊本、それから鹿児島県といった県庁所在地におきまして、新幹線が在来線に併設されることによりまして、いわゆるまちづくりの大きな起爆剤になったというふうに考えております。長崎もそうだったというふうに認識しております。

やはり佐賀駅を通るルートで整備されることによりまして、新幹線のアクセスへのしやすさでありますとか、こうしたことも含め、あるいはまちづくりという視点でも大きな起爆剤、地域を元気にする、そうした取組につながっていくのではないかとこのように考えておりまして、この取組というのは佐賀県だけではなくて西九州全体、そして九州、そしてあえて言えば日本全体の活性化にもつながっていく、そうしたものに役に立てるのが新幹線ではないかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱありがとうございます。今の答弁いただきましたように、JR九州さんとしては、当然ながらフル規格で全部整備をして、ルートは佐賀駅を通るルートというのが最善なんだということで、いろいろ御答弁いただきました。これに対して言いましたとおり、佐賀県としては財政負担と並行在来線の利便性の低下、この二つを大きな要因として、なかなかフル規格、今のままではフ

ル規格整備には応じられないという態度を取っているわけですが、今後、西九州ルートの整備に関する佐賀県との向き合い方についてどう考えているのかお尋ねをして、私の質問を終わります。

○松下参考人Ⅱありがとうございます。

少し先ほどの御質問の中で私、触れるのを忘れたんですけれども、時間短縮効果というものが非常に私は大きいと思っております、この時間短縮する効果を使得、この時間でさらに足をどんどん延ばしていけるんですね。これは鹿児島ルートのとくもそうでした。この時間短縮効果を使って、霧島、指宿、周りの観光地に足を延ばしたりといったようなこともありますので、この時間短縮効果というのは周りに波及していくものだというふうに考えております。

そういう意味でいきますと、佐賀駅を通るルートで整備されれば、この時間短縮効果、そしてアクセスのしやすさ、こうした効果を生かして、周りの伊万里でありますとか、唐津でありますとか、鹿島でありますとか、こうしたところに足を運ばれる。こうしたお客様が増えていくといったようなことも申し添えておきたいというふうに思います。

また、並行在来線の話も少しございました。先ほど申し上げましたが、並行在来線の問題は、ルートがどうあれ発生する問題だというふうに私ども考えておりますので、この辺につきましては、並行在来線についてはまた皆様と御議論していくというスタンスでございます。

すみません、長くなりましたが、向き合い方ということでございますけれども、佐賀県の皆様といえますか、佐賀県のトップとは、知事とは二者の意見交換会、あるいは三者の意見交換会ということを重ねてきている状況でございます。当社の社長の古宮が意見交換ということで臨ませていただいております。

前回の三者意見交換会におきましては、財源問題、これについて先ほど申し上げましたが、意見が一致したというところで、やはり大きな課題であると、

財源についてはということで意見が一致をし、それぞれで働きかけをしようということ、こうした意見の一致を見たところでございまして、その後、それぞれが働きかけをしたという動きにつながっていったということでございます。

ルート、あるいは並行在来線ということも地元三者で議論していく課題であることについては、やはり三者で認識は一致しているところだというふうに承知しております。まだ具体的な議論にはこれからだというふうに考えているところでございます。二者の意見交換会は一回、あるいは三者の意見交換会というのは二回の開催でございしますので、この取組をまた引き続き意見交換を積み重ねていくことがやはり重要だと思っておりますし、こうした中で意見の一致というか、こうしたことを探っていくということかなというふうに思っております。

そうした中で、在来線やルート、あるいはまちづくり、こうしたことが新幹線の効果としてあるんだという、ルート、あるいは並行在来線を整理して、そういう課題を議論していくことによってまちづくりの契機にもなるような話をしましたが、こうしたことに關しての佐賀県様の具体的ななお考えをお聞かせいただいて、その中で御意見を拝聴しながら議論を深めていくということが大事ではないかと、こういうスタンスで臨んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○桃崎委員 自由民主党の桃崎祐介でございます。本日は御多忙の中、JR九州、松下常務におかれましては、当委員会に参考人として御出席いただきまして誠に心から感謝申し上げます。また、西九州新幹線をはじめとする鉄道環境の現状や御社の取組につきまして丁寧な御説明をいただきましたことに改めて御礼を申し上げます。

西九州新幹線や在来線をめぐる議論につきましては、単なる交通インフラの問題にとどまらず、本県の将来像、産業構造、観光戦略、さらには県民の日常生活の在り方に直結する極めて重要な課題であります。その事業主体であります御社から直接御見解を伺う機会は、本委員会にとりましても大変意義深いものであり、本日は建設的な議論ができればと期待する次第であります。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

まず初めに、西九州新幹線の開業効果に対するJR九州の受け止めについてお伺いいたします。

先ほどの御説明にもありましたが、西九州新幹線開業から三年が経過したところであり、利用状況も開業初年度を上回る水準で推移していることが確認されるところであります。また、新幹線の定期券につきましても、開業当初、一日当たり二百二十一人であったものが、二〇二五年十一月末時点では七百四十九人の利用実績が示されており、観光需要のみならず、日常利用も確実に増加している状況がうかがえるところであります。開業から三年が経過する中で、これまでの利用実績が想定と比べてどの位置にあるのかという点も今後の議論の前提となる部分であると考えるところであります。

さらには、利用者数だけではなく、収益面での評価も重要であり、営業収益の構造、収支状況につきましてどのように整理しておられるのか、事業主体としての御認識を確認させていただきます。

そこで、現在、JR九州として開業後三年間の利用実績及び収支状況をどのように評価しておられるのかお伺いをいたします。

○松下参考人 御質問ありがとうございます。新幹線の御利用状況、この評価ということでございます。

これにつきましては、先ほど数字、お客様の御利用状況、毎年三百人ずつ増えているということもお示しをしたところでございまして、これについては堅

調に推移はしているというふうに考えております。対面乗りかえ方式という、いわゆる限られた条件の中で、この中では、自分たちで言うのもなんです、健闘している状況かなと、しっかりとお客様の御利用は増やしていけているというふうに考えております。

ただ、委員からおっしゃられましたけれども、やはり定期、通勤通学のお客様が大きくこの伸びを牽引しているというところでございます。通勤通学でお客様の増加の数、先ほどお示ししたとおりでございます。逆、この御利用を、この堅調なといいますか、こうした御利用を牽引していく。逆に言えば、本来、整備効果を發揮すべき都市間輸送といいますか、例えば、対福岡、あるいは対中国・四国、あるいは対関西、こうした面での伸びというのはまだまだ限られているものではないかなというふうに考えております。

本来は中長距離の伸び、新幹線とは都市間輸送ネットワークでございますので、やはりこうした伸びが出てくるべきだというふうに思いますが、その辺についてはまだ限定的といえますか、やはり定期の伸びに支えられているという状況かなというふうに思っているところでございます。

全体としての新幹線としての御利用状況というのも、やはり全国の他の新幹線と比べまして非常に少ないという状況でございますので、まだ開業効果というのとは限定的なところではないかというふうに思っております。こうした中で、我々としては一生懸命取組をして、お客様の増やす努力をしているというふうにお考えいただければというふうに思っております。

なお、収入でございますけれども、収入をあえて触れさせていただきますと、鹿児島ルートの部分開業時の収入がおおむね百億円ぐらいでございます。距離がこの西九州新幹線、六十六キロ、約半分でございます。昨年度の実績が五十二億円でございますので、収入としては、いただけるべき収入についてはしっかりと確保している、そうした努力は行っているということでございます。

て、収入的には着実にといいますか、ちゃんと収入はいただけているのかなというふうに思っております。ただ、収支ということになりますと、これはなかなか費用というものが、新幹線の場合は在来線と併設したりしておりますので、なかなか費用を区分することが難しいんですが、収支状況としては非常に厳しいものがあるというふうにお考えいただければというふうに考えております。以上でございます。

○**桃崎委員**Ⅱありがとうございます。これらの数値ですね。これはあくまでも武雄温泉―長崎間の部分開業という制約の中での実績であるということでございます。新鳥栖―武雄温泉間が未整備である現状におきまして、この現在の利用実績を評価していくということも極めて重要であると考えております。

現在の部分開業という特殊状況に対しまして、御社としてどのように捉えておられるのか、その総合的な受け止めにつきまして御説明をお願いいたします。

○**松下参考人**Ⅱありがとうございます。評価という意味では先ほど申し上げましたけれども、収入的には着実に取れている、また、通勤通学のお客様が増え、堅調な状況ではございますけれども、まだ中長距離、本来の役割を果たすべき都市間ネットワークという意味では、まだまだその役割は限定的だと、効果は限定的だということを申し添えさせていただきました。

収支ということでも厳しいということを申し上げさせていただいたわけですが、西九州新幹線、こちらは六十六キロでございます。距離が短い路線でございます。これに対しまして、車両基地、こうしたものを造ったりでありますとか、あるいは乗務員、あるいはメンテナンスの基地、こうした一定の業務体制、こちらを整えていく必要がございます。短い距離でもやはりこれは必要だということである必要があるということでございます。

さらに、車両の日常点検などは大村の車両基地で実施しているところではございますけれども、例えば、三年に一回実施する全般検査、いわゆる車両の検

査の車検ですね、この際は機器を分解して、これを熊本の車両基地まで運ぶといったような運搬して行うというか、いわゆる非効率なこともやらざるを得ないという状況でございます。

こうしたことからしましても、西九州新幹線は九州新幹線に比べますと、車両や従業員などの効率が非常に低いという状況でございますので、コストがかかる状況にあるということを御認識いただければというふうに思います。こうした特殊状況が、対面乗りかえという状況がやはりずっと続いていくということになりますと、当社の経営にとっても厳しいものがあるということでございます。ですので、私どもとしては、早期の全線フル規格ということを要望しているところでございます。

先ほどから申し上げておりますが、当社の経営ももちろんございますけれども、何よりお客様ですね、先ほど徳光委員の話の中でも私申し上げましたけれども、対面乗りかえということで武雄温泉で多くのお客様に御不便をおかけしているといったようなこと、こうしたことがやはり地域経済にとっても西九州ルート本来の整備効果を発揮できていないものだというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○桃崎委員Ⅱありがとうございます。

それでは次に、この新鳥栖―武雄温泉間の今後の整備方針及びルートについて伺いいたします。

先ほど言われましたとおり、現在、武雄温泉―長崎間のみの部分開業という状況であります。依然、博多方面との直通運転は実現しておらず、リレー方式による接続が継続しているという構造は、利用者の移動行動や評価にも多大な影響を与えているものと推察するところであります。

このような特異な環境の下で得られている実績を前提に今後の整備をどのよ

うに位置づけていくのか、これも重要な論点であるところでございます。

新鳥栖―武雄温泉間につきましては、これまで全線フル規格での整備、または在来線を活用する方式、いわゆるスーパー特急方式やミニ新幹線方式など、複数の選択肢が議論されてまいりました。

また、ルートに関しましては、国の整備新幹線基本計画におきましては、佐賀市付近を通過とされておりますが、いまだ具体的なルートについては確定しておらず、佐賀駅を経由する案のほか、佐賀空港、あるいは佐賀市北部を通過する案など、複数の可能性が言及されてきた経緯がございます。

このルートの選択は、単に地理的な通過位置の問題にとどまらず、建設費や博多方面との所要時間短縮効果、県内主要拠点との接続性、既存交通との連携、利用者の利便性、そして、ネットワーク全体としての合理性に大きく影響するものであります。

また、整備方式の違いは、運行形態や直通性、ダイヤ編成等の自由度にも関わるため、単純な優劣ではなく、多面的な検討が求められるところであると考えるところでございます。

そこでお尋ねいたします。

新鳥栖―武雄温泉間の整備につきましては、先ほどフル規格整備による佐賀駅を通るルートが最も望ましいと示されたところでありますが、空港方面ルート、佐賀北部ルートなどの案も言及されている中で、佐賀駅ルートが最も現実的であると判断される理由につきまして、改めて御説明をお願いいたします。

○松下参考人Ⅱありがとうございます。ルートの話でございます。

先ほどから私も申し上げておりますが、佐賀駅というものはやはり県庁所在地である佐賀市の中心に位置しているというところございまして、人口集積

もございます。そして在来線、当社の在来線ですね、鉄道とのネットワーク、結節ですね。それから、バスとの結節、先ほどもお示ししましたが、一日七百十五本のバスの本数が往來をしているということでございます。こうしたバスとの結節、そして、県内からのアクセスのよさ、時間短縮効果、ルート全体としての佐賀駅ルートでの時間短縮効果が最も優れている点を考えております。こうしたことから、お客様にも御利用しやすいということから佐賀駅を通るルートが私どもとしては最もよいというふうに考えているところでございます。

○**桃崎委員**Ⅱありがとうございます。しかしながら、この西九州新幹線、未整備区間のルートにつきましては、九州佐賀国際空港を経由する、いわゆる南回りルートを推奨する声が上がってきております。山口知事も佐賀空港と連携する南回りルートにつきまして一考に値するとの発言をされており、関心を示されているところであります。

また、この南回りルートにつきましては、現在の長崎本線、新鳥栖―武雄温泉間と直接的に並行しない構造となるため、いわゆる並行在来線の経営分離問題が生じない、あるいは影響が小さいのではないかと指摘も一部でされております。

そこで、南回りルートでは、並行在来線の経営分離問題が生じない、あるいは影響は軽減されとの指摘についてどのように認識されておられるのか。また、未整備区間の今後の議論を進めるに当たりまして、この南回りルート案につきまして、建設費や事業性、需要見通し等どのような評価を行っておられるのかお伺いをいたします。

○**松下参考人**Ⅱありがとうございます。並行在来線の課題、これは私も大きな課題というふうに認識しているところでございます。

並行在来線の問題が、委員がおっしゃられましたように、南回りルートだと

ないといったようなお話もございましたけども、それはそういうことではないというふうに私どもは認識しております、いずれのルートであっても並行在来線の課題というものはやはり出てくる課題だというふうに考えております。

先ほどお客様の御利用状況ということでお示しをいたしました。一日三万人強のお客様が御利用になって、特急のお客様が非常に多いといったようなことでお示しをしたところでございます。駅のルートであっても、あるいはそうではなくても、特急のお客様がやはり新幹線に移るということになれば、在来線の経営をどうするのか、あるいは列車体系をどうするのかということは、いずれにせよ考えねばならない課題であるというふうに考えております。どのルートであっても、この並行在来線の課題、問題ということは生じるということを改めて申し上げたいというふうに思います。

そうした中で、当社はやはり先ほど申し上げた、人口集積、あるいは結節、あるいは最終的には都市間ネットワークをより短い時間で結んでいく、こうした新幹線の開業効果、こうしたことを踏まえたときに、駅ルートが一番いいということを、基本的には佐賀駅ルート以外は考えられないということを申し上げているところでございます。

一方で南回りルート、先ほど委員もおっしゃられましたけども、一考に値するといったようなお話も伺っております。それについては承知をしているところでございます。

ルートにつきましては、こうした南回りルートが一考に値するということであれば、こうしたお考えをきちんとお聞かせ願ひながら議論を進めていくということが大事ではないかというふうに考えているところでございます。

○**桃崎委員**Ⅱありがとうございます。

それでは次に、この新幹線整備に伴う佐賀市中心市街地の再開発や佐賀駅機能強化、また、駅ビル整備による経済振興についてお尋ねをいたします。

この新幹線整備、これは単なる交通インフラの整備だけにはとどまらず、駅を核とした都市機能の高度化、民間投資の誘発など、地域経済を押し上げる大きな契機となり得るものであると考えております。

JR九州におきましても、これまで博多、小倉、長崎、大分、熊本、鹿児島、宮崎などにおきましてアミュープラザを展開され、駅と商業観光、滞在機能を一体化することで、駅を通過点から目的地へと進化させてきた実績があります。

一方で、この九州の県都の中でアミュープラザが整備されていないのは、現時点では私は佐賀のみであると認識をいたしておりますが、これは裏を返せば、佐賀駅にはまだまだ未活用の成長余地が残されているということであり、新幹線整備の議論が進む今こそ、都市機能を再構築する機会であるとも言えるかと思えます。

駅ビル整備等は、この駅を起点に人流を創出し、中心市街地全体へと回遊を広げるハブ機能を強化することで、地域経済全体の底上げにつながる可能性を持つものと考えております。

そこで、この佐賀駅周辺、これを都市の顔として再構築する意義は極めて大きいものであると考えるところでございます。

JR九州として、この新幹線整備の議論と連動し、佐賀駅の機能強化や駅周辺のまちづくりの可能性について、どのように認識しておられるのか御見解をお示しください。

○松下参考人Ⅱ御質問ありがとうございます。

おっしゃられましたように、私どもも新幹線の開業を契機といたしまして、様々な町で、もちろん新幹線以外の駅でもまちづくりを行ってきたところでございます。通過点から目的地という御発言もございましたけども、私どもとしても、そこに行きたくするような駅ビルづくり、あるいはまちづくり、こうしたことを行ってきたところでございまして、その中では地域の特色を生か

して、どこでも同じようなものを造るのではなくて、その町ならではのまちづくりということを行ってきたつもりでございます。

おっしゃられましたように、佐賀駅ルートで、例えば、この辺のまちづくりが、佐賀駅周辺のまちづくりが進んでいくという点に関しては、私どもも非常にポテンシャルがあるというふうに考えております。佐賀市はベッドタウンとして、あるいは商業、あるいは行政、こうしたものを集積した場所として非常にポテンシャルがあるというふうに思っております。商業のみならず、住居系でありますとか、あるいはオフィスでありますとか、こうしたポテンシャルもあるんじゃないかというふうに考えております。大切なのは、こうした町に必要なもの、そして、その町にふさわしいものをみんなで議論をしてつくっていくということではないかというふうに考えております。

先ほど申し上げましたが、当社はこれまでも様々な町でまちづくりを行ってまいりました。例えば、地元の自治体の皆様の駅周辺のまちづくりのビジョン、こうしたものと私どもはいろんなコミュニケーションを図ったり議論をしたりしながら、都市計画事業が大きなきっかけとなって、地元の自治体の皆様と一体となって新たな駅周辺のまちづくりを行ってきたというところでございます。

佐賀市の皆様が地元としてどういう町にしたいのかとか、こうした議論をお聞かせ願ひながら、我々も一緒に議論に参画をさせていただいてまちづくりをやっていく、こうしたことをすることで、これまでの経験を生かして様々な御提案もできるものだというふうに考えております。

こうした佐賀駅周辺のまちづくりのビジョンを高めていただき、そして、私どもも御協力しながら、一緒に町を元気にしていく、こういう取組には携わってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○桃崎委員Ⅱありがとうございます。それでは、新幹線整備事業に伴う並行在来線の利便性の確保と、そして、将来像について伺いたいします。

この新幹線の開業に伴い、機能が重複するとされる在来線区間をＪＲから経営分離とする、この運用というものが原則であるということでございます。

また制度上、並行在来線の経営分離につきましては、沿線自治体の同意が重要な前提とされてきた経緯があり、地域交通の維持と事業者の経営負担との調整が図られてきたところでございます。

したがって、並行在来線の扱いは将来の制度論にとどまるものではなく、整備方式やルート選択と不可分の関係にあると考えられます。日常生活と地域経済を支える基幹路線である、このような在来線、また、フル規格の整備など、その将来像は県民生活に直結する重大な課題であります。

このような中、西九州新幹線の開業に伴いまして、在来線特急の役割も再編がなされてまいりました。従来の「かもめ」に代わりまして、特急「かささぎ」が設定され、鹿島―多良地域をはじめとする県南西部にとりまして、佐賀―博多方面への速達性を担保する重要な列車として運行されてきたところでございます。

しかしながら、本年三月十四日のダイヤ改正におきまして、特急「かささぎ」の江北―肥前鹿島間の運行を二往復見直しまして、七往復十四本から五往復十本へと減便することが公表されております。

直通特急が減少するというこの事實は、利用者にとりまして乗り換えの増加や待ち時間の発生、時間帯の空白拡大など、利便性の低下が懸念されます。特急の直通制は、速達性のみならず移動の確実性や時間価値を支える機能を有しており、その縮小は鉄道利用の選択そのものに影響を及ぼす可能性があります。

そこで、お尋ねいたします。ＪＲ九州として、在来線区間における特急列車「かささぎ」の運行本数やこの停車体系の見直しにつきまして、今般減便される

こととなりました理由について御説明をお願いいたします。

○松下参考人Ⅱ「かささぎ」の件でございます。

減便の理由ということでございますが、現在、御存じのとおり十四本運行しているわけでございますけれども、今週末の三月十四日のダイヤ改正から十本の運行にするということで決定をしたところでございます。

この「かささぎ」の運行本数の見直しといいますのは、過去の合意、六者合意に基づきまして、これまで十四本走らせてきたわけでございますけれども、この期間が過ぎまして、やはりお客様の御利用状況をしっかりと見た上で、今回減便という判断をしたところでございます。やはりダイヤというものは、お客様の御利用状況を見ながら適切に判断していくということでございまして、今回「かささぎ」についても十本に減便をさせていただきたいということ、今週末から実施する予定でございます。

現在、江北―肥前鹿島間におきます特急「かささぎ」の御利用のお客様の数は、全体で一日三百名でございました。一本当たりでございますと二十名程度ということで、残念ながら非常に少ないお客様の御利用状況でございます。全体の規模としても、この区間の「かささぎ」利用のお客様の規模というのは、全体的に見れば小さいというものでございます。

こういった御利用状況に鑑みまして、このたび長崎本線を運転する特急列車のほかの列車で混雑をしたりといったようなところもございます。こうしたところで「かささぎ」の運転本数を見直して、使用している車両、あるいは乗務員をほかの路線の系統の運行に充当するということとございまして、特急という意味では、そちらのお客様の利便性をさらに上げていきたいということで今回行ったところでございます。

当社の車両でありますとか、あるいは乗務員というものにつきましては、やはり限りもございますので、この限りある経営資源をお客様の御利用状況に合

わせて、御利用実態に合わせて調整をしながら、佐賀・長崎全体の、エリア全体の利便性の向上を図るものでございます。

なお、これに合わせて普通列車の利便性の向上等を図り、全体としてのお客様の足を便利にする、こうしたことには取り組んできたつもりでございます。これは先ほど御説明した内容でございます。

以上でございます。

○桃崎委員Ⅱありがとうございます。この減便をめぐっては、県や沿線市町が運行本数の維持を申し入れてこられた経緯もあります。特に、多良・鹿島方面の利用者にとりまして利便性の低下につながるのではないかと懸念もあったところでございます。

そこで、このような沿線地域の声に対しまして、JR九州としてどのような措置を取ってこられたのか。また、いかれるのか伺いをいたします。

○松下参考人Ⅱありがとうございます。減便に対してどのような措置を取るのかという御質問だというふうに承知しておりますが、今回、四本の「かささぎ」の運行を取りやめるということになりますが、様々な措置を取らせていただき、鹿島から佐賀・博多方面への移動機会を確保してまいりたいというふうに考えております。

少し御説明をしてまいりますと、運行を取りやめることとなります四本でございますけれども、午前中の一往復二本につきましては、江北―肥前鹿島間に代わりとなる普通列車を新たに運行いたします。江北駅で特急と乗り継げるダイヤとしたところでございまして、佐賀・博多方面との移動機会を確保したいということでございます。うち特急列車一本につきましては、これまで江北駅を通過してございましたけれども、今回乗り継げるように新たに江北駅に停車をいたします。

また、運行を取りやめる夕方の下りの特急列車でございますけれども、こち

らは、次に博多駅を発車する「リレーかもめ」号が江北駅を通過してございましたけれども、今回新たに江北駅に停車をするような措置を取ります。これによりまして、しっかりと肥前鹿島・多良・諫早方面の普通列車と乗り継げるようにしていきたいということでございます。

また、運行を取りやめる夕方の上りの特急列車でございますけれども、現在でも肥前鹿島駅を十分ちよつと後に発車する普通列車で、江北駅にて博多駅行きの特急列車に乗ることによって、十八分後になりますけれども、博多駅に行くことができるダイヤとなっております。これにつきましては、これで代替ができるというふうに考えております。

このように、普通列車の増発でありますとか、あるいは列車時刻を調整するでありますとか、あるいは特急列車を新たに江北駅に停車させるでありますとか、こうした様々な措置を今回取っております。

減便する列車に合わせてどのような移動機会を提供するかということで、様々な措置を取っているということをぜひ御理解いただければというふうに思っております。これによりまして、鹿島から佐賀方面への移動機会を確保してまいりたいというふうに考えているところでございます。

これは繰り返しますが、「かささぎ」の運転本数の見直しにつきましては、可能な限り措置を取りながら、「かささぎ」に充当している車両でありますとか、あるいは乗務員を長崎本線の長崎・佐世保系統の特急運行に充当いたしました、混雑緩和を図っていききたいというふうに考えております。

また、車両、あるいは社員、乗務員というものにつきましては、やはり限りがある経営資源でもございます。これをよりお客様の御利用実態に合わせて調整をいたしまして、佐賀・長崎エリア全体の利便性の向上を図りたいというふうに考えておりまして、これにつきましては佐賀県全体の、県民の皆様全体の利便性の向上につながっているというふうに考えておりますので、ぜひ御理解

をお願いできればというふうに考えております。

また、「かささぎ」とは直接関係ございませんが、肥前浜以遠が非電化というふうになっております。この関係で、多くが肥前浜駅で乗り換えというふうになっているところでございますけれども、今回のダイヤ改正で新たに二本でございませけれども、乗り換えなしで大浦方面と鹿島、江北方面を御利用いただけるような措置も取っておりますので、併せて申し添えさせていただきます。

以上でございます。

○桃崎委員Ⅱありがとうございます。

それでは、今後の特急「かささぎ」の運行本数についてお尋ねいたします。今後、この増便や減便の可能性があるのか、その判断基準等がありましたらお聞かせをお願いします。

○松下参考人Ⅱ御質問ありがとうございます。

合意では、開業後四年目以降は十本程度を運行していくというふうにしておりまして、合意事項は確実に遵守をしまいたいというふうに考えておりますので、基本的にこれ以上の減便ということは考えていないということを御認識いただければというふうに思います。

一方で、増便という話、その基準ということでございますけれども、これはお客様の御利用状況によるというところに尽きるわけでございますが、実態として、やはり九州全体の人口減少でありますとか少子・高齢化、こうしたことが進んでいくということになりますと、今後お客様がどんどん増えていくということは、なかなか見通しがしにくいのかなというふうに考えているところでございます。

どれぐらいの御利用で増便対象になるかといったような基準というのはなかなか明確なものはいまありませんけれども、鹿島・多良方面のみならず、武雄方面を含めた全体の御利用状況、こうしたことを総合的に勘案しながら判断して

いくことになっていくかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○桃崎委員Ⅱありがとうございます。

次に、県内在来線のネットワークの維持方針についてお尋ねいたします。整備新幹線の議論が続く一方で、県民の毎日の移動を実際に支えていますのは、現在運行している在来線ネットワークそのものであります。これは地域にとりまして、在来線は必要不可欠な公共インフラでございます。したがって、この県内在来線をどのように維持していくのかということは、新幹線議論と並び、あるいはそれ以上に地域の将来に直結する論点だと考えるところでございます。

現在の線区別利用状況によりまして、県内の主要路線におきまして、同一線区の中でも区間によって利用状況が大きく異なります。

長崎本線につきましては、鳥栖―佐賀間の一日当たりの平均通過人員が二万八千九百四十四人、佐賀―江北間は一万八千五百九十六人である一方、江北―諫早間は九百九十三人と整理されております。また、唐津線の久保田―唐津間は一日当たり二千五人、唐津―西唐津間は八百八十四人という整理もされております。さらには、筑肥線につきましても、筑前前原―唐津間が一日当たり五千二百七人である一方、唐津―伊万里間は二百十八人とされ、同一路線内でも都市圏接続区間と中央区間で大きな利用格差が存在しております。

ここで重要なのは、この区間差が県民の暮らし方そのものと直結している点であります。例えば、鳥栖を介して福岡都市圏へ通う方々、佐賀市内での移動、江北での分岐、武雄・嬉野方面、鹿島・多良方面、そして唐津方面、そして、唐津から福岡方面や伊万里方面へ移動される方々は、それぞれの生活圏も移動目的も異なっております。したがって、同じ在来線と申しましても、必要とされるサービス水準は様々ではありません。

この鉄道というものは、単線ごとの収支だけで成立するものではなく、接続と乗り継ぎを含めたネットワークとして価値を形成するものであります。その中で、輸送密度という指標が議論の中で用いられておりますが、平均通過人員が二千人を下回る区間。しかしながら、この区間でありましても地域生活に不可欠な役割を果たしているという現実があります。この数値と公共的役割をどのように整理していくのが問われるところだと考えるところでございます。

そこで、お伺いをいたします。JR九州として、この区間における利用水準の差を踏まえ、各区間をネットワーク上どのような役割と位置づけておられるのか。その上で、平均通過人員が二千人を下回る区間につきまして、今後の維持の方針などにつきまして、その考えを御説明ください。

○松下参考人Ⅱ御質問ありがとうございます。

在来線のネットワーク、筑肥線等のお話だったというふうに承知をしております。

私も収支、あるいは御利用状況をお示ししております。これやはり地域の皆様、多くの皆様に実態を知っていただきたいということで開示をいち早く行いまして、皆様にこうした情報を開示してきたところでございます。そしてその後は、こうした線区をいかに活用していただくかということで検討していた、こうした手だても取って、地域の皆様と一緒に活用策、こうしたことを検討してきたところでございます。

とはいえ、おっしゃられましたように、地方ローカル線の輸送需要というのは、やはり会社発足時からしますと大幅に減少しているというのが実態でございまして、日常の足として、現在、鉄道を選んでいただけない状況というのは、地域交通として大きな課題であるというふうにまず認識をしているところでございます。背景にはいろいろあったと思います。人口減少でありますとか、特に道路網の整備、九州でいきますと高速道路、あるいは様々な町と町を結ぶ短

絡の道路、こうしたものが整備をされた結果、鉄道が日常の足としても選ばれなくなってきたというものが現状であり、その辺が先ほど委員がおっしゃられた利用のお客様の数につながっているのではないかとこのように思います。

もちろん、私どもも業務運営の効率化には取り組んでまいりました。いかに効率的に事業を行っていくか、あるいは列車運行を行っていくか、社員の数をより効率的にして、そうした取組、いわゆる自助努力はしっかりと行ってきたところでございますが、なかなかそうは言っても厳しい現状というのは、地域の皆様と活性化に取り組んでもなかなかお客様が増えないという実情があるというふうに考えております。

おっしゃられました筑肥線の唐津―伊万里間につきましては、線区活用に関する検討会、先ほど申し上げましたが、こうしたことを行ってきたところでございまして、利用促進、あるいは活性化に取り組んでまいりました。御利用状況でいきますと、こうしたことに取り組んだ結果でもございますが、結果、それでもやはりお客様は大きく減っておりまして、会社が発足したときと比較をいたしますと、三割程度にまで減少しているところでございます。三割減ったのではなくて、三割になったという状況でございます。非常に厳しい状況でございます。もちろんこうした線区はほかにもございますが、おっしゃられた線区はお客様の減少が非常に著しい線区であるというふうに考えております。

こうした現状を踏まえますと、当社としましては将来を見据えながら、県、あるいは自治体の皆様方と一緒に、地域、あるいは御利用のお客様にとって最適な形で地域公共交通を目指して議論していく必要もあるのではないかとこのように課題感を持っております。そうすることが持続可能性を高めていくことにつながっていくのではないかとこのように考えております。

まず現状を知っていただくということ、それから、活性化をいかに図っていくということを行ってまいりましたが、今後、この線区をどのような形で、最

適な形で運営していくのがいいのか、こうした議論も取り組んでいくフェーズにも入ってきているのではないかなというふうに考えております。

前段であらかじめ言わせていただきますと、通過人員とか、収支をお示ししておりますが、それだけで判断するということではなくて、線区の特情、実情等を把握しながら在り方を考えていくということのかなというふうに思っているところでございます。

一方で、江北―諫早間でございますけれども、こちらにつきましては、上下分離による運行区間ということで、開業後二十三年間運行するというふうな取り決めがございますので、これについては引き続き、佐賀県、長崎県の皆様と協力をしながら運行を行っていききたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○桃崎委員Ⅱありがとうございます。

それでは次に、駅の無人化、そして合理化の影響についてお尋ねをいたします。

JR九州は駅体制の合理化も進められておりまして、佐賀県内におきましても、無人駅の増加が進んでいると承知しております。現在の佐賀県内のJR駅につきましては、六十駅のうち約七割に当たる四十二駅が無人駅となっております。

この合理化というものも経営上の重要課題である一方、利用者にとってはサービス水準への影響が避けられないものであります。特に高齢者や障害のある方、また日常的に鉄道を利用する通学者等に対する影響も、地域交通政策の観点からも重要なものだと考えております。

そこでお伺いいたします。JR九州として、駅の無人化を進める際に、利用者サービスや安全の確保等につきまして、また、高齢者や障害のある方、イン

バウンド観光客等、支援が必要となり得る利用者への配慮をどのように対応しておられるのか、また今後の取組についてお伺いをいたします。

○松下参考人Ⅱありがとうございます。駅の無人化ということでございます。

駅体制というものにつきましては、無人化も含めて、より効率的に行っていくということは、鉄道の持続可能性を高めていくということでも必要なことだというふうに考えておりまして、この辺は、実情に合わせながら、駅体制はしっかりと組んで検討して、そして駅体制を組んでいるというふうに御理解いただければというふうに思っております。

こうした場合の対応でございますけれども、様々な取組を行っているところでございます。ハード、あるいはソフト、設備面、あるいは体制面、こうした面で様々な取組を行っているということをお案内したいというふうに思います。

まず設備面でいきますと、遠隔の放送でありますとか、あるいはトレーニングといった案内ツール、こうしたものを充実させております。お客様がタイムリーに列車の状況が分かるような取組をしております。また、ダイヤが乱れた際には、無人駅でも案内を行っております。

また、これはどちらかというと体制の問題になりますが、定期的な係員の巡回でありますとか、こうしたことも行い、また、これはハードになりますが、インターホンの設置でありますとか、あるいは緊急連絡先をきちんと掲示していくということ、あるいは警察の皆様とも連携を図りながら、安全の確保ということには努めているところでございます。

また、ソフト的なといいますか、体制としての取組でございますけれども、例えば、お手伝いが必要とされるお客様には全ての駅において係員が駆けつける、こうした対応をしております。こうした御連絡、お申し込みにつきましてウェブ、あるいは電話で受付体制というものを整備しております。いつでも

どこでもお申し込みいただけるような体制も整えているところでございます。

また、御指摘ございましたインバウンドのお客様でございますけれども、こちらにつきましては、駅や車内での多言語の自動放送でありますとか、あるいは発車表、あるいは案内サイン、あるいは駅のナンバリング、こうしたことを活用しまして、多言語での御案内も提供しているところでございます。

また、多言語のホームページ、あるいは「X」での運行情報の発信、こうしたことをやりながら、異常時でもインバウンドのお客様が安心して御利用できる環境も整えているところでございまして、引き続き、新しい技術とかが出てきましたら、導入などによりまして、さらによりいい形で改善も図っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○桃崎委員Ⅱありがとうございます。この無人化もそうありますが、ＩＣカード利用環境の拡大、これについてもちょっとお尋ねをいたします。

近年、鉄道利用におけるＩＣカード決済は全国的に拡大し、日常の移動における標準的な決済手段になりつつあります。利用者側にとりましては、切符購入の手間や精算の分かりにくさを減らし、改札通行を円滑にすることで使いやすさを高める施策であります。

その上で、西九州エリアにおけるＩＣカード環境整備は段階的な取組として進められた経緯がございまして、県内におきましても十三駅が対象となり、県民の利便性、移動利便性が大きく前進する取組であると受け止めております。

しかしながら、今回の利用可能エリアは鍋島駅、江北駅、佐世保駅、ハウステンボス駅までとされているため、長崎本線の江北以南、すなわち鹿島・多良方面は対象外となっております。鹿島市や太良町を含む有明海沿岸地域では、日常利用者の利便性の観点からも、また観光利用の受け皿としても、ＩＣカード決済の早期導入を望む声があり、県内で導入済み区間と未導入区間が併存す

る状況が続くことへの懸念もございます。

以上を踏まえまして、ＩＣ化の経緯や効果、未導入区間の取り扱いといった論点を佐賀県民にとりましても分かりやすい形で確認したいと思っております。

まず初めに、この西九州エリアの「ＳＵＧＯＣＡ」導入及び利用エリア拡大がどのような経緯で進められてきたのか御説明をお願いいたします。

○松下参考人Ⅱ西九州エリア、御指摘にもありました二〇二四年十月に拡大をしたところでございまして、おかげさまでこちらにつきましては好調に推移しておりまして、ＩＣ利用率につきましては、今後、順次、増大していくくのではないかとこのように考えているところでございます。

当社といたしましても、こうした導入したところにつきましては、ＩＣカードの利便性をしっかりと訴求してまいりたいと考えているところでございます。

また、これまでの経緯と今後の考え方を御案内いたしますと、ＪＲ九州の交通系ＩＣカード「ＳＵＧＯＣＡ」でございますが、こちらは二〇〇九年三月に福岡都市圏でサービスを開始しております。順次エリアを拡大いたしまして、現在では五百七十三駅中三百二十一駅で御利用できるようになっております。

エリアの拡大には、そのエリアの駅において、新たにＩＣカードに対応した券売機、あるいは改札機、これを設置する必要があります。そして、システムの改修、こうしたものもございます。こうした初期投資がまずあるということ。それから、機器のメンテナンス、あるいは通信費といった、いわゆるランニングコストがかかってまいります。こうしたことを踏まえまして、当社の資金による提供エリアの整備というのは一旦終了したというふうに考えているところでございます。

そうした中で、先般、二〇二四年の十月に御負担をいただいてという形でございますが、エリア拡大を行ったというような経緯でございます。

以上でございます。

○桃崎委員Ⅱ それでは、今回の「SUGOCA」のエリア拡大に対するＪＲ九州としての評価について伺いたいします。

このエリア拡大が、利用者行動や鉄道選択、駅業務の運用などにどのような効果をもたらしていると評価しておられるのか、現状の受け止めにつきまして御説明をお願いいたします。

○松下参考人Ⅱ 先ほど申し上げましたけれども、エリアにおきましては、これはお客様のサービスとして導入しているものでございまして、この辺については、改札等がスムーズになった、便利になったということもございまして、そうした効果があつたものだというふうに承知をしております。

○桃崎委員Ⅱ ありがとうございます。このＩＣカード決済の拡大、これが行われたところでありますが、しかしながら、長崎本線の江北以南、すなわち鹿島・多良方面は対象外となっております。これらの区間は上下分離の区間でもあり、地域におきましても「SUGOCA」利用エリアの拡大を望む声が大きいと承知をいたしております。

こうした区間への「SUGOCA」の導入に当たり、どのような課題があるかと整理しておられるのか、ＪＲ九州としての御認識を御説明ください。

○松下参考人Ⅱ 御質問ありがとうございます。

おっしゃられた区間での導入ということでございますけれども、やはりこのＩＣカードの導入というのは、基本的には面で整備をしていくと。お客様の流動に合わせて、面といいますか、エリアで設定をしていくということが大事だというふうに思っております。これはお客様の流動を見ながら、お客様への案内のしやすさ、分かりやすさ、こうしたところで我々は導入を決定しているというところでございます。

また、スムーズな改札につなげていく、やはりお客様の数もあろうかという

ふうに思っております。そうしたことを勘案しながら決定をしているというところでございます。

また、先ほどコストのお話もいたしました。やはり他社のＩＣカード、他社のＩＣ事業者との調整でありますとか、あるいは管理面でのさらなるコストの増加もあろうかというふうに思っております。今後の具体的なコストの見通しを立てることが非常に困難な状況でもございます。

加えて、システムの老朽取り替えも発生するということを考えますと、更新のタイミングで新たに具体的な見通しの立たないイニシャルコストも発生していく可能性があるとといったようなことでございまして、こうしたコスト面のこととも考えているということを御認識いただければというふうに思います。

○桃崎委員Ⅱ それでは、最後の質問に移らせていただきます。最後の質問は、観光振興に関するＪＲ九州の取組についてお尋ねをいたします。

この佐賀県におきましても観光需要、これは回復基調にあるところでございます。令和六年におきましても、総来訪者数四千六百四十四万人、日帰り四千四百三十三万人、宿泊二百二十万人とされており、この来訪者規模は維持されながらも、しかしながら一方で、地域内周遊や滞在時間の延伸が引き続き重要課題であるということが読み取れるところでございます。

一方で、ＪＲ九州も地域交通の利用性の底上げ、また観光産業の振興による周遊を生み出す観点からも、様々な観光の振興をしていただいていると承知しているところでございます。

先ほども出ました観光列車の展開や、九州各地での地域振興、これらに寄与されてきた実績がございます。

これらの観光列車や観光関連の取組が佐賀県内における周遊の実態や、またあるいは在来線利用に対して、これに対してもある程度の効果が出ているのではないかと感じるところでございますが、それらを丁寧に検証して次の改善に

つなげていく必要があると考えるところでございます。

そこでお尋ねをいたします。佐賀県域における観光振興に對しまして、ＪＲ九州はどのように取り組んでおられるのか、またその評価につきましてもお伺いをいたします。

○松下参考人Ⅱありがとうございます。佐賀県、観光として本当に非常に魅力の多い場所だというふうに私も認識をしているところでございます。

まず、列車ということで申し上げますと、定期列車として、例えば「ななつ星ｉｎ九州」でありますとか、あるいは「36ぶらす3」、あるいは「ふたつ星4047」、こうしたものを定期列車として運行して、この沿線を御利用といいますか、運行させていただいているところでございます。

また、臨時列車でございます。

佐賀県におきましては、有田陶器市、あるいは佐賀バルーンフェスタ、そして唐津くんち、そして先ほども申し上げました鹿島の酒蔵ツーリズム、こうした非常に魅力的なイベントがございますので、こうしたときに臨時列車を運行させるといったような取組も行っております。

この辺のイベントというのは、佐賀県における大きな観光資源と言える催しだというふうに認識しております、多くのお客様をお運びできるという意味では鉄道との親和性も高いということで、臨時列車の運行なども行っているところでございます。

また、こうしたイベント、あるいは催しへの送客のほか、通常のいわゆる送客キャンペーン、ディステイネーションキャンペーンのようなことも行っております、現在、ちょうど今やっているところでございますが、昨年の九月から三月までは佐賀県・長崎県の観光キャンペーン「GO Quest」と銘打ちまして、現在、送客キャンペーンを行っているところでございます。様々な、例えばスタンプリーでありますとか、あるいはお得な切符を設定したりとい

うことで、ここに御来訪いただけるようなお客様を増やしていく取組も行っているところでございます。

また、ＪＲ西日本様とも連携をいたしまして、関西地域での佐賀の魅力の情報発信でありますとか、西九州の情報発信に取組をさせていただいております、こうした取組は、やはり一定の効果があるというふうに考えているところでございます。

また、鉄道以外の部分でも様々な観光という意味では連携をさせていただいているというふうに思っております、先ほども申し上げましたが、鹿島市の肥前浜におきましては、光武酒造様が所有する明治中期に建てられた歴史的建造物、こちらを宿泊施設として改修いたしました、「茜さす 肥前浜宿」ということで運営をしております。

海外のインバウンドのお客様も非常に多くのお客様がお越しいただいているというふうに聞いております。光武酒造場の方々と連携を深めて宿の運営を行いながら、地域一帯で楽しんでいただける、こうした取組を行っているところでございます。

また、嬉野市におきましては、二〇二三年の十月、これも先ほど申し上げましたが、「嬉野八十八」という宿を開業いたしましたところでございます。

嬉野温泉はもう御案内のとおりでございますが、日本三大美肌の湯ということで、非常にいいお湯がある、いい食もあるということで、リピーターのお客様が非常に増えているといったようなことでございまして、こちらも御好評いただいているところでございます。

以上申し上げますが、当社グループは、列車、あるいは列車以外でも様々な事業分野を生かしまして、様々な側面から観光振興に御一緒に取組をさせていただいているというふうに考えております。

冒頭申しましたが、佐賀には恵まれた自然と観光資源が豊富にあるというふ

うに思っておりますし、観光産業としてのポテンシャルがあるというふうに考えております。まだまだ伸ばしていけるといふふうに考えておりますし、西九州ルートが整備されれば、こうしたポテンシャルをさらにいかに発揮するきっかけになるのではないかとというふうに考えているところでもございます。

以上でございます。

○桃崎委員Ⅱありがとうございます。本日、本当に様々なことを質問させていただきました。これらの内容、いずれも西九州新幹線の将来像と併せまして、県民の日常の移動を支える鉄道ネットワークをどのように実施して、また発展させていくのかという大きな課題に関わるものでございます。

本日お示しいただきました御見解も踏まえまして、今後もＪＲ九州と自治体、そして、地域が相互に連携しながら、鉄道の価値を高めていく取組が進みますことを期待いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○指山委員長Ⅱ暫時休憩します。十三時をめどに委員会を再開いたします。

午前十一時五十分 休憩

午後一時 開議

○指山委員長Ⅱ委員会を再開します。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○中本委員Ⅱ公明党の中本正一でございます。

松下参考人並びに補助者の皆様には、遠路佐賀県議会まで足をお運びいただき、心から感謝を申し上げます。今日、三人目の登壇ということもあります。少し重複する部分もあるかと思いますが。また、答えづらい問いもあるかもしれませんが、どうか御丁寧な御答弁をよろしくお願いしたいと思います。

限られた時間でありますので、早速質問に入らせていただきます。

まず、少し広い視点からJR九州の鉄道事業について伺いをいたします。

JR九州では、自然災害の激甚化や人口減少、少子・高齢化といった外部環境の変化や鉄道施設の老朽化、また、車両の更新といった内部環境の変化に対応しつつ、鉄道事業の持続可能性を高め、収益構造の転換を進めるため、二〇二三年三月期に「未来鉄道プロジェクト」をスタートされており、二〇三一年三月期までに百四十億円以上の収支改善を図ることを目標に鉄道事業の構造改革に取り組まれていると伺っています。

これまでの鉄道事業は、新幹線をはじめとする高単価の長距離輸送需要と、都市部の大量輸送需要の収益で利用の少ない赤字路線を維持するという内部補助の仕組みで経営を維持されてきたところであります。

そこで、未来鉄道プロジェクトにおける持続可能な鉄道事業の姿とはどのようなものなのか伺いをいたします。

○松下参考人Ⅱ御質問ありがとうございます。

未来鉄道プロジェクトでございますけれども、これはまさに鉄道事業の持続可能性を高めるために行っているものでございます。鉄道というのは非常に固定費率の高い事業でございますので、この固定費を下げていくということで

コロナ禍に始めたプロジェクトでございます。当社ではBPRというふうに呼んでおりまして、ビジネスプロセス・リエンジニアリングということになりますが、このBPRプロジェクトで固定費を下げるということで取組を進めてまいりました。固定費の割合を下げる。この割合を下げるというのは、恐らく鉄道会社で果たせたところというのはなかなかないのではないかとふうに思いますが、社員の知恵を総力を挙げて結集いたしまして、結果、こうした一割削減はおおむね達成できたというふうに考えているところでございます。

こうしたことを踏まえまして、今回始めたのが「未来鉄道プロジェクト」というものでございます。前のBPRと若干違いますのは、BPRはコロナ禍でございましたので、とにかくコストを下げていくことを知恵を出しながらやってきたものでございます。

一方で、BPRというのは、多少コストがかかっても、あるいは投資がかかっても収支改善につながるものやっていたということでございます。トツプラインを上げていくことと、それからコストを下げていくことと、この両面で取組を進めてきたところでございます。

こうした取組によって、委員がおっしゃられましたように、大量に、そして、速くお客様をお運びする、これがまさに鉄道が一番役割を発揮できる部分だということふうに思いますので、こうした役割を発揮できるように取組を進めていくことではないかというふうに思っております。

例えば、「未来鉄道プロジェクト」で申し上げますと、先進技術を活用して省人化、あるいは省力化に取り組んでいくということでございます。

具体的には、取り組んでおります自動運転の拡大でありますとか、あるいは車両や設備、これをいわゆるCBM化というふうに言いますが、コンディションに合わせてメンテナンスをしていくということ、今まではどちらかというと時間が来たら必ずやるというようなことでしたけど、状況を見ながら判断をし

て、より効率的な検査をしていくことをやりたいでありますとか、あるいは安全をいろんな技術を使ってより高度にしていこうとありますとか、あるいは設備を比較的軽くしまして、いわゆるアセットライトと言いますが、こういう取組をすることによって、鉄道事業の持続可能性を高めていきたいということで取組を進めていくものでございます。

一方で、赤字路線ですね、赤字の話もあろうかというふうに思いますが、こうしたことの議論とはまた別に必要になってくるものだというふうに考えているところでございます。

御説明は以上でございます。

○中本委員Ⅱありがとうございます。

コロナ禍のBPRプロジェクトですかね、ここでの固定費の一割削減という実績をベースに、今回この「未来鉄道プロジェクト」にも挑戦をされていると。効率的な、いわゆる業務改善を中心とした取組かなというふうに考えるところでありまして、この「未来鉄道プロジェクト」では、持続可能な鉄道づくりを進めるための取組として需要に応じた柔軟な輸送力の提供といったものが示されていました。これで少し気にかかるのは、この需要に応じたという部分であります。

というのは、改正地域公共交通活性化再生法では赤字ローカル鉄道の在り方を協議する再構築協議会の設置が位置づけられていまして、九州管内ではまだ設置をされていないものの、JR九州と県、市町による線区ごとの活用検討会、こういったものは県内でも始まっています。

そこで、「未来鉄道プロジェクト」による鉄道事業の構造改革は、これを突き詰めていくと赤字路線の存続問題につながるようなことはないかと少し懸念をしますけれども、この点についてはどのようにお考えか伺いたします。

○松下参考人Ⅱ御質問ありがとうございます。

先ほど、少し私の言葉が足りなかった部分がありますので、補足をさせていただきます。

BPRというふうに申し上げたのは、コロナ禍での対応でございました。やはりコロナ禍の場合はコストを下げる。今やっている「未来鉄道プロジェクト」というのは、収支改善、少し稼いでいくこと、あるいはコストを下げていくという両面で取り組む、いわゆる収支改善の取組ということでございますので、改めて補足をさせていただきます。

「未来鉄道プロジェクト」の取組が赤字路線の持続可能性につながるのかという御趣旨だというふうに思います。

「未来鉄道プロジェクト」につきましては、鉄道全体での持続可能性を高めていく取組ということで進めてきたところでございます。BPRから「未来鉄道プロジェクト」ということで取組を進めているところでございますが、この議論と、いわゆる赤字路線の今後、赤字路線といいますが、私ども収支の開示もしているところでございますが、こうした路線につきまして、今後どうしていくかという議論とはまた別の議論ではないかというふうに考えているところでございます。

収支の非常に厳しくなっている線区、既に一部の線区では、線区の在り方を出口を決めずに議論しているところでございますが、こうした背景には、やはり人口減少によります需要の減少でありますとか、先ほども少し申し上げましたが、モータリゼーション、こうしたこともございます。また、インフレで物価が非常に上がっていたりでありますとか、あるいは学生数が減って社員がなかなか採れなくなっている、あるいは賃上げが進んでいる、こういった状況もあろうかというふうに思っております。

先ほど自助努力、あるいは内部補助という言葉もありました。自助努力も行いながら、一定の一部の内部補助はあったというふうに思いますが、これにも

限界が出てこようかというふうに考えているところでございます。やはりお客様の多い線区には一定の安全の投資でありますとか、あるいはよりよいサービスに向けて投資ということも必要になってこようかというふうに思っております。

そうしたところも必要になっていくという環境下にあるというふうに考えているところでございます。今後の線区の在り方については、一部の線区については、今後の地域をどのようにしていくかを考えていくことも必要ではないかというふうに考えておまして、こうした議論をすることが必要だというふうに考えておりますし、将来の町のビジョンでありますとか、そこにおける交通の在り方ありますとか、その便益等、あるいは担い手、こうした広い視点で今後の在り方を考えていくということも必要ではないかと考えているところでございます。

○中本委員Ⅱ今の参考人の答弁で安心をしたところであります。

次に、鉄道運賃値上げによる経営改善効果について伺いをいたします。

JR九州では、昨年四月に鉄道運賃を改定されており、定期券を含めた改定率は平均一五％、私は少し驚いたんですけれども、消費税増税時を除いて一九九六年以来ですから、何と二十九年ぶりの値上げと伺っています。

そこで、この運賃値上げによる増収見込額はどのぐらいあり、その用途はどのような形でお使いになられるのか伺いたします。

○松下参考人Ⅱ御質問ありがとうございます。

運賃改定でございますけれども、委員おっしゃられましたように、今回二十九年ぶりに平成八年一月以来の運賃改定ということで踏み切ったわけでございます。改定率としては、一五％の改定をいたしました。一方で、運賃改定をすることによって一定のお客様がやはり鉄道から離反をされると、逸走するということもございますので、実際の増収額としては一一・四％ですので、差し引

きますと三・六％のお客様が他の交通機関などに移れるということを想定していたわけでございます。この一一・四％と申しますのは、金額でいきますと、百六十億円ということでございます。

今回、お客様には御負担をいただいたわけでございますが、これは今後、きちつと鉄道の持続可能性を高めるためにしっかりと活用してまいりたいというふうに思っているところでございます。一つはやはり安全ですね。鉄道には安全が最優先だというふうに考えております。安全を担保する上で不可欠なのは鉄道施設ですが、非常に老朽化をしてきております。こうした老朽化施設へきちんとした安全投資、あるいは修繕、メンテナンスを行っていく必要があるというふうに認識をしております。

それから、先ほども少し申し上げました人材の確保でございます。

今後、賃上げ、こうしたこともさらに必要になってくるというふうに考えておりまして、既に私どもこの三年間で二〇％ほど賃上げをしてきております。それでもまだまだ地域の中では決して高いほうであるというふうに思っておりません。今後もさらに賃上げが必要になってこようかというふうに思いますし、国もそういうふうにおっしゃっているということであれば、さらに競争力を高める意味でも賃上げというのが必要になってくる。それによって、人をしっかりと確保し、そして安全、あるいはお客様によりよいサービスを提供していくことが必要であると。このベースになるのはやはり人だということかなというふうに思っております。

それから、やはり物価が上がってきております。御案内のとおり、インフレ下でございます。様々な鉄道の資材、鋼材も上がってきております。物価への対応ということも必要になってまいりますし、特に動力費ですね、最近のイランの情勢等もございまして、動力費も既に上がってきておりますし、今後もしちゃんと目配りをしておかなきゃいけないというふうに考えております。

それから、少し委員もおっしゃられました災害への対応ですね。激甚化している災害、毎年どこかの線区で大きな被害を私どもは受けております。特に九州は豪雨水害でありますとか、台風もございます。こうしたことへの対策、あるいは対応を行っていくために、今回、運賃改定をさせていただいたということでございます。

こうしたことをきちんとお客様にも効果を実感していただくべく、例えば、お客様がよくお使いになるトイレの改修でありますとか、こうした部分のサービスアップにも取り組んでいるところでございますので、この辺はぜひ御理解いただいて、私どもとしては鉄道の持続可能性をさらに高めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○中本委員Ⅱこの運賃値上げによる増収分については、安全対策、そして人材確保、物価対策、災害対策にも非常に適切に使われているということでありましたので、そういうような形で理解をしたところであります。

次に、鉄道事業における新幹線のポテンシャルについて伺いをいたします。

今週三月十二日にＪＲ博多駅と鹿児島中央駅を結ぶ九州新幹線鹿児島ルートが全線開業し、十五周年という大きな節目を迎えます。開業したその日が東日本大震災発生の翌日だったということで、記念式典や宿泊行事等も全て自粛をされたことは記憶に新しいところであります。

鹿児島ルートは九州の南北を貫く大動脈として、また関西方面へ直通可能となることで、延べ利用者が一億七千万人を突破するとともに、ＪＲ九州の経営の安定化にも寄与してきたところであります。また、二〇二二年に開業した西九州ルート武雄温泉―長崎間の利用状況も、先ほど御説明をいただきましたように、コロナ禍後のインバウンド需要を追い風に利用者は右肩上がりに伸びています。

ＪＲ九州では、線区別御利用状況を毎年公表されており、その中に旅客営業一キロ当たりの一日平均旅客輸送人員を表す輸送密度と旅客運輸収入が示されており、新幹線と在来線の線区ごとの状況を見ることができます。九州管内には、鹿児島ルートと西九州ルートの新幹線二路線、そして在来線二十一路線が営業していますが、鉄道事業全体に占めるこの新幹線二路線の割合はどのようになっているのかお伺いいたします。

○松下参考人Ⅱ御質問ありがとうございます。

新幹線の輸送量、あるいはその占める割合ということですが、輸送量でいきますと、いわゆる人キロで申し上げますと、新幹線二路線で占める割合というのは大体二三％程度ということでございます。

一方で、収入でございますけれども、二〇二四年度一年間の収入につきましては、会社全体で千五百十二億円でございますけれども、新幹線二路線で六百五億円ということでございますので、おおむね四〇％が新幹線の収入が占めているというところでございます。

なお、西九州新幹線につきましては、初年度二〇二二年度は、これは先ほども少し申し上げましたが、二十五億円、そして二〇二三年度が四十八億円でございます。そして、昨年度、二〇二四年度が五十二億円でございますので、二〇二四年度でいきますと、前年比でいきますと一〇八％ほど伸びているという状況でございます。これを先ほど新幹線の収入としては、ある程度確保できているのだという話をしたところでございます。

また、通過人員のお話がありましたので触れさせていただきますと、通過人員でいきますと、これが初年度六千六百九十八人、二〇二三年度が六千二百三十九人、そして昨年度でいきますと六千四百五十八名のお客様ということになるわけでございます。輸送人員につきましては、新幹線二路線で占める割合は五％程度ということになるわけでございます。

収入でいきますと、先ほど申し上げましたが、四〇%ということで行きますと、新幹線の収入は単価的にも高うございますので、収入としては一定程度寄与しているというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○中本委員 Ⅱ新幹線二路線が鉄道全体に占める割合について、今、特に旅客運輸収入で四〇%ということで、かなり大きい位置づけになっているなどということを感じるところであります。このことは、旅客運輸収入の四割を占める新幹線二路線の収益によって、これは九州各地のローカル線を支えているということとも言えるのではないかとこのように考えます。地域の方々にとって欠かすことができない足とも言えるこのローカル線の維持を図る上でも、新幹線の果たす役割というのは大きいというふうに私は感じます。

そうした意味で、九州全体の鉄道事業の未来に向けて、新幹線が持つポテンシャルについてどのように考えるかお伺いいたします。

○松下参考人 Ⅱ整備新幹線でございますけれども、これにつきましては、基本的なスキームで大変恐縮でございますけれども、受益の程度を勘案した貸付料を支払っているというものでございまして、当社が新幹線を運営することによりまして、鉄道事業の収支に与える影響というのは長期的に見ると、中立というのが基本的な考え方というふうに思っております。したがって、新幹線がローカル線の維持を収支の面で直接的に支えているということではないというふうに考えております。

一方で、並行在来線の問題を一旦横に置いたとして、それぞれの在来線の面から見ますと、特に新幹線に接続する在来線でありますとか、こうしたものにつきましても、新幹線から乗り換えて御利用になるお客様が増加していくといったようなこともございます。新幹線が在来線の持続可能性、あるいは地域における位置づけに対して寄与しているというのは一定程度あるというふう

考えているところでございます。

次に、九州全体ということで考えた場合の未来におけるポテンシャルということで申し上げさせていただきますと、やはり新幹線は安全、そして大量に、高品質で、災害にも強い高速輸送手段でございます。当社の鉄道ネットワークの大黒柱、いわゆる要の存在でもあるというふうに考えておまして、当社の将来の鉄道事業を考える上で欠かせないものだというふうに考えております。

また、委員御指摘のとおり、地域の大動脈として、あるいは地域間の交流、あるいは地域の経済を支える存在でもあると、まちづくりのきっかけになる存在でもあるというふうに考えております。

これからますます少子・高齢化、人口減少の時代を迎える中、新幹線の沿線の地域が、あるいは沿線地域から波及してその周りの地域が自立して持続していくためにも新幹線はこれまで以上に重要な役割を果たしていくくんではないかというふうに考えておりますし、その役割を果たし得るものだというふうに考えているところでございます。

当社といたしましても、そうした役割をしっかりと営業主体として果たすべく、質の高い輸送サービスを提供してまいりたいというふうに考えておりますし、西九州におきましても全線フル規格で整備することが、この同じ役割を果たしていくことにつながっていくのではないかとこのように考えているところでございます。

以上でございます。

○中本委員 Ⅱありがとうございます。

それでは次に、西九州ルート武雄温泉―長崎間について質問をいたします。

二〇二二年九月二十三日の武雄温泉駅でのリレー方式による開業から間もなく丸三年半が経過をいたします。

西九州ルートの開業後の利用状況については、先ほど資料でもお示しをいた

いただきましたように、コロナ禍後のインバウンドの増加等もあり、順調に伸びているところではありますが、開業前の需要予測と比較した場合、どのような状況になっているのか伺います。

○松下参考人Ⅱ開業後の状況ということでございますけども、御利用状況につきましては、先ほど資料でも、また、桃崎委員への御説明の中でも御回答させていただいたとおりでございます、そのとおりでございます。

また、御利用状況の予測ということでございますけども、これは国が行っている需要予測でございます、これについて国において予測がなされているものだというふうに承知しております。一定の前提条件を置くなどして試算をされているというふうに承知しているところでございます。

私どもが申し上げられるのは収入について先ほど申し上げました。桃崎委員への回答でも触れたところでございますけども、これは予測との比較ということではございませんが、鹿児島ルートの部分開業時が約百億円ございました。距離が半分の西九州新幹線ということを考えますと、昨年度約五十二億円ということを考えますと、鹿児島ルートに遜色のない実績であったというふうに受け止めているところでございます。

以上でございます。

○中本委員Ⅱ開業前の需要予測等は、比較をするその数字について、これは前提そのものもいろんな数字が出てまいりますので、なかなか答弁しづらいということだと受け止めました。

それでは次に、今後の見通しについて伺いをいたします。

問いの一では、新幹線二路線の旅客運輸収入について鉄道事業全体の四〇％になることをお示しいただきましたが、二〇二四年度の鹿児島ルート、これは博多―鹿児島中央間、営業キロで二百八十八・九キロ、西九州ルート武雄温泉―長崎間、営業キロで六十九・六キロ、これを比較したとき、鹿児島ルートは

西九州ルートの輸送密度で見した場合約二・七倍となっています。そして、旅客運輸収入で約十・五倍の規模となっております。営業キロ数に四・一倍の差があるとはいえ、これ大きな開きとなっております。

その要因の一つに関西方面との直通が挙げられ、時短効果や直通効果により、利用者の選択肢が増え、新幹線と航空機も含めた交流人口全体の増加につながっていることを今日の資料の中でもお示しをいただきました。

そこで、仮に西九州ルートがフル規格で整備をされ関西方面への直通が可能となった場合、西九州ルートの需要予測についてどのように考えておられるのか伺います。

○松下参考人Ⅱ御質問ありがとうございます。

鹿児島ルートの比較ということでおっしゃられました。差があるという御指摘でございますけども、私も先ほど申し上げましたが、この西九州新幹線を支えていただいているのは、通勤通学の伸び、こうしたお客様の寄与が非常に大きいというところもございます、おっしゃられました都市間を結んでいく、対関西、あるいは対中国地区、あるいは福岡、こうしたところの御利用が、一定程度、まだ伸びが限定的だというふうに考えているところでございます。

これは対面乗りかえ方式で関西方面に行くとなりますと、二回の乗り換えを要するというところもございます。時間短縮効果が極めて限定的になるといったようなことが背景になるということでございます。また、西九州地域を訪れるお客様にとりましても御不便をおかけしているものだというふうに考えているところでございます。

フル規格が整備された場合のお客様の需要ということにつきましては、具体的な旅客需要を見通した数字というのは正直持ち合わせていない状況でございますけども、先ほど鹿児島ルートの説明の中で御説明をいたしました、関西と熊本、あるいは関西地区と鹿児島、こちらはどちらもお客様が飛行機も鉄道も

増えているということだと思いますと、フル規格でつながっていくということは非常に大きな交流人口の拡大につながっていくものだというふうに考えておりますし、先ほど少ないと言われた伸び、この辺について寄与していくものだというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○中本委員Ⅱこれも仮定の中での具体的な数字については示すことはなかなか難しいということでありました。

それでは、仮にこのフル規格で整備が進む場合でも、環境アクセスに四年前後かかることになります。また、工期についても想定十二年となっておりまして、最短でも開業まで十六年前後かかることになり、当面はこのリレー方式が続くことになります。その場合、この西九州ルートにおける今後の利用状況の見通しについてどのように考えるのか。また、当面、このリレー方式が固定される中で西九州ルートの利用促進を図るため、どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

○松下参考人Ⅱ御質問ありがとうございます。

先ほどから御説明をしておりますが、西九州新幹線の御利用は、開業以来、少しずつ増加をしているところでございますが、今後、進展が見込まれます人口減少、あるいはデジタル技術の進展による、例えば、リモート会議でありますとか、テレワークの普及、浸透もあると思います、社会変容も進んでいくというふうに考えております。

長期的に見ますと、都市間、長距離のお客様を中心として西九州新幹線全体の旅客需要は、このままでいけば、だんだん減っていくというようなことも予想されるところでございます。もちろんこの辺につきましまして私たちも営業努力をしつかり行っていきたいというふうに考えているところでございます。

一方で、新幹線の定期需要でございますけれども、鹿児島ルートでは全線開業

から十五年たっておりますが、定期券のお客様は年々増えているところでございます。新幹線が新たに開業した後、定期需要というのは、転勤、あるいは進学といったライフサイクルに応じて新規需要が発生していくことに加えて、新幹線を日常的に使っていくことが長い時間をかけて地域に浸透していくものだというふうにも考えております。通勤通学に御利用しやすいダイヤ設定でありますとか、あるいは定期券の発売、こうした定期の旅客需要について掘り起こし、利用促進に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

またあわせて、まちづくり、こうしたことを行うことによりまして、定住人口、あるいは雇用を増やしていくといったような取組も私たちとしてはやっていきたいと考えているところでございます。

また、観光振興、あるいは送客プロモーション、これについては先ほど御説明をしたところでございますが、今後もしこうした取組を継続することによって、長距離のお客様の御利用促進にも努めてまいりたいと考えているところでございまして、まちづくりで魅力的な施設をつくるでありますとか、交流人口を増やしていく、こういう取組を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○中本委員Ⅱありがとうございます。

それでは次に、西九州ルート武雄温泉―長崎間について伺ってまいります。

「今後の整備新幹線の貸付のあり方に関する小委員会」が昨年十一月に発足し、今年の夏をめどに開業三十一年目以降の新たなルール案をまとめる方針と伺っています。

小委員会での論点は、貸付期間の延長や貸付料の算定方法、算定範囲など、論点が多岐にわたり、そして、その結果は、西九州ルート新鳥栖―武雄温泉間

の財源問題に直結し、また、ＪＲ九州の鉄道事業の経営にも大きく影響している問題でもあります。

小委員会によるＪＲ各社へのヒアリングで、古宮社長は鉄道事業の経営に悪影響を及ぼさない形で考えてほしいと訴えたところ、新聞報道にありますが、貸付料の新たなルールに対するＪＲ九州の見解について改めて伺いたいと思います。

○松下参考人Ⅱ御質問ありがとうございます。

これは改めての御説明になりますが、先ほど申し上げましたように、小委員会がございました。そこに私どもも参加をいたしましてヒアリングを受けたところでございます。

その際に申し上げたことにつきましては、整備新幹線の現行の貸付料、こちらにつきましては、国鉄改革の経緯を踏まえまして、整備新幹線の運営が営業主体でございます。ＪＲの鉄道事業の経営に悪影響を及ぼさないよう、受益の程度を勘案して算定することというふうに行われているところでございます。ですので、三十一年目以降につきましては、整備新幹線の運営が営業主体でございます。ＪＲ、当社の鉄道事業の経営に悪影響を及ぼさない形としていただきたいということをお願いいたします。

以上でございます。

○中本委員Ⅱそれでは次に、地元トップ三者及び佐賀市長との意見交換について伺いをいたします。

佐賀、長崎両県及びＪＲ九州の地元三者トップによる意見交換が一昨年五月、そして昨年八月の二回開催されており、特に昨年八月の意見交換ではフリーゲージトレイン断念の責任がある国に財源問題で具体的な解決策を働きかけていくことで認識は一致し、引き続き三者による意見交換の場を早い時期に実施することで合意をされています。そして、この合意をきっかけに三者それぞれの立場での新たな動きにつながり、議論が加速しつつある状況となっています。

水嶋事務次官と山口知事が昨年十月以降、精力的に面談を重ねられ、財源スキームに課題があると問題意識を共有するとともに、三月二日の面談ではルートの選定に関し、佐賀駅以外の南回りルートも含めた議論の必要性、そして県内の意見集約の進め方について意見交換が行われるなど、フル規格を前提とした議論が進み始めています。古宮社長も昨年十月に水嶋事務次官と面談し、佐賀県の財政負担の軽減を要請され、また本年に入り坂井市長とも面談し、財源問題やルート、まちづくりについて意見交換をされたと伺っています。

そこで、地元三者による合意が国を一步前に引き出す大きなきっかけにもなっていると考えますが、これまでの意見交換についてどのように評価をされているのか。また、ＪＲ九州は、トップ三者や佐賀市長との意見交換の進め方についてどのような見解をお持ちなのか伺いたします。

○松下参考人Ⅱありがとうございます。地元三者でのトップ会談のときの意見交換会、あるいは佐賀市長との面談のお話だったというふうには認識しております。

様々なやり取りがあったわけですが、まず三者の意見交換会の話、これにつきまして内容を少し御紹介いたしますか、お話をしたいというふうに思いますが、西九州ルートにつきましては、やはり国がフリーゲージトレインを断念したところで歴史が止まっているということもあり、この先どうなるか、どうするかということについては全く決まっていない状況だということ。そして、例えば、北陸新幹線でいきますと、ルートを含め、方針が決まった後に様々な問題が発生しているといったようなこともございます。この意味において、西九州と北陸では前提が異なっているということについて、三者での意見、認識が一致したところでございます。

そして、西九州ルートについては、フリーゲージトレインの断念ということもございましたので、北陸新幹線とは異なるという事情もございまして、財政

負担の軽減、これは先ほどから出ておりますけれども、非常に大きな問題だというふうに考えております。これについて、国に働きかけをしていこうというようなことで、この辺につきましても認識が一致したところでございます。三者それぞれで働きかけをしていくということで、先ほどありましたけれども、水嶋次官のところに当社の古宮も上京して、この辺について特段の御配慮をお願いしてきたところでございます。

また、ルートや在来線につきましては、まだ各者の従来の意見をそれぞれ述べたというところでございますが、地元三者で議論していく課題であるということについては認識も一致したというふうに考えております。

受け止めということでございますが、関係者間で意見交換なりコミュニケーションを行っていくということはすごく大事だなというふうに思っておりますし、今後も意見交換を引き続き行っていくことが大事だというふうに考えております。

また、今後についてでございますが、第三回の意見交換会も速やかにスケジュールを整えてぜひ行っていきたいというふうに思っているところでございますし、おっしゃられましたように、山口知事と水嶋事務次官とのやり取りの中でも、意見交換におきましてルートについて県内で意見集約をしていく必要性について議論されたといったようなことも報道で承知をしているところでございますし、第二回意見交換会でも知事からルートについて議論を深めたいといったような話もあったところでございます。当社としては引き続きルート等について議論を深めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、佐賀市長との御面談の話でございますけれども、これも先月の二月に行ったところでございます。これにつきましては、初めてこうしたことを議題でお話をしたということでございまして、ルートや在来線、そしてまちづくり

といった課題につきまして、双方が基本的な考え方について意見交換を行ったというところでございます。今回こうした議論をしたということについては、やはり意義があったものというふうに考えておりまして、今後も第二回の意見交換会等に向けまして、日程や具体的なテーマを検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○中本委員Ⅱありがとうございました。

次の並行在来線につきましては、午前中の徳光委員、そして桃崎委員の質疑でおおむね理解できましたので、割愛をさせていただきます。

最後にお伺いをいたします。

本日示されました資料の中で、西九州ルートの整備に関する方針として、改めてルート、並行在来線、まちづくりに関するＪＲ九州としての考えが示されているところであります。並行在来線については、これは必ずしも経営分離を前提としないと表明をされていますが、このルートの選定によってはその前提が変わる可能性があるのではないかと考えます。財政負担もルートの選定によつて整備費用に大きな開きが生じてまいります。さらに、ＪＲ九州は佐賀駅しかあり得ないとの立場かと思いますが、ルートの選定は佐賀市のまちづくりにも大きな影響を及ぼす問題であり、意見の集約が大変難しい問題ではないかと考えます。

水嶋事務次官と山口知事の意見交換では、このルートの選定に関し、これは先ほど申し上げましたように、佐賀駅以外の南回りルートも含めた議論の必要性や県内の意見集約の進め方等が話し合われるなど、フル規格を前提とした議論が進み始めているところであります。また、お二人の意見交換では、ルートの問題はすぐに熱くなるので、冷静に議論していくことを確認したと、こういうふうにも聞いております。こうした動きを見たとき、ＪＲ九州も必ずしもこ

のルートを決め打ちすることなく、意見交換に臨んでいくべきではないかと考えますが、この点、見解をお伺いいたします。

○松下参考人Ⅱ御質問ありがとうございます。

私どもとしては、ルートに関しての考え方、これは先ほど来申し上げているとおりでございます。やはり新幹線をつくる以上は、その整備効果、とりわけ佐賀県、あるいは西九州地域の皆様が、あるいは訪れる方々にとりまして効果が最大になるようにルートを考えていくことが必要ではないかというふうに考えております。

ですので、佐賀駅というのが人口が集積する佐賀市の中心であり、県庁所在地として経済、行政の要衝であるということ踏まえて、また在来線、あるいは隣接するバスセンターとも結節しているということ。県内広域からのアクセスも優れているということ踏まえて、私どもとしては、鉄道事業者として佐賀駅を通るルートが一番いいのだということ申し上げているところでございます。

当社としては、佐賀駅を通るルートが最もよいというふうに考えているところでございますが、山口知事は南ルート、こちらにも一考に値するという認識も示されているというふうに承知をしております。今後、二者、あるいは三者の意見交換などの場を通じて、南ルートの優位性などをお聞かせいただくなどして議論を深めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○中本委員Ⅱ参考人には今日は大変貴重な御意見をいただきました。ありがとうございます。今後とも御教授のほどよろしくお願いしまして、質疑を終わります。ありがとうございます。

○弘川委員Ⅱ「自由民主党ネクストさが」の弘川貴紀です。今日は御説明、大変ありがとうございます。

早速、三項目について質問させていただきます。

まず一項目めは、在来線高速化の概要と認識についてです。

説明いただいた御資料の一番上にキャッチコピーがあります。「九州の元気を、世界へ」というところで、若干、九州経済の位置づけを紹介したいと思えます。

日本列島の一割経済とよく言われています。面積では一一・八％、人口が一・三％、名目域内総生産は九・五％です。九州での国内シェアの高いものとして集積回路が四九％、造船が三三％、入国外国人が一五％、宿泊者数が一四％とデータは示しています。さらにクルーズ船は四割が九州で、寄港回数上位五港は全て九州の港となっています。全県全てに空港が整備され、全県から国際便が就航、このように高速交通体系が着々と整備されつつあり、国内、海外からのアクセスが向上し、九州域内移動の時間短縮が進むことで、企業活動など活性化や観光客の増大に大きく寄与して、説明のあったとおり、交流人口全体が増加しております。この最大要因は、ＪＲ九州が五大都市に位置づけられる福岡都市圏と九州内の拠点主要都市を結ぶ在来幹線鉄道を高速で結んでくれたおかげだと私は考えています。

そこで、これまで行ってきた在来線の高速化の概要、経緯について、まずお尋ねいたします。

○松下参考人Ⅱ御質問ありがとうございます。

在来線の高速化の経緯、歴史ということになります。九州では、当社発足前からだというふうに思っておりますけれども、発足時以降も、やはり高速道路網、こちらが急速に整備をされている地域だというふうに考えております。九州自動車道、これは縦も横もそうですし、あるいは様々な地域を、いわゆる短絡する道路がどんどん充実してきている、そうした環境下にあるのが九州だというふうに思っております。言ってみれば、圧倒的な自動車社会と

いいですか、マイカー社会ということだと思っております。

こうした中で我々としても、自動車あるいはバス、こちらに対して、鉄道をお使いいただく、競争力を確保するという意味で、高速道路網の整備に間に合わせる形、相手に合わせる形で対応する在来線の幹線ネットワーク、こうした高速化でありますとか、あわせて新型車両ですね、新しい車両をどんな会社発足以来投入してきたところでございます。

高速化の話で申しますと、例えば、九州自動車道は平成七年に鹿児島から宮崎まで全線供用開始されたというふうに承知をしております。対応する鹿児島本線でございますが、昭和六十三年から平成元年度にかけて、博多―八代間はこれまでの百二十キロから百三十キロへのスピードアップ、八代―西鹿児島間は九十五キロから百十キロに高速化をしたということでございまして、これによって博多―西鹿児島間の所要時間を短縮してきたところでございまして。

また、大分自動車道でございますが、こちらは平成八年に大分まで全線開通したというふうに承知しております。当社も日豊本線につきましては高速化を図りまして、あわせて振り子型の車両、よりスピードの出せる車両を導入いたしました、博多から大分までの所要時間を約二時間、一時間五十九分に短縮したところでございます。

そして、佐賀、長崎方面でございますけれども、やはりこちらも長崎方面の高速化を実施してきたところでございます。鳥栖―肥前山口間、それから諫早―長崎間におきまして、スピードを百二十キロから百三十キロにしたりでありますとか、あるいは曲線や分岐器の改良も行っていました。そして、振り子型の特急車両「白いかもめ」ですね、こうしたものを導入することによって時間短縮を行ってきたところでございます。

また、日豊線、大分―佐伯でありますとか、延岡―宮崎間でも高速化をやっ

てきたということがこれまでの経緯でございます。

御回答は以上でございます。

○弘川委員Ⅱ大変分かりやすい説明、ありがとうございます。

やっぱりマイカー社会、バスとの競争力強化ということで、新型車両、振り子型の車両というところで大変よく分かりました。

それでは、今後のことについてお尋ねいたしますけれども、西九州ルートが整備されたとしても当面在来線が続きます。この先、五年、十年といったスパンで在来線の高速化についてはどのように考えているのかをお願いします。

○松下参考人Ⅱ西九州、この地域の高速化ということでの御質問でございますけれども、当社の在来線でございますが、区間ごとに最高速度が設定をされております。JR九州の場合は、その最高速度は百三十キロというふうに決まっているところでございます。

実は長崎本線の鳥栖から高橋駅までの間でいきますと、最高速度はもう既に百三十キロでございまして、当社の中で最も速い区間となっているところでございます。といいますのも、鳥栖―江北間は、先ほども御説明いたしました、昭和六十三年から平成元年度にかけまして百二十キロから百三十キロにしたというところもございます。また、江北から高橋駅間につきましても、西九州新幹線の整備に合わせて高速化を実施したというところでございます。なお、高橋駅と武雄温泉駅との間の最高速度は百二十キロということで、ここも速いスピードで運行しているというところでございます。

こう考えますと、長崎本線につきましては、既に高速化という意味では完了しているというところでございまして、今後も現行の速度で運行することになるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○弘川委員Ⅱ大変よく分かりました。

速達性が確保された都市間交通と持続可能な地域交通を両にらみでカバーできる形が理想と考えますけれども、価値観が多様化して、料金に見合った感じと、あと時間に見合った感じというものが将来的にも重層していく選択肢があったほうが私はいいと思うんですけれども、新幹線、急行、各駅停車の間に快速も加えてほしいと考えますが、在来線に快速という選択についてはどのように考えているのかお尋ねいたします。

○松下参考人Ⅱ御質問ありがとうございます。

並行在来線の快速列車ということ、こういう御指摘かというふうに存じます。

一般論としては、一般論で大変申し訳ないのですが、列車の運行体系やダイヤ、こうしたものにつきましては、お客様の需要動向、あるいは経済情勢等に応じて乗務員、あるいは車両といった当社の経営資源を最適に配分して、可能な限りお客様の利便を確保するという視点で検討していくものでございまして、ダイヤにつきましては、もう少し近くなつてから、開業間際といえますか、開業近くなつてから設定していく、そうしたものだということをまず御説明申し上げたいというふうに思います。

快速設定ということですが、これは誰がどのような形で経営するかというのはまた別の話といたしまして、まずは沿線地域の皆様が、例えば、委員おっしゃった快速列車というものの運行に対してどのようなニーズ、あるいはどのような御要望があるか、こうしたことについて、佐賀県の皆様でありますとか地域の皆様と意見交換をしていく必要があるというふうに考えているところでございます。

御説明は以上でございます。

○弘川委員Ⅱありがとうございます。

次に、運転士、保線作業員の状況についてお尋ねしたいと思います。今どこの業界も、人手不足と団塊世代の引退に伴う技術継承が大きな問題と

思っております。と同時に、佐賀県内における在来線の運行の持続可能性も心配されるところでありますが、運転士、保線作業員に従事されている人員の推移についてお尋ねしたいと思います。

○松下参考人Ⅱ運転士でありますとか、いわゆる保線作業ですね、こうした社員の状況でございます。

こちらは二〇〇一年度と比較をいたしました。二〇〇一年度と二〇二四年度、昨年度で比較をいたしますと、運転士は千六百五十人から千四百人強になっておりまして、二〇〇一年度比でいきますと八七％程度の乗務員の数になります。工務につきましては千二百名程度から九百名程度になっておりまして、大体七三％というところでございます。

委員おっしゃられましたように、乗務員、あるいは技術部隊の社員の育成というのは非常に課題でございますし、この辺についてはしっかり取り組んできたところでございますが、ただやはり昨今の学生数の減でありますとか、採用については、私どもとしてもいろんな知恵を絞りながら、社員の確保に向けて取組を進めているところでございます。

以上でございます。

○弘川委員Ⅱありがとうございます。

やはりこういうのをカバーする取組が、先ほども御答弁にあった自動運転であったり、保線改革では「BIG EYE」といった先駆的な活用があります。「BIG EYE」といえば、車両の下に設置したセンサーやレーザーから線路の状態をチェックするもので、保線の仕事が成り立つ仕組みづくりを続けられると認識しています。

先ほども省力化、省人化ということもありましたけれども、AIの活用なども含めて、どのように対応されているのかお伺いいたします。

○松下参考人Ⅱありがとうございます。

当社は自動運転、あるいは「BIG EYE」、こうした取組を進めているところでございまして、これも先ほど御質問ございました、「未来鉄道プロジェクト」、こうしたものの一環で、持続可能な鉄道運営に向けて、先進技術を活用した省人化、省力化ということで施策を進めてきているところでございます。

先ほどから申し上げておりますが、コロナ禍で実施をいたしました事業構造改革、BPR、このプロジェクトをベースとしまして、「未来鉄道プロジェクト」ということに進めているところでございます。

先ほど申し上げましたが、具体的には自動運転の拡大、あるいは車両や設備検査のいわゆるCBM化、コンディションに応じた検査のやり方に変えるとか安全の高度化、あるいはアセットライト、こうした取組を進めているところでございます。

また、AIの活用ということで御指摘がございました。これにつきましては、例えば、レールを点検するのに線路を徒歩で巡回するといったようなことがございます。これによりまして、レールを止めているボルトの緩みがないかといったようなことを点検しているわけでございます。こうした場合に、徒歩で巡回せずに、例えばAIを使って、おっしゃられた画像技術などを使いながら、効率的かつ迅速な点検につなげられないか、不具合判定ができないかといったような取組を進めているところでございます。

また、新幹線では、朝の始発列車の運行開始前に線路に障害物がないかを確認する特別の車両を運行しておりますけれども、この確認も目視で行っておりますが、AIを活用して従前より少ない人数で確認できるといったような取組を進めておりまして、こうした取組というのは、社員の確保、あるいは効率的な事業運営に資するものだということで、これからも取組を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○弘川委員Ⅱ先日、古宮社長の記者会見をお聞きして、採用のことについて言及がありました。高卒採用を少し増やすんだということを言われていたけれども、採用に関してはどのような工夫をされているのか教えてください。

○松下参考人Ⅱ採用に関しては、本当に人の確保というのは事業運営におきまして大切なものだというふうに考えております。

どのような工夫かということでございますが、様々な工夫を行っておりますが、一例を御紹介いたしますと、インターンシップです。インターンシップに力を入れていらっしゃるところでございます。これにつきましては、当社や業務への理解を深めていただいて入社した後のミスマッチを低減する取組でございまして、当社のインターンシップで来ていただいて、魅力、言ってみれば社風でありますとか社員の雰囲気でありますとか、こうしたことを肌で感じていただいて、ミスマッチなく会社に御入社いただける取組をしているところでございます。

また、採用数については、希望する学生さんを増やしていくという意味では、ウェブでもリアルでも両方で行っておりますが、社員と直接学生さんとお話をしながら、不明な点をしっかりと解消していく取組を行っております。学生との接点を持つ機会をたくさん持って、当社のことをより理解していただいて、それによって希望する学生さんも増えて、そして入った後も辞めないといいますが、ミスマッチが起きないといったような取組に力を入れているというふうに御認識いただければというふうに思います。

○弘川委員Ⅱ冒頭申しました、団塊の世代の引退に伴う技術の継承が大変難しいと思いますけれども、これに對してはいかがでしょうか。

○松下参考人Ⅱ御質問ありがとうございます。

当社、やはり技術継承というのはこれまでも課題でございました。当社、年齢断層といいますが、国鉄の末期に社員を採用していなかったということもありまして、技術継承というのは一足先に課題となったところでございまして、

取組を進めてきたところでございます。この中で一番大切なのはOJT、職場内での教育だというふうに考えております。

もちろん職場内に入る前にいろんな知識、座学でいろいろなことを教えたり、いろんなものに触れる機会を、例えば研修センターというところでやったりもしておりますが、業務に必要な知識、スキル、こうしたものの技術継承につきましましては、職場内教育、OJTが一番肝になるというふうに考えているところでございます。

あわせて、OJTとなりますと、教える側の知識、あるいは意識を上げていくということも大事でございまして、管理者ですね。こちらの指導的な立場の社員に対する研修も階層別に行っておりるところでございまして、現場長でありますとか本社のリーダーでありますとか、あるいは経営層でありますとか、それぞれの階層別に実施をいたしまして、スキルの向上、指導力、リーダーシップ、こうしたものの向上を図っているところでございます。

言ってみれば、OJTと座学ですが、そういう研修と両方やることによって社員の知識、意識、あるいは管理職のリーダーの意識、リーダーシップを上げていく取組を行っているところでございます。

○弘川委員 人材と技術の継承、大変参考になりました。ありがとうございます。

それでは最後の三項目め、筑肥線の活用です。

桃崎委員のところでも若干触れられましたけど、さらに深掘りさせていきたいと思います。

歴史をひもとけば、三月一日で唐津―伊万里間、開通九十一年となりました。九十一年前の今日、昭和十年、一九三五年三月十日の佐賀新聞記事には、伊万里商業運動場で八百名で式典盛況、沿線の各駅でも地方の余興盛んと記事が躍っております。

十日前の二月二十七日、二十八日には、唐津市と伊万里市がJR九州と連携し、「からまりマルシェ」というのを博多駅構内で実施され、大盛況であったと聞いております。

筑肥線の利用促進と両市の産品のPRをして、デジタルの力で筑肥線沿線の魅力を発信し、現地への来訪を促す新たなチャレンジだと思いました。

このような利用促進の取組は二〇一九年から始まっています。県や沿線自治体、九州運輸局とJR九州が協力して取り組まれている線区活用検討会における活用策について、まずお尋ねいたします。

○松下参考人 御質問ありがとうございます。

線区の活用については、これまでも取組を進めてきたところでございます。鉄道の持続可能性を高めるということで、二〇一九年度から開催をしているところでございまして、毎年三回程度開催をしております。

御利用増加につながる施策につきまして、地域の皆様と沿線自治体の皆様とお話をしながら、一緒に取組を進めているところでございます。

筑肥線では、昨年度、二〇二四年度になりますが、こちらでは鉄道に関する駅の壁面の製作でございまして、あるいは絵画のコンクールも行いました。あるいは、「ロマンシング佐賀」の列車の運行でありますとか、自治体の広報誌、ホームページ、そして公式のLINE、こうしたものを活用した公共交通機関の利用促進等を行ってきたところでございます。

また、これからもこうした観光、あるいはイベントとあわせて、日常利用の増加につながるような施策も一緒に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

また、こうした利用促進に取り組む一方で、当社といたしましては、将来を見据えまして、地域交通法の改正の趣旨にのっとり、県や沿線自治体の皆様と一緒に、地域や利用者にとって最適な形での地域公共交通を目指して、

今後、協議の上、将来の在り方について議論する場もぜひ設けていただければというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○弘川委員Ⅱ二〇一九年度から様々な取組をやっていたいております。通算二十回前後の活用検討会ということでした。以前では、「ロマンシング佐賀」のラッピング列車とか、周遊切符とか、イルミネーション列車の運行とか、やはりマイルール意識を持ってもらうなど利用促進に取り組んでいたいております。みんなで自分たちの線区の現状を把握して、再びお客様に選ばれる交通手段になることを目的に年に三回程度行われていると理解させていただきました。

続いては、昨年十一月に「かわせみやませみ」貸し切り列車が伊万里まで運行し、私も伊万里駅でお迎えさせていただきました。これは本当に感動をしました。来ることそのものが忘れられない旅の思い出となって非常によい企画でしたが、JR九州さんはどう評価して、今後も企画する予定があるのかどうか、確認のため伺いたいと思います。

○松下参考人ⅡD&S列車ですね、「かわせみやませみ」を活用した企画の実施でございます。その際は駅でのお出迎えまでしていただきまして誠にありがたいなというふうに思っております。

この企画は、JTB様、そして、佐賀県様、そして、伊万里市様との共同企画でございました。弊社は、列車の手配でありますとか、あるいは運行、それから当日のおもてなし、こうしたお手伝いをさせていただいたところがございます。今回は四十六名のお客様に御参加をいただきまして、筑肥線、それから、唐津線沿線の観光地を楽しんでいただけたのではないかとというふうに考えているところでございます。

おっしゃられましたように、お迎えをしていただくとか、こうしたことがや

はり御参加のお客様からすると、非常に感動されることではないかというふうに思っておりますし、地域を挙げたそうしたおもてなし、お迎えをしていただいたことについては感謝を申し上げたいなというふうに思います。

今後でございますけれども、同様のツアーを実施することになりますと、やはり旅行手配でありますとか、そして、お客様を集客していくということ、それから、当日の催行の管理でありますとか、そして、イベントの運営、そして、車両や乗務員の確保といったことも必要になってまいります。そしてまた、収支ですね、そうした収支も含めた事業性があるというふうには判断されれば、同様の取組は実施可能ではあるというふうには考えているところでございます。

○弘川委員Ⅱありがとうございます。

松下常務は、唐津での勤務経験もありで、まちづくりをずっと担当されていられています。JR九州はまちづくりの総合企業であり、まちづくりは鉄道事業者が一番得意とするところと私は思っております。そのまちづくりの視点から、筑肥線、さらには佐賀県の在来線について、鉄道の利用促進策のアイデアを伺って最後の質問とさせていただきます。

○松下参考人Ⅱありがとうございます。私も唐津に勤務したことございまして、様々なイベントでありますとか、あるいはウォーキングでありますとか、いろんな取組をしてきたところでございます。

当社グループでございますけれども、まちづくりの基本的な考え方として、住みたい、働きたい、訪れたい、そういう九州をつくってほしいというのが私どもの考え方でございます。そして、それは私どもだけではなくて、地域の皆様と町の皆様と一緒に取組を進めていきたい、あるいは取り組んでいるところがございます。この際にやはり大切なのは、まちづくりにおけるビジョンでありますとか、考え方、方向性が必要ではないかと。やはり地域の皆様に、やっぱ

りそうしたことがあって、そこに対して一緒に取り組んでいくのかなというふうに思っているところでございます。

この唐津、伊万里、佐賀県全体沿線に多くの魅力があるというふうに考えております。こうした地域の魅力をしっかりと磨いていくといいますか、あるいはいいものをつかりと発信をしていくでありますとか、こうしたことが必要だというふうに考えております。そうすることによって、いろんな場所からたくさんの方が訪れることにつながっていくと思いますし、この方々がリーダーとなって、今度は働きたい、あるいは住みたいというふうになっていくといったようなことが理想ではないかなというふうに思います。交流人口からさらに雇用、あるいは定住人口につなげていくといったような取組が必要ではないかというふうに考えております。

イベントということも大事だと思いますが、やはりイベントというのは一過性でございますので、まちづくりという視点で一緒に考えていくことが大事ではないかなというふうに思います。

そういう意味でいきますと、観光と、日常使いと両面で、これは新幹線も含めたということになりますが、鉄道を御利用していただく取組が大切だというふうに思っておりますし、こうした取組につきましては、私どもも知見を生かして協力できるところは協力していきたいと思っておりますし、また、西九州新幹線がつながれば、こうしたまちづくりの大きな役割を果たすことにもつながっていくのではないかとというふうに考えているところでございます。

御説明は以上でございます。

○指山委員長Ⅱ以上で会派代表の質疑を終わります。

これからフリー形式の質疑を行います。

質問のある委員の挙手をお願いし、こちらから指名の後、指名された委員は自席から質問してください。それから、質問時間はおおむね十五時までを予定

しておりますので、多くの方が質疑いただけるよう、簡潔明瞭にお願いします。それでは、質問のある方挙手をお願いいたします。

○西久保委員Ⅱ自由民主党の西久保でございます。いつも大変お世話になります。

今日は松下常務にお見えいただきまして、常務の担当というのを見せていただきましたら、最高財務責任者であり、そして、総合企画本部長、そして、広報財務部担当ということでございましたので、私としてもJR九州さんの十一月六日に出された二〇二六年三月期の四半決算説明会の資料、それと、それに基づく通期の業績予想及び配当予想という資料を読ませていただきました。

その中で少しやはり気になっている部分がございます。まず、これを見させてもらうと、鉄道関係でいうと、大体全体の三五％しかない、トータルで四千八百九十一億円の売り上げを上げているんだけど、JRの関連グループ四十社、そして、JR本体で四十一社の中で、そういう感じで三五％しかないと。また千七百十七億円の中でさらに新幹線ということになってくると、先ほどからお話があったように、四割が新幹線であり、在来線が六割です。この新幹線がそんなに距離的なものも問題ない中で、新幹線自体が売り上げの四割も占めていると、これは何でかなとずっとひもといて見ていましたら、やはり管理費とか、維持費、特に踏切とか、人的なもの、こういうのがかなり少なくて済むと。

そして、全体の中でもこの新幹線を使ったまちづくりをかなりやられていて、先ほどからまちづくり、まちづくりという話が出ていましたので、この新幹線を使ったまちづくりはどうなっているんだというのいろんな形で見させてもらいましたけれども、グループ会社の中でも特に大きな伸びを示している事業が多々ありまして、四十社の中で、不動産、ホテル事業で約千五百四十億円、鉄道事業とほぼ同じ金額、そして、建設グループでまた別に六社で一

千億円ということで、かなりの比重を占めているんですけども、今回こういったグループ全体として、僅かという言い方は失礼ですけど、昔は国鉄時代はほぼ九〇%ぐらいが輸送でやられていた売り上げなんですけど、今三五%まで落ちた売り上げの中で、しかも新幹線というものがどれだけ運輸の部分、千七百十七億円の中の四割を占めているということであれば、この新幹線をつなぐことによってJR九州の経営状況というのにどのぐらいの影響があるのか、まず、これについて分かる範囲でいいのでお伝え願えませんか。

○松下参考人Ⅱ御質問ありがとうございます。

様々な事業を行っております、もともと鉄道事業だけでは非常に厳しい中で様々な事業にチャレンジをしてきたところでございます。リスクもございました。駅ビルも大きな利益を上げているということでもございましたけども、自らの資金で自らでリスクを取りながらやってきたというところでございまして、結果、お示ししているような数字で十分でございますか、しっかりと成長を果たしてきたというところかなというふうに思っております。

また、駅ビル事業のみならず、流通業でありますとか、外食業でありますとか、こうしたことも行っていました。レストランでありますとか、あるいはコンビニですね、キオスク、こうしたことも行ってきたところでございますし、御指摘のありました建設、この辺につきましても、今、非常に伸びているところがございます。様々な工事、これはもともと当社の鉄道の工事を受託するところから始まった事業でございますが、こうしたノウハウを生かしまして外に出ていくということで、九州外でありますとか、あるいはJR九州外の工事を行うことによって成長してきた。これも当然リスク、あるいは競争の中でチャレンジをしながら成長してきたというところでございます。

新幹線でございますけど、その中で非常に比率的には低いのではないかと思います。ということでございますが、とはいえ、新幹線というのは当社の大動脈であります

し、この新幹線がやはり、先ほど申し上げた鹿児島ルート、非常に成長しております。この鹿児島ルート、九州新幹線の開業と、それから当時一緒に取り組みました博多シティ、博多の駅ビル、この二大プロジェクトと当社は呼んでおりましたが、これが株式市場に向けた一つの大きなきっかけになったというふうに考えております。

新幹線というのは、収入の比率としては、先ほど委員おっしゃられたような比率ではございますが、当社の経営の一番大事なところだというふうに思っておりますし、西九州ルートをしっかりとつなげていくことが、さらに当社の経営にとりましても寄与するというふうに思っておりますし、あわせて、これは当社だけではなくて、先ほどから申し上げておりますが、西九州地域、あるいは九州地域全体の活性に寄与するもの、こうしたことに我々貢献することによりまして、我々の企業価値も上がっていくことにつながっていくというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○西久保委員Ⅱありがとうございます。

そうすると、先ほどからアミュープラザの件も少し話が出ておりました。今、九州は沖縄を外せば、七県の中で佐賀だけがないということで、これは例えばですけど、新幹線の駅をつくっていけば、どこにつくるのかというのは、まだルートは決まっています。佐賀が今、新鳥栖から武雄まで、この流れの中でアミュープラザ、九州では佐賀県だけないんですけれども、それをつくるような考え方とか計画があるのかということと、もう一点、今御社でやられている鳥栖のサザン鳥栖クロスパーク、三十四ヘクタール、二〇二七年に開発許可を予定されていて、これは東急不動産、日本国土開発、丸紅、四者で共同開発をされています。それと、単独でやられているのは鳥栖市村田町の開発プロジェクト、これも二・一ヘクタール、テナントビル、そして、ドライ倉庫

と。今、駅がある地区に関してはすごくお金をいただいているような、開発もしていただいているような気がするんですけど、武雄も嬉野もそうでした。

駅ができたところに関してはある程度の投資を御協力いただいているようなイメージがあるんですけども、今、新鳥栖から武雄までの間に對しての投資があまりなされていないような気が私はするので、新幹線が少しでも進んでいけば、そういったところに目を向けてやっていただけるのかどうか、そういったところは可能性があるのかどうか、ちょっと教えてください。

○松下参考人Ⅱ新幹線の開業が進めば、そうした不動産への投資でありますとか、こうしたものが進むかというのはまた別の話ではないかというふうに考えております。不動産投資というのは、不動産のマーケット、需要を見ながら投資をしていております。鳥栖に関しましては、これは釈迦に説法でございますが、非常に交通の要衝でございます、物流倉庫、鳥栖インターの周りにたくさんできておまして、鳥栖インターだけでは足りないぐらいになっておりまして、それが周りのインターまで波及しているという状況かなというふうに思っております。

当社は、物流不動産につきまして取組を開始したところでございますけれども、これはコロナ禍で人流は止まりましたけれども、物流は動いていたということもあり、当社のレジリエンスといいますか、こうしたことを高める意味でも、不動産のもう一つのアセットとして取組を始めたところでございまして、その中で非常にマーケットの伸びている鳥栖地区において、もう一つはやはり福岡地区などでも行っております。あるいは豊肥本線の沿線、半導体の工場などができておりますので、こうしたエリアを中心に物流の開発ということも重点的に進めているところでございます。

アミュープラザというお話もございましたが、先ほどの御質問の中でもありましたけれども、その地域、そのエリアにとって一番いいものを考えていくこと

が必要だというふうに考えておりました、佐賀市のエリアでいきますと、商業もございますが、オフィスでありますとか、こうしたこともいろいろ可能性としてあるというふうに思っておりますし、住居もあると思っております。この辺の可能性は、マーケットを見ながら判断していくということになっていくのかなと思っております。

なお、残念ながら、これまでアミュープラザというのは、私どもの生み出された土地を使って、そこにアミュープラザをつくると、商業施設をつくるということをやっておりますけれども、佐賀の周りには私どもの土地というものを実は保有しておりませんので、ただ、佐賀市の皆様と一緒に考えていくでありますとか、使える土地があれば、私どももそうしたところをいろんなやり方でまちづくりに参加をしていく、あるいは知見を生かしていくことはできるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○西久保委員Ⅱありがとうございます。

ちょっと私、この財務表とかいろんなものを見ていくと、やはり在来線から新幹線に少し脱皮していくことによってJRの収益改善がなされてきているんだなど。今現在でも十七路線でしたかね、十三路線、十六区間で赤字、年間四十八億円というのが新聞にも出ていますし、これにもついております。これをやはり新幹線という形で埋めていくというのが一つの流れになってきているのかなと思っております。JR九州さんも株式会社でございますので、当然収益を上げて、なおかつ永続的にこの事業、鉄道事業をやっていたかなければいけません。ですから、こういった意味ではほかの事業に對して、今、七割ぐらいの比重が来ていますけれども、それも同じように伸ばしていただきたいと思えます。

ただ、その場合には、やはり地方の我々の努力も、そしてまた、協力する体

制も必要だと思っておりますので、今後ますますの、我々とのいろんな話し合いをさせていただき、まちづくりも含めて新幹線に向き合っていきたいと思っております。最後に一言だけ御協力の確認をさせていただきたいと思っております。願います。

○松下参考人Ⅱ私どもは、地域の皆様、地域の元気があってこそ、私どもも元気になるといふふうに思っております。これは私どもの会社の方針でございますので、地域の皆様と対話をしながらいろんな物事を進めていくというのは、これからの大事にするということはお約束申し上げたいというふうに思っております。

先ほど前段でおっしゃられました。在来線から新幹線へ脱皮しているということとございましたけれども、正直言いますと、新幹線というのは乗り物としてやはり強いなというふうに思っております。在来線は一部、コロナ禍から回復が遅れているという面もあるかというふうに思いますが、新幹線は長距離をつないでいるということもあって、鉄道としてやはり選択される可能性が大きい。そういう意味でいきますと、コロナ禍からの回復も早かった、乗り物として支持される。テレワークでありますとか、あるいは出張需要が減っても、やはり新幹線は選ばれるという可能性が高いというふうに思っております。こうしたことが今の在来線と新幹線の傾向に出ているのかなというふうに思っております。そういう意味でいきましたが、新幹線をフルでつないでいくということは非常に大事なことでないかというふうに思っております。そして、地域の皆様と対話をして、そして、地域を元気にしていくということは、これからも進めていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○指山委員長Ⅱほかに質問のある方はいらっしゃいますか。

○木原委員Ⅱ今日は、松下参考人をはじめ、補助者の方々も御苦労さまでした。

感謝を申し上げます。

今日、実はこの特別委員会に来るときに私の車のスイッチをオンにしたら、いわゆる山陽新幹線が一九七五年ですか、昭和五十年、ちょうど五一国体の前、三月十日に開通した日と。山陽新幹線が開通した日ということで流れてきましたので、調べたらそういうことで、なるほどなど、こういう日に新幹線の特別委員会を開けるというのは何か縁があるんだなと思っていました。ありがたいことだなと思っていましたけれども、考えてみますと、いわゆる五十一年前になるんですね、博多まで来て、その間何もできていない。これまた寂しいことだなと。

その博多まで来た翌年に、先ほど言いました五一国体、それこそ弘川委員が佐賀国体で頑張っていたというときに、佐賀駅前、ドラスチックに変わった、駅が二百メートル北側に移っただけということで、我々、神野に住んでいて、その町に住んでいて、いわゆる大和紡績の引込線が、あそこは開かずの踏切だったんですね。それが高架で本当に便利になりました。本当にありがとうございますと、そういう言葉をまた添えたいんですね、そういう中で、やっと坂井市長と古宮社長の面談が今年二月十六日に開催されました。今までずっと我々県でこういう形で特別委員会やってきまして、最終的にルートの問題でも、北でも、佐賀駅ルートでも、南でも、佐賀市が一番問題になってくるんですね。そういう中で、早くやっていただきたいな、早くということとで市議会議員は市長にせっついていただんですけど、そういう中、やっと実現いたしました、これから一步でも進んでくれることを期待しております。

いわゆる意見交換を継続することについて一致したということですが、これがどれぐらいの頻度といますか、年に二、三回なのか、なかなかここではこれぐらいと言いくいんでしょうけれども、どういう形で進んでいくんだろうかというのが一つ疑問にありますので、それを答えていただきたいということ。

先ほど言いました市議会の皆さん方とは時々話すんですけど、佐賀市議会のほうに出かけていっていろんな御説明を一回か二回かしていただいたと思いますけれども、やはり市議会のまだ雰囲気というのが盛り上がってきていない、そういう感じがいたしますので、我々も努力をしますから、ＪＲの皆さん方も佐賀市議会にぜひ積極的に出かけていっていただいて、こういう形の中で特別委員会をつくってくれというところまではなかなか難しいんですけど、それは我々が努力をいたしますから、やっていただく。そして鳥栖、それから武雄とか、いろいろありますから、そういう沿線の市議会とも十分に、そして、五十キロの中にはいろいろ町がございますので、そういう町民の皆さん方とか、いわゆる執行部の皆さん方とも十分に話をする機会を、大変忙しいんでしょうけれども、今後はやっていただきたいというふうに思いますが、いかがなのかということをお伺いさせていただきたいと思っております。よろしく願います。

○松下参考人Ⅱありがとうございます。

佐賀市長と古宮のほうで面談をしたわけでございます。実は私も二〇二四年六月に佐賀市議会のほうには出向いて勉強会といいますが、ヒアリングをお受けいたしました。そのときに、今日お話のあったようなお話、私どもの考え方、西九州新幹線に関する方針でありますとか、あわせて、まちづくりですね、いろんなポテンシャルがあるんじゃないかといったようなことも投げかけをさせていただいたところであります。

こうしたことは、委員おっしゃられましたけども、これから引き続き私どもが出向いてお話する機会があれば、しっかりと考えを伝えていきたいというふうに思っておりますし、佐賀市のみならず、様々な行政、あるいは議会と私どもも機会を与えていただければしっかりとコミュニケーションを図っていきたいというふうに考えているところでございます。

おっしゃられましたように、鉄道の機能向上でありますとか、新幹線が開通、開業するといったようなことが、まちづくりに生かされているといったようなことだと思います。山陽新幹線は一九七五年だったというふうに思いますが、そのときに博多駅の周辺のまちづくり、特に筑紫口をはじめとしたまちづくりが進んだというふうに承知しております。それから今五十年たちまして、今度は五十年たつてその施設が老朽化することによって、建て替え需要が生まれて、博多コネクティッドという規制緩和などが行われているということも承知をしております。

やはりこうしたまちづくりが行われることによって町は成長するし、その機能がまたさらに生まれ変わることによってさらに町が元気になっていく、こうしたことを佐賀市の皆様でありますとか、もちろん県の皆様とも議論しながらまちづくりを進めていく、こうしたことを私どもができることはしっかりと協力をしながら進めていくということで考えをお示していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○木原委員Ⅱ五十年たつんですね。あつという間でございますので、ぜひ佐賀市の皆さん方も、そういう議会、執行部というのもありますけれども、我々も努力をしますけれども、町の皆さん方もＪＲの方々の意見を聞きたい、そういう声も結構我々のほうに届いておりますので、そういうときも、こういう堅苦しいんじゃないくて、フランクな形で佐賀市の皆さん方を中心にして話し合えるような場をぜひ設けていただきたいということをお願いして質問を終わりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○松下参考人Ⅱぜひお声かけください。私ども積極的に出向いてまいりますので、下にも担当もおりますので、もつと詳しい話も含めていろんなコミュニケーションを図らせていただければ大変ありがたいというふうに思っております。

ぜひよろしくお願いいたします。

○指山委員長Ⅱほかに質問のある方はいらっしゃいますか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○指山委員長Ⅱそれでは、以上で松下参考人に対する質疑を終了いたします。

松下参考人には御多忙中、長時間にわたり貴重な御意見を述べていただきまして誠にありがとうございました。

参考人及び補助者は御退席されて結構でございます。

〔参考人退場〕

○指山委員長Ⅱ以上をもちまして、本日予定していた参考人からの意見聴取を終了いたしました。

本日の委員会において参考人から述べられました意見につきましては、今後の委員会審議に十分反映させたいと存じます。

○ 継 続 審 査

○指山委員長Ⅱお諮りいたします。

九州新幹線、新幹線停車駅周辺整備、及び在来線、バス路線等地域交通体系に関する諸問題の調査に関する件につきましては、重要な問題が残されておりますので、閉会中もお継続審査に付する必要がある旨を議長に申し出ることになしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○指山委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、本日の委員会での説明及び質疑応答などにおいて、数字または字句の誤り、及び不適切な表現などがありました場合は、適宜委員長の手元で精査の上、訂正などを行うことに御承認を願っております。

これをもちまして、新幹線・地域交通問題対策等特別委員会を閉会いたします。

午後二時二十八分 閉会
速 記 者 田 邊 ゆ き の

新幹線・地域交通問題対策等特別委員長	同	同	同	同	同	同
副委員長	同	同	同	同	同	同
指山清範	藤崎輝樹	西久保弘克	弘川貴紀	徳光清孝	中本正一	真坂昇
中村正典	真坂昇	中本正一	徳光清孝	弘川貴紀	西久保弘克	真坂昇
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同			



ご説明資料

2026年3月10日
(佐賀県議会 新幹線・地域交通問題対策等特別委員会)

九州旅客鉄道株式会社

■ 次 第

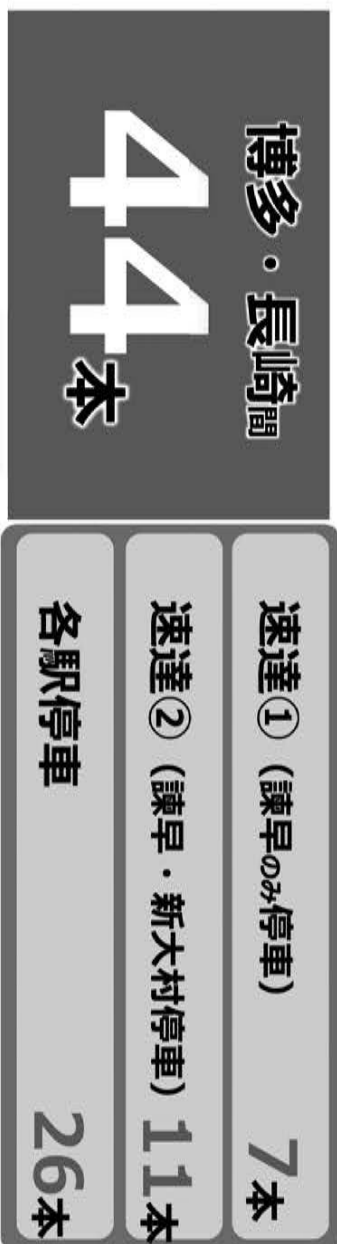
- 西九州新幹線の状況（武雄温泉～長崎）
- 鹿児島ルート の 現況
- 西九州ルート の 整備に関する当社の方針
（新鳥栖～武雄温泉）
- 鹿島・多良方面および佐賀県域における当社の
取り組み



西九州新幹線の状況 (武雄温泉～長崎)

■ 西九州新幹線の状況

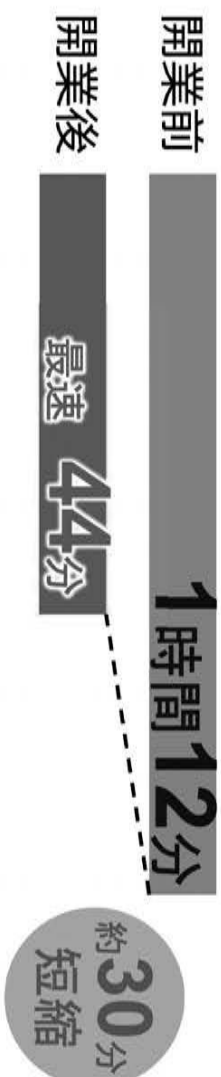
■ 運行本数



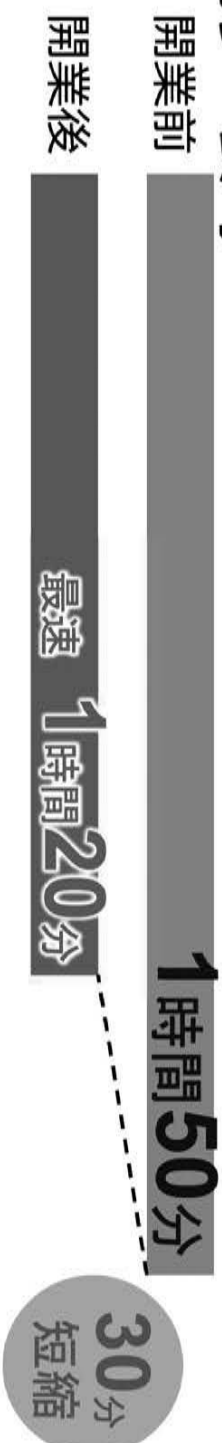
■ 時間短縮効果

ほかに新大村・長崎間の列車を3本運行

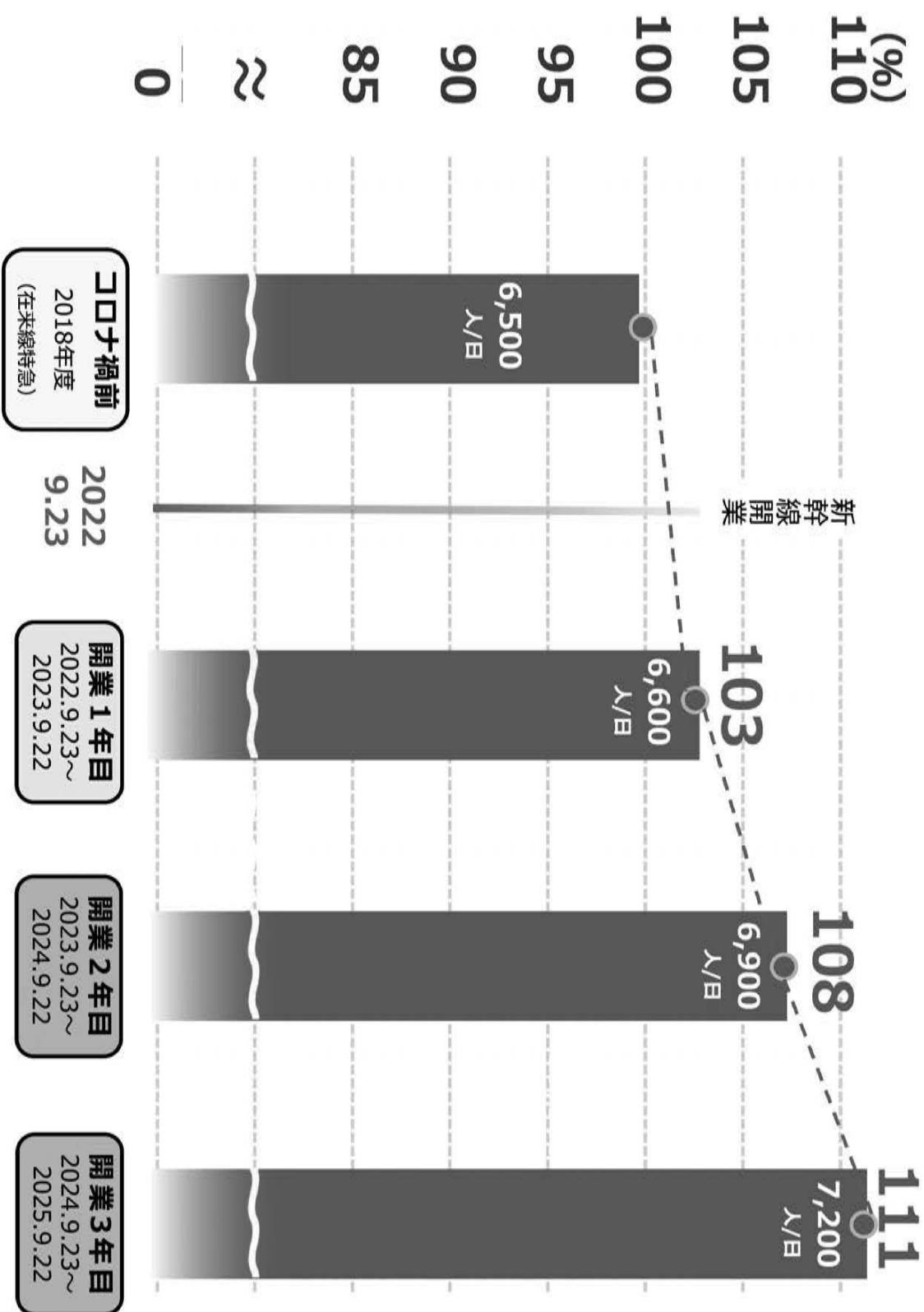
■ 佐賀～長崎



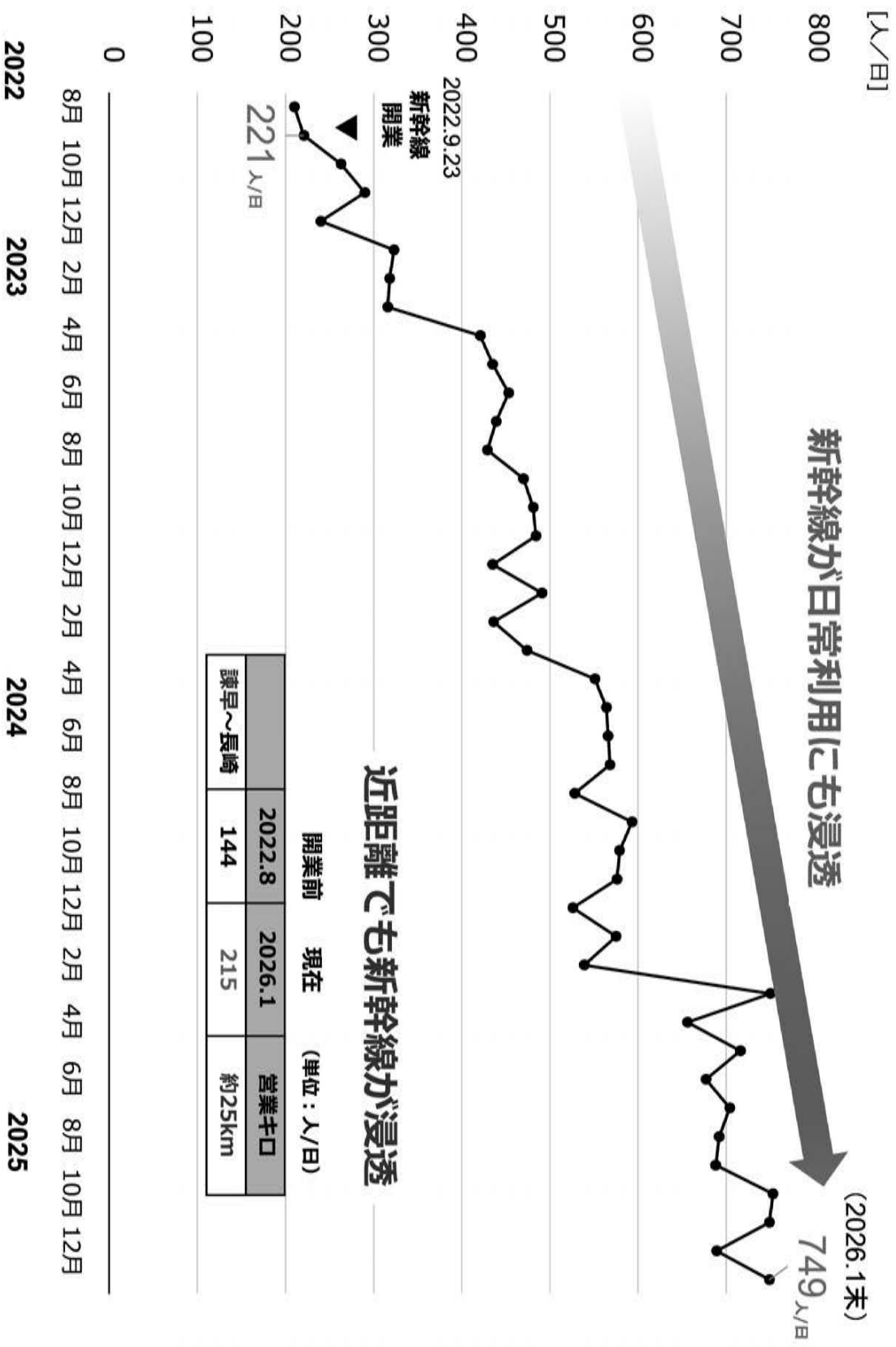
■ 博多～長崎



■ 西九州新幹線のご利用状況



■ 西九州新幹線の定期券のご利用状況



■ 開業機運の醸成と開業効果の継続に向けた取り組み

古民家宿泊施設
「蕎さす 肥前浜宿」
開業（鹿島市）



2022.1.14

2022.3.18



「長崎街道かもめ市場」
開業（長崎市）

2022年9月23日西九州新幹線開業

佐賀駅高架下
「サガハツ」
開業（佐賀市）



2023.4.26

2023.10.1



JR長崎駅ビル
「アミュープラザ長崎新館」
開業（長崎市）

湯宿
「嬉野八十八」
開業（嬉野市）



2023.11.10

2024.1.16



「長崎マリオットホテル」
開業（長崎市）

■ 開業機運の醸成と開業効果の継続に向けた取り組み

西九州開店
キャンペーン



開業1周年プロジェクト
GO WEST



開業3周年プロジェクト
GO WEST3



2022.9.23
～
2023.3.31

2023.3.10
～
2023.6.10

2023.9.23

2024.9.21

2025.9.6



HALF BIRTHDAY 記念
わたしたちも、かもめ。プロジェクト

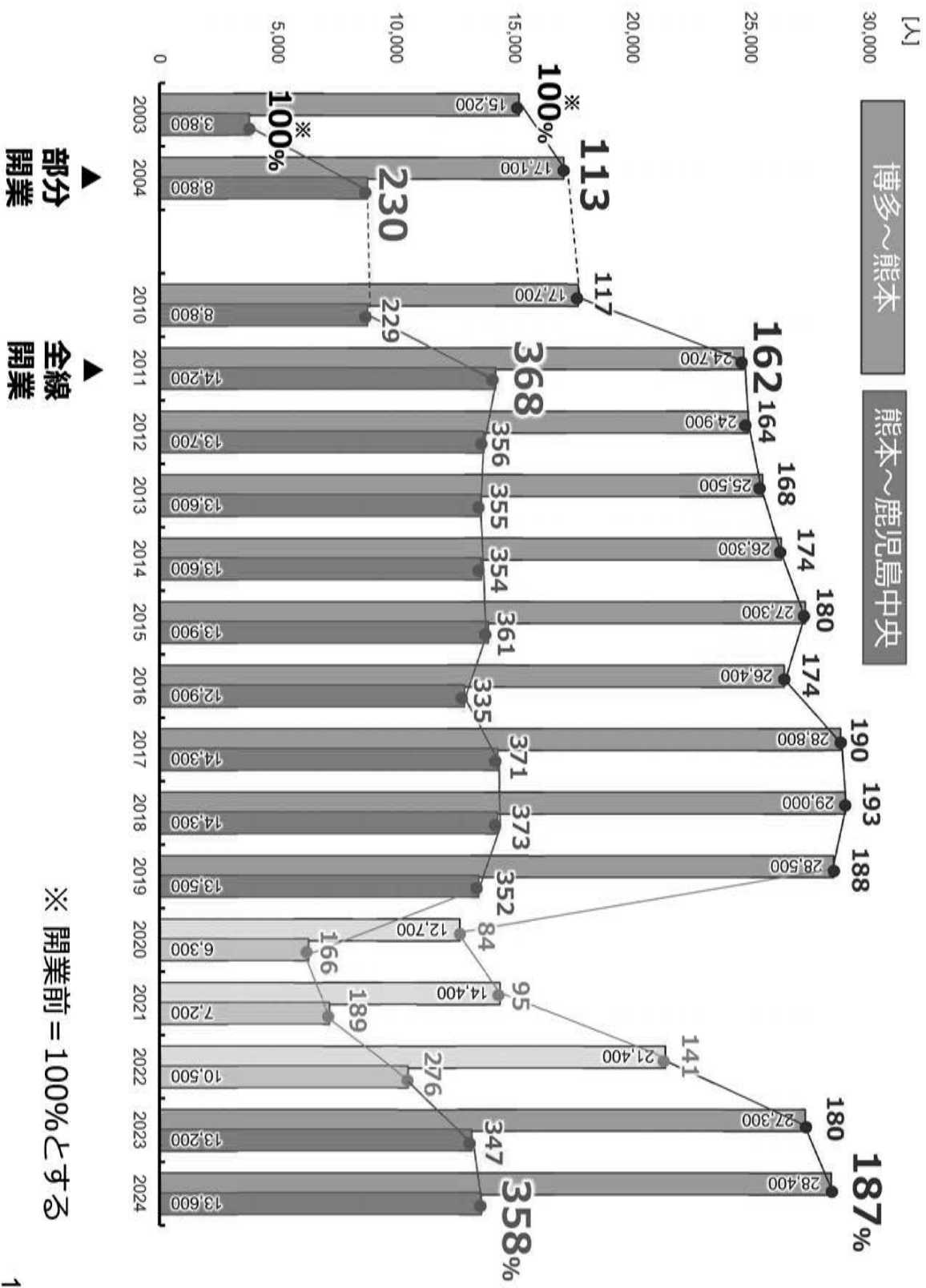
開業2周年プロジェクト
GO WEST2

2022年9月23日西九州新幹線開業

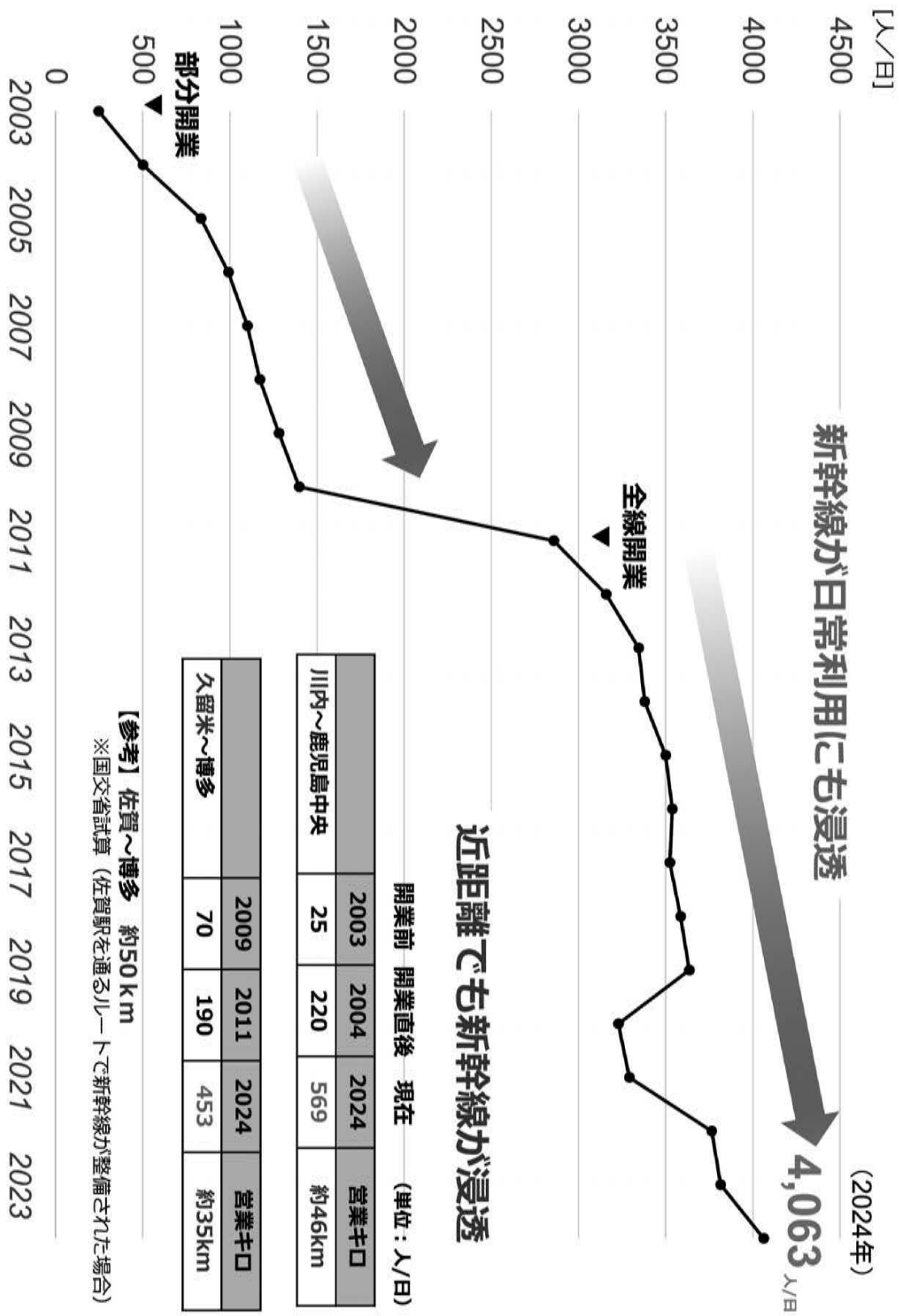


鹿児島ルート の 現況

鹿兒島ルートのご利用状況



■ 鹿児島ルートのご利用状況

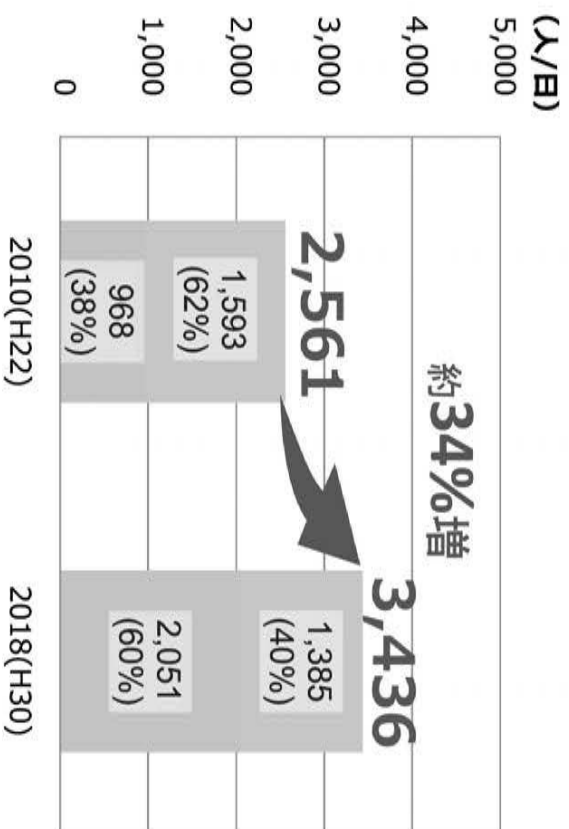


■ 関西方面との交流人口拡大（九州新幹線全線開業の効果）

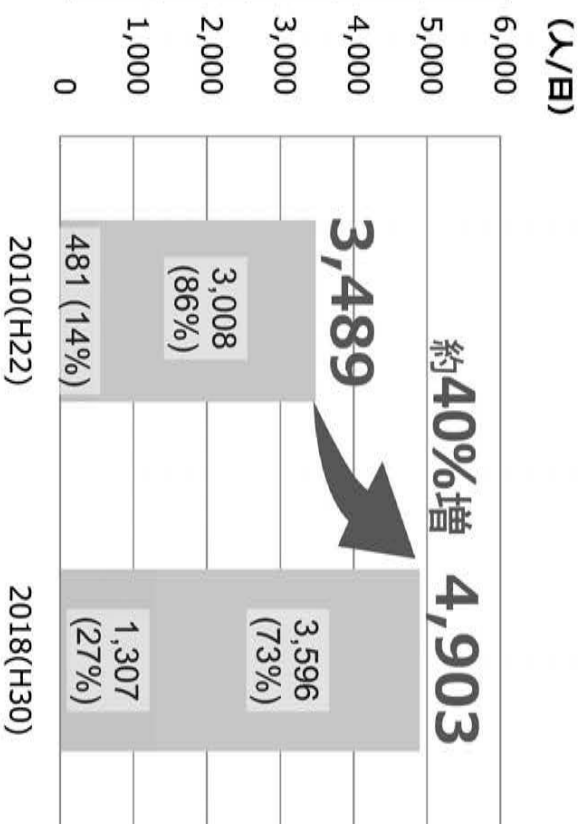
利用者の選択肢が増えることで、新幹線・航空機を含めた交流人口全体が増加

鉄道 航空機

【熊本⇄関西】



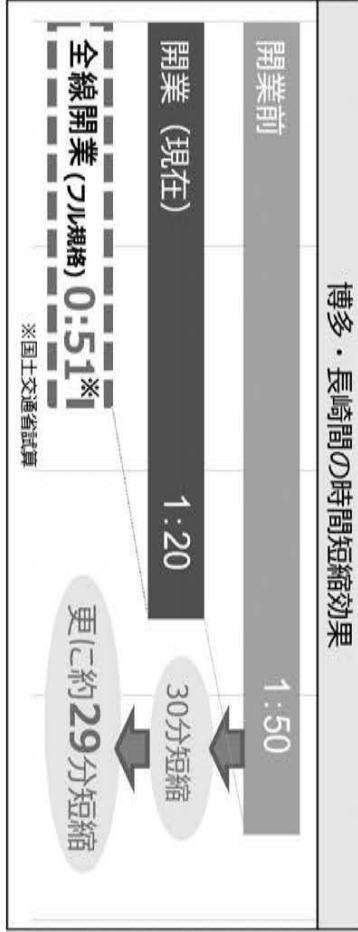
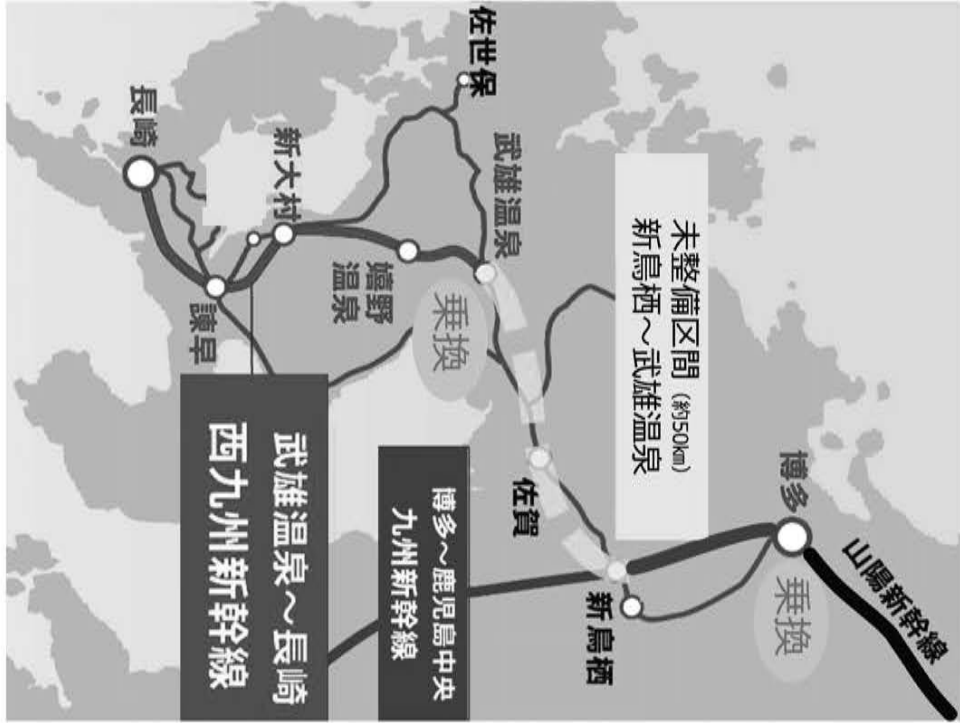
【鹿児島⇄関西】



※関西とは、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の2府4県と定義
～国土交通省 旅客地域流動調査より当社作成～

■ 西九州ルート（新鳥栖～武雄温泉）全線フル規格による整備の必要性

未整備区間である新鳥栖～武雄温泉を可能な限り早期に全国の新幹線ネットワークに繋げ、乗り換えを解消し、中国・関西方面との交流人口を拡大することが、西九州・九州地域の一体的浮揚につながると考えます。



現在、中国・関西方面へは2回の乗換を要し、お客さまには、大変ご不便をおかけしている状態



西九州ルートの整備に関する当社の方針 (新鳥栖～武雄温泉)

(1) ルート

(2) 並行在来線

(3) まちづくり

(4) 最近のトピック

国交省が佐賀県へ説明した3つのルート

令和3年11月22日
幅広い協議(第5回)説明資料



■ 佐賀駅を通るルートの優位性 (交通結節点)

✓ 人口が集積し、経済・行政の
要衝でもある

佐賀市の中心部を通る

✓ 在来線やバスセンターと結節し、
広域からのアクセス性に優れる

※ 佐賀駅バスセンターを発車する
佐賀市内の路線バス

(2023.6時点、バスセンター終着は除く)

1日 715本 (平日)



—— 佐賀駅バスセンターを通る
佐賀市内のバス路線 (高速バスを除く)

■ 佐賀駅を通るルートの優位性（リダンダンシーの確保）

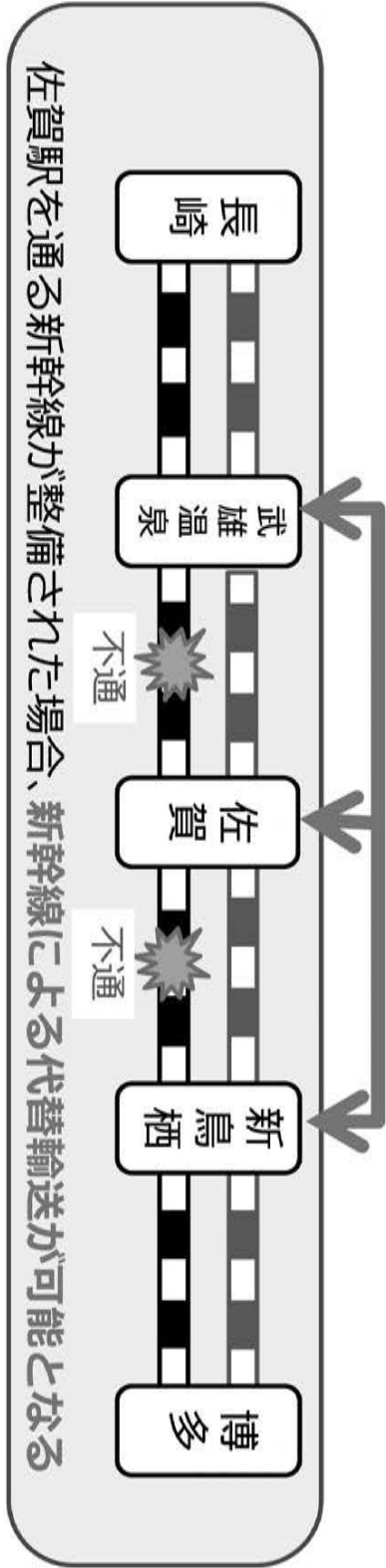
開業後の在来線 新鳥栖～武雄温泉 不通件数※43件

※新幹線開業後（2022.9.23～2026.2.28）の輸送障害・鉄道運転事故の件数

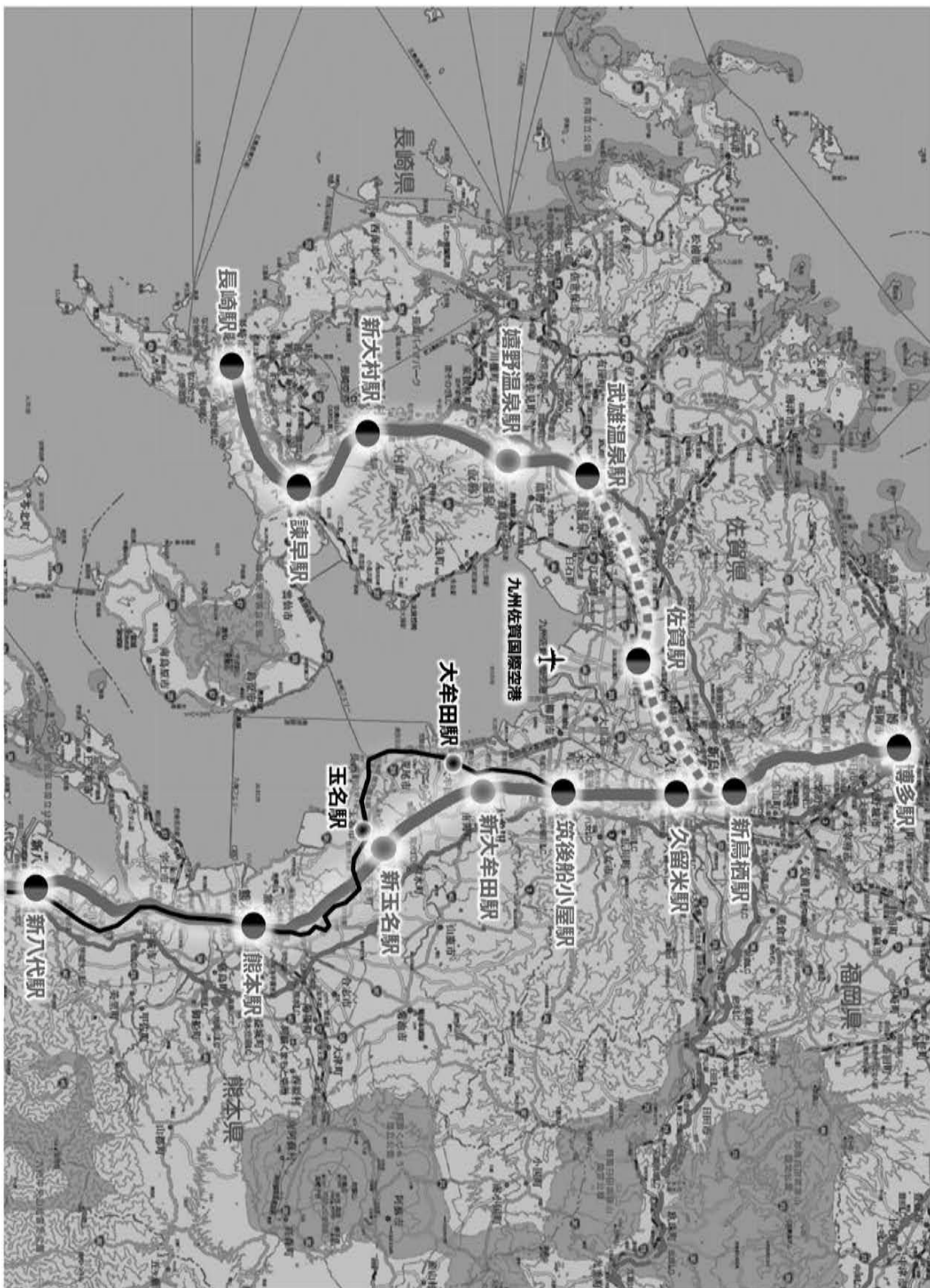
2022年9月 踏切支障（牛津・江北間）



2023年7月 路盤流出（吉野ヶ里・神埼間）



■ 佐賀駅を通るルートの優位性（在来線と併設しない駅の効果は限定的）





西九州ルートの整備に関する当社の方針 (新鳥栖～武雄温泉)

(1) ルート

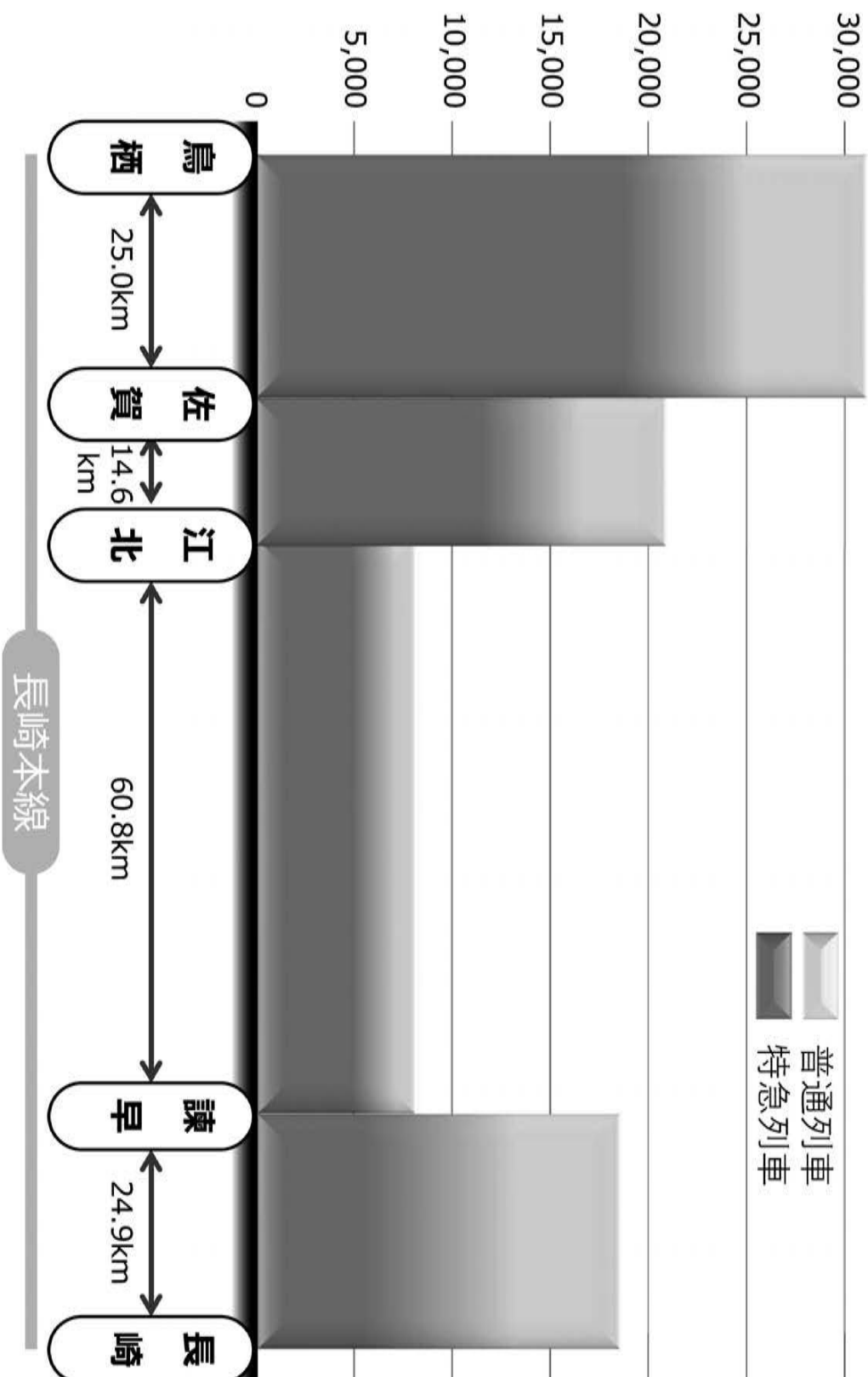
(2) 並行在来線

(3) まちづくり

(4) 最近のトピック

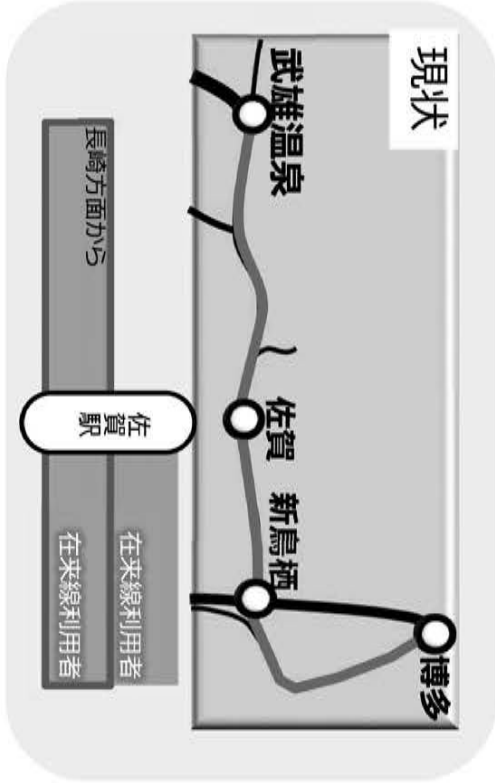
■ 長崎本線のご利用状況

平均通過人員（人/日） ※ 2018年度

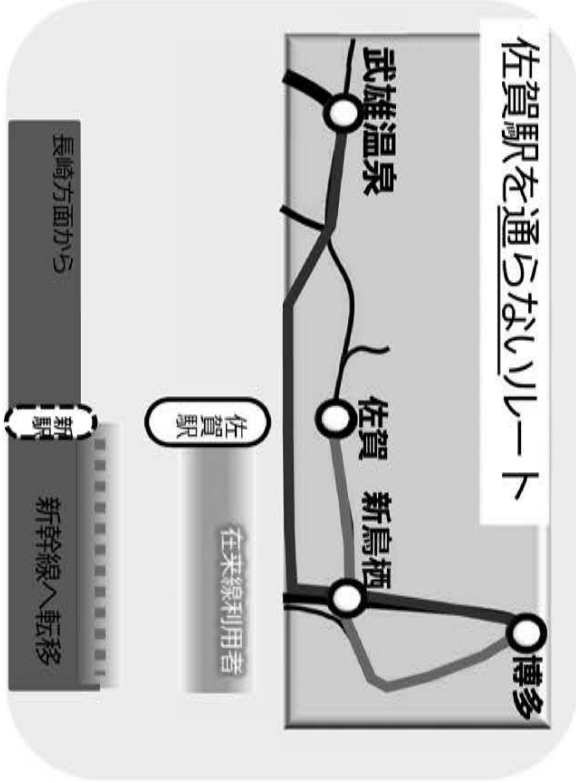
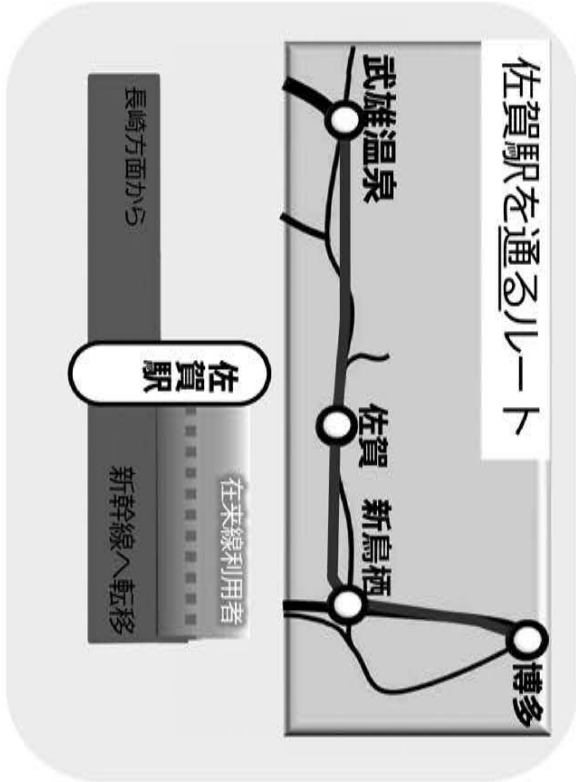


■ どのルートであれ、並行在来線問題は生じる

(一般論)



(一般論)



■整備新幹線着工時の条件

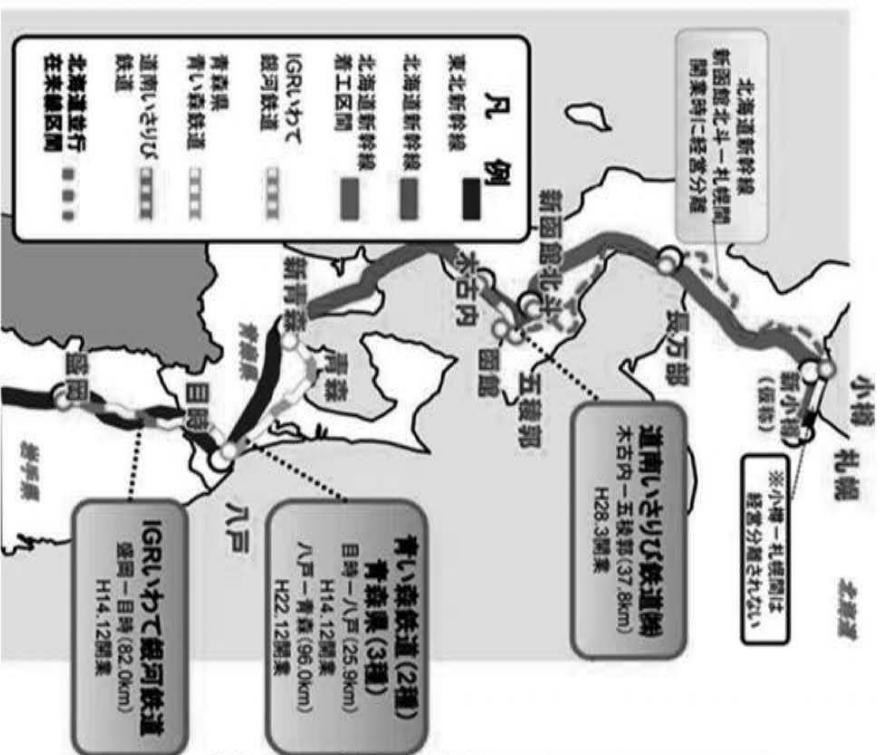
「平成12年12月18日 政府・与党申合せ」を参考

整備新幹線着工の基本条件

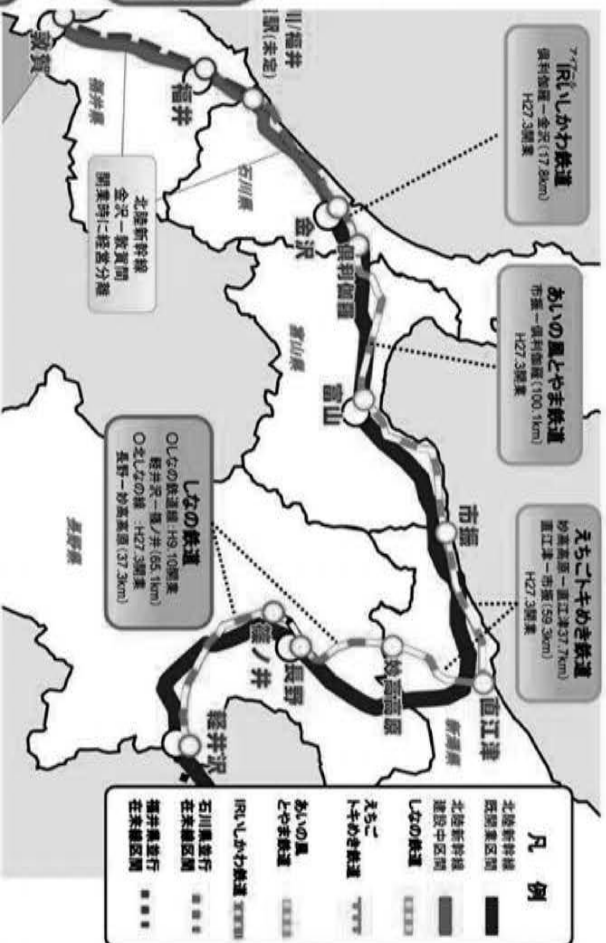
- ① 安定的な財源見通しの確保
- ② 収支採算性
- ③ 投資効果 (B/C)
- ④ 営業主体としてのJRの同意
- ⑤ 並行在来線の経営分離についての
沿線自治体の同意

■ 並行在来線の取り扱い（全国）

東北新幹線・北海道新幹線



北陸新幹線

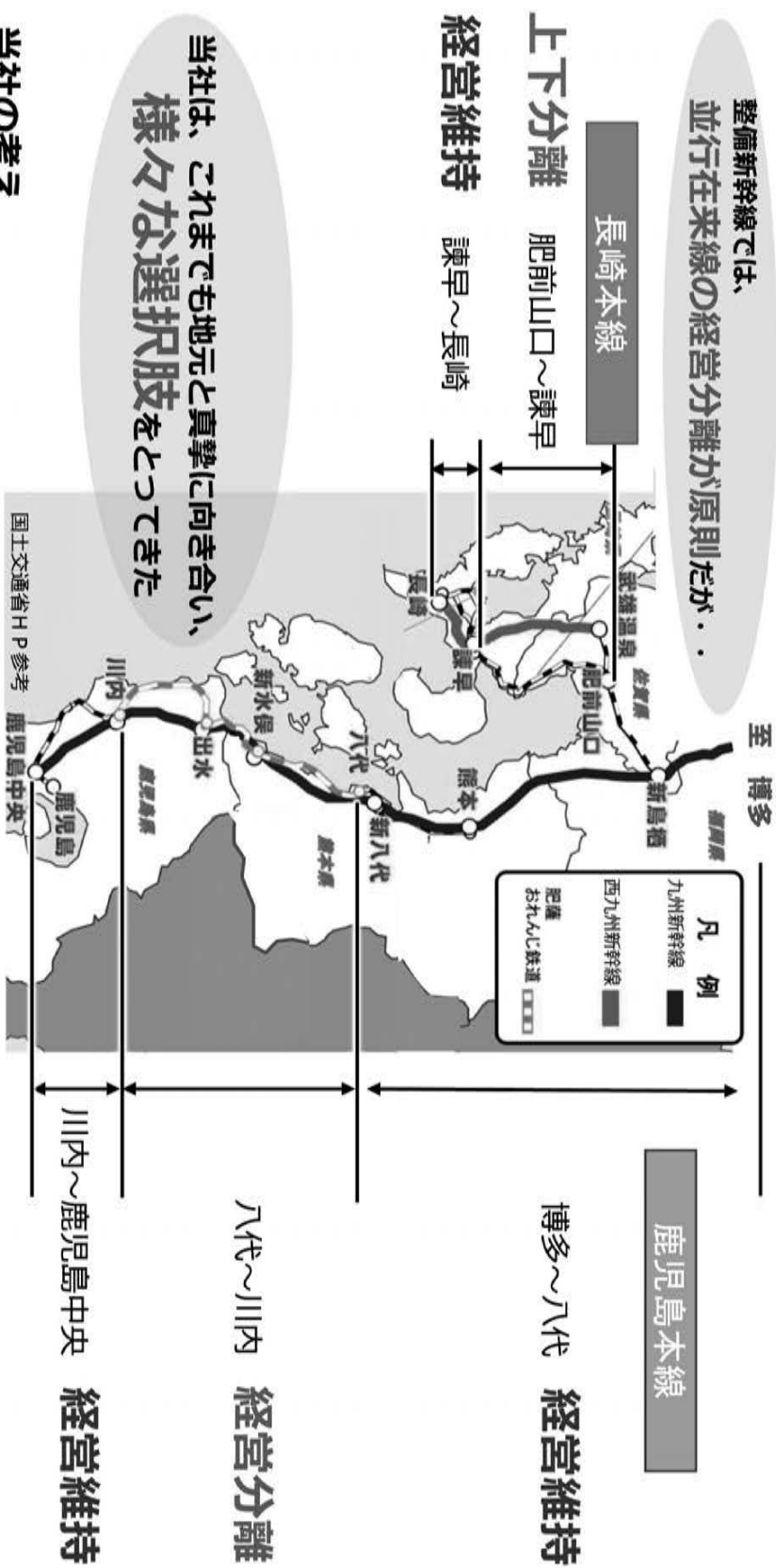


全分経理

国土交通省HP参考

■ 並行在来線の取り扱い（当社）

整備新幹線では、
並行在来線の経営分離が原則だが...



当社は、これまでも地元と真摯に向き合い、
様々な選択肢をとってきた

当社の考え

- ・ 議論の対象と考えられる区間は、佐賀都市圏として通勤・通学をはじめとした多くのお客様さまにご利用いただいております。地域の足として欠かせない役割を担っている。
- ・ 在来線の利便性の問題は、地域の皆様にとって重要な課題である。
- ・ 必ずしも経営分離を前提とせず、佐賀県等から具体的な課題認識のご意見等を拝聴しながら、真摯に議論を深めたい。



西九州ルートの整備に関する当社の方針 (新鳥栖～武雄温泉)

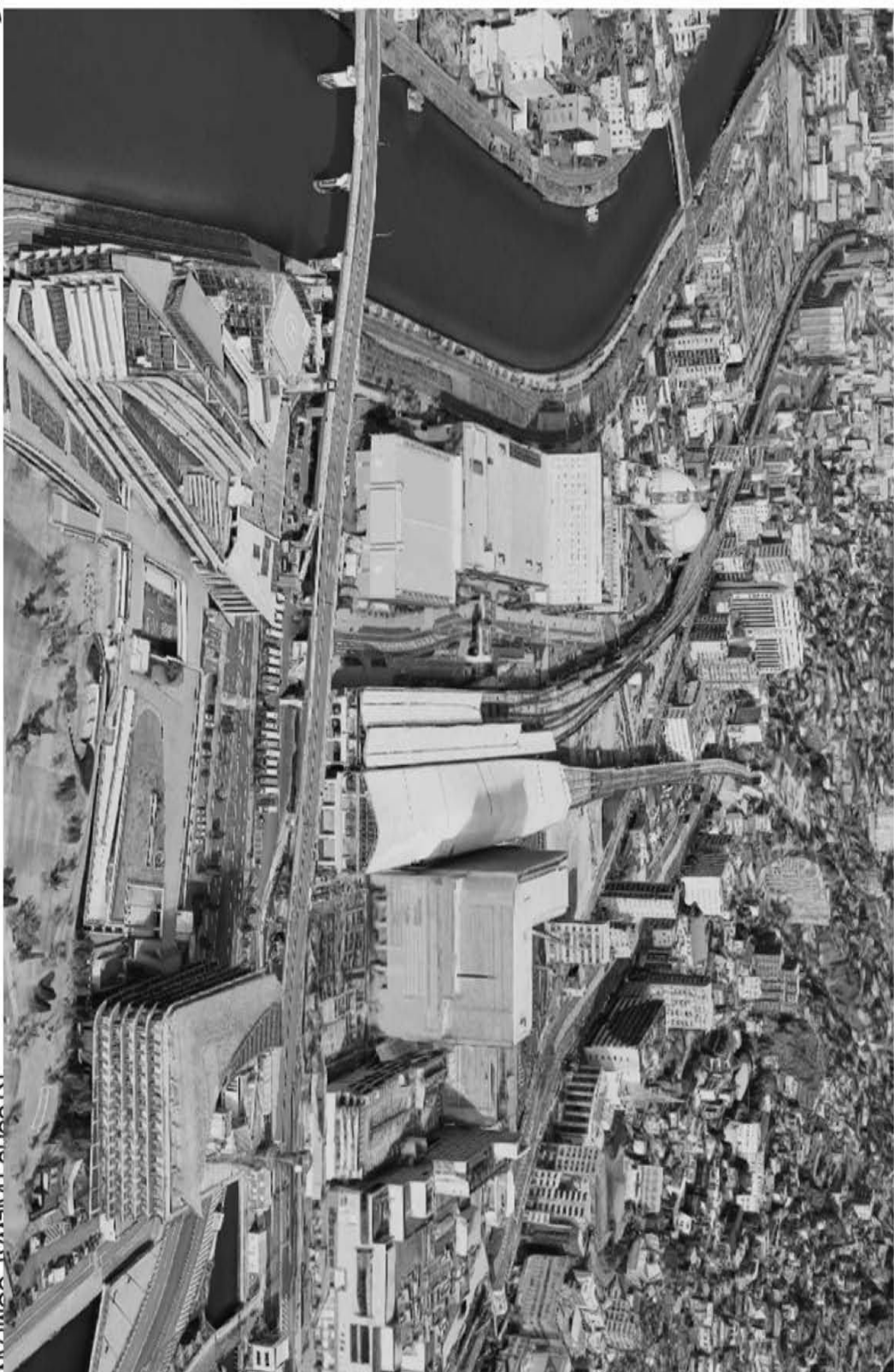
- (1) ルート
- (2) 並行在来線
- (3) まちづくり
- (4) 最近のトピック

■ 新幹線を契機としたまちづくり（長崎駅周辺） 整備前



KYUSHU RAILWAY COMPANY

■ 新幹線を契機としたまちづくり（長崎駅周辺） 整備後



■ 新幹線を契機としたまちづくり（長崎駅周辺） 整備後



■ 新幹線を契機としたまちづくり（熊本駅周辺）

～写真の一部は熊本市HPより抜粋～



整備前
(1998年)



整備後
(2022年)

- ①～⑤ 駅ビル・オフィス
商業施設等
 - ⑥～⑧ スンシヨソ
 - ⑨～⑩ 合同庁舎
新都心プラザ
- 合同庁舎等立地により
昼間人口が
約4,000人増加
スンシヨソ等立地により
夜間人口が
約800人増加



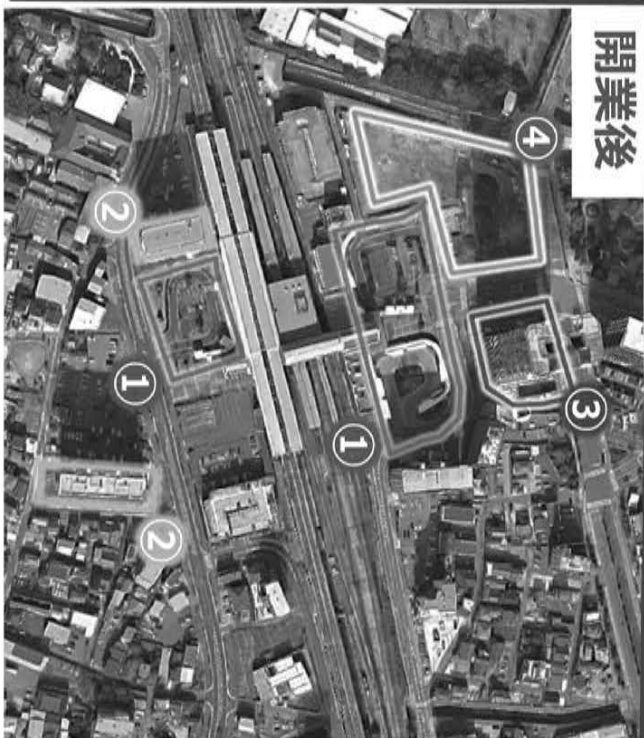
■ 新幹線を契機としたまちづくり（久留米駅周辺）

開業前

※写真左は国土地理院の航空写真より



開業後



① 久留米駅周辺整備事業



- ・敷地面積：約1.3ha
- ・事業年度：2005～2010年度
- ・駅前広場整備

② 民間マンションの建設



③ J R久留米駅前第一街区再開発事業



- ・敷地面積：約0.7ha
- ・事業年度：2005～2010年度
- ・商業、オフィス
マンション（277戸）

④ J R久留米駅前第二街区再開発事業

- ・敷地面積：約0.8ha
- ・事業年度：2019～2027年度
- ・商業、公共施設
マンション（343戸）、シニア住宅（115戸）

■ 定住人口の拡大（熊本駅周辺）



2011年以降、約50棟・約3,000戸のマンションが駅周辺に林立（当社調べ）

■ 定住人口の拡大（久留米駅周辺）



2011年以降、約10棟・約1,150戸のマンションが駅周辺に林立（当社調べ）



西九州ルートの整備に関する当社の方針 (新鳥栖～武雄温泉)

- (1) ルート
- (2) 並行在来線
- (3) まちづくり
- (4) 最近のトピック

■ 最近のトピック

1. 三者意見交換 (2025.8.19) ※佐賀県知事・長崎県知事・JR九州社長

- ・財源の問題について、それぞれが国へ働きかけを行うこととした。
- 当 社：「財源の問題について三者で国に働きかけをしないか」と提案
- 佐賀県：「それぞれが働きかけをすればよい」
- ・ルートや並行在来線については、地元3者で議論していく課題であるということについて三者で一致し、次回以降、引き続き議論を深めていくこととした。

2. 水嶋次官と古宮社長の面談 (2025.10.23)

- ・8月19日に実施した三者意見交換の概況について水嶋事務次官へ報告。
- ・三者意見交換の結果を受け、

「財源の課題に対して、国において特段のご配慮をいただき、
少しでも早期に佐賀駅を通るルートでの整備の実現に向けて方向付けしていただく」

よう、国土交通省に対して働きかけを実施。

3. 坂井市長と古宮社長の面談 (2026.2.16)

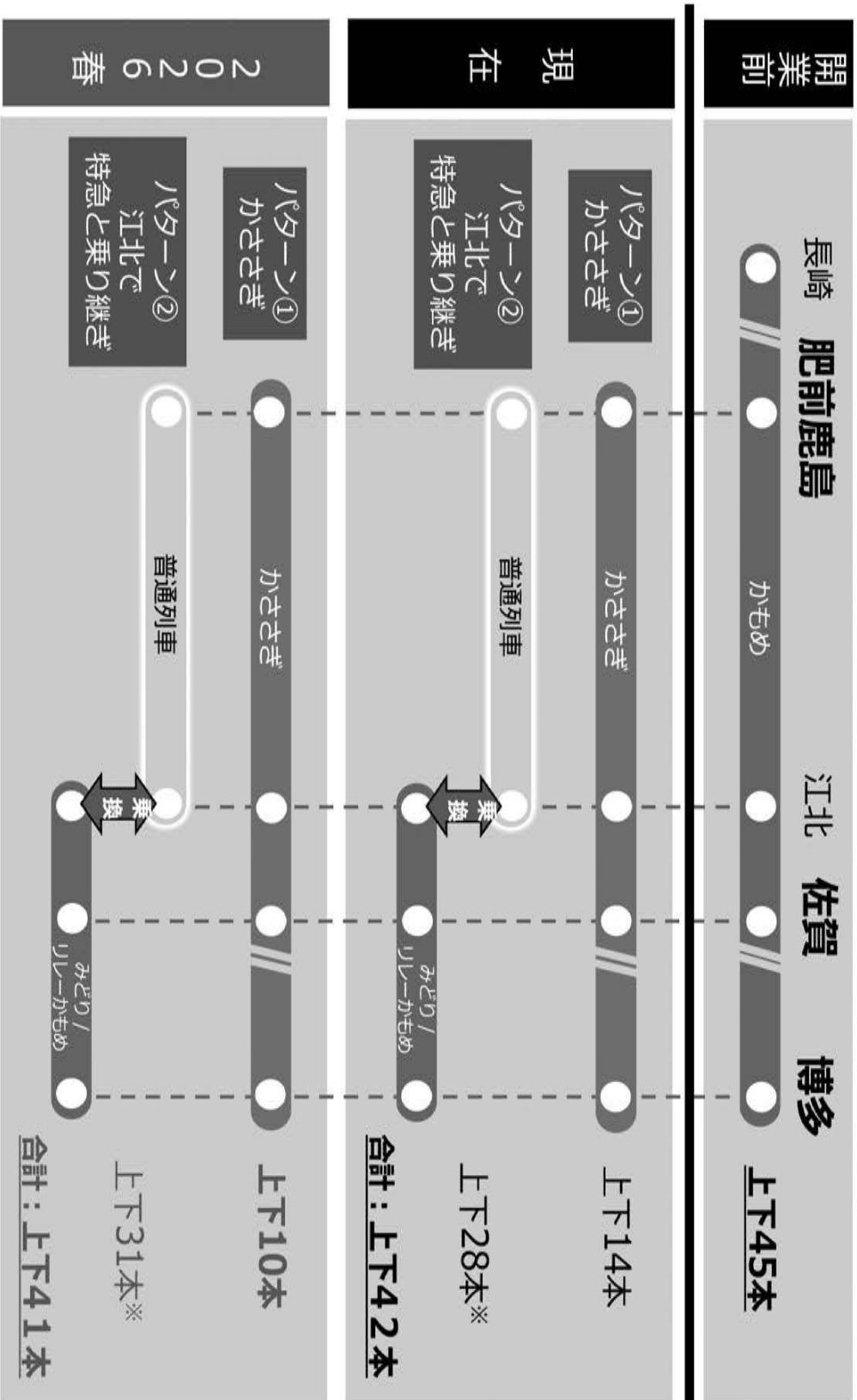
- ・「在来線の利便性の問題」「ルート」「まちづくり」といった、西九州ルートの整備にかかわる課題に関し、お互いの考えについて意見交換を実施。
- ・意見交換を継続することについて一致。



鹿島・多良方面および 佐賀県域における当社の取り組み

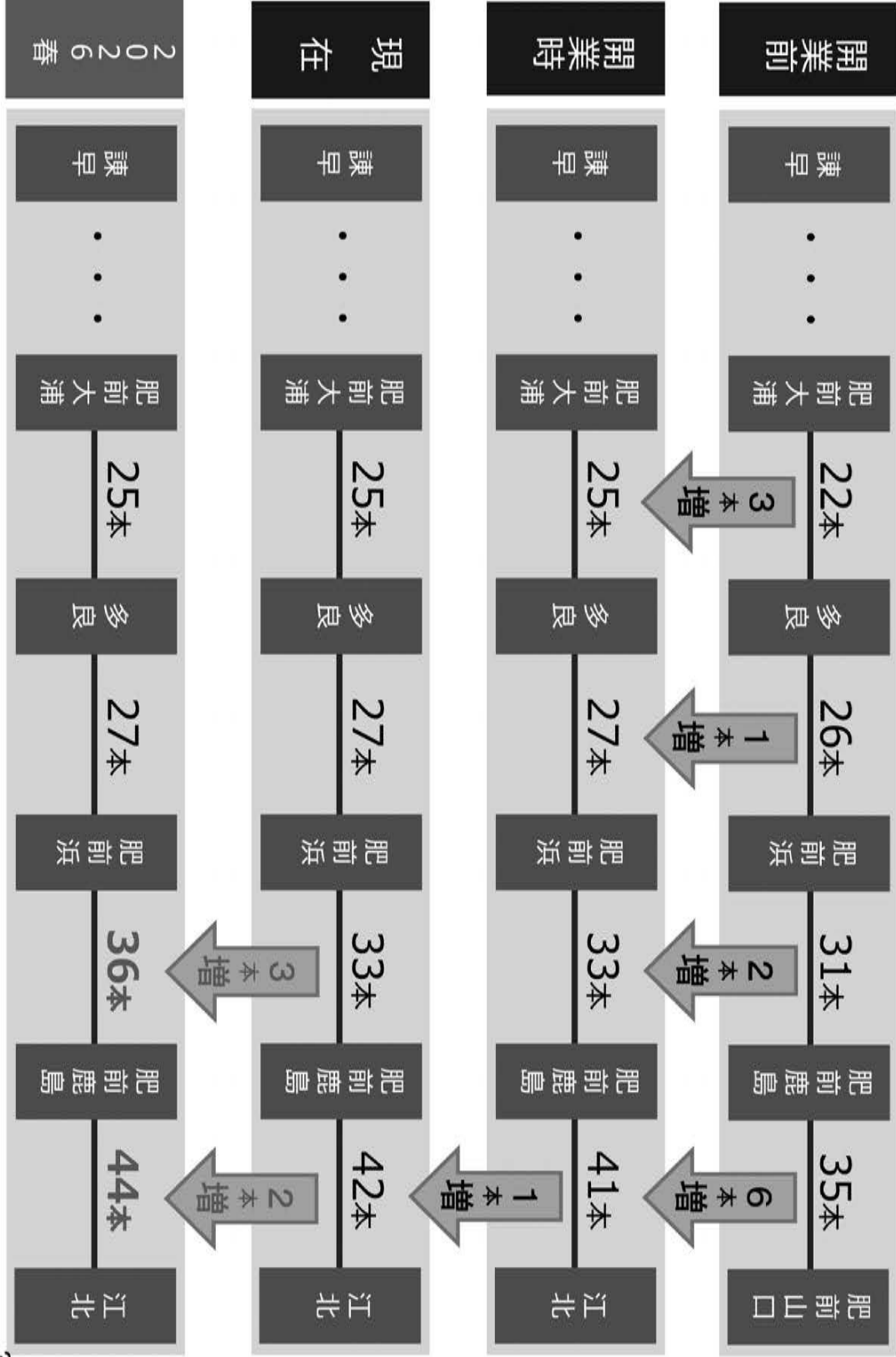
■ **長崎本線（江北～諫早間）の利便性確保（対佐賀・博多）**

■肥前鹿島～佐賀・福岡方面の移動機会の確保



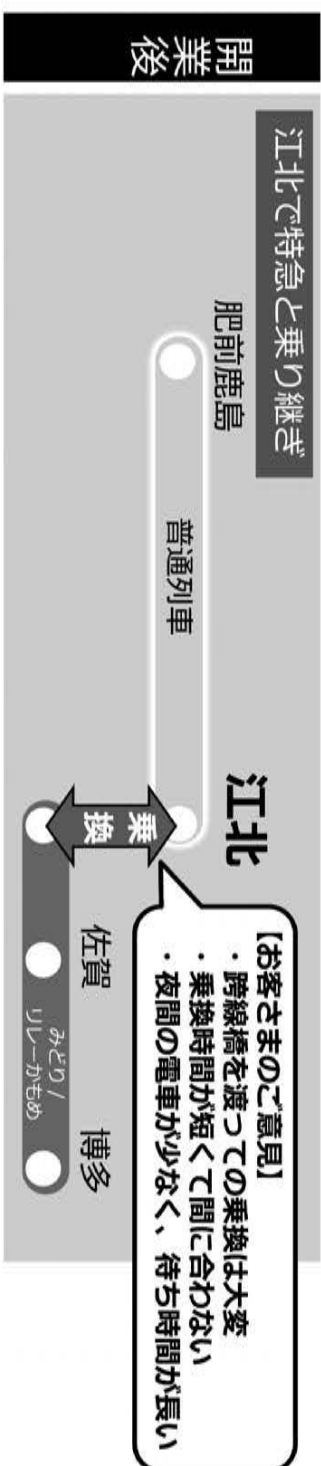
■ 長崎本線（江北～諫早間）の利便性確保（普通列車の増便）

■ 普通列車の本数推移



■長崎本線（江北～諫早間）の利便性確保（上下分離移行後）

- 上下分離方式への移行後に承ったお客さまからのご意見に対する対応



① 江北駅での乗換改善



※その他、乗換時分の改善も実施

② 普通列車の増便

- ・ 22時台の下り列車を1本増便（江北～肥前鹿島：41→42本）

列車名	始発駅	行先	江北発	肥前白石着	肥前竜王着	肥前鹿島着
普通列車	江北	肥前鹿島	22:03	22:07	22:11	22:17

※リレーかもめ（21:02博多発→21:50江北着）から乗換可能

■ 新型車両 YC1系の導入

- ・ 気動車「キハ47形」をデイズエレクトリック車両「YC1系」に刷新



■ 地域の元気をつくる ～D&S列車 36ぷらす3～ おもてなし駅 肥前浜駅



■地域の元氣をつくる ～D&S列車「ふたつ星4047」～

コンセプト：「西九州の海めぐり列車」



西九州新幹線の開業効果を江北～諫早方面、佐世保方面など広域に拡大

2022.9.23 運行開始



JR九州オリエントエクスプレス



KASHIMA



7th



ORIENTAL EXPRESS

「伝統的酒造り」

ユネスコ無形文化遺産登録記念！

50系客車で

在賀駅～多良駅間を特別運行！

かしまるつと

満喫ツアー

～鹿島の酒を
味わい、愉しむ旅～

かし丸くんのおすめポイント！

- 鹿島市が厳選する酒造の日本酒をご堪能ください！
- 肥前系駅、肥前七浦駅、多良駅でのおもてなし(物販等)をお楽しみください！
- 復路肥前系駅ではKATAPPOによる「YAMAMORI FOOD」の試食会や物販を開催！

乗務員が運行いたします。

※団体客の乗降は20歳以上のお客さまに限定いたします。

※本ツアーの乗客は20歳以上のお客さまに限定いたします。

※本ツアーの乗客は20歳以上のお客さまに限定いたします。

※本ツアーの乗客は20歳以上のお客さまに限定いたします。

乗客係長 大井 時変 もー 一回り！

乗客係長 大井 時変 もー 一回り！

乗客係長 大井 時変 もー 一回り！

乗客係長 大井 時変 もー 一回り！

乗客係長 大井 時変 もー 一回り！

乗客係長 大井 時変 もー 一回り！

乗客係長 大井 時変 もー 一回り！

乗客係長 大井 時変 もー 一回り！

乗客係長 大井 時変 もー 一回り！

地域の元氣をつくる ～臨時列車運行（貝食列車）～



現在、旬のシーズンを迎えている「カキ」ですが、人気の鹿島・太良エリアの海岸沿いの「カキ小屋」を列車に乗って訪れ、カキをはじめとするグルメを味わっていただけるよう、期間限定で臨時列車を運転します。博多方面からも、特急列車にて江北駅で便利にお乗り換えいただけるダイヤの列車です。この機会にぜひ“貝食”列車で、ご家族やご友人とスナキな“会食”をお楽しみください！

1 運転日

2026年2月7日(土)、14日(土)、21日(土)、28日(土)の4日間

2 運転区間・ダイヤ

往路は、博多駅9:32発の特急「みどり・みずほ」15号」から江北駅でお乗換えできます。

往路 (下り)		復路 (上り)	
江北	肥前白石	多良	肥前七浦
10:36発	10:41発	14:02発	14:07発
	10:45発		14:10発
	10:51発		14:15発
	10:56発		14:18発
	11:01発		14:24発
	11:05発		14:28発
	11:10発		14:34発
	11:19発		

復路は、江北駅から14:39発の博多行き特急「みどり36号」にお乗換えできます。

※九州ホームページ「駅別時刻表」には2026年1月23日(金)に反映します。

3 モデルルート

コース	時刻	内容
共通	09:32発～10:26着	博多駅より特急「みどり・みずほ」15号」に乗車し、江北駅へ
	10:36発～	江北駅で臨時普通列車「貝食列車」へ乗り換え
	11:01着	肥前七浦駅で下車
① 道の駅鹿島	11:01～11:10着	徒歩で「道の駅鹿島」へ
	11:10～13:50着	「道の駅鹿島」で昼食タイム(たっぷり約2時間40分1)
	13:50～14:00着	徒歩で肥前七浦駅へ
	14:10発～14:34着	肥前七浦駅より臨時普通列車「貝食列車」に乗車し、江北駅へ
	11:04着	肥前飯田駅で下車
② 牡蠣焼き 八光	11:04～11:15着	徒歩で「牡蠣焼き 八光」へ
	11:15～13:45着	「牡蠣焼き 八光」で昼食タイム(たっぷり約2時間30分1)
	13:45～13:55着	徒歩で肥前飯田駅へ
	14:07発～14:24着	肥前飯田駅より臨時普通列車「貝食列車」に乗車し、江北駅へ
	11:10着	多良駅で下車
③ 海鮮焼 海道丸	11:10～11:20着	徒歩で「海鮮焼 海道丸」へ
	11:20～13:40着	「海鮮焼 海道丸」で昼食タイム(たっぷり約2時間30分1)
	13:40着～13:50着	徒歩で多良駅へ
	14:02発～14:34着	多良駅より臨時普通列車「貝食列車」に乗車し、江北駅へ
共通	14:39発～15:28着	江北駅で特急「みどり36号」へ乗り換え、博多駅へ

道の駅鹿島 肥前七浦駅より徒歩約8分



牡蠣焼き 八光 肥前飯田駅より徒歩約10分

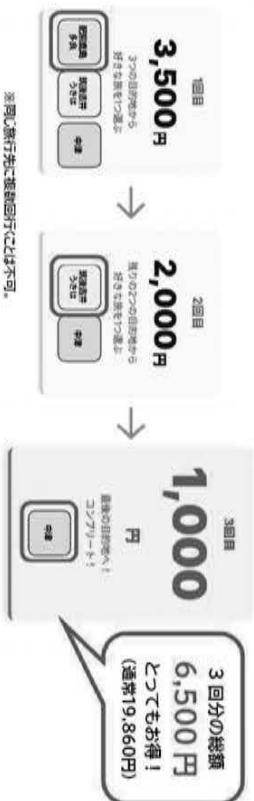


海鮮焼 海道丸 多良駅より徒歩約10分



■地域の元氣をつくる ～ちよいと“いいとこ”めぐりきつぷ～

めぐるほどお得な段階割引で九州3方面を周遊できるきつぷ (JR九州アプリ限定の割引価格で提供)



※同じ旅行先に複数回行くことは不可。

肥前鹿島・多良	筑後吉井・うきは	中津
博多から特急で 約1時間	博多から新幹線と普通列車で 約1時間30分	博多から特急で 約1時間20分

博多駅を起点に、3つの異なる方面へアクセスしていただけます。

肥前鹿島・多良 方面

冬のご褒美カキ小屋旅

2月のおすすめ旅

2st TRIP：肥前鹿島駅～多良駅エリア

●特急で約1時間 (博多から)

温泉女社橋と地元の脱走で冷えた体を温める、贅沢な冬なグルメ旅。温泉と美食で心も体も満足。



利用可能列車：特急かささぎ・リレーかもめ・みどり・HTBなど。
肥前鹿島駅～多良駅間は乗り降り自由。

2月の土曜はきつぷを使って鹿島・多良のカキ小屋へ！臨時普通列車「温泉列車」も運行します！

牡蠣好きの炭代サービスクーポンなど現地で使えるクーポンあり！

特典内容 (アプリにクーポン付与)

- ・道の駅 鹿島(かき焼き) 炭代(400円～600円) 無料
- ・「牡蠣焼き 八光」炭代(440円) 無料
- ・「海鮮焼 海道丸」炭代(350円) 無料
- ・鹿島市観光案内所・肥前兵衛観光案内所
- ・レンタサイクル利用料50%OFF、鹿島市特産品(海苔等)プレゼント

■地域の元気をつくる ～ふたつ星4047特別ツアー・サルシエ～

長崎本線沿線の魅力を見つけよう！

「特急 ふたつ星4047」ツアー・四つ星★サルシエ開催



鹿島市・江北町・白石町・太良町とともに開催 (2025.10.1)

- ・博多駅発着の「特急ふたつ星4047」日帰りツアーを開催

※鹿島市の日本酒のふるまいや途中駅でのおもてなしをお楽しみ頂いた。



○往路	博多駅	肥前浜駅	多良駅	肥前大浦駅
	(10:58 発)	(約 35 分)	(約 10 分)	(13:51 着)
○復路	肥前大浦駅	肥前七浦駅	肥前浜駅	博多駅
	(14:02 発)	(約 10 分)	(約 15 分)	(17:00 着)



- ・博多駅でサルシエを開催し、長崎本線沿線4市町の名産品の販売を通して地域の魅力をPR

■ 佐賀駅発・大村車両基地着 幼稚園児 貸切列車ツアー（2025.5～）



令和八年三月十二日（木）

高等教育機関問題対策等特別委員会会議録

於 第四委員会室

高等教育機関問題対策等特別委員会

委員長

一ノ瀬 裕子

副委員長

猪村 利恵子

理事

藤本 卓一郎

〃

土井 敏行

〃

下田 寛

委員

大場 芳博

〃

中村 圭一

〃

古川 裕紀

〃

古賀 陽三

〃

原田 寿雄

〃

酒井 幸盛

〃

木村 雄一

午前十時 開会

○一ノ瀬委員長Ⅱおはようございます。ただいまから高等教育機関問題対策等特別委員会を開催いたします。

○議席指定

○一ノ瀬委員長Ⅱまず、午前中の議席につきましては、会議規則の規定を準用し、ただいま御着席の議席を指定したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○一ノ瀬委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○会議録署名者指名

○一ノ瀬委員長Ⅱ会議録署名者として、藤木卓一郎委員、原田寿雄委員、酒井幸盛委員、木村雄一委員、以上の四人を指名いたします。

人口減少下における県内の高等教育機関等のあり方、及び大学等設置、次世代の人材育成に係る環境整備等の諸問題の調査に関する件を議題といたします。

本日の委員会は、お手元に配付いたしております日程表のとおり、午前中に参考人招致を、午後に執行部質疑を行います。

○参考人の出席について

○一ノ瀬委員長Ⅱ参考人の出席についてお諮りいたします。

人口減少下における県内の高等教育機関等のあり方、及び大学等設置、次世代の人材育成に係る環境整備等の諸問題の調査に関する件につきまして、本日、県立大学の検討に係る専門家チームリーダー、立教大学経営学部教授 山口和範氏を参考人として本委員会に出席を求め、お手元に配付いたしております日程表に記載の事項について御意見を聞きたいと存じますが、これに御異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○一ノ瀬委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、そのように決定し、その旨、議長に申し出ることにいたします。

暫時休憩いたします。準備が整い次第、委員会を再開いたしますので、このままお待ちください。

午前十時二分 休憩

高等教育機関問題対策等特別委員会 日程表

令和8年3月12日(木)

第4委員会室

◎参考人招致

予 定 時 間	10:00 ～ 12:00
参 考 人	県立大学の検討に係る専門家チームリーダー 立教大学 経営学部 教授 山口 和範 氏
意見を求める事項	県立大学構想について
質 疑	フリー形式

◎県執行部への質疑

予 定 時 間	13:00 ～ (120分程度)
質 疑	フリー形式

午前十時三分 開議

○一ノ瀬委員長Ⅱ委員会を再開します。

ただいまからお手元の日程表に従いまして、参考人から御意見を聞くことにいたします。

それでは、本日御意見をお聞きする参考人を御紹介申し上げます。

県立大学の検討に係る専門家チームリーダー、立教大学経営学部教授 山口和範氏です。

山口参考人に一言御挨拶申し上げます。

本日は御多忙中にもかかわらず、委員会のために御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

これより、山口参考人には県立大学構想について御意見を述べていただき、その後、委員の質疑にお答えいただくようお願いいたします。

なお、参考人は着席のまま意見を述べられて結構です。

それでは始めてください。よろしくお願いいたします。

○山口参考人Ⅱ皆さんこんにちは。立教大学経営学部の山口和範です。

本日、特別委員会のほうでこういう場を設けていただき、検討状況について御説明する機会、本当にありがたいと思います。限られた時間ですので、その中でまず、昨年度もここに呼んでいただいて御説明した内容で、その後、様々な議論を進めていますので、そこについてお話を最初にして、いろいろと御意見、質問をいただければというふうに思います。

まず、スケジュールについて、昨年度以降のところからお話をしたいと思います。

〔資料を462頁から470頁に掲載〕

○山口参考人Ⅱ昨年二月に取りまとめを公表し、そのタイミングで、この特別委員会のほうでその内容等を御説明させていただき、いろんな御意見、また、

御質問をいただいたかと思えます。今年度のところでは、カリキュラムでどういう教員が必要であるかということの検討を進めてきました。また、県のほうでは施設についての基本設計を進めてもらい、そこに対しても専門家チームとして、こういうカリキュラム内容でこういう教育、こういう学習環境というのが必要であるということで、いろんな形で意見交換をし、その概要を公表してもらいました。

ここから先が若干、当初と変わったところが一点だけあります。それがここで言う設置認可申請のタイミングです。大きく変わったわけではないんですが、実は一カ月だけ前倒しになっています。これは多分、大学を設置していく、学部を設置していくといったときに、認可が下りた後に学生募集等を正式に始められるというところで、その時期を少し前倒しできるようにということで一カ月前倒しになっています。

ですから、もともと令和九年十月に申請予定でしたが、設置認可申請については令和九年九月までに行わないといけないということに変わるというふうに文科省のほうから聞いております。これまでお伝えしていた中でいうと、この部分が一点、ちょっと変更になっているかと思えます。

今、カリキュラム、教員、この後、具体的にどういう議論をしてきたかというのを御説明しますが、予定としては、四月から教員の公募を開始したいというふうに思っています。また、令和九年に入りますと、施設の改修、新築の工事等を始めてもらうということになっているかと思えます。開学については、令和十一年四月を目指して、我々としてはしっかりとした準備を進めていきたいというふうに思っています。

具体的な大学の内容、目指すところについて、これまでもいろんな形で公表し、御説明もしてきたかと思えますけれども、もう少しより具体的な内容として御説明をしたいというふうに思います。

県立大学においてどういう人材を育成するのかということで、今、特に今年度に入って生成AIがすごく実用化され、我々の大学もそうですし、産業界もそうだと思いますけれども、すごく世の中がこれまでと変わってきて、人が果たす役割というのがそもそも何なのか、特に一般的に大学が育てていたホワイトカラーのいわゆる働き方ということ、そこを大きく変える可能性がある。そういう不確実、よりそれが増した時代を今迎えて、今後、それはますます加速していくのではないかとこのように思っています。

その中で新たな大学をつくっていくときに、どういう人材、いわゆる今に対応する人材ではなく、これから未来を新たに構想し、構築していく人材を育成しないといけないのではないかとこのことで、一つ大きなキーワードとして、「チェンジ・メーカー」を育成するということを県立大学の第一の方針として掲げています。

具体的に、この「チェンジ・メーカー」をどういうふうに育てるのか、また、ここでいう「チェンジ・メーカー」というのがどういう意味を持っているのかということについては、様々なレベルを実際には考えていて、小さなところで大きな改革をする、全てを「チェンジ・メーカー」という形で表現しているというふうに思っていただけだと思います。そのときに、では、具体的にどういうことを大学時代にやるとこの「チェンジ・メーカー」が育つかというところが一番のキーになるかと思っています。

一つは、現状を是とせずというか、世の中というのは変わっていく、技術革新がどんどん進む、その中で変わることを何というんですかね、嫌がらないというか、そこにいわゆる起業家精神を持ってチャレンジし続ける、そういうことができる人材というのがまず大切かと思っています。

周囲に変革をもたらすというふうに書いていますけど、実はすごく大切なのは、一人で何かやっていくというのではなく、周りを巻き込みながら、その

変革ということにチャレンジし続けるということがすごく大切で、人としての、いわゆる提案だけでなく、その実行力、そのときに、実行していくといったときにチームとして、組織として動けるかどうかというのがすごく大切で、この県立大学の中では様々なプロジェクトを行いながら若い人たちが成長していくということを考えていますが、そのプロジェクトに関わる人たちが全員を巻き込めるような、そういう力を育成していきたいというふうに思っています。

ですから、育成する人材像の中で、自ら課題を発見しというところ、多面的に見るということ、本質を捉える、そこに加えてすごく大切なこととして、他者と共創、いわゆるチームとして動ける、それは同年代の人たちだけでなく、年上年下関係なく、みんなを巻き込みながら一緒にプロジェクトを推進できるようなということ、そこをすごく目指します。

この他者と共創し、いわゆる大学での学びというのは、少なくとも私が一九八〇年代に大学に大学院も含めて通っているときに、そのソフトスキルといいますが、こういう他者と共創するということ自体を大学で学ぶことはまずありませんでした。いわゆる自分で勉強し、自分のために、特に自分は学部・学科が数学科であったということで、基本的には一人で勉強し、一人で問題を解くみたいな。もちろん自主ゼミみたいな形で、先輩の人たちと一緒に論文を読みながらというようなこともやりましたけど、その課題解決というところと直接つながるというよりは、学問を追求するということであろうと、一人でというところがすごく大きかったかと思っています。

今日たまたまこちらに来るときに佐賀駅で、今日、佐賀大学が後期の入試をやられていると思いますけども、例えば、ペーパーテストというのも共同で解くと違反になりますので、力を合わせて何かやるということを大学としてすごく推し進めていたかという点、多分少なくとも我々の時代はそうじゃなかった。今は実は様々な大学がPBLをというのを言っている中でいうと、一つ大き

いのは、他者と一緒に何かを取り組む、チームとして課題解決に当たるところがすごく大きくて、この部分をきちつと育成するというのが、将来、様々な分野で活躍するための必須の素養になっているんじゃないかというふうに思います。

特にAIを活用しながらといったときに、人をどういうふうにして巻き込んでいくか、「チェンジ・メーカー」として真の意味で活躍できるように人を巻き込む力、後ほどカリキュラムのところで話をしますが、この県立大学の中では、AIもそうですけども、データサイエンス的な素養をちゃんと身につける、そのデータサイエンス的な素養を身につけるところの本質の意味は、実は他者と一緒になりながら進めるということになるというふうに思っています。

自分は、統計教育であるとかデータサイエンス教育についていろんな研究をしながら、こういう点が人として将来活躍するときに必要になるのかということと、その中で常に訴え続けているのが、いわゆる納得感と共感を与えられる、そのために必要なスキルの一つがデータサイエンスの素養であるというふうに思っています。

ですから、今、様々な課題がある中で、こういうふうにやったらいいのではないかというような一種の説得力ある仮説を立てられる力、それがなぜそうなのかということについてきちつと説明する、エビデンスを活用しながら、データの活用であるとかデータサイエンスの力を借りながら、なるほどと思えば、じゃ、一緒にやってみようかということ、頭で考えて、なおかつ心で感じて一緒にやろうという共創する力というのを植え付ける、そのためには理文融合というか、データサイエンス等の力と一種のリベラルアーツ的な納得感、共感を得られるような広い学びというのが多分必要で、そのことが「チェンジ・メーカー」を生むために必要なカリキュラムになっているんじゃないかというふうに思います。

また、この大学を佐賀でつくるといったときに、地域社会、現場というところ、この可能性を佐賀はいろんな要素を持っていて、若い人たちが成長するためにすごくいい現場と言うと語弊があるかもしれませんが、そういう舞台なんではないか。自分が高校まで佐賀で育ててもらって、特に自分は、今は佐賀市になっていますけど、当時、佐賀郡の富士町の一種、山の中でいろいろと育ってきて、そのときに自然と戯れるというか、そのところでのいろんな問題解決、例えば、正直言うと、魚釣りしながらいろんな戦略を立てて、仮説を立てて、結果を見て、またそこで新たな仮説をみたいな、そういう現場で育てられてきた。また、大人の人たちといろんな会話をしながら、そこでアドバイスをもらいながら、例えば、どこで魚がとれるのかとか、もっと自分たちの頃は野鳥をこの時期になると捕まえに行ったりみたいなのをしていましたので、そういうふうなことも含めているんな課題解決というのを身近でやってきた。

佐賀はいわゆるその生活も含めていろんな優れた部分があると思いますので、一種、地域社会等に溶け込みながら若い人たちを育てていくということでは、すごくいいPBLの題材がたくさんあるんじゃないかというふうに思っています。

ですから、そういうところをうまくこの県立大学の中のカリキュラムに落とし込みながら、この「チェンジ・メーカー」を育成するというのを、進めていくということを専門家チーム、専門家チームの三人の教員も全員佐賀育ちです。その辺についてはすごく合意しながら進めているというのが現状かと思えます。

大学の場合は具体的な三つのポリシーを提示するというのが今、文科省からの定めになっています。いわゆるディプロマ・ポリシーというか、どういうふうな形で学士の学位を出すのかということと、それを実現するためのカリキュラムでどういう学生に来てもらうかという入学時の求める能力を三つ示すとい

うことになっていて、今画面に提示しているようなものを今の三つの方針に当てはめています。

一つは、「チェンジ・メーカー」育成ということで、課題発見、課題解決、具体的には単に提案するだけではなくて、実装という部分も含めて、具体的に動かすといったときに、やはり人を巻き込む力というのはすごく大切になってきて、先ほど申し上げましたような、いわゆる共感、納得感を人にちゃんと与えられて一緒にやろうと思ってもらえるかどうかというのが、この社会実装の部分ではすごく大切で、そういう部分を人の成長ということ、特に今AI時代のときに一番はその人の感性にどういうふうに訴えられるかというのが今一番求められる人としての役割なんではないかと思いますので、この社会への実装といったときに、県民の皆さんと一緒にどうか、県民の皆さんがそれやろうよと言ってもらえるようなプロジェクトを進めながら、そういうことがいろんな人たちと一緒にできるという学生を育てていきたい、そういう力を四年間の中で身につけてほしいなというふうに思っています。

多様性の尊重、周囲との協働というのも全く同じ意味で、いわゆるいろんな世代でいろんな考え方がある中で、ちょっとここから先は少し政治的な発言になるといけないんですけど、こういうのを言っていいかどうか分かんない、自分は何とかファーストというのが大嫌いと言っていいか分かんないですけど、みんなが八方よしの状態にならないといけないんだというふうに思っていて、特に自分たちだけとか誰かの部分だけよくないばというようなことを、割とそれをSNSの影響もあるのかもしれませんが、他者ということへの尊重がですね、自分もいいけど、周りもよくなるみたいな、そういう、ある部分だけよくするということが自体はそんな難しいことじゃなくて、多分できるんだと思う。ただ、それでは駄目で、もっといろんなそこで影響を受ける人たちがいる中で、最善と思われるものは何かということをきちっと提案でき、それを実行で

きるようなということがすごく大切で、周囲との協働といったときに、様々な人たちがいるということを踏まえながら、提案、実行できるという、そういう能力を身につけてほしいなというふうに思います。

あと、学生に一番身につけてほしい能力のところの最後は、チャレンジを続ける、それはここでも昨年も申し上げたかもしれませんが、失敗を繰り返す。失敗が成功かを一回で捉えるんじゃないなくて、失敗、失敗、失敗、それをたくさんして、最後に成功するんだということで、その成功までチャレンジというのを続けられるという、そういうメンタルというか、そういう場面を大学としてはきちっと用意して、失敗を恐れずに実践していくということ、これがすごく成功をするためには必要なことだと思いますので、そこをしっかりと身につけてほしいというふうに思っています。

学びのイメージについては、県全体をフィールドとした形でのPBLをたくさん行いながら、この県全体をフィールドとしたPBLを行うということ自体が、佐賀県への貢献になるようなプロジェクトを実施していきたい。このときに、いわゆる大学だけ、学生だけがこのPBLに関わるわけではなくて、現場の関係者の方々も実際にはPBLの一員として大学に関わっていただくことになります。

ですから、その方々の協力とあわせて、その方々も県立大学を利用してもらいながら、成長していくというような、一種の大学外の直接、学生として関わる形でない方たちも成長できるような、そういうPBLを実施していき、それが県立大学の果たす一つの大きな役割になるんじゃないかというふうに思っています。

ですから、学生は、実際に通常の大学と同じように講義を受けながらということ、理論をそこで身につけながら、実際には、具体的なフィールドでそれをどういうふうに生かして、実際にどういう課題があるのかということをフィー

ルドの中から読み解き、一緒になって課題解決に取り組む、そういう学びのカリキュラムをつくっていきたいというふうに考えています。

ですから、「日本一プロジェクトが生まれる大学」ということを標榜しながら進めています。プロジェクトを行うということ自体は、県民の皆さんを巻き込むということにもなりますので、できれば協力してもらおうということとあわせて、自分ごととして、いわゆるプロジェクトに参加するという方々、その地域の方々だったり、企業の方々だったり、もしかすると市町もあるかもしれない。そういうところの方々も県立大学と一緒に成長していただくということ、それが県立大学を新たに設けるということの一つの大きな意義になるんじゃないかというふうに思います。

最後のアドミSSION・ポリシーに関わる場所なんですけれども、いわゆるここは単に紙の試験の点数が高い人を採りたいということではありません。一つは、県立大学の学生として、いわゆるプロジェクトを行う。そこで県民の皆さんと一緒にいろんな課題を考え解決していくということ、そこに貢献できる人材でないといけないというふうに思っています。ですから、いわゆる意欲、関心というのはすごく必要で、自分が成長するためだけに入ってくるというよりは、県民の皆さんと一緒に成長できる、そういうことをちゃんと意識しながら、チャレンジするという強い心を持った人たちに来てほしいというふうに思っています。

ですから、この辺は、もちろん従来的一般入試自体は行いますので、一定の学力というのはすごく必要だというふうに思いますけれども、それ以上に、県立大学がやろうとしていることに同意をしていうか、そこでやりたいと、そういうモチベーション高い若い人に大学に来てほしいなというふうに思います。

これをうまく組み合わせた形で循環させるということが、県立大学として佐賀県に貢献できることになるんじゃないかと。単に二百から三百という定員で

毎年その人数の卒業生を出すということだけが目的ではなく、県立大学として常に県立大学が活動していくこと自体が、県にいろんな形で貢献できるというところ、そこを意識しながら、カリキュラムも、また具体的なプロジェクトの中身も今、詰めていっているところであります。

県立大学の取りまとめについては二月に公表していますので、そのところを今、左側のほうにまとめた形になっています。これまで申し上げてきたような内容が、この部分のところにもまとめられていて、それをもうちょっと具体的な話を今してきたところなんですけれども、この後、具体的にカリキュラムのもう少し具体的な中身と、どういう教員を集めるかということで、ここがかなり議論をしてきて、来月から公募をスタートさせるという段階にきていますので、そこについてこの後ちょっと説明をさせていただきたいと思っています。

まず、教員公募についてということで、一番は、少なくとも自分がいた二十世紀の大学とは違って、すごく研究ということも大切ではありますけれども、教育であるということ、プロジェクトを回すということで、そこをすごく県立大学としては重視しています。教員がそこを担うということになりますので、県立大学の理念をきちっと理解し、県立大学のやろうとしていること、そこに共感し、やろうという熱量の高い教員を求めるということになります。ですから、今、四角囲みになっていきますけど、教員に求める資質・姿勢というところで四つの項目を挙げています。

基本的には、まず第一として、県立大学がやろうとしていること、この理念をしっかりと理解した上で教育研究活動を推進できるということが最低の条件になります。

また、今の大学の教員の役割は、単に自分が持っている知識を学生に授けるということだけでなく、いわゆる学生と一緒にあって、一種の盛り上げ役、ファシリテーター的な役もすごく重要視されています。特にPBLと実践的な

教育を行っていく上では、その部分というのがすごく大切で、いわゆる新たなことにチャレンジしていくときに、こういうものもやったほうがいいんじゃないか、こういうふうな分野があるよというふうな形で学習意欲を引き出しながら、いろんな形でのファシリテートができるような、そういう広い視野を持った教員を集めたいというふうに思っています。

その一種の、何というんですかね、大学教員の役割が、その知識の提供というところ以上に、学生をモチベートしていくというところで、そのときのいわゆる大学教員の深みというか、広さは、大学教員が持っているその専門的な知識と併せて、その教養的な知識というのがすごく重要で、広い意味でのこれまでの教育経験であるとか、プロジェクトの実施状況であるとか、研究状況とかを踏まえながら、その公募の内容について御判断をしていきたいというふうに思っています。

もう一つ、いわゆるこの県立大学はキャンパス内での活動というより、キャンパス外の活動、これは学生だけではなく、教員にも求められることになります。ですから、県内問わず、様々な海外も含めてネットワークを有しているというようなことというのは、我々としてはすごく歓迎したい教員の資質になります。ですから、多様な組織体と積極的に連携できるような、そういうふうなものを持っている人に来てもらうと、すごく県立大学がやろうとしているというところにマッチしてうまく回り出すのではないかとというふうに考えています。

ですから、一応分野問わず、少なくともここに挙げているようなものは全員が満たしてもらおうというようにことで、実際には書類選考があり、面接があり、模擬授業がありというところで、まず一番最初にこの辺をしっかりと確認していききたいというふうに思っています。

具体的な分野については、一応この後、カリキュラムの具体的な話が今進んでいますので、どういう分野でどういう人たちを採るかということについて今

ここにまとめています。メインとしては、PBLを行うという部分と、いわゆる経営分野とデータサイエンス、この三つの領域になるかと思っています。当然、経営分野についてのところが一番人数が多く、十五名となつていくくりになっていますけど、それぞれそのマネジメントであるとか、人と組織であるとか、いわゆる会計等の数字的なところも含めて、その専門的な部分、プロジェクトを実施し、実践していくというところというように必要になるような学問体系のところはしっかりと押さえないと、文科省のほうの設置認可が下りないことになりますので、科目適合性を踏まえながら、経営分野のところでは十五名程度の教員を採用したいということになります。

ちょっと枠としてはPBL分野のところは四名程度で、すごくいろんな分野をやりますというふうになっていきますけど、ここのテーマ例のところは、右側の経営分野の教員が基本的にはいろんな専門性であるとかのところから、例えば、スポーツビジネスであるとか、農業、漁業みたいなところのプロジェクトに関わるみたいな、実務家教員四名程度でPBLを回すということでは実はなくて、PBLの仕組みづくり自体をこの四名の実務家教員がやりながら、ほぼ全員の教員がプロジェクトには関わります。特にこのビジネス分野の経営十五名程度というところは、どっかの分野のプロジェクトを回してもらう。そのコーディネート全体を実務家教員四名が、いろんなこの手続も含めて回していくというようなイメージになります。

左側のデータサイエンス・情報のところは、今のところちょっと人数は少し抑えぎみで考えています。当然カリキュラム上は理文融合でデータサイエンスをベースにしながら、経営（マネジメント）をちゃんとできる人材を育てるというふうにしていますが、データサイエンス・情報の部分の専任教員をそこまで多くしなくてもいいのではないかとということ。これは今の、いわゆるデータサイエンスであるとか、情報であるところの学び自体を様々な工夫をす

ること。あとは佐賀大学であるとか、西九州大学との協働の部分で、この部分のところはかなり一緒にやることで賄えるんじゃないかということで、人数的には少し減らした形になっています。

リベラルアーツと実践系、特にこの実践系のところはソフトスキルの意味で、いわゆる何というんですかね、コミュニケーションであるとか、リーダーシップであるということ。いわゆる人を巻き込みながらプロジェクトを回して、その実践をしていくということだと、すごく大切な分野になるというふうに思っていて、例えば、今、自分が所属している立教大学の経営学部、立教大学は経営学部だけじゃなくて、今、リーダーシップ教育は全学的に、今度新しく四月からスタートする環境学部でも環境リーダーの育成ということで、リーダーシップ教育をすごく力を入れてやることにしていて、今、専門を生かして、いわゆる人を巻き込みながら実践していく力というのをどう育ていくかということについてのノウハウは、大学としていろんな大学が今持ちつつあります。その部分を担う人ということで、ここの実践として三名程度の教員を配置しながらPBLを行いながら、いろんな振り返りをしながら、結果を残せるような、人を巻き込みながらということができる人材を育てていきたいというふうに思っています。

あと、リベラルアーツ部分のところの一つ、すごく今回議論をしている中で重要視したいと思っているのが哲学・倫理学です。これから人として、特にAIも絶対活用しないといけない時代に、哲学であるとか、倫理であるということについて、もう一度大学生としてきちっと確認をする。そもそも古典的な意味での哲学から現代哲学まで含めて、学ぶということ自体はすごく大切なんじゃないかと。今、どうしてもスキル系の人材を育てるということに注目が集まっていると思うんですけど、その中でやはり県立大学としてというときに、この哲学であるとか倫理であるということはすごく重要だというふうに思っ

いて、ここの人材も育成したいというふうに思っています。

今、ここの話をしたときに、もしかするとお気づきになっているかもしれないけど、「佐賀学」というところでの教員採用がないんじゃないかというふうにお感じになっている委員の方もいらっしゃるかと思います。この「佐賀学」については、必修として実施をする。また、実践のところも含めて佐賀をきっちと学ぶということで、コーディネーターの教員はしながら、いろんな意味での佐賀の実務家の方、いろんな意味で佐賀の歴史を語ってもらう方を、何というんですかね、講師として来ていただきながら進めていく。ですから、その「佐賀学」としての、何かこう、専任教員を集めるということではなく、そのコーディネートができる人材を集めて「佐賀学」については実施をしていきたいというふうに考えています。

一応、教員公募を四月から進めていきますので、そこについての説明は以上になります。

次が入学者選抜、いわゆる入試に関してということで、現在考えている部分について御説明したいというふうに思います。

当然、大学が入学者選抜を行うといったときに、一種の公平性であるとか、今、国で定められている内容についてはきちっと守りながら、県立大学として県立大学の理念を実践できるように入学者選抜を行わないといけないかというふうに思っています。

一番は、学力は当然なんですけど、それ以上に学ぶ意欲であるとか、協働する力みたいな、あとは、一番はやっぱり県立大学のことを理解して一緒にやろう、県立大学をつくっていかうという、そういう熱量のある学生を集めたいというふうに思っています。

すごく難しいのは、じゃ、具体的に熱量のある学生というのをどうやって集めるのかということ。これはまだ様々な意味で工夫しないといけないと思いま

すけども、一つは、やっぱり高・大連携、いわゆる小・中・高ともいろんな意味で県立大学は連携していきたいというふうに思っていますけど、できる前から、例えば、探究学習にいろんな形で関わらせていただいて、すごく、県でプロジェクトやりたい、県のことをもっと何か変えていきたいとか、こういうことやりたいみたいな高校生がたくさんいるということはこれまでの活動の中でも分かっています。そういう高校生を学校推薦型という形、もしくは総合型選抜ということで取り入れて、県立大学のほうに来てもらえるように、高校のほうとも密に連携取りながら、全ての高校から受けられるような、そういう仕組みづくりはしていきたいというふうに思っています。

ですから、一応これは正式な形で県のほうからも表明してもらっていますけど、県内全ての高校を――これは高校だけじゃなくて、高校等というふうに書いていますけど、そこを対象とした県内枠を設けるということ。なるべく多くの地域から県立大学のほうに来てもらいたいというふうに思っています。

具体的な募集定員は、全体を二百人から三百人というところでまだきっちと何人というふうに決めていませんので、そこが決まった段階で募集定員等は定めていきたいというふうに思っています。

あと、一つ問題になるのが、一般選抜における受験科目についてもいろいろと検討をしています。理文融合ということもあり、多様な学び、ただ、入試科目はしっかりやるけど、そうでない科目はあんまりやらないみたいなのがどうしても出てきてしまって、本当言くと、芸術であるとか、そういうことも含めてしっかりとやってきてほしいというのが我々県立大学側としては考えていることで、その辺を含めながら、今で言くと、共通テストをうまく利用しながらということを考えて、この一般選抜も含めて決めていきたい。

ただ、ペーパーテストだけで採るというよりは、当然、共通テストの後の面接をきちっと行いながら熱量についても確認をして学生として受け入れたい。

一番はやはり、特に、一期生はすごく大切だと思っていて、県立大学をどういうふうにしていくのかということ、そこを一緒に考えながら、我々ができている箱物を用意してそこに来てもらって出ていってもらおうということではなく、県立大学そのもの、ソフトとしての県立大学を含め、ハード的な部分も一部は一期生にいろんな意味で考えてもらいたいというふうに思っています。

ですから、建築のところではいろいろと話を県とさせてもらうときに、いわゆる、まだオープンスペース的なものというのは用意してほしい。例えば、いろんなスペースの活用については、こちらが先に定めるんじゃないくて、来た学生が自分たちもしくは後輩のために、どういうふうにあるとより県立大学としてよいのかということを、学生と教員、職員が一緒になって議論し考えて決めていくということ、これが大切だというふうに思っています。

ですから、若い人たちがそのプロジェクトをやるとするのは、学内も含めてプロジェクトとして実施していきたいというふうに思っていますし、幸い場所が、例えば、SAGAアリーナの近くであったりとか駅から遠くなく周りに商業施設がいっぱいある中で、いわゆるこれからの大学キャンパス、どうあるべきかということを我々が決めるというよりは、我々はいろんな可能性ができるような準備をし、それを一緒に考えながら、いわゆる大学生が学ぶためにどういうふうにあると学びやすいのかとか成長しやすいのかと。

もつと言うと、大学の外の方々を迎え入れるためにはキャンパスはどうあるべきかみたいなことを一期生と一緒に考えながら、または、二期生、三期生が入ってくるときにそれを改善していくというような、毎年変わるキャンパス、改善していくキャンパスみたいなことというのをできればと思っていて、そういうことの意欲のある、だから、何か与えられるものを受け取りにだけ来る学生というのは正直言うとあまり好ましいとは思っていません。

積極的にいろんな意味での活動をしながら、自分も成長していくけど、後輩

のためにいろいろ変えていくというような、そういう熱量がある学生に来てほしい。そのための入学者選抜はどうあるべきかということを、今いろんな意味で入学者選抜については制約がありますけども、今言ったようなことを実現できるようなことを考えていています。

残り時間もあまりなくなってきましたけど、開学に向けてということで、今、教員、学生、それぞれ話をしてきました。県内の高校、経済界に求めるものということで、最後ちょっとコメントをして、私からの最初の説明は終わりにしたいと思います。

実は、教員に求めるものといったときに、自分は今年が三十七年目になりますけども、立教大学ですっと働いてきました。一九九〇年四月に立教大学で働き出したんですけど、当時の教員と今の教員に求められるものというのはすごく変わってきたし、少なくとも私が三十七年前に教員になったときの教員は、すごく自由度が高いというか、研究だけやっておけばいいみたいな雰囲気がありました。

ただ、今は二〇〇六年に経営学部をつくり、また、今年四月に環境学部が立教大学でスタートします。そういうところに関わって、また、教員採用をしてきた立場で、学部長であるとか副総長であるということを務めながら大学のマネジメントに関わってきたときに、自分の研究も大切なんですけど、いわゆる若い人たちが育つために教員がどういう役割を果たすかということを常に考えられるということ、そこがすごく大切だなというように思っています。

ですから、今回、具体的に公募があったときに、書類審査も当然、研究面というところと重要ですし、教育の理念についてのところも書類でいろいろと確認をしますが、実際には直接会って、入ってきてもらう人とはちゃんと話をして、いわゆる県立大学の理念をきちっと理解した人に入ってほしい。それが県立大学が成功するところというところと必須だと思っていますので、その部分は時

間をかけてしっかりとやっていきたいというふうに思っています。

あと学生については、いわゆるお客さんとしてのいう意識は持ってほしくないなど。いつも私が今いる大学で学生と話しているのは、自分たちが何か提供するものがないと、何か得られるものは本当言うとすごくちっちゃいものになってしまうんだよということは言っています。

ですから、もともと大学がサービス業であるかどうかということについてはいろんな議論があるんですけど、基本的には学生が納付する納付金、県立大学の場合はいろんな意味で県の税金を使わせていただくことになりますけれども、自分たちが成長するといったときに、いろんな不満が当然、大学に対しても出てくると思います。そのときに、単なる不満を言うということではなく、一種の解決策も踏まえて一緒に議論しようよということを常に学生には話をし、いろんな形で毎年毎年よくなるということを、少なくとも今の経営学部で仕事をしている上では学生と話をし、去年よりも少しでもいい環境で学生が成長できるように、それを成し遂げたのは先輩がやってくれたからだよということ、後輩のために何かを改善していくことを常に考えながら一緒にやっていこうと。

それはプロジェクトをやっていく意味でも、もしかすると自分の利益にはならないかもしれないけど、一種のいろんな人たちの、周りの人たちが利益を得られるようなところにつながれば、それをよしとしてほしいということをいつも言っていますし、今回、県立大学がスタートしたときにも、一番最初に学生にはそういうことを伝えていきたいというふうに思っています。

ですから、特に一期生については、県立大学をどういうふうな大学にしているかという、こちら側からの理念を伝えた上で、それをより県のため、自分のため、周りの人たちのためにアップデートしていくという作業を一期生がやっていくことになりますので、そこを、いわゆるお客さんとして来るといふより

は、自分たちが県立大学をつくるんだという意識を持った人たちに常に入ってきてほしいなというふうに思います。

高校については、先ほどこちと話をしましたので、最後に経済界に求めるものというか、今後の大学としてということで、昨年も少し「知の総和」の中教審答申のところに関連してお話をしたんですけど、いわゆる大学四年間そこで過ごして、大学との縁が切れるというか、それで残りの五十年、もしかすると六十年以上やっていけるのかということを考えたときに、二度使い、三度使いとすることが今後やれるような仕組みを大学がつからないといけないんじゃないかと。それはプロジェクトに関わるということでも構わないと思いますし、ここから先は県立大学というより私の夢なんですけど、世の中がワーク・ライフ・バランスの議論はすごくあるんですけど、ワーク・ライフ・バランスの中に学ぶということ、そこを追加してほしいというのがあって、それを佐賀県から始められるとすごくいいなというふうに思っています。

五年に一回は、一カ月でもいいので大学に関わろうよと。五年間働いたら一カ月休んで大学で学ぶみたいな、何かそういうふうな自分をアップデートできるような時代、世界が来るといいなと。そういう役割を県立大学、もしくは県立大学ができるのと四つの大学になりますけれども、そういうところが果たせればいいなと。

今、リスキリングであるとか、社会人向けの大学院ということもありますけれども、そこまで時間を割けるということはなかなか難しいかもしれませんので、せめて一カ月間とかでもいいと思いますので、それは逆に言うところプロジェクトに関わるということでもいいかもしれませんので、それが、いわゆる佐賀県の「知の総和」を高めていくということにつながるのではないかと。そういうところの一翼を担えるような県立大学に仕組みを入れていければというふうに思っています。

一般の大学として履修証明プログラムであるとか科目等履修生の制度はありますけれども、まだもったいないんな仕組みを考えて、みんなが学べるというところを、県立大学を県民の皆さんが使っていたけるようなところを目指していくというのがどちらかというと私の夢でもありますので、そういうことが実現できるようにいろんな形で働きかけをしていければなというふうに思います。

ほぼ時間になったかと思いますが、一旦、私からの県立大学の検討状況についての説明は以上とさせていただきます。御清聴ありがとうございます。

○一ノ瀬委員長 山口参考人ありがとうございます。

以上で山口参考人からの意見陳述は終わりました。

次に、ただいまの陳述に対し、質疑を行います。

本日の質疑は、理事会での申し合わせにより、意見陳述の内容に限ったフリー形式の質疑となっております。質問のある方の挙手をお願いし、こちらから指名の後、指名された方は自席から質問してください。

また、参考人におかれましては、発言の際は挙手にて委員長の許可を得て発言をお願いいたします。なお、参考人は委員に対し質疑をすることができないことになっております。

それから、質疑の時間はおおむね十二時までを予定いたしております。多くの方が質問していただけるよう、質問される方は簡潔明瞭にお願いいたします。それでは、質問のある方は挙手をお願いいたします。

○中村委員 中村と申します。さすが一時間びつたりで。

山口参考人にお尋ねですが、大きくは一問お尋ねをしたいんですが、その前にちょっとお尋ねをします。

これは全体の一部ですといったら、大体何割ぐらいをイメージされますか。

○山口参考人 今の検討状況ということかと思えます。「一般論です」と中村

委員呼ぶ) 半分ぐらいの骨格は出来上がっているというふうに――はい。

○中村委員Ⅱ ごめんなさいね。ごく普通の会話の中で、これは全体の一部ですよといったら何割ぐらいをイメージされるかというのをお尋ねしています。

(「何の」と呼ぶ者あり) 普通に。

○一ノ瀬委員長Ⅱ 何の全体。

○中村委員Ⅱ 何でもいいんです。これ全体の一部ですよ言われたら。

○山口参考人Ⅱ なかなか、ちよつと質問ができないのであれなんですけど、検討状況については、ほぼ全部を話したつもりです。

○中村委員Ⅱ 私がお尋ねしたかったのは、うちのチャッピーのチャットGPTに聞いたら、これが全体の一部ですよといったら、大体最も自然なのが一、二割、イメージするのがですね。三割ぐらいだと、まあまだ一部と言えるんだらうなと思います。これが四割ぐらいになると、ちよつと違和感が出てくる。五割以上だと、それは一部とは言わんよねと、半数とか多くと言いますよねということがあるんですが、そんなイメージは、僕もそれを読むと確かにそうだなと思うんですね。

何が言いたいかというと、入学者選抜について大きく一問、幾つかお尋ねをしたいんですが、文科省の令和八年度大学入学者選抜実施要項によると、入学者選抜について入試方法というところがあります。そこで、(一)が一般選抜、(二)が総合型選抜、(三)が学校推薦型選抜とあるんですが、その中で、下記(一)一般選抜のほか、各大学の判断により入学定員の一部について、下記(二)総合型選抜及び(三)学校推薦型選抜のような多様な入試方法を工夫することが望ましいというふうに要項に書いてあるんですね。

言いたいのは、ベースは一般選抜で、一部を総合型選抜とか学校推薦型選抜で工夫していいですよとなっているのに対し、今日の御説明でもあったように、七割から九割を学校推薦型もしくは総合型でやるということは、逆に一般選抜

のほうが一部もしくはごく一部というふうになっているんじゃないかなと思うんですが、いろいろとお気持ちはお話しになりましたけれども、大学入学者選抜実施要項も踏まえた上で、なぜそんなふうになったのかお尋ねします。

○山口参考人Ⅱ 今、文科省から示されているものに従って立教大学でも常に入試を行っています。一般選抜の部分というか、今、多くの大学の実情を申し上げますと、いわゆる秋の入試合め、指定コースでの推薦を五割未満にするということが文科省から求められていて、実際に今、特に数年前から年内の学力入試というのを関西の大学がやっていて、それを関東でいうと東洋大学がスタートして、また新しい大学もほかの大学も追隨する動きがあります。

ですから、一般入試の割合をどの程度にするかのところでいうと、かなり戦略的に多くの大学が今、縮小をしていて、国公立大学も私立大学ほどではありませんけれども、一般入試以外の割合を増やしてきている。そこについて、県立大学がスタートする部分のところはどういうふうに動いているかということはないかというふうに思います。

一部であるという質問の意図が分かりましたけど、そこに書かれている一部というところを一割、二割というふうに考えるということは、少なくとも大学入試の今の現状では行われていないということをお伝えし、県立大学でも一般入試のみでの部分をすごく拡大して採るというふうには今のところ考えてはいないというふうにお答えしたいと思います。

○中村委員Ⅱ ありがとうございます。

私も調べて、今少し、それから年数たっているのだからなんですけど、国立大学で二割程度、公立大学で三割程度が総合型とか学校推薦型になっているというふうに理解していて、私立だともっと多いというふうに承知をしています。

ただ、学校推薦型、総合型での入学が多いということに弊害があるから文科省は、今、五割以下とかおっしゃっていましたが、ここに一部という言葉を使っ

て抑制をしているんじゃないかなと私は想像するんですけども、学校推薦型とか総合型が多いことによる何か考えられる弊害というのはあるんでしょうか。

○山口参考人Ⅱ 一般的には、いわゆるAO入試の入学者の学力が低いということが一時期、話題になったかと思います。実はそこについて、どういうエビデンスの基でそれが問題提起されたかということについては、少し難しいところがあつて、私自身は幾つかの私立大学で、東北大学も多分資料を出していたと思いますけれども、明確に分かるのは、我々立教大学のほうで入試種別ごとの追跡調査をやっています。それはGPAもそうですし、どういうところに進路、就職したかということも含めてやっている中で、これは公表しているので話をしたいと思いますが、実は一般入試の成績が悪いというのは、少なくとも立教大学の経営学部、立教大学はほかの学部もそうなんですけど、学校推薦が実は一番成績がよくて、多様な活動している、いわゆるAO的な入試の子たちも成績もよくて、その後どこに就職したかからいいというのはないんですけども、例えば、一部上場企業の就職割合が高いみたいなデータがあります。

一般入試で採ると、いわゆる一回の入試だけで、一次試験、二次試験があつたときには、二次試験をどういう形で行うかにもよるんですけど、どうしても私立大学は一回のペーパーテストで実は入試を行っています。一回のペーパーテストで採るときの、いわゆる選抜能力というのがすごく低いというのか、もう一つは、今、単に一人で勉強して何か結果を出して卒業するというわけじゃなくて、いろんな大学がいろんな形でプロジェクトを実施したりということをやったときに、ソフトスキルの面も実際には評価する必要がありますが、それを今までの一般入試だと、なかなか評価できていなくて、その辺をうまく組み合わせた形での総合型選抜のほうがいいのではないかと。東北大学は既に表明していますが、一般入試を全面的にやめて、総合型選抜に切り替える、いつ実施

されるか分かりませんが、多分時代的かというと、そういう方向に行くんじゃないか。

だから、その流れを踏まえながら、どのぐらいの割合にしていこうかということは、県立大学のほうでもしつかりと、三年後の入学者を迎える前にきちつと決めていきたいというふうに思っています。

○中村委員Ⅱ ありがとうございます。

私も昭和の人間でして、どうしてもイメージであるのが、推薦というか、学校推薦型とか総合型が多くなればなるほど、その佐賀県立大学を普通に受けたらなかなか受からんけれども、推薦で行けるんだったら行こうと、推薦で行けるようになったという子が増えれば増えるほど、あの子でも行ける大学になつて、あの子でも行ける大学になるということは学校の魅力とか評価を下げることにつながっていくのかなというふうに思うんですね。

逆に、本当は国立の佐賀大学とか県外の国立とか有名私立とかに行きたいけれども、落ちるかもしれない。行けるかもしれないけど、落ちるかもしれない。だったら県立大学に行こうかな、しかも、自分が行きたい学部、学科じゃないけれども、そこはもういいや、そこに行こうという子も出てくるんじゃないかなと思うんですね。そうなったときに、若者の可能性の芽を摘むということにも実はなるんじゃないかなと思っています。

県外に出て、また国外に出るかもしれない。その中で、「チェンジ・メーカー」として、みんなを幸せにする、みんなを笑顔にするような仕事ができたりかもしれないのに、井の中のカワズと言ったらいかなですけども、佐賀県の中の「チェンジ・メーカー」で終わってしまうということにもなるかもしれない、そういう可能性も高めていくことになるというふうに僕は思うんです。

なので、ここは慎重にやるべきだと思っていて、前回、五〇%のとき、一般質問で多過ぎると言ったんですけど、いつの間にか七〇から九〇%になつてい

て、それはあまりにも偏り過ぎなんじゃないかな。公立大学なので、文科省の要綱を遵守して、学校推薦・総合型は公立大学の平均の約三割、いわゆる一部にとどめるべきだというふうに思うんですね。一般入試だから熱量がないとは限らないじゃないですか。一般入試のやり方も、先生が今言われたように考えて、ちゃんと熱量を持った子が入れるような一般入試をすればいいんだと思うので、そこを安易に推薦で囲っちゃおうみたいな、僕はそういうふうにも見えてしまうんです。

私立大学が、この少子化の中で本当になりふり構わずに囲い込みという意味で推薦で早めに採ってしまおうというものの先をいった、よりもっと多く県立大学で採っちゃおうよとなっているようにも見えるんですね。

なので、お尋ねなんですけど、県立大学というのは一般でも受けてもらえる魅力的な大学になるわけでしょうか。

○山口参考人Ⅱ 学校推薦型と総合型選抜といわゆる一般入試っていう中で、本当に重視したのは実は総合型選抜です。

一般入試をどこまで工夫できるかということは今後検討しないといけないんですけども、その熱量というのを一般入試だとはかりにくいというのが正直言うとあります。

プロジェクトを実施するといったときに、県民の皆さんと一緒にプロジェクトが実施できる学生でないといけないという責任を我々は持つというふうに思っていますので、そのときに、言葉はあんまりよくないかもしれませんが、県立大学としてプロジェクトを実施できるような学生を採用したいというふうなイメージなんですよ。それは県立大学が県に貢献するといったときのひとつ、若い人たちを育てるということと併せてプロジェクトを実施していくということはすごく重要視しています。

そのプロジェクトを実施できるように我々が変えていくということも重要な

んですけど、そういう素養があるかどうかというのをちゃんと確認しようとしたときに、単なるペーパーテストだけだと厳しいんじゃないかというようなイメージを、今、持っていて、総合型選抜であればいろんな形で面接も含めて実施できますし、高校時代のいろんな活動についての記録も参考にしながら入試ができますので、そういう点を踏まえてバランスを考えていきたいと。

一般入試でたくさん来てほしい、そういうふうな大学を当然目指していますし、大学でいろんな形で教育活動に携わっていると、熱量があって希望している子たちを受け入れられないという一方で、入試で落としてしまうというところもあって、本当は希望者は全員採りたい、そういう大学に本当にならないといけないというふうに思っていて、ただ、それはいわゆる定員の問題であるとかということがありますので、そこはなかなかすぐには実現できないんですけど、将来的にはそこも踏まえながら。

私もそれこそ共通一次の始まったぐらいの世代なので、ペーパーテストだけで大学に入っていた時代です。その当時は、いわゆるテストでいい点数を取るということが、一種の学力が高いというような意識を持っていたんですけど、今いろんな意味で世の中でのいろんな貢献ができる人材かどうかという、そこに育てていくといったときに、ペーパーテストだけではかるといのは少し違うんじゃないかという思いがあって、我々の専門家チームの中ではより総合選抜型を重視していきたい、それが、今ここで御説明した県立大学の理念を実現するために必要なことなんではないかということで、話を進めているというのが現状です。

○中村委員Ⅱ ありがとうございます。私なりに理解をさせていただきました。

ただ、繰り返しになりますが、この資料でも一般選抜でも面接を重視するというようなことも書いてございますし、なかなかはかりづらいのかもしれませんが、しっかりと公平な一般選抜で県立大学に合う熱量を持った人材をぜ

ひ探っていただきたい、その工夫を今後も続けていただきたいというふうに思っていますし、どうせつくるならいい大学になってほしいなという思いで質問させていただきました。ありがとうございます。

○一ノ瀬委員長Ⅱほかに質問がある方はいらっしゃいますか。

○藤木委員Ⅱ先ほどの中村委員の質疑に私も大変共感をいたしまして関連で少し質問させていただきますが、やはり大学は、立教大学もそうでしょうし、九州では九州大学でしょうし、佐賀では佐賀大学、東京で言ったら、東京大学、早稲田大学、立教大学もそうだと思うんだけど、確かな学力、一回ぼつきりと言うけど、みんな平等に一回こっきりなわけで、それを何回もいろんな大学受けたりするわけがあります。やっぱりその確かな学力を二月の中旬ぐらいまで必死こいてみんな勉強する、その確かな学力の結果として優秀な人材がそういうった大学に集まってくるのが担保されて、確かな研究、確かな教育、そして、その実績として確かな企業ないしは社会進出、社会にというふうに、その一連の流れがその大学の永続的な繁栄というか、経営を担保しているところだと思うんですね。Aランク、Bランク、Cランク、Fランクというのは。

県立大学をつくるに当たって、例えば、一般入試を極端に、極端かどうか私分かりませんが、実質一割ということになったときに、受験業界の中においては偏差値というものが当然出てくるんだろうというふうに思うんですね。そのときに、我々の佐賀県内の都合というか、建学の理想、思いの中というところ、先生おっしゃるとおりかもしれないが、一般的に経営を続けていくに当たって、一割の一般入試の結果が偏差値を規定して大学のイメージをつくっていくというところになっていったときに、やっぱりここには優秀な人材が集まらない。

確かな学力がなくても大丈夫、優秀な人材が集まっていない、結果的にその先がほかの大学と比べてというようなことになると思うし、やっぱり受験生は二月の中旬まで必死こいてみんな塾に行ったり、自分で勉強していると思うん

だけでも、秋口、その前の段階でA O入試だ、総合型選抜だということで、大学が決まってしまうと、残りの半年間、確かな学力を築くための勉強を半ば放棄して高校三年生を謳歌しますということになると、先々の大学のランク、大学の格、そういう意味においても、経営の資源の一つとして基準というものをやっぱり持つとかにやいかんというふうな思いもあって、やはり先ほど中村委員が言ったような一般選抜をある程度やって、競争の果てに優秀な人材を集めるという方法についてしっかり検討されるべきだと思うし、その後の確かな学力がちゃんとなない学生たちを集めても、集めてもというか、何か基礎的な学力を軽視しているような大学というイメージを持たれるのではないかというふうに思ったので、そういったことについて御感想というか御所見をお伺いしたいと思います。

○山口参考人Ⅱ今、藤木委員からの御指摘は、実は立教大学の経営学部でいろんな実施をしているときにも様々なところから意見をいただいています。

ここから先はなかなか難しいところがあるんですけど、確かな学力をはかるために、正直、今の一般入試がいろんな意味での学力をはかられているかといったときに、学力の一部ははかられています。それがごく一部であるということについての認識が今、例えば、大学のいろんなことの仕事をしていると、昔はある種の学力をはかると、総合的なところとすぐ連関していて、そこだけしかっておけば、いろんな一般入試をやるときに、こういうのを勉強する、い点数取るということがどこでひもづくのかということはずごく入試の議論をするときにやります。

問題が解けること自体が何か意味を持っているわけじゃなくて、その問題が解けるために努力を続けたということ、ここを評価しているんだというのが、いわゆる一般入試の、例えば、それこそ日本史の試験とかで、そこを覚えていくかどうかというのが何か重要なわけじゃなくて、そこをちゃんと理解するた

めにそれまで勉強してきたプロセスというのを評価して点数与えて、そのときに——ちょっとここは佐賀県の授業と関東と少し違うのかもしれないけど、点数を取るための訓練、これがすごく実は行われていて、今もつとと言うと、既に総合型選抜のための訓練も、いわゆるビジネスとしてあって、面接の仕方であるとか高校時代のいろんな活動というのも、高一ぐらいから塾に入るところということやつとけみたいな感じで行われていて、そういう意味でいうと、入試に對しての対策でという入試をするかということではないかといちごっこみたになっっているのは事実で、すごく我々としてはいい学生に来てほしい。

ただ、少なくとも我々の時代の大学入試は選抜でした。大学はいい人だけ集めてほったらかしておいてもいい人材として出ていくくれるのでということ、自分も九州大学出ていますけど、例えば、九大は当然こういうところ、東大はこういうところみたいなことが決まっていた。

今の大学は、その当時と違って、入ってきてから出るまでの間にどれだけ伸ばすかということでの教育というところにすごく力を入れていて、「知の総和」の答申が出たときに、あれをいろいろと読み返しながらかつていくと、アクセスということとあわせて、大学の数の問題も議論していて減らす方向にいつていた。「知の総和」ということを考えるときに、底上げというのが僕は一番大切だと思っていて、すごく絞られた人たちに大学にアクセスできるようにすると、そこで格差が生じてしまつて、逆にいろんな問題が出てくる。正直、A、B、Cみたいなランクづけをされたときに、Aなんていう大学はほったらかしとつてもいいと。問題は、もつとと言うと、Fランクとかがすごく教育力を持つということが全体の底上げにつながつて、本当は重要なんじゃないかということとは大学人としてはすごく思っています。

もちろん県立大学をFランクの大学みたいなことにはしたくないというか、しないというのはもうはつきりとここで申し上げておきたいんですけど、重要

なことは、入ってきた人たち、いろんな人たちに本当入ってきてほしくて、正直言うと、県立大学じゃなくても成長できる人は、別段県立大学じゃなくてもいいというふうに思っています。そういう人たちも多分入ってくるんだと思うんですけど、そういう人たちがいるからこそ、より盛り上がるということもあるかもしれませんけど。少なくとも人を育てるという教育機関として考えるときは、入ったときから出るときにどれだけ成長したかという部分が一番大切なところだと思いますので、そこをちゃんと実現できるように。入試で、いわゆる学力選抜をしているというのは、我々大学で教育をする立場からすると、すごく楽をするためにやっているというふうにも実は思っていて、それはもうこれから先の世の中、そういう役割じゃない形で大学教員は務めないといけないんじゃないかというふうには思っています。

あと、ちょっとこれは記録に全部残りますよね。もう大体皆さん分かっていると思うので、言ってもいいのかな。立教大学の経営学部というのは実は偏差値結構高いほうです。一般入試を減らしています。減らすと高くなるんです。だから、偏差値自体は倍率みたいなもので、実は減らすと高くなるというすごい変なことが起こるんですよ。だからもう偏差値で何か大学を評価するというのは絶対やめてほしいし、私がひとつすごく今期待しているのは、東北大学が一般入試をやめるという宣言をしてから、あれがいつ実現できるかというところがすごく重要で、やつぱりできるだけ総合的な意味でのいろんな学力の軸があると思うので、それを多面的に評価しながら、なおかつ、実は学生の多様性というのはすごく大切なので、そこを担保できるように入試制度。

ですから、全部を同じ入試制度にするというつもりはなくて、その割合、今御指摘いただいたように、一般入試が少し少な過ぎるんじゃないかということろは真摯にもう一回受け止めて、専門家チームでも議論をし直すと思いますけど、一般入試を増やすという方向で、例えば、半分以上が一般入試みたいなこ

とというのは、多分県立大学の今やろうとしていることには、今少なくとも私が大学でいろんな入試関係のことをやっている感じから言うと、直観的にはあまりいい方向じゃないんじゃないかというふうには考えています。

以上です。

○藤木委員Ⅱ我々が県立大学を造るに当たって数百億円規模のお金を県民の税金から投入するということになります。だから、Fラン大学の底上げのために投資するわけではないということです。それでもやっぱりAランク、Bランク、Cランク、Dランク、九州大学から東京大学からはじめ、受験界のピラミッド構造を簡単にここで脱することは、やっぱりしばらくは無理だと思うんですね。そういう大学の中に、業界の中に我々は船出していこうとされているわけでありますので、その現実を踏まえたところで、やっぱり佐賀大学や佐賀県立大学が今後永く繁栄されるような、大学の核みたいなのですか、憧れられるというか、受験界において子供たちに憧れられる大学づくりとは何なのかという彼らに分かりやすい指標を与えるためにも一般入試でのレベルをしっかりと確保する、そういった大学を目指していただきたいと思います。

○山口参考人Ⅱ藤木委員の御意見は十分に承りました。一番大切なことは、やっぱり入った学生が誇りに思える大学であり、ぜひ後輩に来てほしいというふうになんと言えど大学だというふうに思っています。そのときに、一方で入試も大切だと思いますけど、やはりその中身なんじゃないかと。一番は、そこに集う人たちが誇りに思える、自分は、県立大学の学生ですとか、県立大学出身ですということを堂々と言えるということが一番大切だと思いますので、入試だけじゃなくて、特に中身の充実、いわゆる中身の充実をするときに、どういう学生に来てもらうかということはすごく密接に関わることだと思えますので、今、藤木委員から承りました内容を含めてしっかりと検討していきたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

○一ノ瀬委員長Ⅱほかに質問のある方はいらっしゃいますか。

○土井委員Ⅱ今日は参考人、ありがとうございました。先生の高い御説明の内容の熱量を強く感じまして、私ももう少し若ければ大学に入ってみたいなという思いもしたところであります。

今日は先生のお話に出てきた中で、先生は立教大学の経営学部いらっしゃいますけども、経営学部は今、全国で非常に高い人気のある学部というふう聞いております。さらに、今度四月に新設されます環境学部にも先生は関係になりましたということできさちちょっと伺いをして、こういう大学をつくられたことに対して大変敬意を表するところであります。この新しい学部は熱量の高い学生を入学させるという意味で、熱量をはかるというのは非常に難しいんじゃないかと思うんですけれども、その辺をどういうふうにしておられるのかなというのが一点。

もう一つは、今の学生さん、非常に優秀で、私も私の近場で卒業した連中に会って、みんな会社を起業して社長になったりとかなんとか、いろんなことをやっているんですね。ただ、ずっと彼らと話していると、共に仲間をつくってやるという先生の大学の構想にもあります共創、共に創り上げるという、どうもそういう力が少し弱いんじゃないかなと。そういう共創の力を高めるためにどういうことを大学で考えてあるかなということをちょっと伺いたいと思います。

○山口参考人Ⅱ御質問ありがとうございます。

まず、熱量の件なんですけど、一つは、もともと大学に関しての理解というのがしっかりできているかどうかということが最低条件で、面接等で聞くときに、いわゆる型どりのというよりは、なぜというところを突き詰めることによって、一定程度はかれるんじゃないかと。

熱量のある学生を集めたいというときに、どういう形でここで学びたいと

いうふうに高校生が思うかというのと、やっぱり我々教員、大学の職員が出向いて説明するというよりは、一番は、そこで学んでいる学生が、自分たちの今の学び、経験を誇りにしながら、それを雄弁に語ってくれるというのがすごく大切で、それは実際には既に先輩がいるからできることで、県立大学の場合はいきなりスタートするときには先輩がいまないので、そこについてはすごく工夫が必要かと思いますが、その部分のところは高校との高大連携の中でいろいろとやりながらということで、熱量のある学生をどうやって集めていくかということについては、しっかりとやっていきたいというふうに思います。

それから、仲間といったときの仲間づくりのときに、実は今の若い世代は、同じ世代同士ということであろうと、その辺うまくやっているといます。ただ、すごく苦手なのが、やっぱり世代間を超えてというところで、そこについては、いわゆる社会が持っている教育力というか、昔でいうと、いわゆる年配の人と小さい頃にいろんな一緒にお祭りをやったりとか、プロジェクトをやったり――プロジェクトじゃないと思いますけど、いろんな企画をやって、その中でいろんな対話をしながらということ、例えば、どういうふうな立ち振る舞いをすれば、一緒にやってもらえそうになるかみたいなことの経験があったんだと思うんですね。

今、どうしてもその世代ごとに活動するということが多くなっていて、大学でやっぱりそこが一番ネックになっていて、ただ、実際に企業連携だったり、地域との連携なんかをすることで、いわゆる地域の人たち、企業の人たちというのは、年代を超えた形でのコミュニケーションが必要になってきて、そういうのを繰り返すことで、いい意味での世代を超えた仲間づくりみたいなことというのをできるようになるのではないかと。

ですから、実際に送り出す前の指導もすごく重要なんですけど、県内でいろんなプロジェクトをやっていく中でいろんな人たちを巻き込みながらというの

と、いろんな人たちからどういう課題があるのかということをやちゃんと聞き取る、聞くという力と、伝える力というのを、同世代でのコミュニケーションではなくて、世代を超えてできるようにすることとをきちつと指導する。そういうプログラムを用意した上で、県内いろんなところに送り出したいというふうに思っています。

○原田委員 御説明ありがとうございます。

受験のことはちょっと随分長くやり取りがあつたんですけども、ちょっとだけ思うところがあるので、お伝えしたいと思います。

国際卓越研究大学として唯一指定されている東北大学が全部総合型に変えるということは結構衝撃的だったんですね、私もですね。これを見たときも、一般選抜が割から三割台。そこもえっというふうに最初は思いました。ただ、やっぱり一割というのはあまりにも少ないのかなというふうに思っていました、なぜかという、まだ高校の生徒たちの受験の意識がそこまでいいないという、やっぱり総合型がどんどん増えてくると、そうした受験の方向に受験者が変わっていくだろうと思うんですけども、まだやっぱり一般入試を見て勉強している子がまだまだ多いのかなというふうに思っていますので、総合型が増えることというのは、私は理解しているし、すごいいいことだというふうには思っておりますけれども、そこは少し勘案してほしいというのが一つ。

もう一つは県内割合を伸ばしていくためには、県立大学だから県内の生徒をという意見も随分あります。そこを伸ばしていくためには、やっぱり率を上げるためには学校推薦型とか総合型の県内枠を増やすという、一般選抜で県内、県外、その点数の差をつけるといいうわけにいかないわけですから、そういうのも含めて、やっぱりしっかりまたこれから検討を続けていただきたいということをお願いしておきたいというふうに思います。

それと、先ほど立教大学の経営学部が非常に偏差値が高いというふうに、確かに立教では群を抜いて高いんですね。上智とか明治のトップクラスの学部と同じぐらいなんですか、それはやっぱり一つにはあれですか、定員を絞ったということなのか。何か学校、学部の魅力づくりというのを何かこうされているのかなというので、ちょっと気になるところなので、一点。

もう一点が教授陣ですね。教員の採用に関してですけども、武雄アジア大学の小長谷先生と話す中では、この人という人を一本釣りして、この人が欲しいと。この人が大学には必要だということで、随分努力をして集めたということなんです。今のところ公募という形を二回ということになっておりますけれども、県立大学でもこの人は絶対に必要だというような方々、先生方を、一本釣りという言葉でいいのかどうか分からないですけど、そういう形で来ていただくような、専任教員から変わりましたので、制度がですね。だから、兼務ができるということにもなっていますので、そこはどういうふうに考えておられるのか、二点お伺いいたします。

○山口参考人Ⅱ まず、一般入試の件で、ちょっと冒頭に話があった点で言うと、高校生がいろんな大学を受験するといったときに、やっぱり一般入試というのがベースになりますので、その点で、例えば、県立大学だけということでしょう、総合型選抜とかでそこに集中してというのがあると思いますけど、当然、希望者全員を受け入れられるわけじゃないので、一般入試でも受けられるような枠というのが必要であるということとは私としても十分に理解しており、将来的には少し減っていくけど、スタート時点ということは多分あり得るかと思っています。

それで、ちょっと立教大学の偏差値の件なんですけど、自分、トータルで八年間学部長をしている中で、その枠としてどういうふうな形で採るかといったときに、実質の受験倍率というのをすごく気にしながら、何人どこから採るか

ということとは一種戦略的にやっていました。ですから、言葉としては悪いですけど、一種偏差値の操作的なところというのはどうしても意識をしてやっていたというのは事実です。

ですから、一方で一般入試を偏差値を上げるためにということもあったんですけど、ただ、結構大きかったのは、やっぱり追跡調査の結果のGPAが一般入試がそう高くないというところで、特に不本意入試の場合に、うちの経営学部はすごく独特なので、そこになかなかついていけないという者もいて、割と総合型選抜であるとか、学校の指定校のほうに重きを置いていった。その結果として偏差値が上がっていったというのは多分事実かと思っています。

それから、教員の採用については、今御指摘いただきましたように、核となるというか、絶対この人は必要だという人については、こちらから働きかけをして、何とか佐賀に来てもらえないか、今は基幹教員制度ですので、兼務ということも可能ですので、そこも含めて。ただ、その方々も何か別枠で採用ということではなく、公募のほうに応募していただいて、その中で確認をして採用するという形を取ることになると思います。ですから、何人かの人については、応募してもらえないかみたいなことも含めていろいろと検討を進めています。

○一ノ瀬委員長Ⅱ ほかに質問のある方はいらっしゃいますか。

○下田委員Ⅱ 先生、今日はありがとうございました。県民ネットワークの下田と申します。

今日の率直な感想として、意識レベルが僕らが学生のとときは圧倒的に違っていて、そういった場所をこの佐賀県につくっていくということ、あと生徒たちがこういうことをやりたい、そこをいかに受け入れて伴走できるかという大人の器量が物すごく試されている時代になってきているなというのを、先生のお話も聞いて改めて思ったところでもあります。

その中で、ちょっと二点ですね。まず、先生の話も踏まえてなんですけれど

も、最近やっと——最近やっつというか、ここに来て、かなり僕の周りに、県立大学とかこんな人口減の中でつくる必要なかるうもんというような声を結構いただくようになってきました。これはつまり、県立大学というものがよくやう県民の皆さんにも浸透し出したんだなというふうに受け止めているんですけども、こういう大切な時期だからこそ、あらゆる層に、ターゲットエージはもちろんですけれども、保護者さんや御高齢の皆様、先ほどから先生も県民理解が一番大事だということを言われていますので、そういった形での広報というのは非常に重要になってくると思っています。なので、この時期だからこそ、こういった広報を、ターゲットに向けて、また、年齢層別に向けて、業界に向けてというところでどう考えていらっしゃるのかというのを伺いしたいのが一点。

あとは教員の公募というところで、カリキュラムと採用のイメージというところで、やっぱり僕はこれから探究授業というのが物すごく大事だと思っている、ある局面、ちよつとうがった見方かもしれないんですけど、先生たちは、生徒たちを、例えば、就職する、大学に行く、そのために全力を尽くしてやってくださるわけなんですけれども、果たしてその子たちが本当にやりたいことを高校三年間で見つけ切れているのかというと、人生長いですから様々な課題があると思います。

その中で、特に探究授業とか課題解決型学習というところを考えたら、これからの高大連携、もつと言えば中学、高校、大学——小学校も含めてなんですよけれども、先生たちも当然、勉強していかねばいけない中で、県立大学の中に小・中・高の先生たちがちゃんと研修して、その感覚を身につけて現場に持ち帰ってもらうことは物すごく大事だと思っています。

採用とまでは言わないかもしれないんですけども、研修として一定期間、今の公立とか現場の学校の先生たちがちゃんと来てもらって、その感覚を養っ

てもらおうということは物すごく大事だと思うし、そういった連携の仕方、研修の仕方、あとは人材育成の仕方ということがとても大事ではないかと思っていますんですが、その点について伺いたいします。

○山口参考人Ⅱ貴重な御指摘ありがとうございます。

特に広報の点、実は今度、高校一年生になる世代が順調に進めばその一期生になるところで、いわゆる進路の決定というところがある意味、高校一年生から二年生に上がるところで、文系、理系を含めてという部分もあって、すごく意識しているところだと思いますので、まずは次年度の最初のところから高校生向けというところはすごく意識をしながら、一方で、いわゆる佐賀新聞の世論調査のときに、ここはいろいろと御指摘があるんですけど、四七%ぐらいが賛成で反対が多分二十数%ぐらいと。

いわゆる大学というふうに普通に聞くと、中高生、もしくは小学生を持っている親御さんは関心あるけど、自分のような年代になってくると大学というのは関係ないやというふうに思われるところもあると思うんです。いろんな意味で県全体を巻き込みながらというのと、県民の皆さんと一緒に成長していくということ考えたとき、また、この少子化の時代に何で大学ということのところで、将来的には皆さんが関わってもらって成長してもらうための大学なんだということ、そこを含めてそれぞれ伝えるべきことというのは異なると思うんですけど、県のほうと相談しながら、その広報についてはしっかりとやっていきたい。特に、繰り返しになりますけど、今度新しく高校に入る人たち向けにはしっかりとした形で、県全ての高校と連携しながら進められればなというふうに思います。

あと、高大接続といったときのイメージというのは、普通は生徒と大学生の接続みたいに思われるんですけど、今御指摘いただいたような先生を含めた形というのはすごく大切だと思っています。大学ができた後になるんですけど、

一つは、大学生が各高校に出向く、そこで一緒に探究の学習を、大学生は大学生の立場で、高校生は高校生の立場でということと連携をしながら、逆に県立大学の魅力も伝えながらみたいということのはもともと計画をしています。

一方で、先生方を大学のほうに来てもらってやるのか、学生とか大学の教員陣が高校に出向いてやるのかというところ、そこで先生を巻き込む形での高大連携というのはすごくやらないといけないと思いますし、場合によっては高大連携のセクション、特に県の何というんですかね、小学校、中学校、高校での教育経験を持たれている方に県立大学のいろんな運営に関わってもらおうということも、多分一つの方法としてあるんじゃないかと。

そのつなぎ役というのはすごく重要で、今、下田委員から御指摘があった、いわゆる教育レベルということ考えたときに、小・中・高の先生方の引き上げというか、レベルアップ、そこにも貢献できるような大学にしないといけないんだなというのは、今御指摘いただいてすごく思いましたので、検討していきたいというふうに思います。どうもありがとうございます。

○一ノ瀬委員長Ⅱほかに質問のある方はいらっしゃいますか。

○古川委員Ⅱ御説明ありがとうございます。

二点、二つの視点からちょっと。学生に身につけてほしい能力という部分でいうと、多様性の尊重、周囲との協働と言われますけれども、なかなか我々政治の世界でも総論賛成、各論反対なんていうのは当然いつも出てくる話で、ここを乗り越えるには物すごいパワーを求められるということを身にしてみているところなんですけれども、そういった中で、失敗を恐れずに実践をという文言がありますが、先生におかれてなのか、この大学としてなのか、失敗というものが何をどういった認識なのかということ、それによってこの文章がえらく意味が変わってくるので、その部分の認識を聞かせていただきたいというのが一点です。

もう一点は、教員公募のことにに関して、特にデータサイエンスであったり情報分野、また、AIという部分に関しては、教員の確保というところは物すごく厳しいということが今、世の中で言われています。私も、隣の県の県立大学の学長経験者が身近にいらっしゃるの、その方は副学長と学長を合わせて七年やられていましたけど、その間、何に苦労しましたかと聞くと、やっぱり教員の確保とまず言われる。

そういった中で、果たして公募というところでも手を挙げてくれるような教員数がいらっしゃるといふ感覚なのか。今みたいに一本釣りも含めた形の公募というのは分からなくもないんですが、そういった今の教員の供給状況というか、そういった部分の御認識、また、もう一つは教員のモチベーションの源泉、その部分をどう認識されているのか、この二つの視点から質問させていただきます。

○山口参考人Ⅱまず、一点目の失敗ということについてです。

逆に言う、成功というのは、基本的にはその時点で完全に成功ということはありませんので、それをより変えていくというところで、どの部分を失敗したのかということ、ここで言う失敗というふうに捉えてもらえればと思います。全然次のステップに進めないような大失敗というのは、例えば、県でいろんな形でプロジェクトを行っているときに、県立大学としてやってはいけないというふうには思っていますので、ですから、完全な成功に至らないという意味での失敗というふうに捉えていただければというふうに思います。

当然、こういうプロジェクトをやるときが一番大切なことというのは、振り返りをしながら、どういう点がもう少し改善できたのかとか、どういうコミュニケーションで誰がどういう役割を果たしたのか、果たせなかったのか、それはなぜなのかという振り返りをする。その振り返りが次の成功につながっていくので、今、人材教育も含めて、そのリフレクションのやり方であるとか方法論については、昔以上にすごく進んでいますので、そういうところを取

り入れながら、失敗、失敗、失敗というのを次の成功につなげるというところに生かしていけるように、一番は完全に成功できなくてもやめないうところを、そういうスピリットはきちつと植えつけていきたいなというふうに思います。

教員については、ちょっとデータサイエンス分野は、いきなり五年ぐらい、もうちょっと前ぐらいから、いわゆる日本の文科省からのいろんな指示で、いろんなところがデータサイエンス系の学部、学科を増やしていったということ、当然すごい人手不足になった。それはなぜかという、もともと、そういう系の大学院がすごく少なくて、データサイエンス学部が最初にできたのが滋賀大で、横浜市立ができ、その後いろいろと増えていって、その大学院を出て、いわゆる教育に携われる人が今増えつつあるというのと、もう一つ、実はデータサイエンス系のところで、ここでも前にお話ししたと思いますけど、一つはそういう人たちが育ってきているのとあわせて、いろんなところで今、人の入れ替わりというのが、任期つきの教員だったりということであって、この確保については、自分がそっち系の人間であるということもある中で、そこまで危惧していることはありません。

ただ、県立大学で、正直言うと、ほかの一般の大学とすごく教員の役割というか、やろうとしていることが違ってしますので、そこに共感してもらえるところがすごく大切なので、そういう部分としてのデータサイエンス系の専門の教員を集める。なおかつ、佐賀県立大学の理念を理解するということとあわせて、文科省のほうのいわゆる設置審の科目適合性も満たさないうけないという、その両方を満たせるような人を集めないといけないので、今いろんな形で公募の前の段階ですけど、県立大学がスタートしているということは、もうそのデータサイエンス系のところを探るということという、知れ渡っていますし、ちょうど先月なんですけど、佐賀大学で、高校、また実務家の人も

含めて、データサイエンス教育の在り方についてのシンポジウムがあつて、ここでもちょっと講演をさせてもらう機会があつて、そこでも何人かのデータサイエンス系のところからは、関心を持って、お声掛けがありましたので、そこは一定程度確保できるんじゃないか。

どちらかというと、経営系とかの科目適合をきちつと取れる人をどうやって集めてくるか、そっちのほうの人が人数が多いので、そちらのほうをしつかりとやらないといけないなというふうには思っています。

以上です。

○古川委員Ⅱありがとうございます。

私が言った失敗の感じの話ですけれども、私はもともと技術屋なので失敗ということではなくて、うまくいかなかった結果が得られただけというような認識ではあるんですが、ただ、社会適合性というか、その社会に対しての影響ということであれば、今みたいにくまにくまなかったことが失敗だという話ではなくて、要は自分たちが傷んでも、傷ついてもいいというか、損しても恐れるなという意味なのか、他人に迷惑かけて、他人を損させても前に進めという失敗という意味なのか、この辺りの要は深度、深さの部分がどの程度——どの程度ということはないんだろけれども、その辺りの認識をちょっと聞かせていただきたかった。そこは範囲でいいんですが、もう一点、教員のモチベーションの源泉、その部分は志ということなのか、報酬ということなのか、その辺りの認識を、今答弁なかったもので、確認です。

○山口参考人Ⅱ報酬については、高ければ高いほどいいと思いますけど、それこそ予算の範囲内ということでありまして、報酬についてのところは、通常のいわゆる公立大学のところになります。

モチベーションは何かというと、我々教員として仕事をしている中でいうと、やっぱり若い人たちと接する、その人たちが旅立っていく、成長して旅立つと

いうところが一番のモチベーションです。それは大学に関わる教員だけじゃなくて、そこを支える人たちも同様だと思っていますので、いわゆる入ってきた人たちが成長して飛び立ってくれる、そこが一番の源泉、モチベーションになると思いますので、そこをちゃんと一人一人が担っているという認識を持てるというところがすごく大切だと思っています。そういう認識を持てるような、いわゆる運営というか、そこをやっていかないといけないというふうに思っています。

○一ノ瀬委員長Ⅱほかに質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○猪村委員Ⅱ先生ありがとうございます。先生の本気度が伝わってきたというふうに、熱量が伝わってまいりました。

私からは、二点になるかと思います。

選ばれる大学であるために、先ほどからも質問が出ておりましたけれども、県民から応援してもらえる大学、県内の子供たちにどう選んでももらえるのか、そして、全国の大学の中で選ばれる大学になるためには、先ほど来質問にも出ておりましたが、やはり教授陣の充実、それは教授陣が弱いと認可も難しいというようなお話も聞くところでもございます。

クロスアポイントメント制度とかを使って、二つ以上を兼務されたり、例えば、先生が立教大学から連れてきていただく、そしていろんなところから重複して勤めてくださる、そういった有名な方とか充実した教授陣を集めるのは大変必要かというふうに思っています。それは県民の理解にもつながっていくところだろうと私は感じるところでもございます。

そういったところを私のほうからも改めて質問させていただきたいのと、先ほど中村委員の質問で、私の認識というか、学びがないところでもあるかもしれないけれども、入学者選抜のところの学校推薦型選抜、総合型選抜、それから一般選抜と、これが順番で、どこもあると思うんですが、これがかつちり

法律とかで何か決まっているものなのか、例えば、一般入試を先に持つてきて、一割、二割を先に一般入試で選抜して、そして、それから学校選抜、総合選抜、そういう順番でもオーケーなのか、何かこの順番に少し違和感が私の中であったものですから、そこをお聞かせいただきたいのと、やはり高大連携も出ておりましたけれども、令和十年に高校の入試制も変わります。ランドデザインとして、国も二〇四〇年問題ですね、少子・高齢化、それから生産年齢人口の減少、地方の過疎化、そういったものも捉えながら高校も変革をされていかれます。佐賀県も普通高校の改編をして、教育振興課が頑張ってくださいっています。

そういったところで、やっぱり高大連携、それから小・中・高の連携、そういったところも私は大変大事だと思っておりますので、そこも改めてお話を聞かせていただければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。三点になりました。

○山口参考人Ⅱまず、選ばれる大学になるための教員陣というところはすごく意識をしています。

ただ、自主的にきちっと関わってくれる教員というのもすごく大切だと思っております。一割の名前としてということと、どのくらいちゃんと関わってもらえるかというところのバランスを踏まえながら、また、設置認可を通さないとけないというところもありますので、そのバランスを取りながらそろえていきたいというふうに思っています。

入試に関してなんですけれども、実は一般入試は、時期的にこの時期より先に行うてはいけないということが文科省のほうから定めがありまして、今、一般入試に近い形のことを年内入試ということで、少しそこで学力を見るというようなことをもとと関西のほうの大学で行っていて、東洋大が二年前からやっているんな物議を醸し出しています。今御質問いただいたような内容のことを

計画してやって、法すれすれみたいなどころなんですよ。

これはただ、文科省の定めなので、いつどの時点で変わっていくかということとは分かりませんので、今、御指摘いただいたようなことは検討の中にはありますので、実際に国が、いわゆる入試をどうやってやっていいかということを公表していきますけど、今、一種年内入試、年内の、いわゆる学力入試というのが一つキーワードとして上がっていきまして、それがもしかすると浸透するかもしれないんですけど、しっかりと二月まで高校側としては勉強させたいといったときの青田刈りみたいなところと、特に学力をはかるといったときのペーパーテストを前にやるということは、高校によってすごく進度が違いますので、中高一貫とかだったら結構早めに終わるんですけど、そうでないところは三年生の、いわゆる一月、二月までしっかりと授業をやっているところもあつたりしますので、その辺についてのところがまだ学力試験を前倒しでいいかというところの課題になっているかと思います。

あと、高校の再編等のところについては、今、特に無償化の話もあつて、佐賀県はそこまででもないのかもしれませんが、関東のほうとかでは、すごく公立学校の定員割れというのが深刻な状況になっています。

一方、大学は、一回だけじゃなくて、二回、三回というふうに使ってもらえれば、数という問題はあんまりないかもしれません。高校というのはあんまり二回目、三回目はなかなか考えにくいので、多分、再編はもうやむを得ないのかなというふうに思いますけど、どういう状況が今後起こっていくかということとはちゃんと注視しながら、高大連携で、特に高校からこうしていこうみたいなところをはしっかりと確認をして進めていきたいというふうに思っています。

○一ノ瀬委員長Ⅱ 暫時休憩します。副委員長と交代いたしますので、そのまましばらくお待ちください。

午後零時五分 休憩

午後零時六分 開議

○猪村副委員長Ⅱ委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、フリー形式の質疑を行います。

質問のある委員は挙手をお願い申し上げます。

○一ノ瀬委員Ⅱでは、お時間が迫っている中、大変申し訳ございません。めったにない機会ですので、聞かせていただきたいと思っております。今日は御説明本当にありがとうございます。

今日は佐賀の「知の総和」を底上げするというようなお話、最後ありまして、わくわくする思いもいたしました。そして、中ではやっぱり入るときから出るときまでにいかに学生を成長させるかが大事というようなお話もございました。その中で、採用の教員の人数配分という説明、詳しくございまして、哲学や倫理のほうなども重視するということこれまでのスキル人材というのはまた違った育成の仕方なんだなということも見えてきたように思っております。

その中で、ここをこのカリキュラムを経てどんな人材が育つかというところを、県民の皆様、本当に詳しくお知りになりたいというふうに思っています。いまして、例えば、最近、訪問介護ステーションの方とお話をすると、看護師としての専門的な技術は非常に高くても、結局、経営や組織マネジメントの力が十分でないために事業所の運営が難しくなって廃業に至るケースがあるというふうなことをおっしゃっていました。

また、行政の皆さんとお話をしても、プレーヤーとしては優秀でも、マネジメントを任されたときに部下をうまく支えきれずに組織としての力を十分発揮できないというようなお話を耳にしたところでです。

このように、官民を問わず、専門性に加えて経営とかマネジメントの力が求められる場面が非常に多いのかなと思っておりますが、今日はデータサイエンスやAIに関する科目の教員は少し抑えめであるとか、そこはほかとの連携も

あるということですが、あるいは実践の科目の教員は三名程度、経営の教員はもう十五名程度で分厚くというような、この配分からして、どのような人材が育って、その人材が、あるいは官民、行政ですとか民間の企業に入ったときにどのような役目を果たすのかというところを具体的に少し分かりやすくお話しいただければなというふうに思っております。質問は一個です。よろしくお願いいたします。

○山口参考人Ⅱ御質問ありがとうございます。

実は協働できるということをすごく意識しているのは、現場の方々、例えば、マネジメントスキルを必要とされている方々と一緒になって仕事ができるということ。一番は、それぞれ今フィールドを用意する、例えば、スポーツビジネスであるとなったら、その分野についての専門性と一般的なマネジメントスキルを身につけて、その分野で活躍できる。プロジェクトを実施していく中で、例えば、それこそケアの現場でのプロジェクトをやっていく中で、一定程度ケアの専門家の方々と一緒にやることによってそのマネジメントをどうすればいいかということ、そこで貢献できる。一方で、これは順番がどっちが先になるか分かりませんが、それぞれの専門スキルを身につけるということ自体も、もしかすると、県立大学を出た後に、もしくは県立大学に入る前に必要になるということは当然あると思います。

一応、大学のカリキュラムとしては四年間でそういう現場をきちつと理解した上でマネジメントができる人材を育てる。特にこれから先のAI時代ということなので、現場をきちつと理解して、一種、人としての感性で、そこで何が課題になっているかをきちつと把握できるようにということ、そのために必要なスキルとして、現場の人たちとちゃんとしたコミュニケーションができ、何を困っているという改善ができるかということ、そこをいろんなアカデミックな知見、もしくはAIの力を借りながら、課題解決に向けた一種の仮説

の提示ができるかどうかというところ、そこは少なくとも身につけてほしいというふうに思っています。

一方で、ちょっとこれは開学してしばらくたってからじゃないとなかなか難しいと思うんですけど、今、一ノ瀬委員がおっしゃったケアの現場の専門家の方々が、県立大学に来てマネジメント部分について学ぶという可能性も県立大学があることによってできるのではないかと。それを四年間というスパンだと長過ぎるので、もう少し短い期間で身につけられるようなプログラムというのを、県立大学が一定程度進んできた中ではできるようにする。それが一種の、県内で言うと、農業に携わる人、林業、漁業に携わる人たちのマネジメントスキルを上げていくところにも貢献できるのではないかというふうに思っています、今までこういう県立大学がなかったことによってその部分のところにアクセスするという可能性がなかったんですけど、そこは県立大学、一般のカリキュラムをつくることとあわせてしっかりと準備をしていきたいというふうに思っています。

○猪村副委員長Ⅱ暫時休憩いたします。委員長と交代いたしますので、そのまましばらくお待ちください。

午後零時十二分 休憩

午後零時十三分 開議

○一ノ瀬委員長Ⅱ委員会を再開します。

休憩前に引き続きフリー形式の質疑を行います。質問のある委員は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○一ノ瀬委員長Ⅱ以上で、山口参考人に対する質疑を終了いたします。

山口参考人には、御多忙中、長時間にわたり貴重な御意見を述べていただきまして誠にありがとうございました。参考人は御退席されて結構です。

〔参考人退場〕

○一ノ瀬委員長Ⅱ以上をもちまして、本日予定していた参考人からの意見聴取を終了しました。

本日の委員会において参考人から述べられました意見につきましては、今後の委員会審議に十分反映させたいと存じます。

暫時休憩します。十三時十五分をめぐに委員会を再開します。お疲れさまでした。

午後零時十四分 休憩

午後一時十五分 開議

○一ノ瀬委員長Ⅱ委員会を再開します。

これより県執行部に対する質疑に入ります。

本日の質疑は、理事会での申し合わせにより、午前中の参考人招致の内容を踏まえた事項及び執行部に事前に通告された事項についてフリー形式で質疑を行います。

質問のある方の挙手をお願いし、こちらから指名の後、指名された方は自席から質問してください。

なお、質疑の時間はおおむね二十分を予定しております。多くの方が質問していただけるよう、質問される方は簡潔明瞭にお願いいたします。

それでは、質問のある委員は挙手をお願いいたします。

○土井委員Ⅱ土井です。早速質問します。

先ほど午前中、山口学長予定者の大変熱量のあるお話をお聞きしました。その中でも出ていましたけれども、すばらしい考えをいかに県民の皆様にご理解していただくということが一つ大きなポイントで、その熱量をどういうふうに伝えていくということが必要ではないかというふうに思います。

今度の県立大学マネジメントとDXの理文融合型と言われていましたけれども、マネジメントはピーター・ドラッカーに言わせれば、顧客の創造であるところ。ある読み方をすれば、私も半世紀前に読んだので、違うかもしれませんが、ある読み方をすれば存続、維持、発展のためにマネジメントをやるんだという話もありますけれども、いずれにせよ、それを理解しているファンをたくさん増やすんだということが一番大事なことはないかと思いますが、その辺の今後の対応についてどのようにお考えなのか伺います。

○中島政策企画監Ⅱありがとうございます。午前中の参考人の質疑を拝見させていただいて、山口先生、本当に熱量のある方で、語り口も含めて非常に分か

りやすく伝えることができ、実際受けることもできる方だなと思ったところです。

午前中の質疑でもありましたとおり、広報、あるいは県民の皆さんへの周知はやっていかなきゃいけないと思っております。ターゲットが高校一年生というところで、そこに力を入れるというのはありますけれども、その周囲の方々、学校現場もそうですが、県立大学に興味のある方ない方いらっしゃると思いますので、それぞれやっていくんだと思います。

具体的なものも、このたびカリキュラムだとかもお示しいたしましたけれども、というのは固まってまいりましたので、なかなか全く固まっていないところでは説明しにくいところもありますけど、そういった材料もございしますので、例えば、午前中は入試の話とかがありましたけれども、時期が近づいてくると話せるものもありますし、やり方というのはどんどんあると思います。

今、山口先生のお話を差し上げましたけれども、山口先生の露出といいますか、いろいろな出番というか、そういうのをつくってまいりたいというふうに思っております。例えば、教育現場との意見交換とか、あるいは産業界との意見交換——意見交換というか、こちら側が考えているのはこういうことだということをお伝えするということでも活躍いただければと思っています。

やり方はいろいろあるかと思いますが、申し上げましたように、開学時期が近づいてきたところでお示しできる内容も詰まっておりますので、そういったことをお伝えしていくということで考えております。

以上です。

○土井委員Ⅱありがとうございます。

さっき言いましたように、顧客の創造でありますので、高校生だけでなく、今言われたように、周り県民の皆さん広く御理解をいただいて、皆さんが期待感を持たれる大学、いわゆる知の拠点になるんだなというような、今まで

の大学とは違うよという、観念と違うよというところを強調していかなきゃいけないと思いますので、ぜひそこを強調してやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○中島政策企画監Ⅱそのとおりでございます。学生だけが恩恵を受けるというものではございませんし、大学があることで地域が得るものもいっぱいあります。それを伝えていく、申し上げましたように、詰まってくるものも増えてまいりますので、そこを意識しながら、伝え方、あるいは伝える時期だとも検討を進めてまいります。

以上です。

○土井委員Ⅱよろしく願います。

せっかくマネジメントをうたっているんですから、マーケティングの手法とか様々なツールがあると思いますので、そういったことをしっかりと使って、ぜひ専門家の力も得てやっていただきたいと思います。

以上です。

○一ノ瀬委員長Ⅱほかに質問のある方は挙手をお願いいたします。

○猪村委員Ⅱ皆さんお疲れさまでございます。

何点かお尋ねをさせていただきます。

先ほど学長予定者、山口リーダーから開学して、それから学生に聞きながらキャンパスを変えていきたいとか、そういう話もあったかというふうに思っております。

当初では年間の運営費、例えば、年間十六億円程度かかる中で約二億円程度が県費の持ち出しではないかというふうなことをおっしゃっていたというふうに思いますが、先ほどの学長のお話を聞きますと、例えば、今学食がないというようなことを十一月議会でも私も質問させていただきましたが、今のところ考えていないというところでありました。学生がそういう提案をしてきた場

合、予算をどうするのか、受け入れるところ受け入れられないところあると思うんですけども、学長のそういう御発言の受け止めを一点お伺いをしたいというふうに思っております。

それからもう一点目は、設計の中に改めて売店を考えていきたいというふうな総務常任委員会、今議会の常任委員会であったかというふうに思います。設計変更、そういったものがあるというふうに思っておりますが、その設計変更はいつ頃出されるのか、また予算変更があるのか、そこもお尋ねをさせていただきます。

それから、最後ですが、この際、今年度最後の特別委員会でございますので、改めて確認の意味でも質問させていただきたいのは、専門学校と短大のことであります。

まず、県内の専門学校数と在籍数、及び県の支援室の現在の取組状況と今後について教えてください。

それから、県内短大の現存する学部と学生数、及び外国籍の生徒の割合、それから短大運営の厳しさを私は推察しているところでもございますが、関係者の生の声、そういった短大が抱える課題など把握しておられましたら、あわせてお尋ねをしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○中島政策企画監Ⅱまず、県立大学の分についてお答えいたします。

学生の意見も聞きながらというところで学長もおっしゃって、そのやり取りのくだりは、学生はお客さんではないと、一緒につくっていくんだというところだったと思います。その意味で、つくっていく一要素といえますか、一要因に学生もなるわけですけども、そういった意見を必ず聞いてまいります。

これは解決するためにどうするかというところは、これはハードの分だったり、ソフトの分だったりいろいろあるかと思いますが、どうしていくかというところを話していくんだと思います。ソフトにしろ、ハードにしてもお金が

必要だということであれば、そういったことにもなるでしょうし、そうでなくて、こういう解決ができるかというのが世の中いっぱいあるかと思えますので、そういった工夫というか、経験をずっと積んでいくのかなというふうに思っております。学生の意見というのは聞いていくということで考えております。

売店につきましては、総務常任委員会のほうでもお尋ねがございました。そういう実際の使い方、学生の要求、要望とか、あるいは周辺、店舗の供給状況とかというのを見ながら、売店が設置できるスペースもできないかということとで検討しているところでございます。これは検討を引き続きやっておりますので、こういったところにできるのか、あるいは、今新たにこさえるじゃなくて、どこかを違う使い方していたものを変えるところにもよるかと思えます。まだ今検討の状況ですので、そこに新たな費用が発生するかどうかというところは、まだその手前の段階だというふうに御認識いただければと思います。

以上です。

○徳安私立中高・専修学校支援室長Ⅱ私のほうから、県内の専門学校の状況について御説明させていただきます。

県内に何校あるのかといったところがありましたけれども、県内の私立の専門学校は現在二十校ございます。学校の種類も、例えば、自動車整備とか、あと、空港でのグランドハンドリングなどを行いますエアポートサービス、調理、理容・美容、コンピューター、看護、医療事務、理学療法など、職業人材の育成に関わる多岐の分野にわたっております。

生徒数は令和七年五月一日現在で合計約二千五百人というふうになっております。

どのような支援を行っているかということにつきましては、県では山口県政に入ってから平成三十年度に、私立の中学校、高等学校、専門学校などを担当する

専門の室を設けまして、私立学校を大切に思い、学校関係者の声を丁寧に拾いながら支援を拡充してきております。先日、三月九日も山口知事自ら専門学校の卒業式に参加をされている状況でございます。

私立専門学校への支援としては大きく二つございまして、一つ目は、学校の教育活動に必要な経費を支援する運営費補助、生徒数に応じた一般補助に加えて令和元年度からは各校の教育内容の向上に向けた取組への支援として各種の加算を設けております。令和七年度当初予算ベースで学校法人立の専門学校に対し総額約四千五百万円を補助しているところでございます。

二つ目でございますが、学校の認知度向上のための情報発信、各学校の声を聞きまして専門学校進学者の県外流出というのが課題になっておりましたので、令和元年度から県内高校での説明会の開催、大規模な会場を借りた開業説明会の開催、広報物の作成などを支援しております。令和七年度当初予算ベースで実施主体である佐賀県専修学校各種学校連合会に対して約一千万円の補助をしているところでございます。

今後どのように支援をしていくかというところですけれども、私立の専門学校は地元根差して佐賀県の職業人材の育成に大きく貢献をいただいているところでございます。各学校が期待される役割を十分に果たせるよう、これからの様々な学校現場に赴きまして関係者の声に耳を傾け、必要とされる支援に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○一ノ瀬委員長Ⅱ短大についても。

○久保政策企画監Ⅱでは私のほうからは、県内の短期大学の状況について御説明さしあげます。

県内には現在、短大は三校ございます。佐賀女子短期大学、西九州大学短期学部、九州龍谷短期大学、このうち九州龍谷短期大学は令和七年度より新入生

の募集を停止されているところです。

続きまして、各校の学科名と在籍している在学生数、そのうちの留学生数をお答えいたします。

まず、佐賀女子短期大学は、こども未来学科と地域みらい学科の二学科がございまして、保育士などを養成することも未来学科が在学生数百十八人、こちらに留学生はおられません。地域みらい学科は二百十一人、こちらの留学生数は百二十一人でございます。

続きまして、西九州大学短期大学部は、幼児保育学科が在学生数百十二人、うち留学生数はお二人、地域生活支援学科は在学生数二百二十三人、このうち留学生数は八十一名となっております。

最後に、九州龍谷大学短期大学でございますが、人間コミュニティ学科がただいま三十七名在籍しておられまして、うち留学生数は三名でございます。保育学科はただいま二十九名在籍していらつしやいまして、こちらに留学生の方はおられません。

そして最後に、短大が抱える課題というところをお尋ねいただきました。

県では令和五年度から、県内の大学・短大の学長と知事が一堂に会し、意見交換を行う「UC5+」を行っており、その中で短大の課題もお聞きしているところです。

短大からは、四年制大学志向が強くなっており、短大が選ばれなくなっているのですとか、保育士について大変な仕事の割に賃金が安いというイメージが広がっており、保育士を目指す高校生が激減しているといった声ですとか、佐賀女子短期大学では二年間で小学校の教員二種免許が取れるのですが、こうした利点が知られていないといった声をお聞きしているところです。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱありがとうございます。るる御説明いただき、私といたしました

ても改めて認識を深めたところでもございます。ありがとうございます。

県立大学のことについて一点確認です。大学生が学びを深めるために提案をするといった、例えば、学食のことはハード面なんだろうけれども、その課題解決のためにいろんな議論をする上でのこともあるかもしれませんが、年間十六億円の予算がかかって、そのうちの二億円が県費の持ち出しというような概算があったかというふうに思いますが、そこは間違いではなかったですかね。その確認を一点させてください。

それから、そういった学生の提案も学びの一つの材料として担当課としては受け止められるということで私の認識はよかったですでしょうか。

その二点の確認です。

○中島政策企画監Ⅱまず、運営費につきましては、一般質問でもやり取りがっておりますが、歳出はそのほとんどが教職員の人件費、あるいは研究費が占めることとなります。歳入のほうも授業料とか入学金とかということで構成されます。この運営費につきましては、歳入歳出ともにそういった要因によります変動要素が多いと考えております。人件費とか研究費、昨今上がってもおりますし、授業料や入学金というののほかの大学の値上げの動きなどもございます。

というところも見ながらということでございますので、歳出のコスト意識としてまいりますけれども、ただ抑えればいいということでもございませんし、大学の本来の機能を果たすためにどういったことをやるのかというところで運営費が決まってくるというふうに考えているところでございます。

それからもう一点、学生側の提案が学びかというところでございますが、学びかどうかというカリキュラム上に該当するのかというところではなくて、そういった物事を解決するということに、しかるべきところに、それはもう大学当局なのかもしれませんし、関係する民間企業さんなのかもしれません

し、そういったことに対して提案をしていく、話をしていくところの素養は身につけていきたいというふうに思っております。だから、それをやったから単位になるとかならないとかは別の話というふうなところだと思っております。

以上です。

○一ノ瀬委員長Ⅱほかに質問のある方はいらっしゃいますか。

○中村委員Ⅱすみません。時間があるので手を挙げましたけれども、せっかく教育委員会がいらっしゃるので、お尋ねしたいと思うんですが、先ほど午前中も入学者選抜について伺いをしました。学校推薦型が四〇％から五〇％というところでかなりの割合を占めるわけですが、学校推薦型の考えられる弊害として、入試の公平性への疑問というのがあるんじゃないかなと思います。学校の評定を基に推薦をするということですので、学校ごとに、また、先生ごとにその評定の仕方が違ってくると思いますし、例えば、進学校だったり、そうじゃない学校だったりで、それぞれの学校に決まった数の推薦枠を設けるのは平等かもしれないけれども、公平じゃないかもしれないというところもあると思うんですが、それに対する考え方を今現在、答弁できる範囲で御答弁できればと思います。

○山口学校教育課長Ⅱ先ほど学校推薦のほうが四〇％から五〇％ということで、公平性につきましては、それぞれ学校、高校のほうで決められた自分たちの学びの評価基準がございます。それに対してどの学校でも評価をしております。それで受験をするわけですが、当然その推薦入試等については、例えば、調査書の評価だけではないところも面接等で実際に判断されると思っておりますので、そこは入試の中で判断されるべきものだと思っております。

以上でございます。

○中村委員Ⅱ申し上げたのは、ここに書いてありますけれども、各校二名まで、

商業系は三名まで可能ということを書いてございますけれども、例えば、この学校には五人ほど同じぐらい有資格の学生がいるけれどもとかという濃淡があると思うんですよ。なので、本来は全体を集めてその中という、各校に割り振るのが実際公平なのかというところが出てくると思うんです。そこについてお尋ねをしているんですが、現時点での考え方をもう一度伺います。

○山口学校教育課長Ⅱ例えば、商業系のところが三名というところよろしいでしょうか。そこも含めてですかね。全体です。

全体での割り振りの考え方というのは、そこは私たちがというよりも、県立大学のほうで今構想を立てておられますので、そちらの考え方に基づいて学びに合致するということで、そういう定員枠になっていると私たちは考えております。

以上でございます。

○中村委員Ⅱでは、別の質問をさせていただきますが、もう一つが、学校推薦型だと高三の秋頃に進路が決まると。そこから先の学びというのがこれまでも指摘をされてきたけれども、いわゆる二月の受験をすることの差ができるんじゃないかというような指摘もある中で、そういった子に対するケアというか、授業をやっていくのかというのを、現時点で何かお考えがあれば。

○山口学校教育課長Ⅱ例えば、高三の秋頃に決まった場合ということですが、でも、まず推薦入試、また、総合型選抜等についても、学校でその前からずっと指導しております。そして、その生徒たちが今後大学に進学して、そして、学んで仕事に就くというところまで考えて指導しております。そういった中で、例えば、生徒が早めに合格が決まったということでありましたら、合格した後のことまで考えて進路指導をしております。合格したら、じゃ、次は大学に入ってからに向けて、今この力がまだ不足しているからこれを頑張ろうねというようなことを指導しております。生徒たちのほうもそれが分かってくれ

て、後で自分で主体的にさらに動くようになっていくという現実がございます。以上でございます。

○中村委員Ⅱありがとうございます。

先ほど自分のところじゃないとおっしゃったので、今度は政策部のほうにお尋ねをしますけれども、学校ごとにレベルが違うというか、そこをどう考えるのかというところ、生徒生徒でこの学校のこのレベルの子は入れるのに、違う学校のこのレベルでも二人の枠とか三人の枠に入らずに県立大学に行けないということが当然起こってくると思うんですね。そういったところの公平性の確保というのをどう考えるのかというのが一点。

あと全く逆な話で、先ほど学長予定者は入ってきた人間は誰でも入れたい気持ちがあるんだというようなことをおっしゃいましたが、逆に入ってきた人がいっぱいいて、このレベル以下は入れませんよと、定員に満たなくてもというようなラインというのは設けるつもりがあるのか、現時点ではそういう考えはないのか、そこも含めてお伺いしていいですか。

○中島政策企画監Ⅱまず、学校推薦型の数の話ですけども、各県内の高校にレベルがあるとかないとかという話では多分なくて、どの高校生も学びを一生懸命していますし、探究しようという意識というのはみんな持っておかなければいけないし、そうなっていると思います。そこは、今、商業系のほうは経営というところがありますので、そこは一人多めにしていますけれども、そういったところで全ての高校、同じような数で配分をしているということなんです。

そのほか、学びたいという学生がいたときにどうするかというところがあるかと思いますが。推薦も指定校みたいのに二名から三名というところもありますし、それと別に県内枠じゃない一般枠というのも設けておりますので、そういった学生数、うちは五人いるよということであれば、そこに入らなかった二名なり三名は一般枠のほうで申し込んでいただければいいというふうに思っております。

ますし、そこは年によってというか、変わってくるものかなというふうに思っております。

もう一つの、全員入りたいと学長はおっしゃいましたけれども、それは仮定の話でございますので、それに対してお答え等は持ち合わせておりません。

以上です。

○中村委員Ⅱレベルという言葉の使い方が適切じゃなかったのかもしれませんが、現実問題として、A学校にいれば自分は推薦の枠に入れたかもしれないけれども、B学校だったから入れなかったというような、そういう事例というのが出てくると思うんですよ。実際入ってきたときに能力の差だったり、学力の差だったりというのも結構あったり、熱量は変わらないかもしれないけれども、そういったことがあるので、各学校から上がってきた全部を集めて、そこから何人とするほうがより公平性があるのかなというのが一つの考え方だと思うので、それを申し上げたのが一点。

それについてどう思うかというのが一点と、先ほど学長が全員とおっしゃったのはあれであって、逆に推薦とかでも、各学校に割り振った推薦枠があったとしても、自分たちが望むレベルに達していない子がいたら落とすのかということを開きたいんです。この二点。

○中島政策企画監Ⅱまず、望むレベルでなかったらというところでございますけど、推薦ですので、当然、学校での頑張りというところは評点として何点以上というのを多分つくるんでしょう。そこは学校での評価というのを見ますし、あと説明もございましたけれども、全て面接をいたしますので、そこでの熱量というのをはかるところでございます。どのレベルというか、これは大学入学者選抜実施要項にもありますけど、総合的に評価をしていくというところでございますので、一定のというか、全く熱量がない子はやっぱり無理だと思えますし、そういったところで自然と線というのはあるかと思えます。学校が

推薦してきたからといって全てではないと思います。

ただ、もちろん学校側にはこういった学生がうちは欲しいんですというのとはちゃんとアナウンスしますし、それに見合う熱量のある子供たちを推薦いただければというふうに思っております。そうするように我々も大学側も働きかけていくことになるかと思っています。

○藤木委員Ⅱそれでは、私も先ほどの時間は一時間というようなことでもございましたので、関連で聞いて、それ以外を聞く時間はさすがになかったのですが、そのときに単純に聞きたかったことを幾つか聞かせていただきたいんですが、まず一つ、佐賀県に貢献できるPBLという発言があつておりました。佐賀県に貢献できるPBL、また、大学生ではない方も含めて貢献できるPBLというような話があつておりましたけれども、そのPBLとは何か。佐賀県に貢献できるPBLとはどういったものをイメージすればいいのかということについて、学生以外の人も含めてということなんだから、そのことについてお伺いします。

○中島政策企画監Ⅱ山口先生の御発言でございましたので、こういうお考えかなというところではございますけれども、プロジェクトベースドラーニング、プロジェクト型の学習でございます。何かのプロジェクトということでございますので、学生同士が組んでというのもありますし、プロジェクトメンバーの中に入ったり、あるいは外の関係者として民間の方だとか、大学の外の県民の皆さん、企業の皆さんと絡んでいくということがございます。

そういった意味で、実際、学生同士が学び合うというところでは、学生が学んでいくためのステップであるところのPBLというところで、学外の方にもというところでは、申し上げたように、関わっていただく方というのが学内だけじゃない、外と絡ませないとやっぱりそれは実学といえますか、実践ではないとも思いますので、そういった意味で先生はおっしゃったんじゃないかなと

いうふうに思います。

以上です。

○藤木委員Ⅱそこはそうなんですけど、佐賀県にというふうに言われたので、佐賀県庁にということなのか、広く広義の佐賀県なのか。佐賀県に貢献できるというふうに言われたので、それがどういうことなのかイメージができないので、そういったことについてお伺いしておたわけです。

○中島政策企画監Ⅱそれはもちろん佐賀県という地域のためということで、我々県庁ももちろん佐賀県のためにやっておりますけれども、佐賀県のためと、佐賀県に貢献するということでおっしゃったんだと思います。

以上です。

○藤木委員Ⅱそこで、知事は今回の一般質問の答弁の中でも、シンクタンク機能を持つというようなことを言っておられたわけですね。だから、県立大学なる大学がどの程度の大学になるのか全く想定はできないんだけど、とにかく佐賀県庁、あなたたちの世界ですよ。それを超えて、そのシンクタンクだから、それは貢献できるという、その連動しているものなんだろうと私は勝手に誤解をしてそういう質問を先にしたんだけど、シンクタンク機能を持つということは佐賀県にどのような働きをするのかと。

県立大学があつて、佐賀県庁が諮問します。佐賀県立大学が何かこう、シンクタンク機能としての効果を發揮して、それで佐賀県議会も佐賀県民も、みんながああなるほど、さすが佐賀県立大学というような話に、そういったストーリーとしてシンクタンク機能ということを知事は言われているんだろうと思うが、それはどのような働きをすることなのかということを示明できれば伝えてください。

○日野政策総括監Ⅱちょっと二つお答えしたいと思います。

まず、PBLで学生が出ることによって得られる効果と、知の拠点としての

シンクタンク機能によって得られる効果というのはちょっと分けたほうがいいと思います。その上で、知の拠点として得られるシンクタンク機能というのは、これはまさに誰がやるかというところ、そこに、大学にいる研究者、教授であるとか、そういった方のお力になるわけです。

今、佐賀県の中に大学が二つあるわけです。これは前から申し上げているので、御案内のとおりですけど、例えば、同じ人口規模の山梨県とか福井県ですと、県内に大学が七つ、八つあったりするわけですね。そうすると、それだけバラエティーに富んだ大学の学部・学科があつて、教授の専門性も非常に幅広いわけなんです。いろんな専門分野を持った研究者もいるし、あるいは同じ経営というものを専門にしても、それぞれ例えば、民間企業で製造業相手の経営を得意とする方もいらっしゃる、例えば、一般的なマーケティングを得意とする経営学者、本当に多分いろんなバラエティーに富んだ方々がいらっしゃるんだらうと思います。

シンクタンクというのは、これも多分、前回か藤木委員に僕はお答えした感じがするんですけども、どういう機能かというところ、そういう大学の教授個人が持っている専門性を生かして、時にはレポートを発表して、それを企業が買って、企業が今後の経営戦略とか自社のいろんなことに生かすということもあるでしょうし、自分の会社が新しい商品、新しいサービス、新しい事業展開をしたいときに、どういう方向性にしたほうがいいのか。お一人お一人の企業経営者は、恐らく自分で会社を経営されたりとかしているわけで、そういう経験値はあるんでしょうけれども、例えば、大きな世界経済の流れ、ここからどう行くだとか、いろんなITの技術の進歩は五年後、十年後、本当にどうなるんだらうかと。こういったことを、じゃ、日々の経済活動や日々の生活の中からぴっと得られるかというと、それはちょっと違うんだと思うんですね。そういった自分の生活感覚からは得られないような、まさに学問的な知見、こ

ういったものを日々自分のものにしながら、自分がやっていく経済活動であるとか、会社の経営だとか、そういったことに生かすというのが恐らくシンクタンク機能というふうなものの一番大きなところなんだらうと思います。

こういったことが、先ほど言いましたように、佐賀県というのは大学の数が少なかったもので、研究者の数がおのずから県内に少ないわけなんです。そうすると、おのずから各企業からや地域からしてみれば、その人たちと接する機会が少なくなる。いろんな人と触れ合えなくなる。ここが他県と佐賀県の一つの大きな違いなんだらうと思いますので、私も県立大学が開学して、そこに研究者が当然おりますので、研究者の方には大学の中に籠もつてということではなくて、学生の教育という点でも頑張っていたいただきたいですけども、そういう地域のシンクタンクとして、地域の企業とか現場で頑張っている皆さん方にサジェスチョンなり、新しい気づきを得られるような、そういった役割を果たしていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○藤木委員Ⅱ その点は私も誤解しておったので、よく分かりました。佐賀県庁にとつてのシンクタンクである一方で、佐賀県庁が志向する民間経済の振興、発展に資するために、民間側が民間側の企業活動、またそれ以外のことでもうなんだろうと思うけれども、それは県立大学を利用して地域経済を發展させていくためのシンクタンクとして機能させていきたいということだということです。それはよく分かった。

次に、もう一つ私が気になっているのは、定員が二百人から三百人と。最高でも二百億円と。二億円だとかと、数字が幾つか出てくるんだけれども、この二百人から三百人というのは随分アバウトにずっと続いている議論なんだけれども、なぜ二百人から三百人と、何というのかな、これは設計が実施設計の段階まで来て、教室の数、椅子の数、机の数、そういったことについて決

めていかなきゃならないタイミングにある中に、二百人から二百五十人というのはともかくとしても、二百人から三百人、えらいアバウトじゃないかと。

そこで、何ゆえに定員の数が決まらないのかということについてお伺いしたいと思います。

○中島政策企画監Ⅱ定員の数でございます。

まず、二百人から三百人というところでございますが、これも前も答弁差し上げたところでございますけれども、新しくつくるときは学部でいきなり千人とかいうのはやっぱりありませんし、そういったところを見ながらでございます。ただ、今、実際、このカリキュラムですとか、あるいは授業の形態とかというのも決めてまいります。そうすると、大体何人ぐらいずつ割ってPBLをやるのかというところが今まさに議論をしておりますので、そこは間もなくといいますか、今、議論をしておりますけれども、早期に決めていかなくちゃいけないかなと思っています。何によるかというところで質問ありましたけれども、それは授業の形態だとかということによるかと思っています。

以上です。

○藤木委員Ⅱそしたら、間もなくということについて少し詰めさせていただくんですけども、二百人なのか、三百人なのかということについて、二百二十人なのか、何人でもいいんだけれども、その数が決まる日程というか、スケジュール感。それは何月何日ということではなかったとしても、六月定例県議会ぐらゐまでにはある程度の定員数ということについては明示することができるか、できないのかということについてお伺いします。

○中島政策企画監Ⅱ間もなくというのがちよつとすみません、時期が分からないぐらいの言葉でしたので、あれですけれども、もちろん認可申請のタイミングには出さなきゃいけない話ですし、今申し上げましたように、先生を今集めようとしておりますのとあわせて、申し上げましたカリキュラム、実際の授業

のやり方をどうするかというところを決めてまいりますので、時期というのは今、明確にお示しはできませんけれども、ずつと持っておく、考えておくものではないというところで申し上げるところでございます。(ちよつと聞きそびれた。もう一回)と藤木委員呼ぶ)

認可申請までには出さなきゃいけない話でございますので、とはいえ、それより前に学生たちもどのくらいの定員かというのはあるかと思いますが、まだ時期はどのくらいのというのは決めていないです。決めていないですけれども、しかるべきタイミングでお示しなきゃいけないというふうに思っています。

以上です。

○藤木委員Ⅱそれじゃ、それは間もなくではないですな。時期を見て、いいタイミングを計ると。とにかく全体の概要がはつきりするためには、その定員の数ということについては大変興味深いところでもあるので、鋭意努力をしていただいて、なるべく早い段階で県民の皆様にお示しできるようにしていただきたいというふうに思います。

あと、もう一つこれは確認ですけれども、この前の十一月定例県議会のところで、基本設計が出てから、学食がないと、購買がないというようなこともありましたし、部室がないというようなこともあつておりました。ここに書かれているペーパーは、学校は、先生は学生に何を求めるのか、企業に何を求めるのか、教員に何を求めるのかという、受益者に求めるものについて語られたけれども、私たち大学側が、佐賀県側がというか大学側が学生に何を与えるのかというようなこともあろうかと。

別に研究し勉強するためだけに学校にいるわけではなくて、学生なんだから、いつか言いましたけれども、学生生活、大学生活、みんなそれは楽しかったし、有意義なことはいろいろな部の活動でもゼミの活動の中にもいろいろあつ

たんだろうというふうに思う。一定空間が必要で、その場を提供するという意味において、まず、もう一回確認すると、今の猪村委員の総務常任委員会での発言では、購買はできるということだった。学食はできるのかできないのか、部室というものはできるのかできないのかということについて改めて再度確認をしたいと思います。

○中島政策企画監Ⅱありがとうございます。前回の委員会でも回答させていただきました。私もお答えしましたけれども、授業だけじゃなくて、ゼミの活動だとか、あるいはサークルの活動、あるいはもしかしたらバイトとかも、いろんな経験というのが学生を成長させるものだと思うっております。そういった準備ということとをさせるというのは大事だと思っております。

今、お尋ねはハードの部分でございましたけれども、学食につきましては、今、設計の中に入れておりませんけれども、これは造らないという方向でいきताいと思っております。申し上げておりますように、学生数がやっぱり千人程度というところで大きくないというところもございますし、加えてというか、やっぱりそこはこれは総務でもお答えしたところですけれども、北部バイパス沿いのアリーナ近くの駅北エリアの中心となるような地域でございます。キャンパス内だけではなくて、周囲も含めてキャンパスだというふうなものを造っていかなきゃいけないというふうに思っておりますので、そういった考えで造らないということを考えております。

実際、今あそこの立地予定地周辺では飲食店ができたりということもございいますけれども、そういった民間の活力というのも期待しているところでございますので、学食は設置しないということとでいきたいと思っております。

売店につきましては、基本計画の中では造らないということで申し上げておりましたけれども、周りに店舗があるからというような答弁も差し上げたところでございますけれども、実際、学生が増えていたり、あるいは周辺の店舗

で提供されているものというのを見ながら、需給がどうかというのもございいますので、そういったところでは、売店の設置というのにも対応できるようにしたいというふうに考えております。

対応できるようにというふうに申し上げたのは、今新しい建物を造ろうとしておりますけれども、その中に、売店の設置が可能なスペース、こういったのができないか、そういった設計の見直しができないかということを今、検討しているところでございます。今、コモンズで使おうとしているところの一部をそういったものに使えないかなというふうなところを検討しているところでございます。

部室につきましては、私も申し上げましたけれども、やっぱり大事だと思っております。こちらでも検討をしております。これも具体的には部室のいろんなものがあるよねというふうなお話もありました。将棋盤とかという話がありましたけれども、そういった部活動とかサークル活動に道具といいますが、そういったものもやっぱりセット物というのもございますので、そういったものも置けるようなスペースというのを設置することができないかということを検討しておりますし、そういったものを置くスペースの向かい側、今、小講義室ですけれども、そういったところが将来、部活動とかサークル活動のための部室にも変更できるようにしつらえとかできないかということを検討しているところでございます。

以上です。

○藤木委員Ⅱ大学は、東京六大学は野球も盛んだし、ラグビーだつてもっと盛り上がってたりとか、アイスホッケーだつて、空手だつて、確かに大きい大学です。これは可能かもしれないけれども、例えば、西高校だつて、北高校だつて、小城高校だつて、やっぱり部活動はサッカー部からいろんな部活動がある。そういう状況の中で、あれは建物しかないの、体育系の部活はなかなか難し

いのかもしれない。しかし、そういうことをひっくるめて大学の価値を決めていくわけです。

そういう意味では、そもそもキャンパスの中に体育系のサークルをするような、体育を学習するようなエリアは設置されていないのだから、それはなかなか難しいのかもしれないけれども、だからといって人が集まって同好の士、集まって大学を謳歌するため、サークル、部、それはどうしても共有する時間というものも大切ですが、共有する時間を共有する場所ですね、というものもやっぱり絶対的にないことには。

だから、そういう意味においては、購買、ちょっとパンが買えたり、おなか減ったからちょっとおにぎりでも買ってこようかなというようなことだったり、ちょっとジュース飲みたいとかというようなことだってあるだろうし、先輩と後輩の間は教室の中だけではなく、やっぱり部活動やサークル活動の中に交流があつていろんなことについて学び合うという、それは、道具を置くための部屋でもそうかもしれないし、その人たちだけが共有できる場としての部室なんかもそうかもしれない。それは二百人規模、四年で一千人あるなしだということなんだから、そんな大きなものができなかったとしても、やっぱりそこは決定的に大きなことなんだと私は思いますね。

これから、先生は客ではないと言うけど、客です。この客が次の客を呼ぶんですよ。県立大学のすばらしさ、一年生になって二年生になって、県立大学に行つてよかったなと思つたときに、自分の妹にも、あんたこんねということかもしれないし、親戚のいとこの子に、あんたよかったよと、めっちゃ盛り上がりつつあるからあんたもこんねということかもしれない。客が客を呼ぶ、学生が学生を呼ぶ。そういう意味において言うと、求めるものは何なのかということもそうなんだけれど、それ以上に与えられるものは何なのかということにしっかりと注意を払つてお金をかけて、そりゃ、無尽蔵にお金がかけれんけれども、

学生活動が充実するために、やっぱり口コミの力、強いですからね。その強い口コミの力に本当に血を通わせるために、学生がしっかりと充実した勉強以外、PBLとか、その新しい試しはもうよく分かった。それ以外の部分について、大人がどう彼らに対して意義を与えられるかどうか勝負どころだと私は思います。

別に特別にこの案件に賛意を示しているわけではないのだけれども、ちょっとこのままできたらもう学生たちに対して申し訳ないなと僕は思うので、その点についてはしっかりと改めて、もう設計に入っているんだから、実施設計でも遊びの部分は確かに少ないにしても、創意と工夫でその点についてはしっかりと考えていつてもらいたいと思います。

政策部長にその点見解を聞きたいと思います。

○前田政策部長 Ⅱ 学生に選ばれる大学になるという観点、非常に大事だと思います。そこは、まずは教育の内容について、どういう学びができるのか、そして、どういう人材に育っていけるのかという部分でしっかりとそこは注力してまいると思います。

そして、学生生活ですので、当然、委員からお話ありましたように、学生が過ごしやすい環境をつくるという観点についても、そこは意を用いてまいりたいと思います。

そしてまた、これからの大学にふさわしい学びの空間というものがどうあるべきかという点についても、ソフト、ハード両面にわたりましていろいろ議会でいただいた御意見も参考にしながら、これからしっかりとまた検討に役立てていきたいと思っております。

以上でございます。

○藤木委員 Ⅱ しばらくしたらやめますけど、二つ部長に聞いておきたいことがありますね。

この大学の強み、他に抜きん出て、どうしても県立大学に行かねばならない、行かせたいという佐賀県立大学ならではの強み、求心力のコアになるような強みというのは何か目指されているものでもありますか。

○前田政策部長Ⅱ我々が考えている佐賀県立大学の強みということでお答えいたしますが、今だからこそつくる県立大学でございます。AI時代の本格的な到来というのがありますけども、人の指示に従って物事に対処するような人材ではなくて、自ら考え、実践して、挑戦していく人材を育成したいと思っております。今だからこそつくる大学ということでございます。

そして、こうした県立大学の人材育成の方針に共感いただいているからこそ、多くの方に、また、企業、団体の方に期待が寄せられておりまして、県立大学への協力事業所も二百三十超えるというような状況でございます。

こうした多くの方々の期待に応えてまいりたいと思っておりますし、佐賀県立大学には、地域で育て、つくり、生かす大学、そして、オール佐賀で様々な方に関わっていただくことで成長していく大学というものを目指してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○藤木委員Ⅱ部長、説明が長過ぎて、強みはこれですよと周りの人には説明しにくいです。

恐らく僕が想像するに、このPBLなる現場を重視して佐賀県で実践的な知の集積みたいなことを、つまり、佐賀県のことにはやたらめったら詳しい大学生を育てること。島根県のことと分からないし、世の中のことにについてはよく分からない。いろんな大学にはいろんな個性もあるし、そりゃそうかもしれない。世界について詳しくないかもしれないが、佐賀県のことには特化的に詳しい人材を輩出することができる大学、それが佐賀県立大学なんだろうというふうに私は勝手に想像しています。そういうことが強みとして佐賀県の自治体、

もしくは団体、もしくは産業界に訴求することができるのかもしれないということなんだろうというふうに私は思っているんですが。

もう一つですけれども、その強みを生かしければというんですけど、ただ、佐賀県に強い人材を養成するということなんだろうと私は勝手に思っているんですが、この大学は十年、二十年どころか、五十年、我々が亡くなっても、これは創建以来七十周年を迎えましたというようなことになっていかなければならないわけです。整備もするし、お金も多額の費用、我々の代で決めるんだから。ただ、そうしたときにどうしてもこの大学をつくらなければならぬ、どうしてもこの県立大学をつくらなければならぬという、よって立つ柱、その必要性。もしかしたら知事が三代、四代ぐらい替わって、大学がその成果を発揮し得ない、または入学者定員も随分とよその何とか私立大学と同じような構造になったときに、大学はやめちゃうかというふうに思ったときに、いや、これはやめられんと、大学はやめられん、どうしてもそれはやめることはできない、構造上の問題として佐賀県は抱える、だから、つくったじゃないかと。

どうしてもつくらなければならぬという根本的な設置の理念というか、必要性というか、その部分が柱なんですよね。代が何代か替われば、どうですかねというようなことになっては絶対困るんだろうと思うので、今は正念場だと思いますね。

日野さんなんかは、知事も同じで、他県には当たり前に備わっている、その当たり前に備わっているのが、うちは欠損しているからつくる、そういうことじゃないです。当たり前にあるものが当たり前に備わっていない機関は幾らも佐賀県は抱えています。それでもやっぱりつくれていないもののはつくれていない。そういうものなんですね。うちは大学だけはそうではないと言い切れる理由というか、同じことを何度も繰り返していますから、大学をつくらなければならぬ真の理由というか、根本的な理由、その点について改めて確認をした

と思います。簡潔にお願いします。

○前田政策部長Ⅱお答えいたします。

大学が果たす役割でございますけれども、当然、役割ございますけれども、それ以外にも、他の都道府県と比べて大学の数が圧倒的に少ないことで、大学進学時の選択肢、それから、社会人の学び直しに限界があるという佐賀県の特長事情というのは一つございます。

それから、さつき委員からもございましたとおり、県立大学、ほかの県には普通に備わっている機能ということになります。そして、こうして社会がいろいろ変化する中で地方における公立大学の役割というのは非常に大きなものになっている中で、佐賀県にはそれが無いというのはリスクであり、損失であるというような説明をこれまでもさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○藤木委員Ⅱじゃ、そういう意味からすると、経済界が求めているもの、根本的なところではなく、大学の役割ということであるならば、それに代替できるものが創意と工夫によって対処できるのであれば、普通に備わっているもの、佐賀県に備わっていないもの、鳥取県でもどこでもそうだけど、普通に備わっているものなんだけど、うちには備わっていないというのは、どの県にも幾らもやっぱりあるわけです。うちの場合はたまさか大学だったと。文化財の保護施設なんかもうちには備わっていませんけど、別にそれについては確かに問題になっていないかもしれない。

代替できるものがあれば、別に大学が果たしているこうとする役割や機能、県外に流出する人々を幾らか戻していきたい。私立大学の活用、専門学校の運用、活用、佐賀県の産業技術学院等の連携、佐賀大学でどうだこうだ、いろんなことをバリエーションで対処療法的に考えようと思えば、幾らも考えられる話なんだけど、もしそうやって比較優位的に大学のあなたが求める役割ない

しはつくらなければならぬ部分を、幾らか腑分けして、その機能を代替することができれば、それはそれとしてありだということでもいいんですかね。

○前田政策部長Ⅱ県立大学につきましては、若者の県内定着とかいろいろ申し上げておりますけれども、そういった観点では、例えば、奨学金の返還制度、これは議会のほうから御提案いただいて導入をさせていただいておりますし、それから、様々な形で若者の県内定着に向けて、いろんな就職相談会とか、いろいろ手を尽くしております。

そうした中におきましても、この県立大学についてはその核となるもので必要不可欠な県としての機能であるということは、そこはそういう気持ちでこの県立大学構想を我々は進めているところでございます。

以上でございます。

○一ノ瀬委員長Ⅱほかに質問のある方は挙手をお願いいたします。

○古川委員Ⅱ午前中、説明を受けまして、その件について、また、この枠の外の部分についても質問させていただきたいと思います。

一点は、学校推薦型の入学者選抜のイメージの部分で、意欲ある学生とか、熱量のある学生とか、もう一つ単純に基礎学力を身につけた学生を求めるということで一覧に入っていたんですけれども、この各学校二名から三名の枠があるんですが、この枠は埋めるものなのか、埋まるものなのかというので全然意味合いが変わってくると思うんですよ。それで、たくさん希望者がいて、じゃ、この中から校長推薦として絞りましょうということで、大学側が望む学生像に近い人間を推薦していくことになるんだけど、ちょっと手を挙げさせたけど、二名、三名届かんごたるなというときに、おまえ、県立大学はどがんかと先生側から勧めてその枠を埋めていくことまでやるのか、そういったところの判断をどう考えられているのか。

もしくはその結果を受けて、その後、当然面接があるということですので、

面接で合格、不合格を分けて、その結果であなたの高校は今回実績がこうだったので、来年度の枠はこうですよという調整をするものなのか、その辺りの考え方というのをちょっと教えてください。

○中島政策企画監Ⅱ入学者選抜についてのお話でございます。

まず、埋めるのか、埋まるのかというところでございますけれども、私たちは入りたいと思わせる大学をつくるというところで思っておりますので、（もちろんそうですよ」と古川委員呼ぶ）まずそこは埋まるんだと思います。埋まります。埋めていきます。埋まるようにしていきます。

そして、入学者選抜というのは、時代とともに変わっているということもありますので、このやり方でいくというのがずっと続いていくわけではないと思います。それは学校推薦型もそうですし、一般的な話で今後どうするかというのは、二年後、三年後をどうしていくかというのはまだ決めているものではないかもしれませんが、当然というか、学校推薦型という形は、一般的な話でいくと、そこで来た生徒がどう頑張っているか、頑張っていないのかということとろがまた見直すところで、また、タイミングでどうしようかというのはあるかと思ひますので、そういったところは一般的にはある話だと思ひております。

ただ、これは埋まる大学でござひますので、熱量の高い子供たちが来るというところ、どの高校でもですね——というところにはなるかと、そこを目指していききたいというふうに思ひております。

以上です。

○古川委員Ⅱ中島企画政策監との議論は絶対こうなるんですね。我々との見方の問題、どちら側から見るとかなんですよ。結局、教育の現場とか、今こういう構想をされている側は当然、理想側から物を見ます。ですから、埋まると自信を持って言われます。でも、現実はどうなのか。我々は現実から物を見るんですね、そういう政治スタンスなので。ですから、いつもこうなるので、あまり

議論したくないというのが本音なんですけれども、埋まるということを、結局、現場に押しつけたら埋めなきゃならなくなるわけですよ。埋まるでしようと言われるわけですよ、大学側が。要は、県はそういうスタンスなんだから、埋まるでしよう。

現実、子供たちと——今、実際、私立の大学が県内にできつつあります。この高校があります。高校の進路指導、あまり詳しく言ったらいかんんだけど、「そこはあんまり言わないほうがいい」と呼ぶ者あり）すみません。というような現実の視点から見たときに、それでいいのかという話なんです。埋まる、埋まるはずということから思考を深めなければ、この議論というのは深まらない。ですから、その辺りをどのように認識されるのか。蓋を開けた後の話をもうちよつと現実路線から見る必要があるのかという話をしてはいるんですが、認識をお聞きます。

○日野政策総括監Ⅱ埋まる、埋める論ではなくて、スタンスとしては、いろんな学校長推薦なり、総合型選抜の推薦をこっちに出す側ですから、出す側はこういう人に来てほしいということを出さなきゃいけない。それで、例えば、学校長推薦の場合はどういう人がこの大学は望んでいるんだろうといて、こちらのほうで進路指導とか、いろいろ子供の状況を聞きながら推薦するということ、単純にこういう関係なんだろうと思ひます。

そのときにこちらが、我々のほうはちゃんとこういう人に来てほしいんだというイメージはお伝えしなければいけないし、その説明をきちんとやらなければいけないだろうと思ひます。誰が来てもいいですよという、とにかく枠が三つあるから三つを埋めてくださいねという、そういうことではまずないんだろふと思ひますし、それと先ほど教育委員会のほうにもあれでしたけど、今でも県外の大学から学校長推薦がいろんな学校に來てはいるんですよ。ただ、私もいろいろ聞くと、じゃ、全部埋まっているかという、そういうことじゃな

いんですよね。やっぱり子供の関心事と合わないとか、いろんな事情があつて、今でも全部埋まっているわけじゃないと思います。

そういった意味で、埋める、埋まるとかという結果論をどっちから見たというよりも、我々としては制度をこういうふうにつくっているからどうぞと、そして、我々の意図というものをきちんと高校側だとか保護者の皆さんに伝えるように伝えなければいけないだろうというふうに思います。

以上です。

○古川委員Ⅱ分かりました。そうであるならば、解像度高く、こういう人材を受け入れたいというようなことを伝えるべきですし、埋まらなくても、埋まるはずだと思わずに、現実を受け止めるというような話になるんだろうと思います。その後に結局、一般選抜のほうの枠を広げていくとか、そういったような対応をすることになるのかなと思うんですけれども、そこら辺りは、要はこうなるはずだというスタンスではなく、柔軟に対応するべきなんだろうなと思ったので、ちょっと確認をさせていただきました。

もう一点、ちょっと枠を外れます。県内の武雄アジア大学の件になります。武雄市が十三億円、その半額となる六億五千万円を佐賀県から支出させていただいているということで、当然、関心を持たざるを得ないというか、この件、来年度開校に向けて今進んでいるわけですけども、どうも不可解というか、実際、前期入試が二月二日月曜日、中期の入試が二月十四日土曜日、そして、後期が三月二日月曜日にありました。総合型選抜に関しては、今ちよこちよこつと見ていて、ちょっと分からなくて、三期という多分一番最後の入試だと思います。総合型選抜三期があしたあると、三月十三日金曜日。

この状況において、要は受験希望者数、そして、実際の受験者数、この辺りがどうなっているのかというのがなかなか表に出てなくて、その辺はどうなっているのかなと思うので、県で今把握されている分がありましたら教えて

ください。

○久保政策企画監Ⅱ設置者である旭学園によりますと、武雄アジア大学の入学希望者、受験者数については、全ての入学試験が終了し、入学者が確定した後公表するというところをお聞きしています。なので、今は公表されておられません。

○古川委員Ⅱそういうことはあり得る話なんですか。ちょっと聞いたことがなくて、全部、蓋が開くまでは何もということ、例えば、新聞の取材とかは入試の当日とかに多分入っているのかな、記者さんとか見に行っているんじゃないかなと思うんですけれども、そういったところで何人ぐらい入室していましたというような話もあり聞かないんですが、これは公表しないというよりは、公表しないでくれみたいなところまで含まれたようなニュアンスということなんですか、お聞きします。

○久保政策企画監Ⅱ取材についてはちよつと私、存じ上げないので、申し訳ございません。

入学者が決まるまで学園側が公表されない理由というのが、まず、入学者数の公表については、学校教育法施行規則、こちらで定められておりまして、最終的な入学者の数、実際に入る数字の公表は、これは義務となっております。これは必ず公表しなければならないんですが、それ以前の途中段階での志願者数、要するに試験が終わった後の志願者数ですとか合格者数の公表というのは、各大学の判断ということになっております。

武雄アジア大学では、現時点での志願者数や合格者数は出されておられませんけれども、この理由としては、旭学園さんからは、三月三十日を入学者の辞退期限としておられまして、その途中段階での入学希望者数の公表は不確定の入学希望者数となるためというところでお聞きをしているところです。

ほかにこうした志願者数や合格者数を公表しない大学があるかという点につ

きましては、西九州大学さんも同様に公表はしてられません。

以上です。

○一ノ瀬委員長Ⅱ それでは、ほかに質問のある方はいらっしゃいますか。

○下田委員Ⅱ 午前中に引き続きよろしく願います。下田です。

二点大きく政策部と教育委員会にお伺いしたいと思っていますんですけど、午前中、山口先生のほうから、「日本一プロジェクトが生まれる大学」、これは何度も何度も言っているところなんですけれど、私、今回の農林水産商工委員会質問の中で、県内大学生の就職率、これがまた県立大学ができたときでどういうふうに変わっていくのかと、どういう相乗効果が生まれていくのかというような質問をさせてもらいました。

以前の一般質問においても知事にもお尋ねしたところがあったんですが、今現在、先ほどもありましたけれど、「地域構想推進プラットフォーム」というのをつくって協力的事業者約二百三十ぐらいの企業さん等も巻き込んだ上でのそういった組織づくりが進んでいるということで、現状、今の県内企業さんとの関わりもののプラス「地域構想推進プラットフォーム」というものがまた別枠であって、そっちのほう幅広く福祉だとか、農林水産だとか、そういった業界も巻き込んだものができているというふうに伺っております。

これは今までの枠組みをさらに推進していくようなものになっていくのだろうというふうに思っているんですが、これを踏まえて、過去の答弁にもありましたけど、今日の山口先生の言葉でも、やっぱり自分事として人をいかに巻き込んでいくのか、いろんな方々にどれだけ関わっていくのか、関わりしるを大学時代からどれだけ増やしていくのかということが非常に大きなこれからの課題の一つ、テーマの一つでもあると思っています。

その中で、民間企業の皆さんも、いかに我が事となって県立大学を中心に佐賀県盛り上げていくのかというところは非常に大きな視点だと思っています。

そこで、ちょっと過去の答弁も含めてなんですけれども、いかにこの佐賀県内で経済循環を「日本一プロジェクトが生まれる大学」ということを踏まえて、その「地域構想推進プラットフォーム」というものが出来上がっていく中で、民間企業の方々とどれだけ経済循環を回していくのかというところの、何か進捗があったらお伺いしたいんですけれど。

○日野政策総括監Ⅱ 今、委員からの協力的事業者の件と「地域構想推進プラットフォーム」のお話がありましたけど、ちょっとこれは二つ分けて考えていきたいと思っています。

まず、協力的事業者は、これは県立大学に関して、PBLの現場だとか、インターンだとか、受け入れだとか、いろんな意味でとにかく協力したいよという事業所のほうを私どもは募っております、それが現時点で二百数十社に上っているところでございます。言ってみれば、一つ一つの会社が、先ほど申し上げましたように、PBLの現場として受け入れる、あるいはインターン生を受け入れる、あるいは自分の会社から何かあったら、例えば、講師を派遣しているよとか、いろんな関わりがあるんだろうと思います。

もう一つの「地域構想推進プラットフォーム」は、こちらは県立大学に限らず、佐賀県の中にある大学であるとか、短大とか、高等教育機関、全部に対するプラットフォームになります。こちらは、経済界だけでなく医師会とか福祉とか、いろんな関係の業界の団体の皆様を集めて、佐賀県のいろんな社会の団体の皆様方と一緒に、これからの佐賀県の高等教育全体の在り方はどうしたほうがいいんだろうか、そういったことをちょっとマクロな視点で御議論いただく場にしたいというふうに思っています。

いずれにいたしましても、マクロの団体で佐賀県の大学トータルを考えていただく、意見を出していただく、自分事としてもらうという場面と、協力的事業者の形のような形で一社一社、自分ができることは何だろうか、自分のプラ

スにもなるようなことがあるんじゃないかという一つ一つの動きですね、これが相まって、開学後に学生の受け入れだとか、学生の地域における就職だとか、いろんな活動に結びついていければというふうに思っております。

以上でございます。

○下田委員Ⅱすみません、私、ちょっと頭の中逆になっていました。失礼しました。ありがとうございます。

これからの話というところもあるんですけど、ちょっともう一点、そこで、これもこれからの話なんですけど、以前、知事から民間の皆さん等とも連携したファンドをつくっていききたいというような前向きな答弁いただいたと思うんですけども、ここに何か進捗があるのかどうかというところをお尋ねしたいです。

○日野政策総括監Ⅱそのファンドという大きな形ではございませんけれども、例えば、佐賀県立大学に関しまして、いろんなふるさと納税の受付のようなことも話しております。これからの話になりますけども、企業の皆様といろいろな話をする中で、例えば、資金面での提供をしたいとかいろんなことがございましたら、そういったことには対応できるような受け皿というのを整備しているところでございます。

以上でございます。

○下田委員Ⅱ引き続きよろしく願います。

もう一個、教育委員会にお尋ねしたいんですけど、先ほど山口先生から、私の質問に対して、小・中・高の学校の先生たちもぜひこの県立大学と連携をして、PBLの話だとか、探究授業の話だとか、そういったもので教員の先生方の意識を変えて、この教育現場をさらに推進していけるような形も検討していきたいという言葉があったと思います。これに対して教育長はどう思われたのか、ちょっとお伺いしたいです。

○甲斐教育長Ⅱ御質問いただきました。

私たちのほうも、今、探究学習ということで、それは佐賀県立大学が考えてPBLにつながっていくと思うんですけども、そういった位置づけをしております。まして力を入れようとしている、変わろうとしているところであります。

代表質問のほうでもお答えをさせていただいたんですけども、これからの佐賀らしい探究、佐賀型の探究学習授業というのを進めていこうというふうに思っております。

そうしたときに、やはり来年度は、先生方の研修とかそういったものもやりますし、あと、大学と結びつくネットワークをつくるという構築のころにも力を入れていきたいというふうに思っています。そうしたときに、佐賀県立大学があるというのは大変心強いことでございまして、これまで、例えば、高校生のプレゼン大会の講師をいただいたりですとか、出前授業をしてくださいたりとかと後押しをしてくださっています。ですから、ここはしっかりと我々もつながって、小・中・高、そういったところの探究学習というのがさらに発展していくように、深みを持たせていけるように連携をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○下田委員Ⅱありがとうございます。

では、もう一步その連携のイメージ、小・中・高の先生が大学で数カ月間、教員という立場か学生という立場か分かんないですけど、そういう研修に入っ

て一緒にやったら見えてきたりするのかなとか、現時点でのイメージとかがあったらお伺いしたいです。

○甲斐教育長Ⅱ現時点で先生をどれぐらいの期間、大学にとかというのはイメージは持ち合わせておりません。

今思っておりますのは、まずは高校のほうを中心に、来年度はつながって、

ネットワークをつくってやっていく。そして、高校のほうはもう中学校、小学校とつながっていくと、広がりさせていきたいというふうには、交流する機会を設けていきたいというふうに思っていますし、大学とのつながり方というのはこれからなるというふうに思っております。今何か、今の時点で先生方を派遣しますとかというところは何か持ち合わせているものではないです。

○下田委員Ⅱありがとうございます。

では、ちょっともう一点その部分で、連携はぜひやっていただきたいですし、最近のこの部分に関してとても積極的に取り組んでいただいているなという印象というのは多くの方が持っていると思っています。

それで、民間の方々との連携というのをより推進できないものかなということじゃないですか。でも、やっぱり課題解決授業とか地域の中に出て何かをするとなると、外部の方との連携とか、日頃からのネットワーク、人間関係というのが絶対に大切なわけで、でも、ここは学校の先生たちの専門分野ではないわけですね。

なので、特に今から高校で探究授業とかをやっていく中で、今の高校の中に民間が入っている学校なんかも、公立でもあったり、以前も視察させてもらいましたけど、この部分というのをさらに強化していくことというのは、これからの学校をつくっていく上でも物すごい大事な部分の一つというふうにも思っています。

そういう点では、小・中・高、特に高校になる部分が強いのかなと思うんですけども、県立大学との連携というのを通して、もちろん課題解決の研修をする、それも大事なんですけど、さらに民間の方々の連携を強固にして学校に新しい風を吹かせていくというのは、佐賀県教育にとってもものすごい、さらに推進していく一助になるというふうに考えているんですが、この点についてい

かがでしょうか。

○山口学校教育課長Ⅱお答えいたします。

学校現場に民間とのつながりが必要と、まさにおっしゃるとおりだと思っております。しかし、先生方がそこが専門ではないというところがあると思うんですが、今回、佐賀らしい探究学習推進事業というのをさせていただきます。その中にスーパーバイザー、それから、コーディネーターを配置いたします。そこに当たる方は、例えば、民間企業の出身の方、または学校の先生で御退職されたけれども、民間と非常につながりを持って既に探究的な学びをされている方とか、そういった方を配置して、そして、民間の企業さんとながつて、そして、世の中のいろんなこの課題解決に向けて、生徒からアイデアが出てきたときにうまくつなぐという、そういった働きを持たせる人を配置しようと考えております。引き続き、やはりそういったところはこれからより力を入れて、さらに充実するように進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○下田委員Ⅱこれで終わりにします。

今回そういった議案が出て、私自身もこれからさらに推進しようというのをすごい感じているところでもあります。

なので、今回の議案のお話をいただきましたけれども、ここを軸にして、より強力に推進をしていただきたいと思いますので、よろしく願います。

以上です。

○一ノ瀬委員長Ⅱほかに質問のある方はいらっしゃいますか。

○原田委員Ⅱそれでは、「地域構想推進プラットフォーム」の話が出たのですけど、前のやり取りの中で、必ずしもこれを目指しているのではないじゃないけど、やりやすい形からスタートしていつて最終的にここにたどり着けばというふうには私はお聞きしたと思っております。ただ、小長谷先生とかと話すと、

来年度スタートする事業ですけども、全国十カ所ぐらいなので、十カ所かな、補助金があるので、それはやっぱり取りにいくなんじゃないかみたいな話があるって、現時点で来年度申請を予定して取りにいくなのかどうか、まず、確認したいと思います。

○日野政策総括監Ⅱ 今、私どもも県内の大学だとかいろんな話をさせていただいております。私も実際、直接文科省の高等教育局と少しやり取りもいたしております。今年度の国の予算でモデル事業というようなことが予算措置されておりますので、まだ文科省のほうで募集要項とか公募要領とかは示されていないので、何ともそこは最終的なことは言えないところでありですけども、我々としては、各大学と相談して使えるような予算については国のほうにモデル事業なりで申請していくということを考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○原田委員Ⅱ 分かりました。

その状況が分かれば早めに連絡していただきたいと思いますが、今日の午前中、先生とのやり取りの中で、教員の採用のところでのデータサイエンスの教授が三名、少ないなと思ってるんですけど、その中で、西九州大学とか、データサイエンスの学環とかもできるし、多分その教員とかを共用という言い方がいいのかどうか分かんないですけども。多分そうになると、講師みたいな扱いになるのかなと。基幹教授で両方だと、教授にカウントしなきゃいけないんですね。どういう形でそれを思っておられるのかお尋ねします。

○日野政策総括監Ⅱ 西九州大学もそうですし、佐賀大学のほうからも学長のほうからそういうことがいろいろできるんじゃないかというようなお話もいただいております。

今、原田議員のほうからいわゆる教授の兼任みたいな形のやり方も、講師の

やり方もあるんじゃないかという話がございましたけれども、どのような身分の取り扱いでやるかということについては、今後、両大学と話し合っていくということになります。

以上でございます。

○原田委員Ⅱ 要するに、さっきのプラットフォームを申請するしないは別にして、三校との協議は県がやっていくという話だったんですけど、まだ大学が設置されていないので、県立大学はここに入れないわけですね。ただ、何年後かにつくるといような状況の中で、できたときにはこういうことを一緒にできるよねというような、例えば、オブザーバー参加みたいな形とかでも、多分その中でも答弁を分けて言われていると思いますので、県立大学の担当の方がそこにオブザーバー参加してというような、そういうこともあるのかどうか確認をしたいと思います。

○日野政策総括監Ⅱ もちろん県立大学は開学前でございますけれども、プラットフォームの関係については、もちろん佐賀県という組織が参加する形になりますので、その中でいわばそのプラットフォーム全体の事務局機能を担う佐賀県と、県立大学の開学を検討中の佐賀県と、そういう二つの立場がありますけれども、いずれにしろ、そういう形でいろんな議論とか協議には参画していくということでございます。

○原田委員Ⅱ いずれにしても、三大学ともプラットフォームを非常に期待されていますので、うまく相乗効果を出していくようなことを、申請されるかされないかは別にして、それを県立大学としつかりとつなげていただければと思います。

以上です。

○一ノ瀬委員長Ⅱ ほかに質問のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○一ノ瀬委員長Ⅱこれで質疑を終了いたします。

○ 継続 審査

○一ノ瀬委員長Ⅱお諮りいたします。

人口減少下における県内の高等教育機関等の在り方、及び大学等設置、次世代の人材育成に係る環境整備等の諸問題の調査に関する件につきましては、重要な問題が残されておりますので、閉会中もお継続審査に付する必要がある旨を議長に申し出ることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○一ノ瀬委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。

なお、本日の委員会での説明及び質疑応答などにおいて、数字または字句の誤り、及び不適切な表現などがありました場合は、適宜、委員長の手元で精査の上、訂正などを行うことに御承認を願っております。

これをもって、高等教育機関問題対策等特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午後二時四十三分 閉会

速記者 木村 佐知子

一ノ瀬 裕子

猪
村
利
恵
子

藤木卓一郎

原田 寿雄

酒井幸盛

木村雄一

真坂昇

中島彰子

令和8年3月12日

県立大学の検討状況について

立教大学 経営学部 教授

山口 和範

(専門家チームリーダー・学長予定者)

佐賀県立大学（仮称） 開学に向けたスケジュール

R7.2 「県立大学の開学に向けた現時点でのとりまとめ」を公表

R7～ カリキュラムや教員の検討

R7.11 施設の基本設計概要を公表

R8.4～ 教員の公募開始

R9～ 施設の改修、新築工事

R9.9 設置認可申請 【R10.4新設分から適用】（※ 従来はR9.10の申請）

R11.4 開学



県立大学において養成を目指す人材

不確実性を増す時代において、現状を是とせず、起業家精神をもってチャレンジし続け、周囲に変革をもたらす人材 “チェンジ・メーカー”を可能性豊かなチャレンジフィールドである佐賀において育成

育成する人材像

- 自ら課題を発見し、その課題を多面的に見ることによって本質を捉え、他者と共創し、自ら行動して解決に導く人材
- 地域社会に貢献する志と高潔さを持つとともに、データサイエンス・情報分野と経営分野双方の知識を備え、それらを実際に活用し、新たな価値を生み出す人材

卒業生の進路としては、企業のリーダー候補、県や市町の公務員、起業、後継者不足に悩む事業の承継、NPOでの主導的役割、地域のコーディネーターなど、佐賀県をはじめとした幅広い分野での活躍が見込まれる。

教育に関する方針

学生に
身に付けて欲しい
能力

- ・課題発見、解決策創造、社会への実装
- ・多様性の尊重、周囲との協働
- ・挫に囚われず、失敗を恐れず、実践

県立大学の
“学び”のイメージ

- ・県全体をフィールドにした課題解決型学習 (PBL※)
- ・理論と実践の循環型の学び
それを実現するための知識習得、力を培う科目を設定

入学者に
求めること

- ・社会への興味、関心、学ぶ意欲
- ・課題解決、新たな価値の創造への意欲
- ・柔軟な思考力を養う意志

※Project Based Learning

「県立大学の開学に向けた現時点でのとりまとめ」の概要（R7年2月）

現状を是とせず、起業家精神をもってチャレンジし続け、周囲に変革をもたらす“チェンジ・メーカー”をチャレンジフィールド佐賀で育成

卒業認定・学位授与の方針	○ 本質的な課題を発見し、解決策を社会に実装できる能力（発見力・社会実装力） ○ 多様性を尊重し、様々な人たちと協働することができる能力（協働力） ○ 失敗を恐れず挑戦し、ものごとをやりとげる能力（自己研鑽・実践力）
教育課程編成・実施の方針	○ 理論と実践の循環型の学び ○ 県全体をフィールドとしたPBL。県内の様々な分野を現場として多種多様な課題と向き合う。
入学者受入れの方針	○ 社会における様々な事象や課題に興味、関心を持ち、学ぶ意欲を持つ人 ○ 高等学校の様々な教科・科目の学習を通じて、基礎学力を身に付けた人 ○ 自分の考えを表現し、他者に伝えることで、多様な人々、組織と協働する意欲を持つ人 ○ 課題解決や新たな価値の創造に意欲を持ち、柔軟な思考力を身に付ける意欲を持つ人

検討状況（R8年2月）

「カリキュラム」と「教員公募」の
枠組みを整理

「入学者選抜」の枠組みを整理

教員公募①

県立大学の理念を理解し、熱量の高い教員を集める。

(令和8年4月、10月開始の2回にわたって公募を実施、大学設置に必要な教員30名程度を確保予定)

教員に求める資質・姿勢

(「県立大学の開学に向けた現時点のとりまとめ(令和7年2月)」より)

- ▶ 県立大学の理念を理解し、ダイアログ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーに基づき、教育研究活動を推進できる。
- ▶ 学生の熱量とシンクロする高い熱量を持ち、PBL等の実践的教育を重視し、さらには学生の目線に立って学修意欲を引き出すことができる。
- ▶ 学生に知識を教え込むだけでなく、ファシリテーターの役割を担い、学生の成長を支援することができる。
- ▶ 県内外の様々な主体とのネットワークを有している、または多様な主体と積極的に連携・協働する意欲を持っている。

教員公募②

カリキュラム区分と採用イメージ

リベラルアーツ 3名程度	実践 3名程度	DS・情報 3名程度	PBL（実践力育成科目群） 実務家教員4名程度	
哲学・倫理学 統計数理基礎	フアシリテー ション プロジェクト ネジカルシンキ ング デザイン思考/ システム思考	データサイエン スやAIに関す る科目	（テーマ例） スポート ビジネス NPO 農林 水産 金融 サービ ス 製造 医療・福 祉 行政 観光 飲食 小売 国際ビ ジネス 経営 15名程度 （各テーマに専 門性をもつ経営 系の教員） この他、 経営学入門 経済学入門 会計学入門	

入学者選抜

アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）を踏まえ、**学ぶ意欲、多様な人々・組織と協働する意欲を重視する入学者選抜**とし、**熱量のある学生**を確保

■ 具体的検討状況

- 学生の熱量を測るため、いずれの試験区分でも面接を重視。
- 最近の傾向なども踏まえ、学校推薦型選抜・総合型選抜の比率をできるだけ高める（7割～9割程度）。
- 県内すべての高校等を対象とした県内枠を設ける。

現時点の入学者選抜のイメージ

試験区分		募集定員の割合	定員の考え方	試験内容
学校推薦型	① 県内枠	40%～50%	県内高校を対象。 各校2名まで出願可 (商業系は3名まで出願可)	学校長推薦
	② 一般枠			
総合型 (IBAO)	③ 県内枠	30%～40%	県内のみ 県外含む	調査書
	④ 一般枠			
一般	⑤	10%～30%		学科試験 (科目検討中)

面接

すべての試験区分で重視

- 今後の主な検討事項
- ・ 各区分の募集定員
 - ・ 一般選抜における受験科目 など

開学に向けて

- 教員に求めるもの
- 学生に求めるもの
- 県内の高校、経済界に求めるもの

令和八年二月定例

佐賀県議会

常任
地域交通・高等
佐賀空港・有明海・新幹線
教育機関問題対策等特別

委員会会議録

発行所 佐賀県議会議務局

印刷所 佐賀印刷社

佐賀市高木瀬西六丁目十一・七
大和工業団地

